OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	エウギッピウス『聖セウェリーヌス伝』の研究
Author(s)	合阪, 學
Citation	大阪大学文学部紀要. 1990, 30, p. i-335
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/12731
rights	本文データはCiNiiから複製したものである
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

エウギッピウス『聖セウェリーヌス伝』の研究

合阪學

凡　例

一　この作品はエウギッピウス『聖セウェリーヌス伝』を邦訳した上、その中に見える措辞、術語、地名・人名、等について必要な限りの註解を施し（第一部）、更にそれを史料として歴史家の立場から考察を試みたもの（第二部）である。

二　『聖セウェリーヌス伝』は手紙二通（エウギッピウスとパスカーシウスの間の往復書簡。「エウギッピウスの手紙」をE、「パスカーシウスの手紙」をPと略す）と本文（『聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書』）、及び本文の章題（各章の梗概）より成り、そのうち章題は本来エウギッピウスにより本文に一括して附されたものであるが、ここでは読者の便宜のために各章の前に配置した。

三　邦訳に当たっては R. Noll/E. Vetter の校訂本を底本としたが、適宜、他の刊本をも参照し、一部、後者の校訂を採用した（写本・刊本については、第二部、第一章、㈤、参照）。

四　刊本や写本の相互の異同は第一部にて註記し、必要な場合には当該個所の訳文を附した。単なる用語上・表現上の違いを越えて、文意の微妙な相違を窺わせる場合があるからである。

五　訳文中での……は原典での脱落を、同じく〔　〕は訳者が削除すべきものと考えた個所を、同じく〔　〕は写本での後の書き込みを示す。

六　邦訳は原文に忠実な直訳を宗とし、その上、理解を容易にするために（　）内に訳者が用語を補足して、文意を明らかにすることに努めた。また、同じ目的のために訳文に割註を附して、説明を加えた。

七　旧約・新約聖書の訳文は『聖書』（日本聖書協会）のそれを借用した。

八　巻末に附録として添付した「聖セウェリーヌス関係地図」は「聖セウェリーヌス記念展覧会」（一九八二年、於エンス。第二部、第一章、はじめに、参照）の解説・研究カタログ所載の地図をもとに、同展覧会担当主任のH・ウプル博士（Univ. Doz. Dr. Hannsjörg Ubl）の許可を得て作成したものである。

目次

凡例……iii
目次……v
第一部　邦訳・註解……1
パスカーシウスに宛てたエウギッピウスの手紙（邦訳）……3
エウギッピウスに宛てたパスカーシウスの手紙（邦訳）……9
聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書（邦訳）……11
パスカーシウスに宛てたエウギッピウスの手紙（註解）……63
エウギッピウスに宛てたパスカーシウスの手紙（註解）……77
聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書（註解）……81
第二部　歴史的考察……185
聖セウェリーヌスとその時代……187

緒論　（聖セウェリーヌスの世紀）……187

第一章　エウギッピウス『聖セウェリーヌス伝』について……197

はじめに……197　(一) エウギッピウスとその教会的立場……199　(二)『聖セウェリーヌス伝』の内容構成……205　(三) 聖者伝叙述としての『聖セウェリーヌス伝』……213　(四) 歴史的資料としての『聖セウェリーヌス伝』……223　(五)『聖セウェリーヌス伝』の写本および校本について……229

第二章　ローマ化・ゲルマン人・キリスト教……233
——ノリクム及びその隣接属州に於ける——

(一) ノリクムの属州化とローマ化……233　(二) ゲルマン人の攻勢——マルコマンニー戦争以降、三世紀の終りまで——……244　(三) 四世紀ノリクムのキリスト教……249　(四) 聖セウェリーヌスの登場する舞台……259

第三章　歴史の中の聖セウェリーヌス……267

序（故国・出自・修業）……267　(1) ノリクムに於ける初期の活動……270　(2) ルギー族との関係……274　(3) イン川・ザルツァッハ川地域での伝道と救済——及び、教会の「慈善的役割」——……276　(4) 東ゴート族の移動（四七二年）以後……278　(5) 西ローマ帝国崩壊（四七六年）以後……280　(6) 東（ドナウ下流方向）への住民の移動……283　(7) 晩年の活動——ファウィアーニスに於ける——……285　(8) ルギー戦争、及び修道士団体のイタリアへの移住……288

第四章　古代文化の変容と終焉……291
——ドナウ地方、特にノリクムでの動向を中心に——
はじめに……291　(一)　城塞都市・国境防備兵・司教座……292　(二)　聖職者と国境住民……301　(1)　聖職者による都市民の指導……301　(2)　ドナウ国境の農民＝兵士……305　(三)　要害教会に於ける司教座の存続……310　(四)　バイエルン族・アヴァール人の到来……316　おわりに……322
結　語……327
あとがき……333
聖セウェリーヌス関係地図
欧文レジュメ

第一部　邦訳・註解

パスカーシウスに宛てたエウギッピウスの手紙（邦訳）

聖なる、また、敬うべき助祭、パスカーシウス殿に、（私）、エウギッピウスはキリストに於いて御挨拶申し上げます。

(1)今からおよそ二年前、即ち、インポルトゥーヌスがコンスル（執政官）であった時に（五〇九年）、一人の司祭に宛てられた、さる高貴な俗人の手紙が、我々に読むべく（読誦に用いるべく）供せられたことがありましたが、それには修道士、バッススの伝記も含まれていました。彼は、かつて、アリーミヌムの上手にある、ティータースという名の山の修道院にいて、後にルーカーニア地方で没しましたが、多くの人にたいへん知られていた人物で、私も彼をよく知っています。その手紙が何人かの人に筆写されているのを知った時、私はひそかに、至福なるセウェリーヌスを通じて、神の働きでなされた、偉大なる奇蹟が隠されたままになってはならない、と考え始め、そして、また、そのことを敬虔な人々に話すようにもなりました。

(2)このことを前述の手紙の筆者（さる高貴な俗人）が知ると、彼は（私に）手助けをしてやろうという気になり、かの聖セウェリーヌスに関する証言を私から（彼の許へ）送ってくるように、と言ってきました。それが手に入れば、（自分は）彼（聖人）の生涯についての小著が出せるし、将来の人々の記憶（聖人についての）の縁ともなろう、というのです。この申し出に私はすぐに心を動かされ、我々によく知られていることや先人たちの日頃の話からの、多くの証言で満たされた覚書を作りました。（しかし、その場合に私は）、たいへん気が重くなるのを禁じ得ませんでした。というのも、あなたという人がいながら、我々が俗人にこのような作品をつくるよう頼むのは、正しくないと考えるからです。（独特な）様式と色調をもつ（べき）作品は、ある種のためらいなしには、（俗人である）彼には課され得ないのです。つまり、世俗的な文献だけで磨かれた人というのは、ひょっとすると、多くの人が理解するのに苦しむような言い回しで伝記を書くのではないか、そして、長いあいだ沈黙の夜に隠されていた驚く

べきことがら（奇蹟のこと）が、不明確な統辞法の故に、少くとも自由文芸に暗い我々には明瞭ではない、（というような、そういう）言葉づかいで、伝記を書くのではないか、（という疑念があるのです）。(3)しかし、あなたが恰（あたか）も太陽のように輝いておられるのですから、これ以上、あのランプの灯（世俗的な教養にもとづく著作）について詮索するのは止（よ）しましょう。あなたの経験の光線をば、言い訳の雲で、つまり、自分は無経験だからとおっしゃることによって、私に対して、包み隠すようなことだけはなさらないで下さい。お願いですから、「なぜあなたは石から水を求めるのか」、などと言って、酷（むご）い言葉を私にあびせかけないで戴きたいのです。実際、私は俗世の路傍の石から（次に述べること（覚書きの編成）を）求めているのではなく、（他ならぬ）あなたから、即ち、霊的なものを霊的なものに対比し、我々をば、最も堅固な岩から流れ出る、話法というあの蜜によって、元気づけて下さるであろうあなたから、求めているのです。これについて、あなたは、（右で）しばしば名前の上っている聖セウェリーヌスの生涯の覚書ないし証言集を、私が（あなたに）託すようにと、指示なさることによって、既にネクタル（神酒）の如きいと甘美なる約束の味を試飲させて下さいました。（それらの覚書や証言集は）あなたに編成して戴いて、小著の形に纏めるにふさわしいものとなるまでは、（それらを公けにして、その結果）、精査する人（内容を詮索する人）の怒りを買うようなことがあってはなりません。(4)なぜなら、家を建てるために建築師を求める人は、誰でも、必要な材料を注意深く用意します。しかし、もし、職人が来ないからといって、粗い石で突堤のような壁をつくったとすれば、親方の設計も何もなしに、適切に基礎工事も施されていないで、彼は一体何を作ったといえるのでしょうか。私にしても同じことであって、あなたがた（あなた様の意）の才能のために（あなたに朱を入れてもらおうと思って）、貴重な素材を誠に拙い纏め方ではあるが、辛うじて準備したのに、（あなたに手を加えて戴かなければ）、自由学科の素養のある構成も、文飾を極めた優美さもなしに、ただ好き勝手なことを書き記しただけだと思われても仕方がないことになってしまいます。(5)（この著作は）、聖なる人（セウェリーヌス）が驚くべき徳（ウィルトゥース）（奇蹟をひきおこす能力）によって輝かしい存在となるのにいつも役立ったといわれている、あの基盤、ただ信仰だけ、という全く確かな基盤を持っています。これを、あなたの言葉で手直しして戴きたく、今、お手渡し致します。あなたのお仕事の出来ばえについて、私はキリストに対して然るべき称讃を捧げ

ることになるでしょう。

(6)また、願わくば、（ノリクムからナポリ、乃至、ルクルラーヌムへの移住の）途上や、あの、いと至福なる父（聖セウェリーヌス）の墓所のあるこの地（ナポリ郊外のルクルラーヌム）で、神の力で行われた、かの徳の恵み（聖人による奇蹟）と健康の回復術（聖人による病人の治癒）をも、あなたが（記述の中に）お加えになるのが適当かと思います。それらのことは誠実な運び人（覚書の原稿をパスカーシウスの許へ届けた使いの男）である、あなたがた（あなたの意）の息子（弟子の修道士）、デオグラティアスが一番よく知っているのですが、（彼にはそれらのことをあなたに）話すようにすすめておきました。それは、あなたの作品の完成後もずっと、我々が搬送人の名（デオグラティアス、即ち「神に感謝を」Deo gratias）を唱えていることを望んでいるからです。（そうすることによって）、かくも偉大なる徳に満ちた、いと誠実なる神の奴僕（聖セウェリーヌス）が、キリストの恩寵による彼の功績の故に、聖人たちの栄誉へと高められる（聖人の一人として崇められる）如く、あなたの文章によって人々の記憶の中へ永遠化されるように、（と我々は望んでいるのです）。

(7)実際のところ、おそらく、我々は当然のこととして、彼の出身地たる故国はどこか、と尋ねられるでしょう。誰か或る人（世俗の人）の伝記を編む場合には、そこから書き始めるのが習慣になっているからです。これについては、私は明白なる資料を持ちあわせていないことを白状せねばなりません。(8)それというのも、（次のようないきさつがあったからです）。多くの司祭や修道者、そして、また、高貴で敬虔な俗人たちは、その地の者も、また遠方の地から彼の許（もと）に集まった者も、かくも偉大なる徳によって輝いて見えた彼がどこの国の人かについて、しばしば、お互いの間で尋ね合いましたけれども、分からずにいました。（かといって）、敢えて立ち入って彼に尋ねようとする者もいなかったのです。しかし、プリーメーニウスという、イタリアの司祭で、全き権威を備えた、さる高貴なお方がおられ、その人は、パトリキウス（皇帝から授かった最高の身分をあらわす称号）のオレステース（西ローマ帝国最後の皇帝、ロムルス・アウグストゥルスの父）が不当にも殺された時に、（自分が）殺された人にとって父のような存在であったといわれていたために、その（オレステースの）殺害者たちを恐れて、彼（聖人）の所へ逃げて来ていたのですが、（そこで）何日も過して（皆と）親しくなった後に、恰（あたか）も皆を代表するかのように発言し、（聖人の故国を）知ろうとして、次のように尋ねました。「聖なるお方よ、

神はどの属州から大いなる光（聖人のこと）をこの地方に与えようとなさったのですか」。(9)彼に対して神の人（聖セウェリーヌス）は、はじめは、機知に富んだ快活さでお答えになりました。「もしあなたが（私のことを）逃亡奴隷だと思っておられるのなら、私が（奴隷主の許に引き渡されるように）求められた場合に、私のために支払えるように、補償金を用意しておきなさい」、と。しかし、すぐに真顔になり、次のように付け加えられました。「神の下僕にとって、自分の生地や出自を言うことが何の役に立つというのでしょうか。むしろ、それを口にしないことによって、一層容易に慢心、つまり邪なるものを免れることができるのです。（そして）、そういったこと（生地や出自）を知らずして、彼（神の下僕）は、あらゆる良き仕事をばキリストの助けを得て成し遂げることを願うのであり、それによって、（主の）右側に位置する仲間となって（最後の審判の日に選ばれた者となって）、天なる祖国の市民に登録されるに値するようになるのです。取るに足らない人間である私が本当にそれ（天なる祖国）を求めていることに、もしあなたがお気付きになれば、どうして、お尋ねになっているような現世の祖国をあなたがお知りになる必要がありましょうか。しかし、いずれにせよ、あなたを司祭になさった、まさにその神が、私に対しても、危険な目に会っているこれらの人々（ゲルマン人の侵攻にさらされている）ローマ領民）の中に身を投ずるように、とお命じになったのだ、ということを知っておきなさい」。(10)このような答を聞いて、上述の司祭は何も言えなくなり、また他の誰も、この点について後にも先にも至福なる人（聖セウェリーヌスのこと）に敢えて尋ねようとはしませんでした。けれども、彼の言葉を聞けば、彼が専らラテン語を話す人（イタリアの出身者ということ?）であることが分りました。彼は、はじめ、より完全な生活への熱意を懐いてどこか東方（オリエンス）の荒野に赴き、そして、のちに、そこから、上パンノニアの近くの、バルバリー（領外民のことで、主にゲルマン人を指す）の度重なる襲撃に苦しめられていた河岸ノリクムの諸都市へと、神の啓示に駆り立てられてやって来たのだと言われています。このようなことを彼は、若干の東方（オリエンス）の都市の名を挙げつつ、また、長い旅路で出会った危険を自分が奇蹟的に乗り越えて来たことを持ち出しながら、まるで誰か他人の話でもしているかのように、曖昧な言い方で語るのが常でした。それ故に、至福なるセウェリーヌスの故国についての話が出るたびに、彼の生前をも含めて常々私が聞いていたのは、いまお話したことだけなのです。(11)彼の驚くべき生涯に関する証言は冒頭に章題（各章の概要のこと）を掲げた上で、この手紙

につけられた覚書の中に列挙されていますが、願わくば、それら(の証言)があなたの名人芸の加わった、一冊の書物によって一層輝きを増さんことを。

最後に、彼の祈りにあなたの祈りを合わせることをお止めになりませんように。そして私のために慈悲を懇願して下さることをお止めになりませんように。

エウギッピウスに宛てたパスカーシウスの手紙（邦訳）

聖なる、そして常にいと愛すべき長老、エウギッピウス殿に助祭パスカーシウスが（手紙を呈します）。

(1)キリストに於いていと愛すべき兄弟よ、あなたは御自分が弁論の経験を持ち、余暇（文筆活動に割くべき時間）にも恵まれていらっしゃることから、我々（私、の意）を推し測っておられるだけで（私を買い被っていらっしゃるだけで、の意）、辛苦が、また、いろいろな罪との関わりが我々（私、の意）を煩わしていることを見過ごされていますが、しかし、（あなたの私への）愛情を考慮して、私は甘んじて謙虚さを失うことにしましょう（不遜ながら、私の気持へのあなたのなさを許すことにしましょう、の意）。(2)あなたは覚書を送ってこられましたが、それには、経験ある人々の弁論をもってしても、何も付け加えることはできないでしょう。また、あなたは、全教会員が読むことのできる作品を簡潔にまとめてお示しになりました。その中であなたは、パンノニアに隣接せる諸属州（ノリクム、及び、必ずしも隣接してはいないが、ラエティアの諸属州）に住んでいた至福なるセウェリーヌスの生涯と性向をありのままに描き、彼を通じて神の力でなされた数々の奇蹟が後の人々の記憶の中に永久に留まるように、お伝えになりました――まことに、先人たちの業績は時代と共に忘れ去られるものではあり得ません――。そのお陰で、（あなたの）報告を拝読して、彼と引き合わされたすべての人は、彼がそこにあらわれ、自分と何らかの形でつき合っているかのように感じるのです。(3)また、あなたは、私に述べてほしいと求められたことをば、御自分でより簡潔に語り、より平明に説明しておられますので、我々（私、の意）の熱意をもってしても、あなたがた（あなた、の意）の努力に付け加えるべきものは何もないと信じます。（というのも、人から）聞いたことを語るのと、（自ら）体験したことを（記憶から）引き出すのとは別のことだからです。師の徳（ウィルトゥース）は一層容易に弟子によって説かれるものであって、それは教える人との交際を通じてくり返しくり返し知らされるものなのです。(4)神の霊に鼓吹されて、あなたは、善き人々の心を教化するのに、聖人たち

の業績がいかに役立つか、いかに多くの熱意を与えるか、いかに多くの清浄さを注ぎ込むかを知っておられます。このことについては、「群れの模範となれ」、という権威ある、使徒（ペテロのこと）の言葉が広く知られていますし、至福なるパウロもティーモテウスに「信者たちの模範となれ」、と命じています。そして、その使徒（パウロ）は（聖書の中で）極めて簡潔に正しい人々を列挙し、アベルから始めて、秀でた人々の徳を次々に述べています。(5)同様にまた、かの、いと信仰篤きマッタティアスは、既に光栄ある死が近づいていた時に、息子たちに相続財産として聖人たちの模範例を分配しました（旧約に見られる、信仰篤き人々の模範例を言い伝えた、の意）。（その結果）、彼はすぐにそれらの人々の驚嘆すべき闘いに鼓舞され、神聖なる熱意をもって、永遠の法のために自分たちの心を軽視する（神の教えを重んずる）ようになったのです。父の教えは子供達にとって無駄にはなりませんでした。というのも、祖先の業績はいま述べた者たち（息子たち）にたいへん役立ち、彼らが武装した君主たちをばいと公明なる信仰心で撃退し、神に背いた城市を滅ぼし、悪魔の祭祀・祭壇（異教の偶像崇拝のこと）をいたるところで破壊し、不朽の花冠で飾られて、輝かしい祖国に市民栄冠（キーウィカ・コローナ）（戦いで仲間を救った市民に与えられた、樫の葉の冠）をもたらしたほどであったからです。(6)それ故に、我々（私の意）もまた、一人の兄弟（エウギッピウスのこと）の勤めによりキリストの花嫁（カトリック教会のこと）に飾りが用意される（教会に尽した聖人の伝記が書かれる）のを喜ぶのです。しかしそれは、私が思うには、祖先の著名な伝記がそのときどきになかったからではなく、偉大なる王の家には非常に多くの戦勝旗があるのがふさわしいからです。それというのも、真の徳は、多くの徳があることによって減じられるのではなく、（徳が多ければ多いほど）、それだけ願わしい増殖をとげて大きくなるものだからです。

聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書（邦訳）

一　いかにして至福なるセウェリーヌスが、まず、アストゥリスと呼ばれていた都市で、善行の力強い奨励と、未来の間違いなき予言とによって著名となったか。

(1)フン族の王、アッティラが没した頃（四五三年）、両パンノニア（上パンノニア、下パンノニアの両属州）、及び、その他の、ドナウ河を国境とする地方は動揺する世情のために混乱に陥っていた。そのような時に、いと聖なる神の奴僕、セウェリーヌスが東方（オリエンス）の地から河岸ノリクムと両パンノニアの境界域にやって来て、アストゥリスといわれる小さな都市に滞在していた。そこで彼は聖書の、及び使徒の教えに従って生活し、あらゆる敬虔さと貞潔さとを備えて、カトリック信仰の立場で、彼の敬うべき決意（誓願のこと）を聖なる勤めによって成就しつつあった。(2)かくして、このようなことの遂行によって信仰が堅固となった聖人は、天の召命に応える栄誉（パルマ）（天職での栄誉）を誠実に追い求めていたが、或る日、いつものように教会へと出かけて行った。そして司祭、聖職者、また市民たちを集めて、全く謙虚な心で彼らに次のように命じ始めた。即ち、迫り来る、敵の奇襲を祈りと断食、また慈悲心の成果で防ぐように、と。しかし、わがままで、且つ肉欲で汚された心（を持った人々）は、その不信心の（結果生じた）破局の故に、予言者（聖人のこと）の託宣の正しさを証明することになった（一参照(5)）。(3)一方、神の奴僕（聖セウェリーヌスのこと）は、彼が教会堂の納室係のところに泊めてもらっていた、その宿へ戻ると、差し迫った破滅の日時を知らせて、次のように言った。「わがままで、且つ、すぐに滅びるであろう都市から、私は急いで立ち去る」。そして、彼はそこからコマーゲーニスと呼ばれる隣の都市へと転じた。(4)この都市は、市内にローマ領民と同盟条約を結んでいたバルバリーがいて、彼らのきわめて厳重な監視によって

守られており、出入りする自由は誰にも容易には与えられていなかった。しかし神の奴僕は(顔も)知られていなかったので、彼らに訊問されることも、追い返されることもなかった。そこで彼はすぐに教会に入り、自分たちの安寧について絶望していたすべての人に対して、神の保護がその民(神の民)を予期に反して奇蹟的に解放したという、救済の昔の例を示しつつ、断食と祈りと施しとによって武装するように、と励ました。(5)すべての人の安寧をばまさに危機の時点に約束する人物(聖人のこと)(の言葉)を信ずるのを彼らがためらっていた時、アストゥリスで以前、偉大なる客人(聖人のこと)に宿をかしていた老人がやって来た。彼は、門番たちが心配して質問するのにせかされながら、自分の都市の滅亡を身振りと言葉で知らせ、更に、神の人(聖セウェリーヌス)が予言したのと同じ日に(その都市が)バルバリーの略奪によって破壊されたことを付け加えた。それを聞き、心配になって人々は問い返した。「もしかして、あなたは、絶望的な状態の中で神の加護を我々に約束している、あの人のことを言っているのではないか」、と。老人はそのあとすぐに教会の中で神の下僕(聖セウェリーヌス)を見つけ、その足許にひざまずいて、自分はあなたの功徳のお陰で解放され、他の都市民たちと一緒に破滅に陥ることを免れたのだ、と言った。

二　コマーゲーニスという名の都市が驚くべき経緯で彼(聖人)によって、敵から解放されたことについて。

(1)これを聞いて、上述の都市(コマーゲーニス)の住民は、(聖人の言葉を)信用しなかったことに対する赦しを請い、聖なる勤めによって神の人の忠告に従った。即ち、断食をし、三日間教会に集まり、悲嘆し愁嘆して過去の過(あやま)ちを悔い改めたのである。ところが三日目に、夕方の供犠(ミサ)の勤行が終了したとき、突然、地震が起こったので、市内に住んでいたバルバリーはたいへん驚き、ローマ領民に自分たちのために速やかに城門を開けるよう強要した。(2)彼ら(バルバリー)は(城門から)外へ出たが、(恐怖に)駆り立てられて散り散りになり、自分たちが付近にいる敵に包囲されたものと思い込んだ。そして神の働きで恐怖がつのり、夜陰の混乱で狼狽してお互いの剣で殺し合った。かくして、このような惨殺行為によって敵は滅び、他方、神の援助で救

われた民は、聖なる人（聖セウェリーヌス）を通じて、天の武器で戦うことを学んだのである。

三　長いあいだ飢饉に苦しんだ、小都市ファウィアーニスの住民を神がその祈りにより（人々の、神への祈りに応えての意）、驚くべき方法で助けたこと。

(1)同じ頃、ファウィアーニスという名の都市をひどい飢饉が襲ったことがあったが、そこの住民は、上述の都市、コマーゲーニスから神のひと（聖セウェリーヌスのこと）を敬虔な懇願によって招いたならば、自分たちにとっての唯一の救いの道が開けるであろう、と信じていた。彼（聖人）はファウィアーニスの人々が自分のところへやって来ることを予知し、主によって、彼らと共に(ファウィアーニスへ)赴くようにと促された。(2)そこへ行くと、彼は、「悔悛をすれば、おまえたちは、その成果として、飢饉によるこのような破滅から解放され得るであろう」、と言って市民たちを説得し始めた。彼らがそのような教えに従って(正しい道を)進みはじめた時、いと至福なるセウェリーヌスは、天の啓示により、プロクラという名の、一人の寡婦が大量の穀物を隠し持っていることを知った。そこで聖人は彼女を(公衆の)面前に連れ出して、厳しく咎めた。彼は言った。「たいへん高貴な生れでありながら、なぜおまえは欲望の婢女（はしため）のようなことをするのか。そして、なぜ貪欲（むさぼり）の奴隷となっているのか。それ（貪欲）は、使徒が教えているように、偶像への隷従（偶像崇拝のこと）ではないか。見よ、主は御自分の下僕たちに慈悲深く配慮しておられるので、邪（よこしま）なやり方でおまえが手に入れたものでもって、おまえは何もできないであろう。おまえはおそらく、(人々に分け与えるのを)かたく拒んできた穀物をドナウの流れの中に投じ、(その結果)、おまえが人間に対して拒絶してきた慈悲心（ミゼリコルディア）をば魚に対して示してやるほかないであろう。それ故、おまえは、たとえキリストが飢えていてもそれを蓄えようと、今でもまだ思っている、それ（隠匿穀物のこと）でもって、貧しい人たちを救う以上に、おまえ(自身)を救いなさい」。これを聞いて、その女は大きな戦慄（おののき）に襲われ、蓄えたものをすすんで貧しい人たちに分かち始めた。(3)その後、まもなく、ラエティア地方か

ら、可能な限り多くの商品（具体的には主として穀物）を積みこんだ、実に沢山の舟が、思いがけなく、ドナウ河岸にあらわれた。それら（舟）は何日もの間、イン川に張った厚い氷に（航行を）阻まれていたが、神の命令が下ると、直ちに氷が解けて（自由となり）、飢えに苦しむ人々に大量の食糧をもたらした。自分たちは長期に亘る飢えで衰弱して死ぬものだと信じていた、すべての人が、予期せぬ救援（物資）の施主である神をば、その時、絶え間のない献身（敬虔な祈りのこと）によって讃え始めた。（そして、彼らは）、舟は明らかに神の下僕の懇願のお陰で時ならず氷の寒さから解放され、到着したのだ、と告白した。

四　ファウィアーニスの城壁の外側で得た分捕品と一緒に、自分たちの武器をも全部失ったバルバリーの略奪者たちについて、乃至、彼（聖人）の教えと顕著なる謙譲について。

(1)同じ時に、バルバリーの略奪者たちが不意に略取行為を働き、（ファウィアーニスの）城壁の外側で見つけたものは、人であれ家畜であれ、何でも分捕品として連れ去った。そこで市民たちの多くの者が涙ながらに神の人のもとに集まって、どんな災禍が生じたかを報告し、同時に、たった今起こったばかりの略奪の証拠を示した。(2)彼（聖人）はその時の（ファウィアーニス駐屯軍の）指揮官で、後に司教に叙せられたマメルティーヌスに、今すぐ盗賊たちを追うのに（率いていくような）、武装した者が何人かいないか、と尋ねた。彼は答えた。「確かに私はほんの僅かながら兵士を持っていますが、しかしこのような大勢の敵を相手にして戦う勇気はありません。けれども、あなた様がお命じになりさえすれば、たとえ我々に武器の助けが欠けていても、我々は、あなたの祈りによって勝利者になることと信じます」。(3)（これに対して）神の奴僕は言った。「たとえおまえの兵士たちが武装していなくても、今や彼らは敵から（武器を取って）武装するであろう。何故なら、どんな場合でも、神が先陣となられる時には、人間の数や強さは必要ではないからである。ただ神の御名に於いて、早く行きなさい。信仰をかためて行きなさい。それというのも、神が慈悲深く導いて下さっているので、誰であれ、無力なる者が最も強い者だ、ということが

明らかになるであろうからだ。『主がおまえたちのために戦われ、おまえたちは黙するであろう』（「出エジプト記」一四(14)）。それ故、次の一つのことを何よりも心に留めて、急いで行きなさい。即ち、バルバリーのうちでおまえが捕えた者たちをば、無傷で私のところへ連れて来るのだ、ということを」。(4)こうして彼らは出発し、第二のマイル標石のところで（二マイル、即ち、約三・二キロ進んで、の意）、ティグンティアと呼ばれる川で前述の盗賊たちを見つけた。（その時）、彼ら（盗賊たち）が突然逃げ出したので、（逃げたもの）全員の武器を取り上げ、他の（逃げ遅れた）者たちを縛って、神の奴僕のところへ、命じられた通りに、捕虜として連れて行った。縄を解かれ、食べ物と飲み物を与えられて元気を回復した彼ら（捕虜たち）に、（聖人は）手短かに次のように話しかけた。「行け。そしておまえたちの仲間に告げよ。略奪欲に駆られてこれ以上近づこうとするな、と。何故なら、（そんなことをする者には）すぐに天の断罪が下って、罰せられるのだから。神は自分の奴僕たちのために戦い、彼らをいつも天の力で保護しておられるので、敵の槍が彼らを傷つけることなく、むしろ敵が武器を（彼らに）提供するのだ」。(5)そこでバルバリーが解放されると、（聖人が）自ら、キリストの（力で生じた）奇蹟に感謝し、その方（キリスト）の慈悲のお陰でその都市はそれ以上敵の略奪を蒙ることは決してないであろう、と約束し、ただ順境も逆境も市民たちを神の御業（みわざ）からひき離すことがなければよいのだが、（と言った）。

(6)その後、至福なるセウェリーヌスは、少し離れたアド・ウィネアス（「葡萄園で」の意）と呼ばれていた場所へ退いて、小さな僧庵で満足していたが、上述の都市（ファウィアーニス）へ戻るよう神の啓示によって駆り立てられた。その結果、僧庵の静謐が彼をひきつけていたにも拘らず、神の命令に従って、その都市からさほど遠くないところに修道院を築き、そこで彼は言葉よりはむしろ行為によって聴聞者たち（弟子の修道士たちのこと）の魂を教化しつつ、聖なる決意に従って多くの人々に教え始めた。(7)しかし、彼自身は、ファウィアーニスから一マイル（約一・六キロ）離れたところにあって、近隣の人々からブルグム（見張り塔、の意）と呼ばれていた、人里離れた棲家（すみか）（小僧庵のこと）にしばしば引きこもっていた。それは、彼のもとへいつも殺到していた人々から逃れ、不断の祈りで、より近く神に付き従うためであった。けれども、彼が一人で住むことを願えば願うほど、悲惨な人々の前に現われることを拒

んではいけない、という度々の啓示にますます戒められることになった。(8)かくして彼の功績は日に日に高まり、徳（ウィルトゥース）（奇蹟をひきおこす能力）の噂が大きくなり、それは遠く、かつ広く及んで、彼の中に天の恩寵の徴（しるし）が現われたことを知らせた。それというのも、救い主（キリスト）の教えによれば、枡の下に置かれた明りは覆（おお）い被（かぶ）すことができず、また山の上に位置する町も包み隠すことができない故に、良きものは人目につかないでいるわけには行かないからである。(9)救い主が彼に恵み給うた偉業の中でも、彼は禁欲の務めをとりわけ重視し、自分の肉体を何度もの断食で征服して、過剰な食物で養われた肉体は直ちに魂の滅亡をもたらすであろう、と教えた。(10)彼は全く履物を用いなかった。それらの地方で、厳しい寒さで凍てつくような冬の最中（さなか）にあっても、いつも裸足（はだし）で歩くことに満足し、並はずれた忍耐力の証拠を示した。その寒さがどれほどひどいものであるかは、周知の如く、ドナウ(河)がその証人である。(この河は)しばしば氷が部厚く張るので、荷馬車でさえ安全に渡って行くことができるほどである。(11)彼は、しかし、神の恩寵による、このような徳（ウィルトゥース）のお陰で著名となったにも拘らず、心からの謙譲の念をもって告白し、(次のように)言った。「おまえたちが見たことを私の功績だと思ってはならない。それはむしろ、おまえたちの救済のための手本なのだ。人間にありがちな無思慮を差し控えなさい。そして不遜な尊大さを抑えなさい。我々は、何か良きことを行うことができるように選ばれたのだ。使徒も言っている。『(神は)その御前（みまえ）で、我々が聖く汚れなき者となるように、天地の造られる前から我々を選ばれたのだ』（「エペソ人への手紙」一(4)）、と。むしろ私のために祈りなさい。救い主の贈り物が、私にとって(裁きの日に)断罪の累積のためにでなく、義化の増大のために役立つように、と」。(12)これらの、また、これらに類似したことを彼は涙ながらに語るのを常とした。彼は謙譲の驚くべき手本を示して人々を教え、その徳（ウィルトゥース）を基礎にして、神の恵みである、非常なる名声に守られて、光り輝いていたので、教会の敵たる異端者（アリウス派のゲルマン人信徒のこと）ですら、恭々しき仕儀をもって彼を賞讃するほどであった。

五　ルギー族の王、フラキテウスがいかに大きな尊敬を彼（聖人）に払ったか、また、いかにして(王は)彼（聖人）の予言

のお陰で敵の奇襲から逃れたか。

(1)さて、フラキテウスという名の、ルギー族の王は王位に即くと、すぐに(その地位が)揺らぎ始めた。(というのも、)ゴート族(東ゴート)が下パンノニアから(ルギー族に)激しく対抗していて、(王は)数限りなく多い彼らの軍勢に脅かされていたからである。それ故に、彼はその危機に際していと至福なるセウェリーヌスに対し、恰も天の託宣(神の啓示のこと)を求めるのかの如くに相談した。王は激しく動揺していて、その人(聖人)のもとにやって来ると、自分はゴート人の族長たちにイタリアへ行けるように要求したところ、それが拒絶されたので、彼らの手で殺されるにちがいない、と涙ながらに訴えた。(2)そこで右に述べた(フラキテウス)は神の人から次のような返答を受けとった。「もし(同じ)一つのカトリック信仰が我々を結びつけているのなら、むしろ、おまえは永遠の生命について私に相談すべきであった。しかし、おまえはただ我々に共通の関心事である、現世での安寧だけを心配して尋ねているのであるから、次の教えをよく聞きなさい。ゴート族の軍隊によっても、敵意によってもおまえは安寧を乱されることはないであろう。何故なら、彼らが去って行くと、おまえはすぐに安全になり、望み通りの成功によって、王として支配するであろうからだ。ただ、謙譲であれ、という私の忠告だけは等閑にしてはならない。それ故に、おまえは最も小さい者たちとの協調をさえも厭ってはいけないし、また、自分の力を頼りにしてもならない。聖書もいっている。『わざわいなるかな、人を(神をではなく)信じ、肉(死すべき肉体)を自分の腕(力のこと)と思い、その心が神から離れたる者は』(「エレミア書」十七(5))。それ故、罠を仕掛けることをではなく、(罠を)警戒することを学びなさい。そうすれば、おまえはきっと寝台で安らかな臨終を迎えるであろう」。(3)(王が)このような予言に勇気づけられて、喜んで立ち去った時、彼のもとに、盗賊の一群がルギー族の者を何人か捕えた、という知らせが入ったので、彼はすぐに神の人に相談するべく使者を送った。(聖人は)主から啓示をうけて、彼(フラキテウス)に対し、略奪者たちを追跡しないように、敬虔なる指示でもって忠告し、(次のように)言った。「もし彼らを追跡すれば、おまえは死ぬであろう。川(ドナウ河のこと)を渡ったりして、三ケ所でおまえに仕掛けられた罠に知らず

にはまり込むことのないように用心しなさい。すぐに信頼すべき使者がやって来て、これらすべてのこと（特に罠の仕掛けのこと）についておまえにもっと確かなことを伝えるであろうから」。(4)やがて、捕われていた者のうち、二人が敵の陣営から逃げて来て、いと至福なる人（聖セウェリー（ヌスのこと））が自ら（みずか）に対するキリストの啓示によって予言した通りのことを、（王に）順序立てて報告した。かくして、敵の罠（の仕掛け）は失敗に帰し、フラキテウスはより一層幸運な勢力拡大を果して、全く安らかにその生涯を終えた。

六　上述のルギー族の寡婦の一人息子が、一二年間、痛みに苦しめられていたが、神の人の祈りで癒されたことについて。

(1)また、この後、一人の、ルギー族の生れの者が、一二年間、信じられない程の骨の痛みにさいなまれて、四肢の自由が全く利かなかった、ということがあった。彼の耐えがたい苦しみはその長さ（一二年間という病気の長さ）の故に、近在、周辺の至るところに知れわたっていた。種々の薬も効き目がなく、遂に、寡婦であった(彼の)母親は息子を車に載せて、聖なる人のもとへと連れて行った。そして、直る見込みのない息子を修道院の戸の前に降ろし、絶え間なく涙を流しながら、一人息子の病気を直して自分に返してくれるように、と懇願した。(2)しかし、神の人は、過大なことが自分に要求されていると感じつつも、(母親の)涙に動かされて、(次のように)言った。「どうして私は偽りの評判のために悩まされるのか。なぜできないことをできると思われるのだろうか。というのも、(重病人を直すというような)そんなにも偉大なことは私の力でできるものではないからだ。しかし、それでも、恰（あたか）も私が神から慈悲心を得たときの如くに、(次のことを)助言してあげよう」、と。そこで彼はその女に対して、貧しい人たちのために、自分の力に応じて、何か施しをするように、と命じた。すると、彼女は、何のためらいもなく、着ていた衣服を手早く脱いで、急いで貧乏な人々に分け与えた。(3)このことを聞いて、聖人は彼女の熱意に驚き、自分の

上衣を纏うように、と再び命じて、（更に、次のように）言った。「おまえの息子が主のお陰で健康を取り戻し、おまえと一緒に帰宅した時に、おまえは実際にその誓願を成就するであろう」。そして、いつもの通り数日間の断食を課し、祈りを神にささげて、直ちに無力な者（寡婦の息子）を直してやり、回復して自分の足で歩けるようになった、その男を故郷に返した。(4)その後、彼（寡婦の息子）が沢山の人の集まっている市場に居あわせた時、彼を見たすべての人には驚くべき奇蹟が生じたように思われた。実際、或る者たちは、「見よ、あの人は以前は身体（からだ）全体が腐ってくずれていた人だ！」、といったが、別の者たちは、それが彼（と同一人物）だということを全く否定したので、好ましい論争が起ったのである。(5)こういう訳で、直る見込みのなかった人が健康を取り戻した時から、ルギー族の者全員が神の奴僕のもとをしばしば訪れ、感謝をこめて恭順の意を示し、自分たちの苦しみに対する助けを求め始めた。更にこのような奇蹟の評判は他の部族のところにも届き、それらの部族の多くの人もキリストの戦士（聖人のこと）に会うことを願い求めた。(6)既にこのできごとの前に、バルバリーの一部の者が、イタリアに向う途中に、（聖人の神への）このような献身にひかれて、祝福をうけるために、彼のもとに立ち寄った。

七　たいへん粗末な毛皮をまとった青年、オドゥァーカルが、いかにして、彼（聖人）から、将来、王になるであろう、と予告されたか。

後にイタリアを支配することになったオドゥァーカルも彼ら（聖人の信仰にひかれたバルバリー）の中の一人としてやって来たが、この時はたいへん粗末な身なりをした、長身の若者であった。彼が、僧庵の非常に低い天井に頭がつかえないように身をかがめている間に、神の人（の口）から、自分が将来有名になるであろうことを知った。さらに、（彼が聖人に）別れを告げた（時に、聖人は）彼に言った。「行きなさい。イタリアへ行きなさい。おまえは、今、たいへん粗末な毛皮をまとっているが、すぐにも多くの人に非常に沢山の贈物を施すことになるであろう」。

八　先述のフラキテウスの息子のフェレテウス、またの名をフェーウァという、ルギー族の王が邪悪なる妻に対して、カトリック教徒に再洗礼を受けさせようとすることをば、聖セウェリーヌスへの畏怖の故に、禁じたこと。及び、彼(聖人)が幾人かの人々に関して行った交渉を、或る日、彼女が侮った時に、彼女は、自分の幼い息子、フレデリクスの身にいかなる危険を招いたか、(ということ)。

(1)前述のフラキテウスの息子、またの名をフェーウァという王も、また、王位に即いたのを機会に、父の精励さ(聖人の教えに従おうとする努力)に倣って、聖なる人のもとをしばしば訪れ始めた。ところがギーソーという名の、彼の罪深く邪(よこしま)なる妻はいつも彼を慈悲深い救済行為から遠ざけていた。というのも、この女は、彼女の不届きな悪業の中でも、とりわけ(ひどい例をあげれば)、何人かのカトリック教徒に洗礼(アリウス派の信仰へ復帰するための再洗礼)を受け直させようとさえしたのである。しかし、(彼女の)夫が、聖セウェリーヌスに対する畏敬の故に、賛成しなかったので、やがて彼女は瀆聖の企てを中止した。(2)それでもやはり、王妃はローマ領民に苦しい地位を強いて圧迫し、ドナウ河を越えて彼らの何人かを連れて来ることをすら命じた。即ち、或る日、彼女はファウィアーニスのすぐ隣の村に来て、幾人かの人に、ドナウ河を渡って自分のところへ来るように命令したのであって、それはつまり、彼らに最も卑しい奴隷奉公を課すためであったが、(その時)、神の人は彼女のところへ(使者を)送って、彼らを解放するように、と要求した。しかし、彼女は女性特有の怒りの炎で燃え上って、次のような荒々しい命令を(聖人に)伝えるよう(使者に)命じた。彼女は言った、「神の下僕よ、おまえの僧庵に隠れておまえのために祈っておれ。我々の奴隷について、望む通りに指図するのは我々の自由にしてもらいたい」、と。(3)これを聞いて神の人は言った。「主、イエス・キリストに於いて私は確信する。彼女は、悪しき欲望によって拒んだこと(奴隷奉公を課されたローマ領民の解放)をば、(いずれ)必要に迫られてやり遂げることになるであろう、と」。すると、直ちに罰が下って、高慢なる者(王妃)の魂を打ち負かした。というのも、(次のようなこ

とがあったからである）。彼女は王の装飾品を作るために、バルバリーの金細工師たち何人かを厳重な見張りをつけて監禁していたが、フレデリクスという名の、前述したフェレテウス王のまだごく幼い息子が、王妃が神の下僕を悔辱したのと同じ日に、子供らしい好奇心に駆られてこれらの男たちのところへ入り込んでしまった。その時、金細工師たちは幼い子供の胸に剣を突きつけて、もし誰かが（自分たちの身の安全の）保証を誓うことなしに、自分たちのところへ踏み込もうと企てるならば、まず王の幼な子を刺し殺し、そのあとで自害するつもりだ、何故なら、長い間、仕事場に閉じ込められて、へとへとにされ、自分たちには生きる希望は何もないのだから、と言った。(4)このことを聞くと、残酷で信仰うすき王妃も心痛のあまり衣服を引き裂いて次のような叫び声をあげた。「おお、主の下僕、セウェリーヌスよ。（私の）犯した罪はおまえの神によって、これほど、これほどひどく罰せられるのか。おまえは私に侮辱されたので、血を分けた私の子供に復讐しようとして、熱心に祈って、この罰を（神に）要求したのか」。かくして、彼女は悔んでも悔みきれぬ思いと深い悲嘆に襲われて、あちこち歩き廻り、自分は神の下僕に対して犯した侮辱の罪の故に、今このような（運命の）打撃を罰として受け、打ち負かされたのだ、と告白した。そして（聖人に）赦しを請うために、すぐに馬で使いを差し向けると共に、同じ日に、連れて来ていた人々（奴隷奉公に従事すべく、ドナウ河を越えて連れてこられていた人々）をば、即ち、それらの人々のために（王妃に）頼んでいた（聖人）を（彼女が）侮辱した、あのローマ領民たちを送り返したのである。また（一方）、金細工師たちは直ちに（身の安全を保証するとの）誓言を得て、幼い子供を解放し、同時に自らも解放された。(5)これを聞いて、いと尊き、キリストの下僕は創造主に対して限りなき感謝を捧げた。（創造主は）祈願（の成就）を求める者がいても、それを（すぐに聞き入れないで）、時おり引き延ばしておくことがあるが、それは、小さなものが求められているのに、（それを求める人の）信仰や希望や慈愛が高まったが故に、大きなものを与えようとするためである。つまり、残酷な女性が自由な者たちを奴隷の身分の下に服属させようとしているのに、奴隷として仕える者たちを彼女が自由の身に戻さざるを得なくしたのは、全能の救世主のなせる業（わざ）であった。(6)これらのことが奇蹟的に成就すると、王妃はすぐに夫と共に神の下僕のもとに急ぎ、息子を見せて、その子が彼（聖人）の祈りのお陰で死の淵から解放されたことを告白し、これか

らは決して彼の命令に逆わないと約束した。

九　神の人の驚くべき啓示によって示された、殉教者、聖ゲルウァーシウスと聖プロターシウスとの聖遺物の持参者について。乃至、司教職という名誉ある地位（への就任）を請われた時、彼（聖人）はどういう答えでそれを辞退したか、（について）。

(1)予言（の能力）という恩寵に恵まれた、神の奴隷は、また、捕虜を請け戻すことにも大いに力を尽していた。即ち、バルバリーの支配に苦しむ人たちを本来の自由の身に戻すことに特に熱心に努めていたのである。或る時、彼は、妻や子供たちと一緒に請け戻された一人の男に対し、ドナウ河を渡ってバルバリーの市場で見知らぬ人を探すようにと命じた。（聖人は）神の啓示によってその人をよく知っていたので、身体つきの特徴や頭髪の色、その容貌、そして身なりを知らせ、その人を市場のどの場所で見つけるかということまで明かした。さらに、発見された人物が彼に話すことすべてを、戻ってきてすぐに自分に報告するように、と付け加えた。(2)こうして出発したその男は、すべて神の人が予言した通りのことに出会って驚いた。そして彼は、自分がその人を発見したことに驚いていた、まさにその人から質問をうけ、次のような言葉を耳にした。「到るところに名声が広がっている神の人の所へ、望みどおりの報酬で私を連れて行ってくれる人を、私は見つけることができるでしょうか。というのは、私は聖殉教者たちの聖遺物を持っているのですが、その聖者たちに、もう長い間、次のようなことを無理にお願いしているのです。つまり、自分はこれまで、軽率な僭越さからではなく、敬虔な気持から、やむなくその務め（聖遺物の保管）を引き受けて来ましたが、（その仕事に）ふさわしい人間ではないので、いつかはこのような務めから解放してほしい、ということをです」。(3)そのあと、神のひとの使者は（再び）彼（聖人）の面前にあらわれた。彼（聖人）はしかるべき敬意をもって聖殉教者、ゲルウァーシウスとプロターシウスの聖遺物を受け取り、修道院の中に築いておいた聖堂（バシリカ）に、司祭たちの勤めのために

（ミサを執り行うために、の意）安置した。その場所に彼は大勢の殉教者の聖遺物箱（正確にはその中に入れる聖遺物）を集めたが、それら（の聖遺物）は、彼（人聖）が、敵（悪魔のこと）はしばしば神聖さの名をかりて忍び寄るものだ、ということを知っていて、いつも啓示に導かれて手に入れておいたものであった。

(4)彼（人聖）はまた司教職という名誉ある地位に就くことを要求されたが、（それを断るのに）いつもの決まりきった返辞で次のように言って、締めくくった。即ち、自分は、熱望していた隠棲をあきらめ、どっと押し寄せる群衆（ゲルマン人のこと）の中に身を投ずるために、神の思召しでこの属州（河岸ノリクム）へやって来たのであって、それで十分である、と。それでも、彼は、修道士たちに規範を与えようとして、それによって神聖な生活の教えが得られる、あの、至福なる父たちの足跡につき従うべきことを、そして両親や俗世を捨てた者が遠ざけた筈の、華美なる世俗の誘惑をふり返り、再びそれに目を向けて求めたりすることのないように努力すべきことを、ますます熱心に説き勧めた。そして、このこと（の説明）のために彼はロトの妻の恐ろしい例（「創世記」一九(26)、「ルカによる福音書」一七(31)参照）を挙げた。(5)また彼は主に対する畏怖によって情欲の衝動が抑えられるべきことを思い出させた。そして肉体の快楽の炎は、もし神の恩寵によって涙の泉で消されるのでなければ、他の方法では鎮めることはできないのだ、と付け加えた。

一〇　一人の守門が、或る日、どこかへ出かけることを禁じられていたのに、（外出し）、すぐにバルバリーに捕えられたが、これらの者が赦しを請うて、（彼を）送り返したことについて。

(1)マウルスという名の男が修道院聖堂の番人にいたが、彼を至福なるセウェリーヌスがバルバリーの手から請け戻したことがあった。或る日、神の人はこの男に命じて言った。「今日はどこへも出かけないように注意しなさい。さもなければ、おまえはふりかかる危険を免れないであろう」。しかし、この男は偉大なる父（修道院長としてのセウェリーヌス）の命令に背き、俗人の一人に説き

伏せられて、正午にファウィアーニスから二マイル（約三・二キロ）離れた所（原文は「二度目のマイル標石の所」）へ果実を採りに出かけ、たちまち、彼を説き伏せた男ともども、バルバリーに捕えられ、ドナウ河の向う側へと連れて行かれた。(2)まさにその時刻に神の人は僧庵の中で読書をしていたが、突然、本を閉じて、「早くマウルスを探しなさい」、と言った。彼がどこにも見つからないので、直ちに（聖人は）自らヒステル河（ドナウ河のこと）に沿って進み（ヒステル河を渡り、の誤り）、すぐに、人々がスカマーラと呼んでいた盗賊たちに追いついた。彼らは、彼（聖人）が目の前にあらわれて、（自分たちに）畏怖心を与えていることに耐えきれず、捕虜としてつかまえた者たちをば赦しを求めつつ返還した。

一一　ククルリスという城市で起きた奇蹟について。そこでは神の力で蠟燭の火がついたので、始めのうち隠れていた瀆聖者（偶像崇拝者のこと）が暴露かれ、そして矯正されたこと。

(1)河岸ノリクムの上流域にある諸都市が、まだ存続してはいたが、ほとんどの城市もバルバリーの襲撃を免れなかった頃、聖セウェリーヌスの評判がいと高名に輝き亘っていたので、それぞれの城市は、彼がいてくれれば自分たちにどんな不運も襲いかかることはないと信じて、その防衛を固めるために、競って彼を自分たちのところへ招いた。すべての人が、あたかも天の託宣（神の啓示のこと）であるかのように、聖人の忠告を畏れ、彼の範例に倣って、良き行いで武装されたが、このことは神の恵み（助力の恩寵のこと）の指示なしになされたことではなかった。(2)聖なる人は住民の献身（的な願い）に呼びさまされて、ククルリスと呼ばれる城市にもやって来たが、そこで起った偉大なる奇蹟を語らずにおくことは私にはできない。我々はこの奇蹟をマルキアーヌスという、のちに我々の（修道院の）長老となった、同じ場所（ククルリス）の一市民の驚くべき報告によって知ったのである。或る場所（厳密にいえば、不持定の場所ではなく、ククルリス市のこと）で、一部の民衆（プレブス）が忌むべき供犠（異教の供犠のこと）に執心していた。その瀆聖行為を聞き知って、神の人は民衆（プレブス）に何度も説教をして語りかけ、その場所の司祭たちに対して、（人々に）三日間の断食を課するよう説き勧め、そ

して一軒ごとに蠟燭（夜警用の蠟燭）を持ってくるよう命じた。各人は（蠟燭を持参して）、それを自分の手で教会の壁に据えた。(3)そのあと、いつも通り詩篇の朗唱が終って供犠（ミサ）の時間になると、神の人は司祭や助祭たちに対して、心をこめて自分と一緒に、共通の主に祈願するようにと促した。それは、瀆聖者たちを判別するために、そのお方（共通の主）の認識の光が照り亘って下さるように、（との願いからであった）。彼がそこで長いあいだ沢山の涙を流し、彼ら（司祭や助祭たち）と一緒に跪いて祈った時、信者たちの持ってきた蠟燭の大部分に、神によって、突然、火がつけられた。けれども、上述の、瀆聖行為で汚れていながら、そのことを否定して、知られないままでいようと思っていた者たちの（持ってきた）、残りの蠟燭は火がつかないままであった。(4)かくして、その時、それらの蠟燭を据えた者たちは、神の裁きで暴露（あば）かれると、すぐに声高に叫び、謝罪して胸の裡の秘密を打ち明かし、そして、（火のつかなかった）彼らの蠟燭を証拠に、公然と告白して、自分たちの瀆聖行為を認めたのである。(5)おお、蠟燭と魂を燃え上らせる、慈悲深き創造主の力よ！　蠟燭に火がともされ、（そして、その火が瀆聖者たちの）心情の中で照り映えたのだ。目に見える光は蠟の素材を炎へと溶かしたが、目に見えない光は告白する者たちの心を涙へと解き放ったのである。瀆聖という過失にまき込まれた者たちが、後には、神の力で蠟燭に火がついた人々以上に、良き行いによって輝いたということを誰が信じるだろうか（信じがたいが、本当のことである、の意）。

一二　貧しく不信心で、（神を）軽蔑する、或る男の畑が驚くほど見事に食い荒されてのち、いかにして、断食と祈りと施しとで、神が宥められ、前述の城市（まち）（ククルリス）の領域内から、蝗が追い出されたか。

(1)また別の時に、同じ城市（まち）の領域内に、収獲物を食い尽す蝗が大群をなして居つき、凄まじい咬み方ですべてを食い荒した。そのため司祭たちやその他の住民がこのような災厄に打ちひしがれて、早速、聖セウェリーヌスの所に来、切に懇願して次のように言った。「こんなにも忌まわしい災難をなくすために、私たちはあなたの祈りの、効き目の確かなお力添えを願い求め

ているのです。というのも、以前に大いなる奇蹟により天の力で蠟燭に火がついた時に、それ（あなたのお力添え）が主の許で有効であることを私たちは知ったからです」。(2)彼らに対して、彼（聖人）は敬虔な心で語りかけた。「神の威光が予言者（ヨエルのこと）を通じて罪多き民衆に、『汝ら断食と落涙とをなし、汝らの心を尽して我に帰れ』（「ヨエル」書二(12)）と言い、また少し後で、『断食を行い、仲間を呼び集め、集会を召集せよ』（「ヨエル」書二(15)）等々、と命じているのをおまえたち（特に司祭たちを指す）は読んだことがないのか。現在の苦難を容易に逃れるために、おまえたちがいつも教えていることを名誉ある行いで果しなさい。そして、神の不興をこれ以上買うことのないように、誰も、あたかも人間の配慮で蝗を防げるかのように思ったりして、畑へ出て行ったりしてはならない」。(3)すぐに、すべての人が教会に召集され、各人がいつもの通り順番に詩篇を朗唱した。老若男女を問わず、また口の利けない者までが泣きながら神に祈りを捧げた。人々は施しを行うことをやめず、現前の苦境を逃れるのに必要なすべての良き行いが、神の奴僕の命じた通りに、実行された。(4)ところが、すべての人がこのように熱心に努力していたのに、一人の、たいへん貧しい男が、いま始められたばかりの、神への勤めを放棄して、自分の穀物畑を見ようと、他の人々の作物の間にある、ほんの小さな(彼の)畑へと出かけていった。そこで彼は不安な気持を懐きつつ、一日中かかって、雲霞の如く覆い被さる蝗を精一杯努力して払いのけ、そのあと、間もなく、聖体を拝受するために教会に入った。しかし、蝗の大群は、まわりに隣人たちの作物が沢山あるにもかかわらず、彼の僅かな穀物畑(だけ)を貪り食った。蝗はその夜、神の命令によってこの(城市の)領域から追い払われ、信心深い祈りがいかに大きな力を持っているかが証明された。(5)朝になると、神聖なる行いを乱し、軽蔑した(その男)は、心配になって再び自分の畑へ出て行くと、その畑が蝗による被害を受けて根こそぎ食いちぎられており、しかも、すべての人の、まわりの耕地は被害を受けていないのを知って、驚嘆し、悲痛な声をあげながら城市に戻った。彼が起こったことを知らせると、すべての人がそのような奇蹟を見ようと(畑へと)出て行った。すると、そこでは、まるで定規で引いたように、わがままな人間の穀物畑がどこであるかを蝗の咬み痕が示していた。(6)そこで彼は皆の足許にひれ伏し、彼らのとりなしによって自分の過ちが赦されるようにと、悲嘆にくれて懇請した。それ故に、神のひとは訓戒の機会を

得て、蝗でさえその命令に従った、あの全能の主に服従することを学ぶように、と皆に教えた。すると、前述の貧しい男は、もし何らかの生きる希望が自分に残されているならば、自分は以後ほかのことでも命令に従うであろう、と哀れを請うように申し述べた。(7)そこで神の人は他の人たちに話しかけた。「彼は自らの懲罰（乃至、その結果としての悔悛）でおまえたちに謙譲と従順の模範を示したのだから、おまえたちの雅量（具体的には施し）で彼が今年一年の食料を得るのはよいことである」。かくして信者たちの間で食料が集められた結果、懲らしめられ（て従順になり）、且つ豊かにもなった、いと貧しき人は、不信心がいかに大きな損害を引き起すか、また、神の寛大さがその崇拝者たちにいかに多くの恩恵をもたらすかを学んだ。

一三　晩禱の勤めに通常必要とされる火がどこにも見つからなかった時に、いかにして、祈りを捧げる神の下僕の手にあった蠟燭に火がついたか。

(1)また、ユーウァーオーと呼ばれる都市の近くで、夏の或る日、人々が夕方に勤行（ミサのこと）を行うために聖堂に入って来ると、明りをともすための火がどこにもなかった。そこでいつものように石をかち合わせたが、焔を得ることができず、〔火打ち金と火打ち石とを〕互いに打ち合わせたりして大へん手間どっている間に、遂に夕方の勤行の時間が過ぎてしまった。しかし、神の人は地面に跪いてひたすら祈っていた。(2)するとまもなく、その時そこに居合わせた三人の霊に満ちた人々（修道士のこと）の目の前で、聖セウェリーヌスその人が手に持っていた蠟燭に火がついた。それに照らされて、夕方の供犠（ミサ）がいつも通り執り行われ、あらゆる点で神に感謝が捧げられた。（聖人は）、この奇蹟に立ち合った上述の人々（三人の修道者）がこの事実を、ちょうど彼（聖人）を通じて神の御業によって成就された（他の）多くの偉業のように、秘密にしておくように、と望んだが、それにもかかわらず、このような明瞭なる徳（奇蹟をひきおこす能力）は隠されていることができず、（広く知れわたって）、その他の人々を偉大なる信仰へとみごとに点火して行った。

一四　絶望的な状態にあった女性の驚くべき回復について。彼女は恐ろしい、そして長い病気の後に、神の人の祈りの結果、三日目（翌々日）には元気に畑仕事に行くまでに回復した。

(1)また、同じ場所（ユーウァー（オーのこと））の一人の女性が長い間病気に苦しみ、半死の状態で横たわっていたことがあった。既に葬式の用意がととのっていたが、彼女の近親者が悲しみながらも、じっと黙したままであったのは、（彼らの心中の）信仰の声のお陰で葬送の嘆き声が抑えられたからである。その後、彼らは聖なる人の僧庵の戸の前に魂の抜けかけた、病人の体を置いた。(2)神のひとは寝台が置かれたために戸口がふさがっているのを見て、彼らに、「おまえたちは一体何をしようというのか」、というと、彼らは「あなたの祈りで瀕死の（女性）が生き返るように（していただきたいのです）」、と答えた。すると彼は涙を流して言った。「どうしておまえたちは小さな者から大きなものを求めるのか。私は自分が全く取るに足りない人間であることを知っているのだ。願わくは、私の罪が赦されんことを」、と。しかし彼らは言った。「もしあなたが彼女のために祈って下さるなら、彼女は生き返ると我々は信じているのです」。(3)その時、聖セウェリーヌスはその場で涙を流し、祈りながら、地面に身を投げ出したところ、その女性がすぐに起き上ったので、彼らに話しかけた。「これらのことを私の功績に帰してはならない。なぜなら、おまえたちの信仰の熱意がこのような恩寵をかち得たのだからだ。そしてこのようなことが多くの場所や多くの種族の許で生ずるのは、唯一の神がおられて、天でも地でも奇蹟を起こしたり、絶望している人々を安寧へと導いたり、死者を生き返らせたりなさるからだ、ということを知らせるためなのである」。実際、健康を取り戻したこの女性は、三日目（翌々日）には、この地方の習慣に従って、自分の手で畑仕事をし始めた。

一五　氾濫でしばしば水をかぶりながらも、川の側から（川に突き出して、の意）教会を支えていた柱に、いかにして、神の下僕

は祈りつつ斧で十字架の印を刻んだか。そして、それ以降、その印よりも上を水が越すことは決してなかった、ということ。

(1)クィーンターニスと呼ばれる、第二ラエティア(属州)の一都市(ムーニキピウム)はドナウ河の河岸にあるが、この(町の)近くで、(河とは)反対側を(即ち、町の背後を)ブシンカという名の小さな川が流れていた。この川は、ドナウ河が氾濫してしばしば洪水となった時、水嵩(かさ)を増し、城市(まち)のかなりの部分を水びたしにした。というのも、それ(城市のこと)は平地に築かれていたからである。その上、この場所(まち)の住民は市壁の外に木造の教会を持っていた。それは(川の上に)浮いたようにずっと張り出しており、深く打ち込まれた杭と柱とで支えられていて、板を削って継ぎ合わせた床が地面の代わりをしていたが、水があふれて岸を越えるたびに、そこは水に漬った。(2)そこへ聖セウェリーヌスはクィーンターニスの人々の信仰によって招かれた。彼は乾期にやって来たので、なぜ板ばりの床が覆(おお)いもなく、むき出しになっているのか、と尋ねた。住民たちは、度重なる川の氾濫のために覆(おお)いにしていたものすべてが何度も流されてしまったからだ、と答えた。そこで彼は言った。「キリストの名に於いて、今すぐ、板ばり(の床)の上に土間をつくりなさい。やがておまえたちは、川が、今後、天の命令によって制禦されることを知るであろう」。(3)土間が完成すると、彼は船で(教会の)下へ行き、斧を受け取って、祈りながら柱に(十字架の印を)刻んだ。そして、その敬(うやま)うべき十字架の印を指さして、川の水に向って言い渡した。「我が主、イエス・キリストは、汝がこの十字架の印を越えることを許さない」。(4)かくして、その時からは、川(の水)がいつも通りあふれるまでに増加して、相変らず近辺を取り囲んでも、それは教会のある位置よりも低い所に留(とど)まったので、神のひとが刻んだ聖なる磔刑(十字架のこと)の印を越えることは決してなかった。

一六　死去した司祭、シルウィーヌスについて。彼の遺体は棺に納められ、通夜が執り行われたが、間もなく、呼び

かける人の声に応じて眼を開き、神の奴僕――この人の呼びかけで彼が生き返ったのだが――に、一度知った平安をもはや奪われることのないように、と懇請した。

(1)しかし、また次のようなこともあった。前述の城市（クイーンターニスのこと）の、シルウィーヌスという名の、実に敬うべき司祭が逝去し、そして人々が教会の中に棺を置いて、習慣通り、詩篇を朗唱し、徹夜で夜伽をした時、夜が明けて既に空が白みかけた頃に、神の人は、疲れはてた司祭たちや助祭たち全員に、しばらく引きとって、通夜の務めのあとの睡眠をとり、少しばかり疲れを癒すように、と請い求めた。(2)彼らが出て行くと、神のひとはマテルヌスという名の守門に、自分が言った通りに、すべての人が立ち去ったかどうかを尋ねた。彼（マテルヌス）が、全員立ち去ったと答えたところ、（聖人は）「いやそうではない。誰か女が一人ここに隠れている」、と言った。そこで門衛（守門のこと）はもう一度教会の柵の所をよく調べて、その（柵の）内側に誰も残っていないことを確かめた。しかし、キリストの戦士（聖人のこと）は主の啓示を受けて言った。「誰か一人ここに隠れている」。かくして三度目に注意深く、くまなく探したところ、神に捧げられた一人の娘が人に気づかれにくい場所に隠れているのを見つけた。(3)そこで前述の門番（守門のこと）は次のように言って彼女を咎めた。「どうしておまえは、そこにおられる神の奴僕に、おまえの居ることを知られずにおれるなどと思ったのか」。すると彼女は、「敬神への愛（心からの信仰心、の意）が私にこうすることを促したのです。何故なら、人々がすべて外に出されるのを見て、私はキリストの下僕（聖セウェリーヌスのこと）が神の威光に訴えて、ここに居る死者を甦らせるとひそかに思ったからです」、と言った。(4)右に述べた娘が出て行くと、神のひとは司祭、助祭、それに二人の門衛と一緒に跪いて祈りながら、天の力がいつもの威厳ある御業を示してくれるように、と多くの涙を流して懇願した。司祭が祈りを終えると、至福なる人（聖セウェリーヌスのこと）は遺体に向って次のように話しかけた。「神聖なる司祭、シルウィーヌスよ。我らの主、イエス・キリストの名に於いて、汝の兄弟たちと話しなさい」。(5)死者が目をあけると、神のひとは、そこにいた人々に、喜びを前にしながら沈黙させておくことは殆んどできなかった。そして改めて彼（死者）に言った。「主がこの世

でその（の主）下僕たちに汝をお贈りになるように、と我々が主に祈ることを汝は望むのか」、と。けれども、彼（死者）は言った。「主にかけて、あなたに誓います。私はこれ以上この世にひきとめられて、その中に自分が居ることを知っていた、あの永遠の静謐を騙し取られたくないのです」、と。(6)そこで直ちにもう一度祈りがなされ、死者は眠りについた。しかし聖セウェリーヌスのこの事蹟は、誓いによって隠されたので、彼が死ぬ以前には知られ得なかった。但し、私は今述べたことを副助祭のマルクスと門衛のマテルヌスとの報告で知った。（今まで皆に知られないままであった）というのは、かくも偉大なる事蹟の証人である司祭と助祭とが、自分たちの見たことを誰にも明かさないでしょう、と聖人に誓っていたし、（その上、彼らの方が）、周知の通り、聖人よりも先に死んだからである。

一七　どれほど周到な配慮で聖人は貧しい人々に仕えたか。そして、ノリクムの人々は、彼が分配するようにと、（彼の許へ）十分の一税を送っていたが、いつも通りそれが運ばれて来た時に、彼が、（十分の一税の）送り出しを引き延していた人々には危険がふりかかるであろう、と予言したこと。

(1)キリストの恩寵によってかくも顕著なる恵みに満ちた、至福なるセウェリーヌスは、捕虜や困窮せる人たちの世話をも生来の敬虔さでたいへん熱心に引き受けていた。その結果、あらゆる都市または城市で殆んどすべての貧しい人たちが彼の努力で日々の糧を得ていた。聖人は喜ばしき配慮をして彼らに仕えていたので、困窮せる人々の身体が養われているのを見る時だけ、自ら満ち足りている、〔つまり、あらゆる富に満ち溢れている〕、と思うほどであった。(2)(聖人は)、数週間の断食を続けても、彼自身弱ることは全くなかったが、しかし憐れな人々の飢餓によって自分が苦しめられているように思っていた。多くの人は貧しい人たちに対する、彼のそれほどにも敬虔なる施与を見て、バルバリーの苛酷な支配に起因する飢えの困苦に（彼ら自ずからが）耐えていながら、彼らの収穫の十分の一を献身的に貧しい人々のために費していた。その命令（十分の一税の支払いの指示）

は、すべての人に律法から（モーゼの律法の定めの一つとして、の意）よく知られていたにも拘らず、人々はそれを恰（あたか）も目前の天使の口から出たものであるかのように聞いて、感謝に満ちた献身によって（それを）守っていたのである。(3)また神の人は、ただ貧しい人々が裸でいるということだけで寒さを感じていた。とはいえ、聖人は特に神から力を得て、驚くべき節制で鍛練した結果、酷寒の地方でも強さと活気を保ち続けられるようになっていた。(4)また、（聖人は）ノリクム（内陸ノリクムのこと）の住民にも、前に言ったように、それによって貧しい人々が養われていた、あの十分の一税を支払うように、と手紙を送って促した。人々が習慣に従って彼のところへ沢山の、供用の衣服を送ると、彼は（それを運んで）来た人々に対して、同じようにして集められた品がティーブルニア市からも送られて来たかどうかを尋ねた。彼らは、そこからもすぐに運んで来るだろうと答えたが、神の人は、彼ら（供出品を運んで来る人々のこと）は決してやって来ないだろう、と断言し、遅れたままの（まだ着いていない）供出品はバルバリーの手に落ちる筈だ、と予言した。かくして、その後、まもなく、ティーブルニアの市民たちは、（彼らを）攻囲していたゴート族と何度も戦いを交え、辛うじて相互に同盟条約を締結したが、既に一カ所に集められながら神の奴僕のもとへ送るのが遅れていた寄贈品を、（その条約の）規定に基づき、敵に与えてしまったのである。

一八　いかにして収穫物に害を与えていた錆病（黒穂病、或いは黴病ともいう）が、神の人により、断食と祈りとで駆逐されたか。

(1)かつて、ラウリアークム市の市民も聖セウェリーヌスの勧告にたびたび促されながらも、作物の十分の一を貧しい人々に与えるのを遅延させていた。（一方、貧しい）人々は飢えに苦しんではいたが、既に収穫物が熟して黄色く色づいたので、近々援助の手がさしのべられるものと思っていた。しかし、作物に害を与える、錆病という思いがけない災疫が発生した時、彼ら（ラウリアークムの市民）は打ちのめされて、直ちに彼（聖人）のもとを訪れ、それが自分たちの強情さに対する罰だということを認めた。(2)そこで、キリストの戦士は憔悴した人々を霊感に満ちた言葉で慰めて言った。「もしおまえたちが十分の一税を貧しい人たち

に与えていたら、おまえたちは永遠の報酬を享受したばかりでなく、現世の財に溢れんばかりになれたのだ。しかし、おまえたちが罪を自らの告白によって処断したので、私は主の慈愛にかけて、今そんなにも猛威を振っている錆病（さび）といえども、なんらの損害も与えることはないであろう、と約束する。ただ、おまえたちの信仰さえ、今後、ぐらつかなければよいのだ」、と。実際に、この約束のお陰で、その日から市民たちはすすんで十分の一税を支払うようになった。そこで、いつものように（聖人は彼らに対して）断食を行うようにすすめた。それが終わると慈雨が（降りそそいで）、収穫物を絶望的にした災いを根絶した。

一九　アラマンニー族の王、ギブルドゥスが神の下僕の前で大きな恐怖に襲われて戦慄を覚え、多数の捕虜を返還したこと。

(1)バターウィスと呼ばれる都市が二つの川、即ち、イン川とドナウ河の間に位置しており、そこに至福なるセウェリーヌスは少数の修道士のために、いつも通り、僧院（ケルラ）を建てておいた。というのも、彼自身が、殊にアラマンニー族の不断の襲撃の故に、市民たちに懇請されてしばしばそこへ来ることになったからであるが、（一方）、彼ら（アラマンニー族）の王、ギブルドゥスも彼（聖人）をたいへん尊敬し、慕っていたのである。(2)或る時、王が彼（聖人）との会見に熱い思いを懐きつつ出向いたところ、聖人は、彼（王）の来駕によってその都市（キーウィタース）に面倒がかからないように、（自分の方から）、彼（王）の許（もと）へ出かけて行った。そして、（聖人が）あまりに毅然として王に語りかけたので、（王は）彼（聖人）の前で激しく震え始めた。その後、（王は）引きさがり、彼の軍隊に向って、自分は戦争に於いても、他の恐ろしい出来事によっても、これほどの恐怖に襲われ、戦慄を覚えたことはない、と告げた。(3)王が神の奴僕に、お望みのことを何なりとお命じ下さい、と願い出ると、いと敬虔なる教師（聖セウェリーヌス）は、むしろ（王）自身のためになることだが、と言って、（王が）彼の部族の者にローマ領民からの略奪をやめさせ、彼の部下の

許(もと)に囚われている人々を喜んで（無償で、即ち、放金なしで、釈の意）釈放するように、と頼んだ。そこで、王はその仕事を即座に実行に移すため、（聖人に）彼の仲間の中から誰か一人を差し向けてもらいたい、と申し出た。直ちに助祭のアマンティウスが派遣されて、王のあとに続き、彼（王）の（居城の）戸口で何日も待っていたが、何の音沙汰もなかった。(4)彼（助祭）は、自分がそのために派遣された、その任務を果すことができなかったので、意気消沈して、引き返そうとすると、彼の前に、聖セウェリーヌスの姿をした一人の男が現われて、彼を激しく叱って脅し、自分について来るように、と命じた。彼が震えながらも促されて、（その人に）従い、王の（居城の）門までやって来ると、たちまち、先に立って彼を導いていた、その案内人が（彼の）視界から消えて、彼を驚かせた。しかしながら、王の取り継ぎの者が助祭に、彼がどこから来て、何を望んでいるかを尋ねた。彼は手短かに用件を告げて、手紙を手渡し、〔王の〕手紙を受け取って帰った。(5)帰る時に助祭は凡そ七〇人の捕虜を連れ戻し、その上、（彼は）王が属州（バターウィスのある第二ラエティアのこと）をくまなく巡回し、そこで見出す限りの捕虜をすべて送り返すことを保証する、という内容の、王の好意ある約束を持ち帰った。このこと（捕虜の釈放の手続き）のために、まもなく、聖なる長老、ルキッルスが任命され、彼は非常に多くの憐れなる人々を囚われの身から呼び戻した。

二〇　いかにして、兵士たちの殺害が彼（聖人）に啓示され、（そして）、彼らの遺体の埋葬のために、（聖人はいかにして）、何も知らない彼の仲間（弟子たち）を川へ向わせたか。

(1)ローマ帝国が存続していた頃には、多くの都市の（多くの都市に駐屯する、の意）兵士がリーメス（国境防備施設）の警護のために、公けの俸給で養われていた。この習慣がなくなると同時に、軍隊の諸分隊もリーメスと一緒に廃止され、バターウィスの部隊だけが何とか持ちこたえていた。そこから幾人かの者が戦友たちのために最後の俸給を取りに、イタリアへと出発したところ、途中でバルバリーに殺されてしまったが、それを知る者は誰もいなかった。(2)さて、或る日、聖セウェリーヌスが、彼の僧庵(ケルルラ)で読書をし

ていた時、突然本を閉じ、大きな溜息をついて涙を流し始めた。彼はそばにいた人々に、急いで川（イン川のこと）に行くように命じたが、聖人の断言したところによれば、その時刻に川は人間の血に染っているであろう、ということであった。すると間もなく、前述の兵士たちの死体が川の急な流れによって地面に打ち上げられている、という知らせが入った。

二一　遠方より彼（聖人）の許に来ていて、（その時）故郷に帰ろうとしていた司祭、パウリーヌスに、彼は、（パウリーヌスが）やがて司教に任じられる筈だ、と予言した。

(1)聖セウェリーヌスの許へ、彼の名声の広がりの結果、パウリーヌスという、一人の司祭が来ていた。この人は至福なる人の（率いる）同志集団（コーンソルティウム）に加わって二、三日のあいだ滞在していたが、帰ろうとした時に、聖人から次のようなことを聞いた。「急ぎなさい、尊ぶべき司祭よ。というのも、人々の願いに逆らって（昇任を）断っている貴殿を、我々の信ずるところでは、司教職という名誉ある地位が飾ることになるであろうから」。(2)間もなく彼が故郷に戻ると、予言する人（聖人のこと）の言葉が彼に於いて実現された。というのは、ノリクムの首都、ティーブルニアの市民が前述の人（パウリーヌス）に対し、最高司祭職（司教職のこと）という権威ある地位に就くことを受け入れるように強いたからである。

二二　新しい聖堂のために聖遺物が求められていた時に、彼（聖人）が、洗礼者、聖ヨハネの祝福が自ずから自身に（文脈よりすれば、聖セウェリーヌスに、の意。しかし、本文の内容よりすれば、聖遺物を残した殉教者たちに、の意）下されるが、自分が去ってからその都市に災害が生ずるであろう、と予告したこと。その際、虚言を弄する司祭が洗礼堂の中で殺されたこと。

(1)バターウィス市の市壁の外側で、イン川の対岸にあるボイオトローという名の場所に、彼（聖人）は少数の修道士たちのた

めに僧院（ケルラ）を築いておいたが、（そのボイオトローに）建てられた（僧院（ケルラ）の）聖堂（バシリカ）のために殉教者たちの聖遺物が求められていた。それ故に、司祭たちが、聖遺物を取りに行かせてくれるよう申し出たところ、至福なるセウェリーヌは次のような忠告を与えた。「たとえ死すべき人間の手で建てられた物がすべて滅びるとしても、これらの建物（僧院の聖堂のこと）は、他のなにものよりも先に、いち早く見捨てられるべきである」。だから、聖者たちの聖遺物のためにいかなる努力も払う必要はない、何故なら、彼ら（聖者、即ち殉教者たち）には自ずから聖ヨハネの祝福が下されるからだ、というのである。(2)そうこうしている間に、上述の都市（バターウィス）の市民たちは、至福なる人の許へ嘆願にやって来て、彼がルギー族の首長、フェバーヌス（フェーウァのこと）の許へ行き、自分たちのために通商の許可を求めてほしいと請うた。彼（聖人）は彼らに言った。「上流の他の城市が住民に放棄されたように、見捨てられたままになるべき、この都市の（定めの）時が近づいているのだ。それなのに、何故、もはや商人の現われ得ない場所に商品を調達する必要があるというのか」。(3)彼ら（市民たち）がこれに答えて、自分たちを侮辱なさらないで、いつもの指図によって助けて下さい、と言った時、一人の司祭が悪魔の霊に満たされて、次のようなことを付け加えた。「聖人よ、出て行け、頼むから早く出て行ってくれ。おまえがいなくなって、我々が断食や徹夜の勤めから解放され、しばらく休息できるように」、と。彼がこのように言ったので、神の人は、司祭たる者が皆の聞いている前で笑うべき空虚さに陥ったことの故に、激しい落涙に駆られた。何故ならば、公然と演じられた茶番劇は隠れた過ちの証拠だからである。かくして聖なる人は兄弟たち（仲間の修道士たち）から、何故そのように泣くのか、と尋ねられて、言った。「我々が去った後、すぐにこの場所に大変な災難が生じるであろうことが私には見えるのだ。そして、これは悲嘆せずには語り得ないことだが、この場所（洗礼堂の内部）自体も汚されてしまうほどに、（幾つもの）キリストの聖域が人間の血で浸されるだろう」、と。ところで、彼は（このことを）洗礼堂の中で話していたのである。(4)そのあと彼は、一〇〇マイル（一六〇キロ余り）以上離れたファウィアーニス市の市壁の近くにある、古くて一番大きな彼の修道院へ向けて、ドナウ河を船で下って行った。そして、彼が去るとすぐに、フヌムンドゥス（スエービー族の王？）が少数のバルバリーを引き連れて、聖人が予言した通りに、バターウィス市を襲撃した。住民たちはほとんど全員が刈り入れに手をとられ

ていたところで、見張りのために残っていた四〇人の市民を彼ら（バルバリー）は殺害した。(5)キリストの奴僕（聖人のこと）に向って洗礼堂の中であのような瀆聖の言葉を吐いた、かの司祭はその同じ場所に逃げ込んだが、追って来たバルバリーは彼をも殺した。即ち、真理の敵（瀆聖の司祭のこと）は神を侮辱した故に、以前彼があのように恥知らずに、常規を逸した振舞いをした、その場所へ（保護を求めて）近づいたが、無駄であったのである。

二三　いかにして彼（聖人）が予言された聖遺物を受け取ったか。

(1)さて、いと聖なるセウェリーヌスは、ファウィアーニスの修道院で福音書を読んでいた時に、祈りを終えて立ち上ると、自分のためにすぐに小舟を用意するように、と命じ、そして、（それを聞いて）驚いている人々に（次のように）言った。「主の御名が祝福されんことを。我々は至福なる殉教者たちの聖遺物を迎えに行かなければならない」。直ぐさま、人々はドナウ河を渡り、一人の男が川の向う岸（ドナウ北岸。ルギー族の地）に坐っているのを見つけた。その男は彼らに熱心に懇願して、その評判を聞いて久しくその許（もと）へ行きたいと願っていた、神の下僕の所へ連れて行ってくれるように、と頼んだ。(2)そこで、間もなく、キリストの奴僕が彼に引き合わされると、彼は長いあいだ手許に保管していた洗礼者、聖ヨハネの聖遺物を恭しく引き渡した。（そのようにして）聖ヨハネの祝福が、彼（聖人）の予言通りに、自（おの）ずからもたらされた後に（二二(1)参照）、その（聖遺物）を神の下僕は然るべき恭敬さをもって受け取り、聖堂を司祭たちの勤めによって（司祭たちの司式の下に、の意）聖別した。

二四　もう一つ別の都市（ヨウィアーコー）の住民が、命令者（聖人のこと）のお告げを軽視し、間もなくヘルリー族に殺されたことについて。それは、（立去るよう）前もって警告されたにも拘らず、彼らがその場所（まち）を捨てようとしなかったからである。

(1)さらに神の人は、いつもの啓示に促されて、バターウィスから二〇マイル（三二キロ余り）以上離れたヨウィアーコーと呼ばれていた都市の住民に対して、モデラートゥスという名の、教会の歌唱役を使いに出し、その場所のすべての者はためらうことなく家を捨てるように、と指示した。もし命じられたことを軽んずれば、間もなく彼らは滅びることになろう、というのである。(2)けれども、一部の者たちはこのような予知（この場合は予知にもとづくお告げ、即ち、予言）を疑い、また別の者たちは全く信じなかったので、聖人はクィーンターニス(市)の、或る男を再び派遣することにして、彼に向って、「急いで出発して、彼らに、もし今夜そこに留っていたら、すぐに捕えられてしまうだろう、と告げなさい」、と泣きながら言った。また、霊的生活を送っている司祭、聖マクシミアーヌスに対して、命令を軽視する者たちを見捨ててもよいから、少くとも彼（司祭）自身は天の慈悲で早く自由にされるように、と忠告することを、熱意をこめて(使いの男に)命じた。神の奴僕のいうところでは、彼（聖マクシミアーヌス）のことについては、大いなる憂慮が自分の胸のうちにあるが、それは、救いをもたらす筈の命令(の実行)をひょっとすると彼が引き延ばし、そのために迫り来る破滅の犠牲になるのではないか、ということである。(3)かくして、上述の男が出発して、命じられたこと（聖人の命令の司祭への伝達）を果したが、(この)神の人の使者は、(司祭以外の)残りの人々が(命令の内容を)信じないで(何も実行せず)ぐずぐずしており、司祭も(何も手をうたず)自分（使者）をひきとめて歓待の好意を示そうとしているだけなので、(敵が襲ってこないかと)全く気が気ではなかった。(果せるかな)、その夜すぐ、不意にヘルリー族が襲って来て、都市を荒らし、非常に多くの人を捕虜として連れ去り、前述の司祭を紋首台にかけた。これを聞いて神の下僕は、前もって警告を受けた人々がそれに注意を払わなかったことを大そう悲しんだ。

二五　いかにして、(聖人は)、ノリクム(の人々)に宛てた手紙によって、城市(の守り)を断食と施しとで前もって固めたか。(そして)、予告された敵の襲撃がそれら(の城市)に損害を与えることができずに終ったこと。

(1)また、マクシムスという名の、ノリクム（内陸ノリクム）出身の一人の男は、神の下僕の許へ訪れるのを常としていたが、彼がやって来て、既に得ていた親交の誼みで聖なる人の修道院に二、三日滞在していた時、彼（聖人）の託宣（予言のこと）によって、彼（マクシムス）の故郷がとつぜん大破壊を蒙むるであろう、と教えられた。彼は、司教の聖パウリーヌス宛ての手紙を受け取って、急いで戻って行った。(2)かくして、手紙の内容から前もって事態を知った前述の司教（聖パウリーヌス）は、彼の管区の全ての城市に対して自ら手紙を書き、神の人の手紙で指示されていた三日間の断食でもって来るべき破滅的災害に対処するように、と強く警告した。(3)彼ら（管区内の諸城市の住民）によって命令が実行され、断食が終ると、見よ、アラマンニー族の巨大な軍勢が無情にもすべてを破壊したのに、（幾つかの）城市は、いかなる危険をも感じなかった。それは、敵の暴虐に対してそれら（の城市）をば、断食という信心深い甲冑と、心の称讃すべき謙虚さとが、予言者（聖人のこと）を通して、信念をもって武装していたからである。

二六　癩病を清められた者について。彼が、むしろ罪の癩病に陥らないように、故郷へ戻るのを拒んだこと。

(1)この後、ミラノの市域に住む一人の癩病患者が聖セウェリーヌスの所へ、彼の評判にひかれて出向いて来た。（聖人は）治癒の薬を哀願して求めるこの男をば、断食を課してのち、彼の修道士たちに委ねた。直ちに神の恩寵が働いて、彼（この男）は清められた。健康を取り戻し、故郷へ帰ることを勧められた時、彼は聖なる人の足許に身を投げ出し、これ以上、家に帰ることを強いないでほしいと頼んだ。それは肉体の癩病と同じく罪の癩病からも免れて、称讃さるべき末期をもってまさにその地で生を終えることを願ってのことであった。(2)彼の敬虔な心に神の人は大へん驚いて、若干の修道士たちに対し、父としての指図によって（次のように）命じた。即ち、彼と一緒にしばしば断食をして、主が有用なものを彼（この男）に与えて下さることを、不断に祈っているように、と。このような薬によって前もって（信仰を）固められて、彼は二ケ月以内に俗界の生活の足枷

から解放された（昇天した、ということ）。

二七　バターウィスの近くでローマ領民が、聖セウェリーヌスの祈りによって、アラマンニー族から戦い取った勝利について。及び、勝利の後に、予言する人（の言葉）を侮って従わなかった人々が殺されたこと。

(1)同じ頃、クィーンターニス市の住民は、度重なるアラマンニー族の襲撃のために既に疲弊し、自分たちの住居を見捨ててバターウィス市に移住した。しかし、前述の人々（クィーンターニスの住民）の避難場所（バターウィス）もその同じバルバリー（アラマンニー族）の目をのがれることはできなかった。彼ら（バルバリー）は一度の攻撃で二つの都市の民衆（の財産）を略奪できると信じていたので、一段と意欲をそそられた。しかし、至福なるセウェリーヌスはより一層祈りに没頭し、ローマ領民に救済の例を示して何度も励まし、次のように予告した。即ち、確かに、現下の敵は神の援助のお陰で打ち負かせるが、しかし勝利の後、彼（聖人）の警告を侮った者は滅びるであろう、と。(2)その結果、すべてのローマ領民が聖なる人の予言に力づけられ、物質的な武器よりも、むしろ聖なる人の祈りによって前もって（守りを）固め、アラマンニー族に向かって、約束された勝利への希望をもって戦列を整えた。この戦闘でアラマンニー族は敗れ、逃げ帰ると、神の人は勝利者たちに次のように話しかけた。「息子たちよ、この度の闘いの栄誉をおまえたちの力に帰してはならない。おまえたちが神の加護のお陰で自由にされたのは、おまえたちが、恰（あたか）も何日かの停戦期間が与えられた場合の如くに、ここから短期間のうちに退去できるためにである、ということを知っておきなさい。そして、私と一緒にラウリアークム市へと集団で（川を）下って行きなさい」。このようなことを、敬虔さに満ちた神のひとは勧めた。(3)しかし、バターウィスの人々は生れた土地を見捨てることをためらったので、彼らに（聖人は）次のように付言した。「たとえ我々の目指すその都市（ラウリアークム市）が、バルバリーの襲撃のために、できるだけ早く見捨てられるべきものであるにしても、我々は、今はひとまずここから一緒に（そこへ）逃げようではないか」。このように促す（聖人に）、大部

分の人は従ったけれども、若干の従わない人たちが居り、敵の剣は彼ら（警告を無視した者たち）を見のがさなかった。というのも、神のひとの禁止に逆ってそこに留まった人は、皆、同じ週に、トリンギー族が襲撃した時、或る者たちはまさしく殺され、また或る者たちは捕虜に連れて行かれて、（聖人の言葉を）軽蔑（したこと）に対する罰を蒙ったからである。

二八　神の奴僕が貧しい人々に油の世話をしていた時、いかにしてその油がふえることとなったか。

(1)かくしてドナウ河上流地方の諸都市が破滅してのち、聖セウェリーヌスの警告に従ったすべての民衆がラウリアークム市へ移住したが、（聖人は）不断の励ましによって、彼らが自分の力に頼るのではなく、祈りと断食と施しとに専念して、むしろ霊的な武器によって（守りを）固めさせようとしていた。(2)その上、或る日、神の人はすべての貧しい人たちに対し聖堂（バシリカ）の一つに集まるよう布告し、必要の程度に応じて油（食用のオリーヴ油）を配給しようとした。その種のものを商人たちが供給することはそれらの場所（まち）では大へん困難であったからである。かくして困窮せる人々の群れが、恰（あたか）も祝福を受けに（集まる）かのように、蝟集した。というのも、そこでは貴重な、この液体の食品が、それを求める人の群れと数とをふやしたからである。(3)そのあと至福なる人は祈りをすませ、十字を切って、聞いている人々すべてに、いつもの聖書の言葉を用いて、「主の御名が祝福されんことを」、と言った。そのあと彼は、（油を）運んでまわる侍者たち（の容器）に、自らの手で油を満たし始めた。忠実なる下僕（聖人のこと）は、仕えられるためにではなく、むしろ仕えるためにやって来た、彼の主（イエス・キリスト）をまねたのである。そして、（彼は）救済者（イエス・キリスト）の事蹟に従いつつ、右手を用いて左手には知らせずに注いだ物質（油）がふえるのを喜んでいた。というのは、貧しい人々の容器が満たされたのに、侍者たちの手の中でも油は決して減ることはなかったからである。(4)それ故、まわりにいた人々がこのような神の祝福に声も出ないほど驚いていた時、彼らのうちの一人で、名をピェンティシムスという者が、仰天して、驚嘆のあまり大声をあげた。「我が主よ、この油壺は、（油が）増え、泉のようにあふれ出ています」。すると、

あのいと好ましき（恩寵に満ちた、の意）液体は、霊の力（ウィルトゥース）（奇蹟をひき（おこす力））があばかれたので、退き去った。(5)すぐにキリストの奴僕は叫んで言った。「兄弟よ、おまえは何ということをしたのだ。おまえは多くの人から利益を奪ってしまった。主、イエス・キリストがおまえをお許し下さらんことを」、と。同じように、また或る時、債務に苦しめられていた寡婦が、予言者エリシヤの指図に則って、彼女が持っていた一滴の油からできるだけ多くの容器を（油で）満たすよう命じられた。彼女はその通りにして、その上さらに、息子からもっと容器を求めたが、容器がもはや一つもないと聞いた時、すぐに油（の湧出）も止まった（ということがあった）。

二九　困窮せる人々に支給するための衣服を肩にかついでノリクムから運んで来た人々について。彼らのために一頭の雄熊が冬のさなかに人里離れた雪の中を人家のある所まで案内したが、彼らがこのような案内者（の導き）に助けられてやって来るのを、神の下僕がいつもの啓示によって知ったこと。

(1)同じ頃、上で言及したことのある、ノリクムの人、マクシムス（二五(1)参照）は、信仰の情熱に焚き付けられて、その地方では堅く氷が張って道が閉ざされてしまう、冬の最中に、向こう見ずの軽率さからというよりは、むしろ後に明らかになったように、恐れを知らぬ献身の故に、至福なるセウェリーヌスの許へ行こうとした。（即ち）、捕虜や貧しい人々に役立てるべく、ノリクムの人々の敬虔なる収集活動が醸出させた衣服をば、多くの仲間を集めて自分たちの肩に背負って運んで行ったのである。こうして出発した人々はアルプスの峰の頂上に到達したが、そこでは夜通し大量の雪が降り続けた結果、大きな木の下に宿っていた彼らは、まるで巨大な穴にはまり込んだように閉じ込められてしまった。(2)助かる手だてが全くなかったので、彼らが生還の望みをすっかり失なっていた時、仲間の指導者が眠りの中で、神の人の姿をした男が立っていて、彼に次のように話しかけるのを見た。「恐れることはない。おまえたちがはじめに目指していた所へ進みなさい」。そこで彼らが、すぐに、こ

の啓示に勇気づけられて、歩みでよりも、むしろ信仰によって進み始めた時、突然、神の合図に応えて巨体の雄熊が、道案内を勤めるために横手からあらわれた。それ（熊）は、冬の時節はいつも穴に籠っていたが、（このときは）、直ちに、彼らが行こうとしていた進路をかき分け、およそ二〇〇マイル（ママ。三二〇キロ余り）に亘って、左側へも右側へも逸れることなく、願わしき道を示した。(3)即ち、（その熊は）、新しい足跡でもって（辛うじて）小道をつけることのできる、それだけの間隔をあけて（後続者の少し前を、足跡で道をつくりながら、の意）、彼らを先導したのである。このようにして、その獣は寂しい荒地を通って進み、困窮せる人々を助けに行こうとした者たちを見捨てず、できる限りの親切を尽して、人間の住居のある所まで連れて行き、勤めを果して、すぐに或る方向へと立ち去った。猛獣でさえ絶望している人々に道を示したのであるから、人間が他の人間に何をしてやらねばならないか、どれほど多くの愛情を注がねばならないかを、（その雄熊は）先導という大事な勤めによって教えたのである。(4)かくして、人々が到着した、と神の下僕に告げられた時、彼は言った。「神の御名が祝福されんことを。雄熊に道を教えられてここに来た人々をお通ししなさい」、と。これを聞いて彼ら（そこに居合わせた人々）は、神の人が（彼の）居ない所で起きたことを述べていることに大へん驚いた。

三〇　どのようにして、来るべき夜に敵がラウリアークム市にやって来ることを彼（聖人）が予知し、そして、安全だと思い違いしていた市民たちを辛うじて説得して、夜警に就かせたか。また、朝になって（聖人の予言の正しいことが）分った時、彼らが感謝の行為をもって（謝辞を述べて、の意）、信じなかったことに対する容赦を請うたこと。

(1)また、ラウリアークム市の市民たちと、上流の城市から逃げて来た人々とは、気がかりな（敵の攻めて来そうな、の意）場所に見張りを置き、人間のなし得る限りの配慮で、敵に対する備えを講じていた。神の下僕は神意の示唆に促され、（また、彼の）予見力のある心も働いて、彼らに、その僅かばかりの持ち物をすべて市壁の中へしまい込むようにさせた。それは、敵が、無情な攻

撃をしかけて来た時に、人の用いるようなものを何も見出せないで、飢えに駆り立てられ、（その結果）、残酷で恐るべき企てをすぐに放棄するように、との配慮からであった。(2)これらのことを四日間説き続けて、既に日が暮れかけた時、彼は、ウァレーンスという名の修道士を、その同じ場所（ラウリアークム）の司教である聖コンスタンティウスと、その他のそこに留っている者たちとの許へ派遣して、（次のように）言った。「今夜、いつもの通り、市壁に見張りを置き、襲ってくる敵のだまし討ちに用心して、しっかりと番をしていなさい」。けれども彼らは、偵察に行った者たち（の話）からして、自分たちには敵の気配は何も感じられない、と強く言い張った。(3)しかし、キリストの奴僕は警告をやめず、躊躇っている人々に大きな声で叫び、もし彼らが忠実に指図に従わなければ、今夜、捕えられてしまう筈だ、と断言した。（その際）、次のように何度も繰り返して言った。「もし私が嘘を言っているのならば、私を、私を石で打つがよい」、と。そこで彼らは、結局のところ、市壁に見張りを置くことを余儀なくされたが、夜のはじめに（日没時に）、いつもの勤め（晩課のこと）の、讃美歌の朗唱を終え、皆が集まって夜警を始めた時、近くに置かれていた干し草の山に、荷物運搬人の小さな松明から知らず知らずのうちに火が燃え移り、火災ではなく、光を都市（キーウィタース）に取り戻した（火事にならずに都市を明るく照らした、の意）。(4)この出来事に驚いてすべての人が大声を出したので、森の繁みに潜んでいた敵は、突然の輝きと叫び声に仰天し、自分たちが既に見つかったものと思い込んで、静かにしていた。朝になって彼らはその都市（キーウィタース）を取り囲み、至るところに散開したが、食糧を全く発見できなかったので、神の下僕の予言にも拘らず頑固にも自分の持ち物を守ることを怠った、かの男の家畜の群れを略奪して帰った。彼ら（敵たち）が去ると、市民たちは城門から出て行き、市壁からあまり遠くない所に梯子が倒れているのを見つけた。それは都市（ウルブス）を破壊するためにバルバリーが準備したもので、彼らはその夜、見張りの叫び声に動転して、それを投げ棄てて行ったのであった。(5)それ故に、前述の市民たちはキリストの奴僕（聖人のこと）に容赦を請い、自分たちの心は石よりも堅かったと謙虚に告白した。彼らは眼前の事実によって、聖なる人の中に予言の恩寵が働いていたことに気付いたのである。もし神の人のいつもの祈りが彼らを自由なままに居れるように守っていなかったら、まことに、不従順な民衆（プレブス）はそのころ、皆、捕えられていたであろう。使徒ヤコブはそのことを明言して、「正し

い人の不断の祈りには大いなる力があるのだ」、と述べている。

三一　軍隊をつれて、ラウリアークムに来ようとしていたルギー族の王、フェーウァに、いかにして、彼（人聖）が会いに行ったか。そして、いかにして人々を彼の保護下に受け入れ、彼らをルギー族により近い、下流の諸都市にまで導いたか。

(1)フェレテウス、またの名をフェーウァという、ルギー族の王は、バルバリーの剣をのがれた全都市に残っていた人々が神の奴僕（の忠告）に従ってラウリアークムへ向ったことを聞くと、軍隊を率いて（ラウリアークムへ向けて）やって来た。それは、彼らを即刻ひきとめて連れ戻し、自分に貢納義務を負う近隣の諸都市に住みつかせようと考えてのことであるが、それら（の諸都市）――その中の一つにファウィアーニスがあった――はルギー族とはただドナウ河で隔てられているだけであった。(2)そのことの故に、皆がたいへん動揺して聖セウェリーヌスの所へ赴き、王に会いに行って彼の心を静めてほしいと嘆願した。（聖人は）一晩中急いで、都市（ウルプス ラウリアークム）から二〇番目の里程標の所で（二〇マイル、約三二キロ離れた所で）朝早く彼（王）に出会った。王は彼（聖人）の到来を知って仰天し、彼を疲れる目に会わせたことで大いに恐縮し、突然の訪問のわけを尋ねた。(3)彼（王）に対して神の下僕は次のように言った。「いと勝（すぐ）れたる王よ。おまえに平和が（あるように）。私はキリストの使者として、服属民（王に服属する住民たち）への憐れみを請うために（やって来たのだ）。恩寵についてもう一度考えてみなさい。神の慈悲を思い出しなさい。おまえの父（フラキテウス）も自分がそれ（神の慈悲）に助けられるのをしばしば自覚していたのだ。それというのも、彼は治世のいかなる時にも、私への相談なしには何ごとも敢えて実行しなかったからである。彼は有益な忠告に逆らうことなく、従順な人の心（「従順」の心情）がいかに大切なものか、そして凱旋者たちにとってその勝利に慢心しないことがいかに有益か、ということを度々の僥幸によって知ったのである」。(4)そこで王は言った。「あなたがその人々のために好意ある懇願者として私の所にお越しになった、

その人々が、アラマンニー族やトリンギー族の酷い略奪で荒され、或いは剣で殺され、さらに奴隷身分におとされることに私は耐えられないでしょう。彼らを住みつかせるべき近隣の、貢納義務のある諸都市を私が持っているというのに」、と。(5)キリストの下僕は断乎として次のように答えた。「それでは、汝の弓や剣のお陰で、この人々が略奪者の度重なる却掠から救われた、というのか。そして、彼らが暫くおまえに従属しておられるのは、むしろ彼らが神の御業に守られているお陰だ、ということを否定しようというのか。今は、それ故、いと勝れたる王よ、私の忠告を拒んではならない。(おまえに)服従している人々が、移住させられるのではなく、むしろ、軍隊に烈しく圧迫されて略奪されるようなことにならないように、この人々を私の信仰にまかせなさい。それというのも、この人々の不幸を私に目撃させた主自身が私をば、彼らを導くにふさわしい保証人になさるであろうからであり、このことにつき私は我が主を信ずるものである」。(6)これを聞いて王は節度ある申し出に宥められ、すぐに彼の軍隊をひき連れ戻って行った。かくして、聖セウェリーヌスが彼の保護下に受け入れたローマ領民は、ラウリアークムから退去し、平和的な措置によって諸都市に定着し、ルギー族と友好的な同盟関係を結んで生活した。彼(聖人)自らはファウィアーニスにある彼の古い修道院に住み、人々に警告したり、未来を予言したりすることを止めず、将来、すべての人が、自由を侵害されることなく、ローマ領の一属州へ移住するであろう、と断言した。

三二　自分に対して何かお望みのことはないか、と(聖人に)尋ねたオドウァーカル王が、神の下僕の手紙にもとづき、いかにして、アムブローシウスなる者を追放から呼び戻したか。そして、同じ神の下僕が彼(王)の称讃者たちに、何年間(王が)統治するであろうと予言したか。

(1)同じ頃、オドウァーカル王は、聖セウェーリーヌスに好意ある手紙を送り、もし(自分にできることで)何かお望みのことがあれば、(何なりと申しつけて下さるように)、と謙虚に申し出た。(かつて)、いつかは王になるであろうと告げた彼(聖人)

の予見（七、参照）を覚えていて、（恩義に感じていたからである）。聖人は彼のこのような話しかけに誘われて、追放されているアムブローシウスなる者（後出（三六(2)）のミラノ司教とはもちろん別人）を釈放してほしい、と頼んだ。オドゥァーカルは喜んで彼の命令に従った。(2)また、或る時、多くの貴族（ノービレース）が聖なる人の面前で、いつもそうであったように、人の言いそうなお世辞を使って、上述の王をほめたたえると、（聖人は）、彼らが何という王をそれほど称讃したのか、と尋ねた。「オドゥァーカルをです」、と答える彼らに対して、彼は言った。「一三ないし一四のあいだオドゥァーカルは安泰である」。つまり、これは彼（王）の安泰な支配の年数を指し示したのであって、聖人はこれらの言葉に加えて、彼らがすぐに自分の予言の正しいことを認めるであろうと言った。

三三　コマーゲーニス市に於いて、神の人の祈りで癒された、ルギー族の王の（配下の）、或る貴族（オプティマーテース）の息子について。

(1)聖セウェリーヌスは、その名がかつて最初に知れ亘ったのはコマーゲーニスの都市民たちの許（もと）でであるが、その彼らに哀願されて、（再びその市に）到来した。彼がそこにいることを知ると、フェレテウス王の（配下の）貴族（オプティマーテース）の一人がドナウ河を渡ってやって来て、長いあいだ病気に苦しんで既に葬式の用意までされている、彼の年若い息子を聖人の足許にさし出し、涙を流しながら言った。「神のひとよ、私はあなたが神のお力で、私の息子に、すぐさま健康を取り戻して下さるものと信じています」。(2)そこで祈りがなされると、半死の状態で運び込まれていた（息子）は、即座に無傷で起き上って、父親を驚かせ、健康になって、直ちに戻って行った。

三四　いかにして、テイオーという名の、一人の象皮病（病癩）患者が癒されたか。

(1)さらに、テイオーという名の、一人の象皮病患者は、聖セウェリーヌスの徳（ウィルトゥース）（奇蹟をひきおこす能力）にひかれ、彼の祈りで清められることを願って、遠く離れた地方からやって来た。そこで彼は、いつものように、（聖人から）指図を受け取ったが、それは、すべての恩寵の施主たる神に絶え間なく涙を流して懇願するように、との命令であった。(2)これ以上何（の説明が要るであろうか）。至福なる人の祈りにより神の助けで清められた、その癩病患者は性格を良い方へ変えると、色（皮膚の色のこと）をも（良い方へ）変えることができるようになり、多くの人の言葉により（多くの人がこの奇蹟を喧伝することによって）、また、彼（自身）の言葉によって、永遠の王（神のこと）の偉業を久しく、且つ、あまねく告げ知らせたのである。

三五　修道士、ボノーススについて。（ボノーススが）目の病いについて歎いた時、「むしろ、心でよく見えるように、と祈りなさい」、という彼（聖人）（の声）を聞き、すぐに、驚くほど持続的に祈れるようになったこと。

(1)至福なるセウェリーヌスの修道士、ボノーススもまた、バルバリーの出自の人で、彼（聖人）の言葉につき従っていた。彼は目の病いにたいへん煩わされていたが、外来者や異邦民（でさえも）が、健康を与えてくれる恩寵の助けを受けているのに、自分は治療の手伝いを何もしてもらえないのを不満に思って、聖人の祈りで自分に治療法が授けられるように、と嘆願した。(2)神の下僕は彼に言った。「息子よ、身体の目でよく見える視力を持つことや外なる目ではっきり見えることなどは、おまえにとって何の役にも立たない。それよりもむしろ、内なる目がよく働くように、と祈りなさい」。かくして彼は、このような忠告に諭されて、身体でよりも心で見ることに努め、少しも高慢になることなく、驚くほど持続的に祈りに専念することができた。そして、およそ四〇年の間、ずっと修道院の見張り役を勤め、彼が回心（え）した時の、あの信仰の情熱を懐きつつ死んだ。

三六　三人の傲慢な修道士について。彼らの霊が救われるように、（聖人が）彼らを魔王（サタン）に引き渡し、（そして）、その

ことについて、彼が、その場所で父たち（教父たちのこと）の二人の例を挙げて、極めて正しい説明をしたこと。

(1)上で述べた場所（まち）、ボイオトローで、彼の修道院の、或る三人の修道士が嫌悪すべき傲慢にとらわれていたのを、謙譲なる教師（聖人のこと）が彼らの逸脱について一人一人咎めたところ、彼らが破滅行為の中に身を置き続けようとしているのが分かったので、（聖人は）、主が彼らを養子として引きとられ、父の鞭（むち）でお叱りになるように、と祈った。涙を流しての祈りを彼が終える前に、その修道士たちは、（三人とも）同時に、悪魔に取りつかれ、苦しめられて、彼らの胸中の頑くなさを言葉によってさらけ出した。(2)このこと（三人の修道士に対する聖人の処置）が残酷で有害だと誰も思わないように。というのは、このような人々は、「肉体が滅ぼされるべく、魔王（サタン）に」引き渡されるが、それは至福なる使徒（パウロのこと）が教えているように、「主イエスの日に霊が救われるために」（「コリント人への手紙 第一」五(5)）だからである。（また）、ミラノの司教、至福なるアムブローシウスも、スティリコ（四〇八年没。最高軍司令長官を勤め、西帝国の実権を握る）の奴隷が偽の手紙の筆者であることが分かった時、このようなことを、以後、犯す気にならないように、（その奴隷は）魔王（サタン）に引き渡されねばならない、と言ったことがあった。（しかも）、司祭（アムブローシウス）がそこまで話を口にした、まさにその瞬間、汚れた霊がその男（スティリコの奴隷）の中に忍び入り、苛（さい）なみ始めた（のであった）。(3)またセウェールス・スルピキウス（キリスト教の聖者伝・年代記の著述家）も、ポストゥミアーヌス（スルピキウス・セウェールスの友人）の話をもとに次のようなことを述べている。即ち、偉大なる徳（ウィルトゥース）（奇蹟をひきおこす能力）と徴（しる）しの故に驚嘆すべき、或る人が、自分が陥っていた、虚栄に満ちた慢心を彼の心から追い払うために、「自分を支配する、悪魔の力を五カ月間容認することによって、あの、自分が癒してやった人々と同じようになるように」、と祈願した（『対話』、第一巻、二〇）、と。同じ（著者）（スルピキウス・セウェールス）は少し後で次のようにも言っている。「その人は悪魔に取り憑かれ、束縛されて、悪魔憑きがいつも耐えねばならないことをすべて耐え抜き、遂に五カ月目に悪魔（に憑かれた状態）からばかりでなく、彼にとってより有用で、より願わしいことであったが、虚栄（という病い）からも癒されたのである」（上同）、と。(4)かくして神の人は、前述の（三人の）修道士を兄弟たち（仲間の修道士たち）に委ね、彼ら（三人の修道士）に四〇日間に亘って節制という厳しい治

療法を課した。それが終わると彼らに対して祈りがなされて、（聖人は彼らを）悪魔の力から引き戻し、肉体の健康ばかりでなく、精神の健康をも分け与えたのである。このことの結果、聖なる人に対する畏怖の念はたかまり、（聖人の）教戒に対する一層の畏敬が他の人々を捉えた。

三七　彼（聖人）の修道士であるマルキアーヌスとレナートゥスが他の属州にいて耐えていた苦難の時間を、いかにして（聖人が）、その場にいた他の兄弟たち（仲間の修道士たち）に、彼らに祈りを課した後に、知らせたか。

(1)彼（聖人）は、後に我々の前に（私の先任者として、の意）、長老として、修道院の長となった修道士、マルキアーヌスを、兄弟（仲間の修道士）のレナートゥスと共に、ノリクムへ派遣した。そして三日目が終ろうとする頃、彼は兄弟たちに言った。「祈りなさい、いと愛すべき者たちよ。というのも、今、この時刻に、大きな苦難がマルキアーヌスとレナートゥスにのしかかっているからだ。しかし、その（苦難）から彼らはキリストの助けによって解放されるであろう」。(2)その時、修道士たちは彼から言われたことを直ちに書きとめたが、何カ月も後に、彼ら（マルキアーヌスとレナートゥス）が帰って来て、彼らがバルバリーから逃れたという、その危機の日時を告げた時、（修道士たちは）、それが自分たちの書きとめておいた通り（の日時）であることを確認した。

三八　命にかかわる膿疱という難儀について。それが生ずるであろうことを、（聖人が）四〇日前に修道士、ウルススに啓示で予言し、そして祈りによって癒したこと。

(1)また、いと至福なるセウェリーヌスは、兄弟たち（仲間の修道士たち）の一人、ウルススという名の者に対し、突然、いつも以上に厳しい四〇日間の断食により、食物に対する節制により、そして悲嘆（の涙）により、来るべき災禍に備えるように、と命じて

次のように言った。「おまえに肉体の危険が迫っているが、神の加護の下に、僅かのパンと水だけという薬（断食のこと）でおまえはそれを切り抜けるであろう」。四〇日目に、致命的な膿疱が断食をしている、その男の腕に現われたので、（その男は）すぐに彼（聖人）の許へやって来て、それを見せて嘆願した。(2)彼に対して聖なる神の奴僕は言った。「四〇日前におまえに予告された災いを恐れてはならない」。そして彼が直ちに自分の手で十字を切ると、そばにいた人々が驚いたことには、命にかかわる膿疱が消え去った。冗長な話の不快さを避けるために、仲間の者たち（修道士たち）の治療について、このこと一つを述べただけで十分である。なぜなら、（聖人は）しばしば、キリストの啓示を受けて、彼の修道士たちの病気を予告し、そして、それのお陰で予見することができた、あの（神の）恵みによって（彼らを）健康にしてやったからである。

三九　かの至福なる人の住い、寝床、そして、また食物につき、若干のことが述べられる。

(1)彼の弟子たちの僧院からほど遠からぬ所に霊に満ちた教師（聖セウェリーヌスのこと）も住み、たえず祈りと節制に没頭していた。それでも、(聖人は)彼らと一緒に、朝の祈りと、夜のはじめの（日没時の）、いつもきまった詩篇の朗唱とを壮厳に行っていたが、しかし、ほかの祈り（昼間の祈りのこと）の時間は、彼の住んでいた小さな礼拝堂の中で過ごしていたのである。その際に、聖人はしばしば天の託宣（神の啓示）に力づけられ、神の恩寵によって未来の多くのことを予言し、多数の人の秘密すらも知って、必要とあれば、それを人々に知らせ、病気の容態が求めるのに応じて、一人一人に薬を用意してやった。(2)礼拝堂の床に敷いた粗毛製の（山羊の毛でつくった）マット一つが彼の寝床であった。彼のまとっていたのは一枚の衣(だけ)で、それを、どんな時でも、眠っている間でさえも着用していた。そして定まった祝日でない限りは決して日没前に断食をやめることはなかった。実際、四旬節（灰の水曜日から復活祭の前日に至る六周間半の悔悛の期間）の時には、一週間に一度の軽い食事をとっただけで満足し、顔はいつもと変らず晴れやかに輝いていた。彼は他の人々の過ちに対して、恰も自分の過ちであるかのように泣き、できる限りの援助をして(彼らを)正しく導

いていた。

四〇　自分に神の啓示が降りて彼の死の近づいたことを感じた時に、(聖人は)どのようにフェーウァ王と邪(よこしま)なる王妃に話しかけたか。(そして)、その時から、いかにして、彼は彼の仲間たち(修道士たち)に前もって警告することをやめず、住民全員の移住が近づいていることを予告し、彼の遺体も一緒に運ぶように命じたか。

(1)その後、多くの闘争と長期に亘る奮闘の後に、あの至福なるセウェリーヌスは神の啓示によって、自分がこの世から去るであろうことに気付いた時、前述のルギー族の王、フェーウァに対して、ギーソーという名の極めて残酷な彼の妻と一緒に、自分の所へ来るように、と促した。(2)彼は王に親しく話しかけて、次のように説き勧めた。即ち、彼自身(王自身)の服属民を相手とする場合には、王の国の状態について自分(聖人)がいつか主に報告するであろうということを必ず念頭に置いておくように、と。そして、ほかの言葉によっても恐れずに忠告し、手を伸ばして王の胸を指し示しながら、次のように質問して王妃を咎めた。「ギーソーよ、おまえは、この心(王の心)と金・銀と、どちらを大切だと思っているのか」、と。そこで彼女が、自分はすべての財貨よりも夫を大切にしている、と言った時、神の人は賢明にも次のように付け加えた。「それならば、無辜(むこ)の人々の苦しみがおまえたちの権力を滅ぼすことのないように、彼らを抑圧するのをやめなさい。というのも、おまえはしばしば王の温厚さを台なしにしているからだ」、と。(3)そこで彼女は言った。「神の下僕よ、なぜあなたは私たちのことをそのようにお考えになるのですか」。彼は彼女に言った。「いとも卑しく、既に神の御許(みもと)へ旅立とうとしているこの私が、おまえたちに誓って言うが、おまえたちは不正な行為を慎しんで、敬虔なる仕事に励みなさい。これまでおまえたちの王国は主のお導きで繁栄していたのだ。これからはおまえたちも気をつけるがよい」。この忠告によって王は妻と共に十分に教導され、(二人は)彼(聖人)に別れを告げて立ち去った。

(4)そのあと聖人は、それ以前にも決して差し控えなかったことであるが、自分の遷化（せんげ）が近いことについて、慈愛に満ちたやさしさで彼の（弟子たち）に話すことをやめなかった。彼は言った、「兄弟たちよ、イスラエルの息子たちが、周知の如く、エジプトの地から救出されたように（「出エジプト記」六(13)）、この地のすべての住民がバルバリーの不当な支配から解放されなければならない、ということを知っていなさい。即ち、彼らは、全員、自分の財産を持ってこれらの諸都市から移住し、持ち物を何も略取されることなく、ローマの一属州へ到達するであろう。(5)ところで、おまえたちは、家長であった聖ヨセフの訓戒を思い出すがよい。取るに足りぬ、卑しいこの私だが、彼（聖ヨセフ）の証しによっておまえたちに次のように訴えかける。『神は汝らを訪れ、そして汝らは私の骨をここから汝らと一緒に持ってゆくであろう』（「創世紀」五〇、(25)）。それは私のためにではなく、おまえたちのためになるであろう。なぜなら、今は人がたくさん住むこれらの町々も索漠とした荒れ地に変りはて、敵が少しでも金（きん）を見付けようと思って、死者の墓を堀り返すほどにまでなってしまうであろうからだ」、と。(6)彼の予言が真実であったことは、現在の状態が証明している通りである。まことに、自分の遺体を持って行くように、といと聖なる父は敬虔な配慮を忘れずに命じたが、それは、住民全員が移住する時には、彼のもとに集まった兄弟たちの会衆（コングレガーティオー）が分かれ分かれになることなく（一団となって）出発し、彼の思い出に結ばれて一つの聖なる団体（ソキエタース）の絆の中に留（とど）まらんがためであった。

四一　更に、どのようにして、（聖人は）聖なる長老、ルキッルスに自分の遷化（せんげ）の日をはっきりと知らせたか。

(1)かの、いと至福なる聖セウェリーヌスは、自分が遷化（せんげ）するであろう日さえをも、二年、もしくはそれ以上前に、次のような言い方で示した。（即ち、）主の顕現の日に聖なる長老、ルキッルスが、自分は、かつての両ラエティアの司教、聖ウァレンティーヌスの埋葬の日をば、明日、毎年の行事として祝う（記念の勤行を執り行う）つもりだ、と彼の修道院長（聖セウェリーヌスのこと）に熱心に告げた時、かの神の下僕は次のように答えたのである。「もし至福なるウァレンティーヌスがおまえにこのような祝祭の行事を委

ねたのならば、私もまた、もう逝くであろうから、おまえに、同じ日に私のための徹夜の勤めをしてくれるよう遺言しておく」、と。(2)彼(ルキルス)がこの話に驚き、自分の方が老いているので、おそらく先に逝くであろうと熱心に説いた時、(聖人は)次のように付け加えた。「聖なる長老よ、おまえが聞いた通りになるであろう。主の決められたことが、人間の意志で無為に帰することはないであろう」、と。

四二　どのように、(聖人が)、前述のフェーウァ王の弟であるフェルデルクスに誓言し、そして自分の仲間たち(修道士たち)に警告したか。

(1)更に、フェルデルクスが、彼の兄であるルギー族の王、フェーウァから、ドナウ河岸に残っていた少数の都市の一つ、ファウィアーニスを受け取った(ことがあった)が、そのそばに、私が述べたように、聖セウェリーヌスが住んでいた。そのフェルデルクスがいつものように彼(聖人)の所へ挨拶にやって来た時、キリストの戦士(聖人のこと)は自分の旅立ち(死)について彼に真剣に語り始め、誓いを立てて次のようなことを言った。「私が間もなく主の御許(みもと)に行こうとしていることをおまえは知っているだろう。それ故に、次の警告に注意を払いなさい。私がいなくなっても、私に委ねられている財物(もの)の何かに手を触れようとしたり、また、貧しい人々や捕虜たちの財産に手を出したりしてはならない。(でなければ)そのような無思慮な振舞いの故に、あってほしくないことだが、神の怒りを買うことになるであろう」。(2)ところが、フェルデルクスは、予期せぬ忠告に驚いて言った。「何故に、このような誓言によって、あなたは我々を迷わせるのですか。我々は(あなたの)偉大なる保護が(我々から)奪い去られるのを望んでいないし、また、皆の知っている、あなたの神聖な贈り物から何かを取り去るのではなく、(それに)何かを付け加えるのが我々に相応(ふさわ)しいことであるのに。そうであってこそ、私はあなたのいつもの祈りによって守られるに価しているのであって、それはちょうど我々の父(の場合)と同じことで、父もあなたの敬虔さの功徳にいつも助け

られていたことを経験で学び知っていたのです」、と。すると、彼（聖人）は言った。「どういう機会にであれ、おまえが私の僧院を襲おうと思った場合には、おまえはその場で即座に（私の言葉の正しさを）実証し、将来、私の望まないことだが、罰を受けるであろう」。(3)この時、フェルデルクスは、自分はキリストの奴僕の警告を守るつもりだと約束して、帰途についた。いと優しき教師（聖セウェリーヌスのこと）は、実際、彼の弟子たち（仲間の修道士たち）に時おり次のように言って警告するのをやめなかった。「我が主、イエス・キリストの恩寵にかけて、私は信じる。おまえたちが主の御業（みわざ）の中に留（とど）まり、私の思い出を絆とする平安なる団体（ソキエタース）をつくって、（お互いに）結びつけられているならば、主はおまえたちに永遠の生という財産を与えて下さり、現世での慰安を拒絶なさることはないであろう、ということを」。

四三　彼の逝去について。乃至、彼が敬虔にもどのような忠告と最後の含蓄のある（言葉）とによって彼の仲間たち（修道士たち）を励ましたか。

(1)かくして一月五日に、（聖人は）わき腹に軽い痛みを感じ始め、それが三日間続いた時、真夜中に、兄弟たち（仲間の修道士たち）にそばに来るように命じ、彼らに自分の遺体について注意を与え、父（子なる修道士に対する父、即ち、修道院長）としての教えを垂れて励まし、切々たる、そして驚くべき調子で、次のようなことを言って訴えかけた。

(2)「キリストに於いていと愛すべき息子たちよ、おまえたちは知っている。至福なるヤコブが間もなくこの世を去るであろうという時になって、死という事態を前にして、彼の息子たちにそばに来るように命じ、彼らの一人一人に対して予言に満ちた祝福の言葉を贈り、未来の神秘（ミステーリア）の秘密を開示したということを（「創世紀」四九(1)以下）。しかし、無力で、挫けやすく、そのように偉大な敬虔さを持ち合わせてはいない我々は、我々の力によって、敢えてこの特権（予言に満ちた祝福の言葉を贈り、未来の神秘の秘密を開示すること）をわがものにしようとは思わない。しかし、謙譲さに相応（ふさわ）しい一つのことを私は黙さずに語り、先人たちの模範へとおまえたちの目を向け

るであろう。即ち、『彼らの神聖な生活の結末を顧みて、信仰を見習いなさい』（「ヘブル人への」手紙一三(7)）。なぜなら、『アブラハムは、主からお召しを受けた時、忠実に従い、自分のものとなるであろう場所へと旅立ったが、彼はどこへ行くのか知らずに出発したからである』（同、一一(8)）、と。(3)それ故に、おまえたちはこの至福なる家長（アブラハム）の信仰にならい、神聖さにならって、地上の故国を見下し、いつも天の祖国を探し求めなさい。さて、私は主に於いて信じる。おまえたちの故に、私に永遠の利得が生ずるであろうことを。何故なら、おまえたちが霊の炎によって私の喜びを増し、正義を愛し、兄弟愛の絆を尊重し、貞潔に努め、謙譲の規律を守ることを私は知っているからだ。一人の人間としての観点から見る限りで、私はこれらのことを確信をもって讃え、良しとする。(4)しかし、人間の目で見て価値のあることが、永遠の判別という試練によって是認されるように（天の裁きに耐え得るように）、と祈りなさい。何故なら、神は、人間が見るようにはご覧にならないからである。そのお方（神）は、まことに、神の言葉（聖書のこと）が伝えるように、『すべての人の心をお調べになり、心に思うことすべてを先に察せられるのです』（「ロマ人への」手紙八(27)）。それ故に、不断の祈りによって次のことをお願いしなさい。神がおまえたちの眼に光を投げかけ、その心の眼を、至福なるエリシヤが望んだように（「列王記」下六(17)）、開いて下さるように、と。聖者たちのいかに多大なる援助が我々のまわりにあるか、また、いかに多大なる補助が信者たちに準備されているかを、おまえたちがそのこと（心の眼が開かれること）によって知ることができればよいであろう。何故なら、我々の神は単純なる者たちの近くにおられるからである。(5)神のために戦う者たちに不断の祈りが欠けているということがないように。罪を犯して恥じない者も、はばからずに悔悛するように。おまえたちが罪を犯した場合でも、もし損われた神が、いわばおまえたちの溢れんばかりの涙で和らげられるのであれば、（おまえたちはその過ち(あやま)を）嘆き悲しむことを躊躇(ためら)ってはならない。何故なら、その苦しめられた霊（嘆き悲しんで苦しむ人の心）を（主は）犠牲(いけにえ)と呼んでおられるからである。それ故に、我々は心に於いて謙虚であり、精神に於いて平穏であり、すべての過(あやま)ちに気をつけ、そして、常々神の指図を心に留(とど)めておこうではないか。もし我々が指図の遵守の点で堕落し、間違っていると思われることがあれば、衣服の慎(つつま)しさも、修道士という名も、信心という言葉も、敬虔さの外見も我々の役に立たないということを知っておこ

うではないか。(6)それ故に、私のいと愛すべき息子たちよ、習慣が（おまえたちの）下した決意（誓願のこと）に一致するようにしなさい。世俗の人間ですら過ちに従うことは大いなる瀆神である。況や、世間の誘惑を、恰もそれが恐ろしい猛獣であるかのように避け、キリストをあらゆる情愛よりも優先させ、その歩みや行状が徳の証拠だと信じられている修道士たちが（そのようなことをすれば、どれほどの瀆神となることか）。しかし、いと愛すべき息子たちよ、どうして長々しい話をして、これ以上おまえたちを引き留めておく必要があろうか。(7)最後になったが、私は至福なる使徒（パウロ）の最後の言葉（「別れの言葉」のこと）をおまえたちに餞けとして送ろう。彼は次のように言っている。『そして今、私はおまえたちを神と、神の恩寵の御言葉とに推薦する。神はおまえたちを守り、聖なる者とされたすべての人々に遺産を与えることができるのである』（「使徒行伝」二〇(32)）、と。永遠に神の御身に栄誉あれ」（「ロマ書」一一(36)）。

(8)かくして、このような（今後の）礎となるべき言葉の後に、（聖人は）全員に、順番に自分の口に接吻するように命じ、彼らが聖体拝受の秘蹟を受けたあとで、自分のために泣くことを厳禁した。そして両手を広げ、身体全体を十字架の形にしておいて、彼は、（皆に）詩篇を朗唱するように命じた。彼らが悲嘆にくれて躊躇っていたので、（聖人は）自ら詩篇を歌い出した。「主をその聖所に於いてほめ讃えよ。……すべての霊は主をほめ讃えよ」（「詩篇」一五〇(1)-(6)）。(9)この詩節で我々がほとんど復唱できないままに、こうして一月八日、聖人は主の御許に落ち着かれた。（聖人が）葬られると、我々の長老たちは、（聖人が）移住について予言しておいたことが、ちょうど他の多くのことと同様に、放って置けないものだと固く信じて、予告された、住民の移住の時が来た際に予告者（聖人のこと）の命令を実行するため、木製の棺を用意した。

四四　彼の死後、フェルデルクスが修道院にいかなる悪事を働き、どのように罰せられたか。乃至、いかにして彼（聖人）の託宣（予言のこと）が住民の首尾よき移住によって成就し、また、彼の遺体が堀り起こされて二輪車で運び出されたか。

(1)フェルデルクスが至福なるセウェリーヌスの死を聞き知ると、(心が)貧しく、不信心な(この男)は、野蛮なる欲望の故に、ますます無軌道になり、貧しい人々のために取っておかれた衣服やそのほかの多くの物を運び去ろうと考えた。彼はこのような犯罪に加えて聖物窃盗をも企て、銀の聖杯や、祭壇の他の祭具を運び去るように命じた。(2)それらの品は聖なる祭壇の上に置かれており、派遣された管理人(ルギー王の領地管理人)もこのような悪行に敢えて手を下そうとはしなかったので、(フェルデルクスは)アウィティアーヌスという名の、一人の兵士に上述の(品々)を略奪するように強要した。彼はいやいやながら命令を実行したが、しかし、まもなく、絶え間のない全身の震えに悩まされ、悪魔にも取り憑かれた。そこで彼は、よりよき思慮によってす早く過ちを正した。というのも、彼は神聖なる職務(修道士の活動)に携わる決意(誓願のこと)をし、孤独な島で、天の武器に身を委ねて、軍務を取り変えた(世俗の兵士から天の兵士へ)からである。(3)一方、フェルデルクスは聖なる人の誓言や予言(四二(1)での誓言や予言)を忘れて、修道院の物をすべて奪い、彼がドナウ河を越えて持って行くことのできなかった壁だけを残して去った。しかし、間もなく、予告されていた罰が彼に下った。というのは、彼は一月も経たないうちに兄の息子、フレデリクスに殺され、略奪品も生命も共に失ったからである。(4)これが契機となって、オドゥァーカル王はルギー族に戦争を仕掛けた。彼ら(ルギー族)も今や征服され、フレデリクスは逃亡し、父のフェーウァも捕えられ、罪深き妻と一緒にイタリアへ移送されたが、後にそのオドゥァーカルは、フレデリクスが故国に戻ったことを聞き、すぐに彼(オドゥァーカル)の兄のオノウルフを多数の軍隊と共に派遣した。彼(オノウルフ)を前にして、フレデリクスは再び逃亡し、その時モェシア属州の一都市(キーウィタース)、ノウァエの近くに滞在していたテオデリクス王(東ゴート王)の許へ向った。(5)オノウルフは弟の指示に従い、ローマ領民全員にイタリアへ移住するように命じた。その時、すべての住民が、恰もエジプトの隷従の家から(導き出される)如く、度重なる略奪という日々の野蛮な状態から導き出されて、聖セウェリーヌスの託宣(予言のこと)(の意味)を知ったのである。彼(聖人)の命令を、敬うべき、我々の当時の長老、ルキル

ルスは忘れないで憶えていて、皆がコメス（本来は皇帝の侍従。この場合は統治者たるオドウァーカルに軍事指揮をまかされた総司令官）のピェリウスによって、出て行くように強制されている間に、夕方、修道士たちと共に詩篇の朗唱をすませたあと、（聖人の）埋葬の場所を開くように命じた。(6)それが開かれると、甘美なる薫香が周りにいた我々すべてを捉えたので、我々は喜びと驚嘆のあまり地上にひれ伏した。その上、人間の経験から推して、亡骸（なきがら）の骨がばらばらになっているのを発見するものと思っていたのに、というのは、既に埋葬してから六年がすぎていたからであるが、（実際には）、我々は（聖人の）身体の骨組みが損なわれていないのを見出したのである。この奇跡の故に、我々は測り知れない感謝を万物の創造主に捧げた。というのも、聖人の遺体は、香料（塗油用の）が入っていたわけでもなく、ミイラにする（職人の）手も触れていなかったのに、髭も頭髪もそのままに、その時まで損われずに残っていたからである。(7)そこで亜麻布が取り換えられて、亡骸（なきがら）は、ずっと前から準備されていた棺に納められ、二輪馬車に乗せられて、すぐに運び出された。我々と一緒に全属州民が同じ道を進んで行ったが、彼らはドナウ河岸の諸都市を捨てて、イタリアのいろいろな地方で、その遍歴の滞在地をここかしこに選定した。そして聖人の遺体は、……地方のモンス・フェレテルという名の城市（まち）に運び込まれた。

四五　その時に起こった、身体の不自由な多くの人の治癒について。彼ら一人一人について（の治癒の報告）は省いて、ただ、それまで（聖人の）遺体が載せられていた車の下で一人の聾唖者が祈った結果、（その男に）言葉が取り戻されたことだけが述べられる。

(1)同じ頃、いろいろな病気に罹った多くの人や、汚れた霊に苦しめられた若干の人が、神の恩寵による即座の治癒を体験した。当時、一人の口の利けない男も、身内の者の同情によって、その城市（まち）（モンテ・フェレテル）へ連れて来られた。彼は、聖なる人の遺体がまだ馬車に乗せられたまま置かれていた礼拝堂に、気持を高ぶらせて入って行き、その（車の）下で、彼の口が閉ざされ

ていたので（口が利けなかったので）心の奥で嘆願していると、祈っている間に彼の舌が直ちに解け、至高（なる神）に讃美を称えた。(2)彼が、いつもそこに泊っていた宿に戻って、常のように身振り手振りで質問された時、彼は自分が祈ったことをも、神を称讃したことをもはっきりした声で答えた。彼を知っていた人々は彼が話したので驚き、歓声をあげながら礼拝堂へ駆けつけ、何が起きたのか知らなかった、聖なる長老ルキルス、及び彼と一緒にいた我々に報告した。その時、すべての人々が喜びに沸きたち、神の慈悲深さに感謝の行為（祈りのこと）をささげた。

四六　（聖人の遺体の）引き取り人たる、高貴なる女性、バルバリアの信仰と、ナポリの住民の殺倒とについて。そこでもやはり多くの者が、その時、さまざまの病気から癒されたが、三人の治癒だけが述べられる。

(1)高貴なる婦人、バルバリアは、故人となった彼女の夫ともども、世評や手紙で至福なるセウェリーヌスを非常によく知っていて、敬虔なる献身によって（彼を）崇敬していた。彼女は彼（聖人）の死後、聖人の遺体が大変な努力でイタリアに運ばれながら、その時までずっと大地に委ねられていなかった（埋葬されていなかった）ことを聞くと、尊ぶべき我々の長老、マルキアーヌスを、また更に（兄弟たちの）全会衆（コングレガーティオー）を、幾度もの手紙で招き集めた。(2)かくして、ローマ司教座の聖ゲラーシウス（ローマ教皇。四九二－四九六年）の許可の下に、ナポリの民衆（ポプルス）も厳粛な葬儀に参加して、ルクッラーヌムの城市（まち）で、聖なる司教ウィクトルの手で、前述の婦人が建てた霊廟に（聖人の遺体が）安置された。

(3)この儀式の間に、人名を列挙すると長々しくなるが、さまざまな病気に罹った多くの人が、即座に健康を回復した。そのような人の中には、或る尊ぶべき神の下婢（はしため）で、プロケッサという名のナポリ市民（キーウィス）もいた。彼女は重病に苦しんでいた時に、聖なる亡骸（なきがら）の力に呼ばれて、（それが運ばれて行く）途中で急いで駆け寄り、尊ぶべき遺体を運んでいた車の下に入ると、全身の病気が直ちに消え去った。

(4)その時、ラウディキウスという、一人の盲人も、また、詩篇を歌う人たち（葬列参加者）の声を突然耳にして驚き、訝しげに、何が起こったのか、と彼の仲間の人々に尋ねた。彼らが、聖セウェリーヌスという人の遺体が通っているのだ、と答えると、彼は憑かれたようになって、彼らに、自分を窓の所へ連れて行ってくれるように、と頼んだ。その窓からは、健康な者ならば、詩篇を朗唱する人の群れと聖なる遺体を載せた車とを遠くから眺めることができた。彼が窓に寄りかかって祈ると、即座に目が見えるようになり、知人や隣人すべてを一人一人（あなたは誰々だと）指し示した。このことが起こったあと、（その話を）聞いたすべての人は歓喜の涙を流して神に感謝（の祈り）を捧げた。

(5)ナポリの聖教会の歌唱役の長、マリーヌスもまた、大病の後、止むことのない頭痛のために、健康を回復できずにいた時、（神を）信じて車（聖人の遺体を載せた車）に頭をつけると、すぐに痛みから解放されて（頭を）上げた。そして、（自分に与えられた）祝福を忘れることなく、彼（聖人）の埋葬の日（即ち、自分の健康の回復した日）にはいつも（毎年）駆けつけて、感謝の行為（祈りのこと）をもって、誓いの犠牲（約束の供え物）を神に捧げた。

(6)多くの人は、（聖人の奇蹟について）もっと多くのことを知っているであろうが、彼の到着（ナポリ、乃至、その近郊にあるルクルラーヌムへの）の際に起こった無数の祝福と徳（奇蹟をひきおこす能力）の中から（以上の）三つの奇蹟を語れば十分であろう。至福なる人を記念して、同じ場所（ルクルラーヌム）に建てられた修道院は今日まで存続している。（そして）、彼の功績によって悪魔に苦しめられていた多くの人が癒され、さまざまな病気に罹っていた人々も、神の恩寵が働いて健康を回復したり、或いは今も回復しつつあるのである。神に永遠に栄誉と栄光あれ。アーメン。

あなた（助祭、パスカーシウスのこと）は、キリストの卓越せる従者よ、（ここに）覚書をお持ちです。これからあなたが、あなたの名人わざでもって、有益な作品をお作り下さいますように。

パスカーシウスに宛てたエウギッピウスの手紙（註解）

E（標題）　手紙の標題は編者・校訂者によりつけ方が異なる。モムゼン版では特に標題を設けず、ザウッペ版、クネル版、及びベッカー版では「助祭パスカーシウスに宛てた、長老エウギッピウスの手紙」*Epistula Eugippii presbyteri ad Paschasium diaconum*。

E（冒頭）　「助祭、パスカーシウス殿に」Paschasio diacono——。　「助祭」diaconus は早くから教会内で司教の補助者として現れる（「ピリピ人への手紙」一(1)）。教会の運営が集団による指導から単一人によるそれに移るにつれ、司教・助祭の二層構造に代わって、司教（*episcopus*）・司祭（*presbyter*）・助祭の三層の組織となり、助祭は司教の下にばかりでなく、司祭団の下にも位置づけられた。三世紀の教会の位階秩序では司祭たちは一団として司教の相談にあずかるのに対し、助祭は司教によって選任されて、司教とは一体をなすものとされた（司教は教会のモーゼ、助祭はアーマン）。助祭は教会の運営、病人・寡婦・孤児・洗礼志願者・罪人・捕虜・異邦人・死者への配慮、ミサでの規則正しい勤行などの責を負った。

助祭の数は教会の大きさに比例し、ローマでは教会の拡大に伴い司教ファビアーヌス Fabianus（二三六-二五〇年）は教区を七つの「司牧区」*regio* に分け、それぞれを一八の助祭の管轄とした（Th. Klauser, *RAC* III, 1957, s. v. Diakon, 888 ff.）。パスカーシウスもそのようなローマの七助祭の一人である。グレゴーリウス Gregorius 大教皇（在位、五九〇-六〇四年）はその著作の中で、「パスカーシウスはこの司教座（註。ローマのそれのこと）の助祭であって、甚だ公正かつ立派な、聖霊についての彼の著書が我々の手許にある。彼は驚くほど敬虔な人で、断食に専念し、貧者を守り、そして謙譲である。しかし、シムマクス Symmachus とラウレンティウス Laurentius の間で信者たちの激しい対立が生じた時、彼はラ

ウレンティウスを教皇に選んだ」(Gregorius Magnus, *Dialogi* 4, 40: *PL* 77, 396 f.)、といっている (vgl. R. Bratož, Severinus von Noricum und seine Zeit. Geschichtliche Anmerkungen, *Denkschriften der österr. Akad. d. Wiss.*, phil.-hist. Kl. 165, 1983, 10, Anm. 21)。

E (1)　「イムポルトゥーヌスがコンスルであった時に」――。三九五年の帝国分裂以来、二名のコンスルのうち、一名は東帝国で、もう一名は西帝国で任命されることになっていて、イムポルトゥーヌス Importunus は五〇九年の西のコンスルであった。最高の公職であったコンスルもローマ帝政下、特に後期ローマ帝国では政治的機能が低下し、皇帝が自らその職に就くこともあり、それもホノーリウス Honorius 帝（三九三－四二三年）の場合は彼の誕生と同時に（三八六年）、という具合であった。イムポルトゥーヌスと同じ頃、フランク王、クローヴィス Clovis はアナスターシオス Anastasios 帝（四九一―五一八年）により名誉職としてコンスルに任命されている（五〇八年。Gregor. Tur. *Hist. Franc.* II 38）。西での最後のコンスルは五三四年のパウリーヌス Decius Theodosius Paulinus (Kübler, *RE* IV 1, 1900, s. v. Consul, 1135 ff.)。東では五四一年のバシレイオス Basileios が最後のコンスルで、その後、年代の表示は「バシレイオスのコンスル職以後、何年目に」となる。

E (1)　「我々に読むべく供せられた」nobis oblata est ad legendum――。この手紙でエウギッピウスは自分のことを ego（「私」）といっているが、ときに（計六カ所で）「我々」とあるのは、彼が修道院長として修道士仲間を代表して書いている証拠である (W. Bulst, Eugippius und die Legende des h. Severin, *Die Welt als Geschichte* 10, 1950, 20)。「読むべく供せられた」というのは、読誦 (*lectio*) に用いられた、ということ。尚、『聖セウェリーヌス伝』は、『バッスス Bassus 伝』と同様、修道士の読誦に用いられたが、他面ではエウギッピウスにはもっと広い読者層にも聖人の事蹟を伝えたいという意図があった。P(2)、註、及び、第二部、第一章、(四)、参照。

E (1)　「アリーミヌムの上手にある、ティータースという名の山の修道院」――。アリーミヌム Ariminum はアドリア海に面したアエミリア Aemilia、ウムブリア Umbria 両地方の境界近くに位置する都市。アリーミヌス川の河口にあ

り、古来、交通・軍事の両面で重要な地点であった。今日のリミニ Rimini。ティータース Titas 山はリミニから二マイル離れたところにあり、その頂上には現在サン・マリーノ San Marino 市がある。

E(1) 「ルーカーニア地方で」in Lucaniae regione——。ルーカーニアは南イタリアの地方名で長靴形の半島の足首の甲に当る部分。中世以来、近年に到るまでバシリカータ Basilicata（ビザンツ帝国の統治担当官、バシリコス βασιλικός に由来）と呼ばれていた。

E(1) 「至福なるセウェリーヌス」beatus Severinus——。この呼称は手紙、章題、本文を通じて一七回用いられている（F. Lotter, *Severinus von Noricum. Legende und historische Wirklichkeit*, Monographien zur Geschichte des Mittelalters 12, 1976, 78）。カトリック教会の列福、列聖による敬称（「福者」*beatus*、「聖人」*sanctus*）ではなく、古代のキリスト教会では卓越した現存の人物にも beatus, sanctus の尊称がつけられた（L. Bieler, *Eugippius, The Life of Saint Severin*, 1965, 47, n. 2）。しかも、beatus と sanctus はのちには明瞭に区別されるが（死者として前者は教会の一部で、後者は全教会で崇敬される）、ここでは両者は同等である（H. Baldermann, Die Vita Severini des Eugippius (Fortsetzung), *Wien. Stud.* 75, 1962, 164）。

E(1) 「敬虔な人々に」viris religiosis——。E(8)に「多くの司祭や修道士、そしてまた高貴で敬虔な俗人たち」multi sacerdotes et spilitales viri . . . et laici nobiles atque religiosi とあるので、ここでの「敬虔な人々」は修道士や聖職者だけでなく、聖俗を問わず、熱心なキリスト教徒のことと考えられる。

E(2) 「前述の手紙の筆者」auctor epistulae praefatae——。ザウッペ版では praefatae（「前述の」）なし。

E(2) 「彼は(私に)手助けをしてやろうという気になり、……言って来ました」animo promptiore mandavit——。クネル版のみ animo prompto remandauit（第二類）。

E(2) 「聖セウェリーヌス」sanctus Severinus——。この呼称は手紙、章題、本文で二五回用いられている（F. Lotter, *a. a. O.* 78; H. Baldermann, *a. a. O.* 163）。E(1)、註、参照。

E(2)　「生涯についての小著」――。　エウギッピウスは彼の纏めた作品を「覚書」commemoratorium と呼び、本来書かれるべき伝記（「生涯についての小著」libellus vitae）とは区別している（M. Pellegrino, Il commemoratorium vitae Sancti Severini, *Rivista di Storia della Chiesa in Italia* 12, 1958, 1 f.）。

E(2)　「我々によく知られていることや先人たちの日頃の話からの」ex notissima nobis et cotidiana maiorum relatione――。　エウギッピウスの記述の出所を伝えて興味深い。先人の話に基づく個所としては本文、三五以下の、修道士の動静を述べた記事があげられよう（vgl. H. Dickerhof, De instituto sancti Severini, *Zeitschr. f. bayer. Landesgesch.* 46, 1983, 12）。記述内容の出所として先人や長老の話をあげる例はほかの著作の場合にもあり（Palladius, *Historia Lausiaca*, Sp. 257 D : seniorum relatione）、グレゴーリウス（大教皇）も『対話』*Dialogi* の中で「私の述べることを、私は長老たちの話から聞き知った」seniorum . . . didici relatione quod narro といっている（1, pr.）――vgl. F. Lotter, *a. a. O.* 21 f.

E(2)　「多くの証言で満たされた覚書」commemoratorium nonnullis refertum indiciis――。　続くE(3)には「覚書ないし証言集」とある。*commemoratorium* は四世紀末の用例では隠匿貴金属の目録を指し、下で「永い間沈黙の夜に隠されていた驚くべき事柄」云々とあるのはこの語の当時の用法との関連をあらわしている（W. Bulst, *op. cit.* 19）。上の、E(1)の「こんなに偉大な奇蹟が隠されたままになってはならない」云々も同じ。

E(2)　「このような作品をつくるよう頼む」hoc opus efficere rogaretur（第二類）――。　ザウッペ版、及びベッカー版では hoc opus regaretur efficere（第一類）。

E(2)　「世俗的な文献だけで磨かれた人というのは、……長いあいだ沈黙の夜に隠されていた驚くべきことがらが、不明確な統辞法の故に、少くとも自由文芸に暗い我々には明瞭ではない、（というような、そういう）言葉づかいで、伝記を書くのではないか」――。　世俗的な文献ないし自由文芸への疑念を一般的に表明しているだけのようであるが、この文章の裏に同時代の聖者伝作者のエンノディウス Ennodius（五〇六年に『聖アントーニウス伝』*Vita s. Antonii* を著す）への批判が

籠められている、という F. Lotter の指摘は看過しがたい（Antonius von Lérins und der Untergang Ufernorikums, *HZ* 212, 1970, 291 ff.）。エウギッピウスが対抗教皇ラウレンティウスを公然と支持したのに対して、エンノディウスは教皇シムマクス（及び東ゴート王、テオデリヒ Theoderich の支配体制）に従った「世俗化した聖職者」Säkularklerus に属する。F. Lotter によれば、世俗文献だけを学び、難解なレトリックを弄して、かえって奇蹟（「驚くべきことがら」res mirabiles）を正しく見ることができない俗人とはこのエンノディウスを指しているのだという。

「自由文芸」liberales litterae はE(4)ではより広い意味で「自由学科」disciplinae liberales とある（同、註、参照）。文字通りに自由文芸に「暗い」ignarus のではなく、当時の文体のレトリックの訓練を受けていない、という意味である（L. Bieler, *op. cit.* 48, n. 3）。

E(3) 「これ以上、……詮索するのは止しましょう」nequaquam ultra . . . perquiram——。クネル版のみ non ultra . . . perquiram（第二類）。

E(3) 「実際、私は俗世の路傍の石から(次に述べることを)求めているのではなく……」iam utique non expecto de silice plateae saecularis, . . .——。ザウッペ版では nam utique（「なぜなら……」）。

E(3) 「霊的なものを霊的なものに対比し」spiritalibus spiritalia comparans——。spiritual-（第二類）は第一類では spiritual-（KCGでは常に、Lでは六カ所のうち三カ所）。ザウッペ版のみ第一類を採用し、spiritualibus spiritualia comparans。内容については、「コリント人への第一の手紙」二(13)、参照（「この賜物について語るにも、わたしたちは人間の知恵が教える言葉を用いないで御霊の教える言葉を用い、霊によって霊のことを解釈するのである」）。

E(3) 「最も堅固な岩から」——。「申命記」三二(13)、参照（主は彼に地の高き所を乗り通らせ、田畑の産物を食わせ、岩の中から密を吸わせ、堅い岩から油を吸わせ、……」）。「最も堅固な岩」とは信仰ないし教会のそれの謂で、ここでパスカーシウスをそのように呼んでいるのは、ローマ教会内での分裂のさい、ラウレンティウス派の指導者であった彼を念頭においてのことであ

る (R. Bratož, *a. a. O.* 10)。

E (3)　「覚書ないし証言集」commemoratorium vel indicia——。　E(2)、P(2)、各註、参照。

E (4)　「突堤のような壁をつくった」molis instar parietem . . . componat——。　ザウッペ版では moles ad instar parietum . . . componat（「壁のかたちに突堤をつくった」）、モムゼン版では moles instar parietum（「壁のような突堤を（つくった）」）、クネル版では moles instar parietum componatar（第二類。「壁のような突堤がつくられた」）。

E (4)　「あなたがたの才能のために」ingenio vestro——。　丁寧にいうために複数を用いた古代末期の語法。尤も、単数を用いている例もあって（E(6)、同(11)、P(3)）、この点必ずしも一貫していない (R. Noll, *Eugippius, Das Leben des heiligen Severin*, 1963, 118)。

E (4)　「自由学科」disciplina liberalis——。　「自由な知識（ないし教育）」ἐλευθερίαι ἐπιστήμαι (vel παιδεῖαι) という概念はギリシア人に溯るが、その内容を前一世紀のローマ人、ウァッロ M. Terentius Varro は『諸学科』*Disciplinae*（全九巻）で具体的に列挙している（(一)「文法」grammatica、(二)「弁証術」dialectica、(三)「修辞学」rhetorica、(四)「幾何学」geometria、(五)「算数」arithmetica、(六)「天文学」astrologia、(七)「音楽」musica、(八)「医術」medicina、(九)「建築術」architectura）。五世紀前半にはマルティアーヌス・カペッラ Martianus Capella が『文学とメルクリウスの結婚』*De Nuptiis Philologiae et Mercurii* で、ウァッロのあげた九学科のうち最初の七つをとりあげ（いわゆる「自由七学科」*septem artes liberales*）、中世へと伝えた。そして、カロリンガー時代に七学科のうち(一)-(三)は「三学科」*Trivium*、(四)-(七)は「四学科」*Quadrivium* として統括される。

E (4)　「優美さもなしに」nullus . . . decor exsistit——。　クネル版では nullus . . . decor extitit.

E (5)　「聖なる人」sanctus vir——。　この呼称は手紙と本文で一五回用いられている (F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 78)。

E (5)　「今、お手渡し致します」nunc confero——。　クネル版では nunc offero（第二類）。

E (6)　「あの、いと至福なる父の墓所のあるこの地で」hic apud eiusdem beatissimi patris memoriam——。　ザウッペ版

では hic ad . . . memoriam（第一類。「あの、いと至福なる父の思い出となるべく、ここで」）。memoria は cella memoriae（「廟」）の略（R. Noll, *a. a. O.* 118）。聖セウェリーヌスの墓所は本文にある通り、「城市ルクッラーヌム」castellum Lucullanum の修道院にある（四六(2)）。

E(6)　「デオグラティアス」Deogratias——。Deo gratias とは「神に感謝を」の意。「あなたがたの息子」vester filius を文字通りとって、デオグラティアスを実子とする説もあるが、誤りである（vgl. A. J. Pfiffig, Christliches Leben im norischen Österreich zur Zeit des heiligen Severin, *Unsere Heimat* 31, 1960, 99, Anm. 1）。この種のタイプの名前は当時普通で、デオグラティアス、デオグラティア Deogratia（「神への感謝」）はキリスト教碑文にも見出される（E. Diehl, *Inscriptiones Latinae Christianae* III, 1931, 47）。ほかに聖アウグスティーヌスの息子のアデオダートゥス Adeodatus（「神により与えられたる」）、アフリカの司教のクォドウルトデウス Quodvultdeus（「神の欲し給うこと」）など（L. Bieler, *op. cit.* 49, n. 7）。

E(6)　「搬送人の名を唱えていることを」baiuli nomen . . . iugiter esse dicturos——。デオグラティアス（「神に感謝を」）の語呂あわせである（Th. Mommsen, *Gesammelte Schriften* VII, 1909, 523 f.）。ザウッペ版、クネル版では ducturos（「……を帯びていること」）。

E(6)　「聖人たちの栄誉へと高められる」ad sanctorum gloriam . . . evehitur——。クネル版のみ vehitur（第二類）。

E(7)　「誰か或る人の伝記を編む場合には、そこから始めるのが習慣になっているからです」unde, sicut moris est, texendae cuispiam vitae sumatur exordium——。クネル版のみ unde の代りに ut inde。「だれか或る人の伝記」、即ち、世俗の人の伝記と異なり、聖者伝叙述では主人公の前半生は重視されない。スルピキウス・セウェールス Sulpicius Severus の『聖マルティーヌス伝』*Vita s. Martini* でも聖者の父母のことやマルティーヌス自身の軍務の様子が描かれており(二)、ポシディウス Possidius の『聖アウグスティーヌス伝』*Vita s. Augustini* でも、この聖者の出自、両親、教育、洗礼のことが述べられているが（二）、あくまで前おき程度の扱い方である。四－六世紀の聖者伝の多くは「回(え)

心」*conversio*（即ち、「天での出生」*nativitas caelestis*）から出発し、それ以前の生活には関心を持たない。この態度は特に修道士の間でひろまり、聖ラウテーヌス Lautenus の一弟子が同聖人の伝記を書いた時も（五一八年以後まもなく）、読者に、聖人の家族・出自・勉学場所・生誕年に触れなかったことを詫びている。それらは一種のタブーとなっていたのであろう（F. Lotter, *a. a. O.* 61 f.）。

E (7)　「これについては、私は明白なる資料を持ち合わせていないことを白状せねばなりません」de qua me fateor nullum evidens habere documentum——。　クネル版は第一稿（第二類の写本）を採って de qua licet me fatear nullum evidens habere documentum, tamen quid hinc ab ineunte aetate cognoverim non tacebo.（「これについては、私は確かな資料を持っていないことを白状せねばならないけれども、しかし、今から顧みて、少年の頃いらい知っていることを黙することはないでしょう」）。ザウッペ版、モムゼン版をはじめ他の校本は第二稿（第一類の写本）に従って、「しかし、今から顧みて」云々を欠く。仮りに、最初に（即ち第一稿＝第二類で）書いた内容が事実と相違していることにエウギッピウスが気づき、「しかし、今から顧みて」以下を削ったとすれば、その部分は意味をなさないが、しかし、このような個人的なことで誤るとも考えられない（vgl. F. Lotter, *a. a. O.* 31 ff.）。逆に、その部分が事実を含んでいるとすれば、エウギッピウスが聖人を知ったのは少年時代のこととなる。因みに F. Lotter はエウギッピウスの生年を四六五／六七年とし、イタリアへ移住した四八八年には二一－二三歳、聖人伝を書いたのは四五歳の時、そして没年は五三三年以降で六八－七四歳であった、と考え（*a. a. O.* 32, 34）、P. Váczy は、レリーヌム Lerinum（レラン Lérins）のアントーニウス Antonius が八歳の時にセウェリーヌスの許へ来たように、エウギッピウスも四六七年に一〇歳の少年として聖人のところへ来た、という（Eugippiana, *Annales Universitatis scientiarum Budapestinensis de Rolando Eötvös nominatae*, Sect. hist. 3, 1961, 42.——但し、筆者未見、R. Bratož, *a. a. O.* 8 参照）。しかしながら、通説は大部分の校訂本通りに第二稿に従って（それ故、「少年の頃いらい」ではなく）、両者のはじめての出会いをエウギッピウスの二〇歳前後のこととしている（R. Noll, *a. a. O.* 13 : ein junger Mann）。

E(8)　「それというのも、（次のようないきさつがあったからです）。多くの司祭や修道者……」nam cum multi sacerdotes et spiritales viri ...——。　第二類では前註にいった通り tamen quid hinc ab ineunte aetate cognoverim non tacebo. とあって、そのあとに Cum multi igitur sacerdotes et spiritales viri。クネル版のみ第二類の一部を採って cum multi igitur sacerdotes et spiritales viri ...。sacerdotes は教会の司祭、spiritales viri は独住の修道士のことである（本文、一三(2)、一四(2)、註、参照）。

E(8)　「高貴で敬虔な俗人たちは、その地の者も、また遠方の地から彼の許に集まった者も」laici nobiles atque religiosi, vel indegenae vel de longinquis ad eum regionibus confluentes——。　その地の高貴な俗人、即ちノリクムの貴族階級（*honestiores*）に関する史料は少なく、その実態は他の西方属州ほどには分かっていない（たとえばガリアについては K. F. Stroheker, *Der senatorische Adel im spätantiken Gallien*, 1948 を、そして、スペインについては Ders., Spanische Senatoren der spätrömischen und westgotischen Zeit, *Madrider Mitteilungen* 4, 1964, jetzt in : ders., *Germanentum und Spätantike*, 1965, 54-87 を参照）。ローマ国家意識を支えた彼ら元老院階級がノリクムで演じた役割は大きくはなく、しかも五世紀半ばまでに大部分が外敵の攻撃に会って滅んだが、それでも本文中に若干の残存例への言及がある（三(2)、三二(2)、各註、参照）。地域的にいえば、生き残った貴族は（文献・碑文で見る限り）河岸ノリクムでよりは内陸ノリクムでの方が多く（R. Bratož, *a. a. O.* 36 f.）、たとえばティーブルニア Tiburnia で出土した碑文には Marcellinus vir clarissimus と Ursus vir spectabilis の名が見える（一七(4)、註、参照。後者は東ゴート王、テオデリヒ Theoderich の下で統治に当ったと思われる——*ebd.* 23, Anm. 71）。元老院身分のメムバーは当初、専ら *clarissimus vir* と呼ばれていたが、三六五年ごろ以降、彼らの中からその特権に応じて、更に上級の者として *vir illustris* と *vir spectabilis* とが区別され、三段階の区分となった（上述の二人はそれぞれ第三級、第二級に属す）。五世紀半ば以降は第二・三級の者には居住地制限が除かれた（結果的に、元老院への出席から閉め出された）（vgl. A. Lippold, *Der Kl. Pauly*, s. v. Vir clarissimus, Sp. 1293）。

一方、「遠方の地から彼の許に集まった」高貴な俗人について、R. Bratož はそれをオドゥァーカル Odovacar のイ

タリアでの政敵と考え、プリーメーニウス Primenius (E(8)) やアムブローシウス Ambrosius (三二(1)) と同様、河岸ノリクムへ追放された者たちであろう、という (a. a. O. 43, Anm. 179)。もしそうだとすれば、ダルマティアに結集した亡命ローマ人が東ローマ皇帝の支援を頼りに、失脚したネポス Nepos 帝 (四七四 - 四八〇年。但し、即位して一年後にオレステース Orestes によってイタリアから追放される) の復権を果そうとした際と類似の事情が想定される (F. Lotter, *HZ* 212, 289)。

E(8)　「しばしば …… 分からずにいました」 saepius haesitarent (*mod. conj., impf.*) ――。　ザウッペ版、及びベッカー版では haesitaverint (*mod. conj., pf.*) (KCG)。

E(8)　「プリーメーニウスという、イタリアの司祭で、全き権威を備えた、さる高貴なお方」――。　司祭 (*presbyter*) は次節では *sacerdos* とある。オレステース (最後のローマ皇帝の父) にとって「父のような存在」であったプリーメーニウスがセウェリーヌスの許へ逃げてきたことから、聖人をローマ皇帝家につながる人物とみる説が生れるが、この点については三二(1)、註、及び第二部、第三章、序、参照。

E(8)　「パトリキウスのオレステースが不当にも殺された時に」――。　パトリキウス (*patricius*) とは当時、高官や軍隊の指揮者にローマ皇帝から与えられた最高の称号である。それは、本来、パトリキ (*patrici*) の元老院議員 (*patres*) の子孫を指していたが、コンスタンティーヌス Constantinus 帝以来、皇帝はこの呼称を、個人に (家系にではない) 与える称号とし、コンスルや軍司令長官 (*magister militum*) に授与した。また、東ゴート王、テオデリヒもその呼称を許され、オドウァーカルもネポス帝にこの称号を求めている。オレステースは最初フン族の王、アッティラ Attila の宮廷に書記官 (*notarius*) として仕えていたが、同王の死後、西ローマ帝国に帰って軍司令長官となり、パトリキウスの称号を授けられる (四七五年)。同年、息子のロムルス・アウグストゥルス Romulus Augustulus を帝位につけたが (但し、東帝ゼーノーン Zenon からは承認されず)、土地分与に関して傭兵たちを満足させ得ず、彼らの叛乱を招き、その指揮者オドウァーカルにプラケンティア Placentia で敗れ、殺される (四七六年)。本文、七、註、参照。

E(9) 「神の人」 vir dei——。 手紙・章題・本文で三七回用いられている（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 78; H. Baldermann, *a. a. O.* 163）。

E(9) 「もしあなたが（私のことを）逃亡奴隷だと思っておられるのなら、私が（奴隷主の許に引き渡されるように）求められた場合に、私のために支払えるように、補償金を用意をしておきなさい」——。 この言葉の背景には逃亡奴隷に関する当時の規定がある。それは「ユスティニアーヌス法典」に収録されている、「逃亡奴隷（fugitivus servus）を、彼の主人（dominus）の知らぬ間に、家または農場に（in domum vel in agrum）受け入れた者は彼を、同等の他の者、あるいは二〇ソリドゥスをつけて、返還すべし」、という条項で（*CJ* 6, 1, 4 pr. [317]）、これはコンスタンティーヌス一世の定めた法律に遡り、のち東ゴート王、テオデリヒの勅令（*Edictum Theoderici* 84）や西ゴート法（*Lex Visigothorum* 9, 1, 1）にも受け入れられたものである（この点については R. Bratož, *a. a. O.* 21 mit Anm. 62 に詳しい）。

E(9) 「生地や出自をいうこと」 significatio . . . loci vel generis——。 異説としては F. Lotter（*a. a. O.* 62）参照。彼によれば、locus は場所（生地・故郷）ではなく、地位・位階の意味だという。

E(9) 「むしろ、それを口にしないことによって、一層容易に慢心、……を免れることができるのです」 cum potius id tacendo facilius possit evitare iactantiam——。 クネル版では potius（「むしろ」）を欠き、cum possit id tacendo facilius vitare iactantiam（第二類）。

E(9) 「そういったことを知らずして」——。 「マタイ福音書」六(3)、参照（「あなたは施しをするとき、右の手のしていることを左の手に知られないようにしなさい」）。

E(9) 「右側に位置する仲間となって、天なる祖国の市民に登録される……」——。 最後の審判の日に、選ばれた者は主の右側に位置する。「マタイによる福音書」二五(31)、以下、参照（「人の子が栄光の中にすべての御使たちを従えて来るとき、彼はその栄光の座につくであろう。そして、すべての国民をその前に集めて、羊飼が羊とやぎとを分けるように、彼らをより分け、羊を右に、やぎを左におくで

あろう。そのとき、王は右にいる人々に言うであろう、『わたしの父に祝福された人たちよ、さあ、世の初めからあなたがたのために用意されている御国を受けつぎなさい。……』」)。

E(9)　「取るに足らない人間である私が本当にそれを求めていることに、もしあなたがお気付きになれば」quam si me indignum veraciter desiderare cognoscis——。　ザウッペ版では qua si me . . . designare cognoscis (「取るに足りない人間である私が、それ (天なる祖国) によって本当に何を指しているかを、あなたがお分かりならば」)。

E(9)　「お尋ねになっているような」quam requiris——。　ザウッペ版では quam quaeris (L)。

E(9)　「現世の祖国をあなたがお知りになる必要がありましょうか」——。　故国の喪失は修道制の理想の一つである。本文、九(3)、四三(3)、同(6)、参照。

E(10)　「至福なる人」beatus vir——。　手紙・章題・本文で八回用いられている (F. Lotter, *a. a. O.* 78)。

E(10)　「けれども、彼の言葉を聞けば、彼が専らラテン語を話す人であることが分かりました」loquela tamen ipsius manifestabat hominem omnino Latinum——。　聖人の出身地としては、それをイタリアとする説が有力である。写本の一系統 (ウィーン、ミュンヘン、そしてオーストリアのいくつかの修道に伝わる。Klasse R) では manifestabat の代わりに africanum testabatur とあり、これによれば「専らラテン語を話すアフリカの人」ということになる。この写本にもとづき、聖人をアフリカの出身者と見る説もあるが、ここでは採らない。ほかに、聖アントーニウスとの関係 (Emodius, *Vita s. Antonii* 9) からパンノニア (以前のウァレリア属州。次々註、参照) 出身とする説、更には、聖人はゲルマン人であった、とする説さえある (詳しくは R. Bratož, *a. a. O.* 15, Anm. 43 及び第二部、第三章、序、参照)。

E(10)　「彼は、はじめ、より完全な生活への熱意を懐いて」prius . . . fervore perfectioris vitae——。　クネル版では prius (「はじめ」) を欠く。

E(10)　「上パンノニア」——。　パンノニアはほぼハンガリー西部にあたる地域。ティベリウス Tiberius 帝によって征服

され（前一二-九年）、ローマ領となる。トラヤーヌス Trajanus 帝（九八-一一七年）の時、パンノニア属州は上パンノニア Pannonia superior（総督府の所在地はカルヌントゥム Carnuntum）と下パンノニア P. inferior（同、アクィンクム Aquincum）に分かれる。更にディオクレティアーヌス Diocletianus 帝（二八四-三〇五年）の時代に、前者は第一パンノニア P. prima（首都はサウァリア Savaria）とサウィア Savia（同、シスキア Siscia）、後者は第二パンノニア P. secunda（同、シルミウム Sirmium）とウァレリア Valeria（同、ソピアナェ Sopianae）に細分された。ここでエウギッピウスが上パンノニアというのは細分化以前の呼び名。

E(10) 「河岸ノリクム」——。ディオクレティアーヌス帝下での帝国改革で属州が細分化され、ノリクム属州はドナウ河沿いの河岸ノリクム Noricum ripense と南部の内陸ノリクム Noricum mediterraneum に分かれ、それぞれ騎士級の「総督」*praeses* を長官とする。新属州は共にイリュリクム管区（dioecesis Illyricum）に配される。

E(10) 「神の啓示に駆り立てられてやってきた」divina compulsum revelatione venisse——。ザウッペ版では divina revelatione（「神の啓示に」）ではなく、divina visitatione（「神の訪れに」）（L）。

E(11) 「冒頭に章題を掲げた上で」praelatis capitulis——。この文の通り、章題もエウギッピウスが筆を執ったものである（後世の編者の手に成るものではない）。本文と章題との間の齟齬の若干例については、一〇（章題）、二二（章題）、三六（章題）、各註、参照。

E(11) 「あなたの名人芸の加わった、一冊の書物によって」libro vestri magisterii——。ベッカー版では libro vestro magisterio

エウギッピウスに宛てたパスカーシウスの手紙（註解）

P（標題） ザウッペ版、クネル版、及びベッカー版では「長老エウギッピウスに宛てた助祭パスカーシウスの手紙」。モムゼン版では特に標題を設けず。E（標題）、註、参照。

P (1) 「我々を推し測っておられるだけで」nos . . . perpendens——。 perpendens (*part.*) はザウッペ版、及びベッカー版では perpendis（第一類。2. *sg.*）。

P (1) 「辛苦が、また、いろいろな罪との関わりが……煩わしていることを見過ごされています」amaritudines occupationesque multiplices peccatorum retractare contemnis——。 当時ローマ教会が内部で分裂し、パスカーシウスがその一方の派（ラウレンティウス派）にまき込まれていたことを指している（F. Lotter, *a. a. O.* 35; R. Bratož, *a. a. O.* 10, Anm. 25）。

P (2) 「全教会員が読むことのできる作品」——。 『覚書』が修道院仲間のための、創立者の「伝記」*Vita*（これは修道院の『規律』*Regula* とセットになる）であると共に、教会に属する一般公衆のためにも書かれたことを示している（H. Dickerhof, *a. a. O.* 7）。そして、「全教会員」ecclesiae universitas という語の中に、教会分裂の状況下でパスカーシウスたちが自らの立場をして全教会を代表するものと主張していた、当時の雰囲気を読み取ることができる（R. Bratož, *a. a. O.* 10）。

P (2) 「生涯と性向を」vitam moresque——。 エウギッピウスは自分の作品を「覚書ないし証言集」と謙遜しているが（F. Lotter, *a. a. O.* 41）、パスカーシウスはそれを通常の聖者伝、即ち、聖人の「生涯と性向」を描いたものと受け取っている（vgl. *ebd.* 59 f.）。

P (2) 「先人たちの業績」facta priorum——。 ザウッペ版、及びベッカー版では facta piorum（「敬虔な人々の業績」）。Ro-

denberg 訳でも同様（S. 81）。

P(2)　「報告を拝読して、彼と引き合わされたすべての人は」omnes . . ., quibus eum relatis pervexerit lectionis——。「拝読」lectio の中には、単に読むだけでなく、読誦（*lectio*）をも含んでいる。E(1)、註、参照。

P(2)　「彼がそこにあらわれ、自分と何らかの形でつき合っているかのように感じるのです」——。伝記によって当該の聖人を「現前」せしめること（‚Repraesentation'）は修道院文献では特に重視されたことである（H. Dickerhof, *a. a. O.* 7）。

P(3)　「つけ加えるべきものは何もないと信じます」nihil adiciendum credidimus——。クネル版では credidimus（CGL）ではなく、credimus（NT）。

P(4)　「『群れの模範となれ』という、権威ある、使徒の言葉」——。「ペテロの手紙　第一」五(3)、参照（「また、ゆだねられた者たちの上に権力をふるうことをしないで、むしろ、群れの模範となるべきである」）。

P(4)　「至福なるパウロもティーモテウスに『信者たちの模範になれ』と命じています」——。「テモテへの手紙　第一」四(12)、参照（「あなたは、年が若いために人に軽んじられてはならない。むしろ、言葉にも、行状にも、愛にも、信仰にも、純潔にも、信者の模範になりなさい」）。

P(4)　「その使徒は（聖書の中で）極めて簡潔に正しい人々を列挙し、アベルから始めて、秀でた人々の徳を次々に述べています」——。「ヘブル書」一一(4)以下、参照。そこでパウロは、アベル以下、エノク、ノア、アブラハム、サラ、イサク、ヤコブ、ヨセフ、モーゼ、等の「信仰によって」、「正しいことを行なった」人々を列挙し、その行為の内容を語っている。

P(5)　「マッタティアスは、既に光栄ある死が近づいていた時に、息子たちに相続財産として聖人たちの模範例を分配しました」——。マッタティアス Mattathias（モムゼン版、ベッカー版では Matathias）はユダヤの祭司門閥、マッカバイオス Makkabaios 家の祖。前一六七年、セレウコス王朝（シリア王国）のアンティオコス Antiochos 四世の下での急激なギリ

シア化に抵抗し（*II. Macc.* 2, 15-28）、同王朝への叛乱を指導した（*ibid.* 2, 29-48）。前一六六年没。「第一マカベア書」二(49)-(61)、参照――「マッタティアスは死の日が近づいた時、自分の息子たちに次のように言った。『今や傲慢とさげすみの時、変革と激しい怒りの時である。子供たちよ、律法に対する熱心を失うことなく、父祖伝来の契約に心を傾けよ。父祖たちがおのおのの時代になした業を忘れないで、大いなる栄光と永遠の名を受けよ。アブラハムは試練を通して信仰を証しせられ、このことのゆえに義と認められたのではなかったか。ヨセフはその苦しみの時に律法を守ってエジプトの王となった。われらの父祖ピネハスはその熱心のゆえに永遠の祭司職の契約を得た。ヨシュアはみことばを全うしてイスラエルの審判者となった。カレブは民の集まりにおいて証人となったので地を受け継いだ。ダビデはその憐みのゆえに王国の王位を継いで永遠に至っている。エリヤは律法に対して熱心であったので天にあげられた。アナリヤとアザリヤとミシャエルは信仰のゆえに炎の中から救い出された。ダニエルはその穢れなき心のゆえに獅子の口をまぬがれた。さらば汝ら、このように、いついつまでも心にとめよ。すべて主を望む者は決して弱ることがないと』」（土岐健治訳「旧約外典」I〔『聖書外典偽典』1〕、教文館、一九七五年、八七-八八頁）――。

ローマ教会の分裂（ラウレンティウスのシズマ。四九八-五〇六年）は東ゴート王、テオデリヒによりシムマクスに有利に解決されたが、I. Bóna によれば、反対派のラウレンティウスを支持し続けたパスカーシウスは国民的・宗教的自由について述べたこのマカバイオス書の記事を引き合いに出すことによって、異端のゲルマン人君主に対する自己の立場を暗示的に主張したのだ、という（ders., Severiana [*sic !*], *A. Ant. Hung.* 21, 1973, 286 f.――筆者未見、R. Bratož, *a. a. O.* 10 による）。

P (5) 「いと公明なる信仰心で」apertissima fide――。クネル版では aperta fide（第二類。「公明なる信仰心で」）。

P (5) 「悪魔の祭祀・祭壇をいたるところで破壊し」――。「第一マカベア書」、参照――「彼はさらにユダの町を行き巡って、不敬虔な者たちを絶ち滅ぼし、（神の）怒りをイスラエルから転じた」（三(8)。「そこでユダヤ人はカルナインの町を占領し、その聖地を、中に逃げ込んだ者たちもろとも焼き滅ぼした。かくしてカルナインは滅んで、二度とユダの前に立つことができなかった」（五(44)。「ユダは異邦人の地アゾトへ向い、彼らの祭壇を毀ち、彼らの神々の偶像を焼き尽くし、町々から戦利品を奪ってユダの地に引きあげた」（五(68)。「騎兵隊は平野に散りぢりになり、（歩兵は）アゾトへのがれ、身を救うために彼らの偶像の社ベテダゴンへはいりこんだ。ヨナタンはアゾトとその周囲の町々に火をはなち、町々を略奪し、中へのがれ

込んだ者もろともダゴンの社に火をはなった。剣で倒れた者、火で焼かれた者合わせて八、〇〇〇人にのぼった」（一〇(83)以下）（土岐健治訳、「旧約外典」I〔『聖書外典偽典』1〕、九〇、一〇〇、一〇二、一二三頁）。

P(5)　「市民栄冠（キーウイカ・コローナ）」civica corona——。　共和政時代にローマ人は戦場で「若い兵士たちに危険に立ち向かわせるよう、うまい工夫をいろいろしていた」（Polyb. VI 39, 1）。殊勲者に贈物を与えたり、冠を授ける慣習もその中の一つであった。ポリュビオス（前二〇〇年頃-一二〇年頃）によれば、「都市を攻めて、最初に城壁に登った者に（コンスルは）金の冠を与える。同様に、市民や同盟国の誰かを守り、救った者をコンスルは贈物で顕彰する。副官（*tribunus militum* のこと。*gr.* χιλιάρχος）は救われた者に対して、救ってくれた人に自発的に冠を授けさせるが、（前者が後者に対して）自発的にそうしようとしない場合には、事情を判定して冠を授けさせる」（VI 39, 4 sq.）。最初に城壁に登った者への加冠が *corona muralis* であり（これは後に設置された、最初に敵の陣へ突中した者への加冠、即ち *corona vallaris* とは別）、仲間の市民を救った者への加冠が「市民栄冠」で、この場合は樫の葉の冠が授けられた。ほかにも種々の「栄冠」*corona* が案出されたが、のちにはたとえば市民団を救った者への桂冠もあり、キケロー Cicero やアウグストゥス Augustus もその栄に浴した（W. Eisenhut, *Der Kleine Pauly* I, 1964, s. v. Corona, 1322; R. Noll, *a. a. O.* 119; L. Bieler, *op. cit.* 102, n. 7）。

P（末尾）　ザウッペ版では最後に「あなたの神聖さが損われないように、われわれの神の慈悲が常にお守り下さらんことを」misericordia dei nostri sanctitatem vestram semper tueatur incolumem（L）とある。

聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書（註解）

表題　「聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書」――。　古い諸版では「聖セウェリーヌス伝」*Vita sancti Severini* が普通であったが、ハイデルベルク版（Th. Mommsen / W. Bulst）がはじめてこの表題を採用（cf. M. Pellegrino, 1 f.）。尚、E(2)、註、参照。

一（章題）　「アストゥリスと呼ばれていた都市で」in oppido, quod Asturis vocabatur ――。　第一類では「呼ばれていた」vocabatur（第二類）ではなく、「呼ばれる」vocatur。アストゥリスについては、一(1)、註、参照。

一(1)　「フン族の王、アッティラが没した頃」Tempore, quo Attila, rex Hunnorum, defunctus est――。　モムゼン版では In tempore, quo ...。フン族は四世紀半ばに西進を開始し、ゲルマン人の諸部族を背後から圧迫して、「民族移動」の原動力となった。すぐれた騎兵を擁する彼らはハンガリー中央部（ドナウ河とタイス Theiß 川中流域の間）を拠点に勢力をひろげ、特にアッティラ王（在位、四三四 - 四五三年）の時には東皇帝に年次金の額を引き上げさせ、更に同王が軍司令長官（*magister militum*）の称号を許されたほどであった。王は四五一年ガリアに侵入して略奪行を続けたが、アエティウス Aeteus の率いるローマ軍に敗れる（「カタラウヌム Catalaunum の原」での戦い）。そのあと、パンノニアを通ってイタリア（アクィレイア Aquileia）を襲ったのち、上述の拠点まで戻ったが、まもなくその地で没する（四五三年）。フン族は翌年、東に向い、ドニエプル地方へ退く。

一(1)　「ドナウ河を国境とする地方」――。　ラエティア Raetia 東部から下モエシア Moesia にまで及ぶ。尚、アラマンニー Alamanni 族の勢力が、リーメス *limes*（国境防備施設）は勿論、ドナウ河上流をも越えて南に入り込んでいたので、

当時、ラエティア西北部は事実上帝国国境の外にあった。

一(1)　「動揺する世情のために混乱に陥っていた」――。　クネル版ではそのあと、ac primum inter filios de obtinendo regno magna sunt exorta certamina, qui morbo dominationis inflati materiam sui sceleris aestimarunt patris interitum（「そして、まず彼の息子たちの間で王位継承について激しい争いが生じ、支配の病いが嵩じた彼らは父の死をその災いのもとだと考えた」）と続く（第二類）。

一(1)　「いと聖なる神の奴僕、セウェリーヌス」sanctissimus dei famulus Severinus ――。　同様の呼称は一三(1)にも。「いと聖なる」といっても、今日の教会でのような、厳密な列聖の手続きを経た呼称ではない（R. Noll, *a. a. O.* 120）。E(1)、註、参照。尚「神の奴僕」という呼び名は手紙、章題、本文の中で一九回登場（F. Lotter, *a. a. O.* 78）。

一(1)　「東方（オリエンス）の地から」de partibus Orientis ――。　東方から修道士が伝道に向かう例については F. Lotter, *a. a. O.* 81 参照。たとえば、聖アポローニウス Apollonius は沙漠を捨てて人々の中へ赴くよう神に命じられている。尚、ノリクムへのキリスト教の伝道はドナウ河沿いに東からのと、アクィレイア経由の南からのとがあった（第二部、第二章、㈢、参照）。

一(1)　「河岸ノリクムと両パンノニアの境界域にやって来て」adveniens in vicinia Norici Ripensis et Pannoniarum ――。　クネル版では vicinia の代わりに vicina。「両パンノニア」とは、ディオクレティアーヌス帝による属州細分化以前の上・下パンノニアのこと。E(10)、註、参照。アッティラの死（四五三年）の前後、パンノニアは、フン族の通過（四五二年）、東ゴート族の侵入などで混乱していた。そのころセウェリーヌスがこの地方へ到来したというが、その年代は確定できない。本文通りアッティラの死の直後とすると、一－四の記述内容は四五四－四六九年のこととなり（四六九年とは東ゴート族が国境領域の帝国領民に直接脅威を与えた時点で、そのことは本文、五、に記されている。第二部、第三章、(2)、参照）、一五年もの時間の幅が生ずるが、それでは著者が「同じ頃」eodem tempore（三(1)）とか、「同じ時に」per id(em) tempus（四(1)）とか言って、

ほぼ同時期の一連のできごととしているのに矛盾する。その上、本文では聖人到来直後は戦争の混乱期となっているが、四五四年以降、四六七年までは比較的平和な時代であった（F. Lotter, *a. a. O.* 221）。但し、これらのことから F. Lotter は、聖人は二度（四五四年および四六七年）ノリクムに到来し、本文の記述は四六七年に始まる、というが、ここでは採らない。尚、R. Noll は聖人の到来を四六〇年代はじめとする（*a. a. O.* 18）。

一(1)　「アストゥリスといわれる小さな都市に滞在していた」parvo, quod Asturis dicitur, oppido morabatur ——。ベッカー版では最後に句読点はなく、そのあと vivens iuxta evangelicam apostolicamque doctrinam（「滞在し、聖書の、及び使徒の教えに従って生活しながら」）と続く。一方、クネル版では morabatur, ubi vivens（「滞在し、そこで……」）。アストゥリスは今日のドナウ沿岸のツヴェンテンドルフ Zwentendorf だといわれる。イベリア半島北部のアストゥリア Asturia 属州で徴募された軍隊が最初その地に駐屯したことからアストゥリスという名を得た。五世紀はじめの『帝国顕職録』*Notitia Dignitatum* には Austuris とあって、一大隊（*cohors*）の駐屯地とされている（Occ. XXXIV 45: tribunus cohortis, Austuris）。この地域のローマ遺跡としては、少し上流のツァイデルマウエル Zeidelmauer のそれが発掘されている。ここにはフラウィウス Flavius 朝（六九-九六年）下に木と土で陣営が築かれ、のち馬蹄型と扇型の塔を備えた石造の陣営となった。その北西の角に四世紀後半に城塞がつくられ、軍隊徴退後、陣営跡は住居地となる（発堀住居址は五世紀のもの）。陣営の司令部（*principia*）に附随して神殿の建物（*aedes*）が発堀されているが、これはキリスト教徒に礼拝堂として利用されたと考えられる（H. Ubl, Die archäologische Erforschung der Severinsorte und das Ende der Römerzeit im Donau-Alpen-Raum, in: *Severin zwischen Römerzeit und Völkerwanderung* (Ausstellungskatalog), 1982, 74）。

一(1)　「聖書の、及び使徒の教えに従って生活し」vivens iuxta evangelicam apotolicamque doctrinam ——。聖書の教えに従っての生活とは、セウェリーヌスが財産を捨て、靴も、そして衣服以外のものすべてを捨てたことなどを指しているが（「マタイによる福音書」一〇(9)、(10)——「財布の中に金、銀、または銭を入れて行くな。旅行のための袋も、二枚の下着も、靴も、杖も持って行く

な」――。ほかに、「マルコによる福音書」六(8)、同(9)、「ルカによる福音書」一〇(4)、参照)、さらに、言葉と行為による告知、悪霊を懲らしめる働き、治癒・蘇生の奇蹟もそれに当たる (H. Dickerhof, *a. a. O.* 16 f.)。一方、使徒の教えに従っての生活 (vita apostolica) とは、イェルサレムでの原始教会の模範にもとづく生活である (「使徒行伝」四(32)-(35)以下――「信じた者の群れは、心を一つにし思いを一つにして、誰一人その持ち物を自分のものだと主張する者がなく、一切のものを共有にしていた。使徒たちは主イエスの復活について、非常に力強くあかしをした。そして、大きな恵みが彼ら一同に注がれた。彼らの中に乏しい者は一人もいなかった。地所や家屋を持っている者たちはそれを売り、売った物の代金をもって来て、使徒たちの足許に置いた。そしてそれぞれの必要に応じて誰にでも分け与えられた」)。使徒的生活を引き合いに出すことは聖者伝や修道院規則の通例であるが、本文でのように、「聖書の、及び使徒の」という二重の教えは異例に属する (H. Dickerhof, *a. a. O.* 15)。尚、一九(3)、註、参照。

一(1)　「あらゆる敬虔さと貞潔さとを備えて」omni pietate et castitate praeditus ――。ザウッペ版では omni castitate et pietate praeditus。「第一テモテ書」二(2)、参照 (「それはわたしたちが安らかで静かな一生を、真に信心深くまた謹厳に過ごすためである」)。尚、「敬虔」pietas という概念は他の個所では religiosus という形容詞で表現されている (三(1)、その他)。

一(1)　「カトリック信仰の立場で」in confessione catholicae fidei――。特にアリウス派との対立を意識して述べている (五(2)、参照)。著者執筆当時 (五〇九-五一一年) のローマ教会は東教会と分裂していたばかりでなく (四八四-五一九年、アカキオス Akakios シズマ)、自教会内でもビザンツ派 (シムマクスを教皇に選出。在位、四九八-五一四年) と反ビザンツ派 (ラウレンティウスを推す) に分かれて抗争していた (P(1)、註、参照)。ローマ教会内の対立は東ゴート王、テオデリヒの介入で一応の解決を見たが (五〇六年)、東西教会の対立はホルミスダス Hormisdas (教皇。五一四-五二三年) の調停 (五一九年) まで続く (第二部、第一章、(一)、参照)。一方、西方でのゲルマン人のカトリック教会への改宗では、異教徒のフランク族のクローウィス王のそれ (四九六年) が有名であるが、少し遅れてアリウス派のブルグンディー Burgundi 族のシギスムント Sigismundus 王 (五一六-五二六年) もカトリックを国教とし、また、同じくアリウス派のウァンダリー Vandali 族のヒルデリクス

Hildericus 王（五二三-五三一年）もカトリックに改宗した（但し、彼は民族派の反感を買い、従兄弟のゲリメル Gelimer に王位を奪われる）。

一(2)　「天の召命に応える栄誉（パルマ）を」palmam supernae vocationis——。　栄誉と訳した palma は棕櫚の葉でつくられ、勝者に与えられた名誉のしるしのことである。

一(2)　「司祭」presbyter——。　セウェリーヌス時代には司祭職は司教職と並んで最高の聖職であった（R. Noll, *a. a. O.* 121）。著者はほかに、presbyter という語を「長老」*senior* という本来の意味で用いたり（四一(1)、四四(5)、四六(1)）、また、「長老として修道院長（abbas）となった」（三七(1)）という言い方をしている（*ebd.* 128）。但し、長老は一人ではなく（四三(9)）、長老でも修道院長ではない者もいる（四一(1)、同(2)）。尚、九(3)では司祭を指して sacerdos という語が用いられている。

一(2)　「全く謙虚な心で」tota mentis humilitate——。　聖人の「謙譲心」*humilitas* の強調はこの伝記の特徴の一つである。

一(2)　「迫り来る、敵の奇襲を祈りと断食、また慈悲心の成果で防ぐように、と」ut hostium insidias imminentes orationibus ac ieiuniis misericordiae fructibus inhiberent——。　ザウッペ版では ut propter hostium insidias imminentes orationibus ac ieiuniis et misericoridiae fructibus inhaerent（「敵の襲撃が迫っているので、祈りと断食、そして慈悲の仕事を懸命に行うように、と」）。「祈りと断食と施し」は一(4)、二八(1)にも。

一(2)　「その不信心の（結果生じた）破局の故に」infidelitatis discrimine——。　discrimen を結着の意（ここでは破局）に訳したが、P. Becker はその版の欄註（S. 10）でそれを判断基準としての「程度」のことだという（「不信心の程度（註。過度の不信心）の故に、予言者の託宣の正しさを……」）。しかし、discrimen という語はすぐあと（一(5)）にもみえ、やはり破局・危機の意味で用いられている。

一(3)　「教会堂の納室係」ecclesiae custos——。　聖服・聖具を保管する聖物納室の係。

一(3)　「『わがままで、そしてすぐに滅びるであろう都市から、私は急いで立ち去る』」——。　「マタイによる福音書」一

七(17)のイエスの言葉を想起させる――「ああ、なんという不信仰な、曲った時代であろう。いつまで私はあなたがたと一緒におれようか。いつまであなたがたに我慢ができようか。……」――(cf. M. van Uytfanghe, La bible dans la《Vie de saint Séverin》d'Eugippius, *Latomus* 33, 1974, 363)。

一(3)　「コマーゲーニス」Comagenis――。　この地名の綴り（Lでは Comagenis）は他の写本（KCG及び第二類）では Commagenis である。二（章題）に於いても Comagenis はL写本のみ（CG及び第二類では常に Commagenis）。今日のトゥルン Tuln an der Donau。コマーゲーニスという地名は、北シリアのコマゲーネー Kommagene で徴募された駐屯軍に由来。『ポイティンガー図』*Tabula Peutingeriana* のほか、『アントニーヌス旅程帳』*Itinerarium Antonini* や『帝国顕職録』に見える（*Itin. Ant.* 234, 1: zwischen Vindomana und Cetio; 248, 3: zwischen Vindobona und Cetio; *Not. Dign.* Occ. XXXIV 36: equites promoti Comagenis; 42: praefectus classis Arlapensis et Maginensis)。同地にはフラウィウス朝下に木と土で陣営が築かれ、耐火レンガの城壁が設けられたが、トラヤーヌス Trajanus 帝期に石造の城壁になった。のち馬蹄型・扇型の塔が加わり（このような経過はアストゥリスの場合と同じ。一(1)、註、参照）、更にウァレンティニアーヌス Valentinianus 朝およびそれ以後に建てかえられる。当初は補助軍騎兵隊（ala I Commagenorum）の陣営であったが、古代末期には精鋭騎兵隊（*equites promoti*）とドナウ艦隊（*classis*）の一支隊が置かれていた。陣営の西と南に集落（*vicus*）が発達し、陣営が放棄されると（五世紀）、そこにも人々が住みついた。遺物（クリストグラムをほどこした指輪）や遺跡（格子の仕切り柵）からキリスト教の信者と教会の存在が窺える。陣営のあったところは中世初期に統治者の居城に、そして、のち修道院になった。コマーゲーニスという地名はのちの八世紀末の文献にも見え（in monte Cumeoberg juxta Comagenos civitatem)、一方、集落のあった場所にトゥルン市が発達した（H. Ubl, *a. a. O.* 75 f.)。

一(3)　「隣の都市へと転じた」ad proximum . . . oppidum declinavit――。　declino は予定を変更して方向を転換することなので「転じた」と直訳したが、ここでは必ずしも予定を変更したわけではない（cf. L. Bieter, *op. cit* n. 2)。

一(4)　「市内にローマ領民と同盟条約を結んでいたバルバリーがいて」barbarorum intrinsecus consistentium, qui cum

Romanis foedus inierant——。「ローマ領民」Romani はローマ国家という観点からすれば「ローマ人」Römer であるが、三世紀前半にローマ市民権が属州の住民にも拡大された結果、広くローマ領内の帝国市民（「ローマ化された住民」Romanen）を意味するようになった。「ローマ領民」に対する「領外民」がバルバリー（*barbari*）である。それ故、バルバリーには「野蛮な」諸種族という意味は固有ではない。バルバロイ（*βάρβαροι*）が当初、ギリシア人（*οἱ Ἕλληνες*）に対する非ギリシア人を意味したように、バルバリーもはじめは文化的な価値判断を含まない意味内容の用語であった（ローマ人自身もギリシア語と対比してラテン語のことをバルバリーの言葉だといっている。cf. Plautus, *Asinaria*, prol.）。ギリシア語のバルバロイの場合と同様、ラテン語のバルバリーもやがて中立的な意味（非ローマ人）だけではなく、文化的な優劣を意識した用語となる。その上、ローマ帝国がキリスト教化して、東でも西でもローマ領民（*οἱ Ῥωμαῖοι/ Romani*）とキリスト教徒が同一視されると、バルバリーは不信心な異教徒の意味となった。その上、帝国軍隊が主に領外民のゲルマン人によって支えられるようになると、バルバリーに「兵士」の意味が加わる（五世紀）。「野蛮な」という意味は後退し、五〇〇年ころ以降、ゲルマン人も自らをバルバリーとかバルバリーの民族（*barbara natio*）とか呼ぶこととなる（特に彼らの「法典」は *leges barbarorum* といわれる—— vgl. J. Jüthner, *RAC* I, 1950, s. v. Barbar, 1173 ff.）。

ローマ帝国領内に入った領外民（主にゲルマン人）はローマと公式に「同盟条約」foedus を結んで、「同盟部族」となった。彼らは国境防衛を担当する代わりに年次金（*annonae foederatae*）を受け取る。コマーゲーニスに駐屯して、ノリクムのローマーニー、即ち、ローマ領民（M. van Uytfanghe, *op. cit.* 325, n. 9 : populations romanisées et christianisées du Norique）を守る任務を帯びていたゲルマン人部隊はスェービー Suebi 族に属した（J. Šašel, Antiqui Barbari, *Vortr. u. Forsch.* 25, 1979, 130 ; H. Ubl, Österreich in römischer Zeit, in : *Severin* (Ausstellungskatalog), 107）。彼らは公式には同盟者であったが、次第に事実上の征服者として振舞うこととなる。

一(4)　「きわめて厳重な監視によって」custodia artissima——。　具体的にはゲルマン人がぎっしり（artus）城門を固めて

いたこと。

一(4)　「出入りする自由は誰にも容易には与えられていなかった」nullique ingrediendi aut egrediendi facilis licentia praestabatur——。　ザウッペ版では nullaque . . . facilius . . .（「容易に出入りするどんな自由も与えられていなかった」）(L)。

一(4)　「救済の昔の例」antiqua salutis exempla——。　写本はすべて antiquae salutis exempla（「昔の救済の例」）で、クネル版、モムゼン版、ベッカー版はこれに従う。ザウッペ版はそれを採用しつつも欄註にて、むしろ antiqua とあるべし、といい、E. Vetter / R. Noll はこれに従う。「救済の例」については二七(1)、及び同、註、参照。具体的には旧約でのそれをいう。古イスラエルの歴史とキリスト教徒のそれとの対比（ほかに四〇(4)にも）は聖人の発言の一特徴である。ゲルマン人の侵入に際しては、教父たち（アウグスティーヌスなど）や司教たち（アムブローシウス Ambrosius など）も旧約の救済の例をあげて、住民を元気づけた（cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 325 f.）。尚、聖セウェリーヌス自身が示した「救済の手本」salutis exemplum については、四(11)、参照。

一(4)　「断食と祈りと施しとによって」ieiunis et orationibus atque elemosynis——。　一(2)、註、参照。ザウッペ版では elemosynis は eleemosynis（*cf. gr.* ἐλεημοσύνη）。

一(5)　「『もしかして、あなたは、……我々に約束している、あの人のことを言っているのではないか』」"putas non ipse est, qui . . . pollicetur ?"——。　ザウッペ版では 'Putasne, ipse est, qui . . . pollicetur' ?

二(1)　「信用しなかったことに対する赦しを請い」incredulitati veniam postulantes——。　ザウッペ版では incredulitatis veniam（「信用しなかったことの赦しを」）。

二(1)　「三日間教会に集まり、悲嘆し愁嘆して過去の過(あやま)ちを悔い改めた」——。　「三日黙禱」*triduum* が既に聖務（*sancta opera*）として確立していて、教会内で執り行われていたことが分かる。三日間の断食は聖人が好んで課した悔悛の方法らしく、クックルリス Cucullis では聖人の命令で三日黙禱を司祭が執り行っており（二(2)）、また、ティーブル

ニアの司教、パウリーヌス Paulinus はバルバリーの襲撃が迫った時、セウェリーヌスの勧めで三日黙禱を行うよう、自分の管区の全城市に司令している（二五②）（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 107）。

二(1)　「三日目に」die ... tertio——。　ザウッペ版では die ... tertia。

二(1)　「夕方の供犠（ミサ）の勤行」sacrificii vespertini sollemnitas——。　一一にも晩の集まり及び供犠（ミサ）、そして一三にも夕方の供犠（ミサ）の記述がある。夕方のミサでの「聖体拝受」については、一二(4)、註、参照。「夕方のミサ」*vespertinum sacrificium* という表現は当時すでに術語となっていた。五世紀のノリクムで通常の形態としてミサが夕方に執り行われたというわけではないが、西方教会では既に四世紀終り以来、土曜日や断食日の夕方に（ad nonam horam）聖体拝受が行われるのが慣習であった（L. Bieler, *op. cit.* 41; P. Becker, *a. a. O.* 12）。そのほか、古代教会では職業をもった信者への配慮からも夕方にミサが執り行われていた（R. Noll, *a. a. O.* 121）。

二(1)　「地震が起こったので」——。　上パンノニアのサウァリア市が四五五／五六年に生じた地震で破壊されたことが別の史料（*Fasti Vindobonenses*, pr. a. 455, S. 304）に伝わっていて（F. Lottet, *a. a. O.* 156）、この地震と本文のそれを同定する者もいる（最近では R. Zinnhobler / E. Widder, *Der heilige Severin. Sein Leben und seine Verehrung*, 1982, 18 など。この説によれば聖人の登場は文字通りアッティラの死の直後）。

二(2)　「神の働きで恐怖がつのり」auctoque terrore divinitus——。　ザウッペ版では actoque terrore divinitus（「神の働きで恐怖心を駆り立てられ」）。

二(2)　「このような惨殺行為によって」tali ... internicione——。　ザウッペ版では tali ... internecione。バルバリーとバルバリーが互いに剣で戦い、惨殺をくり返したことは神の意向（「神の働きによって」divinitus）に沿ってのことであった。

三（章題）　ザウッペ版では三の章題は De civitate oppressa fame et muliere occultante frumenta et de adventu navium（「飢饉で苦しめられた都市と穀物を隠し置いた女と、及び船の到着とについて」。Lによる）。

三(1)　「ファウィアーニス」Favianis――。　この地名の綴りは Favianis が多いが、Fabianis も散見される。今日のマウテルン Mautern（ドナウ河畔、クレムス Krems の対岸）。かつてヴィーン（厳密にはその近郊、ハイリゲンシュタット Heiligenstadt）とする説もあったが（新しくは J. Haberl, *Wien ist älter. Der heilige Severin und die Frühgeschichte Wiens*, 1981. など。同説の主張者については F. Lotter, Die historischen Daten zur Exdphase römischer Präsenz in Ufernorikum, *Vortr. u. Forsch.* 25, 1979, 35, Anm. 121 参照）、ここでは採らない。アストゥリスやコマーゲーニスでと同様、ファウィアーニスにもフラウィウス朝下で木と土の陣営ができ、それは二世紀には石造になった。そして四世紀に馬蹄型、扇型の塔で強化される（一(1)、一(3)、各註、参照）。当初、大隊（coh. II Batavorum miliaria 及び coh. I Aelia Brittonum miliaria）が駐屯したが（H. Ubl, Die archäolog. Erforschung, in: *Severin* (Ausstellungskatalog), 77)、四世紀には、新編成の第一ノリクム軍団が駐屯し、ドナウ艦隊（河川警察）の一部も停泊。五世紀はじめの『帝国顕職録』には Fafianae とみえる（*Not. Dign.* XXXIV 41: praefectus legionis liburnariorum primorum Noricorum Fafianae）。同市はケティウム Cetium（ザンクト・ペェルテン St. Pölten）に代わって、河岸ノリクムの東地域の行政の中心であった（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 103; F. Lotter, *a. a. O.* 60）。右に述べた陣営の南と東に集落（*vicus*）があり（そこからは魚を刻した指輪が出土し、キリスト教のひろがりが分かる）、特に東には一連の建物（キリスト教会を含む）が発掘され、セウェリーヌスの建設した修道院（四(6)、註、参照）の址と考えられている（H. Ubl, *a. a. O.* 77）。即ち、聖人の救援活動の拠点となった、あの修道院である。同市の対岸（今日のクレムスの領域、おそらくシュタイン Stein）にはルギー Rugi 族の王の根拠地（王宮）が置かれていて、この部族との密接な関係の維持が聖人の世俗面での活動の中心をなしていた（R. Noll, *a. a. O.* 19, 124）。

三(1)　「神のひと」homo dei――。　「神の人」vir dei と区別して「神のひと」としておく。この呼称は手紙・本文の中で一一回用いられている（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 78）。

三(1)　「救いの道が開けるであろう」remedium affore――。　ザウッペ版ではＬＭにもとづき remedium fore。

三(1)　「促された」commonetur――。　ザウッペ版では admonetur。

三(2)　「彼らがそのような教えに従って……」――。　ザウッペ版では三(2)はここから始まる。

二(2)　「いと至福なるセウェリーヌス」beatissimus Severinus――。　この呼び方は本文で四回用いられている（F. Lotter, *a. a. O.* 78）。

三(2)　「プロクラという名の、一人の寡婦が大量の穀物を隠し持っていることを」――。　ここではプロクラは投機家の代表として描かれている（H. J. Diesner, Severinus und Eugippius, *Wissenschaftl. Zeitschr. d. M. Luther-Universität Halle-Wittenberg*, geschichtl. u. sprachwissen. R. 7, 1957/58, 1171; M. van Uytfanghe, *op. cit.* 331）。尚、彼女に関するここでの記述は「使徒行伝」五(1)-(11)のアナニヤとその妻、サッピアの話を想起させる（cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 331）――「ところが、アナニヤという人とその妻サッピアとは共に資産を売ったが、共謀して、その財産をごまかし、一部だけを持ってきて、使徒たちの足もとに置いた。そこで、ペテロが言った、『アナニヤよ、どうしてあなたは自分の心をサタンに奪われて、聖霊を欺き、地所の代金をごまかしたのか。……あなたは人を欺いたのではなくて、神を欺いたのだ』。アナニヤはこの言葉を聞いているうちに、倒れて息が絶えた。……三時間ばかりたってから、たまたま彼の妻が、この出来事を知らずに、はいってきた。そこで、ペテロが彼女にむかって言った、『あの地所は、これこれの値段で売ったのか。そのとおりか』。彼女は『そうです、その値段です』、と答えた。ペテロは言った。『あなたがたふたりが心を合わせて主の御霊を試みるとは、何事であるか。……』。すると女は、たちまち彼の足もとに倒れて、息が絶えた。……」――。

三(2)　「彼女を（公衆の）面前に連れ出して、厳しく咎めた」quam productam in medium arguit vehementer――。inmedium producere は、法廷や集会の場に連れ出すことを意味する行政用語（F. Lotter, *a. a. O.* 196）。

三(2)　「たいへん高貴な生れでありながら」nobilissimis orta natalibus――。　ノリクムでの貴族（*honestiores*）については、E(8)、註、参照。ほかに、高貴な生れの女性に関して、ケレイア Celeia 出土のモザイクの銘文に Marcellinus v(ir) c(larissimus) et [A]mantia [f(emina) c(larissma)] とある（*AIJ* 70）――vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 37, Anm. 144――。

三(2)　「なぜ貪欲（むさぼり）の奴隷となっているのか。それは使徒の教えているように、偶像への隷徒ではないか」――。　「エペソ

人への手紙」五(5)、参照（「あなたがたは、よく知っておかねばならない。すべて不品行な者、汚れたことをする者、貪欲な者、すなわち、偶像を礼拝する者は、キリストと神との国をつぐことができない」）。

三(2)「慈悲深く」misericorditer――。　クネル版は misericordia（「慈悲により」。第二類）。

三(2)「邪(よこしま)なやり方で……手に入れたもの」male partis（KCG）――。　ザウッペ版では male paratis（LTNAM）。

三(2)「かたく拒んできた」dure negata（TNA）――。　ザウッペ版、およびベッカー版では diu negata（LM。「長い間拒んできた」）。

三(2)「たとえキリストが飢えていてもそれを蓄えようと、今でもまだ思っている」――。　servare（LCG。「蓄えようと」は第二類では reservare（但し、刊本ではすべて servare）。内容については「マタイによる福音書」一二五(42)、参照（「あなたがたは、私が空腹のときに食べさせず、かわいていたときに飲ませず、……」）。

三(2)「貧しい人たち」pauperes――。　この表現はエウギッピウスでは社会的な階属区分をあらわす主要な術語として用いられている（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 38）。彼らは本文の随所に登場し、「困窮せる人々」egeni（17, 1; 28, 2; 29, 3; 29 cap.）*vel* egentes（6, 2; 17, 1）ともいわれていて、当時の住民（主に中小農民）のおかれていた窮迫した状態を伝えている。ほかに同じ状態を示す用語に *paupertas* がある（「そのわずかばかりの持ち物」paupertatis suae sufficientia ――二〇(1)）。

三(3)「ラェティア地方から」de partibus Raetiarum ――。　ラェティア Raetia はイン川（Aenus。ザウッペ版では Enus）を境にノリクムの西に位置する属州。ディオクレティアーヌ大帝の下で第一ラェティア（首都はおそらくクリア Curia）、第二ラェティア（首都はアウグスブルク Augsburg = Augusta Vindelicorum）に細分され、両属州はラェティア軍司令官（*dux Raetiarum*）の指揮下にあった（司令本部はアウグスブルクに）。

三(3)「船が、思いがけなく」rates ... insperatae――。　ザウッペ版では insperate（*adv.*）。

三(3)「イン川に張った厚い水に」crassa Aeni fluminis glacie（第二類）――。　ザウッペ版では Eni fluminis 、クネル版

では Heni fluminis（一九(1)でも Henum。同、註、参照）。

三(3)　「神の命令が下ると、直ちに氷が解けて」qua (*scil.* glacie) dei imperio mox soluta ——。　ザウッペ版では quae (*scil.* rates) ... solutae（「神の命令が下ると直ちに舟が解き放たれ」）。

三(3)　「死ぬものだと信じていた」interire crediderant——。　ザウッペ版では interire credebant（第一類）。

三(3)　「神の下僕」servus dei——。　手紙・章題・本文で一九回用いられている（F. Lotter, *a. a. O.* 78）。

四（章題）　「彼の教えと顕著なる謙譲について」——。　彼の「教え」institutum とは、本文に「言葉よりもむしろ行為によって……教え始めた」とあり（四(6)）、また、聖人が「それ（註。おまえたちが見たこと）はむしろ、おまえたちの救済のための手本なのだ」と言っている通り（四(11)）、具体的には聖人の生活様式であり、生活のための諸原則（R. Noll, *a. a. O.* 51: Grundsätze）である（vgl. H. Dickerhof, *a. a. O.* 10）。

四(1)　「バルバリーの略奪者たち」praedones barbari——。　ゲルマン人、この場合は東ゴート族のこと。四(2)、同(4)、各註、参照。

四(1)　「城壁の外側で」extra muros——。　本文には河岸ノリクムの八市のほか、内陸ノリクム（ティーブルニア）やラエティア（バターウィスとクィーンターニス）の都市があがっているが、それらの都市は城壁で囲まれ（コマーゲーニス〔一(1)〕、クィーンターニス〔一五(1)〕、バターウィス〔二二(1)〕、ファウィアーニス〔二二(4)〕、ラウリアーテム〔三〇(2)〕）、城壁内では市民の生活が営まれていた（L. Bieler, *op. cit.* 19）。

四(1)　「人であれ、家畜であれ、何でも」quaecumque ... hominum pecudumque——。　カッシオドールス Cassiodorus の著作にもノリクムの牧畜についての言及があり、この地方の牛はからだは小さいが、仕事に適していて（minores quidem membris, sed idoneus ad laborem）、アレマンニー族の大型かつ高価なそれよりも役獣としてすぐれていた、という（id., *Varia* III 50, *MGH*, Auct. 12, p. 104 sq.）。家畜は緊急時以外は市壁の外で飼われていた（三〇(1)-(4)）。尚、本文中には酪農につい

ての記述はない（L. Bieler, *op. cit.* 21, n. 32）。

四(2)　「その時の（ファウィアーニス駐屯軍の）指揮官で、後に司教に叙せられたマメルティータスに、……と尋ねた」Mamertinum perconatus est, tunc tribunum, qui post episcopus ordinatus est——。「指揮官」tribunus とはファウィアニス駐屯軍の指揮者で、その地の国境防備軍の長（R. Noll, *a. a. O.* 122）。このマメルティーヌスがのちにファウィアーニスの司教になったという説が強いが（文献については R. Bratož, *a. a. O.* 23, Anm. 70 参照）、本文からはそのような結論を得ることは難しい。彼がラウリアークムの司教になったとか、巡回司教（„Wanderbischof"）であったとか考えるのも空論である（R. Noll, *a. a. O.* 122 f.）。否、ファウィアーニスに司教座のあったことすら疑問である。R. Bratož もその点を衝き、もし司教がいたとすれば本文で何度も登場する機会（聖人の死、埋葬、遺体の堀りおこしなど）があるのに、一度も司教への言及がないことを指摘（*ebd.*）。

四(2)　「盗賊たちを」latrunculos ——。著者の東ゴート人に対する偏見がこの用語によくあらわれている（R. Bratož, *a. a. O.* 11）。四(4)、註、参照。

四(2)　「彼は答えた」——。以下のマメルティーヌスの答えは「ルカによる福音書」五(5)でのシモンの言葉を想起させる——「シモンは答えて言った。『先生、わたしたちは夜通し働きましたが、何も取れませんでした。しかし、お言葉ですから、網をおろしてみましょう』」——（vgl. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 338）。

四(2)　「あなた様が」tua veneratio——。四世紀にローマ皇帝が専制君主化し、帝国住民（ローマ市民）が臣民化して以来、一般的になった抽象的な呼称の一つ。同じように高位の人に対する遜った、或るいは丁寧な言い方としてはほかに devotio tua, gravitas vestra, laudabilitas vestra, magnitudo tua, sublimitas tua などがある（R. Noll, *a. a. O.* 123; F. Lotter, *a. a. O.* 194）。

四(3)　「（これに対して）神の奴僕は言った。『たとえおまえの兵士たちが武装していなくても、今や彼らは敵から（武器を

取って）武装するであろう。……』」 et dei famulus ait: „etiam si inermes sunt tui milites, nunc ex hostibus armabuntur. …“——。 ザウッペ版では etiam si は etiamsi、クネル版では文頭の et を欠く（第二類）。尚、ここでの聖人の予言はただちに現実となる（四(4)）。

四(3) 「早く行きなさい。信仰をかためて行きなさい。それというのも、神が慈悲深く導いて下さっているので、誰であれ、無力なる者が……明らかになるであろうからだ」 perge velociter, perge fidenter: nam deo misericorditer praeeunte debilis quisque … apparebit——。 ザウッペ版では perge fidenter（「信仰をかためて行け」）がない（L）。また、そのあと nam deo の代わりに、iam deo（「既に神が……」）とある。

四(3) 「主がおまえたちのために戦われ、おまえたちは黙するであろう」——。 「出エジプト記」一四(14)、参照（「主があなたがたのために戦われるから、あなたがたは黙していなさい」）。

四(4) 「第二のマイル標石のところで、ティグンティアとよばれる川で前述の略奪者たちを見つけた」 in secundo miliario super rivum, qui vocatur Tiguntia, praedictos latrones inveniunt——。 ザウッペ版、モムゼン版では inveniunt (*hist. pres.* 第二類。L. Bieler もこれに従う) ではなく、invenerunt (*pf.* 第一類)。Tiguntia (K) はクネル版では Ticuntia (TNA)、ザウッペ版では Tigantia (L)。これはマウテルン Mautern 市の東でドナウ河に注ぎ込んでいるフラトニッツ Fladnitz 川のこと (R. Noll, *a. a. O.* 123)。但し、一説ではキリツバッハ Kiritzbach 川 (vgl. M. Fluß, *RE* VI A 1, 1936, s. v. Tiguntia, 1024 f.)。マイル標石 (*miliarium*) は一〇(1)、三一(2)にもみえる。「二マイル進んで」とは「二度目のマイル標石のところで」ということで、約三・二キロの間隔。ローマの軍道では二歩×一、〇〇〇、即ち一マイル（約一・六キロ）ごとに里程標が置かれていた。

四(4) 「盗賊たち」 latrones——。 著者の東ゴート人に対する偏見をよくあらわしている用語 (R. Bratož, *a. a. O.* 11)。ほかに五(3)、一〇(2)にも。また彼らは latrunculi (四(2)) や praedones（「略奪者たち」。四(1)、その他。同上、註、参照）ともいわれてい

る。コンモドゥス Commodus 帝治下のパンノニア国境での「見張り塔」*burgi*（四(7)、註、参照）の建設碑文にも latrunculi という語が見えるが、ここでも彼らはローマ軍の公式の「敵」*hostis*――これに対する戦いは「正義の戦争」*bellum iustum* である――ではなく、今日の語でパルティザンとでも呼ぶべきもの（B. Saria, Noricum und Pannonien, *Historia* 1, 1950, 453 f.）。

四(4)　「他の（逃げ遅れた）者たちを縛って、神の奴僕のところへ、命じられた通りに、捕虜として連れて行った」ceteros vero vinctos ad dei famulum, ut praeceperat, adduxere captivos――。　クネル版では ceteros のあとの vero がなく（第二類）、adduxere の代わりに adduxerunt（第二類）。ザウッペ版では ut praeceperat の代わりに ut praedixerat。

四(4)　「何故なら、（そんなことをする者には）すぐに天の断罪が下って、罰せられるのだから」nam statim caelestis vindictae iudicio penientur――。　クネル版では nam と statim の間に et が入っている（TM）。

四(6)　「アド・ウィネアス」ad Vineas――。　この地名は該地でのぶどう栽培の古さを教えている。属州でのぶどう栽培はイタリア産の輸出を助けるために永いあいだ禁止され、ようやくプロブス Probus 帝（二七六－二八二年）下で許される。属州の発展の結果、イタリア産だけではまかなえなくなったのである（R. Noll, *a. a. O.* 123; L. Bieler, *op. cit.* 21, n. 35）。

四(6)　「僧庵」cellula――。　隠修士の小庵（Eremitenklause）のこと。cellula は七(1)、八(2)、一〇(2)、一四(1)、二〇(2)でも同じ意味で用いられているが、七(1)と一四(1)以外の三つは僧院、即ち修道院を指す可能性も否定できない。ほかに、一九(1)、二二(1)、三九(1)、四二(2)でこの語は monasterium の意で用いられている（vgl. F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 61）。その場合、A. J. Pfiffig は修道院を二種に、即ち、修道院長のいる大修道院（ファウィアーニスのものだけ）とその他の小僧院（若干の修道士がいるだけ）に区別し、前者を monasterium、後者を cellula と呼んだというが（*a. a. O.* 103）、しかし、エウギッピウスはいわゆる大修道院を「彼の弟子たちの僧院（cellula）」と呼んでいるので（三九(1)）、その説は正しくない（cellula の用語法については H. Dickerhof, *a. a. O.* 24 f. 参照）。一方、聖人の僧庵は修道院内にもあったが（二三(1)）、ファウィアーニスから離れたところにも（secretum habitaculum: burgum――四(7)）、ファウィアーニスの修道院の建設以前にはアド・ウィネアス ad

Vineas にもあった（四(6)）。いずれにせよ、聖人の個室（僧庵）だけでなく、修道士たちの集団生活の施設全体（僧院）をも cellula とよんでいることの中に、修道制が東方起源の個人の隠修制から西欧の共住制へと発展する様子を読み取ることができる。

四(6)　「修道院を築き」 monasterium ... construeret——。　このファウィアーニスの修道院はくり返し言及され（六(1)、九(3)、一〇(1)、一三(1)、一五(1)、三一(6)、三五(2)、四四(3)——三九(1)では「彼の弟子たちの僧院（cellula）」とあり、四二(2)の僧院も同様——）、聖人の建設した修道院の中での最大のものといわれている。その遺構は一九五八／五九年にマウテルンで発見・発掘された（三(1)、註、参照）。それは一つの屋根の下にまとめられた建物で、聖人の個室（「僧庵」 *cellula*）、礼拝堂（*basilica*）、食堂（*refectorium*）のほかに共同寝室（*dormitorium*）をも含んでいる（R. Noll, *a. a. O.* 122 f.; H. Dickerhof, *a. a. O.* 24 f.）。

四(6)　「言葉よりはむしろ行為によって聴聞者たちの魂を教化しつつ」 factis magis quam verbis instituens animas auditorum——。　ザウッペ版では animas auditorum（「聴聞者たちの魂を」）がない。「聴聞者たち」 auditores とは弟子たちのこと。セウェリーヌスが彼の修道士たちに対して持つ卓越した地位はこの伝記の各所に明らかで、聖人は彼ら（「息子たち」 *filii* ないし「弟子たち」 *discipli*）に対する父（*pater*）であり、教師（*doctor*）であった上、セウェリーヌスの生き方そのものが修道士たちの「救済のための手本」 salutis exemplum（四(11)）であった（H. Dickerhof, *a. a. O.* 20）。このことは彼らに成文の規律のなかった事実に通ずる（言いかえれば、福音・使徒の教えと東方の修道士の範例とで十分であった）。九(4)、及び四三(3)、各註、参照。後世につくられた『セウェリーヌス讃歌』には「御身は修道士に規程を与え」（l. 22: Tu quidem normam monachis dedisti）とあるが、正確ではない（L. Bieler, *op. cit.* 32）。

四(7)　「ブルグム」 burgum——。　クネル版では burcum（第二類）。見張り塔のこと。聖人はローマ帝国が放棄した国境の防衛設備、たとえばリーメスと城市の間に設けられた小さな見張り塔を滞在場所に利用していた。それは平面が四角（四m×五m程度）の建物で、トラヤーヌス記念柱に見える、砦柵の垣に囲まれた塔がその一例である（R. Noll, *a. a. O.* 123; R.

Zimmobler / E. Widder, *a. a. O.* 43 f.)。ローマ帝国東部では、シリアのボルジュ・ゾアルール Borğ Zo'roûr に隠修士の住みついた見張り塔があるが、それは銘文によればセレウコス朝年代七二二年（紀元四一〇／一一年）に助祭、マラ Mara (Barresmapa の息子) によって建てられたものである。国境防衛の見張り塔に隠修士が住みつくことは珍しいことではなく、ホノーリウス Honorius とテオドーシウス Theodosius の両正帝が四二三年三月七日にオリエンス Oriens 道の近衛都督 (*praefectus praetorio Orientis*) に宛てた、国境での土地 (*terra limitanea*) についての勅令 (*Cod. Theod.* VII 15, 2) はこのことに関係していると思われるが (H. Vetters, Zum ‚episcopus in castellis', *Anz. Akad. Wien*, 1969, 91)、そこには、国境要塞に属する土地を私人の立場 (privata conditio) の者が所有したり、要塞駐屯兵士 (*castellanus miles*) が所有した場合、それらの者は財産を没収され、死刑に処せられるべきことが定められている。

四(7)　「人里はなれた棲家（すみか）にしばしば引きこもっていた。それは、彼のもとへいつも殺到していた人々から逃れ、不断の祈りで、より近く神につき従うためであった」――。deo propius inhaereret (「より近く神につき従う」) はザウッペ版では deo propitio inhaereret (L。「慈悲深い神につき従う」)、クネル版では deo proprius inhaereret (GM。「自分一人で神につき従う」)。内容については、「ルカによる福音書」五(15)-(16)、参照 (「しかし、イエスの評判はますますひろまって行き、おびただしい群衆が教えを聞いたり、病気をなおしてもらったりするために集まってきた。しかしイエスは寂しい所に退いて祈っておられた」)。ほかに「マルコによる福音書」一(35) (「朝はやく、夜のあけるよほど前に、イエスは起きて寂しい所へ出て行き、そこで祈っておられた」)、など (cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 348)。彼の許に人々が殺倒した事実をもって R. Bratož は、聖人が生前から「聖者崇敬」Heiligenverehrung の対象となっていたことの証拠とみなしている。これは通説 (東方では最後の殉教者たちの死後、一世紀を経て、新しい聖者像が禁欲苦行者、とりわけ柱頭の「隠修士」*anachoreta vel eremita* への崇敬を通じて生れたのに対し、西方では五〇〇年ころまで殉教者の墓が崇敬の唯一の場所であった) に修正を迫るもので (*a. a. O.* 16 mit Anm. 45)、彼によれば、既に四七〇年以前に、生きた聖者への崇敬が隠修士セウェリーヌスへのそれによって東方から河岸ノリクムにひろがり、その上、生前の聖セウェリーヌスへの崇敬はローマーニーの

間だけでなく、アリウス派ゲルマン人の間でも行われていた（四(12)、六(5)、七）、という（*ebd.*）。しかし、その場合でも、忠言や治癒行為を求めて聖人を訪れることと、殉教者の墓を訪れること（これは聖人縁りの地を訪れること、即ち「巡礼」*peregrinatio* に発展する）とは区別されねばならない。

四(7)　「一人で住むことを願えば願うほど」quanto solitudinem incolere cupiebat――。　solitudinem incolere（「一人で住むことを」）はクネル版では第二類を採って solitudinem abditam incolre（「一人だけ隠れて住むことを」）。同じ内容の記述が九(4)（「熱望していた隠棲をあきらめ……」）にある。

四(8)　「救い主の教えによれば」――。　「マタイによる福音書」五(14)-(15)、参照（「あなたがたは、世の光である。山の上にある町は隠れることができない。あかりをつけて、それを枡の下におく者はいない。むしろ燭台の上において、家の中のすべてのものを照させるのである」）。ほかに、「マルコによる福音書」四(21)-(22)、「ルカによる福音書」八(16)、一一(33)。

四(10)　「いつも裸足（はだし）で歩くことに満足し」nudis pedibus semper ambulare contentus――。　クネル版では semper（「いつも」）を欠く（第二類）。裸足での歩行は使徒的生活にかなった習慣である（一(1)、註、参照）。同時にそれは、気候の暖い東方の修道院でのセウェリーヌスの生活慣習で、彼が東方から来たこと（E(10)、本文一(1)）の証拠でもある（R. Noll, *a. a. O.* 123 f.）。

四(11)　「人間にありがちな無思慮を差し控えなさい。そして不遜な尊大さを抑えなさい」――。　禁欲自体が神聖な生活の完全性を形づくるものではないということ。禁欲の行為の中には、むしろ人間的不遜と優越の驕りをかき立て、堕落に導く危険がある、という東方の修道制に特徴的な考え（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 82）。

四(11)　「（神は）その御前（みまえ）で、我々が聖く汚れなき者となるように、天地の造られる前から我々を選ばれたのだ」――。「エペソ人への手紙」一(4)、参照（「神は……みまえにきよく傷のない者となるようにと、天地の造られる前から、キリストにあってわたしたちを選び、……」）。

四(11)　「救い主の贈り物が、私にとって……義化の増大のために役立つように」ad iustificationis augmentum salvatoris

mihi dona proficiant――。　クネル版では mihi（「私にとって」）を欠く（第二類）。「義化の増大のために」とは成聖の恩寵が増大するように、の意。

四(12)　「涙ながらに」――。　聖人の落涙の記述は多く、嘆き、涙を流すことは聖人の一特性の如く見えるが、しかし、当時にあっては必ずしも異例ではない。それは祈りの一部であり（四(12)）、重大な願いごとをする際の支えであり（六(1)、一二(3)、一四(3)、一六(4)、三四(1)）、悔恨（一二(6)）や悲嘆（一三(3)、四三(8)）の表現であった。アウグスティーヌスもカッシアーヌス Cassianus も、またのちにはベネディクトゥス Benedictus も落涙をすすめる（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 106）。

四(12)　「教会の敵たる異端者」ecclesiae hostes haeretici ――。　アリウス派のゲルマン人のこと。エウギッピウスの強い反アリウス派的態度に由来する表現で、聖人自身ならこのようには言わなかったであろう（R. Zinnhobler / E. Widder, *a. a. O.* 40）。五(2)、註、参照。

四(12)　「恭々しき仕儀をもって彼を賞讃する」――。　アリウス派のゲルマン人の間でも（六(5)、同(6)、七、参照）、聖人が尊敬の的となっていたことが分かる。この点については四(7)、註、参照。

五(1)　「フラキテウスという名の、ルギー族の王」Rugorum ... rex, nomine Flaccitheus ――。　ルギー族は東ゲルマン人に属する。一〇〇年ころヴァイクセル Weichsel（ウィストゥラ Vistula）川の河口附近にいたが（Tac. *Germ.* 44）、そこから西進し、オーデル Oder（ウィアドゥア Viadua）川の河口に到る。以後、南下して五世紀にはドナウ河に達した。フン族に従属したが、アッティラの死後、自由を取り戻し、ノリクムの対岸に定着した者はローマと友好・援助協定を結んで同盟部族（*foederati*）となる（協定にもとづき、四五八年にはマヨリアーヌス Maiorianus 帝のためにイタリアへ派兵）。同族の王、フラキテウスは四七五年頃まで統治。同王の綴りは Flacitheus, Flacetheus, Flaccithaeus など、写本によってさまざまである。

五(1)　「ゴート族」――。　東ゴート族のこと。ゴート人はスウェーデンからバルト海岸へ、のち更に、黒海沿岸に移った（一五〇年）。二三八／三九年にはじめてローマ人と戦う。以後ローマは守勢に立たされ、ようやくクラウディウス

Claudius 帝（二世。二六八-二七〇年。ゴティクス Gothicus）、アウレリアーヌス Aurelianus 帝（二七〇-二七五年）によりゴート人の攻勢が阻止される（二六九年。ナイッヌス Naissus の戦い）。尚、三世紀半ばごろゴート族は二系統に分かれ、のちの東ゴート、西ゴートに発展した。四〇五年にラダガイス Radagaisus の指導下にイタリアに侵入したバルバリーは大部分、東ゴート人である。

東ゴート族は五世半ばにはアマーリー Amali 家の指導下にあった。即ち、四四五年、ヴァンダラル Wandarar の息子ヴァラメル Walamer が王位に即き、王権を弟のティウディメル Thiudimer 、ヴィディメル Widimer と共有した。四四九年にはフン族の東ローマとの戦争に参加し、そのあと、アッティラについて西へ移る（四五〇／四五一年）。フン王国崩壊（四五四年）の結果、自立し、マルキアーノス帝に強いて、ローマの同盟部族として下パンノニアに定住地を割譲させる。遅くともそのころに彼らはキリスト教（アリウス派）に改宗。そのあと、ローマとの戦争（四五九年）を経て、新しい同盟条約（*foedus*）を結んだが（四六一年。この時、王の甥、テオデリヒ Theoderich は人質に）、まもなく、食料・衣服の欠乏から移動を再開し、他の諸部族との対立を惹起（ヴァラメル王はスキーリー Sciri 族との戦いで死す。四六六年?）。最後に、ボイラ Boila 川（パンノニア）の戦い（四六九年）で東ゴートはスェービー王、フニムンドウス Hunimundus 指導下の反ゴート連合（スェービー族のほかに、ゲピダェ Gepidae 族、スキーリー族、アラニー Alani 族、そしてルギー族）を破る（Jord. *Get.* 280 f.）。本文、五(1)はボイラ川の戦い直後の状況と考えられる。そのとき、アマーリー家のヴィディメルはパンノニアを離れ、西へ向う（のち西ゴートと合流）。ティウディメルは南へ向い、四七三年、レオーン Leon 帝（一世。四五七-四七四年）と同盟条約を結ぶ。その子が、ゴート人をイタリアに導いたテオデリヒ王である。

五(1)　「王は激しく動揺していて、その人のもとにやってくると」――。　ルギー王がセウェリーヌスに意見を求めていたことは、八(1)、三一(3)、四二(2)の記述からも分かる。尚、ここでは「王は激しく（vehementius）動揺し」とあるが、すぐ上では「ゴート族が……激しく（vehementer）敵対していて」とあって、副詞の原級と比較級が同義に用いられ

ている。cito（七(1)）と citius（三二(2)）など、エウギッピウスにはその例が多い（C. C. Mierow, Adverbial Language in Engippius, *Cl. Phil.* 8, 1913, 437）。

五(1)　「ゴート人の族長たち」――。R. Noll は、ヴァラメル、ヴィディメル、ティウディメルの三兄弟のこととする（*a. O.* 124）。五(1)（「ゴード族」）、註、参照。

五(2)　「（同じ）一つのカトリック信仰が我々を結びつけているのなら」si nos una catholica fides annecteret ――。ルギー王がアリウス派であったことを指している。本文でエウギッピウスが聖人にこのように言わせているのはエウギッピウス自身の反アリウス派的姿勢（四(12)、註、参照）に由来し、また、南イタリアでの彼の読者（アリウス派の東ゴート族に占領され、同派に反撥心を懐く）の意向を背景にしてのことである。ルギー王妃、ギーソーをエウギッピウスが「罪多く邪（よこしま）」で、数多くの「悪業」を重ねた「高慢な」女性といっているのも（八(1)、八(3)）、彼の信仰の立場から理解される。彼はここ（五(2)）での聖人の言葉によって、聖人が異端のアリウス派と交渉した事実を弁護しようとしたのであろうが、エウギッピウスの意図にもかかわらず、結果的には、異なった信条に対する聖人のこだわりのない態度の証拠となった（R. Zinnhobler / E. Widder, *a. a. O.* 40）。

キリストの神性を否定するアリウスの説はニカイア Nikaia の第一回公会議（三二五年）で異端として排斥され、神のおん子はおん父と同質（ὁμοούσιος）とされた。その後、テオドーシウス一世（三七九-三九五年）治下の第二回公会議（コンスタンティノープル第一回公会議。三八一年）での追加・補足を経て、ニカイア・コンスタンティノープル信条が正統信仰として確立すると、アリウス派は窮地に追いやられる。しかし、それでも、西方ではアリウス派の皇太后、ユスティーナ Justina が同派のためにミラノで教会を確保しようと働きかけたり（Paulinus, *Vita s. Ambros.* 11sqq）、東方では首都にアリウス派の司教（バルバス Barbas）が居たりして（四〇七年。cf. Socr. *Hist. Ecc.* VII 6）、その勢力は根強く残っていた。また、ゲルマン人、とりわけゴート人の許では、彼らの最初の司教、ヴルフィラ Wulfila の活躍などもあって、アリウス派の信仰

がひろまっていた。ゲルマン人の間での同派の信仰は、ヴァンダル王国や東ゴート王国が没落し、西ゴート王国やフランク王国がカトリック信仰に改宗するまで続いた（Vgl. G. Gentz, *RAC* I, 1950, s. v. Arianer, Sp. 651）。

五(2)　「安寧を乱されることはないであろう」nec ... turbaberis（*pass. fut.*）――。　ザウッペ版では nec ... turberis（*mod. conj., pass. praes.*）（「安寧を乱されることはない」）。

五(2)　「彼らが去って行くと」――。　この予言通り、ゴート人はのち（四七二年）パンノニアから退去する（本文、一七ではノリクムを通過）。

五(2)　「最も小さい者たちとの協調を」pacem ... minimorum ――。　「マタイによる福音書」二五(40)、参照。（「すると、王は答えて言うであろう、『あなたがたによく言っておく。私の兄弟であるこれらの最も小さい者のひとりにしたのは、すなわち、わたしにしたのである』」）。

五(2)　「聖書もいっている」――。　「エレミヤ書」一七(5)、参照（「主はこう言われる『おおよそ人を頼みとし肉なる者を自分の腕とし、その心が主を離れている人は、のろわれる。……』」）。

五(3)　「(王が)このような予言に勇気づけられて、喜んで立ち去った時」qui cum tali animatus oraculo laetus abscederet ――。　クネル版では cum の代わりに dum（第二類）。

五(3)　「盗賊の一群」turba latronum ――。　ザウッペ版、及びベッカー版では turbe latrocinantium barbarorum（第一類。「盗賊行為を働くバルバリーの一群」）。四(4)、註、参照。

五(3)　「神の人に相談するべく使者を送った」virum dei misit ... consulendum ――。　ザウッペ版では ad virum dei misit ... consulendum（「神の人の許へ相談するべく使者を送った」）。ベッカー版では virum Dei adiit ... consulendum（「相談するべく神の人の許へ向った」）。

五(4)　「いと至福なる人」beatissimus vir ――。　この呼称はここだけ（F. Lotter, *a. a. O.* 79）。

五(4)　「敵の罠(の仕掛け)は失敗に帰し」frustratis insidiis adversantum ――。　ザウッペ版、及びベッカー版では、...

adversantium。

六(1)　「骨の痛みに」ossium dolore ――。　クネル版、ベッカー版では ossium の代わりに ossuum（TNA）。病態は痛風病（R. Noll, *a. a. O.* 125）。病状は異なるが、新約聖書に於ける、イエスによる中風患者の治癒が想起される（「マタイによる福音書」九(1)以下、「マルコによる福音書」二(3)以下、「ルカによる福音書」五(18)以下を、また、ナインの町の若者の蘇生については「ルカによる福音書」七(12)-(15)を参照）。

六(2)　「恰（あたか）も私が神から慈悲心を得たときの如くに、(次のことを)助言してあげよう」consilium tamen do tamquam misericordiam consecutus a deo ――。　ザウッペ版では「あたかも……の如くに」はない（L）。「コリント人への手紙第一」七(25)、参照（「おとめのことについては、わたしは主の命令を受けてはいないが、主のあわれみにより信任を受けている者として、意見を述べよう」）。

六(2)　「着ていた衣服を手早く脱いで」vestem, quam induta fuerat, se velociter exuens ――。　ザウッペ版では veste, qua induta fuerat, ... とあり、veste はLKに、qua はLに従っている。

六(3)　「直ちに無力なものを直してやり」――。　新約聖書における治癒ないし蘇生の記述（「マタイによる福音書」九(2)、同(6)-(7)、同(18)-(35)、「マルコによる福音書」一(23)-(45)、同二(3)-(5)、同(10)-(11)、「ルカによる福音書」五(12)-(13)、同(18)-(20)、同(24)-(25)、同七(12)-(15)、参照。

六(4)　「沢山の人々の集っている市場」――。　ドナウ河彼岸のルギー族の地での「市場」nundinae のこと。九(1)に「ドナウ河を渡ってバルバリーの市場で」とある。

六(4)　「好ましい論争」――。　「ヨハネによる福音書」九(1)以下にも、「生れつきの盲人」がイエスの治癒行為で目が見えるようになった結果、人々の間に同じような議論の生じたことが記されている（「近所の人たちや、前に彼がこじきをしていたのを見ていた人たちが言った。『これはすわって物ごいをしていた人ではないか』。ほかの人は、『これはその人だ』と言い、またほかの人は、『そうではない。ただその人に似ているだけだ』と言った。当人は『私がその人です』と言った」）。

六(5)　「キリストの戦士」Christi miles ――。　ほかに一六(2)、一八(2)、四二(1)、にも。四三(5)（「神のために戦う者たち」）、註、参照。

六(6)　六(6)の記述はザウッペ版では次章に入れられ（七(1)）、七は七(2)となっている。

六(6)　「祝福を受けるために彼の許に立ち寄った」――。　聖セウェリーヌスに対する崇敬が彼の生前より行われていたことを示している（R. Bratož, *a. a. O.* 16, Anm. 46）。

七（章題）　「青年、オドウァーカルが、……、将来、王になるであろうと」――。　オドウァーカル（Odovacar。CG）は写本により Odovacer（第一類）、Odoacer（T）、Odoager（NA）などいろいろ。彼の生涯および綴りについては、次註、及び三二(1)、註、参照。

七　「オドウァーカルも彼らの中の一人として」inter quos et Odovacar ――。　オドウァーカルはここでのほか三二(1)、同(2)、四四(4)、にも登場。綴りはクネル版では Odoacar、ザウッペ版では Odoacer。

オドウァーカル（四三〇年ころ―四九三年）はフン王アッティラに仕えていたスキーリー族のエディコー Edico の息子。四七〇年、ローマの傭兵となる（Procop. *Bell. Goth.* I 1）。ユーリウス・ネポス Julius Nepos が東帝により西帝とされながら（四七四年）、自分がとりたてたオレステースによってイタリアから追放され（四七五年八月末）、オレステースの息子、ロムルス・アウグストゥルスが西帝となった時、オレステース父子が、ネポス追放に功のあったゲルマン人傭兵たちの土地分与を拒んだので、後者はオドウァーカルの指導の下に叛乱に立上り、彼をイタリアの王に推戴した。オレステースはプラケンチアで戦死し（四七六年八月二八日）、ロムルス・アウグストゥルスもオドウァーカルの手で廃位される（E(8)、註、参照）。オドウァーカルは元老院の使者を通じてパトリキウスの称号をゼーノーン Zenon 帝（四七六―四九一年）に求めたが、同帝は、ネポスが西帝であるという立場を固守して、その称号を与えなかった。しかし、オドウァーカルは軍司令長官（*magister militium praesentalis*）の称号を与えられ、事実上、イタリアの支配者となる（四八〇年以降、コンスル任命権を掌握）。

その後、ゼーノーン帝との関係が悪化し、帝は東ゴート王、テオデリヒにイタリア攻撃を命ずる。四八八年、テオデリヒは一〇〇、〇〇〇人の兵士（ほとんどがゴート人）と共にイタリアに入り、翌年（イソンツォ Isonzo 川、及びヴェローナ Verona 附近の戦い）、及び翌々年（アッダ Adda 川の戦い）、オドゥァーカルに対する勝利を収める。そのあとオドゥァーカルはラヴェンナ Ravenna に攻囲され、四九三年三月に敗れる。

遠征に向う前に君主が聖者を訪れる例として R. Bratož は、㈠テオドーシウス帝（一世）がマグヌス・マクシムス Magnus Maximus との戦い（三八八年）、及びエウゲニウス Eugenius に対する戦い（三九四年）の前に隠修士ヨハンネス Johannes（リュコポリス Lykopolis 出身）を訪れ、戦勝の予言を得たこと、㈡フランク王、ヒルデベルト Childebert（一世。五一一－五五八年）がスペイン遠征（五三一年）の前に隠修士エウシキウス Eusicius を訪れ、遠征での成功の予言を得たこと、㈢東ゴート王、トティラ Totila（五四一－五五三年）はシシリア遠征の前に（おそらく五四二年夏）、祝福を得るために聖ベネディクトゥスをモンテ・カッシーノ Monte Cassino に訪れたこと、をあげている（*a. a. O.* 16, Anm. 46）。

七　「僧庵の非常に低い天井に頭がつかえないように身をかがめている間に」dum se, ne humilimae tectum cellulae suo vertice contingeret, inclinasset ——。　謙譲（*humilitas*）の姿勢を象徴。

七　「たいへん粗末な毛皮をまとっているが」——。　獣皮を衣服とする、ゲルマン人の慣習については以下の記述、参照——「獣皮か深い毛皮の短衣しか、身にまとわず、体の大部分をさらしている」（カエサル『ガリア戦記』Caesar, *De bello Gallico* 第六巻、二一(2)、国原吉之助訳）。「彼らはまた野獣の皮を着る。しかも、〔レーヌス〕河岸に近きものは、さすがに〔かかるものには〕無頓着に、奥地のものは、なおこれに一層の注意を払う。……彼らはある種の獣を選び、皮を剝ぎ、これに外方の大洋や、未知の海に産する怪獣の斑絞ある皮を散らす」（タキトゥス『ゲルマニア』Tacitus, *Germania* 一七、田中秀央・泉井久之助訳）。

七　「贈物を施すことになる」largiturus ——。　「施与」*largitio* はローマの国家や私人が民衆、団体、都市のために競技を催したり、金銭や穀物を与えるなどのかたちで行われた。帝政期には皇帝による油（セプティミウス・セウェールス

Septimius Severus 帝以降）、肉（アウレリアーヌス帝以降）の施与もあり、三世紀には穀物分配の代りにパンの配給が行われた（G. Schrot, *Der Kl. Pauly* III, s. v. largitio）。一方、ゲルマン人の戦士の指揮者にも、彼らの従臣に贈物を与えることが期待されていて、「気前よさ」が支配者の徳の一つであった（L. Bieler, *op. cit.* 65, n. 10）。

八（章題）　「先述のフラキテウスの息子のフェレテウス、またの名をフェーウァという、ルギー族の王」 Feletheus, qui et Feva, Rugorum rex, antelati filius Flaccithei ——。　クネル版では Feva は Feba（第二類）——八(1)、三一（章題）、三一(1)、四〇（章題）、四〇(1)、四二（章題）、四二(1)、四四(4)の記述でのフェーウァについても同じ——、antelati は ante lati 。フェーウァは四七五年に父のあとを襲ってルギー王となり、四八七年にオドウァーカルに敗れる。

八（章題）　「彼が幾人かの人々に関して行った交渉を」 de quibusdam intercessionem eius ——。　クネル版では de quibusdam（「幾人かの人々に関して」）の代わりに、pro quibusdam（第二類。幾人かの人々のために」）。

八（章題）　「彼女は、…… いかなる危険を招いたか」 quale periculum ille . . . incurrerit ——。　クネル版では incurrerit (*mod. conj., pf.*) の代わりに incurrit (*mod. indic., pf.*)（第二類）。

八(1)　「ギーソーという名の、彼の罪深く邪（よこしま）なる妻」 coiunx feralis ex noxia, nomine Giso ——。　ルギー王妃、ギソーはゴート族の王家（Amali）の出か（ウィディメルの娘、テオデリヒ王の従姉妹?）。彼女についてほかにエウギッピウスは「残酷で信仰うすき」 crudelis et impia（八(4)）とか、「残虐な女性」 saeva（八(5)）とか、「極めて残酷な」 crudelissima（四〇(1)）とか、「罪深き」 noxia（四四(4)）とか言っているのは、彼の反アリウス主義とゲルマン人への偏見をよくあらわしている（R. Bratož, *a. a. O.* 11, Anm. 32）。

八(1)　「いつも…… 慈悲深い救済行為から遠ざけていた」 semper a clementiae remediis retrahebat ——。　クネル版では retrahebat の代わりに revocabat（第二類。「呼び戻してばかりいた」）。

八(1)　「何人かのカトリック教徒に洗礼を受け直させようとさえしたのである」 etiam rebaptizare quosdam est conata

catholicos ——。　クネル版では quosdam … catholicos の代わりに quondam … catholicos（第二類。「かつてカトリック教徒たちに」）。「洗礼を受け直させる」とは、カトリックになったものを再びアリウス派へ転向させること（アリウス派はカトリックの洗礼を有効とは認めない）。尚、この記事からルギー族の一部がカトリックであったことが分かるが、続く「（彼女の）夫が聖セウェリーヌスに対する畏敬の故に……」、及び、本文、三一、の記述、特に「恩寵についてもう一度考えてみなさい。神の慈悲を思い出しなさい」（同(3)）、などから、王妃の夫、フェレテウス王は父のフラキテウス王と異なり（五(2)、参照）、カトリック教徒であったと思われる。

八(2)　「王妃は……、ドナウ河を越えて彼らの何人かを連れて来ることをすら命じた」——。　ファウィアーニスの対岸にルギー王の宮廷があったことが分かる。三(1)（「ファウィアーニス」）、註、参照。

八(2)　「すぐ隣の村」——。　当時の集落の形態は城壁で固められた「都市」*oppidum* または「城市」*castellum* が普通で、城壁のない「村落」*vicus* はただ一カ所ここにだけでている（F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 63）。都市・城市はほかに *urbs*、*municipium*、*civitas* とよばれる（一七(1)、註、参照）。自治を欠き、正式の公職者のいない、非都市的な集落と「自治都市」*municipium* との中間には *praefectura*、*forum*、*conciliabulum* 等と呼称される集落があった。また *locus* はすべての種類の集落に用いられた。村落がどの都市の市域内にあったを示す場合には、たとえば「オルレアン Orléans 市のコロムナ村で」（Gregor. Tur. *Hist. Franc.* III 6: apud Colomnam Aurilianinsim urbis vicum）とか、或るいは「ヴィエンヌ Vienne 市のヴェズロンス Vézeronce 村で」（*ebd.*: apud Visorontiam locum urbis Viennensis）とかの表現が用いられた。

八(2)　「神の下僕よ」serve dei ——。　ギーソーはこの呼びかけを軽蔑的な意味で用いている。王妃は聖人の神への無条件の奉仕の中に奴隷の姿勢を見たのであって（ほかに八(4)、四〇(3)でも同様）、それは自身の利己的な行為とは対照的であるが、彼女は聖人の献身的な態度を貴いものとせず、卑屈な振舞いだとして軽侮したのである（H. Baldermann, *a. a. O.* 164）。

八(2)　「おまえの僧庵に」in tua cellula ——。　僧庵と訳したが僧院（修道院）の可能性もある。四(6)、註、参照。

八(2)　「我々の奴隷について」de servis nostris ——。「奴隷」servus についての言及は、「奴隷奉公」ministerii servitus（八(2)）、「奴隷として仕える者たち」servientes（八(5)）、「奴隷の身分」servitus（八(5)）、「スティリコの奴隷」servus Stiliconis（三六(2)）などほかにもあるが、全体としてみれば多い数ではない。奴隷労働が重きをなした時代は過去となっていた、ということであり、特にドナウ地方では、農民の経営が非自由労働に依存する程度は大きくはなかった（一四(3)、註、参照）。ノリクムの奴隷についてはほかにも史料に言及があり、文献ばかりでなく（若きアントーニウス（聖人）に随伴してイタリアに赴いた「奴隷たち」famuli [Ennodius, *Vita s. Ant.* 15]）、碑文にも散見する（Simplex et famuli eorum Simplicius et Maximinus (*AIJ* 66) ; Optati(a)nus e[t] Aurelia cum famulis suis Optatino et Desiderio [*AIJ* 67]）。その場合に用いられている famulus という語は四世紀以来、奴隷を意味するようになっていた（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 37, Anm. 148）。聖セウェリーヌス自身も「神の下僕」servus dei、あるいは「神の奴僕」famulus dei と呼ばれている。

八(3)　「やり遂りげることになるであろう」compelletur explere ——。ザウッペ版では compelletur (*fut.*) ではなく、compellitur (*praes.*)。

八(3)　「というのも、（次のようなことがあったからである）」——。ゲルマン伝説、「鍛冶屋ヴィーラント Wieland の話」に類似の内容がみられる。不思議な技能をもった職人が王の捕虜となり、王は彼が逃げないようにその足を切断したところ、その復讐にヴィーラントは王の子供たちを自分の住居へ誘い、彼らを殺して、自分は秘密につくっておいた羽で飛んで逃げる、という話（T. Sommerlad, Die Lebensbeschreibung Severins als kulturgeschichtliche Quelle, *Wirtschaftsgeschichtliche Untersuchungen*, Heft 2, 1903, 19 が内容の類似をはじめて指摘。筆者未見。L. Bieler, *op. cit.* 66, n. 11 による）。実際の関連は、しかし、L. Bieler のいう通り、単なる可能性にすぎない。

八(3)　「王の装飾品を作るために、バルバリーの金細工師たち何人かを」quosdam aurifices barbaros pro fabricandis regalibus ornamentis ——。金の装飾品は王権の象徴であり、その仕事場での製造は王の独占事業であった（「王の装飾

品」については、Gregor. Tur. *Hist. Franc.* II 9: Iovinum adsumpsisse ornatus regius［ヨウィーヌスが王の飾りを着けた……］、参照）。ルギー戦争（四八七年）で勝ったオドゥァーカルが戦利品の一部を東帝国のゼーノーン帝に送った、と伝わるが（Johannes Antiochenus, *frg.* 214, 7）、その中には彼ら金工の製作に成る王の財宝が含まれていたであろう（R. Bratož, *a. a. O.* 39, Anm. 159）。このような財宝は混乱期に隠匿され、数世紀を経て発見・発堀される例がよくある。尚、「領外民の金細工師」をケルト（ローマ人に征服されたノリクムの住民）だとする説もあるが誤りである。ルギー王の宮殿はノリクムの外にあり、ゲルマン人の間でも多くのすぐれた工人がいた（H. Baldermann, *a. a. O.* 171）。

八(3)　「フレデリクスという名の、前述したフェレテウス王のまだごく幼い息子が」――。　フレデリクス Fredericus はのち叔父のフェルデルクス Ferderuchus（四八二年没）の殺害者として登場（四四(3)）。その後、彼はオドゥァーカルに戦いを挑んで敗れ（四八八年）、東ゴート王、テオデリヒに助けを求める（四四(4)）。

八(3)　「自分たちには生きる希望は何もないのだから」quippe cum sibi nullam spem vitae promitterent（第二類）――。　ザウッペ版、モムゼン版、ベッカー版には vitae はない（第一類）。L. Bieler もここではモムゼン版から離れ、第二類に従って（vitae を入れて）訳す（cf. 12, 6: qua viveret）。

八(4)　「主の下僕」servus domini ――。　この呼称はここで一回だけ（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 79）。

八(4)　「犯した罪はおまえの神によって、これほど、これほどひどく罰せられるのか」sic, sic a deo tuo inlatae vindicantur iniuriae!（第二類）――。　ザウッペ版版では sic は一度だけで（第一類。モムゼン版、ベッカー版でも）、vindicantur は vindicabuntur（L）。L. Bieler は第二類を採り、二度に訳している。

八(4)　「赦しを請うために」veniem petitura ――。　クネル版では veniam poscens（第二類。「赦しを求めて」）。

八(5)　「キリストの下僕」Christi servus ――。　この呼称は本文で三度用いられている（F. Lotter, *a. a. O.* 79）。

八(5)　「（創造主は）祈願（の成就）を求める者がいても、それを（すぐに聞き入れないで）、時おり引き延ばしておくことがあ

るが」――。　しかし、主は最終的には人々の祈願を成就してくださる、ということ。「ルカによる福音書」一一(9)-(10)、参照（「そこで私はあなたがたに言う。求めよ、そうすれば、与えられるであろう。捜せ、そうすれば、見いだすであろう。門をたたけ、そうすれば、あけてもらえるであろう。すべて求める者は得、捜す者は見いだし、門をたたく者はあけてもらえるからである」――cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 336）。

八(5)　「小さなものが求められているのに」dum minora petitur ――。　ベッカー版では … petuntur。

八(5)　「信仰や希望や慈愛」――。　この主要な三徳の列挙にはパウロの思想の影響がある（M. van Uytfanghe, *op. cit.* 336）。「コリント人への手紙　第一」一三(13)、参照（「このように、いつまでも存続するものは、信仰と希望と愛と、この三つである。……」）。

九（章題）　「神の人の驚くべき啓示によって示された」mirifica viri dei revelatione monstrato ――。　クネル版では mira viro dei revelatione monstrato（「神の人への不思議な啓示によって示された」）。尚、第二類写本の一部（NT）に、revelatione（「啓示によって」）の代わりに relatione（「話によって」）とあるが、クネルはここでは第一類に従っている。

九(1)　「予言（の能力）という恩寵」gratia prophetiae ――。　予言は『聖セウェリーヌス伝』の中にみえる主要な記述類型（トポス）の一つである。聖人は予言者（vir propheticus）で（二五(3)）、彼の中には予言の恩寵が働いていた（三〇(5)）。旧約での予言者の活動や新約でのイエスの予言がこの種のモティーフを養ってきたことは、聖者伝叙述一般についていえることである。尚、アタナーシウス Athanasius の『聖アントーニウス伝』*Vita s. Antonii* 以来、禁欲苦行者は予言の能力を有するものと考えられていた（M. van Uytfanghe, *op. cit.* 339）。

九(1)　「捕虜を請け戻すこと」――。　捕虜の請け戻しと世話とは、貧者の救済と並んで、聖人の主な活動の一つである。それは慈悲の行為であり、この時期の教会の大きな任務の一つでもあった（「マタイによる福音書」二五(37)以下、参照――「そのとき、正しい者たちは答えて言うであろう、『主よ、いつ、私たちは、あなたが空腹であるのを見て食物をめぐみ、かわいているのを見て飲ませましたか。いつあなたが旅人であるのを見て宿を貸し、裸なのを見て着せましたか。また、いつあなたが病気をし、獄にいるのを見て、あなたの所に参りましたか』」）。

聖アムブローシウスもこの仕事へキリスト教徒の関心を向けている（*De officiis* II 15, 70 f.; 28, 136）。キリストも捕虜の解放を彼の使命の一つと見ていた（「ルカによる福音書」四(17)-(18)、参照――「すると予言者イザヤの書が手渡されたので、その書を開いて、こう書いてある所（六一(1)）を出させた、『主の御霊がわたしに宿っている。貧しい人々に福音を宣べ伝えさせるために、私を聖別して下さったからである。主は私をつかわして、囚人が解放され、盲人の目が開かれることを告げ知らせ、打ちひしがれている者に自由を得させ……』）。旧約にも捕虜への言及が多いが、それはユダヤ人のバビロン捕囚およびエジプトでの奴隷状態の記憶と重なるからである（M. van Uytfanghe, *op. cit.* 335 f.）。

九(1)　「バルバリーの市場」――。　六(4)、註、参照。

九(1)　「身なりを」vestis habitum（第二類）――。　ザウッペ版、及びベッカー版では vestis habitus（第一類）。

九(2)　「聖殉教者たちの聖遺物」――。　聖遺物の崇拝は四世紀末以来、東方で盛んになり、やがて皇帝は殉教者の聖遺物を移動したり、商いの対象にしたりすることを禁じたが（*Cod. Theod.* IX 17, 7 [a. 386] : nemo martyrem distrahat, nemo mercetur）、効果なく、その崇拝はすぐに西方にまでひろがった（R. Noll, *Eugippius*, 127）。殉教者の崇拝と祭壇が深く結びつくのも四世紀以降である。墓地の建物では聖人の墓のすぐ前、又は上に祭壇が置かれた――最古の例はサローナ Salona にある聖アナスターシウス Anastasius の墓所（三〇四年）――。教会の祭壇も殉教者の聖遺物とますます密接に関係づけられ、西方ではミサ聖祭を献げるのは、殉教者の聖遺物を収めた祭壇の上ででなければならないこととなった。また、聖遺物は一カ所へではなく、いくつもの場所へ分けて移され、その聖者を記念する祭壇が各所につくられる――東方では既に四世紀前半のコンスタンティーヌス大帝の下で聖者の肢体の各部が聖遺物として切り離された――（J. P. Kirsch, *RAC* I, 1950, s. v. Altar, 343 ff.）。因みに、最初の殉教者、ステファーヌス Stephanus の聖遺物はメッツ Metz 市（のちフランク王国、アウストリア Austria 地方の中心）にあり、フン王アッティラの侵入で同市が荒廃した時も、その礼拝堂の焼き払われるのを防いだ、と信じられている（Gregor. Tur. *Hist. Franc.* II 6:「賤しい私の（身体の）遺物」parvitatis meae pignera）。尚、セウェリーヌスの信仰集団でも聖遺物崇拝が滲透していたことは、

聖人の遺体が弟子たちによってイタリアへ運ばれた事実そのものが教えている。下って一〇世紀はじめに聖セウェリーヌスの遺体がナポリへ移された時、ヨハンネス・ディアコーヌス Johannes Diaconus によれば、洗礼者ヨハネ、及びゲルウァーシウス、プロターシウス両殉教者の聖遺物も運び出された、という。ノリクム明渡しの時、聖人の遺体だけでなく、他の人々の聖遺物も一緒にイタリアへ運ばれたのであろう（R. Zinnhobler / E. Widder, *a. a. O.* 46）。

九(3)　「神のひとの使者は（再び）彼の面前にあらわれた」――。　ザウッペ版、クネル版では写本Mにより、そのあと re-liquiasque sanctorum ab eo suscipiens viro dei detulit（「彼から聖者たちの遺物を受け取って、神の人のところへ持って行った」）と続く（それ故、「彼の面前に」の彼はクネル版では聖遺物の持参者のこととなる）。

九(3)　「聖殉教者、ゲルウァーシウスとプロターシウスの聖遺物」――。　ゲルウァーシウス Gervasius とプロターシウス Protasius は二世紀に殉教したといわれる二聖人。遺骨は三八六年にミラノで堀りおこされ（殉教者の最初の「発見」*inventio*）、アムブローシウスによって、彼が建てた「聖堂」*basilica* ――今日のサン・アムブロージオ San Ambrosio 教会――に移され、ミラノの守護聖人として崇められる（R. Noll, *a. a. O.* 126）。ここでの、殉教者たちの聖遺物の話はかたちをかえて二二、二三の両章に伝わっている――二三（章題）、註、参照――。

九(3)　「聖堂（バシリカ）」――。　次章（一〇(1)）に basilica monasterii とある通り、修道院聖堂である。

九(3)　「司祭たちの勤めのために安置した」collocavit officio sacerdotum ――。　ザウッペ版では collocavit et sacravit officio sacerdotum（「司祭たちの勤めのために安置し、聖別した」）。R. Noll 訳では「司祭たちの同席の下に安置した」（*a. a. O.* 73）、とあるが、誤りである。司教がミサを執り行う時の祭壇の下に、聖人が聖遺物を安置したということでなければならない（L. Bieler, *op. cit.* 40, n. 13）。迫害時代にはカタコンベでの殉教者の墓でミサが行われ、その後、殉教者の聖遺物はカタコンベから新しく建てられた教会に移されたが、殉教者の墓でミサを行う慣習を継続するため、四世紀以降も聖遺物が収集され、燭台を置く石板の下に安置された（P. Becker, *a. a. O.* 23）。

九(3)　「この場所に彼は大勢の殉教者の聖遺物箱を集めたが」――。「聖遺物箱」sanctuarium とは聖遺物（*reliquiae*）を入れる容器（*loculus reliquiarum*）のこと。内陸ノリクムのカンツィアベルク der Kanziaberg bei Mallestig で黄・白の大理石でできた、小箱の形の骨壺が出土している。ゆるい傾斜の両切妻屋根をかたどった蓋がついていて（三五ｃｍ×二三・五ｃｍ。高さは屋根を入れて三一・五ｃｍ）、この中へ本来の聖遺物箱が入る。後者は一六・六ｃｍ×七・八ｃｍ（高さは五・七ｃｍ）の象牙の箱。象牙の板一つ一つを青銅の留め金と青銅のリベットで固定してある（R. Noll, *Frühes Christentum in Österreich von den Anfängen bis um 600 n. Chr.*, 1954, 104）。

九(3)　「神聖さの名をかりて忍び寄るのだ」subrepere sub nomine sanctitatis ――。クネル版では subrepere（「忍び寄る」ではなく、subripere（「盗み取る」）。

九(4)　「司教職という名誉ある地位に就くことを要求されたが、（それを断るのに）いつもの決まりきった返辞で」――。マルティーヌスがトゥール Tours の司教に就任したのも人々に強く要請された結果である（Sulp. Sev. *Vita s. Mart.* IX 1 sqq.）。修道士が教会の聖職への就任を躊躇したのは、彼らがその中に修道士としての意図を危くするものを認めたからで、ここに、特に五世紀に於ける教会と修道院の間の強い緊張関係が見られる（F. Lotter, *a. a. O.* 81）。エウギッピウスの叙述でも隠棲（9, 4 : solitudo）と修道院生活と俗界（九(4)「華美なる世俗の誘惑」）の三つが区別されていて、教会の聖職でさえ第三の俗界に属する。隠修士のセウェリーヌスも、信者の殺到で隠棲を乱されたり、属州民への指図を求められたりするが、聖人は神の指示に基づく緊急の救助者としてのみ俗界との交渉を持ちたいと思う（H. Dickerhof, *a. a. O.* 11）。

九(4)　「熱望していた隠棲をあきらめ……」――。四(7)、註、参照。

九(4)　「どっと押し寄せる群衆の中に」turbis tribulantium frequentibus ――。R. Noll 訳では turbo（「群れ」）を「混乱」、tribulo（「圧迫する」）を「騒擾をひきおこす」、の意に解し、「暴徒の（ひきおこす）度々の混乱の中に」。

九(4)　「修道士たちに規範を与えようとして」daturus ... monachis forman――。共住生活を営む修道士集団にとっては

修道院長自身が生きた「規範」である。聖人もそのときどきに自ら「礎となるべき言葉」aedificationis alloquium（四三⑧）を語り、また「先人たちの模範」exempla maiorum（四三⑵）を想起させる（cf. A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 104）。いずれにせよ九(4)の記述は聖人による修道院建設のさいの根本理念を伝えて重要である。尚、一説では、修道院長の地位が、彼のことわった司教の地位に対するもう一つの選択肢であった、という（vgl. H. Dickerhof, *a. a. O.* 10 f. ――但し、Dickerhof は九(4)の記事をファウィアーニスの修道院の建設について述べたものとするが、ここでは採らない）。

九(4)　「神聖な生活の教え」sanctae conversionis instructio ――。　「生活」conversatio とは修道士の生き方、即ち、キリスト教徒としての完全さを目ざす努力のこと。四三⑵で「教え」と訳した instructio はほんらい軍隊で兵士を整列させることを意味する（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 105）。

九(4)　「至福なる父たちの足跡」beatorum patrum vestigia――。　東方の修道制の指導者たちの範例のこと（R. Zinnhobler / E. Widder, *a. a. O.* 42）。修道士は息子たちであり、その指導者は父である（一〇⑴、一二六⑵、四三⑴、同⑶）。

九(4)　「両親や俗世を捨てた者」――。　セウェリーヌスは、修道士であることの本質、即ち清く正しい信心（*religio*）の内容として、愛（*caritas*）と共に、「現世の放棄」*renunctatio saeculi* を強調する（ほかに四三⑶）。「ヤコブの手紙」一⑵、参照（「父なる神のみまえに清く汚れのない信心とは、困っている孤児や、やもめを見舞い、自らは世の汚れに染まずに、身を清く保つことにほかならない」――cf. A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 104）。

九(4)　「ふり返り、再びそれに目を向けて」retrorsum respiciendo ――。　クネル版では retrorsum aspiciendo（第二類）。内容（「ロトの妻の恐ろしい例」）については聖書の次の個所を参照。「創世記」一九(26)（「ロトのうしろにいた彼の妻は、振り返ったので、塩の柱になってしまった」）、及び「ルカによる福音書」一七(31)-(32)（「その日には、屋上にいる者は、自分の持ち物が家の中にあっても、取りにおりるな。畑にいる者も同じようにあとへもどるな。ロトの妻のことを思い出しなさい」）。

九(5)　「神の恩寵によって涙の泉で消される」――。　恩寵としての落涙、或るいは悔悛に裏打ちされた落涙を修道士たち

は尊重した。ヒェロニムスによれば、聖職者の課題が説教であるに対して、修道士のそれは落涙（R. Noll, *a. a. O.* 127）。一一(3)、一四(2)、同(3)、参照。

一〇（章題）「守門」ostiarius ——。教会の扉の開閉のほか、鈴や釣鐘を鳴らす役。聖職の品級では下級四段（その中でも最下位）に属する。尚、ここでは守門とあるが、本文では聖堂の番人とあり、L. Bieler（*op. cit.* 51, n. 11）はこれをもって章題に別人の手が加わっていることの証拠とする（E(11)、註、参照）。

一〇(1)「修道院聖堂の番人」basilicae ... aedituus ——。具体的には章題にある通り、「守門」ostiarius のことである（同、註、参照）。

一〇(1)「バルバリーの手から請け戻したことがあった」redemerat de manibus barbarorum ——。「詩篇」七八(42)（「彼らは……、神が彼らをあだからあがなわれた日をも思い出さなかった」non sunt recordati ... die qua redemit nos de manu tribulantis）、及び「ソロモンの知恵」二(18)（「……その敵の手から彼を救うだろう」liberabit eum de manibus contrariorum）、参照（M. van Uytfanghe, *op. cit.* 336）。

一〇(1)「おまえはふりかかる危険を免れないであろう」imminenti periculo non carebis ——。第一類による。クネル版は第二類に依り ab imminenti periculo non cavebis（「おまえはふりかかる危険を用心しないであろう」）。

一〇(1)「偉大なる父の命令に背き」contra praeceptum tanti patris ——。修道士仲間はお互いに「兄弟」frater であり（三六(4)、三七(1)、その他。尚、四〇(6)、註、参照）、彼らの指導者に当る聖人は「父」pater である。四〇(6)には「いと聖なる父」pater sanctissimus とある。また「父の命令」は二六(2)、四六(1)では paterna iussio とある。

一〇(2)「僧庵の中で」in cellula ——。cellula を僧庵と訳したが、僧院（修道院）の可能性もある。四(6)、註、参照。

一〇(2)「ヒステル河に沿って進み」Histri fluenta praetermeans ——。ヒステル（Hister; *gr.* Ἴστρος）河とはドナウのこと（ザウッペ版では Ister）。上・中流はケルト語起源のダーヌウィウス Danuvius で、下流はトラキア語起源の Hister で呼ばれ、それぞれ両民族の居住地に対応している。praetermeo は「(河に)沿って進む」であるが、実際は「(河を)渡っ

た」ということ（L. Bieler, *op. cit.* 69, n. 14）。

一〇(2)　「人々がスカマーラと呼んでいた盗賊たち」latrones, quos vulgus scamaras appellabat ——。スカマーラ（scamara; *pl.* scamarae）は種族名ではなく、盗賊たちにつけられた渾名かと思われる（R. Noll, *a. a. O.* 128）。ザウッペ版では scamera。ギリシア語が語源のこの呼び名は全ドナウ地方、そしてイタリアでも用いられた。五-八世紀に、ドナウ地方の、当時まだローマないしビザンツの軍隊が抑えていた地域と、既にバルバリーの占領した地域との中間の緩衝地帯に出没し、その中には、財産を失った旧属州民も一部含まれていたと考えられる（F. Lotter, *a. a. O.* 267 f.）。尚、カロリンガー時代にはこの語にスパイの意が加わる（P. Becker, *a. a. O.* 25）。一方、東方ではスカマーラの首領としてクリスティーノス Christinos の名が伝わっている（彼はローマ化した帝国所属民の一人で、背教者となった）——（F. Lotter, *HZ* 212, 311）。

一一（章題）「ククゥルリスという城市（まち）で」in castello Cucullis ——。ククゥルリスはザルツブルク近郊のクフル Kuchl（ザルツァッハ Salzach 川畔）。castellum Cucullis はクフル市の背後の丘陵（ゲオルゲンベルク Georgenberg）の城塞化した都市。castellum は locus や oppidum と同義に用いられているが、ククリスはいつも castellum とよばれて（一一（章題）、同(2)、一二（章題）、同(1)、同(5)）、oppidum とは呼ばれていない（『ポイティンゲル図』では Cucule とある。vgl. F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 57.）。この城市を古代末期のローマーニーは避難の場所として利用していた（R. Noll, *a. a. O.* 128）。クフルの今日の教区教会が一三世紀に建てられた時、その場所はそれまで住まわれていない土地であった。おそらくゲオルゲンベルクから下りてきた人々が、そこに集落を移し、その際、ククゥルリスという地名も一緒にそこへもってきたのであろう（H. Ubl, Die archäol. Erforschung, in: *Severin* (Ausstellungkatalog), 85）。本文中の教会の位置は不明であるが、R. Noll は、聖ゲオルク St. Georg 教会の場所にあったであろう、と推定（*Frühes Christentum*, 88 f.）。

一一（章題）「始めのうち隠れていた」qui se primitus occulerant ——。クネル版では occulerant は occulverant（F）。

一一(2)　「偉大なる奇蹟」——。これと同内容の奇蹟が第一三章にある。第二部、第一章、(三)、参照。

一一(2)　マルキアーヌス――。三七(1)、四六(1)にも登場。セウェリーヌスの率いた修道士共同体のイタリアでの指導者で、その点ではエウギッピウスの直接の先任者（R. Noll, *Eugippius*, 126）。

一一(2)　「長老」presbyter――。三七(1)、四六(1)（共にマルキアーヌス）、四四(5)、四五(2)（共にルキッルス）でと同様、司祭ではなく、長老（πρεσβύτερος = *senior*）という原義で用いられていて、且つ修道院長を指している（一(2)、註、参照）。但し、長老は一人ではなく（四三(9)）、それ故、長老であっても、修道院長でない場合もある（四一(1)、同(2)）。

一一(2)　「同じ場所の一市民」civis eiusdem loci――。ここでは locus は「城市」castellum（一一(1)、同(2)）や「都市」oppidum（一一(1)）と同じ意味で用いられている。ほかでも、大きな都市（ラウリアークム、三〇(2)）も、小さな城市（ヨウィアークム〔一四(1)〕、及び、ボイオトロー〔一二(1)、三六(1)〕）も locus と呼ばれている（F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 58）。これらの用語とは対照的に、同じく都市を意味しても、urbs という語がラウリアークム市のみを指して用いられているのは（三〇(4)、三一(2)）、それが河岸ノリクムの首都であった故であろう（L. Bieler, *op. cit.* 19, n. 21）。

一一(2)　「或る場所で」in quodam loco――。章題にある通り、不特定の或る場所ではなく、ククッルリス市のこと。

一一(2)　「忌むべき供犠」nefandum sacrificium――。偶像崇拝を伴う、異教の供犠のこと。すぐ続く「瀆聖行為」sacrilegium も同じこと。F. Lotter はキリスト教徒による瀆神の不敬行為とみるが（*HZ* 212, 272）、ここでは採らない。

一一(2)　「三日間の断食」ieiunium triduanum――。一二(1)、一五(2)にも。

一一(2)　「蠟燭を持ってくるよう命じた」cereos afferri praecepit――。クネル版では afferri（第一類およびM）ではなく、afferre（TNA）。

一一(3)　「いつも通り詩篇の朗唱」――。一二(3)に「いつも通り順番に詩篇を朗唱」とある。詩篇は初期の教会生活で応答唱歌のかたちでよく歌われた。本文ではほかに一六(1)、三〇(3)、三九(1)、四三(8)、四四(5)にも。既にヒエロニムスも修道士や修道尼に聖書の学習と共に、詩篇の暗記を勧めているが、セウェリーヌスの時代には夕方のミサの前に詩篇を朗

唱する習慣が確立していた。それは、そのあと聖体拝受のとり行われる場合だけでなく、それ以外の時でも同じ（R. Noll, *a. a.* O. 129; L. Bieler, *op. cit.* 41）。

一一(3)　「供犠（ミサ）の時間になると、……司祭や助祭たちに対して、……促した」ad horam sacrificii presbyteros et diaconos ... hortatus est ——。　司祭については、一(1)、註、参照。助祭は勤行や貧者の世話のさい、司祭の助手をつとめ、司教の監督の下に教会財産を管理した（R. Noll, *a. a.* O. 129）。聖職の七段の品級のうち、下から六段目（「副助祭」*subdiaconus* の上、「司祭」*presbyter* の下）。助祭職の淵源については「使徒行伝」六(1)-(5)、参照——「そのころ、弟子の数がふえてくるにつれて、ギリシア語を使うユダヤ人たちから、ヘブル語を使うユダヤ人たちに対して、自分たちのやもめらが日々の配給で、おろそかにされがちだと、苦情を申し立てた。そこで、十二使徒は弟子全体を集めて言った、『わたしたちが神の言をさしおいて、食卓のことに携わるのはおもしろくない。そこで兄弟たちよ、あなたがたの中から、御霊と知恵とに満ちた、評判のよい人たち七人を捜し出してほしい。その人たちにこの仕事をまかせ、わたしたちは、もっぱら祈りと御言のご用に当ることにしよう』。この提案は会衆一同の賛成するところとなった」——。聖職者の位階秩序が整いつつあり、また「供犠（ミサ）の時間に」とあるように、勤行の日課も定まっていた様子が窺われる。

一一(3)　「心をこめて」tota cordis alacritate ——。　ザウッペ版では tota cordis claritate（「全く清浄な心で」）（L）。

一一(3)　「跪いて」fixis genibus ——。　ザウッペ版では「大地に（humi）跪いて」、ベッカー版では flexis genibus（「膝を曲げて」）。

一一(4)　「謝罪して」satisfactionibus ——。　ザウッペ版では suis actionibus（「彼らの行為によって」）とあり、クネル版では satactionibus（「困惑して」。C. Rodenberg 訳はこれに従う）、モムゼン版、ベッカー版では sat actionibus（「行為によって十分に」、K. Kramert / E. K. Winter 訳、M. Schuster 訳はこれに従う）とある。L. Bieler 訳は独自に satis factionibus（「（赦しを乞う）試みによって十分に」）。

一一(章題)　「追い出されたか」depulsae sint ——。　クネル版では depulsae sunt（第二類）。

一一(1)　「以前に……天の力で蠟燭に火がついた」――。　前出、一一(3)、参照。

一一(2)　「『……我に帰れ』と言い」――。　「ヨエル書」二(12)、参照――「しかし、今、――主の御告げ――、心を尽くし、断食と、涙と、嘆きとをもって、わたしに立ち帰れ」――。

一一(2)　「また少し後で」――。　「ヨエル書」二(15)、参照――「シオンでラッパを吹きならせ。断食を聖別し、聖会を召集し」――。

一一(2)　「仲間を呼び集め」vocate coetum――。　仲間と訳したが、coetus は具体的には弟子たちの集団、即ち、信者の共同体のこと（vgl. P. Beckr, *a. a. O.* 26: Gemeinde）。のちに「会衆」congregatio（四〇(6)、四六(1)）、「団体」societas（四〇(6)、四二(3)）とある。

一一(2)　「等々、と」et cetera, quae sequuntur――。　クネル版では sequuntur は secuntur（LMNT）。

一一(2)　「おまえたちは読んだことがないのか」non legistis？――。　教化のために過去の事象を現実化する時に用いられる語法で、聖書にもよくみられる。「マタイによる福音書」一二(1)-(6)、参照――「その頃、ある安息日に、イエスは麦畑の中を通られた。すると弟子たちは、空腹であったので、穂を摘んで食べはじめた。パリサイ人たちがこれを見て、イエスに言った、『ごらんなさい、あなたの弟子たちが、安息日にしてはならないことをしています』。そこでイエスは彼らに言われた、『あなたがたはダビデとその供の者たちとが飢えたとき、ダビデが何をしたか読んだことがないのか。すなわち、神の家にはいって、祭司たちのほか、自分も供の者たちも食べてはならぬ供へのパンを食べたのである。また安息日に宮仕えをしている祭司たちは安息日を破っても罪にならないことを律法で読んだことがないのか。あなたがたに言っておく。宮よりも大いなる者がここにいる」（圏点筆者）――（cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 327.）。

一一(2)　「おまえたちがいつも教えていることを」quae docetis――。　写本には docetis とあったのを、主語を預言者と解して、Hirschfeld は docet is に、ザウッペは docet に訂正し、ベッカー版も quae docet に vos propheta を補って訳せ（「(預言者がおまえたちに)教えていることを」）、というが、既にモムゼンはザウッペの訂正を、意味のとりちがえに基く誤りと解し、docetis に復している（vgl. E. Vetter, in: R. Noll, *a. a. O.* 28）。

一一(3)「順番に詩篇を朗唱」――。詩篇の朗唱については、一一(3)、註、参照。本文一二(4)には「聖体を拝受するために」とあるように、教会での祭式の秩序が整いつつあったことを示している。「順番に」in ordine suo とは二つのグループが交互に祈り歌うことで、既に交誦（*antiphona*）のかたちが生れていたことが分かる。(A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 110)。

一一(3)「口の利けない者までが」qui etiam voce non poterat（第二類）――。ザウッペ版では quae etiam voce non poterat（第一類。「口の利けない女までが」）。

一一(4)「自分の穀物畑を見ようと」propriae segetis invisendi causa ――。クネル版では invisendi ではなく invisendae。

一一(4)「聖体を拝受するために」communicaturus ――。この部分の記述は、一一(1)（「夕方の供犠（ミサ）の勤行」）、一一三(1)（「夕方に勤行」）、同(2)（「夕方の供犠（ミサ）」）のそれと共に当時の教会で夕方にもミサが執り行われていたことを示している (A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 109)。朝の聖体拝受に出席できなかったものは夕方のそれに参加したということ。一一(1)、註、参照。

一一(5)「蝗による被害をうけて根こそぎ食いちぎられており」locustarum pernicie funditus ... abrasum ――。ザウッペ版では locustarum sub pernicie、クネル版では abrasum ではなく abrosum（第二類およびG。「かじられており」）。

一一(5)「まるで定規で引いたように、わがままな人間の穀物畑がどこであるかを蝗の咬み痕が示していた」――。土地配分のさい、四角に区切って割り当てられた、ローマ的な農地区劃の痕を示している (vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 47)。

一一(6)「もし何らかの生きる希望が自分に残されているならば、自分は以後ほかのことでも命令に従うであろう」post se mandatis oboedire de cetero, si ulla sibi spes qua viveret remansisset ――。ザウッペ版では non posse se mandatis oboedire de cetero, si nulla sibi spes, qua viveret, remansisset（「もし、生きる希望が何一つ残されていない、ということであれば」〔註。作物がすべて蝗に食い尽されたことをいう〕、自分はほかの点でも命令に従うことはできない」）。クネル版では posse se ... remansisset？とある（第一類、及びT）。ベッカー版はクネル版に従い、de cetero を「将来」と訳せ、という（「もし……ならば、将来、命令に従うことができるであろうか？」）。

一一(7)　「謙譲と従順の模範」humilitatis et oboedientiae exempla ——。　教会が古代末期の国家の中に吸収されたあとは、修道制が原始キリスト教の現世拒否の伝統を受けつぐこととなり、特に謙譲の教えが人間の罪深さの自覚と結びついて修道士の生活を律した。高貴な出自を秘匿したり、日ごろから奴隷と同じ生活を送るなど、独修の禁欲苦行者は既に謙譲の行為に努めていたが、共住修道制に於いて一層厳密に維持され、修道院規則の中に定式化されるに到る。修道院での共住に於いて謙譲は上位の者に対する従順という形であらわされ（それは神に対する従順の写しとされた）、更にそこでは愛と謙譲が結びついて、隣人への献身が重視され、今や謙譲は「キリストの倣び」*imitatio Christi* と理解される。このような内容の謙譲は、人間が不幸や罪責などの咎の結果陥る「卑下」humiliatio とは別で、それとは区別された「従順」oboedientia が謙譲と並ぶ最高の徳とされる。かくしてベネディクトゥスの『修道院規則』*Regula* では「神への怖れ」timor Dei から「愛」caritas に到る、謙譲の十二段階が区別され、謙譲行為を全うすることが修道士生活の完成とされる（A. Dihle, *RAC* III, 1957, s. v. Demut, 165 ff）。

一三(章題)　「晩禱の勤めに」vespertinae laudis officio ——。　本文では vespertina sollemnitas（一三(1)）とも、sacrificium vespertini temporis（一三(2)）ともいわれている通り、単なる夕べの祈りではなく、夕方のミサの勤行（一一(1)、一一(3)、参照）のことである。

一三(1)　「ユーウァーオーと呼ばれる都市」——。　ユーウァーオー Iuvao のほかにユーウァーウィー Iuvavi とも。古くはユーウァーヴム Iuvavum。今日のザルツブルク Salzburg。その名称はユーアーロー Iuaro（ザルツァッハ川）に関連している。既にクラウディウス Claudius 帝（四一－五四年）の下で自治都市（*municipium*）の地位を獲得。「広場」*forum* も「カピトル丘」*capitolium*（ユーピテル Jupiter、ユーノー Juno、ミネルウァ Minerva、三神の座）もあった筈であるが、その遺構はまだ発見されていない。古代末期に背後の岩丘、ノンベルク Nonnberg（中世の史料に castrum として登場）が要砦化。セウェリーヌスの時代にはこの市に修道院とそれに附属する聖堂（*basilica*）——次註、参照——、そして教区教会があった（R.

Noll, *Frühes Christentum*, 86)。

一三(1)　「聖堂」basilica ——。　教区教会（*ecclesia*: Gemeindekirche）に対する修道院教会（Klosterkirche）のこと（九(3)、註、参照）。エウギッピウスは両者を厳密に区別しているので（R. Noll, *Eugippius*, 129; F. Lotter, *a. a. O.* 180）、ユーヴァーオーには修道院があったことが分かる。

一三(1)　「〔火打ち金と火打ち石とを〕互いに打ち合わせたりして」alterutra [ferri ac petrae] conlisione ——。　E. Vetter／R. Noll 版では右のように ferri ac petrae（「打ち金と火打ち石とを」）をのちの書き込み（欄註）と考えられているが（L. Bieler 訳もそれに従う）、それ以前はザウッペ版も、モムゼン版も写本通りにエウギッピウスの手に成るとみていた——但し、第二類には ferri はない。クネル版ではMNにより alterutra hac petrae conlisione（「石を互いに打ち合わせて」）——。E. Vetter のいう通り、最初 sc(ilicet) petrae と書き込まれたあと、ac petrae と誤写され、その上に更に ferri が書き加えられたのであろう。事実、petra がここではラテン語ではなく、ロマンス語の意味（火打ち石）で用いられており、その上、勤行で鉄を用いてはならなかったきまりについての無知も暴露されている（E. Vetter, in: R. Noll, *a. a. O.* 35）。

一三(1)　「地面に跪いて」genibus humi fixis ——。　跪拝（*genuflexio*）の例は一一(3)、一六(4)にも。

一三(2)　「三人の霊に満ちた人々の」trium spiritalium virorum ——。　「霊に満ちた人々」spiritales viri とは修道士（*monachi*）のこと。エウギッピウスは手紙（E(8)）の中でも彼らと教会の聖職者（*sacerdotes*）とをはっきり区別している（R. Noll, *a. a. O.* 129）。セウェリーヌス自身も「霊に満ちた教師」doctor spiritalis（三九(1)）。ここでの三人の修道士はセウェリーヌスとは独立に行動していた。ほかにも教会の聖職者ではないが、「決意」propositum（＝誓願）を立てて霊的生活に入った修道者がいたと思われる（女性の例では「神に捧げられた娘」virgo consecrata がいる。一六(2)）。注目すべきは、彼ら独住修道士の中には教会の聖職に就く者もいたことであって——「霊的生活を送っている司祭」spiritalis vitae presbyter（一四(2)）のマクシミアーヌス Maximianus も、そして、おそらくシルウィーヌス Silvinus（一六(1)）もその一人——、このような人々の存在を前提にして、や

がて聖セウェリーヌスの活躍の結果、共住修道制がノリクムに根づくのである（H. Dickerhof, *a. a. O.* 18 f.）。

一三(2)　「この事実を、……秘密にしておくように、と（聖人は）望んだ」――。奇蹟の秘匿については、一六(6)、参照（司祭シルウィーヌスの蘇生について）。聖書の例では「マルコによる福音書」七(32)-(36)――「すると人々は耳がきこえず口のきけない人を、みもとに連れてきて、手を置いてやっていただきたいとお願いした。そこでイエスは彼ひとりを群衆の中から連れ出し、その両耳に指をさし入れ、それから、つばきでその舌を潤し、天を仰いでため息をつき、その人に『エパタ』と言われた。これは『開けよ』という意味である。すると彼の耳が開け、その舌のもつれもすぐ解けて、はっきりと話すようになった。イエスはこのことをだれにも言ってはならぬと、人々に口止めをされたが、口止めをすればするほど、かえって、ますます言いひろめた」――。ほかに、同一-四四（「ルカによる福音書」五-一四）、五-四三（「ルカによる福音書」八-五六）――vgl. R. Noll, *a. a. O.* 129 f.

一四(1)　「永い間病気に」diuturno langore――。第一類による。クネル版では diutino langore（第二類）。

一四(1)　「聖なる人の僧庵」cellula sancti viri――。この場合の cellula を僧院（修道院）とする説もあるが（一三(1)にユーウァーオーでの修道院聖堂への言及あり）、「聖なる人の」という限定があるので、聖人の僧庵であろう（F. Lotter, *a. a. O.* 180; H. Dickerhof, *a. a. O.* 18）。

一四(2)　「（女性）が生返る」reviviscit――。CGAMによる。クネル版では revivisset（LTNK(?)）。

一四(3)　「彼らに話しかけた」allocutus est eos――。ザウッペ版では allocutus est eos dicens:。

一四(3)　「健康を取り戻したこの女性」mulier ... sanitate recepta――。モムゼン版、ベッカー版では recepta の代わりに percepta（第一類。「回癒に気づいたこの女性」）。L. Bieler 訳もモムゼン版を訂正して recepta をよしとする（*op. cit.* 10, n. 38）。

一四(3)　「この地方の習慣に従って、自分の手で」――。エウギッピウスが執筆していた環境（南イタリアでのコローヌスによる耕作）と異なり、農民が自ら耕していた、ということ（F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 68; *HZ* 212, 309 f.）。異説としては、「自分の手で」を「農具を使わないで」の意にとったり（R. Noll, *a. a. O.* 130）、「この地方の習慣」を女性の労働のこととする考え（L.

Bieler, *op. cit.* 21）がある。

一五（章題）「それ以降、その印よりも上を水が越すことは決してなかった、ということ」quod signum numquam deinceps aqua penitus excedebat（第二類）――。ザウッペ版、モムゼン版、ベッカー版では quod signum deinceps aqua penitus non excedebat（第一類）。L. Bieler 訳もここではモムゼン版を離れ、第二類を採る（*op. cit.* n. 38）。

一五(1)「クイーンターニスと呼ばれる、第二ラェティア（属州）の一都市（ムーニキピウム）」Quintanis appellabatur secundarum municipium Raetiarum――。ディオクレティアーヌス帝の属州再編成については、三(3)、註、参照。ラェティアが二分され、西南部が第一ラェティア（下ラェティア R. inferior）、東北部が第二ラェティア（上ラェティア R. superior）となったが、後者は河岸ノリクムのすぐ西隣に当り、ドナウ河、イン Inn 川、イラー Iller 川にかこまれた地域である。クィーンターニスは今日の地名ではキュンツィンク Künzing。フラウィウス朝下の木と土で築かれたクイーンターナ Quintana 城塞には第三大隊トラキア兵団（cohors III Thracum civium Romanorum）が駐屯。一四〇年以後は第五大隊ブラカラ・アウグスタ Bracara Augusta 兵団に交代。そのころ新しい石造の城塞に建てかえられる。二四二／四四年にバルバリーの侵入で破壊され、そのあと（三世紀半ば）、旧城塞の北西に新しい城塞が造られて、そこにラェティア人の陣営を設置（*Not. Dign.* Occ. XXXV 23: praefectus alae primae Flaviae Raetorum, Quintanis）。いずれの城塞（*castellum*）も平地にあって、クィーンターニス市とは別であったが、そののち、最後の城塞の陣営あとに古代末期の集落（*vicus*）が移される。聖人の見た「城市」castellum（一六(1)）、「都市」oppidum（一七(1)）、ないし「自治都市」municipium（一五(1)）はこれである（*Handbuch der historischen Stätten Deutschlands*, Bd. 7, Bayern, 2. Aufl., 1974 s. v. Künzing ; H. Ubl, *a. a. O.* 82 f.）。

一五(1)「ブシンカという名の小さな川」parvus fluvius, cui Businca nomen est――。オーヘ Ohe 川か、或いはクュンツィンクバッハ Künzingbach か？（R. Noll, *a. a. O.* 130）。

一五(1)「この場所（まち）の住民」loci eius mansores――。クィーンターニス市は locus（場所・集落）とも、castellum、oppidum、

municipium ともいわれている（前々註、及び一七(1)、註、参照）。それぞれ元来の意義に関わりなく、同じ意味に用いられていて、自治と独立性を喪失した、古代末期の都市のあり方を窺わせる。ムーニキピウム（自治都市）というのも法制的な意味での用語ではない（F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 57）。

一五(1)　「市壁の外に木造の教会」――。L. Bieler は建築場所の不足のために市壁の外に建てられたというが（*op. cit.* 39）、一六(1)の遺体安置の記事からみて、この教会はクィーンターニスの墓地教会と考えられる（R. Noll, *a. a. O.* 130）。

一五(1)　「それは(川の上に)浮いたようにずっと張り出しており」quae pendula extensione porrecta ――。L. Bieler は、必ずしも川の上にということではなく、また、「船で(教会の)下へ行き」ipse subter navi descendens（一五(3)）というのも、教会の側廊の下へということであろう、というが（*op. cit.* 40, n. 10）、ここでは採らない。

一五(3)　「十字架の印」crucis signaculum ――。一五(4)には「聖なる磔刑の印」sancti patibuli signaculum とある。この記事は、災いを退ける、超自然的な十字架の力についての最初の記述である（R. Noll, *a. a. O.* 130）。

一五(4)　「教会のある場所よりも低い所に留まったので」ita spatiis ecclesiae erat inferius ――。ザウッペ版、ベッカー版では inferius の代わりに inferior。

一六(章題)　「死去した司祭、シルウィーヌスについて」de Silvino presbytero defuncto ――。シルウィーヌスはクィーンターニスの教会の「司祭」prerbyter であるが、同時に修道士（spiritales viri）の一人であったろう（H. Dickerhof, *a. a. O.* 18）。一三(2)、註、参照。

一六(1)　「教会の中に棺を置いて」――。一五(2)、註、参照。

一六(1)　「疲れはてた司祭たちや助祭たち全員に」――。「司祭たちや助祭たち」とは、シルウィーヌスの通夜に出席していた近隣の都市の聖職者たちのこと。クィーンターニス市の教会の司祭と助祭（それぞれ一名）と二人の門衛とはセウェリーヌスと共に、休まずに残っていた（一六(4)）（L. Bieler, *op. cit.* 41, n. 28）。「助祭」diaconus は司祭に次ぐ上級聖品、第二

段の聖職者で、司祭を助けて説教をしたり、聖体を取扱ったりすることができる。一一(3)、註、参照。

一六(2)　「守門」ostiarius ——。　一〇(章題)、註、参照。

一六(2)　「教会の柵」ecclesiae saepta ——。　祭壇のある内陣と信者席のある空間を区切る柵。

一六(2)　「主の啓示をうけて」domino sibi revelante ——。　ザヴッペ版では domino revelante。

一六(2)　「神に捧げられた一人の娘」virgo consecrata ——。　今日の意味での修道尼ではない。「キリストの花嫁」として純潔（処女）の誓いをし、その後の生を祈りに捧げる女性（R. Noll, *a. a. O.* 131）。四六(3)に「神の下婢」ancilla dei とある。三世紀以降、純潔性がキリスト教的禁欲の徳目となり、未婚のままの女性がマリアをモデルとして教会で神に仕えることとなる。これは修道制の拡大という趨勢と深くつながっていた。キリスト教徒の生活で結婚が原則的に認められているにもかかわらず、修道士の地位が信仰者の理想とされるに応じて、西方でも三、四世紀に教会内で純潔処女が尊重され、聖職者の貞潔（*coelibatus*）がますます要求されるようになったのである（P. Keseling, *RAC* I, 1950, s. v. Askese, 771 ff.）。尚、ノリクムのすぐ南に接するフリウリ Friuli 地方（オソッポ Osoppo 市）出土の碑文（五二四年）にも「神に捧げられた娘、コルムバ」Colu(m)ba virgo sacrata di（*CIL* V 1822）とある（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 29, Anm. 110）。

一六(3)　「おまえの居ることを知られずにおれるなどと思ったのか」tuam crediderās potuisse latere praesentiam? ——。クネル版では potuisse の代わりに posse（第二類）、ベッカー版では crediderās（*plqpf.*）ではなく、crediderīs（*mod. conj. pf.*）。

一六(5)　「沈黙させておく」——。　声をたてないことによって奇蹟の効果が増すと考えられていた。二八(4)に、沈黙を破ったことによって奇蹟の効果が減じた例がある（R. Noll, *a. a. O.* 131）。

一六(6)　「副助祭」subdiaconus ——。　初期教会で助祭の補助役として設けられたが、助祭と同じ責務を負い、のち司祭、助祭と共に「上級聖品」*ordo major* に数えられる。そして助祭、副助祭の仕事は更に分化して「侍祭」*acoluthi*、「守

門」 *ostiarii* が設けられた（K. Heussi, *Kompendium der Kirchengeschichte*, 13. Aufl., 1970, 80）。これら二者は「読師」 *lectores*、「祓魔師」 *exorcistae*（「悪魔つき」を祓う。三六(3)、参照）と共に「下級聖品」 *ordo minor* に数えられる。

一六(6)　「誰にも明かさないでしょう、と聖人に誓っていた」――。奇蹟の事実の秘匿については、一三(2)、註、参照。

一七(章題)　「十分の一税を送っていた」 decimas dirigebant ――。ザウッペ版では dirigebant decimas。

一七(1)　「都市また城市（まち）」 oppida vel castella ――。両語はほぼ同じ意味で用いられ、城壁で固められた都市を意味している。アストゥリス、バターウィス、コマーゲーニス、ファウィアーユス、ヨウィアーコ、ユーウァーオー、ラウリアークム、クィーンターニス、ティーブルニアなどが「都市」 oppidum とよばれている。一方、castellum は本来、城塞、或るいはそれを伴った集落をいい、「上流の都市」（二八(1)）がそうよばれる例が多いが、必ずしも丘上の要害集落を指すわけではない（vgl. F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 58）。この時期の都市民は或るいは城壁をかため、或るいは要砦（逃げ城）を築いて、外来の略奪者から自己を守った――本文では唯一カ所だけ村落（vicus）があがっているが（八(2)）、その住民はルギー王による奴隷労働の強制にさらされていた――。バルバリーの侵入が迫った時、都市の住民は生活物資をすべて城内にもち込み、城壁の外には一物も残さなかったが、それは攻略した敵が城壁のまわりに生えた雑草以外に何ものをも見出せないで、結局、退却を余儀なくされることを狙ってのことであった（三〇(1)、参照）。

oppidum や castellum のほかに、都市ないし城市につきエウギッピウスは civitas, municipium, urbs などの語をも用いている。L. Bieler（*op. cit.* 19, n. 21）によれば、エウギッピウスは oppidum（その居住者は「市民」 cives）を civitas（三(1)）、municipium（一五(1)）、urbs（三〇(4)）の意味で用い、castellum は軍隊駐屯地のそばに発達した集落（その居住者は「住民」 accolae）の意で用いた、というが、そのように厳密に区別できるものではない。既述の如く（一五(1)、註、参照）、castellum のクィーンターニス（一五(1)、一六(1)）は oppidum とも（二七(1)）、また municipium ともよばれており（一五(1)）、ククッリスは同じく castellum とよばれながら（一一(2)、一二(1)、一二(5)）、その住民は cives である（一一(2)）。

一七(1)　「殆んどすべての貧しい人たちが彼の努力で日々の糧を得ていた」paene omnes . . . pauperes ipsius industria pascerentur ——。聖人の「慈善（カリタース）」的活動を適確に言い表わした文言である（vgl. R. Noll, *a. a. O.* 20 f.）。いずれにせよ、上層の属州民（ローマーニー）でそのまま居残った者や、中堅の都市住民（*cives*）のほかに、広範な「貧しい人たち」pauperes のいたことが分かる。彼らは多くの場合（六(2)、一七(1)-(4)、一八(1)以下、二八(2)-(3)、二九(1)、四二(1)、四四(1)）、農耕住民とは区別されている（F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 70 ff.）。また、エウギッピウスのこの記述は、原始のキリスト教共同体での財の共有を想起させる。「使徒行伝」四(34)-(35)、参照——「彼らの中に貧しい者は一人もいなかった。地所や家屋を持っている人たちはそれを売り、売ったものの代金を持ってきて、使徒たちの足もとにおいた。そして、それぞれの必要に応じてだれにでも分け与えられた」——（M. van Uytfanghe, *a. a. O.* 331）。古代末期に司教がその市の住民の保護と救済に努めた例については、第二部、第四章、参照。

一七(1)　「[つまり、あらゆる富に満ち溢れている]」[vel abundare bonis omnibus] ——。ザウッペ版、クネル版、モムゼン版では削除記号はないが、P. von Winterfeld 以来、のちの書き込みと考えられている。L. Bieler 訳でも同様（cf. *op. cit.* 10, n. 38）。

一七(2)　「彼自身……弱ることは全くなかったが」cum ipse . . . minime frageretur ——。ザウッペ版では ipse なし。

一七(2)　「敬虔なる施与」pia largitio ——。この聖なる施与をディオクレティアーヌス帝期の中央集権化された、皇帝による財政運営（*sacra largitio*）、即ち後期ローマ帝政下の物納制（具体的には販売強制による兵士用被服の調達）に関連させる説もあるが（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 198）、誤りである（H. Dickerhof, *a. a. O.* 12）。世俗の機関によってではなく、教会を通じて人々に日々の糧を得させようとする活動（一七(1)）のこと。

一七(2)　「彼らの収獲の十分の一を……費していた」——。一七(4)に「あの十分の一税を支払うように」とある。エウギッピウスのこれらの記述は教会の十分の一税に関する最古の言及であり、それが教会で制度化される以前の例として注目される（R. Noll, *a. a. O.* 131）。十分の一税のモデルはオリエントに古くからある（次註、参照）。西方でカトリック教会は

五六七年（トゥール）及び五八五年（マコン Macon）の公会議いらい十分の一税を教会への義務として求めていたが（vgl. F. Prinz, Die bischöfl. Stadtherrschaft im Frankenreich vom 5. bis zum 7. Jahrh., *HZ* 217, 1973, 29. 尚、奴隷にもその義務が課されている）、フランク王国の小ピピンがその実施に努め、カルル大帝がそれを法的に認めて、正式のものとなった（K. Heussi, *a. a. O.* 116. 文献については R. Bratož, *a. a. O.* 38, Anm. 152 に詳しい）。聖人の時代には人々は収入の十分の一を貨幣、小麦、油、衣料のかたちで支払った（M. van Uytfanghe, *op. cit.* 331 f.）。

一七(2)　「その命令は、すべての人に律法からよく知られていたにも拘らず」quod mandatum licet cunctis ex lege notissimum ——。　モムゼン版には notissimum のあとに sit。律法とはモーゼのそれで、そこには既に十分の一税の原型が含まれている（R. Noll, *a. a. O.* 131）。「レビ記」二七(30)-(33)、参照（「地の十分の一は地の産物であれ、木の実であれ、すべて主のものであって、主に聖なる物である。もし人がその十分の一をあがなおうとする時は、それにその五分の一を加えなければならない。牛または羊の十分の一については、すべて牧者のつえの下を十番目に通るものは、主に聖なる物である。その良い悪いを問うてはならない。またそれを取り換えてはならない。もし取り換えたならば、それと、その取り換えたものとは、共に聖なる物となるであろう。それをあがなうことはできない」）。

一七(2)　「天使の口から出たものであるかのように」——。　修道士を天使になぞらえるのは必ずしも珍しいことではない（vgl. H. Dickerhof, *a. a. O.* 12, Anm. 37）。尚、「キリストの使者」という表現（三一(3)）、参照。

一七(3)　「貧しい人々が裸でいるということだけで」——。　「貧しい人々」pauperes については、一七(1)、註、参照。

一七(4)　「ノリクム」——。　内陸ノリクムを指す。三七(1)での用法と同じ。

一七(4)　「あの十分の一税を支払うように」——。　一七(2)、註、参照。

一七(4)　「人々が習慣に従って彼のところへ沢山の、供用の衣服を送ると」cum ad eum nonnullam erogandarum vestium copiam direxissent ——。　ザウッペ版では cum ad eum nonnulli ...（「多くの人々が彼のところへ……」）。

一七(4)　「ティーブルニア」Tiburnia ——。　クネル版では Tigurnia（第二類。二一(2)でも同様）。他の文献では Teurnia とも。

内陸ノリクムの中心都市（二二(1)に「ノリクムの首都」metropolis Norici とある）。クラウディテス帝下の建設になり、今日のザンクト・ペーター St. Peter im Holz an der Drau (*Oberkärnten*)。古代末期の「城市」*castellum* は丘上に位置し、その麓に墓地教会があった（一九一〇／一一年に R. Egger が発掘し、多数の備品やモザイク床が出土）。その本体（五世紀のもの）は一身廊であるが、その側面に小礼拝堂が加わり（五〇〇年ころ）、更にのち（六世紀はじめ）に、前室と側廊が加わる（H. Ubl, Frühchristliches Österreich, in: *Severin*, 306 f.）。本体の東半分は内陣（*presbyterium*）で、そこには大きな半円形の司祭席があり、その前には祭壇（その下に聖遺物を収める台）がある。小礼拝堂の床面にモザイクが施されており、内陸ノリクムの総督、ウルススが彼の妻、ウルシーナと共に誓願にもとづき製作させた旨の銘文がある—— Urs(u)s v(ir) s(pectabilis) cum coni(uge) s(u)a (U)rsina pro (v)oto sus(cepto) fecer(u)nt h(a)ec. (vgl. R. Noll, *Frühes Christentum*, 95 ff.)。一一(2)、註、参照。

一七(4)　「その後、まもなく」non multo post——。　クネル版では non multum post（第二類）。

一七(4)　「(彼らを)攻囲していたゴート族と何度もの戦いを交え」——。　ゴート族は本文、五(2)での聖人の予言通り、パンノニアから退くが（四七二年）、その一部はウィディメル Widimer の指揮下にケルンテンを越えて西へ移動し、ノリクムを通過する（ゴート族については、五(1)、註、参照）。ティーブルニア攻囲はこの時のゴート人の動きと連関して生じたもの（R. Noll, *Eugippius*, 132）。

一七(4)　「辛うじて相互に同盟条約を締結したが」vix inita foederis pactione——。　ザウッペ版、ベッカー版では vix initi foederis pactione。「ローマ領民」*Romani* と「領外民」*barbari* の間の同盟条約（*foedus*）については一(4)、註、参照。ローマ領内の都市住民はゴート人の占領解除を貢物支払いによって買い取り、聖人の指示で集められた貧者救済の織布もその支払いに当てられた（F. Lotter, *a. a. O.* 204）。

一八(1)　「ラウリアークム市」oppidum Lauriacum——。　今日のロルヒ Lorch（エンス Enns 川畔）。その地名は中世の Loriace, Laoriaha, Loracha, Larich を経て現在のそれに連結している。エンス川がドナウ河に注ぐ地点に近く、軍事的

にも、交通の上でも要衝の地であった。古く紀元一世紀はじめにはゲオルゲンベルク Georgenberg の傾斜面にケルト人の集落があり、次第に西方に拡大して、一世紀半ば以来ローマの補助軍の一部隊がその地に駐屯した。マルコマンニー Marcomanni 戦争の時、一時破壊されたが、一九〇年頃、ローマの軍団 (legio II Italica pia fidelis) が到来し、石造の陣営が設けられる。陣営の西に集落が発達し、カラカラ Catacalla 帝の下で自治都市となった。古代末期にはローマ艦隊の一部が停泊し (praefectus classis Lauriacensis が司令官。*Not. Dign.* Occ. XXXIV 43)、また補助軍も駐屯した (*CIL* III 5670 a : milites auxiliares Lauriacenses) ——G. Alföldy, *Noricum*, 1974, 166 f.; H. Ubl, Die atchäologische Erforschung, in : *Severin* (Ausstellungskatalog), 78 参照——。交通の上でも重要な地点で、アクィレイア Aquileia からドナウ河にまで達する所謂「ノリクムの帝国道路」の終点に位置する。

本文にもある通り、セウェリーヌス時代には城壁内は勿論、城壁に沿って外にも居住区があり (30, 1 : ut omnem pauperta-tis suae sufficientiam intra muros concluderent)、教会も二つ以上 (28, 1 : in una basilica)、而も、その一つは司教教会であった。また、この市は他の文献で locus (*Martyrologium Hieronymianum* : in Norico ripense, Loco Lauriaco) とも、castrum (*Passio Floriani* : castrum Lauriacense) ともよばれているが、本文では urbs (三〇(4)) や civitas (三〇(章題)、同(3)、(4)) という語も用いられている。L. Bieler は urbs を首都と考え (*op. cit.* 19, n. 21)、F. Lotter は司教都市の意と解しており (*Vortr. u. Forsch.* 25, 58)、共に傾聴すべき意見であるが、エウギッピウスの用語法からして必ずしもそうとはいえない憾みがある (たとえば、三(1)ではファウィアーニスが civitas と呼ばれている)。

右に述べた教会の一つが考古学的発掘 (一九三六年) により確認される。もとの軍団陣営の病院の一部に、既存の城壁を利用するかたちで四世紀末に建てられたもので (規模は一八・二m×七・三m)、後陣のない一身廊のつくり (die sog. „apsidal-lose Saalkirche") である。聖職者と俗人信者との二つの場所に分かれていて、前者 (*presbyterium*) には半円形の司祭席と祭壇とがある (ほかに祭具を保管する二室が接続)。アクィレイア周辺のアドリア海地方の様式で、アグントゥム Aguntum の墓

地教会とも共通する（同教会については R. Noll, *Frühes Christentum*, 83 ff.、アグントゥムの教会については *ebd.* 91 f. 参照）。この教会こそ聖セウェリーヌスの時代ないしラウリアークムの明け渡し（又はオドゥァーカルの下での河岸ノリクムからの引き揚げ）まで存続したもので、祭壇下の地中に蔵められていた聖遺物箱は掘り返されている（*ebd.* 85）。

一八(1)　「錆病という思いがけない災疫」 rubiginis improvisae corruptio ——。モムゼン版では rubiginis improvisa corruptio。錆病は黒穂病あるいは黴病とも。錆病菌（担子菌類錆菌目）の黴の働きで、麦や豆などの茎や葉に褐色の病斑ができ、そこに鉄錆に似た胞子堆が出たり、瘤や奇形を起こして、農作物に被害をもたらす。

一八(2)　「この約束のお陰で、その日から……十分の一税を」 ex illo decimas haec promissio ——。ザウッペ版では ex illo decimas die promissio。

一九（章題）　「アラマンニー族の王、ギブルドゥス」——。アラマンニー Alamanni 族はスェービー Suebi 族に由来するゲルマン部族。文献的には二一三年にマイン川とリーメスの間ではじめて確認される。彼らはランゴバルド族、ブルグンド族、ヴェンド Wenden 族（西スラヴ人）の西への移動に押されて、リーメスを圧迫。カラカラ帝（二一一-二一七年）は軍事的手段のほか、贈物を送って帝国領内への侵入を思い止まらせる。しかし、二三三／三四年に、そして、のち二六〇年にもアラマンニー族は国境を破ってローマ領に侵入し、ライン、ドナウ、ネッカル Neckar の三つの河川にかこまれた地域（いわゆる *decumates agri*）に定着する。四世紀末（三八九年のあとまもなく）にはライン・ドナウの国境からローマの軍隊がひきあげた結果、アラマンニー族は東ガリアの地を確保した。エウゲニウス Eugenius（簒奪帝。三九二-三九四年）もスティリコ Stilicho も条約を結んでそれ以上の侵入を阻もうとしたが、成功せず。同部族は五世紀はじめにライン中流域およびドナウ地方を圧迫（前者ではアラマンニー族はブルグンド族を西南方面へ追いやる）。セウェリーヌスの時代には西方からノリクムに迫り、何度もドナウ沿岸の集落を襲い（本文二七(1)-(2)、三一(4)）、その略奪行は時には内陸ノリクムにまで及ぶ（二五(3)）。アラマンニー族の王、ギブルドゥス Gibuldus については詳細は不明（H. Cüppers, *Der Kleine Pauly* I, s. v. Alaman-

ni, 227 f.; R. Noll, *a. a. O.* 133)。

一九(1)　「バターウィス」――。　本文でバターウィスは通常 oppidum と呼ばれているが（六回）、一九(2)では civitas とある――この語は既述の通り、古代末期では一般に司教都市を指すが（vgl. F. Lotter, *a. a. O.* 58. 一八(1)、註、参照）、この場合はそうではない――。第二ラェティアの都市で、中世のバッツァーヴァ Bazzawa、今日のパッサウ Passu。その地名は同地に駐屯していた大隊（cohors Batavorum）の名に由来（*Not. Dign.* Occ. XXXV 24: tribunus cohortis nonae [novae?] Batavorum, Batavis）。当初、ゲルマン人のバターウィー Batavi 族から補充された補助軍兵士が駐屯し（二世紀半ば）イン川左岸（ラェティア側）に彼らの建設した城市の遺構が発掘されている（パッサウのドームベルク Domberg）。それは二五九－二六一年のアラマンニー族の侵入のとき、明け渡された――その城市に附属する集落（*vicus*）はその東に、即ち、今日のクロスター・ニーデルンブルク Kloster Niedernburg の周辺にあった――。その後、二七〇年代に、北、東、南がドナウ河とイン川でかこまれた城市（西側は城壁）ができ、補助軍兵士と民間住民が居住した。セウェリーヌスが見たのはこの時にできた城市で、その古代末期の城壁址が最近の発掘で確認された。また、貨幣、その他の出土品から四・五世紀に於けるローマ帝国領民たる市民・兵士（後者は上引の大隊に属す）とバルバリー（ゲルマン人）との共住が証明される（H. Ubl, *a. a. O.* 82）。

一九(1)　「二つの川、即ち、イン川とドナウ河の間に」inter utraque flumina, Aenum videlicet atque Danuvium ――。　イン川はさきに Aenus とある（二(3)）。しかし、この個所の第一類は h(a)enum（クネル版がこれを採用して Henum）、第二類は r(h)enum（これではライン河になる）。ザウッペ版はK^2により Enum。

一九(1)　「少数の修道士たちのために、いつも通り、僧院（ケルルラ）を建てておいた」cellulam paucis monachis solito more fundaverat ――。　「いつも通り」とあるように、修道院の建設が聖人の主要な仕事であった。バターウィスの僧院とは別に二二(1)にはボイオトローでの修道院の建設の記事があり（「少数の修道士たちのために僧院を築いておいた」）、用語の類似性や場所の近接性からみて、前者を後者の重複記事とする説もあるが（たとえば R. Zinnhobler/E. Widder, *a. a. O.* 42）、叙述の具体性から判

断して、やはり別個の内容であろう（vgl. P. Stockmeier, Severin von Noricum, *ZfKG* 94, 1983, 362; R. Noll, *Eugippius*, 20）。

一九(2)　「聖人」sanctus ——。　この呼称は本文で八回用いられている（F. Lotter, *Severin von Noricum*, 78）。

一九(2)　「戦争に於いても、他の恐ろしい出来事によっても」nunquam se nec in re bellica nec alliqua formidine ——。　ザウッペ版では nunquam semet in re bellica nec alliqua formidine。

一九(3)　「いと敬虔なる教師」doctor piissimus ——。　「教師」doctor の呼称は三六(1)、三九(1)、四二(3)にもある。セウェリーヌスは司教になろうともせず、また司祭でもなかったにも拘らず（E(9)、九(4)、参照）、彼をエウギッピウスは「使徒的」apostolicus とよんでいたし（一(1)）、当時の文献でもすぐれた修道士は予言者（*prophetus*）、使徒（*apostolus*）のほか「教師」ともよばれ、司教と同格に置かれている。聖人の場合も、修道院の「学校」の教師という限定された意味でなく、一般的な意味で使徒的な伝道者とみられた（H. Dickerhof, *a. a. O.* 16）。

一九(3)　「喜んで釈放する」gratanter absolveret ——。　保釈金なしでの釈放のこと（C. Rodenberg, *a. a. O.* 50）。

一九(3)　「その仕事を即座に実行に移すため」ad id opus maturius exsequendum ——。　ザウッペ版では ad opus . . . 。

一九(3)　「彼の（居城の）戸口で何日も待っていたが」——。　「エステル記」二(19)、参照（二度目に処女たちが集められた時、モルデカイは王の門にすわっていた）。

一九(4)　「王の取り継ぎの者」regis internuntius ——。　王の居城より出てきたこの男は通訳の役目をも果していたと思われる。具体的には王の秘書をつとめる、アリウス派の司祭であろう（L. Bieler, *op. cit.* 24, n. 56. 因みに同じゲルマン人でもルギー族の王家では、アラマンニー王の宮廷でと異なり、ラテン語が話されていた。『聖セウェリーヌス伝』ではルギー族の通訳についての言及は全くない）。史料的にはパンノニア出土の碑文にゲルマン人（*CIL* III 10505）とサルマティア人（*ibid.* III 14349）の通訳（*interpres*）が登場するが、ほかにブリゲティオー Brigetio 出土碑文にダキア人の *interprex* [sic!] があらわれるのが報告されている（B. Saria, Noricum und Pannonien 1940-1950, *Historia* 1, 1950, 457）。

一九(4)　「手紙を手渡し、〔王の〕手紙を受取って帰った」oblatis [regis] receptisque remeavit epistolis ——。　クネル版、ザウッペ版、モムゼン版、ベッカー版では oblatis regi ...（「王に手紙を手渡し、手紙を受取って……」）。冗長な表現の故に、E. Vetter は regis（「王の」）も、regi（「王に」）も、共に、のちの書き加えと見（in: R. Noll, *a. a. O.* 29）、L. Bieler 訳もそれに従う（*op. cit.* 10, n. 38）。

一九(5)　「そこで見出す限りの捕虜をすべて送り返す」remissurum quantos in eadem reperturus fuisset numeros captivorum ——。　E. Vetter に従い、第二類による（厳密にはMT。同じ第二類でもANとは微妙な違いがある）。クネル版もMTに依り、L. Bieler 訳も E. Vetter と一致（p. 10, n. 38）。ザウッペ版、モムゼン版は第一類による（remissurum, quantus in eadem repertus fuisset numerus captivorum）。

一九(5)　「王の好意ある約束を」promissionem regis gratam ..., qua spopondit se ——。　クネル版では se spopondit（第二類）。

一九(5)　「このことのために、まもなく聖なる長老、ルキルスが任命され」pro qua re postmodum sanctus Lucillus presbyter destinatus ——。　クネル版では第二類に従い postmodum が re のあとではなく、presbyter のあとに。ルキルスは以前、ラエティアの司教、ウァレンティーヌスの下で働いていたが（四一、参照）、のちセウェリーヌスの修道士共同体に加わる。聖人の後継者として修道院長になり、イタリアへの移住、聖人の遺体の移送にあたった（四四(5)以下。尚、四五(2)にも登場）。

二〇(1)　「ローマ帝国が存続していた頃には」per idem tempus, quo Romanum constabat imperium ——。　imperium Romanum はノリクムに於けるローマ人の支配という意味ではなく、「ローマ帝国」のこと。歴史の転換はドナウの前線での事態とは独立に、ノリクムの外で起こった。即ち、オドウァーカルによるロムルス・アウグストゥルスの廃位に伴う西ローマ帝国の滅亡であり、前線の兵士への俸給支払い・物資補給の停止である（F. Lotter, *a. a. O.* 206 f.）。エウギッ

ピゥスのこの文章には、ローマ帝国は四七六年に消滅した、との意識がにじみ出ており、『聖セウェリーヌス伝』のこの記事はオドゥァーカルのクーデターと共にローマ帝国が終焉を迎えたという考えの、最初の直接的な史料である（Fr. Lotter, *HZ* 212, 274）。当時、ネポス帝（四七四 - 七五年）を追放したオレステースを簒奪者と見（それ故、その子ロムルス・アウグストゥルスの帝位を否認）、ネポスに西帝国の正統の皇帝を認める（それ故、西帝国の断絶を否認する）者もいたが（イタリア人貴族の好意を恣にしたオレステースに反撥していたガリア人貴族層がこの考えに近い）、ロムルスの廃位にローマの普遍帝国の終焉を認める見方は東ローマの著作家、プロコピオス Prokopios やゴート人出身の歴史家、ヨルダーネス Jordanes にも共通している。

オレステースの敗北後、西ゴード族がローヌ河を越えて東へ進出した事態について、プロコピウスは、「ローマ人の国家がそのまま存続していた限りでは、ローヌ河此方のガリアを皇帝は握っていたが、オドゥァーカルがそれ（註。ローマ人の国家）を専制国家にかえた時、そのとき西ゴート族がアルプスに到る全ガリアを手にした」、という（Procop. *Bell. Goth.* I 12, 20）。また、ヨルダーネスには、「オドゥァーカルはイタリアを占領し、オレステースを殺害し、その息子のアウグストゥルスをその王位から追放し、カムパーニアのルクッラーヌム城塞で流刑に処した。このようにしてローマ人の西帝国（Hesperium Romanae gentis imperium）も、それは皇帝たちの中でオクタウィアーヌス・アウグストゥスが、都市建設以来、第七〇九年に最初に（註。皇帝として最初に、の意）支配したものであるが、このアウグストゥルスと共に、彼の先任者たちの統治第五二二年に滅び、これ以後、ゴート族の王たちがローマとイタリアを支配し、……」、とある（Jord. *Get.* 242 f）。ここには、オドゥァーカルの登場によりローマ帝国が断絶した、との意識が明瞭である。この考えの源泉は東ゴート支配時代の都市ローマの貴族層であるが、彼らにとってはローマ帝国は既に滅びたのであり、東ローマ（ビザンツ）帝国はアウグストゥスの帝権の相続人ではあっても、直接の継承者ではない。都市ローマの指導的な元老院貴族と交友関係にあったエウギッピウスもこれと同じ視点を有した（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 209 ; *HZ* 212, 274）—— M. A. Wes はこのような見方の出所を西方での元老院階級の代表者、シムマクス（Q. Aurelius Memmius Symmachus, *cos.* 485 ; patricius）の歴史書（逸失）に求

める（vgl. F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 36）――。尚、同時代の、ゴート人に好意的な一派（のちのパヴィア Pavia（Ticinum）司教、エンノディウスがその代表）にとっても、最後の西ローマ皇帝たち、そのバルバリー出身の軍指揮者たち、そしてゲルマン人の王たちは、みな同等の領域統治者として、区別なく、「王たち」*reges* である。そこでは、普遍的なローマ帝国という観点は既に失われている（F. Lotter, *ebd.*）。

二〇(1)　「多くの都市の兵士がリーメスの警護のために、公けの俸給で養われていた」multorum milites oppidorum pro custodia limitis publicis stipendiis alebantur ――。「リーメス」limes は本来、国境沿いの道路を指したが、のち防柵、堀、防壁、砦、見張り塔、などの施設で固められた境界を指した（異説としては B. Isaac, The Meaning of the Terms *limes* and *limitanei*, *JRS* 78, 1988, 125 ff. 参照。彼は 'defended border' の意味を否定）。狭義にはライン・ドナウ両河を結ぶ部分（上ゲルマニア・ラエティア）を指すが、ここではドナウ国境でのこと。ほかにリーメスはシリア、アフリカ、ブリタニアにもあった。設備は上ゲルマニアでは堀と矢来が特徴的で（der „Pfahlgraben"; Limes als Grenzwall）、一方、ラエティアのリーメスは防壁で固められていた（Limes als Grenzmauer）。しかし、前者は三世紀にアラマンニー族の襲撃で破られ、後者も同じころ放棄されてドナウ沿いまで後退した（ギュンツブルク Günzburg - パッサウ Passau の線）。リーメス沿いの城市には国境防備兵が駐屯し（本文に「多くの都市の兵士」とある）、更に彼ら正規のローマ軍（二〇(1)「軍隊の諸分隊」）のほかに、バルバリーの同盟軍（*foederati*）も城市を拠点としていた（一(4)「ローマ領民と同盟条約を結んでいたバルバリー」。同、註、参照）。国境防備兵は現地で徴募され、駐屯地に家族を住まわせていて、退役後、息子を軍隊に入れる義務と引き換えに土地を与えられた。その結果、国境防備兵は一種の屯田兵的・民兵的性格を帯びることとなった（勿論、「公けの俸給で養われていた」ので厳密には民兵ではないが、彼らが事実上、屯田兵化したことは否めない。第二部、第四章、(1)、(2)、参照）。尚、「公けの俸給」の支払い内容については、次々註、参照。

二〇(1)　「軍隊の諸分隊もリーメスと一緒に廃止され、バターウィスの部隊だけが何とか持ちこたえていた」militares turmae sunt deletae cum limite, Batavino utcumque numero perdurante ――。クネル版、ザウッペ版では、... sunt de-

letae, cum limite . . .（「軍隊の諸分隊も廃止され、リーメスと一緒にバターウィスの部隊だけが何とか持ちこたえていた」）。

二〇(1)　「最後の俸給を取りに、イタリアへと出発した」――。　兵士への「俸給」stipendium は古代末期には現金によるもののほか、現物によるものもあった（A. H. M. Jones, *Later Roman Empire* I, 1964, 623 ff.）。ノリクムでは四〇〇年ころ貨幣の流通がほぼ停止するが、それでも、オリーブ油がイタリアから輸入され、聖人によって買い集められたことからみても（二八(2)）、当時まだ貨幣経済が機能していたものと思われる（F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 72. 当時のノリクムに於ける貨幣および貨幣経済については R. Bratož, *a. a. O.* 38, Anm. 155 に詳しい。尚、L. Bieler, *op. cit.* 21, n. 39 は現物〔口糧〕支給説）。彼らが俸給を受け取りに行った先のイタリアの都市としてはミラノ、ラヴェンナ、アクィレイアなどが考えられる（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 39, Anm. 161）。

二〇(2)　「僧庵」――。　cellula を僧庵と訳したが、僧院（修道院）の可能性もある（四(6)、註、参照）。

二一（章題）　「司祭、パウリーヌスに、……やがて司教に任じられる筈だ、と予言した」 Paulinum presbyterum, . . . praedixit mox episcopum ordinandum（第二類）――。　ザウッペ版、モムゼン版、ベッカー版では「やがて司教に」mox episcopum ではなく、「ノリクムの司教に」Norici episcopum（第一類）。　L. Bieler の訳では第一・第二類を結びつけて「やがてノリクムの司教に」（*op. cit.* 10, n. 38）。

二一(1)　「名声の広がりの結果」fama eius latius excurrente（第二類）――。　ザウッペ版、モムゼン版では latius はないが（第一類）、L. Bieler は第二類を採って latius を入れる。

二一(1)　「至福なる人の同志集団（コーンソルティウム）に加わって」in consortio beati viri――。　聖セウェリーヌスの同志集団とは彼の修道士仲間の「会衆」congregatio（四六(1)）を指している。それは「兄弟たちの会衆」fratrum congregatio（四〇(6)）とも、「聖なる団体」una societas sancta（四〇(6)）ともいわれている。

二一(1)　「二、三日のあいだ」diebus aliquot――。　ザウッペ版では dies aliquot。

二一(1)　「人々の願いに逆らって（昇任を）断っている」――。　提供された役職にすぐに就かずに、暫く躊躇（*cunctatio*）して

断るのが当時の美風である（R. Noll, *a. a. O.* 134）。聖界でも、選ばれた者がその職への就任を一旦固辞するのが慣例であり、司教伝の常套である（その例は F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 81, Anm. 216 参照）。いずれにせよ、司教の地位は民意（desiderium populi）に依存していた（二一(2)、二五(2)、各註、参照）。

二一(1)　「貴殿」dilectio tua ——。　四世紀に専制君主政が優勢になって以来一般化した抽象的呼称（R. Noll, *a. a. O.* 123）。尚、E(4)、註、参照。

二一(2)　「彼に於いて実現された」in eo impletus est ——。　ザウッペ版、ベッカー版では in eum（「彼の中へ」）。予言通り、早くもパウリーヌスは二五(1)で司教として登場。

二一(2)　「ノリクムの首都」metropolis Norici ——。　ティーブルニアをこのように呼んだのは、必ずしもそこに首都司教座があった故に（たとえば R. Bratož, *a. a. O.* 23 : vielleicht die Metropolitankirche für Binnennoricum）ではなく、ノリクムの主要都市（内陸ノリクムの総督府の所在地）であったからである。因みにティーブルニアの墓地教会のモザイクには、既述の如く（一七(4)、註、参照）、施主としてウルスス Urs(u)s v(ir) s(pectabilis)（おそらく東ゴート王、テオデリヒの下での内陸ノリクムの総督）とその妻ウルシーナ Ursina の名があがっている（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 23, Anm. 71）。ティーブルニアの司教は他のノリクムの司教たちと同じようにアクィレイアの裁治権に服したが、彼らに対しては優位を保っていたであろう（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 102）。ティーブルニアについては一七(4)、註、参照。

二一(2)　「ティーブルニアの市民が……強いたからである」——。　当時ノリクムでは司教が原始キリスト教会の慣習に従って、まだその信者の共同体（Gemeinde、即ち教区団体）から選ばれていたことが分かる。ほかの地方でも信者（民衆）は聖職者の叙階の際に重要な共同決定権を有していた（R. Noll, *a. a. O.* 134）。司祭・司教の叙階への民衆（*populus*）や市民（*cives*）の「同意」*consensus* については他の文献にも言及がある（L. Koep, *RAC* III, 1957, s. v. consensus, Sp. 301）。たとえば、「（フィルムスは）（人々に）求められ強いられて……司祭職についた」（Possidius, *Vita s. Augustini* 15）。また、「教会の必要に

強いられて、彼（註。聖ウァレーリウス Valerius）はその市に一人の司祭を任命し叙階することについて神の民（plebs dei）に話しかけ、彼らを激励した。……彼ら（註。神の民、即ち信者たちのこと）は彼を司祭に叙階するために司教のもとに連行した。彼らはそのようなことが実現することを一致した同意と意向とによって（uno consensu et desiderio）、非常に熱心に、そして大きな叫び声をあげて（magnoque studio, et clamore）強請した」（*ibid.* 4）。更に、「司祭ウァレーリウスはその時そこに居あわせた司教たち、ヒッポ Hippo のすべての聖職者たち、そして全民衆（universa plebs）に対して彼ら皆には思いもかけない彼の意志（註。アウグスティーヌスを司教職につけること）を述べた。皆はそれを聞いて喜び、そのようなことが実現するようにとの強い意向を示して叫んだ（ingenti desiderio clamantibus）。……彼（註。アウグスティーヌス）は強要され、強請されて屈した」（*ibid.* 8）、という。実際、ローマの司教ですら四八三年までは教区集会での「歓呼賛同」*acclamatio* によって選ばれていた（R. Noll, *a. a. O.* 134）。彼らの司教職への関与（*consensus civium pro episcopatu*）は厳密にいって法的に効力のある行為とはいえないが（vgl. L. Koep, *ebd.* ―それを元首就任の際の元老院の同意に類するものとする）、聖職者の叙階のみならず、その他の重要な事項（教義など）についても民衆の「意向」*desiderium* が関与していたことが注目される。ゲルマーヌス Germanus のブリタニア布教の際、判定者としての民衆（populus arbiter）が叫び（clamor）によって審判（iudicium）を下した結果、使徒的・福音的な（apostolicus et evangelicus）教えが守られ、異端がしりぞけられた例が伝っており（Beda, *Hist. eccles. gent. Angl.* I 17）、同種の民衆の動向は他の聖者伝や歴史叙述（グレゴーリウス『フランク史』など）にも散見する。

二一(2)　「最高司祭職という権威ある地位」summi sacerdotii principatus ――。司教のこと（「大司教」Erzbischof ではない）。司教職は品級の最上段たる司祭職の完成である。

二一二（章題）　「洗礼者、聖ヨハネの祝福が自ずから自身に下される」ultro sibi sancti Iohannis baptistae benedictionem . . . deferendam ――。「自ずから自身に」というのは、このままでは「聖ヨハネに」ということになるが、本文（二一二(1)）では「彼ら（註。聖者たち）には自ずから聖ヨハネの祝福が下される」、とあるので、厳密には聖遺物をのこし

た殉教者たちに、の意。尚、洗礼者ヨハネはその無欲さの故に、東方の修道士たちの最高の模範となった（R. Noll, *a. a. O.* 135）。

二二(1)　「ボイオトロー」――。　パッサウ対岸の今日のインシュタット Innstadt。ドナウ河とイン川の合流点に位置し、そのイン川右岸（即ちノリクム側）にローマがドミティアーヌス Domitianus 帝（八一－九六年）の時代に城塞を建設し、補助軍が駐屯した（ノリクムのドナウ沿岸城塞としては最西端に当る）。しかし、三世紀のアラマンニー族の侵入で放棄され、のち、遅くとも二七〇年代にその上方（西の方向に当たる）一、〇〇〇mのところに新たに軍事城塞が設けられる（平面図は底辺六〇mの台形をなし、四隅の角には塔がある。イン川に面して城門あり）。一世紀後にその中に貯穀庫（*horreum*）がつくられ、これによってバターウィス市の郊外の集落としてボイオトローが生れた。聖人が見たのがこれで、右の城塞の外には教会があった。位置的にはこの城塞の更に西の、今日の墓地の敷地内で、「聖セウェリーヌス墓地教会」の下方に、修道院聖堂（*basilica*）がある（次々註、参照）――vgl. H. Ubl, *a. a. O.* 81; R. Christlein, Die rätischen Städte Severins, in: *Severin* (Ausstellungskatalog), 230 ff.

二二(1)　「僧院（ケルラ）」cellula ――。　僧庵ではなく修道院のこと。ボイオトローのこの修道院は三六(1)にもみえる。

二二(1)　「聖堂（バシリカ）」basilica ――。　この修道院聖堂は一九七六年にバイエルン州史跡保存局（das Bayrische Landesamt für Denkmalpflege）により、W. Sage の指導下に発掘された（W. Sage, Die Ausgrabungen in der Severinkirche zu Passau-Innstadt 1976, in: *Ostbayerische Grenzmarken* 21, 1979, 5 ff.）、長さ一六m、幅八・五mの、東西に長い一身廊の建物（五世紀のもの）。東の部分には半円形の後陣（アプシス）が、西には前室がついている（H. Ubl, Frühchristliches Österreich, in: *Severin*, 300）。

二二(1)　「いかなる努力も払う必要はない」nullam laborem debere suscipere ――。　ザウッペ版、ベッカー版では直接話法の引用文が二二(1)の最後まで続いていて、debere も debetis（「君たちは……必要はない」）となっている。

二二(1)　「なぜなら彼らには自（あの）ずから聖ヨハネの祝福が下されるからだ」quia ultro eis sancti Iohannis benedictio deferetur ――。　クネル版では quia et ultro … （第二類）。二二(章題）との齟齬については、同、註、参照。尚、この予言は二

三(2)で実現される。

二一一(2)　「フェバーヌスの許へ」ad Febanum ——。　ザウッペ版では ad Febanem（「フェバーニスのもとへ」）。フェバーヌスは フェーウァ Feva のことである（八(1)、参照）。

二一一(2)　「上流の他の城市が住民に放棄されたように、見捨てられたままになるべき、…… 時が」ut desertum sicut cetera superiora castella cultore destituta remaneat ——。　モムゼン版、ベッカー版では destituta の代わりに destitutum（「他の諸城市のように住民により放棄され、見捨てられる時が」）。L. Bieler はここではモムゼン版から離れて第二類を採り、destituta。

二一一(3)　「彼らが……、いつもの指図によって助けて下さい、と言った時、」respondentibus illis ..., sed consueto sublevari regimine ——。　聖人が宗教面以外でも住民たちを指導していたことが分かる。F. Lotter は「指図」regimen という語の中に、聖人が市民たちに行政面でも最高の決定を与えていたこと（die höchste zivile Instanz für die erwähnten Bürger）の明証を見ようとする（*a. a. O.* 196）。

二一一(3)　「洗礼堂」baptisterium ——。　教会のそば、或るいは教会に接続して建てられ——帝国西部では通常、六角または八角。教会の後陣に設けられたもの（*Apsisbaptisterium*）はシリアやギリシアにあるが、西方にはない——、その中で、中央に据えられた洗礼盤の上に、衣服を脱いで立った受洗者を水中に沈めるか、上から聖水を注いで洗礼が行われた（F. W. Deichmann, *RAC* I, 1950, s. v. Baptisterium, 1161; P. Becker, *a. a. O.* 36; R. Noll, *a. a. O.* 134; L. Bieler, *op. cit.* 40）。バターウィスの教会につき F. Lotter は洗礼堂の存在の故に、それは司教教会であった、といい（*Vortr. u. Forsch.* 25, 59）、A. J. Pfiffig はバターウィスの聖堂にはまだ聖遺物がなかったので（二二(1)）、即ち、聖別されていなかった故に、勤行は洗礼堂で行われた、という（*a. a. O.* 111）。尚、二二(5)に「(保護を求めて)近づいた」とあるように、洗礼堂にはアジル権があった（F. W. Deichmann, *a. a. O.* 1166 f.）。

二一一(4)　「一〇〇マイル以上」——。　必ずしも厳密な数字ではない。ボイオトローとファウィアーニスの間は、ここに一〇

○マイル（約一六〇キロ余り）以上とあるが、水路でおよそ二二〇キロ（R. Noll, *a. a. O.* 134）。

二二(4)　「古くていちばん大きな彼の修道院」――。その建設については四(6)、参照。三一(6)に「ファウィアーニスにある彼の古い修道院」とある。

二二(4)　「彼が去ると」eo discedente（CG）――。ザウッペ版、クネル版では eo descendente（LK及び第二類。「彼が下って行くと」）。

二二(4)　「フヌムンドゥス」Hunumundus――。ザウッペ版では Hunimundus。ヨルダーネスの記述中に同名のスェービー王がみえる（*Get.* 53 ff.）。この人物との同定が正しいとすれば（vgl. P. Becker, *a. a. O.* 36. 但し R. Noll, 134 は否定的）、同王が東ゴート族に圧迫された時、古くからの同盟条約にも拘らずローマーニーが援助しなかった（その結果、王が敗れ、アラマンニー族の許に避難）という経緯があるので、おそらくここでフヌムンドゥスがローマ領民の都市（バターウィス）に復讐した、と考えられる（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 75 f.）。

二二(4)　「見張りのために残っていた四〇人の市民」――。バターウィスの市民は武装して一種の市民兵を形成したが、その中には旧ローマ軍の兵士（二〇(1)）も含まれていたと思われる。二七(2)、註、及び第二部、第四章、(二)、(2)、参照。

二二(5)　「キリストの奴僕」famulus Christi――。この呼称は本文で六回用いられている（F. Lotter, *a. a. O.* 78）。

二二(5)　「追ってきたバルバリーは彼をも殺した」――。領外民のゲルマン人がキリスト教の司祭を殺したのは魔術的な力が司祭の身体の中に宿っていると信じていたからである。エンノディウス『聖アントーニウス伝』によれば（c. 13）、「フランク族、ヘルリー族、サクソン族はいろいろな残虐なことを獣のようなやり方で実行していた。即ち彼らは自分たちの神々が人間の供犠によって宥められると信じて（iam Franci Heruli Saxones multiplices crudelitatum species beluarum more peragebant; ... deos suos credebant caede mulceri ...）、キリスト教の司祭たちをよりぬきのいけにえとして供した」、という（cf. L. Bieler, *op. cit.* 35, n. 76）。犠牲に供された司祭については本文、二四(3)、参照。

二一(5)　「恥知らずに」 impudenter ――。　ザウッペ版では imprudenter（「無思慮にも」）。

二二(章題)　「予言された聖遺物」 ――。　二二(1)後半での予言を指す。第二二・二三章での聖遺物発見の話は九(1)-(3)でのそれと類似（R. Noll, *a. a. O.* 135）、否、重複しており、おそらく後者の話が前者のかたちでも伝わったのであろう（F. Lotter, *a. a. O.* 72 f.: Dublette）。第二部、第一章、㈢、参照。

二二(1)　「いと聖なるセウェリーヌス」 sanctissimus Severinus ――。　ザウッペ版では sanctus Severinus。

二三(1)　「福音書を読んでいた時に、祈りを終えて立ち上ると」 ――。　必ずしもミサを執り行っていたということではない（L. Bieler, *op. cit.* 35, n. 74）。修道院内の聖人の自室でのことであろう。

二三(1)　「主の御名が祝福されんことを」 ――。　「詩篇」一一三(2)、参照（「今よりとこしえに至るまで主のみ名はほむべきかな」）。ほかに二八(3)、二九(4)にも。

二三(2)　「長い間手許に保管していた洗礼者、聖ヨハネの聖遺物」 ――。　聖遺物崇拝については、九(3)、註、参照。ここでの記述は、既に早くからあった聖遺物の窃盗や聖遺物の取引きを窺わせる最古の史料の一つである（R. Noll, *a. a. O.* 127）。

二三(2)　「聖ヨハネの祝福が、彼の予言通りに、自ずからもたらされた後に、聖堂を司祭たちの勤めによって聖別した」 basilicam sancti Iohannis, sicut praedixerat, ultronea benedictione collata sacravit officio sacerdotum ――。　ザウッペ版では in basilicam s. Iohannis, sicut praedixerat, ulteronea benedictione collatas sacravit ...（「彼が予言した通り、聖ヨハネの自ら発する祝福によって聖堂内に集められた聖遺物を（collatas [*scil.* reliquias]）司祭たちの勤めによって聖別した」）。聖堂とは本文、二二に見えるボイオトローの修道院教会のことである。L. Bieler 訳（*op. cit.* 80 with n. 24）では「聖ヨハネ聖堂（註。sancti Iohannis を basilicam にかける）を司祭たちの勤行のために（註。officio を *abl.* ではなく *dat.* とする）奉献（註。sacrare を聖別という特別な意味に解さない）した」、とするが、服しがたい。聖ヨハネの祝福が「彼が予言した通りに、自ずからもたらされたのちに」というのは、二二(1)の「彼らには自ずから聖ヨハネの祝福が下されるからだ」を受けているからである。また sacravit

とあるので、必ずしも司教による正式の聖別（その場合は dedicare, consecrare）ではないという説もあるが、著者はその点を厳密に区別して述べたわけではなく、内容的には聖別を意味していると考えられる。

二四(1)　「ヨウィアーコーと呼ばれていた都市の」 oppidi, quod Ioviaco vocabatur ——。　ヨウィアーコという名はローマ以前のケルト人に由来。『アントニーヌス旅程表』(249, 3) にはオウィラートゥス Ovilatus とスタナーコ Stanaco の間に Ioviaco とある。ローマ軍のドナウ艦隊の拠点であった (*Not. Dig.* Occ. XXXIV 37 : praefectus legionis secundae Italicae militum liburnariorum, Ioviaco)。今日のシュレーゲン Schlögen an der Donau かと考えられているが (R. Noll, *a. a. O.* 135)、アシャッハ Aschach とする説もある (L. Eckhardt, Das römische Donaukastell Schlögen in Oberösterreich. Die Ausgrabungen 1957-1959, *Der römische Limes in Österreich* 25, 1965 ——筆者未見)。Schlögen には台型をした陣営の遺構（二世紀後半の石造のもの）があり、そこに駐屯した大隊 (coh. V Breucorum) の刻印のあるレンガが陣営の西の集落 (*vicus*) の跡から出土している（ほかに第二・イタリア軍団 legio II Italica のものも）。陣営は五世紀には放棄され、そのあとに人々が住みつく (H. Ubl, Die archäologische Erforschung, in : *Severin*, 80)。

二四(1)　「教会の歌唱役」、cantor ecclesiae ——。　バターウィスの教会に所属する詩篇の詠唱者。四六(5)には「ナポリの聖教会の歌唱役の長」という表現がある。P. Lechl (Kirchenmusikalische Verhältnisse zur Zeit des heiligen Severin, *Ostbayrische Grenzmarken* 24, 1984, 52-54) はここから、他のキリスト教諸地域で一般化していた詩篇の詠唱が上ドナウ地域でも普通に行われていたことを結論 (vgl. P. Stockmeier, *a. a. O.* 364)。因みに東方教会では「歌唱役」cantores は *ψαλται*。

二四(2)　「このような予知を疑い」 de tanto praesagio dubitantibus ——。　クネル版では de tanto nuntio dubitantibus（第二類。「このような知らせを疑い」）。

二四(2)　「クィーンターニス(市)の、或る男を」 Quintanensium quendam (K) ——。　ザウッペ版、クネル版ではK以外の写本により Quintasium quendam。

二四(2)　「すぐに捕えられてしまうだろう」 sine dilatione capientur（第一類）——。　クネル版では sine dubitatione capien-

tur（TNA）（「疑いもなく捕えられてしまうだろう」）。

二四(2)　「霊的生活を送っている司祭、聖マクシミアーヌスに対して、……、と忠告することを」sanctum ... Maximianum spiritalis vitae presbyterum admoneri（第一類）――。　クネル版では sanctum ... Maximinum（TNA）... admonere（第二類）。聖マクシミアーヌスは「決意」を誓って（即ち、「誓願」を立てて）、独自の宗教生活を営んでいた独住修道士。しかし彼は聖人の修道士団体に属していたわけではなく、あくまでヨウィアーコ市の教会の聖職者であった（H. Dickerhof, a. a. O. 18）。

二四(3)　「残りの人々が」et reliquis――。　ザウッペ版、クネル版では sed presbytero et reliquis（TAW。「しかし、司祭やその他の人々は」）。

二四(3)　「ヘルリー族」Heruli――。　東ゲルマン人。ヘルリー族のうちゴート人と共に南へ移動（一五〇年頃）したものは、アゾフ海（Maeotis Palus）地方に王国を建設。のち、そこから艦隊をひきいてエーゲ海域や小アジア南岸、ペロポネーソスを攻撃する（二六七年）。次の世紀半ばには東ゴート王、ヘルメネリクス Hermenericus に敗れ、独立を失い、アッティラの時代には東ゴート族と共にフン族の支配下に入った。アッティラの死後、自由を回復し、聖人の時代にドナウ屈曲部に登場。ローマの同盟部族としてオドウァーカルを助けた（四七六-四九一年）。

二四(3)　「都市を荒らし」oppidumque vastantes――。　クネル版では第二類に従い oppidumque vexantes（「都市を混乱させ」）。

二四(3)　「前述の司祭を絞首台にかけた」――。　司祭の処刑は異教的な神々への供犠である。異教徒によるキリスト教聖職者の供犠については二二(5)、註、参照。

二五(章題)　「断食と施しとで」ieiuniis atque elemosynis――。　クネル版では ieiuniis, orationibus atque elemosynis（TA）（「断食と祈りと施しとで」）。

二五(1)　「既に得ていた親交の誼(よし)みで聖なる人の修道院に二、三日滞在していた時」――。　「賓客歓待」*hospitalitas* は隣

人愛の一種とされ、手紙ないし本文中にプリーメーニウス（E(8)）、マクシムス（二五(1)）、そして一病人の例（二六）が伝えられている。それは修道院の古くからの慣習で、パコーミウス Pachomius もその実行を勧め、ルフィーヌス Rufinus もエジプト修道制の歴史で修道士たちのホスピタリタースを描いている。カッシアーヌスは賓客の受入れと取扱いの詳細な規則を定め、聖ベネディクトゥスがそれを最終的に規定した（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 109）。

二五(1)　「司教の聖パウリーヌス宛ての」ad sanctum Paulinum episcopum ——。パウリーヌスは二一(1)で、「司教職という名誉ある地位」を聖人によって予言されていた。A. J. Pfiffig（*a. a. O.* 103）は、ファウィアーニスの教会の聖職者と民衆がセウェリーヌスの司教就任を望み、断わられたのち、パウリーヌスを同地の司教に選出した、という可能性を認めている。

(2)　「彼の管区の全ての城市（まち）」universa dioecesis suae castella ——。dioecesis（διοίκησις）は通常、司教の教区を指すが、ローマ帝政下で当初は属州の下の、より小さな管区、ディオクレティアーヌス帝以後は属州より上の、より大きな（但し「道」*praefectura* よりも下の）管区を指す行政上の用語であった。ニカイア Nikaia の公会議（*cn.* 6）の結果、教会が制度面でも世俗的な国家組織に接合し、この語も教会の管区の意に転用されたが、東では必ずしも司教の教区（パロイキア παροικία）のことではなく、属州よりも大きな教会管区（エクサルコス ἐξαρχός、のちにはパトリアルコス πατριάρχης が長）と一致した。それはいくつものエパルキア ἐπαρχία（これは国家での属州に対応する）を含む。これに対して西方では dioecesis は司教の教区（それは西方でも *parochia* または *paroecia* とよばれた）と同じ意味で用いられるようになった。司教座は初期キリスト教時代から都市に中心を置き（これは東西とも同じ）、セルディカ Serdica の公会議（*cn.* 6）は司祭で十分な村落や小都市にまで司教を任命することを禁じている（それによって「司教の名と権威が減じないように」ne vilescat nomen episcopi et auctoritas との配慮からである）。比較的大きな都市に司教座が置かれ、司教都市（*civitas*）がその市域（*territorium*）と共に司教区となった（A. Scheuermann, *RAC* III, 1957, s. v. Diözese (Dioikesis), 1056 ff.）。本文にいう「彼の管区」とはティーブルニアの司教の教区のこ

と。同市の司教はその教区内にいくつかの「城市」、即ち避難用の城砦都市をもち、たとえばドゥエル Duel もその一つに属する。そのほかラウベンドルフ Laubendorf にもティーブルニア司教の逃げ城があった（H. Vetters, Das Problem der Kontinuität von der Antike zum Mittelalter in Österreich, *Gymnasium* 76, 1969, 508）。第二部、第四章、㈢、参照。

二六(1)　「癩病患者」leprosus ——。　教父の文献ではレプラ（癩病）の病態についての叙述は少いが、心の状態を比喩的に表現する場合にレプラ（lepra）という語が広く用いられており、聖者伝の叙述ではレプラ患者の回癒の記事が多く見出される。聖ローマーヌス Romanus は彼らの足を洗って癩病から解放してやった（Gregor. Tur. *V. patr.* 1, 4. ほかに聖マルティーヌスの場合については Sulp. Sev. *Vita s. Martini* 18, 3 sq. に記述がある。Vgl. F. W. Bayer, *RAC* I, 1950, s. v. Aussatz, 1027）。レプラ患者の回癒は三四(1)にもみえるが、F. Lotter はこの二つの記事を同一起源と考え、精神的な回癒の話が伝承途中で身体の回癒の話につくりかえられたものとみる（*a. a. O.* 151 f.）。

二六(1)　「神の恩寵が働いて」dei gratia operante ——。　聖人が持つ、病人治癒の特能（カリスマ）のお陰で、の意（P. Becker, *a. a. O.* 39）。

二六(2)　「若干の修道士たちに対し、父としての指図によって……命じた」paucis monachis paterna iussione praecepit ——。　修道院長として命じたということ。四三(1)の「父としての教えを垂れて励まし」も同様。特に praecipere は修道院長の権限の行使を意味する（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 104）。

二六(2)　「彼と一緒にしばしば断食をして、……不断に祈っているように、と」frequentatis cum eo ieiuniis in oratione continua permanere（第一類）——。　クネル版では ut frequentatis . . . permanerent（第二類。但しNのみは ut を欠く）。

二六(2)　「二カ月以内に」intra duorum mensium spatium（第一類およびM）——。　クネル版では intra duorum mensuum spatium（TNA）。六(1)（「骨の痛みに」ossium dolore）、註、参照。

二七（章題）　「及び、……殺されたこと」et quod . . . sint perempti ——。　ザウッペ版では sint ではなく sunt。

二七(1)　「救済の例を示して何度も励まし」——。　ここにも「戦闘での援助者」Schlachtenhelfer としての聖人像が見られ

る（R. Noll, *a. a. O.* 136）。「救済の例」exempla salutis（一(4)）はここでは exempla salutaria と表現されている。キリスト教徒のラテン語の用法が名詞の属格形よりも形容詞を好む傾向のあったことを示す一例（M. van Uytfanghe, *op. cit.* 325, n. 12）。

二七(2)　「ローマ領民」Romani ——。　属州都市の住民（ローマーニー）が民兵として自市の防衛に当っていたことが分かる。防衛軍の核はかつての「バターウィスの部隊」Batavinus numerus（二〇(1)）——これ自体すでに民兵的性格を帯びていた（二〇(1)、註、参照）——であるが、それに武装市民が加わる。彼らのうち四〇人はフニムンドゥスの侵入時に倒れた（二二(4)）。三〇(1)にはラウリアークム市民と上流からの移住民で構成された市民軍が見える。

二七(2)　「おまえたちの力に帰してはならない」ne vestris viribus . . . imputeris ——。　ザウッペ版では imputeris の代わりに computeris。

二七(2)　「神の加護のお陰で」dei nunc praesidio ——。　ザウッペ版では nunc はない。

二七(2)　「神のひとは勧めた」——。　ベッカー版では文章はここで切れないで、「勧めたが、バターウィスの人々は……」と続く。

二七(3)　「一緒に……逃げようではないか」pariter discedamus（第一類および M）——。　クネル版では patiter descendamus（「一緒に下ろうではないか」。TNA^{a}）。

二七(3)　「敵の剣」——。　「エレミヤ書」六(25)、参照（「畑に出てはならない。また道を歩いてはならない。敵は剣を持ち、恐れが四方にあるからだ」）。

二七(3)　「同じ週に」in eadem hebdomada（LM）——。　クネル版では in eadem hebdomade（KCGTNA）。

二七(3)　「トリンギー族が襲撃した時」Thoringis irruentibus ——。　トリンギー族はテューリンゲン Thüringen 族のこと（他の文献では Thuringi とも）。北方より移住して来て、中部ドイツ（テューリンゲンの森、ハルツ Harz 山地、エルベ Elbe 中流域、ザアレ Saale 川流域、ヴェルラ Werra 川流域）に拠る。スエービー族に由来するが、のち多くのゲルマン種族と混合（種族名はこの地

に先住したケルト人のテウリー Teuri 族の名に因む）。中核はアンゲルン Angeln、ヴァルネン Warnen 両種族で――テューリンガー法は「アンゲルン族とウァルネン族の法」Lex Angliorum et Werinorum, hoc est Thuringorum ――、これにブルグンド族、セムノネース Semnones 族、ランゴバルド族などが加わる。四世紀末のウェゲティウス Vegetius の作品にトゥリンギー Thuringi の名称が初めてあらわれる。五世紀にはテューリンゲン族の王国は北エルベ地方からドナウ河流域にまで及び、アッティラの対フランク遠征の時、それへの参加を強要されたドナウ地方の種族の一つに数えられた。その後、民族移動の進展でマイン Main 川以北――ヴェルラ川とムルデ Mulde 川の間――に追われる。五三一年、ウンシュトルート Unstrut 川流域での戦いでフランク・ザクセン軍に敗れる。

二八（章題）「油がふえることとなったか」oleum crevisse provenerit ――。クネル版は provenerit ではなく contingerit（第二類）。

二八(1)「祈りと断食と施し」――。一(2)、一(4)、にも。「神の御業（みわざ）」opus dei はこのような「霊的な武器」を通じて働くのであり、この義務は修道士によってと同様、俗信徒によっても履行されるべきもので、幸も不幸もそれを阻むことはない（四(5)。神の恩寵を祈りと喜捨で求めよというのは（六(2)以下）、原始教会の慣習がまだ薄められていないことを教えており、事実、セウェリーヌスはキリスト教的な完成の核心を「信仰・希望・慈愛の高まり」（八(5)）という語で表現している。

二八(1)「霊的な武器」arma spiritalia――。「物質的な武器」arma materialia（二七(2)）に対照される――二(2)、一一(1)-(2)、二五(3)、四四(2)、参照――。「コリント人への手紙　第二」一〇(4)で聖パウロは、「わたしたちの武器は肉のものではなく、神のためには要塞をも破壊するほどの力あるものである」、という。そのほか「ローマ人への手紙」六(13)、一三(13)、「コリント人への手紙　第二」六(7)、「エペソ人への手紙」六(11)、「ペテロの手紙　第一」四(1)、参照。内容的には祈り、断食、喜捨のことである（一(2)、同(4)、二八(1)。(M. van Uytfanghe, *op. cit.* 326 f.)。

二八(2)　「或る日、神の人は」quadam die vir dei ——。　ザウッペ版では vir dei quadam die。

二八(2)　「聖堂（バシリカ）の一つに」in una basilica ——。　エウギッピウスは教区教会を ecclesia、修道院教会（聖堂）を basilica といって厳密に区別している（R. Noll, *a. a. O.* 129）。ラウリアークムに二つの教会があったことは考古学的にも確められているが、修道院教会が二つあったわけではないので、ここでの用法は必ずしも正確ではない（R. Zinnhobler/E. Widder, *a. a. O.* 20）。二つの教会のうち一つはラウリアークム駐屯の軍団の野戦病院（*valetudinarium*）の防壁にくっつけて建てられており、長さ一八・二〇m、幅七・三〇mの、四世紀後半から同世紀末にかけてのもの（一九三六年に E. Swoboda が発掘）。もう一つはラウリアークムの陣営の西、同市の都市集落の北端にあり（一九六〇－六六年に E. Eckhart が発掘）、以前のケルト人の異教神殿に密着して建てられたもので（三七〇年ころ。長さ三一・一〇m、幅およそ一四m）、本文にいうバシリカがそれである（P. Stockmeier, *a. a. O.* 359 f.; H. Ubl, Frühchristliches Österreich, in: *Severin*, 300 f.）。尚、この教会は現在の聖ラウレンティウス Laurentius 教会（Lorch 市の市教区・墓地教会）にまで連続している。

二八(2)　「その種のものを商人たちが供給することは……大へん困難であったからである」quam speciem ... difficilima negotiatorum tantum deferebat evectio ——。　クネル版では difficilima（evectio を形容）ではなく、difficilimam（speciem にかかる）。本文にはノリクムの商人はあらわれない。油を運んできた商人とはイタリア（特にイストリア Istria 地方）からの商人である（R. Bratož, *a. a. O.* 38）。

二八(2)　「そこでは貴重な、この液体の食品」pretiosius ... ibidem huius liquoris alimentum ——。　ザウッペ版では pretiosum ... ibidem liquoris elementum（「そこでは貴重なる液体の原料」）。

二八(3)　「主の御名が祝福されんことを」——。　一三(1)（同、註、参照）、一九(4)、にも。

二八(3)　「侍者たち」ministrantes ——。　「侍僕」ministri、即ち祭壇で司祭に仕える侍童のこと（L. Bieler, *op. cit.* 44, n. 50）。

二八(3)　「忠実なる下僕」fidelis servus ——。　この呼称はここだけ（F. Lotter, *a. a. O.* 79）。

二八(3)　「仕えられるためではなく、むしろ仕えるためにやって来た」qui non ministrari venerat, sed potius ministrare ——。ベッカー版では venerat がない。「マタイによる福音書」二〇(28)（＝「マルコによる福音書」一〇(45)）、参照（「それは、人の子がきたのも、仕えられるためではなく、仕えるためであり、また多くの人のあがないとして、自分の命を与えるためであるのと、ちょうど同じである」）。

二八(3)　「右手を用いて左手には知らせずに」——。「マタイによる福音書」六(3)、参照（「あなたは施しをする場合、右の手のしていることを左の手に知らせるな」）。

二八(4)　「仰天して、驚嘆のあまり大声をあげた」nimio stupore perterritus exclamavit ——。クネル版では stupore（「驚嘆のあまり」）ではなく、timore（T。「恐怖のあまり」）。

二八(4)　「油壺」cacabus olei ——。クネル版では caccavus olei。

二八(4)　「すると、あのいと好ましき液体は霊の力（ウィルトゥース）があばかれたので、退（ひ）き去った」——。この場合は奇蹟の効果の減少の例であるが、逆の場合については、一六(5)、註、参照。

二八(5)　「主、イエス・キリストがおまえをお許し下さらんことを」ignoscat tibi dominus Iesus Christus ——。クネル版では Christus を欠き、dominus Iesus（第二類）。

二八(5)　「予言者エリシヤの指図」——。「列王紀　下」四(1)-(7)、参照（「預言者のともがらの、ひとりの妻がエリシャに呼ばわって言った。『あなたのしもべであるわたしの夫が死にました。ごぞんじのように、あなたのしもべは主を恐れる者でありましたが、今、債主がきて、わたしのふたりの子供を取って奴隷にしようとしているのです』。エリシャは彼女に言った。『あなたのために何をしましょうか。あなたの家にどんな物があるか、言いなさい』。彼女は言った。『一びんの油のほかは、はしための家に何もありません』。彼は言った、『ほかへ行って、隣の人々から器を借りなさい。あいた器を借りなさい。すこしばかりではいけません。そして内にはいって、あなたの子供たちと一緒に戸の内に閉じこもり、そのすべての器に油をついで、いっぱいになったとき、一つずつそれを取りのけておきなさい』。彼女は彼を離れて去り、子供たちと一緒に戸の内に閉じこもり、子供たちの持って来る器に油をついだ。油が満ちたとき、彼女は子供に『もっと器を持ってきなさい』と言ったが、子供が『器はもうありません』と言ったので、油はとまった。

そこで彼女は神の人のところにきて告げたので、彼は言った、『行って、その油を売って負債を払いなさい。あなたと、あなたの子供たちはその残りで暮すことができます』」)。

二八(5)　「容器がもはや一つもないと聞いた時」ubi audivit defecisse numerum vasorum ——。　クネル版では vasorum を欠く(第二類)。

二八(5)　「すぐに油(の湧出)も止まった」mox stetit et oleum ——。　ザウッペ版では mox stetit oleum。

二九(1)　「アルプスの峰の頂上」——。　内陸ノリクムの「ローマ道」*via Romana* として『ポイティンガー図』は二つの交通路に言及している。一つはユーウァーヴムからウイルーヌム Virunum へ。もう一つはウイルーヌムからケレイアまで(附録、地図、参照)。前者はザルツァッハ川沿いにククルリス Cucullis を経、エンス川を横切ってラートシュタット峠 Radstädter Paß を通過し、更に、テウルニア Teurnia (=ティーブルニア)を経由して、ウィルーヌスに至るもの(E. Polaschek, *RE* XVII 1, 1936, s. v. Norikum, 1034)。この交通路でアルプスを通過する頂点に当る右の峠は標高一、七三八m (R. Noll, *a. a. O.* 138)。

二九(2)　「神の人の姿をした男が立っていて」quendam in effigie viri dei stantem ——。　ザウッペ版では effigiem viri dei stantem、ベッカー版では quendem がなく in effigie viri dei stantem。

二九(2)　「恐れることはない」nolite timere ——。　「マタイによる福音書」二八(10)、参照(「そのとき、イエスは彼らに言われた。『恐れることはない。行って兄弟たちにガリラヤに行け、そこでわたしに会えるであろう、と告げなさい』」)。

二九(2)　「巨体の雄熊が、道案内を勤めるために」——。　ここでの雄熊の働きは、一九(4)で聖セウェリーヌスに似た案内人が先導役を果した様子と重なり合っている。

二九(2)　「二〇〇マイル」——。　この数字は明らかに大きすぎ、おそらく、書き誤りであろう。

二九(3)　「どれほど多くの愛情を」quamtum caritatis . . . ——。　ザウッペ版、ベッカー版では quantumque caritatis . . . (「そ

して、どれほど多くの愛情を」）。

二九(4)　「神の御名が祝福されんことを」――。　二三(1)（同、註、参照）、二八(3)、にも。

二九(4)　「（彼の）居ない所で」in absenti――。　ザウッペ版では in absentia。

三〇(1)　「ラウリアークム市（オピドゥム）の市民たちと、上流の城市（まち）から逃げてきた人々とは……見張りを置き、……敵に対する備えを講じていた」――。　ラウリアークム市民と移住民が武装して一種の市民軍を形成していた。二七(2)、註、参照。

三〇(1)　「人間のなし得る限りの配慮で」quantum poterant humana sollicitudine（第一類。但しKのみ poterant でなく poterat）――。クネル版では quantum humana poterant sollicitudine（TNA）。

三〇(1)　「僅かばかりの持ち物をすべて市壁の中へしまい込むように」――。　市壁内での、或るいは要砦での籠城については、一七(1)、註、参照。ゾシモス Zosimos の記事（V 19, 7）の中にも、四〇〇年頃のトラキア都市で、市民が穀物や家畜やあらゆる種類の食料を集めて城壁内に運び入れ、市外には草木以外残されていなかったことが述べられている（vgl. R. Noll, *a. a. O.* 138）。

三〇(1)　「無情な攻撃」fetalis excursus（CG）――。　ザウッペ版、クネル版、ベッカー版では他のすべての写本により feralis excursio。

三〇(1)　「飢えに駆り立てられ」fame compulsus（第二類およびKG）――。　ザウッペ版、クネル版、ベッカー版では fame compulsa（LC）。

三〇(2)　「その同じ場所（まち）の司教である聖コンスタンティウスと、……との許（もと）へ」ad sanctum Constantium eiusdem loci pontificem et . . .――。　コンスタンティウスは南フランスのレラン Lérins 修道院の聖者、アントーニウスのおじに当たる（Ennodius, *Vita s. Antonii* 10 : erat enim venerabilis sacerdos [*scil.* Constantius] Antonii nostri patruus）。このアントニウスは八歳の時に父に死に別れ、聖セウェリーヌスの許へ（ad inlustrissimum virum Severinum）やってきて（*ibid.* 8 sq.）、聖人の死までそのそばに

いた。セウェリーヌスは、アントーニウスが将来、自己の協力者となるものと見ていたが、後者は聖人の死後、自分のおじのコンスタンティウスの許に赴き、更に北イタリアへと移った（*ibid.* 9; vgl. F. Lotter, *a. a. O.* 177）。尚、エウギッピウスがここでコンスタンティウスを「ポンティフェックス」pontifex と呼んでいるのは（この称号は本文ではほかに教皇、ゲラーシウス Gelasius についてだけ用いられている。四六(2)、ラウリアークムの司教の地位の重さを示しているのであろう（必ずしも「首都司教」*metropolitanus* ではないにしても。Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 22, mit Anm. 69）。

三〇(2)　「用心して」caventes ——。　ザウッペ版では cavete（「用心しなさい」）。

三〇(2)　「彼らは、偵察に行った者たち(の話)からして、自分たちには敵の気配は何も感じられない、と強く言い張った」illi nihil adversi per exploratores sentire se penitus affirmabant ——。　ザウッペ版では illis nihil adversi exploratores sentire se penitus affirmabant（「偵察に行った者たちは、自分たちには敵の気配は何も感じられない、と強く言い張った」）。

三〇(3)　「干し草の山に、……小さな松明から……火が燃え移り」acervus faeni ... facula ... accensus ——。　クネル版では facula の前に et があり（第二類）、「干し草の山と小さな松明に……火が燃え移り」、となる。

三〇(4)　「家畜の群れを略奪して帰った」——。　家畜の略奪は四(1)にも。

三〇(4)　「梯子が倒れているのを見つけた」scalas iacentes inveniunt ——。　クネル版では invenerunt（第二類）。

三〇(5)　「謙虚に告白した」humiliter confitentes ——。　ザウッペ版、ベッカー版の句読点では、「謙譲に」は前の「容赦を請い」precabantur にかかる。

三〇(5)　「眼前の事実によって、……気付いたのである」rebus praesentibus ... agnoverunt ——。　クネル版では agnoverant（第二類）。

三〇(5)　「予言の恩寵」gratia prophetiae ——。　九(1)、註、参照。

三〇(5)　「不従順な民衆（プレブス）はそのころ、皆、捕えられていたであろう」isset ... plebs inoboediens universa captiva ——。　ク

ネル版では isset の代わりに esse（第二類）。

三〇(5)　「使徒ヤコブはそのことを明言して、……、と述べている」――。「ヤコブの手紙」五(16)、参照（「だから、互いに罪を告白し合い、また、いやされるようにお互いのために祈りなさい。義人の祈りは、大いに力があり、効果のあるものである」）。

三一（章題）　「ルギー族の王、フェーウァに」Favae, regi Rugorum ――。　クネル版では Fevae は Febae。八（章題）、註、参照。

三一(1)　「バルバリーの剣をのがれた」barbaricos evaserant gladios ――。　ベッカー版でも evaserant (*plqpf.*)。ザウッペ版では evaserunt (*pf.*)。

三一(1)　「ラウリアークムへ」Lauriaco ――。　ザウッペ版、クネル版では Lauriacum。

三一(1)　「自分に貢納義務を負う近隣の諸都市（オピドゥム）に」in oppidis sibi tributariis atque vicinis ――。　三一(4)にも「近隣の貢納義務のある諸都市」vicinia ac tributaria oppida とある。ドナウ河南岸がルギー王に従属していたことを示すが、その極端な場合には、王妃の許でもっとも卑しい奴隷奉公が課されることさえあった（八(2)）。諸都市からルギー王への貢納はおそらく現物でなされた（R. Bratož, *a. a. O.* 38, Anm. 155）。

三一(2)　「二〇番目の里程標の所で」――。　主要な道路には一マイル（milia passum ――およそ一、六〇九m）ごとに高さ約二mの「里程標」miliarium が立てられ、その地点から次の比較的大きな都市への距離を標示していた。ラウリアークムから二〇マイル離れたところにある宿駅はラクフェリキス Lacufelicis とよばれていて、おそらくウッル Url 川沿岸に城壁が残っている、ローマ時代の城塞がそれであろう（R. Noll, *a. a. O.* 139）。

三一(3)　「キリストの使者」legatus Christi ――。　一七(2)（「天使の口から出たものであるかのように」）でと同様、ここでも天使としての修道士像が背景にある（H. Dickerhof, *a. a. O.* 12, Anm. 37）。

三一(3)　「神の慈悲を思い出しなさい。おまえの父も自分がそれに助けられるのをしばしば自覚していたのだ」divina be-

neficia recordate, quibus pater tuus se frequenter sensit adiutum——。　クネル版では tuus（「汝の」）を欠き、しかも frequenter se とある。王の父に下された「神の慈悲」divina benevolentia については「ダニエル書」五(18)、参照（「王よ、いと高き神はあなたの父ネブカデネザルに国と権勢と、光栄と尊厳とを賜いました」。cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 333）。尚、「汝の父」とはフラキテウスのこと（五、参照）。

三一(4)　「アラマンニー族やトリンギー族の酷い略奪で荒され」Alamannorum ac Thoringorum saeva depraedatione——。　アラマンニー族については一九(1)、註、トリンー族については二七(3)、註、参照。

三一(4)　「彼らを住みつかせるべき」debeant ordinari——。　クネル版では、debeant（CGL）ではなく debent（第二類）。

三一(4)　「貢納義務のある諸都市」tributaria oppida——。　用語としては *civitates tributariae* という術語（ローマ帝国を構成した従属的諸都市）に近似しており、意味的にも同じものを指している。「貢納義務を負ったキーウィタース」（ほかに *civitas stipendiaria* と呼ばれた共同体もある）はその自治の確かな保証はなく、また、たとえそれが文書のかたちで保証されている場合（*civitates liberae*）でも、その地位は皇帝の意志（ないし帝国の方針）に依存する、不確かなものであった（この点では「同盟都市」*civitates foederatae* もかわりはない）。本文の場合のようにゲルマン王に服属する場合、その従属の度合いが一層強かったであろう（次註、参照）。

三一(5)　「服従している人々」——。　ここでは subjecti とあり、すぐ前には「服属民」subditi とあったが、いずれもルギー王の支配下に入って「従属している」obsequi（三一(5)）住民、特に聖人の信者たちのこと。

三一(6)　「友好的な同盟関係を結んで」benevola societate——。　ドナウ沿岸でのバルバリーとローマーニーとの間の、このような平和的関係は、同時代のイタリアでの東ゴート族（テオデリヒ王）とローマーニーとの共存にも比すべきもの（cf. L. Bieler, *op. cit.* 88, n. 34）。三世紀以来、ローマ帝国は駐屯軍の宿営を負担する義務（土地・家宅の三分の一を提供）を現地の地主に課したが、この制度が四世紀末には帝国軍隊だけでなく、ゲルマン人の王の軍隊についても適用され（アルカディオス

Arkadios 帝時代の「軍隊駐屯法」Einquartierungsgesetz。三九八年）、のちイタリアではオドウアーカルや東ゴート王の軍隊に対してローマーニーの地主の土地・家宅の三分の一が分割供与され、土地の分割没収を免れた地主にも収獲の三分の一を納付させた（三分の一 tertia 税）。

三一(6)　「彼自らはファウィアーニスにある彼の古い修道院に住み」——。　その後の聖人の活動の重点（修道士たちの「父」として修道院を組織化）を予告している（H. Dickerhof, *a. a. O.* 9）。

三一(6)　「すべての人が……ローマ領の一属州へ」universos in Romani soli provinciam（第一類）——。　クネル版は in を独自の判断で inde（「そこから」）に修正し、あとは第二類に従って universos inde Romanos ad suas provincias（「そこからすべてのローマ領民をその諸属州へ」）。尚、四〇(4)、註、参照。

三二(章題)　「同じ神の下僕が彼の称讃者たちに」laudatoribus eius idem dei servus——。　クネル版では laudatoribus regis eiusdem dei servus（第二類。「同王の称讃者たちに神の下僕が」）。

三二(1)　「オドウァーカル」Odovacar——。　本文、三二には四度に亘って言及されている（ほかに章題にも）。Cをはじめ、第一類には Odovacar という綴りが多いが、その場合でも同じ写本で場所によって異なる例が多い（Gは Odovacar、またはは Odovacer、Kは Odovacar、または Odoacar。但しLは Odovacer、または Odoacer）。一方、第二類は Odoacar で、ザウッペ版はこれに従っている。オドウァーカルの生涯については七、註、参照。

三二(1)　「もし（自分にできることで）何かお望みのことがあれば」si qua speranda duceret（第一類）——。　第二類では si（「もし」）がなく quae だけで、クネル版はこれに従う。ベッカー版のみ独自に si quae speranda duceret。

三二(1)　「追放されているアムブローシウスなる者を」Ambrosium quendam exulantem——。　このアムブローシウスについては他の史料にも言及はない。アムブローシウスを追放したのがオドウァーカルであることから、R. Zinnhobler/E. Widder（*a. a. O.* 27）は、アムブローシウスもオレステースの周辺の人であったと考え、聖人がそのような人物の放免

を願い出たことを、聖人のオレステースないし西ローマ帝室との接触の証拠としている。そして、オドゥァーカルの父、エディコー Edico がオレステースと共にかつてアッティラの許で仕えていたこと、ルギー族もアッティラの死までフン族の支配下にあったこと、セウェリーヌスがこれらの人々や種族のことを知悉していることなどから、聖人もかつてアッティラの宮廷にいた、とさえ考えている。また、I. Bóna によれば、セウェリーヌスはオレステースやアエティウスと同様にフン王の宮廷で仕えていた（そして、そこでオレステースとだけでなく、オドゥァーカルやルギー王、フラキテウスとも知り合った）、という（Severi(ni)ana, *A. Ant. Hung.* 21, 1973, 281-338. 但し、筆者未見、R. Bratož, *a. a. O.* 18 参照）。しかし、この説によれば、セウェリーヌスが四五四年までフン族の宮廷にいたことになり（一方、本文では四五六年にオリエントからノリクムに到来した筈である）、年代的に無理がある。

三二(2)　「また、或る時」quodam etiam tempore（第一類）――。　クネル版（第二類）では quo etiam tempore（「またその時」）。

三二(2)　「多くの貴族（ノービレス）が……王をほめたたえると」dum … regem multi nobiles … laudarent ――。　ノリクムの貴族（*honestiores*）については、E(8)、註、参照。オドゥァーカルは政敵をノリクムに追放したが（E(8)、三二(1)、反面、ノリクムには彼の支持者もいたことを右の文章は伝えている。

三二(2)　「オドゥァーカルを」Odovacarem（*nom.* Odovacar）――。　ザウッペ版では Odoacrem（*nom.* Odoacer）、クネル版では Odoacarem（*nom.* Odoacar）。三二(1)、註、参照。四四(4)の「オドゥァーカル」Odovacar も同じ。

三二(2)　「彼は言った。『一三ないし一四のあいだオドゥァーカルは安泰である』。つまり、これは彼の安泰な支配の年数を指し示したものであって」„Odovacar“, inquit, „integer inter tredecim et quattuordecim“, annos videlicet integri eius regni significans: ――。　第一類ではこのように integer のあと inter があるが、第二類には inter がない。クネル版は第二類に従い、聖人の言葉を annos までとし、そのあともう一度独自に annos を加え入れ、‘Odoacer’ inquit ‘integer tredecim et quattuordecim annos’ 〈annos〉 videlicet integri regni significans: とする（「彼は言った。『オドアーカル

は一三ないし一四年間安泰である』。これはつまり……』）。ザウッペ版では‘Odoacer’, inquit, ‘qui integer inter tredecim et quattuordecim annos?’とあり、「一三年ないし一四年のあいだ安泰であるオドアーケルのことか」となるが、その場合でも正確には‘Odoacrem … qui …’でなければならない。それ故、ここでは C. Rodenberg および R. Noll に従って qui と疑問符なき文章と解する。integri eius regni（「彼の安泰な支配の」）はザウッペ版では integritatem eius regni（LCG。「彼の支配の安泰を」）。歴史的には四七六 - 四八九年が彼の支配の頂点。即ち一三年間。そのあと、東ゴート王、テオデリヒの攻撃をうけ、最後にはラヴェンナ Ravenna に包囲される。

三三(1)　「聖セウェリーヌスは、その名がかつて最初に知れ亘ったのはコマーゲーニスの都市民たちの許（もと）でであるが――。一(3) - 三(1)、参照。

三三(1)　「ドナウ河を渡って」traiecto Danuvio ――。ザウッペ版では transiecto Danuvio。

三三(1)　「葬式の用意までされている」cui iam parabat exequias ――。クネル版では exequias は exequia（第二類）。

三四(1)　「象皮病患者」elephantiosus ――。象皮病（*elephantiasis*）は一種のレプラ（癩病）で皮膚に斑点が生じ、象のそれのように硬くなる（P. Becker, *a. a. O.* 47）。R. Noll は真正の象皮病ではなく、結節のできるレプラ（*lepra tuberosa*）であろう、という（*a. a. O.* 139）。二六(1)、註、参照。

三四(1)　「彼の祈りで清められることを願って」rogans eius oratione mundari ――。クネル版では eius のあと se が入る（第二類。「自分が清められることを願って」）。

三五(章題)　「驚くほど持続的に祈れるようになったこと」mirabiliter effectum iugiter orandi――。写本はすべて effectum（「効果を」）ではなく、affectum（「体調を」）であるが、クネル版のみ affectum を採り、ザウッペ版をはじめ、他の諸版本は effectum。

三五(1)　「バルバリーの出自の人で」barbarus genere ――。主としてゲルマン人の領外民を指す（一(4)、註、参照）。聖人は

三名のバルバリーを癒し（六、三三、三四）、彼の修道院にはボノースス Bonosus のほかに、ウルスス Ursus というゲルマン人もいた（三八(1)）。「領外民」ないし「異邦民」に対するこのような偏見なき態度はキリスト教の本来の立場と一致する（「マタイによる福音書」二八(19)、参照――「それ故に、あなたがたは行って、すべての国民を弟子として、父と子と聖霊の名によって、彼らにバプテスマを施し、……」。cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 339）。

三五(1)　「目の病いにたいへん煩わされていたが、……自分に治療法が授けられるように」oculorum imbellicitate plurimum praegravatus medelam sibi praestari（第一類）――。　クネル版では oculorum imbellicitate plurimam patiebatur medelamque sibi praestari（第二類）。

三五(1)　「外来者や異邦民（でさえも）が、健康を与えてくれる恩寵の助けを受けているのに」adventicios et externos salutaris gratiae sentire praesidia ――。　adventicios（GLMN）はクネル版では adventitios。「異邦民」とは「領外民（バルバリー）」のこと。

三五(2)　「息子よ」fili ――。　クネル版では第二類に従い、o fili（「おお、息子よ」）。

三五(2)　「外なる目ではっきり見えること」exterioribus oculis clarum ... conspectum（CG）――。　ザウッペ版、クネル版、ベッカー版では exterioris oculi clarum ... conspectum（第二類およびL）。

三五(2)　「おまえにとって何の役にも立たない」non tibi ... expedit ――。　ザウッペ版では独自に quid ... expedit ....?（「何の役に立つのか」）。

三五(2)　「ずっと修道院の見張り役を勤め」in monasterii excubiis perseverans ――。　修道士を兵士にたとえての軍事用語の使用の一例（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 105）。尚、四三(5)（「神のために戦うものたち」）、及び、同、註、参照。

三五(2)　「回心した」conversus est ――。　「回心」conversio とはここでは、「内なる目が働き」、「心で見て」、修道院生活を決心したことを指し、この用語法は初期の修道院規則（*regula*）の精神と合致していた（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 104）。

三六（章題）「彼らを魔王（サタン）に引き渡し」quos tradidit satanae ——。クネル版では quos のあと mox（「やがて」）が入る（第二類）。

三六（章題）「彼が、その場所で父たちの二人の例を挙げて、極めて正しい説明をした」de qua re prolatis duorum patrum exemplis verissimam loco suo reddidit rationem ——。クネル版では loco suo（「その場所で」）は suo loco（第二類）、reddidit rationem（「彼が……説明をした」）は reddidi（TN。「私が説明をした」）。本文では（三六(2)-(3)）、エウギッピウスが二人の父たちの例をあげて聖人の行為（修道士の悪魔への引渡し）を釈明しているが、この章題によれば、聖人自身がそのとき同様の説明をしたことになる。本文と章題との間に齟齬があるが、しかし、このことから章題は後世の編者によって書かれた、と結論すること（章題も自分の手になるというE(11)での、エウギッピウスの言葉を否定）は早計で（L. Bieler, *op. cit.* 51, n. 11 への R. Bratož, *a. a. O.* 27, Anm. 109 a の異論、参照）、実際は、聖人自身もそのとき釈明したし（R. Noll, *a. a. O.* 140）、またエウギッピウスもそれに同意して本文のような記述になったのであろう。

三六(1)「主が彼らを養子として引きとられ」——。「ローマ人への手紙」八(14)-(16)、同(23)、参照（「すべて神の御霊に導かれている者は、すなわち、神の子である。あなたがたは再び恐れをいだかせる奴隷の霊を受けたのではなく、子たる身分を授ける霊を受けたのである。その霊によってわたしたちは『アバ、父よ』と呼ぶのである。御霊みずから、わたしたちの霊と共に、わたしたちが神の子であることをあかしして下さる。……それだけでなく、御霊の最初の実を持っているわたしたち自身も、心の内でうめきながら、子たる身分を授けられること、すなわち、からだのあがなわれることを待ち望んでいる」）——vgl. A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 106.

三六(2)「至福なる使徒が教えているように」sicut docet beatus apostolus（KC）——。クネル版では第二類により sicut beatus dicit apostolus（「……言っているように」）。尚、使徒の教えについては、「コリント人への手紙 第一」五(5)、参照（「彼の肉が滅ぼされても、その霊が主のさばきの日に救われるように、彼をサタンに引き渡してしまったのである」）。

三六(2)「ミラノの司教、至福なるアムブローシウスも……言ったことがあった」——。スティリコの奴隷への、アムブ

ローシウスの言及はパウリーヌス Paulinus の『聖アムブローシウス伝』*Vita s. Ambrosii*（第四三章）にある。アムブローシウス（三三九(?)-三九七年）はガリアの近衛都督（*praefectus praetorio Galliarum*）の息子に生れ、「自由学科を学んだ」edoctus liberalibus disciplinis（Paulin. *op. cit.* 5）が――彼の讃美歌の作詞はこの教養にもとづく――、のちミラノの司教となり（在職、三七四-三九七年）、異教や異端（アリウス派）の勢力に対抗し、またローマ皇帝（グラティアーヌス Gratianus、ウァレンティニアーヌス二世、そしてテオドーシウス Theodosius 一世）に対して教会の権威を称揚した。異教祭祀への国家の支持を求めて元老院議員たちは議場にウィクトーリア Victoria 像を再建することを主張し、一方、皇后ユスティーナ Justina はミラノでアリウス派のために教会のひき渡しを求めたが、彼らに対してアムブローシウスはカトリック信仰の立場を守った。特に、「信仰のことに関しては、司教がキリスト教徒の皇帝を裁くのであり、皇帝が司教のことを裁くのではない」（Ambr. *Ep.* 21, 4）、として、信仰に関する決定権を皇帝から司教の手に取り戻し、かつ、国家と教会の結びつきを教会に有利なかたちで強化した点で、歴史上大きな位置を占めている。

三六(2)　「スティリコ」――。Flavius Stilicho（三六五-四〇八年）。ローマに仕えるヴァンダル人の子。三八三（?）年、軍指揮者（*tribunus militaris*）に任ぜられ、三八四年にはペルシアへの使節の一員に加わっている。テオドーシウス帝（一世。在位、三七九-三九五年）に認められ、同帝の姪セレーナ Serena と結婚し、護衛隊長（*comes domesticorum*）に。帝の没後、アルカディオス（東帝。三九五-四〇八年）とホノーリウス（西帝。三九五-四二三年）の共同統治となったが、東ではルフィーヌス（「オリエンス道都督」*praef. praet. Or.*）が、西ではスティリコが実権を握り、特に後者は同僚なしの軍総司令長官（*magister utriumque militiae*）となって、娘を（最初は長女のマリア Maria を、次いでその死後は二女のテルマンティア Thermantia を）ホノーリウス帝の皇后にした。そのころ西ゴート王アラリヒはトラキアに入り（三九五／六年）、ギリシアを荒らして、イタリアを襲ったが（四〇一年ポレンティア Pollentia の戦い）、スティリコに撃退される（四〇二年。ヴェローナ Verona の戦い）。スティリコはラダガイスの率いるゲルマン人（東ゴート、その他）の侵入をも防いだ。しかし異民族の攻勢はあとをたたず、四〇六年に、ア

ラーニー Alani、ヴァンダル、スエービーの諸族が中部ドナウ地域から西へ移動し、ライン国境を越えてガリアに入るのをスティリコは防ぎ得なかった。ゲルマン諸族は更に西へ勢力を拡大して、帝国内でのゲルマン人国家の形成へと向かい、一方、ローマの軍団はブリタニアでコンスタンティーヌス（三世）をアウグストゥスに推戴し、この対抗皇帝はガリアでも承認される。スティリコは西ゴート（アラリヒ王）との協力でこの危機を乗り切ろうとしたが、反ゲルマン派の反撥を招き、また、アルカディオス帝の死（四〇八年五月一日）後、自分の息子のエウケリウス Eucherius の擁立をはかったとの嫌疑も重なって、殺害される。

三六(2)　「以後」in posterum ——。　ザウッペ版では postmodum。

三六(3)　「セウェールス・スルピキウスも、ポストゥミアーヌスの話をもとに」——。　セウェールス・スルピキウス（三六三年頃－四二〇年）は古代末期の聖者伝・年代記の著述家（第二部、第一章、㈢、参照）。弁論活動に従事したのち、禁欲生活に入り、トゥールの聖者、マルティーヌスの伝記（『聖マルティーヌス伝』）を著す。またキケローの著述（*Acad.* I）に倣って『対話』*Dialogi* を書き、多くの奇蹟譚を伝えている。ポストゥミアーヌス Postumianus は彼の友人で、右の対話篇に話し相手として登場し、本文の話は、「悪魔に取り憑かれた人の身体から悪魔を追い出すという、信じ難い能力をそなえた、或る聖人の奇蹟」を述べた個所（『対話』、第一巻、二〇）にある。

三六(3)　「自分を支配する、悪魔の力を五ケ月間容認することによって」promissa in se mensibus quinque diaboli potestate（CGLM）——。　クネル版ではTNAに従い diaboli の代わりに diabolo（「自分を支配する力を五ケ月間悪魔にゆだねることによって」）。

三六(3)　「悪魔憑き」——。　「悪魔つき」energumenus（ἐνεργούμενος）とは、その体内に不純なる霊が働いている（ἐνεργεῖ）人のことである。この表題は「エペソ人への手紙」二(1)－(2)の記述（「さてあなた方は、先には自分の罪過と罪とによって死んでいた者であって、かつてはそれらの中で、この世のならわしに従い、空中の権力をもつ者、すなわち、不従順の子らの中に今も働いている霊に従って、

歩いていたのである」）に基づいている（Th. Klauser, *RAC* V, 1962, s. v. Energumenoi, 51 ff.）。他の聖者伝、たとえばスルピキウス・セウェールス『聖マルティーヌス伝』にも「悪霊に取り憑かれた者」daemoniacus があらわれる（一七(2)、一八(1)）。

三六(3)「癒された」curatus est ――。　ザウッペ版では purgatus est（「清められた」）。

三六(4)「四〇日間に亘って節制」――。　「節制」abstinentia とは禁欲・節食のこと。断食は普通は三日間であるが、四〇日の例は三八(1)にもある。

三六(4)「聖なる人に対する畏怖の念はたかまり、（聖人の）教戒に対する一層の畏敬が他の人々を捉えた」――。　「他の人々」とは仲間の修道士たちのこと。ノリクム西部が放棄され、独住かつ末組織の隠修士たちが聖人のもとに集まり、ファウィアーニスの修道院にうけ入れられるに応じて、永続的な共住団体、位階を伴った修道士共同体が形成されつつあった。その際の修道士にとって、聖人への畏敬に発する「従順」*oboedientia* が最も重要な徳目であったことをエウギッピウスはここで強調し、セウェリーヌスの働きを教会的な権威をもって説明している（H. Dickerhof, *a. a. O.*, 33 f.）。

三七（章題）「他の属州」――。　河岸ノリクム（聖人の本拠地）に対して内陸ノリクムを指す。

三七（章題）「耐えていた苦難の時間を……祈りを課した後に、知らせたか」horam, quam ... pertulerunt, oratione ... indicta signaverit ――。　ザウッペ版では hora, ... indicia signaverit（「耐えていた苦難の時に、……祈りによって徴候を知らせたか」）。

三七(1)「後に我々の前に、長老として、修道院の長となった」qui postea presbyter ante nos monasterio praefuit ――。　長老（*presbyter*）と修道院長については、一(2)、一一(2)、四一(1)、四一(2)、四三(3)、の各註、参照。修道院内には複数の長老がいて、その一人が修道院長となった。

三七(1)「マルキアーヌス」――。　一一(2)にも登場。

三七(1)「ノリクム」――。　内陸ノリクムのこと。一七(4)でと同じ用法。

三八（章題）「命にかかわる膿疱という難儀について」De periculis letalis papulae（LG）――。　クネル版では periculis の代

わりに periculo（LG）。

三八(1)　「いつも以上に厳しい四〇日間の断食」――。　三六(4)、註、参照。

三八(2)　「このこと一つを述べただけで」hoc unum ... narrasse ――。　ザウッペ版では narrasse の代わりに narrare。

三九(1)　「彼の弟子たちの僧院」discipiorum suorum cellula ――。　聖人の建てたファウィアーニスの修道院のこと。　四(6)、その他、各所に「修道院」monasterium とある（四(6)、註、参照）。四二(2)の僧院も同じ。ボイオトロー（バターウィス）の修道院（36, 1 : monasterium）も「僧院」cellula（19, 1 : Batavis ; 22, 1 : Boiotro）と呼ばれている（F. Lotter, *a. a.* O. 180）。

三九(1)　「朝の祈り」matutinae orationes ――。　全員での朝の勤行（matutina solemnitas）で、東方以来の修道院制の慣習である（A. J. Pfiffig, *a. a.* O. 109）。

三九(1)　「ほかの祈りの時間」reliqua orationum tempora ――。　朝課（*matutinum*）、終課（*completorium*）以外の三時課（*tertia*）、六時課（*sexta*）、九時課（*nona*）のこと（H. Dickerhof, *a. a.* O. 24）。

三九(2)　「粗毛製のマット」cilicium ――。　キリキウムとは山羊の粗毛製のシャツないしマットで、特に小アジアのキリキアで用いられていたのでこの名がある。隠修士は通常、獣皮や獣毛の製品を着用していたが（聖セウェリーヌスがキリキウムを用いたのは東方での修業時代の名残りである。因みに聖マルティーヌスもキリキウムを着用――Sulp. Sev. *Vita s. Mart.* 14, 4）、共住修道士が用いるのは例外である。四世紀以降、山羊の毛は公然の悔悛のしるしとなり、キリキウムの使用が灰（悔悛・浄化の象徴）の振り掛けと結びついた――のち死に臨む者は「灰を振り掛けた粗毛製ベットの上に」in cinere et cilicio 置かれる――。粗毛製マット（stratus cilicinus）は本文でのように寝床としてのほか、祈禱用の敷物、椅子マットなどに用いられた（A. Hermann, *RAC* III, 1957, s. v. Cilicium, 129 ff.）。

三九(2)　「彼のまとっていたのは一枚の衣(だけ)で」amictu utebatur ――。　「マタイによる福音書」一〇(10)、及び「マルコによる福音書」六(8)-(9)、参照（「旅行のための袋も、二枚の下着も、くつも、つえも持ってゆくな。働き人がその食物を得るのは当然であ

る」。「また旅のために、つえ一本のほかには何も持たないように、パンも、袋も、帯の中に銭も持たず、ただわらじをはくだけで、下着も二枚は着ないように命じられた」)。

三九(2)　「一週間に一度の軽い食事をとっただけで」una per hebdomadam refectione ——。　クネル版では hebdomadam (LMNA) ではなく、hebdomadem (CGT)。

四〇(2)「彼自身の服属民を相手とする場合には、……を必ず念頭に置いておくように」ut ita cum sibi subiectis ageret, quo se iugiter cogitaret ... ——。　ザウッペ版では ut ita cum sibi subiectis ageret, ut se iugiter cogitaret ... 。

四〇(3)「主のお導きで」auctore domino ——。　ザウッペ版では auctore deo (「神のお導きで」)。

四〇(4)「ローマの一属州へ」ad Romanam provinciam ——。　同じことを三一(6)では「ローマ領の一属州へ」in Romani soli provinciam とある。

四〇(5)「取るに足りぬ、卑しいこの私だが、彼の証しによっておまえたちに次のように訴えかける」cuius vos ego indignus et infimus attestatione convenio ——。　クネル版では第二類に従い vos が cuius のあとにではなく、infimus のあとに。尚、「彼の証しによって」については、「創世記」五〇(25)、参照(「さらにヨセフは、『神は必ずあなたがたを顧みられる。その時、あなたがたはわたしの骨をここから携え上りなさい』と言ってイスラエルの子らに誓わせた」)。

四〇(5)「今は人がたくさん住むこれらの町々も」Haec ... loca nunc frequentata cultoribus ——。　異民族の襲撃の絶えない混乱期にも拘らず、町々の居住民が必ずしも減少していなかったことを窺わせる。その要因の一つに、この地方では中小農民が退役兵士の定住によって補強されていた、という事情があった。持ち主のいなくなった土地が退役兵士に割り当てられ、その際、耕獣も、播種用種子も配給された(F. Lotter, *a. a. O.* 38; R. Bratož, *a. a. O.* 38)。これによってローマは社会的・軍事的に帝国を支える階層を維持しようとしたのである(第二部、第四章、(1)、(2)、参照)。

四〇(6)　「兄弟たちの会衆(コングレガーティオー)」fratrum congregatio ——。　修道士たちの共同体(klösterliche Gemeinschaft)のこと。fraterna

congregatio（*vel.* fratrum congregatio）という呼び方はオリエントの修道制の遺産である。修道士たちはセウェリーヌスの「息子たち」filii（四三(1)）、「弟子たち」discipuli（三九(1)）であり（cf. 40, 4: sui）、互いに「兄弟たち」fratres（四三(1)）である。但し、この共同体には既に長老たち（43, 1: seniores）がおり、修道士の間には序列（43, 8: ordo）があった（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 104 f.）。

四一（章題）「どのようにして……知らせたか」Quomodo ... indicavit ——。モムゼン版、ベッカー版では indicavit ではなく indicaverit。

四一(1)「かの、いと至福なるセウェリーヌス」idem beatissimus Severinus ——。ザウッペ版では idem beatus Severinus。

四一(1)「主の顕現の日に」epiphanorum die ——。一月六日。異教徒に対して救主の光栄が公現された日であり、キリストの洗礼の日、三聖王の礼拝の日でもある。この祝日に関する最初の記述はユリアーヌス Julianus 帝についてのそれで、三六一年のこの日に帝は自らの背教をかくすためにパリ Parisii でミサに参加した、という（Amm. Marcel. XXI. 2, 5）。祝祭の内容は地方によって異なり、エジプトでは主の誕生と洗礼、キュプロスでは主の誕生、三王来朝、カナの婚礼、ガリアとスペインでは主の誕生と洗礼、カナの婚礼、ローマでは三王来朝という具合に種々である。アウグスティーヌスは、御公現の核心は異教徒へのキリストの啓示にある、というが、一般的には主の洗礼に重心が移った（E. Pax, *RAC* V, 1962, s. v. Epiphanie, 902 ff.）。尚、この「主の顕現の日」に聖人は自分の死（一月八日）のことを知らせたが、このことの背景には、聖なる三王が信心深い人に死の三日前にあらわれる、という思想がある。この言い伝えは今日でもスロヴェニアの各地で見られ、ローマーニーの精神文化が新来のスラヴ人に伝えられたこと（文化の連続）の一つの証拠となっている（R. Bratož, *a. a. O.* 30）。

四一(1)「聖なる長老、ルキルスが、……かつて、両ラエティアの司教、聖ウァレンティーヌスの埋葬の日をば、……、

と彼の修道院長に……」sanctus . . . Lucillus presbyter abbati suo sancti Valentini, Raetiarum quondam episcopi, diem depositionis ——。ザウッペ版、クネル版、モムゼン版、ベッカー版ではほとんどの写本（第二類およびLCG²）に従い、sanctus . . . Lucillus presbyter abbatis sui sancti Valentini, Raetiarum quondam episcopi, diem depositionis（「聖なる長老、ルキッルスが、……かつて両ラエティアの司教であった、彼の修道院長、聖ウァレンティーヌスの埋葬の日を……」）とあるが、これでは司教が修道士になったことになり（このことは、修道士の地位が教会内ではまだ「平信徒」*laicus* のそれであった時代は勿論、中世に於いても禁じられていた）、不都合である（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 101 f.; E. Vetters, in: R. Noll, *a. a. O.* 29. 聖人が修道院長であったことへの異議については、vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 16 f. mit Anm. 47.）。尚、「両ラエティアの司教」とあるが、両ラエティア（西南部の第一ラエティアと東北部の第二ラエティア）のうち、厳密には第二ラエティアを指す。

四一(1)　「毎年の行事」annua sollemnitas ——。死者の命日、ないし埋葬の日に毎年ミサを行なうという、教会の行事についての最初の記録（R. Noll, *a. a. O.* 141）。

四一(1)　「おまえに、同じ日に私のための徹夜の勤めをしてくれるよう遺言しておく」——。聖人による次期修道院長の指名である（H. Dickerhof, *a. a. O.* 28）。「徹夜の勤め」vigiliarum studia とは「徹夜の祈り」、即ち、通夜（*vigilia*）のことで、教会では聖者のそれが記念日（命日または埋葬日）の前日に行われる。聖セウェリーヌスの命日は一月八日、ウィギリアは一月七日（ウァレンティーヌスの埋葬の日と同じ）。（R. Noll, *a. a. O.* 141）。

四一(2)　「聖なる長老よ」——。修道院長（*abbas*）のほかに長老（*presbyter*）がいたことの証拠。四三(9)、註、参照。

四一(2)　「主の決められたことが、人間の意志で無為に帰することはないであろう」——。主の決められたこととは、聖人がルキッルスより先に死ぬことではなく、ルキッルスが聖人の後継者になるということ（H. Dickerhof, *a. a. O.* 28）。

四二（章題）「誓言し、……警告したか」contestatus sit suosque monuerit ——。ザウッペ版では contestatus suos commonuerit。

四二(1)　「フェルデルクスが、彼の兄であるルギー族の王、フェーウァから」――。　フェルデルクス Ferderuchus（第一類）とあるところが、クネル版ではフレデリクス Fredericus（第二類）とあるが――ほかに四二（章題）、四二(1)、同(2)、同(3)、四四（章題）、四四(1)、同(3)、同(4)でも同じ――、誤りである。フェルデルクスは左下の系図にある通り、前出（八(3)）のフレデリクスの叔父で、のちこの甥に殺害される（四四(3)）。

四二(2)　「予期せぬ忠告に驚いて言った」――。　以下のフェルデルクスの言葉は「マタイによる福音書」二六(31)-(35)のペテロの否認を想起させる（「たとい、みんなの者があなたにつまずいても、わたしは決してつまずきません」。「たといあなたと一緒に死なねばならなくなっても、あなたを知らないなどと、決して申しません」。cf. M. van Uytfanghe, *op. cit.* 335）。

四二(2)　「何かを取り去るのではなく、（それに）何かをつけ加えるのが我々に相応しい」conferre nos aliquid deceat, non auferre ――。　クネル版では nos がない（第二類）。

四二(2)　「どういう機会にであれ、おまえが私の僧院を襲おうと思った場合には、おまえはその場で即座に（私の言葉の正しさを）実証し、将来、私の望まないことだが、罰を受けるであろう」――。この予言通り、のちフェルデルクスは修道院を略奪し（四四(1)-(2)）、「予告された罰」が彼に下る（四四(3)）。

四二(2)　「私の僧院」cellula mea ――。　聖人の建てたファウィアーニスの修道院のこと。三九(1)の「彼の弟子たちの僧院」に同じ。同、註、参照。

四二(3)　「いと優しき教師」doctor ... dulcissimus ――。　「優しき」とは「慈愛」*caritas* に満ちた、という意味（M. Pellegrino, *op. cit.* 19）。尚、第二部、第一章、(三)、参照。

四二(3)　「時おり……警告するのを」alloqui per momenta ――。　クネル版では alloqui per monita（第二類。「警告して話しかけることを」）。

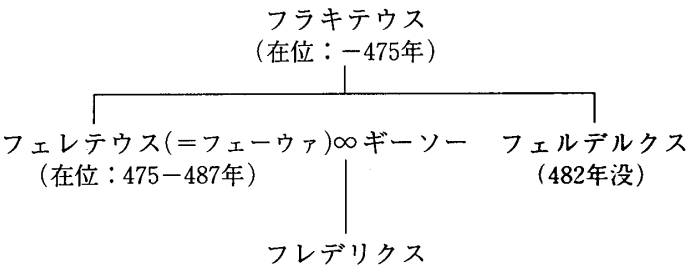

四三(章題)　「忠告と最後の含蓄のある(言葉)とによって」――。　聖人の「別離の言葉」のこと。四三(8)、註、参照。

四三(1)　「わき腹に軽い痛みを感じはじめ、それが三日間続いた時」――。　聖セウェリーヌスの死因はおそらく肋膜炎であったと思われる (L. Bieler, *op. cit.* 30, n. 22)。

四三(1)　「自分の遺体について注意を与え」――。　彼の遺体を一緒に運んで行くことの指示 (P. Becker, *op. cit.* 53)。聖者の遺体の移送 (translatio) はドナウ地方でほかにも例がある。いずれも新しい故郷での兄弟たちの共同体の保証として持ち帰られた場合である。たとえば、五世紀はじめにスカルバンティア Scarbantia とサウァリアの住民が殉教した司教のクィリーヌス Quirinus の遺体をローマへ移したことなどがそれで、殉教者の聖遺物がパンノニアや下モェシアからアクィレイアやアンコーナ Ancona に移された例も知られている (R. Noll, *a. a. O.* 145)。

四三(1)　「父としての教えを垂れて励まし」 paterna informatione corroborans ――。　修道院長としての指示のこと (A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 104)。一二六(1)、註、参照。

四三(2)　「至福なるヤコブがまもなくこの世を去るであろうという時になって、……」――。　「創世記」四九(1)以下、参照(「ヤコブはその子らを呼んで言った、『集まりなさい。後の日に、あなたがたの上に起こることを告げましょう、……』」)。

四三(2)　「彼らの神聖な生活の結末を顧みて、信仰を見習いなさい」――。　「ヘブル人への手紙」一三(7)、参照(「神の言(ことば)をあなたがたに語った指導者たちのことを、いつも思い起しなさい。彼らの生活の最後を見て、その信仰にならいなさい」)。

四三(2)　「なぜなら、『アブラハムは主からお召しを受けた時、忠実に従い、自分のものとなるであろう場所へと旅立ったが、彼はどこへ行くのか知らずに出発したからである』」――。　アブラハムの例は「敬虔なる遍歴」 peregrinatio religiosa の根拠づけによく用いられる (F. Lotter, *HZ* 212, 270)。「ヘブル人への手紙」一一(8)、参照(「信仰によってアブラハムは、受け継ぐべき地に出て行けとの召しをこうむった時、それに従い、行く先を知らないで出て行った」)。「ヘブル人への手紙」のこの個所でパウロは「創世記」一二(1)でのアブラハムのお召しを念頭に置いている(「時に主はアブラハムに言われた。『あなたは国を出て、親族に別れ、

父の家を離れ、私が示す地に行きなさい。……』」）。ほかに、「使徒行伝」七(2)-(3)にも「栄光の神が彼（註。アブラハム）にあらわれて、仰せになった、『あなたの土地と親族から離れて、あなたにさし示す地に行きなさい』」、とある。聖人の眼から見れば、修道士たちにとっての「ローマ領の一属州」（三一(6)）は、アブラハムに定められた地（カナアンの地）に対応していた。尚、神につき従う従順さ、世俗的価値の放棄、等の点でアブラハムは、アレクサンドリア Alexandria のクレメンス Clemens の説（*Paedagogus* III 2, 12）以来、修道士たちの模範とされる（R. Noll, *a. a. O.* 142; M. van Uytfanghe, *op. cit.* 346）。

四三(3)　「兄弟愛の絆を」fraternae caritatis vincla ——。　クネル版では vincla（KCG）ではなく、vincula（第一類およびL）。

四三(3)　「謙譲の規律」humilitatis regula ——。　四(6)、九(4)、各註、参照。九(4)の「規範」forma と考え合わせて、修道士たちに対する成文の規則があったと見るのは行きすぎで、レーグラといっても聖人が弟子たちに断えず与えていた指示のことである（R. Noll, *a. a. O.* 142; ders., *Frühes Christentum*, 64; H. Dickerhof, *a. a. O.* 20, 22）。

四三(4)　「永遠の判別という試練によって」aeternae discretionis examinatione ——。　クネル版では examinatione の代わりに examine（第二類）。

四三(4)　「人間が見るようには」sicut videt homo ——。　クネル版では sicut homo videt（第二類）。

四三(4)　「神の言葉が伝えるように」——。　「歴代志　上」二八(9)、及び「ローマ人への手紙」八(27)、参照（「わが子ソロモンよ、あなたの父の神を知り、全き心をもって喜び勇んで彼に仕えなさい。主はすべての心を探り、すべての思いを悟られるからである。あなたがもし彼を求めるならば会うことができる。しかしあなたがもしかれを捨てるならば、彼は長くあなたを捨てられるであろう」。「そして、人の心を探り知るかたは、御霊の思うところがなんであるかを知っておられる。なぜなら、御霊は、聖徒のために、神の御旨にかなうとりなしをして下さるからである」）。

四三(4)　「至福なるエリシャが望んだように」——。　「列王記　下」六(17)、参照（「そしてエリシャが祈って、『主よ、どうぞ、彼の目を開いて見させてください』、と言うと、主はその若者の目を開かれたので、彼が見ると、火の馬と火の戦車が山に満ちてエリシャのまわりにあった」）。

四三(4)　「何故なら、我々の神は単純なる者たちの近くにおられるからである」deus enim noster simplicibus appropinquat

――。　ザウッペ版では simplicibus（第一類および第二類。「単純なる者たち」）の代わりに supplicibus（「嘆願する者たち」）。「率直なる（真心からの）信仰」の意での「心の単純さ」simplicitas cordis への言及は聖書の各所（「エペソ人への手紙」六(5)、その他）に見られる（F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 54, Anm. 126）。セウェリーヌスのキリスト教が本文の冒頭（一(1)）でいう通り、「聖書の、及び使徒の教え」にのっとった信仰であったことを示している。

四三(5)　「神のために戦う者たち」militantes deo ――。　キリストの戦士たち（*milites Christi*）と同義（六(6)、註、参照）。修道院生活は現世放棄と悔悛の中での戦いであるので、ヒエロニムスやベネディクトゥスの場合と同様、エウキッピウスでも軍事的な表現が用いられている（三五(2)、四〇(1)、四四(2)）。修道士は神に選ばれた者であり、神の呼びかけに応じて世を捨てた者であるので（九(4)）、世俗の人（homo saecularis）とは異なった、厳格な規準が求められる（四三(6)）（H. Dickerhof, *a. a. O.* 21）。

四三(5)　「その苦しめられた霊を（主は）犠牲と呼んでおられるからである」――。　「詩篇」五一(19)、参照（「その時あなたは義のいけにえと燔祭と、全き燔祭とを喜ばれるでしょう。その時あなたの祭壇に雄牛がささげられるでしょう」）。

四三(7)　「至福なる使徒の最後の言葉」――。　エプェソス人に対して語られた使徒、パウロの別れの言葉。「使徒行伝」二〇(32)、参照（「今わたしは、主とその恵みの言とに、あなたがたをゆだねる。御言には、あなたがたの徳をたて、聖別されたすべての人々と共に、御国をつがせる力がある」）。

四三(7)　「永遠に神の御身に栄誉あれ」ipsi gloria in saecula saeculorum ――。　クネル版ではこのあとに amen が来る（第二類）。『ヨハネの黙示録』一(6)、及び『ペテロの手紙　第一』五(11)、参照（「わたしたちを、その父なる神のために、御国の民とし、祭司として下さったかたに、世々限りなく栄光と権力とがあるように、アァメン」。「どうか、力が世々限りなく、神にあるように、アァメン」）。

四三(8)　「礎となるべき言葉」――。　聖人の「別離の言葉」のこと。聖人の遺言は予言のかたちで一部（聖人没後の移住について）が既に四〇(4)-(5)にあるが、この章では最後の忠告から祝福に到る、所謂「別離の言葉」の伝統的な形式をとっ

て述べられている（R. Noll, *Eugippius*, 142）。そこでは、三つの「福音の忠告」――清貧、貞潔、従順――が説かれ、彼の教説の核心が読み取られる（R. Noll, *Frühes Christentum*, 64）。死に際しての言葉は古典の文献でも重要なテーマ（exitus clarorum virorum）とされたが、キリスト教でも旧・新約は勿論、聖者伝でも各所に散見する。後者では聖アントーニウスが死の近いことを啓示によって知り、集まった「兄弟たち」に訓戒的な「別離の言葉」（労働を怠らず、禁欲につとめ、更にアリウス派の説に染まらないよう注意すべきこと、など）を述べたのち、二人の弟子と共に引き籠り、最後に静かに死を迎える、というアタナーシウス『聖アントーニウス伝』の記述（Athanasius, *Vita s. Antonii*, 89 sqq.）が典型的である（Vgl. E. Stauffer, *RAC* I, 1950, s. v. Abschiedsreden, 34）。

四三(8)　「（聖人は）全員に、順番に自分の口に接吻するように命じ」――。本文でセウェリーヌスが仲間の修道士たちにパウロの最後の言葉」を借りて祝福を与えたり（四三(7)）、「別れの接吻」を許したりするのは聖者伝の臨終の場面の常套に属する。フン族の侵入でガリアが荒された時、トングル Tongres 市の司教、アラウァーティウス Aravatius は死を覚悟し、自己の死後の埋葬のために必要なもの（遺体に巻く亜麻布や、ふりかける香料など）を整えさせ、市の聖職者や他の市民たちに別れの挨拶をし、更に嘆き悲しむ市民たちに「祝福と接吻」を与えた（Gregor. Tur. *Hist. Franc.* II 5）。聖セウェリーヌスの場合も、その行為はまず何よりも「別れの接吻」であったが、他面、修道士仲間への祝福、そして友愛のしるしでもあった（R. Noll, *Eugippius*, 142）。

四三(8)　「主をその聖所に於いてはほめ讃えよ。……すべての霊は主をほめ讃えよ」Laudate dominum in sanctis eius . . omnis spiritus laudet dominum ――。ザウッペ版、クネル版、モムゼン版、ベッカー版など、すべて、eius のあとにすぐ続けて omnis がくるが、E. Vetter / R. Noll は A. J. Pfiffig（*a. a. O.* 110, Anm. 42）に従い、両文章の間に一呼吸を置く。まず聖人が最初の文章を唱え、それを弟子たちが復唱したからである。そして、次に聖人が第二の文を唱えたが、同じように弟子たちが復唱すべきところ、悲しみのためにできなかった、という（次註、参照）。尚、「詩篇」一五〇(1)、

同(6)、参照（「主をほめたたえよ。その聖所で神をほめたたえよ。その力のあらわれる大空で主をほめたたえよ」。「息のあるすべてのものに主をほめたたえさせよ。主をほめたたえよ」）。

四三(9)　「この詩節で我々がほとんど復唱できないままに」 in hoc versiculo nobis vix respondentibus（MNT）――。　クネル版では nobis の代わりに nostris（第二類。「（復唱で）我々の答えられないままに」）。修道士たちが悲しみのために、後半部の答えの交誦ができないままに、の意。詩篇朗唱で交誦が行われていた証拠（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 110）。

四三(9)　「我々の長老たち」 seniores nostri ――。　senior は presbyter と同じ。修道院長（*abbas; presbyter*）のほかに、当時すでに何人かの長老（*presbyter = senior*）がいて、修道士たちの間に長老層が形成されていた（修道士の間に序列のあったことについては、cf. 43, 8 : per ordinem）。第三代目以降、院長は彼らの間で選挙されたと考えられる（H. Dickerhof, *a. a. O.* 30）。四〇(6)、註、参照。

四三(9)　「放って置けないものだと」 praeterire non posse（第一類および N）――。　クネル版では praeteriri non posse（TAM。「放っておかれないものだと」）。

四三(9)　「予告者」 praedictor ――。　予言者（prophetus）のことである。P. Becker は、エウギッピウスがその言葉を用いることを躊躇し、予告者といったのだというが（*a. a. O.* 55）、一二五(3)、参照。

四四(1)　「銀の聖杯や、祭壇の他の祭具」――。　ミサ聖祭の典礼が行われていた証拠である（A. J. Pfiffig, *a. a. O.* 109）。

四四(2)　「派遣された管理人」 directus villicus ――。　フェルデルクスが兄のルギー王、フェーウァからファウィアーニスを受け取ったが（四二(1)）、フェルデルクスはその地に領地管理人（*villicus*）を置き、「一種の封建支配」を敷いた（R. Bratož, *a. a. O.* 43 f.）。管理人は聖物に手をつけなかったことからみて、ローマーニーの出自であろう、と R. Bratož は推定するが、そうだとすれば、ここにも、ゲルマン人の国家に仕えるローマーニーの残存兵士の例が見出される（*ebd.* 44 mit Anm. 185）。

四四(2)　「アウィティアーヌス」Avitianus ——。　この兵士がローマーニーの一人であったことは、その名前から推察されるばかりでなく、強制されて聖杯・聖物の窃盗を行っていることからも分かる（アリウス派のゲルマン人であれば、そのような行為に何らの抵抗も感じなかったであろう）。(R. Bratož, *a. a. O.* 35, Anm. 137)。

四四(2)　「孤独な島で」in insulae solitudine ——。　陸地の対岸にある島は隠修士や修道士が荒野の代わりに好んで住んだところで、バリアーレース Baliares 諸島のカプラリア Capraria やテュレニア海のゴルゴン Gorgon（リヴォルノ Livorno の西）などがその例。また南ガリアのレラン（Lérins = Lerinum）島は既にセウェリーヌスの時代に修道院のある島として有名であった（cf. L. Bieler, *op. cit.* 97, n. 48）。本文のこの個所はドナウ河でも川中に「孤島隠修士」Inseleremit がいたことを示して貴重である（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 29）。

四四(3)　「予告されていた罰が彼に下った」——。　フェルデルクスの殺害を、セウェリーヌス死後の修道院略奪の結果としているのは聖者伝に固有の因果説明である。

四四(3)　「兄の息子、フレデリクス」——。　その幼年時代については、八(3)に言及がある。四二(1)、註、参照。

四四(4)　「これが契機となってオドウァーカル王はルギー族に戦争を仕掛けた」quapropter rex Odovacar Rugis intulit bellum ——。　フェルデルクスの殺害とルギー戦争の間には五年もの時間的距離があり、直接の因果関係はないので、エウギッピウスの記述は正確ではない。尚、オドウァーカルについては七、註、参照。彼は四四(4)では二度に亘って出てくるが、その綴りは Odovacar（KCG）のほか、Odoacer（L）、或るいは Odoacar（第二類）。刊本ではクネル版のみ第二類により Odoacar。

四四(4)　「彼の兄のオノウルフを」suum fratrem Onoulfum ——。　オノウルフ Onoulfus はスキーリー族（フン王、アッティラに服属する東ゲルマン族の一つ）の貴族（lord. *Get.* 277 : primates Scirorum）、エディコーの子で、オドウァーカルの兄。ボリア川（パンノニア）の戦い（四六九年秋）でスキーリー族がスェービー族、サルマティア人、ビザンツ軍の援助にも拘らず、東ゴー

ト族に敗れて四散した時、軍司令長官（*magister militum*）のハルマティオス Harmatios はオノウルフを自らの近衛隊にうけ入れ、次いで総司令官（*comes*）に任じ（コメスについては四四(5)、註、参照）、更にイリュリクム道の軍司令長官とした。しかし、ゼーノーン帝重詐（四七六年）のさいの混乱時に、オノウルフはゼーノーンの側に就いてハルマティオスを殺害する。その後、一時、東ゴート王、テオデリヒの征討に向かうサビニアーヌス Sabinianus の兵団に加わったが、最後にはイタリアに赴き、オドウァーカルの下でルギー族との戦争に参加した（四八六年）。四八七年、オドウァーカルは自分の代わりに兄のオノウルフをノリクムに派遣し、後者はルギー族のフレデリクスを破って敗走させる。のち、オドウァーカルと東ゴート族との戦争ではオノウルフはラヴェンナ占領軍を指揮したが、弟が倒れたあと、彼自身もゴート人の手で殺害される（A. Nagl, *RE* XVIII 1, 1939, s. v. Onoulf, 526 f.）。

四四(4)　「モエシア属州の一都市（キーウイタース）、ノウァエ」――。　モエシア Moesia は、ドナウ河沿いに河岸ダキア Dacia ripensis 属州をはさんで上モエシア M. superior（第一モエシア M. prima）と下モエシア M. inferior（第二モエシア M. secunda）の両属州に分かれる。ノウァエ Novae は下モエシア（今日のブルガリア）にあるドナウ沿岸の都市で、テオデリヒ王がイタリアへの出発（四八八年）までここに居を占めていた。

四四(4)　「テオデリクス王の許へ」ad Theodericum regem（LCGM）――。　テオデリクス（*acc.* Theodericum）の綴りは写本によりさまざまで、ほかに Thedoricum（K）、Teudericum（TNA）。刊本ではクネル版のみ Theudericum。

四四(5)　「エジプトの隷従の家から(導き出される)如く」――。　河岸ノリクムでのバルバリー襲撃下の生活とエジプトでの隷属状態との比較は四〇(4)にも。『聖セウェリーヌス伝』の最後の数章の基調は河岸ノリクムからの退去をイスラエルの子弟の「出エジプト」に比定することにある（H. Baldermann, *a. a. O.* 162; F. Lotter, *a. a. O.* 117）。聖人が「約束の地」に入る前に死ぬことも、モーゼがモアブで死んだこと（「申命記」三四(5)）に対応している。但しモーゼはモアブの地の谷で葬られたが（同、三四(6)）、聖人の遺体は最終的にはイタリアまで運ばれる。「出エジプト記」一三(3)、参照（「モーゼは民に言った、

『あなたがたは、エジプトから、奴隷の家から出るこの日を覚えなさい。主が強い手をもってあなたがたをここから導き出されるからである。……』）。

関連の記事は「出エジプト記」（ほかに一三⑭、二〇②）以外にも多い（詳しくは M. van Uytfanghe, *op. cit.* 329 参照）。

四四(5)　「敬うべき、我々の当時の長老、ルキッルス」――。「長老」presbyter のルキッルス Lucillus は当時、セウェリーヌスのあとを継いで修道院長であった。四一(1)、註、参照。

四四(5)　「コメスのピェリウスによって」per comitem Pierium ――。「コメス」comes は本来、皇帝や高官の遠征に随行した侍従で、助言役を努めた者であったが、皇帝の「護衛隊長」*comes domesticorum* のほか、諸種の高級文官に転用され（「帝室財産管理長官」*comes rerum privatarum*、「財務長官」*comes sacrarum largitionum*、「枢密顧問官」*comites consistoriani* など）、のち無任所の宮廷高官を指し、遂には一種の称号となった。コメスのうち特別な任務を担って遠征に赴いた者はしばしば属州の事情にも介入し（Amm. Marc. XV 3, 10; 5, 22）、属州の「軍司令官」*dux* の上に立って、数属州に亘って軍隊を指揮した。ピェリウスの場合は西ローマ帝国崩壊後のことではあるが、おそらくかつての「軍司令長官」*magister militium* と同じ資格で（vgl. A. Nagl, *RE* XV 1, 1941, s. v. Pierius, 1220）、但し、皇帝の命によってではなく、オドウァーカルの意を受けて、指令を出していたのであろう。実際、ピェリウスはオドウァーカルに忠実な軍指揮者で、ヴァンダル族に属していたシシリア島がオドウァーカルの手に帰した時（四七七年一月以降）、そこに所領を与えられ（ほかにダルマティア Dalmatia 属州のメリタ Melita 島にも）、王オドウァーカルに次ぐ地位を占めていた（A. Nagl, *a. a. O.* 1221）。

ドナウ沿岸地方でオドウァーカルはルギー族を倒すために兄のオノウルフを派遣したが、ルギー族が滅んだ（四八八年）あと、ヘルリー族の進出という新たなる困難に直面した。この種族の急激な拡大を見て、オドウァーカルは河岸ノリウムの国境の維持を不可能と考え、オノウルクスを通じて、その地のローマ領民に退去命令を出す。この命令の実行に当ったのがピェリウスで、そのあと、彼は東ゴート族（テオデリヒ王）との戦い（四九〇年。アッダ Adda 川畔）に敗れて死ぬ（Anon. Vales. 53: et occisus est Pierius comes domesticorum III idus Augustas [11 Aug. 490]）。テオデリヒとの戦いでオドウァーカルの

コメスたちの一部は敵側に移ったが、ピエリウスは最後までオドウァーカルに従順であった。

四四(6)　「甘美なる薫香」――。殉教者や聖者の墓を開くと、布で覆われ、紐で巻かれた遺体が良好な保存状態であらわれ、甘いバルサムの香りが立ち籠める、という記述は、殉教者伝・聖者伝に繰り返しあらわれるトポスである（A. Hermann, *RAC* IV, 1959, s. v. Einbalsamierung, 816 f.; L. Bieler, *op. cit.* 98, n. 49; R. Noll, *a. a. O.* 144）。

四四(6)　「人間の経験から推して、亡骸（なきがら）の骨がばらばらになっているのを発見するものと思っていたのに……（聖人の）身体の骨組みが損われていないのを見出したのである」humaniter aestimantes ossa funeris invenire disiuncta, . . ., integram corporis compagem repperimus ――。ザウッペ版では humaniter（CGおよび第二類。「人間の経験から推して」）は unanimiter（L。「皆一様に」）。また invenire（KCG）はクネル版では inveniri（第二類およびL。「（骨がばらばらになっているのが）発見されるものと」）。尚、このあと、「その時まで損われずに残っていた」とあるが、埋葬のあと遺体が無傷のまま留まることの記述も聖者伝の常套である（R. Noll, *a. a. O.* 145）。

四四(6)　「この奇蹟」――。本文では埋葬後、七年を経ても遺体が完全なかたちを保ち、芳香を放っているのを奇蹟と呼んでいるが、ルネサンス時代になっても、聖者のよく保存された遺体の発見は奇蹟とされた（A. Hermann, *a. a. O.* 819）。

四四(6)　「ミイラにする」――。殉教者や聖者について、彼らがミイラにされたり、ミイラのかたちで発見されたことがしばしば報告されている。死者の身体を洗い、香油または香料をすり込み、亜麻の布で包むことは既に教父時代に主に東方で行われていた。殉教者伝でも、審判者がキリスト教徒に訊問し、お前の身体は死後も婦人の手でミイラにしてもらえないぞ、と脅す場面がしばしばみられるが、これには復活のための身体の保存という考えと、イエスに婦人が塗油したという聖書の記事とが背景にある（A. Hermann, *a. a. O.* 810 ff.）。

四四(6)　「その時まで損われずに残っていた」usque ad illud tempus permansisset inlaesum ――。クネル版では permansisset は mansisset（第二類）。

四四(7)　「属州民」provinciales ——。　上で「ローマ領民」Romani（四四⑸）といった人々と全く同義に用いられている。

四四(7)　「…… 地方の、モンス・フェレテルという名の城市に」ad castellum nomine Montem Feletrem †Mulsemensis regionis ——。　Montem Feletrem は第一類では概ね montem feletem、第二類では montem を欠き felethem だけ（クネル版のみこれを採用）。モンス・フェレテルのある地方名（†Mulsemensis regionis）は写本の上では確認できない。第二類では mulse mensis regionis、第一類では multis emensis regionibus（但しKのみ emensis を欠く）で、モムゼン版、ベッカー版がこれを採用（「多くの地方をめぐったのち」）。モンス・フェレテル Mons Feleter（ほかに M. Feletrus, M. Feretrus, M. Feretratus とも）は今日のサン・マリーノ San Marino の西南に位置するサン・レオ San Leo 市。古代末期にウムブリー Umbri 族の城塞として言及されている（Procop. *Bell. Goth.* I 11; vgl. H. Philipp, *RE* XVI 1, 1933, s. v. Mons Feretrus, 199 f.）。サン・レオ市には今日でも聖セウェリーヌスの教会があり、毎年、彼を記念して祝祭が催される（Th. Mommsen, Eugippiana (I), *Hermes* 32, 1897, 462）。

四五(1)　「礼拝堂に」in oratorium ——。　クネル版では in oratorio（LKおよび第二類）。

四五(1)　「彼の舌が …… 解け」linga eius ... soluta ——。　ベッカー版では soluta ではなく resoluta。

四五(2)　「いつもそこに泊っていた」quo suscipi consueverat ——。　クネル版では consueverat は consuerat（F）。

四五(2)　「身振り手振りで質問された時」cumque ... interrogantis fuisset ... nutu signoque pulsatus ——。　ザウッペ版では interrogantis の代わりに interrogatus（「身振り手振りで合図されて尋ねられた時」）。

四六(章題)　「三人の治療だけが述べられる」trium tantum sanatio memoratur ——。　trium tantum（第一類）の代わりにクネル版では unius tantum sacrae virginis（第二類。「神に捧げられた一人の娘の治療だけが述べられる」）。

四六(1)　「高貴なる婦人、バルバリア」illustris femina Barbaria ——。　詳細不明。この女性を西ローマ帝国の最後の皇帝、ロムルス・アウグストゥルスの母（オレステースの妻）と考え、ルクッラーヌムの地所も未亡人に残された不動産とみる説もあるが（F. Lotter, *a. a. O.* 37; ders, *Vortr. u. Forsch.* 25, 33; R. Zinnhobler / E. Widder, *a. a. O.* 27）、確実な史料を欠く議論であるので、

しばらく措く。この仮説については R. Bratož, *a. a. O.* 14 f. 参照。R. Bratož 自身は同説に傾き、エウギッピウス（ないしセウェリーヌス）とローマ帝室との関係――オレステースが「不当にも」inique（E(8)）殺されたのち、四七六年にプリーメーニウス（オレステースの同調者）がセウェリーヌスの許に来たことなど――は上の仮説に有利な状況だとする。この説の背景にはプリスクス Priscus（五世紀の歴史家で、自らも四四八年にアッティラ王の許への使節に加わっていた）の断片（*frg.* 8）の記述がある。その中でプリスクスは、アッティラの宮廷で自分が出会った人として幾人かを挙げているが、そのうちの一人に「タトゥルス Tatulus、即ちエディコー（註。オドゥァーカルの父）と一緒にいたオレステースの父がいて、……彼（註。タトゥルス）の息子のオレステースはノリクムのポエトーウィオー市出身のロムルスの娘を娶った」、という。

四六(1)　「教虔なる献身によって」religiosa devotione ――。　ザウッペ版では devotione religiosa。

四六(1)　「大変な努力で」multo labore ――。　クネル版では cum multo labore（第二類）。ザウッペ版では multo honore（L。「大いなる名誉をもって」）。

四六(1)　「全会衆（コングレガーテイオー）」cuncta congregatio ――。　聖人の修道士たちの共同体のこと（P. Becker, *a. a. O.* 58: Gemeinde der Ordensbrüder）。四〇(6)に fratrum congregatio（「兄弟たちの会衆」）とある。

四六(2)　「ローマ司教座の聖ゲラーシウスの許可の下に」――。　聖ゲラーシウスはローマ教皇、ゲラーシウス Gelasius 一世（在位、四九二－四九六年）。ローマ教皇の許可とは、聖人をルクッルラーヌムの霊廟に安置することに教皇が賛同したことを指す。聖人を崇敬する会衆が霊廟のそばに修道院を建てること（四六(6)）は教会法上、教皇の許可を必要とした（R. Noll, *a. a. O.* 145）。

四六(2)　「ルクッルラーヌムの城市（まち）で」in castello Lucullano ――。　ルクッルラーヌムは現在の地名ではピッツォファルコーネ Pizzofalcone（今日ではナポリ市に編入されている）。共和政末期にローマの富豪、ルクッルス Lucullus（前五七年没）が巨大な施設と釣堀を造営した地で、ルクッルラーヌムという地名も彼に由来。帝政末期に西ローマ帝国の最後の皇帝、ロムル

ス・アウグストゥルスがオドウァーカルによってこの地に追放され、荘宅をあてがわれる（四七六年）（H. Philipp, *RE* XIII 2, 1927, s. v. Lucullanum Castellum, 1705）。

四六(2)　「聖なる司教ウィクトルの手で」――。　遺体の移送を埋葬地のナポリ司教が先導したことを指すが、このことも異例に属する。

四六(3)　「神の下婢（はしため）」ancilla dei ――。　一六(2)に「神に仕える女」virgo consecrata とある（同、註、参照）。

四六(4)-(6)　「その時ラウディキウスという、一人の盲人も、また……。無数の祝福と徳の中から（以上の）三つの奇蹟を語れば十分であろう」――。　第二類ではこの部分が全く欠如。

四六(4)　「一人一人（あなたは誰々だと）指し示した」singillatim demonstrans ――。　クネル版では singillatim だけ（LK）ではなく、singillatim nominatimque（CG。「一人ひとり名前をあげて」）。

四六(5)　「ナポリの聖教会の歌唱役の長」primicerius cantorum sanctae ecclesiae Napolitanae ――。　合唱隊の指揮者のこと。既に一世紀前にアムブローシウスにより、シリアの教会にならって、教会での聖歌の詠唱が西方に導入されていたが、この記事から、聖セウェリーヌスの遺体移送のころにイタリアの主要な教会で、永続的かつ秩序だった聖歌合唱隊が組織されていたことが分かる（L. Bieler, *op. cit.* 44, n. 51）。

四六(6)　「彼の到着の際に起こった無数の祝福と徳（ウィルトゥース）の中から（以上の）三つの奇蹟を語れば十分であろう」――。　生涯を最後まで記したのち、当該聖人の死後に生じた奇蹟を述べて、死後にも働き続けている力を思い出させるのは、多くの聖者伝の手法である。『聖セウェリーヌス伝』の場合、死後にも働き続ける力の記述は四五(1)から始まっている（R. Noll, *a. a. O.* 145）。

四六(6)　「悪魔に苦しめられていた多くの人が癒され、さまざまな病気に罹っていた人々も、神の恩寵が働いて健康を回復したり」――。　モムゼン版、ベッカー版では sunt curati et diversis obstructi langoribus（「癒され、さまざまな病気に罹ってい

た人々も」）の個所が脱落。L. Bieler はここではモムゼン版から離れ、第二類を採って脱落部分を追加（*op. cit.*, 10, n. 38）。

第二部　歴史的考察

聖セウェリーヌスとその時代

緒　論（聖セウェリーヌスの世紀）

聖セウェリーヌス Severinus（四八八年没）の生きた時代は、ディオクレティアーヌス Diocletianus 帝以後、カルル Karl 大帝に到る「古代から近代（中世を含む）への移行期」（Ed・マイヤー Meyer）の中でも、一きわ重要な諸転機を蔵する世紀である。[1] それはテオドーシウス Theodosius 大帝（三九五年没）以後のローマ帝国の急速なゲルマン化に始まり、西ゴート族によるローマ占領（四一〇年）、西帝国の崩壊（四七六年）を経て、ガリアでのフランク王のカトリックへの改宗（四九六年）までの時期に当たる。言うまでもなく、それに先立つ世紀には最初のキリスト教皇帝、コンスタンティーヌス Constantinus の登場（その場合、彼がリキニウス Licinius を破って独裁権を握った三二四年が劃期とされよう）やゲルマン人の移動開始（三七五年。厳密にいってこの運動がそれ以前からあるのはいうまでもない）があり、一方、そののちにはランゴバルド族のイタリア定着、東方でのアラブ人の席捲、そして西方でのフランク王国の発展など、時代を劃する諸事件が接続するが、[2] このような時代の大勢を通観したのち、ひるがえって第五世紀を顧みる時、その後の西欧の歴史の展開にとって同世紀のもつ意義は甚だ大きいといわねばならない。聖セウェリーヌスはそういう時期を生きたのである。

この聖者の生涯はエウギッピウス Eugippius の『聖セウェリーヌス伝』*Vita s. Severini* の中に描かれたが、この書を座右

に置いて、一四〇〇年前の混迷の時代に思いを馳せ、ヨーロッパ文化の連続性について深い省察を加えたのは、ほかでもない、かのバーゼルの歴史家、J・ブルクハルト Burckhardt であった。彼にとって古代から中世への移行はその後の文化の運命を決する「激変」Krise であり、ローマ世界へのゲルマン人の到来は歴史上最大の「危機」Krise であったが[3]、その「文化連続」の説は、「一切の古代史はいわば一つの湖に注ぐ流れとなってローマ史の中に注ぎ、(それ以後の)新しい時期の歴史の全体はローマ史の中から流れ出る」という[4]、あのL・v・ランケの命題を受け継ぎ、それを確認した点で、新しく人々の注目を惹いたものである[5]。ランケと同様、彼もその手稿で「相互には対立関係にあり、我々とは親縁関係にある、ローマーニーの諸国民。我々の世界の最大の財産」といって (*JBA* 207, 131, Bl. 23)、ローマーニーの遺産の確認から出発し、そのあと五世紀はじめに「世界史的上位意志」der weltgeschichtliche Oberwille がゲルマン人に移った (*Hist. Fragm.*, hrsg. von E. Dürr, 1957, 33)、という。ブルクハルトにあってもヨーロッパはローマ風・ゲルマン風文化として成立したのである。そのことを彼は次のように約言している。「ゲルマン人へのローマ世界の遺産。一、〇〇〇年の教養・文学・芸術の伝受。しかし死滅しつつある社会の伝受。民族実体は既にその折々に定住ゲルマン人によってとって代わられた。ローマ人の言語、習慣、ローマ法、行政、警察、総じて国家——この世の国——は少くとも形態の上では確固としていて、堂々と自己を防衛し、残りの部分で自己を唯一の有資格者とみなしていた。その下には完成せる、新しい下部構造、即ち正統信仰の教会——神の国——。巨大な社会的勢力として、ニカイア信条で武装されて、キリスト教は五世紀に入った。(それは、ゲルマン人の)侵入で帝国がばらばらになった時にも、一つのままで存続した、あの全体である」(*JBA* 207, 131, Bl. 11)[6]。古典古代・ゲルマン人・キリスト教の三連星でヨーロッパの形成を説く、かのランケに連る観点がここにある。

ランケ、そしてブルクハルトと並行して、古代史家の中ではA・v・グートシュミート Gutschmid が普遍史的視点からこの時代に接近した[7]。彼は帝国中心部での古代との断絶として、西ローマ帝国の崩壊(四七六年)ではなく、ランゴバルド族のイタリア定着(五七二年)に注目し、他方、イタリア以外の西欧をも考慮に入れる場合には六世紀末に中世への移行を見る。そし

て東方では五七八年の「ギリシア人皇帝」ティベリオス Tiberios の即位が新しい時代の開始とされ、西南アジアではアラブ人によるペルシアとエジプトの征服（六四一年）が重視される。[8] のちにH・ピレンヌ Pirenne が独自にイスラムの征服による地中海世界の分断というテーゼを出すよりも以前のことであり、しかもv・グートシュミートでは、ピレンヌの如くイスラムの登場による一元的・統一的説明ではなく、移行の過程がより柔軟に捉えられていた。[9] 即ち、西方でのゲルマン人の侵入が重視されていて、時期的にも西と東ではずれがあるという多元的説明になっており、さきに普遍史的視点といったのもまさにこの謂にほかならない。v・グートシュミートの視点はEd・マイヤーに受け継がれ、後者は『古代史』*Geschichte des Altertums* の初版（一八八四）に於いて、西方でのゲルマン人の勝利、東方でのアラブ人の戦勝で以って古代は終焉を迎えると考え、[10] 続いて第二版（一九〇七年）に於いて、上述の如く、ディオクレティアーヌス以後、カルル大帝までの時代を移行期に属するものとしたのである。

第一次大戦を経験して、ヨーロッパの人々は古代文化の「没落」に強い関心を懐き、それは一般思想界での議論に組み込まれる。周知の如く、O・シュペングラー Spengler が西洋の没落とローマのそれとをオーヴァーラップして捉え、ローマが没落して古代の発展の周期が完結する、という定式を提示したのがその発端である。[11] 全く同じ時期にA・ドプシュ Dopsch が、逆に、古代文化の中世への連続を説いて、専門の研究家の間での新しい論争の展開を導いたのも、よく知られた事実に属する。[12] 因みに、エウギッピウスの『聖セウェリーヌス伝』について、ドプシュは、そこに描かれたドナウ地方でのローマ支配の崩壊とゲルマン諸部族の侵入の様子（特に四八八年、オドゥァーカル Odovacar の命により、ローマーニーの全住民が移住したという記述。四四(5)）が「殲滅理論」Vernichtungstheorie の根拠とされたことを取り上げ、エウギッピウスの立場（ゲルマン人を「蛮族」とのみ見るローマ的信念とアリウス派・異端を排斥する態度）を理由に、その叙述内容の信頼しがたい所以を述べて、自説の擁護に努めている。[13]

ドプシュの作品に触発されて、ローマ・ゲルマン両文化の接触・綜合（「文化連関」Kulturzusammenhänge）の性格を検討し、ドプシュの文化連続説に修正を迫ったのはH・オーバン Aubin である。彼はラインラント Rheinland（この地は彼の三地域区分によれ

ば、ローマ的要素の強いイタリア、南フランス、スペイン等の第一地域、ライン・ドナウ国境外の純粋にゲルマン的な第三地域に対して、ローマ・ゲルマン両文化の接触の生じた第二地域に属する）を取り上げて考察を加え（一九二一年）、結論として、「土地に根をおろしたもの、たとえば、ぶどうの樹株、国境防備施設、都市城壁、堅固な石造建築物、そして、生活上の多くの技芸は民族移動の嵐を生き抜き、ゲルマン人の征服者に影響を与えた。しかし、ローマ人の生活の上部構造全体はここラインラントでは滅ぼされた」、という。[14] そして、それを文化上の句切り（Kulturzäsur）と看做すべきか、否かは言葉の問題である、としたのち、「勿論、一つの例外が指摘されなければならない。即ち、教会である」、といい、特に「ローマの行政組織体の境界区分がそのまま中世まで存続したのは、ローマ時代のキーウィタース *civitas* に即して生れた司教区の存続のお陰である」、という事実を強調する。[15] そして、彼は、そのような連続を可能にした教会の意義を説くのであるが、この面での連続は、オーバン自身が「教会はその祭儀の中により高次の道徳生活、そして、また、より高次の精神生活を救うことができた」、という通り、[16]「土地に根をおろしたもの」以上の事象に関わるが故に、聖者伝を論ずる我々の特別の注意をひくものがある。

一方、シュペングラーの残した波紋は、勿論、ドプシュのそれをはるかに凌駕するものであった。Er・トレルチュ Troeltsch がヨーロッパ文化の構造について論じたのも（一九二一年）、その圏内でのことである。但し、そこでは、彼は、シュペングラーがヨーロッパ文化を孤立的に取り上げたのを訂正して、ヨーロッパを古代と近代の二層として捉え、その間にキリスト教会を軸とする連続性を認めている。[17]

シュペングラーの作品の影響は専門の古代史家の間にも拡がる。Er・コルネマン Kornemann は古代の没落に関して夙にA・v・グートシュミートの見解に触れ、それを継承する立場を表明しているが、[18] 一九二一年、シュペングラーの著作に言及しつつ、新たに該テーマを論ずる。彼もまた「破局理論」に与せず、その過程を「没落」Untergang ではなく、「衰退」Niedergang として捉える。それは壮大なる変容、特殊なる進化であるが、そこには、唯、移行（この場合はいわば下への移行）があるだけである、という。[19]「没落」をではなく「衰退」を、そしてひいては「変容」を見るこの視点こそ、普遍史的考察を一

歩進めて、それ以後の研究方向（たとえば、J・フォークト Vogt の『ローマの衰退―古代文化のメタモルフォーゼ―』*Der Niedergang Roms. Metamorphose der antiken Kultur*, 1965）を指し示したものである（後述、結語、参照）。

Ed・マイヤーもシュペングラーの著作に好意的な論評を寄せたが、そこでは当然のことながら、シュペングラーが歴史の単位とした「文化有機体」（「文化圏」のこと）が歴史上で孤立していることが批判されている。[20] 特に古代文化とヨーロッパ文化との普遍史的連関が見失われていることが難点とされ（この点は上述のEr・トレルチュによる批判と揆を一にする）、ローマ的なものの軽視にその原因が求められる。[21] そして、マイヤーはキリスト教会と皇帝制に注目すべきことを説くが、[22] これは先の哲学者トレルチュばかりでなく、歴史家オーバンの考え（キリスト教会を軸とする古代と中世・近代との連続性）にも通じ、同時に、後続の古代史家による学説展開を先取りしたものといえる。

シュペングラーの投じた波紋はマイヤーの次の世代の古代史家たち（コルネマンも世代的にはその一人である）にも及ぶ。彼らは、v・グートシュミートとマイヤーの線に沿って、シュペングラーに見られる「文化圏」の孤立状態を克服しようとする点で共通する。W・オットー Otto は『古代の文化史』*Kulturgeschichte des Altertums*（一九二五年）の冒頭で、オクシデントとオリエントを歴史的に峻別する立場（これにはシュペングラーのみならず、右にあげたトレルチも属する）を批判し、古代オリエント文化圏と南ヨーロッパ（ギリシア・ローマ）文化圏とを包括した、「一つの纏まりのある形成体」ein geschlossenes Gebilde を基礎とする、これまでの時代区分（具体的にはマイヤーのそれ）を擁護した。[23] そして、結びの部分で古代から中世への移行を論じ、コルネマンの既出の論文を挙げて、彼と共に破局理論を拒けている。[24]（古代の終焉に関してはv・グートシュミートの説に同意。[25]）一方、コルネマンも『ローマ史』*Römische Geschichte*（一九三八／三九年）でv・グートシュミートの説をひき継いで、古代史の叙述を七世紀半ばまで進めるが、[26] 外からのイムパクトを重視する点で、かのピレンヌの著作（『マホメットとシャルルマーニュ』*Mahomet et Charlemagne*, 1937）とも共通している。[27] そのあと、彼が一九四三年にもう一度、古代から中世への移行を詳しく論じた時に、末期ローマ時代の終りの始まりをユスティニアーヌス Iustinianus 帝直後に置きつつ、「東からのアラビア人の襲来、彼らによる地中海の統一性

の破壊、そしてフランク王国でのカロリンガーの抬頭などが新しい時代への境界標をうち立てたのである」、というのも[28]、それまでの視点に沿ってのことであった。そして、アラビア人の到来をもって古代の終焉とする立場は、死後H・ベンクトゾン Bengtson の手で公刊された『地中海世界史』*Weltgeschichte des Mittelmeerraumes*（一九四八／四九年）にも貫かれている（この作品がA・v・グートシュミートに献呈されていることはそのことを示して象徴的である）。同書は随所で著者の普遍史的な見識を窺わせる。国民的・教会的に多様性を有するヨーロッパが、それでも統一性を失わないのは、ローマの伝統に基づくが故であって、それもアウグストゥス Augustus のローマではなく、国家と教会を包括する、コンスタンティーヌスのローマである[29]。その統一はロマニスムス、ヘレニスムス、イラニスムスの三文化に分化して、それぞれの世界に古代の遺産として引き継がれるが、西方についていえば、古代の文化財産の四大相続者（ゲルマン人・ビザンツ・イスラム・キリスト教会）の間の相互作用（Wechselwirkung）の結果、ヨーロッパが他の世界（ビザンツ・イスラム）から切り離され、教会と皇帝理念を通して一つの纏まった「国際家族」Völkerfamilie となる、という[30]。ヨーロッパの形成要因に他の勢力（特にイスラム）との交渉をあげているのは、Ed・マイヤーの見解に由来することであり、また、ヨーロッパ形成の軸として教会と皇帝理念に言及しているのも、シュペングラーへのマイヤーの論評に見る通り、後者の見解と無縁ではない。

最後に、右にも名前を挙げたH・ベンクトゾンの見解に触れる。彼は古代の終焉を六世紀末・七世紀はじめに置くが、古代と中世の境界線は弾力的に引かれるべきであるとし、中世的世界の成立へと導く決定的事件として、ランゴバルド族のイタリア征服（パヴィア Pavia 占領は五七二年）と西方世界へのアラビア人の侵入をあげている[31]。後者はオクシデントに対するオリエントの最後の大きな反作用（西方ヘレニズム文化の東方進出への反動）であって、「いくつもの戦場でのアラビア人との対決の中で、七世紀末・八世紀はじめに新しいヨーロッパが生れた。トゥール＝ポワティエ Tours＝Poitiers の戦い（七三二年）でアラビア人を撃破した、あのカルル・マルテル Karl Martell の孫にあたるカルル大帝は西洋に教皇権及びビザンツと並んで、中世の政治史を規定すべき新しい皇帝権を樹立した」、というのである[32]。

アラビア人の侵入に先立って、また、ランゴバルド族による占領以前に、ゴート人やフランク人の侵攻のあったことはいうまでもない。まことに、古代から中世への移行は、すぐれて普遍史的連関の中で進展した歴史的経過であって、西方についていえば、四－六世紀の激変期、特にその頂点に位置する五世紀（それは聖セウェリーヌスの世紀でもあった）こそ、どの時代にもまして、諸文化の相互連関に視座が据えられるべき時期である。そして、右に述べ来った歴史家たちの観点は、そのまま、エウギッピウスの『聖セウェリーヌス伝』を通じてその時代を考察しようとする本稿の視角でもある。以下、我々は、まず、㈠この聖者伝の史料的性格を検討し、次いで、㈡ヨーロッパ形成の主要素となったあの三連星、即ち古典古代（ここでは特にドナウ地方でのローマ化の過程）、ゲルマン民族（ゴート族、アラマンニー Alamanni 族、その他の攻勢）、そしてキリスト教（異教信仰の克服と教会秩序の確立）の各々がノリクムとその隣接属州で呈した具体的な姿を聖人の登場の時点まで辿るであろう。そして、そのあと、㈢聖人の活動を追いつつ、この伝記を単なる文化断絶の記録として始末するのではなく、むしろその中に歴史の大きなうねりを読み取ることに努め、最後に、㈣ドナウ沿岸地方を中心に、都市のあり方に代表される古代文化の変容と終焉を展望する。それによって、普遍史的連関の中での新・旧両時代の連続と断絶の様態が観察されるであろう。

（1）Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* I 1, 2. Aufl., 1907, 246 f., jetzt 6. Aufl., 1953, 248 f.

（2）「古代から中世への移行」に関する諸説については K. F. Stroheker, Um die Grenze zwischen Antike und abendländischem Mittelalter, *Saeculum* 1, 1950, 433 ff., jetzt in: ders., *Germanentum und Spätantike*, 1965, 274 ff. 参照。

（3）H. Bengtson, *Einführung in die alte Geschichte*, 8. Aufl., 1979, 113; 下村寅太郎『ブルクハルトの世界』、一九八三年、一九一頁以下。「聖セウェリーヌスは私にとって最大の人間の一人であって、ナポリにある彼の祭壇は私には聖殿である」（J. Burckhardt, *Briefe*, hrsg. von F. Kaphahn, 4. Aufl., 1942, 80）、というブルクハルトにあっては、古代末期への省察が彼自身の時代への洞察と重なり合っていた。

（4）J. Burckhardt, *Weltgeschichtliche Betrachtungen* (eigentl. Vorlesungen 〈über Studium der Geschichte〉, 1868 u. 1879/71), jetzt in: *Gesammelte Werke* IV, 1956, 122.

（5）K. Christ, Jakob Burckhardt und die römische Geschichte, *Saeculum* 14, 1963, 118, 120; G. Freitag, *Leopold von Ranke und die römische Geschichte*, 1966, 250.

（6）Vgl. K. Christ, *a. a. O.* 118.

（7）ここに普遍史的視点といったのはポリュビオスが「テュケーの女神が

世界のほとんどすべての出来事を一つの方向へと傾け、それらすべてを同じ一つの点へと向かわせたが、丁度それと同じように……諸々の出来事を、一つの共観の下に見わたす歴史叙述」といった（Polyb. I 4, 1 sq.）、あの歴史に対する態度であり、それは古くはヘーロドトスに溯り、下ってはB・G・ニーブール Niebuhr やEd・マイヤーによって古代の地中海世界について意図的に採用された、歴史への接近方法である。この点について詳しくは、拙稿「没落観念と普遍史叙述」『西洋史学』一一八、一九八三年、一頁以下、参照。

(8) A. v. Gutschmid, Die Grenze zwischen Altertum und Mittelalter, *Die Grenzboten* 22, 1863, 330 ff., jetzt in: *Kleine Schriften* V, 1894, 393 ff.——A・v・グートシュミートにとっては中世と近代の区別よりも、古代と中世（それは近代史の「玄関」Vorhalle である）の区別がより深い意味を有しているが（*ebd.* 395）、通常その断絶の目安とされる四七六年という時点の意義を彼は否定し、イタリアで断絶をもたらしたのはロムルス・アウグストゥルス Romulus Augustulus の廃位ではなく、一世紀許りのちのランゴバルド族の定住である、という（*ebd.* 399）。彼によれば、ローマ的視点からだけでなく、ゲルマン人に視座を据えてみても、四七六年は区切りにはならない。北からの民族移動の波はランゴバルド族のイタリアへの定着という結末をもたらしたが、これは東の諸民族の西方への移動と結びついていて、アヴァール人とその後継者が今やハンガリーと東欧の平野を占め、同時にスラヴ人も出没しはじめる（*ebd.* 400 f.）。イタリアでの四七六年に類する政治的変化の年をゲルマン人の間で求めるなら、フランク人の許での四八六年（シャグリウス Syagrius の王国の消滅）がそれに当るが、このフランク Franci 族の興隆で、ゲルマン小国家群が姿を消し（六世紀の最後の⅓の間にトゥリンギー Thuringi 族、ブルグンド族、ヴァンダル族、東ゴート族、ゲピダェ Gepidae 族が、そして五八五年にはスェービー Suebi 族が独立を喪失）、その結果、西欧諸民族から成る団体（der westeuropäische Völkerverein）——これは近世に入っても維持される——が成立した（*ebd.* 401）。飜って東ローマでの事情をも考察してのち、v・グートシュミートは、そこでも時代の劃期は「六世紀の最後の⅓以前ではなく、七世紀の最初の⅓以後ではない」、といい、結論的に、時期を劃する出来事として西欧にとってのランゴバルド族によるイタリア征服、東ローマにとってのティベリオス帝の登極、本来のオリエントにとってのアラビア人によるペルシア・エジプトの征服をあげるのである（*ebd.* 417）。尚、K. F. Stroheker, *a. a. O.* 285 f. 参照。

(9) K. F. Stroheker, *a. a. O.* 294.

(10) Ed. Meyer, *Geschichte des Altertums* I, 1. Aufl., 1884, 24. Vgl. K. F. Stroheker, *a. a. O.* 281.

(11) O. Spengler, *Der Untergang des Abendlandes* I, 1918, II, 1922.

(12) A. Dopsch, *Wirtschaftliche und soziale Grundlagen der europäischen Kulturentwicklung* I, 1919, II, 1920; 2. Aufl., I, 1923, II, 1924.

(13) A. Dopsch, *a. a. O.* I, 2. Aufl., 135 f.

(14) H. Aubin, Maß und Bedeutung der römisch-germanischen Kulturzusammenhänge im Rheinland, *13. Bericht der Römisch-Germanischen Kommission*, 1921, jetzt in: *Raum und Grenzen des deutschen Volkes*, 1938, 52. 同じことは、ders, Zur Frage der historischen Kontinuität im allgemeinen, *HZ* 168, 1943, 229-262, bes. 238 ff., 250 でも繰り返し述べられている。

(15) H. Aubin, Maß und Bedeutung, 52 f.

(16) H. Aubin, *a. a. O.* 53. ほかに、ders., Vom Absterben antiken Lebens, *Antike und Abendland* 3, 1948, 88-119, bes. 92 参照（古代から中世へ移行するさいの die breite Brücke を教会が形づくっていた）。

(17) Er・トレルチュはシュペングラーの『西洋の没落』（第一巻）が公刊されると、まもなく批評の筆を執り（*HZ* 120, 1919, 281-291）、シュペングラーが古代と近代（これをカルル大帝からとする）の関係について論じたことを評価しつつも（S. 284）、彼が個体的な文化経緯の相互の間に「完全な並行関係」を見るだけで、古代と近代の間に位置する、キリスト教会の仲介者的地位を全く顧慮していないことを非難する（S. 289）。そ

して、そのあと別の論文でこの問題を取り上げ（Der Aufbau der europäischen Kulturgeschichte, *Schmollers Jahrbuch* 44, 1921, 633 ff.）、ヨーロッパ文化を古代と近代（トレルチに於ても近代はカール大帝以来のローマ的・ゲルマン的諸民族の歴史である）との二層構造として把え、この二つをキリスト教会がお互に結びつけた、という（S. 644 f.）。尚、J. Vogt, *Wege zum historischen Universum*, 1961, 82 参照。

(18) Vgl. K. F. Stroheker, *a. a. O.* 295.

(19) Er. Kornemann, Das Problem des Untergangs der antiken Welt, 1921/22.（一九一一年九月一一日の講演。のち *Vergangenheit und Gegenwart* 12, 1922 に公刊され、現在、K. Christ (hrsg.), *Der Untergang des römischen Reiches*, 1970, 201-227 に所収）。E. コルネマンにあっては、古代文化の「没落」はローマ帝国のそれだけに留まらず、ギリシア文化のそれに溯り、その際、実例としてポセイドーニオス Poseidonios が登場する。古代文化の衰退はオリエントがギリシア文化を圧倒する過程と考えられる（*ebd.* 223 f.）。

(20) Ed. Meyer, *Spenglers Unterang des Abendlandes*, 1925, 23 f. Vgl. J. Vogt, *a. a. O.* 70.

(21) Ed. Meyer, *a. a. O.* 15.

(22) Ed. Meyer, *a. a. O.* 22.

(23) W. Otto, *Kulturgeschichte des Altertums*, 1925, 1-4.

(24) W. Otto, *a. a. O.* 156.

(25) W. Otto, *a. a. O.* 4 f. ほかに M. Gelzer (Altertumswissenschaft und Spätantike, *HZ* 135, 1927, 175 f.) も K. J. Neumann (*HZ* 117, 1917, 379) と共に、ヴ・グートシュミートに従い、ランゴバルド族とイスラムの到来を以って古代の閉幕とする。

(26) Er. Kornemann, *Römische Geschichte* II, 1939, jetzt 5. Aufl., 1962, 461 : Neben Germanentum aber blieben Byzanz und das Arabertum, als Vertreter der alten Kulturmächte des Hellenismus und Iranismus, die größten Erhalter der alten Kultur. Auf der Wechselwirkung dieser drei Erben antiker Gesittung ruht die nächste Weltepoche.

(27) E. コルネマンは *Große Frauen des Altertums* (1942) で H. ピレンヌのテーゼを承認している (S. 403)。

(28) Er. Kornemann, Zwischen zwei Welten, in : *Gestalten und Reiche*, 1943, 398.

(29) Er. Kornemann, *Weltgeschichte des Mittelmeerraumes* II, 1949, 480.

(30) Er. Kornemann, *a. a. O.* 481

(31) H. Bengtson, *a. a. O.* 5.

(32) H. Bengtson, *a. a. O.* 5.

第一章　エウギッピウス『聖セウェリーヌス伝』について

はじめに

聖セウェリーヌス Severinus（四八二年没）はローマ帝国崩壊の前夜にノリクム Noricum にあらわれ、その地方（今日のオーストリア西部から西ドイツ・バイエルン州東南部に及ぶ）の住民の間で遍歴説教者・修道院建設者として[1]、或るいは「バルバリー」*barbari*（ゲルマン人を中心とする領外民）に対抗するローマ領民（ローマーニー *Romani*）の指導者・保護者として活躍した「修道士かつ政治家」[2]である。聖セウェリーヌスとしてはもう一人、ライン河岸のケルン Köln の司教（四〇〇年頃）で同市の守護聖人となった聖者が知られていて、セウェリーヌス教会と「セウェリーヌスの棺」とで記念され（祝日は十月二三日）、崇敬されているが、我々のセウェリーヌスも「ノリクムの使徒」といわれ、バイエルンの守護聖人とされるなど、種々のかたちで人々の尊崇を受け続けて来た[3]。しかし、ケルンの聖者の生涯（その伝記は九〇〇年頃に成立）が純粋な伝説に終始しているのに比して、ノリクムの聖人に関しては、幾分かの潤色を伴ってではあるが、ともかくもその行実を述べた史料が伝わっていて、我々の興味を強く惹くものがある。即ち、六世紀初頭に聖人の弟子、エウギッピウス Eugippius によって書かれた『聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書』*Commemoratorium de vita sancti Severini*（五一一年）である。この伝記は「アルプス以外の諸地方での、ローマ文明の没落を知るための、独特にして、且つ極めて価値の高い史料」（Th・モムゼン Mommsen）である、といわれるように[4]、客観的事実を豊富に蔵した信仰の書として特異な位置を占めるものであるが、それに加えて、スエートーニウス Suetonius の著述に代表される古代の皇帝伝（*Vita Caesarum*）が歴史家の手に成る記述から単なる記録編纂（たとえば四世紀のアウレーリウス・ウィクトル

Sex. Aurelius Victor の「皇帝伝」*Caesares*）に堕したあと，ラテン文伝記の主流が聖者の言行録（*Acta sanctorum*）に移行する[5]，その変容を映し出す作品としても貴重である。近年この著作に対する関心が著しく増したのも故なしとしない[6]。

（1）この点に関して A. Thierry, *Récits de l'histoire romaine au Ve siècle*, 1868, 134-181 et 311-343 は，セウェリーヌスはノリクスで旧約聖書にみられる如きタイプの神権政治をうちたてようとした，という仮設を提示（筆者未見。M. v. Uytfanghe, La bible dans la《Vie de Saint Séverin》d'Eugippius, *Latomus* 33, 1974, 329 による）。宗教家としてのセウェリーヌスはこの伝記では㈠隠修士（ファウィアーニス Favianis のはずれに隠棲所があった），㈡遍歴説教者（特に祈りと断食と施与を勧める），㈢修道院建設者（修道院の敷地内の僧庵に住み，修道士たちの父として，生前だけでなく，死後もかれらの「結社の中心」centrum unitatis であった）の姿をとってあらわれ，その中でも㈢の性格が一番強く前面に出ている（H. Dickerthof, De instituto Sancti Severini, *Zeitschr. f. bayr. Landesgesch.* 46, 1983, 14）。聖人が教会の聖職者でなかったことは，二世代ばかり後の聖ベネディクトゥス Benedictus（四八〇年頃－五四三年頃）の場合と同じである（A. J. Pfiffig, Christliches Leben im norischen Österreich zur Zeit des heiligen Severin, *Unsere Heimat*, 31, 1960, 100）。

（2）R. Zinnhobler, Wer war St. Severin? in: *Severin zwischen Römerzeit und Völkerwanderung* (Ausstellungskatalog) 1982, 14: „Mönch und Staatsmann". 聖人の活動を展望して R. Noll は㈠司牧的（seelsorglich），㈡慈善的（karitativ），㈢政治的・国民的（politisch-national），の三つに分かつ。最後の活動分野は更に「内政的」と「外交的」の二面に区分され得るが，national というのはローマ領民の立場（Romanentum）を守る，という謂である（*Eugippius, Das Leben des heiligen Severin*, 1963, 19 ff.; *Frühes Christentum in Österreich von den Anfängen bis um 600 nach Chr.*, 1954, 63 ff.; 122: ein wahrer „Kirchenfürst"）。

（3）E. Widder, Schutzpatron St. Severin. Ein Beitrag zur Patrozinienkunde und zur Geschichte der Severinverehrung, *Severin* (Ausstellungskatalog), 41 ff.

（4）Th. Mommsen, Eugippiana (I), Sauppe contra Knöll, *Hermes* 32, 1897, 454.

（5）H. Bengtson, *Einführung in die alte Geschichte*, 8. Aufl., 1979, 99. キリスト教の殉教者記録と古典的な伝記叙述との二つを背景にして生れた聖者伝叙述は，それとして時代の鑑としての性格をもっていたが，この点については，J. Dummer, Eugippius über die Rolle der Kirche in der Übergangsepoche, *Klio* 63, 1981, 640 参照。

（6）この作品には前世紀以来，校訂の努力が重ねられてきたが，本文についてはその全容が必ずしも的確に論究されてきたとはいえない。これまでに公刊されたモノグラフィー（F. Kaphahn, *Zwischen Antike und Mittelalter. Das Donau-Alpenland im Zeitalter St. Severins*, 1947; K. Kramert / E. K. Winter, *St. Severin. Der Heilige zwischen Ost und West*, 2 Bde, 1958 / 59; F. Lotter, *Severinus von Noricum. Legende und historische Wirklichkeit* (Monographien zur Geschichte des Mittelalters 12), 1976) は，すべて，或るいは空想と偏見が勝ち，或るいは無理な命題を含んでいて，この聖人を正当に評価できていない（vgl. R. Noll, *Eugippius*, 36; M. Pellegrino, Il commemoratorium vitae sancti Severini, *Rivista di storia della chiesa in Italia* 12, 1958, 11, n. 14; B. Saria, Noricum und Pannonien, *Historia* 1, 1950, 482）。

しかし，それと並行して，個別に着実な研究が積み重ねられてきたことも事実であって（その一つが R. Noll の諸論考である），近年，この作品

への関心が高まり、それに応じて、聖セウェリーヌスの事蹟を正しく評価しようとする気運の興こりつつあるのが感じられる。最近の研究については、R. Noll, Literatur zur Vita sancti Severini aus Jahren 1975-1980, *Anz. Akad. Wien*, 1981, 196-221 に詳しい。聖人の活躍したオーストリアやドイツばかりでなく、ベルギー、フランス、オランダ、イタリア、ユーゴースラヴィア、ソ連、ハンガリーなどの国々でも新しい研究がみられる（中にはその国ではじめての文献もある）。一九八二年（一月八日）は聖人没後一五〇〇年に当り、オーストリアのエンス Enns (Lorch)――古代のラウリアークム Lauriacum ――では記念の展覧会が催された（四月二四日－十月二六日。上引 *Severin* (Ausstellungskatalog)、参照）。わが国でもそのことが紹介され（田中重弘「現代に生きる『ゲルマーニア』」『図書』一九八二年十月）、また、下村寅太郎『ブルクハルトの世界』（一九八三年）ではブルクハルトの枕頭の書としての『聖セウェリーヌス伝』が論じられている（一八九－二〇三頁）。最新の邦語文献としては、指珠恵「『聖セウェリヌス伝』にみる聖人像」『待兼山論叢』第二三号、一九八九年、五七－八一頁、参照――聖セウェリーヌス像の中に東方での修道士の活動（都市民に対抗して非都市民を指導）と西方での司教のそれ（都市民を指導してバルバリーと戦う）との両様の聖人像の混合を見る――。

(一)　エウギッピウスとその教会的立場

『聖セウェリーヌスの生涯に関する覚書』（以下、『覚書』とも略し、また、緒論に於けると同様、適宜、『聖セウェリーヌス伝』ともいう）の著者、エウギッピウスについては、ヒスパーリス Hispalis（セヴィリア Sevilla）の司教、イシドールス Isidorus（七世紀前半）が、「エウギッピウス。ルクルラーヌム Lucullanum 市の修道院長。この人は助祭、パスカーシス Paschasius なる人に宛てて修道士、聖セウェリーヌスの生涯についての小冊子を簡潔な文体で纏め上げた。更に聖セウェリーヌス修道院に住む修道士たちのために『規則集』を書き、それを彼らに遺言の如くに残した。イムポルトゥーヌス・ユーニオル Importunus Iunior のコンスルの時以後、アナスタシオス Anastasios が皇帝の時代に著名な人であった」、といっており（*De viris illustribus*, 26 (34), *PL* 83, 1097）、またそれより古くはカッシオドールス[1] Cassiodorus（四八五－五八〇年頃）がその著作の中で、エウギッピウスのことをアウグスティーヌス Augustinus の著述の抜粋の編纂者として言及し、「世俗的な文献にはあまり通じていず、聖書の講読に没頭している人」である、と評している（*De institutione divinarum litterarum*, I 23 : virum non usque adeo saecularibus litteris eruditum, sed Scripturarum divi-

narum lectione plenissimum)。カッシオドールスが世俗的な文献（saeculares litterae）というのは「自由文芸」*liberales litterae* のことであるが、実際、エウギッピウス自身、その書簡の中で（Eug. *ep.* 2）、自分は「自由文芸」（ひろくは「自由学科」*disciplina liberalis*：Eug. *ep.* 4）には暗く、その素養がない、という。エウギッピウスは右のカッシオドールスとのほか、ディオニシウス・エクシグウス Dionysius Exiguus（五四五年ころ没）、フルゲンティウス Fulgentius（ルスペェ Ruspae の司教。五三二年没）、フェルランドゥス Ferrandus（カルターゴー Carthago の助祭。五四六／四七年没）など教養ある聖職者ないし修道士たちとも交りがあり、同時代のイタリア知識人の間では知られた存在ではあったが(2)、それ以上のことは伝わらず、彼の生涯についてはその著作と書簡から推し測るほかはない(3)。

まず生没年であるが、五三三年にはまだ存命していたことが書簡の交換から分かるので、いま仮りに――もとより全く仮りの話である――五三五年に七五歳で没したとすれば、四六〇年の生れになる(4)。西ローマ帝国が崩壊する一五年余り前のことである。その出自についても確かな手掛りは全くない。強いて推察を廻らせば、バルバリーに対する記述姿勢――特にルギー Rugi 王妃、ギーソー Giso についてのそれ（八(1)、同(4)、同(5)、四〇(1)、四四(4)）――から、また、河岸ノリクム Noricum ripense の事情に詳しいことなどからみて、その地のローマ領民の生れか、と思考される(5)。

二〇歳ばかりで（一説では少年時代に）聖人を知り（E(7)、註、参照）、ファウィアーニスの修道院に入る。パスカーシウスが、「師の徳は弟子によって一層容易に説かれるものです」、と言っている通り（P(3)）、聖人とエウギッピウスの関係は、いわば師弟のそれであった。しかし、師の許での生活も短期に終り、やがて聖人の死を迎える（四八二年）。その際の描写の中でエウギッピウスは、聖人自らによる最後の詩篇朗唱に「我々はほとんど復唱できなかった」（四三(9)）、と述べているように、彼は師の臨終の場に居合わせ、自らの体験に基づいてその状況を記している（聖人に会う以前のことを記述する場合、専ら仲間の証言に頼っているのとは対照的である）。

聖人の死後六年目（四八八年）に、オドゥァーカル Odovacar の意をうけた「総司令官」*comes* の二度に亘る命令で、ローマ

領民が河岸ノリウムを明渡し、セウェリーヌスの修道士仲間と住民・信者が聖人の遺体を堀りおこしてイタリアへ移住した時、エウギッピウスも彼らと行動を共にした。四九二／六年、聖人の遺体はネアポリス Neapolis 近郊（今日ではナポリ市内）のルクルラーヌムに最終的に埋葬される――彼ら（「兄弟たちの会衆」）をそこへ招いたのは高貴なる婦人（元老院身分の家系の寡婦）のバルバリア Barbaria であったが（四六(1)）、この女性についての詳細は不明である。同上、註、参照――。エウギッピウスを含む修道士団体もその地に建設された聖セウェリーヌス修道院に住みつき、エウギッピウス自身、のち、同修道院の長を努める[6]――その時点は確かでないが、『覚書』の完成した五一一年には既にその地位にあった――。その頃（『覚書』の完成以前、即ち、四九二-五一一年）、エウギッピウスは聖アウグスティーヌスの作品の抜粋集（後述）を編纂し、それをプローバ Proba に捧げているが、彼女はシムマクス Symmachus（四八五年のコンスル。パトリキウスの称号をもつ）とボエティウス Boethius の姻戚に当る[7]。ここに至るまでの時期は世界史的にも文字通り激動の時代であったが、エウギッピウスは西ローマ帝国の滅亡という現実に直面しても、聊かの幻想も懐かず[8]、東ゴート王、テオデリヒ Theoderich のイタリア支配を、不満ながらも（特にラウレンティウス Laurentius のシスマでは後述の如く、テオデリヒ王の裁定に抗して、対抗教皇を支持している）、受け入れたようである[9]。

さて、イムポルトゥーヌスのコンスルの年、即ち、五〇九年、エウギッピウスは聖人の伝記の執筆を思い立つ。その動機はパスカーシウスに宛てた彼の書簡に明らかである。修道士バッスス Bassus の伝記を或る俗信徒が物したのに刺激され、彼は「至福なるセウェリーヌスを通じて、神の働きでなされた、偉大なる奇蹟が隠されたままになってはならない、と考え始めた」、という（E(1)）。かくして修道士たちの間に伝わっている話や年長の人たちの語りの中から伝記に必要な証言（indicia）を集めることを企て、二年ののち（五一一年）、『覚書』*commemoratorium* としてそれを纏め上げた。この『覚書』を彼は「冒頭に章題（capitula――各章の概要）を掲げた上で」（E(11)）、手紙と共に、ローマ教会の助祭であったパスカーシウスの許に送り届ける。叙述に芸術的な構成がなく、文学的に洗練された文飾が欠けているので、聖人の生涯にふさわしくなるよう手を入れ、文体も推敲してほしい、というのである。「エウギッピウスの手紙」は一読して明らかな通り、謙虚さを装って書かれており、この

時の筆者の感情にはキリスト教の「謙譲」*humilitas* の倫理が裏付けにあったと思われる。それは同時に読者に対して卑謙を誇示した言いわけであり、また、聖人の説教に対する自らの献身ぶりを知らせたい気持に発してもいたであろう。[10] パスカーシウスの手で修正と追加を施して貰い、本文のでき上りを一層よくしたいという気持のあったことはもとより疑いのないところであるが、エウギッピウスの謙虚さの真意は精々そこまでで、彼の書簡の内容をそれ以上に受け取る必要はない。[11] パスカーシウスは聖霊に関する二冊の書を著し、それらはのちにグレゴーリウス Gregorius 大教皇から「いと公正かつ立派な」rectissimi et luculenti 著作として称讃されるほどであったし (Gregor. *Dial.* IV 40, *PL* 77, 396 B)、文章をよくする人に編纂前の口述資料の推敲を依頼することは当時の習いでもあったから、[12] エウギッピウスとしては、自分の作品が広く流布するように、今日の用語で言えば「序文」を書いてもらう程度の心積りであったと考えられる。[13] これに対してパスカーシウスは、エウギッピウスの意のあるところを汲んで、丁重な断りの書簡（「パスカーシウスの手紙」）を送り返した。[14] 聖人の伝記の執筆者としてはエウギッピウスが最適で、『覚書』の内容も聖人の生涯に忠実で、分りやすく描かれており、朱を入れる必要はない、というのである。その際、パスカーシウスは文才をほめられ、過大なことを求められたことにつき、「(あなたの私への)愛情を考慮して、私は甘んじて謙虚さを失うことにしましょう（註。「不遜ながら、私の気持へのあなたの配慮のなさを許すことにしましょう」、の意）」、と言って、当時の常套句を用いて謙遜している。文才を誇ることは謙譲心（「はにかみ」*pudor*）の欠けることとされていた当時の事情を考えれば、エウギッピウス自身もパスカーシウスの拒否を予想していたであろう。[15]

そのころパスカーシウスも時代の大きな渦に巻き込まれていた。四八二年、ゼーノーン Zenon 皇帝（四七四－四九一年）が公布した「一致令」*Henotikon* は、その内容が神学的には不明確で、政策的には妥協的であったことの故に、「カルケードーン信条」*Chalcedonense* をめぐる争いを鎮めるどころか、逆に激化させ、東西教会の分裂を招来した（「アカキオス Akakios のシスマ」。四八四－五一九年）。イタリアでは東ゴート王、テオデリヒの権勢が頂点にあったが、支配民族となったゴート人（アリウス派）は住民（カトリック）とは信仰を異にしており、[16] その上、ローマ元老院内には異民族に対してローマ固有の伝統的立場を守ろうとす

る一派（シムマクスを中心とする）の勢力も根強く残っていた。[17] 譲歩の用意のあった教皇アナスターシウス Anastasius 二世（四九六-四九八年）の死後、教会の分裂は長期化の兆しを見せ、ローマ教会内でも二派への分裂を来した。ビザンツの勢力と敵対的な一派（聖職者と民衆）がシムマクス Symmachus（上述のシムマクスとは別人）を教皇（四九八-五一四年）に選べば、他派（元老院議員のフェストゥス Festus とプロビーヌス（註(7)、参照）が指導する一派で、貴族の大半がこれに属し、ビザンツとは友好的）はそれに対抗してラウレンティウス（ローマ教会の「首席助祭」*archidiaconus*）を教皇に推した（ラウレンティウスのシスマ。四九八-五〇六年）。この紛争は五〇六年、テオデリヒの介入でシムマクスに有利に一応の解決をみたが、ラウレンティウスの熱心な支持者の中にはその後もシムマクスを認めない者が多数いた。ローマ教会の七助祭の一人として、都市ローマ（七つの教区に分かれていた）の一教区の長を務めていたパスカーシウスも、そしてエウギッピウスもその立場への同情者であった——その頃、エウギッピウスはプロヴァンス Provence 地方の海岸沖に浮かぶレラン（Lérins; Lirinum）島の修道院へ移り、その修道院長、マリーヌス Marinus の勧めによって『アウグスティーヌス作品集』を編んだ、というが（後述）、一時期、場所を替えて他の修道院へ退かねばならなかったのも、シスマでの彼の姿勢（対抗教皇の支持）が原因であったと思われる[18]——。後者が書簡を宛てた時、パスカーシウスは正式にはもはや助祭ではなかったが、敢えて意図的にそのように呼ぶことによって、彼を信仰の確かな擁護者とみなそうとしたのであり、また自らも対抗教皇（ラウレンティウス）の支持者に同調する姿勢を宣明したのである。[19] エウギッピウスが教会の現実政治の中でいかに困難な立場に置かれていたかが理解されるであろう。

(1) カッシオドールスはエウギッピウスより一世代若いが、修道士たちの教育への関心に於いて両者は一致していた。エウギッピウスと異なり、カッシオドールスは四〇年間に及ぶ世俗の官職経歴を重ね（514 *consul*; 523-27 *magister officiorum, praefectus praetorio*; 533-37 *patricius*）、その間に世俗的な作品（*Orationes, Chronica, Historia Gothica, Variae*）を著したが（ほかに退職後、*Institutiones divinarum et saecularium litterarum*; *De orthographia* など）、それに留まらず、聖書の註解を企て、教会史を編纂した（*Historia ecclesiastica tripartita*）。特に上引の「綱要」*Institutiones* は、その第一部がキリスト教文献の教程、第二部が七自由学科の指針であって、共に、彼が自らの所領（メッシーナ Messina 海峡のスキラケウム Scylaceum）に建てたウィヴァーリウム Vivarium 修道院の修道士たちのための教本であった。このカッシオドールスの先例にならって、ベネディクト派の人々は、ベネディクトゥスの死後、古典文献・キリスト教文献の蒐集に努めるのである。同じような、修道士の教育への

エウギッピウスの関心、及び彼による文献蒐集については後述。

(2)　カッシオドールスのほかの三人はみな聖職者ないし修道士で著作も残している。ディオニシウス・エクシギウスはスキュティア出身で、ローマで活動した修道士。ニッサ Nyssa のグレゴリオス Gregorios の著作のラテン語訳をエウギッピウスに献じているほか、カッシオドールスとも交友があった。フルゲンティウスは東方教会の儀式をローマ教会に持ち込み、また、キリスト教のギリシア語文献をラテン中世に伝えた一人で、ビザキウム Byzacium 地方（アフリカ属州）のルスペェ Ruspae の司教を勤め、アリウス Arius 派やペラギウス Pelagius 派に対してアフリカでのカトリック信仰を守った神学者でもある（アリウス派のヴァンダル王、トラサムンドゥス Thrasamundus への反駁書などの著作が残っている）。フルゲンティウスの伝記を書いたのがカルターゴー教会の助祭、フェルランドゥスで、彼はほかに公会議の決議の集成（*Breviario canonum*）や書簡集を残している。右の三人共、エウギッピウスに宛てて手紙を出しており、特にフェルランドゥスの発した書簡の五三三年という日付はエウギッピウスの没年の上限である。

(3)　トレント Trento（トリエント Trient）の一教会の床面モザイクの銘文に司教名としてエウギッピウスという名が伝わっており、L. Oberziner (*Archivio Trentino* 15, 1900, 248 ff. ——筆者未見) はこれを聖者伝の著者と同定している、という (vgl. R. Noll, *Engippius*, 118)。また、聖ウィギリウス Vigilius（五世紀はじめ）の直接の後継者で、トレントの第一九代の司教にエウギッピウスという名の聖職者がいて (*Liber pontificalis ecclesiae Tridentinae*——vgl. R. Noll, *a. a. O.* 118)、この人と右のエウギッピウスとは同一人である可能性が強いが (R. Bratož, *a. a. O.* 8, Anm. 10)、勿論、聖者伝の筆者に同定すべき確かな証拠があるわけではない。ほかにエウギッピウスという名はサローナ Salona 出土のキリスト教徒の棺に Coelius Eugippius (*CIL* III 9240) と刻まれている例があるだけである (R. Bratož, *ebd.*)。

(4)　R. Noll, *a. a. O.* 15 f.

(5)　R. Noll, *a. a. O.* 13. ほかに L. Bieler, *Eugippius, The Life of Saint Severin* (The Fathers of the Church, vol. 55), 1965, 8 もローマ領民の息子としてノリクムで生れたという推測を正しいとする (R. Bratož, *a. a. O.* 8 は河岸ノリクム、または第二ラェティア Raetia のローマーニーの家族の出と考える)。一方、E. Vetter (in: R. Noll, *a. a. O.* 34, Anm. 2) はナポリで育ったというが、大方の見方はそれに否定的である。

(6)　但し、エウギッピウスは、ルクルラーヌムの修道院長になる前に、後述の如く、一時、ローヌ川のレラン Lérins (Lerinus) 島の修道院に属していた、と考えられる (F. Lotter, *a. a. O.* 33 f.)。

(7)　*PLRE* II, s. v. Proba 1, 907 ——シムマクスの娘、または姪か (vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 15. mit Anm. 42)。尚、F. Lotter によれば、コンスル経験者で元老院議員のプロビーヌス Probinus（ラウレンティウス支持者）の娘であろう、という (*a. a. O.* 34 ff.)。

(8)　エウギッピウスがローマ人の普遍帝国が四七六年に消滅したと考えていたことについては、二〇(1)、及び、同註、参照。

(9)　R. Noll, *a. a. O.* 26.

(10)　F. Lotter, *a. a. O.* 42 参照。

(11)　L. Bieler, *op. cit.* 7, n. 22 ——異説としては M. Pellegrino, Il commemoratorium vitae sancti Severini, *Rivista di storia della chiesa in Italia* 12, 1958, 1-6（パスカーシウスに対するエウギッピウスの要求を真面目なものとする）。

(12)　M. Pellegrino, *op. cit.* 3. 尚、P(3)からみて、エウギッピウスは既に前もって誰かを介して（或るいはあのデオグラティアス Deogratias を通じて）、パスカーシウスの意向を尋ねていたことが考えられる (*ivi*)。

(13)　L. Bieler, *op. cit.* 7.

(14)　「パスカーシウスの手紙」の内容要旨は以下の本文で述べる通りであるが、そのほか、この返書の中で彼が聖者伝の意義について言及しているのは我々の特別の関心を惹くものである。彼は「善き人々の心を教化するのに、聖人たちの業績がいかに役立つか、……云々」(P(4)) といい、ア

ベル以下の秀いでた人々の徳についてのパウロの記述（「ヘブル書」一一(4)以下）をその原型として挙げ（P(4)）、聖なる人たちの「驚嘆すべき闘い」、「祖先の業績」が後世の人々に与えた絶大なる効果に触れて（P(5)）、「キリストの花嫁」（カトリック教会）に「祖先の伝記」という飾りが用意されるのを喜んでいる（P(6)）。当時の人々の聖者伝叙述への関心の深さを反映したものである。

(15) F. Lotter, *a. a. O.* 41.

(16) R. Bratož, *a. a. O.* 9, 11: die „national-römische Partei".

(17) R. Bratož, *a. a. O.* 9: der ethnische, religiöse und kulturelle Dualismus.

(18) R. Noll, *a. a. O.* 118; F. Lotter, *a. a. O.* 35. パスカーシウスもその死までシムマクスを教皇として承認しなかった。彼の手紙（特にP(5)での「マカバイオス書」の引用）の中に、反対派のシムマクスをローマ教皇の座につけた異端のゲルマン人君主、テオデリヒ Theoderich に対抗して、反ゴート的、国民的・ローマ的、そして厳正にカトリック的な立場を守ろうとした姿勢が認められる（R. Bratož, *a. a. O.* 10 f.）。このパスカーシウスのことをのちにグレゴーリウス大教皇（五九〇－六〇四年）が、学識あり、また敬虔なる人であるといい、『聖霊について』*De spiritu sancto*（現在は逸失）の著者として称讃している（*Dialogi* IV 40）。Vgl. R. Noll, *a. a. O.* 118; L. Bieler, *op. cit.* 6; R. Bratož, *a. a. O.* 10, Anm. 21.

(19) Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 10.

(二)　『聖セウェリーヌス伝』の内容構成

エウギッピウスがパスカーシウスに送り、そのまま送り返されてきた『覚書』の原稿は、そのあと著者によって少しく手が加えられて[1]、今日に伝わる姿となった。本来、個々別々の口伝であったのを取り纏めてでき上ったもの故、各章の長さや内容の重みは全く不統一であるが[2]、それでも全体として或る種の構成を備えていて、単なるメモの寄せ集めではない。叙述は基本的には時期を追ってなされており（クロノロギーの基準。たとえば、パウリーヌス Paulinus は第二一章ではまだ司祭であるが、第二五章ではティーブルニア Tiburnia の司教、オドゥァーカルも第七章では知名人ではないが、第三三章では王として登場[3]）、また、聖人の活躍した地点に着目すれば、場所ごとの纏まりをもって叙述されていることが判明する（トポグラフィーの基準。たとえば第三－一〇章にはファウィアーニスの出来事、第一一章以下にはクルリス Cucullis、ユーウァーオー Iuvao、クィーンターニス Quintanis での事件がそれぞれ纏めて記述されている）。そして、これら両基準にもとづいて進められる叙述の間に、いくつかの主題が纏めて述べられている個所がある（資料上ないしモティーフ上の基準。第三三－

三八章での一連の治療行為の記述がその代表例である)。

右の三つの基準に留意しつつ、『覚書』の内容構成を通観すれば以下の如くなるであろう。

エウギッピウスの叙述はアッティラ Attila の死(四五三年)後の混乱から始まり、聖人がノリクムに到来して、まずアストゥリス Asturis で教会堂の納室係の賓客として滞在し、住民にバルバリーの襲撃を警告したことを伝える(一(1)-(3))。同市の破滅後、聖人はコマーゲーニス Comagenis へ移り、ここでも断食と祈りと施しとで危機を乗り切るよう住民をはげます(一(4)-二)。続いて、聖人は、ひどい飢饉に見舞われ困窮するファウィアーニスの住民に招かれ、同市に向かう(三(1))。『覚書』はこの市での聖人の滞在を述べ(第一〇章まで。その間に他市の名前はあらわれない)、ここがずっとのちまで彼の活動の拠点となる(一三(4)、三(6)、四二(1))。エウギッピウスは同市でのセウェリーヌスの働きを描写し、聖人が穀物を隠し持った一寡婦を悔悛させ、彼女と、飢えに苦しむ人々とを救ったこと(三)、ファウィアーニスの市壁の外で略奪行為を繰り返すバルバリーの盗賊に対して、駐屯軍指揮官のマメルティーヌス Mamertinus を激励して出陣させ、敵を打ちまかせしめたこと(四(1)-(5))を記すが、その叙述は必ずしもクロノロギーに従ってなされているわけではない[4]。ファウィアーニスでの聖人の生活(「見張り塔」*burgum* と呼ばれる小僧庵のことや厳しい冬でも裸足ですごしたことまで)や彼の施した功徳(*meritum*／*virtus*)の記述がこのあと続くが(四(6)-同(12))、特に後者、即ち功徳については何ら具体的な事例をあげていない。ファウィアーニスを中心とする彼の活動を総括して述べているのであって、上述の資料上ないしモティーフ上の基準にもとづいて記された部分に当たる。

続く第五-八章ではルギー族とセウェリーヌスとの関係が述べられる[5]。ルギー王フラキテウス Flaccitheus のこと(五)、ルギー族の一寡婦の一人息子の治癒(六(1)-(5))、オドウァーカルの訪問(六(6)-七)、フェレテウス王とその妻子(ギーソーとフレデリクス)のこと(八)である。そこでは王たちへの励ましとギーソーへの懲らしめ、そして王子の救出の奇跡が語られているが、諸事件を取りまく世界から切り離されて書かれているので、全体としてはクロノロギーから逸脱し、専ら、資料上ないしモティーフ上の基準による描写といえる。ルギー王と同じような尊敬心を聖人に対して懐いていたオドウァーカルがここに突然

登場するのも同じ基準によるものである。[6]

そのあと『覚書』は第九章の冒頭で聖人の一層広い活動分野（捕虜の請け戻し）に言及し、[7]記述は殉教者（聖ゲルウァーシウス Gervasius と聖プロータシウス Protasius）の聖遺物の奇跡的到来（九(1)-(3)）、司教職就任の辞退（九(4)）、修道士たちへの教え（九(4)-(5)）、修道院聖堂の番人、マウルス Maurus の不従順（一〇）と続くが、ファウィアーニス以外の地名は見当たらず、すべて聖人の同地での滞在中の出来事である。ここでも記述内容は周辺世界のクロノロギーから切り離されている。

セウェリーヌスはファウィアーニスの修道院を拠点にしつつ、そこから各地に赴き、布教と救済の活動を続ける。その様子が『覚書』の次の個所でトポグラフィーの基準に従って場所ごとに纏めて記されている。[8]彼はある時はククルリスへ――ここで瀆聖者（異教徒）の蠟燭にだけ火がつかず（一一）、神への勤めを果さない不信心者の畑だけが蝗の被害にあう（一二）――、ある時はユーウァーオーへ行き――ここでは晩禱に必要な火が聖人の手にあった蠟燭に自ずからつき（一三）、危篤の一女性が奇跡的に回復する（一四）――、またある時はクィーンターニスへ向う――そこでは、いつも教会を水びたしにしていた川の増水も聖人の働きかけで制止され（一五）、一度死んだ司祭、シルウィーヌス Silvinus が聖人の呼びかけで蘇る（一六）――。[9]この第一一-一六章では三つの場所での、二つずつ計六つの奇跡が述べられていて（そのうち第一と第三の奇跡は相互に類似）、著者の側での編集のあとが窺われる。[10]

次の二章で『覚書』は、セウェリーヌスが住民を救うために尽した活動（特に飢餓で苦しむ人々への世話）、驚くべき節制と鍛練、ティーブルニア市民（貧者への供出をひきのばしていた）への罰（一七）、そして同じく十分の一税を遅延させていたラウリアークムの住民への罰（錆病）を記す（一八）。地理的な言及はないが、聖人がファウィアーニスに腰を据えていた時のことである。[11]

ファウィアーニスから聖人はたびたびドナウ河を溯ってバターウィス Batavis にも足を運び（そこではイン川をはさんで対岸のボイオトロー Boiotro に修道院を築いてあった）、西からのアラマンニー Alamanni 族の襲撃に苦しむ住民を励ました。アラマンニー王、ギブルドゥス Gibuldus の方でもセウェリーヌスを尊敬し、会見を熱望していたので、聖人はバターウィス滞在中、自分の方から王の許へ出かける。そして王にあらためて畏敬の念を植えつけ、王の部族民の略奪をやめさせ、ローマーニーの捕虜を返

還させる（一九）。そのあとローマ帝国の崩壊を聖人はこのバターウィスで知る。国境防備兵への俸給支払いが停止したので、それを受取りにイタリアへ出向いた兵士がバルバリーに殺されたことを、聖人は僧庵に居ながら察知し、人々に知らせる（二〇）。司祭のパウリーヌスがセウェリーヌスを訪問するのもバターウィスでのことである[12]。上述の修道院で聖人の同志集団と交わってのち、帰る時に、司祭は聖人から司教職への就任を予告される（事実、彼はティーブルニアの司教となる）（二一）。一方、ボイオトローの僧院の修道士たちやバターウィスの住民たちに対してセウェリーヌスはその地が放棄される時が来るであろう、と予言するのである（二二(1)-(3)）。

このあと、セウェリーヌスはファウィアーニスへ戻る。彼の去ったあと、すぐにバターウィス市は予言通りバルバリーに襲撃される（二二(4)）。聖人は再びファウィアーニスの修道院を拠点に活動を開始し、まず洗礼者ヨハネの聖遺物を受け取って修道院聖堂に安置させた（二三）。そして、上流のヨウィアーコー Ioviaco の住民に対して、ファウィアーニスから使いを出して警告し、その市から立ち去るよう勧める（但し、人々は警告を無視し、その結果、ヘルリー Heruli 族の奇襲に会う）（二四）。同じような予告はマクシムスを通して、ティーブルニアの司教、パウリーヌス（既述の如くこの聖職者は以前にセウェリーヌスを訪れた時はまだ司祭であった）にも与えられる（二五）。ミラノの癩病患者が治療の薬を求めて、聖人の許へ来たというのもファウィアーニスでのことである（二六）。

その間にも、アラマンニー族の攻撃は止まず、クィーンターニスの市民は市を捨ててバターウィスへと移る[13]。しかし、ここにもアラマンニーの襲撃の危険が迫ると、セウェリーヌスはその地に赴いて人々を励まし、バルバリーへの勝利を約束する。そしてローマーニーが敵を打ちまかしてのち、彼らに更に下流への移住を勧める（二七）。続いて『覚書』はラウリアークムでの聖人のいくつかの働きを纏めて伝えている。即ち、油の自ずからなる増加の奇跡（二八）、ノリクム人、マクシムス Maximus の経験（大雪の山中での熊の先導）の覚知（二九）、バルバリーの攻撃の予言（三〇）であり、そして、ルギー王、フェーウァ Feva（＝フェレテウス）への説諭（三一）である。

ラウリアークムが放棄されて、セウェリーヌスはまたファウィアーニスに戻る（三一(6)）。オドウァーカルと手紙（被追放者、アムブローシウス Ambrosius の釈放を依頼）を交わしたのもそこでのことと思われる（三二）。聖人はそこからコマーゲーニスへ足を運び、ルギー王配下の一貴族の息子に対して奇跡的な治療を施す（三三）。それに続く記事（三四。遠方より来たレプラ患者の治癒）は聖人の本拠地、ファウィアーヌスでのことであろう（但し、患者はファウィアーニスへ来て、そこからコマーゲーニスへ差し向けられたとも考えられる）[14]。

第三五章以下の四章には各地に建てられた聖人の僧院の修道士に関するエピソードが集められている。即ち、目を病んでいるのに何の治療も施してもらえないことを不満に思っていた修道士、ボノースス Bonosus が身体の目よりも心の目の働きを教えられたこと（三五）、ボイオトローの僧院の三人の傲慢な修道士が悪魔に取り憑かれ、苦しめられたが、聖人によって救われたこと（三六）、二人の修道士、マルキアーヌス Marcianus とレナートゥス Renatus が内陸ノリクムで苦難に陥ったのを聖人がファウィアーニスの修道院で居ながらにして察知したこと（三七）、そして致命的な病い、膿疱にかかった修道士、ウルスス Ursus が断食と節制と悲嘆の涙で治癒することを聖人が予言したことである（三八）。これらの個所がクロノロギーの順序に従っていないことは、バターウィスの対岸にあるボイオトローの僧院の修道士が登場することから明らかであって（この修道院はさきごろバターウィス市がバルバリーの手に陥った時に放棄された筈である）、『覚書』のこの部分に配されているのはモティーフ上ないし資料上の基準のためである[15]。他の聖者伝著述家（スルピキウス、セウェールス Sulpicius Severus）の作品を援用しているのも（三六(3)）、エウギッピウスの資料探捜の様子を窺わせる。

第三九章に到って著者はセウェリーヌスの生活・慣習を要約する。内容的にはそれまでにも述べられたこと（四(9)-(12)、一七(2)-(3)）の繰り返しであって、次章以下でいよいよ聖者伝としての最後の段階（死に到る直前の記述）に入る、丁度、その前に置かれているが、このような例は他の諸作品にも見られ、聖者伝叙述、即ち、聖人の「生涯と性向」vita moresque（P(2)）の記録の常套に属する（スルピキウス・セウェールス『聖マルティーヌス伝』*Vita s. Martini* 二六(2)-二七(2)、など）[16]。

かくして、第四〇章のはじめに叙述内容の転回がみられる。聖人は神から死の天啓を受け、最後の忠告をルギーの王と王妃

に与える――フェーウァには服属民を保護すべきことを説き、ギーソーには無辜の人々への抑圧をやめさせる――(四〇(1)-(3))。次いで彼の仲間に自分の死の近いことを知らせ、ファウィアーニス周辺地方に集まった住民の将来(財産と共にローマの一属州へ移住するであろうこと)を予言し、彼らと一緒に自分の遺体を運び去るべきことを述べる(四〇(4)-(6))。続く二章で著者は、聖人が司祭ルキルス Lucilus に対して「二年もしくはそれ次前に」伝えた予告(死の正確な日)に言及し(四一)、そのあと、聖人がルギー王の弟、フェルデルクス Ferderuchus に、差し迫った自分の死の話をし、厳格な忠告(神聖な財物や貧者・捕虜の財産に手を触れないこと)を繰り返した旨を記し(四二)、次いでいよいよセウェリーヌスの死の記述に入って、聖人の病気、修道士たちへの最後の励まし(「別れの言葉」)、別れの接吻、聖人の死と埋葬の様子を描写している(四三)。

終りの三章は一つの、そして最後の纏まりをなし[17]、聖人の死に続く政治的混乱(フェルデルクスの略奪行為。四四(1)-(3))、ルギー戦争(同(4))、ローマーニーのイタリアへの移送(四四(4))、移動途上での奇跡(四五)、敬虔なる女性、バルバリアのこと(四六(1))、ルクルラーヌムでの盛大な葬儀(四六(2))、無数の奇跡(同(3)-(6))の記録である。

エウギッピウスが纏めた『聖セウェリーヌス伝』の内容構成は右の通りであるが、著者がその編成の際に払った種々の配慮について最後に触れておきたい。先にその内容につき時間的、場所的、資料的の三つの基準が見出されるといったが、このことは既に同作品がメモ類の無秩序な寄せ集めではないことを暗示している[18]。そしてエウギッピウスは四六の章より成る本文(『覚書』)の前に「章題」を置き、「手紙」と一緒にパスカーシウスに送り届けたのであるが(著者自身の言葉(E(11))から推して、これら三者が相互に連関を有し、全体として一纏まりをなしていることは疑いない)、章題を附すること自体、既に明らかに読者を予想してのことといわねばならない。即ち、読者に内容の一覧を可能ならしめ、各章の話の選択を容易ならしめんがためであった[19]。また、本文がいくつかの纏まりから成ることも既に見た通りであるが、一つの纏まり内での時間的繋がりや、それと他の纏まりとの連関について、著者は適宜、その場にふさわしい語句を用いて言及しており、全体に有機的な構成を持たせようとするエウギッピウスの意図を窺わせる。たとえば、本文の第一-四章は一纏まりの内容を含むものであったが[20]、そこでの諸事件が時間的に

密接な繋がりを有していることを明示しようとして、著者は「これを聞いて」(二(1))、「同じ頃」(三(1))、「同じ時に」(四(1))という語で各章を結びつけている――ほかにも時間的結びつきへの叙述上の配慮は随所にみられる。「この後」(二六(1))、「同じ頃」(二七(1))など――[21]。第五章はルギー王が登場し、新しいテーマに入るが、著者は「さて」siquidem (五(1))という語を用いて、そのことを明示している。また、テーマとテーマの関連が適切な文言によって結びつけられている例は第六章の末尾から第七章への橋渡しの部分に見られる。即ち、聖人による治癒の奇跡を述べたのち、「更にこのような奇跡の評判は他の部族のところにも届き、それらの部族の多くの人もキリストの戦士に会うことを願い求めていた(六(5))。既にこのできごとの前に(ante hoc factum)、バルバリーの一部のものが、イタリアに向う途中に、(聖人の神への)このような献身にひかれて(qua devotione)、祝福をうけるために、彼のもとに立ち寄った」(同(6))、といって、次章でのオドゥァーカルの聖人訪問の記事につないでいるのである[22]。

著者は作品全体を各種のエピソードのモザイクとしてではなく、一つの纏まりを持つものとして仕上げようとしたのであって、その努力の跡はほかにも各所に認めることができるであろう。叙述中にあらわれる二つの場所が同じであった場合、二度目に出た個所で最初でのことを明記したり(一四(1)。尚、一六(1)、参照)、ある地点や人物がはじめて登場する場合には、まずその地点や人物を紹介して、そののちできごとの叙述に入ったり(一五(1)のクィーンターニスや、三一(1)のフェレテウス)、以前に述べた地点や人物がもう一度あらわれた時、最初の場合のことを「上で言及した」(二九(1)。二五(1)と照応)、といっているのがその例であるが、そのような叙述方法は読者の存在を想定してはじめて理解されるものである[23]。長々しく列挙しては煩わしいであろう(四六(3))、とか、三つの奇蹟だけを述べておこう(四六(6))、とかいったり、読者が飽きそうだと思ったところで話を中断しているのも(三四(2))、同種の配慮に出るものである[24]。『聖セウェリーヌス伝』の中には、読者の存在を予想して内容に有機的統一を持たせようとした著者の意図が貫かれているといわねばならない。

(1)　L. Bieler はこの時に四五、四六の二章が加わったと考える(*op. cit.* 7, n. 22)――但し、第二類の写本が改訂本で、第一類が未改訂のテキスト

であるという、E. Vetter の説（後述）には同意していない――。

(2) F. Lotter, *a. a. O.* 71.

(3) H. Baldermann, Die Vita Severini des Eugippius, *Wien. Stud.* 74, 147 ――著者がその「証言集」をクロノロギーの系に沿って並べたことをH・ザウッペがその校本（後述）の解題ではじめて指摘（Proömium, XVI）――。本文であげた以外の例でいえば、(一)フラキテウスは第五章で姿をみせ、その章の最後で死ぬ。(二)彼の後継者のフェレテウス Feletheus は第八章であらわれ、その子のフレデリクス Fredericus はこの時まだ子供であったが、第四四章では大人として登場する。また、(三)上流でのゲルマン人の圧迫は第一九、二二、二四、二五章と順を追って激しさを増し、そのあと、第二七、二八、三〇、三一章でローマーニーの段階的退去が実行される（*ebd.* 147 f.; F. Lotter, *a. a. O.* 71 ff.）。

(4) M. Pellegrino, *op. cit.* 8.

(5) H. Baldermann, *a. a. O.* 151.

(6) M. Pellegrino, *op. cit.* 8.

(7) Vgl. H. Baldermann, *a. a. O.* 151.

(8) M. Pellegrino, *op. cit.* 9; vgl. H. Baldermann, *a. a. O.* 151.

(9) R. Bratož, *a. a. O.* Karta III では、聖人はファウィアーニスを出て、ククルリス、ユーウァーオー、クィーンターニスへと順次、進んだことになっているが、正確ではない。

(10) M. Pellegrino, *op. cit.* 9.

(11) 打ちのめされたラウリアークム市民の使いが救いを求めてファウィアーニスに聖人を訪れている。R. Bratož は聖人がクィーンターニス（一五、一六）のあと、バターウィス（一九）へ向ったものと図示しているが（*a. a. O.* Karta III）、それでは第一七、一八章の記事を無視したことになる。クィーンターニスでの出来事のあと聖人は一旦ファウィアーニスへ帰ったものと考えねばならない。

(12) M. Pellegrino, *op. cit.* 9 f.

(13) Vgl. H. Baldermann, *a. a. O.* 151. ――第二七-三一章は一纏まりをなし、そこでの記述内容（クィーンターニスからの東への移住）は聖人の超自然的能力を描き出す機会を著者に与えた。

(14) M. Pellegrino, *op. cit.* 10. ほかに H. Baldermann, *a. a.* 151 も第三一-四二章をファウィアーニスでのセウェリーヌスの最後の生活を描いたものと考える。

(15) M. Pellegrino, *op. cit.* 10. 修道士ボノーススの目の病いの治癒（第三五節）も時代を無視して挿入した例としてあげられる。彼はそのあと四〇年も生きたというから、その出来事は四七〇年以前のことである。

(16) M. Pellegrino, *op. cit.* 11.

(17) Vgl. H. Baldermann, *a. a. O.* 151.（最後の「観察圏」）。

(18) 『聖セウェリーヌス伝』の性格に関する諸説については H. Baldermann, *a. a. O.* 145 f. 参照――A. Baudrillard (1908) はそれを notes の無秩序な寄せ集めと考え、それらを繋ぐ糸は存在しない、という――。

(19) H. Baldermann, *a. a. O.* 146. それ故、M. Schuster がその校本で章題を割愛したのは着者の意図に反する誤った処置である（*ebd.* 147）。

(20) H. Baldermann, *a. a. O.* 151.（第一-四章が一つの「観察圏」をなす）。

(21) H. Baldermann, *a. a. O.* 148.

(22) H. Baldermann, *a. a. O.* 151 f. ――一纏まりの話（Baldermann のいう「観察圏」）を仮りにテーマといったが、それらは繋辞的な接続語、関係詞的な連結語、あるいは時・種類・様態の副詞、などによって相互に結びつけられている（その例は *ebd.* 152）。

(23) H. Baldermann, *a. a. O.* 152 f. ――最初の言及との対照はほかに一と三三(1)、八(1)と四〇(1)、一三(1)と二三(2)、三一(6)と四二(2)、三二(1)と七（章題）の場合――。

(24) H. Baldermann, Die Vita Severini des Eugippius (Fortsetzung), *Wien. Stud.* 75, 1962, 162 f.

(三)　聖者伝叙述としての『聖セウェリーヌス伝』

『聖セウェリーヌス伝』は聖人の事蹟が隠されたまま忘れ去られることのないように、エウギッピウスが纏めあげた聖者伝である。そこでの叙述の焦点はセウェリーヌスの信仰にあり、彼の働きの描写の中で宗教家としての予言活動が重要な位置を占めている。実際、『聖セウェリーヌス伝』を繙く時、読者は、セウェリーヌスの予言を信じ、それに忠実に従った者は災難を免れるが（たとえば二五）、それを侮り、無視した者には神の罰が下されるということ（八、二二、二七）を教えられ、また著者がこのことを各所で力説している事実に心をうたれるであろう[1]。そしてエウギッピウスが聖人の予言と彼によって予言された出来事との一致に特に注意を払っているのを見て[2]、その中に、聖者伝を叙述しようとする著者の一貫した姿勢を認めるであろう。『聖セウェリーヌス伝』を覆うものはセウェリーヌスに対する神の指示であり、聖人に対する神の啓示である。

聖セウェリーヌスを通じての神の啓示がこの聖者伝を覆っているとはいえ、そこでのセウェリーヌスはもとより神の単なる道具ではなく、どの啓示も聖人の深い内的感動と結びついている[3]。しかし、彼が最も重視した禁欲の努め一つをとってみても、それはあくまで神の恩寵の賜物であって（四(9)）、聖人がその段階にまで人間的努力によって順次到達したというものではない。彼は最初の瞬間から「徳」*virtus*（奇跡をひきおこす能力）の最高の程度にあったのであり、聖人の生涯は同じ神の恩寵が何度も更新される過程にほかならない[4]。エウギッピウスは叙述内容の一方の柱にこのような聖人を配し、他方の柱に聖人の意に反する人物を配することによって（たとえば八(4)のギーソーの場合。ほかに一八(1)、二四、四四(3)）、善き行いの報酬と悪しき行いの罰とを読者に伝えようとしているのである[5]。エウギッピウスがこの著作で懐いていた意図は読者大衆の教化であり、既にパスカーシウスも返書でそのことを認めて称讃しているのである（P(4)）[6]。

右のようなエウギッピウスの執筆態度は『聖セウェリーヌス伝』での奇蹟の取扱いを見るとき、一層よく理解される。そこ

では奇蹟が神の力から発することが随所で述べられていて[7]、セウェリーヌス自身も、勿論、そのことを自覚していた。聖人は事件を予知ないし予言するが、それが生ずることを神の啓示によって知らされる（三(1)、その他）――而も、神からの指示も、旧約の予言者の場合のような（たとえば、「エレミア書」一(4)、参照）、個人的な性格のものではない――[8]。聖人は奇蹟を求めるルギー女性の頼みを、自分の能力のなさを理由にことわっており（六(2)）、たとえ奇蹟が生じても、自分の功績にはせず（一四(3)）、むしろそれを秘密にしておくことを求めた（一六(6)[9]）。神との関係でいえばセウェリーヌスは仲介者として描かれ（祈りと落涙が奇蹟の叙述部分でのトポスとなっているのはその故である。「彼の祈りのお陰で……」（八(6)など、参照）、各エピソードの終りで聖人の個人的関与が強調して述べられている（三(3)、その他[10]）。但し、その場合でも彼はあくまで神の奴隷であった。第一章で彼が登場する条りでの「いと聖なる神の奴僕、セウェリーヌス」sanctissimus dei famulus Severinus という紹介の文句が何よりもそのことを明示している。別の個所で「いと尊きキリストの下僕」reverentissimus Christi servus（八(5)）と呼ばれているのも同じことであり、セウェリーヌスは随所で「神の下僕」servus dei、「キリストの下僕」servus Christi、「忠実なる下僕」fidelis servus といわれている[11]。エウギッピウスはセウェリーヌスを他の聖者以上に主の僕として、恩寵による奇跡の力をそなえた神の従僕として描いているのである[12]。

エウギッピウスによる聖人のこのような捉え方には前者が敬愛したアウグスティーヌスの影響が認められるであろう。特に著者がセウェリーヌスをして「人間にありがちな無思慮を差し控えなさい。そして不遜な尊大さを抑えなさい。我々は、何か良きことを行うことができるように選ばれたのだ。使徒も言っている。『(神は)その御前で、我々が聖く汚れなき者となるように、天地の造られる前から我々を選ばれたのだ』、と」（四(11)）、と言わせている所にアウグスティーヌスの思想の陰を読み取ることができるであろう。後者によれば、一般に聖者は神の国に生れるべく選ばれた市民で、死後、神を直観して、浄福な生を享受する、というが（August. *De civ. dei*, XII 23; XXII 1 sq.）、セウェリーヌスもエウギッピウスによって聖性の故に選ばれた者の中に数えられている――「かくも偉大なる徳に満ちた、いと誠実なる神の奴僕がキリストの恩寵による彼の功績の故に、聖人たちの栄誉へと高められる」（E(6)）――[13]。そして、アウグスティーヌスは、彼の時代でもまだ奇跡がキリストの名に於いて、秘蹟と祈りとによって、ひきお

こされることを強調し、とりわけ殉教者がその不死性と聖性の故に奇蹟をひきおこす能力を有していること、また奇蹟が神の恩寵の証拠であることを説いたが（August. *op. cit.* XI 1）、聖セウェリーヌスの場合も、エウギッピウスによれば、「彼の功績は日に日に高まり、徳の噂が大きくなり、それは遠く、かつ広く及んで、彼の中に天の恩寵の徴しが現われたことを知らせた」、という（四⑧[14]）。

次に『聖セウェリーヌス伝』の文章ないし文体について見る。文章に自信がないという著者の謙遜にも拘らず、『覚書』は古代末期に好まれた文体で叙述され[15]、文辞にも意を用いた作品として仕上がった。無駄な文飾はないが、さりとて無味乾燥な散文でもない[16]。パスカーシウス宛の「手紙」の第三／四番目の言葉（ferme biennium）から『覚書』の最終節の最後に到るまで、文末ないし休止の個所には随所に平（planus: ⏑̄, ⏑̄⏑̄）、緩（tardus: ⏑̄, ⏑̄⏑̄⏑̄）、急（velox: ⏑̄⏑̄, ⏑̄⏑̄⏑̄）などの律動を帯びた詩句、或るいはダクテュロスの詩脚が含まれている[17]。総じてエウギッピウスの文章は単純さと誠実さを宗とし、その叙述内容にふさわしいものであって[18]、この点では同時代のエンノディウス Ennodius（四七三／七四年生まれ。パヴィーア Pavia（Ticinum）司教、五一四－五二一年）の記述（『聖エピプハーニウス伝』*Vita s. Epiphanii* および『聖アントーニウス伝』*Vita s. Antonii Lirinensis*）とは対照的である。後者の叙述が過飾の文体（*stilus uber* vel *ornatus difficilis*）を特色としているのに比して[19]、エウギッピウスの方は文飾がより平明で（*ornatus facilis*）、表現がより簡潔（*sermo simplex*）である――P(3)「（自分が筆を入れなくても）、より簡潔に語り、より平明に説明」elocutus es simplicius, explicasti facilius している[20]――。

エンノディウスはラウレンティウスのシスマに際してシムマクス派であった点でもエウギッピウスと対立しており、また、前者の作品中での古典の引用が聖書からのそれを凌駕していることでも、聖書の引用に終始している後者とは著しい対照をなしている[21]（カッシオドールスも上述の如く、エウギッピウスのことを世俗の文献に通じていない人だという）。エンノディウスの作品はその中に聖セウェリーヌスが姿を見せる点で（*Vita s. Antonii*, 9）[22]、軽々に看過できない文献であるが、ここでエウギッピウスとエンノディウスの著述に到るまでの聖者伝叙述の生成と、それが本来的に内蔵する問題（「信仰」*fides* と「言説」*eloquentia*）とに関して説明してお

かねばならない。[23] 神的な「聖性」*sanctitas* にあずかったものとしては、誰よりもまず使徒があげられ、聖者伝叙述は「使徒行伝」にさかのぼる。次いで二、三世紀に殉教者が「聖者」*sanctus* とされ、殉教聖者の行実を書いた記録が聖者伝としての性格を帯びた。四世紀以降、教父・司教が聖者とされ、同世紀後半には修道士たちの伝記の叙述もはじまる。東方でのアタナシオス Athanasios の著作（*Vita s. Antonii*）がまもなくラテン語に飜訳され、西方でも大きな影響を与えた。続いて、ヒエロニムス Hieronymus が三篇の修道士の伝記を著して、古代の聖者伝叙述はいよいよ最盛期を迎える。スルピキウス・セウェールスの『聖マルティーヌス伝』やヒラリウス Hilarius の『聖ホノラートゥス伝』*Vita s. Honorati*、ポシディウス Possidius の『聖アウグスティーヌス伝』*Vita s. Augustini*（四三二年ころ）、コンスタンティウス Constantius の『聖ゲルマーヌス伝』*Vita s. Germani*（四八〇年ころ）等の聖者伝の古典作品群がその成果であった。聖者伝叙述は「使徒行伝」にせよ、「殉教者録」にせよ、教父・司教伝にせよ、また隠修士の伝記にせよ、そこに描かれているのは「聖者」の「聖性」である。「聖者」の「聖性」を叙述すること、具体的にいえば、聖者の生涯を題材にして、「言説」でもって「信仰」を伝えることが聖者伝の課題であった。前者（叙述の方法としての「言説」）はギリシア＝ローマの古典での「徳を述べること」virtutes narrare に連なり、後者（叙述の対象としての「信仰」）は「奇蹟」miracula を通じて確かめられる。[24]

まず前者についてみるに、行為によって事蹟を残すことばかりでなく、事蹟を叙述（res gestas scribere）して人々に伝えることも重要な仕事だということは夙に古典著作家の説くところであった。中でも古代末期の聖者伝著述家に対して大きな影響を与えたのはサルスティウス Sallustius の次の言葉である。彼はいう、「国家に行為で貢献することは立派なことであるが、言説で貢献することも無意味ではない。行為をした者も、他人のしたことを書いた者も、皆、称讃に価するのだ。たとえ、ものごとの記述者と行為者に同じ栄光がつき従うわけではないにしても、しかし、私には、事蹟を叙述することは何よりも難しいことと思われる。何故なら、まず、言説は事実に一致しなければならないからであり、次に、……」、と（*Bell. Cat.* 3, 1 f.）。但し、「言説」がそれに一致すべき事蹟とはあくまで「偉大な驚嘆すべき事蹟」（ヘーロドトス『歴史』*Historiae* 第一巻、一序）であり、

このことの叙述こそギリシア＝ローマの歴史家の本分としてきたところである――ちなみに res gestas scribere は歴史叙述と訳される。尚、「偉大な驚嘆すべき事蹟」をトゥーキューディデースは「それまで起ったことの中で最も書くに価するもの」といい（『歴史』*Historiae* 第一巻、一(1)、ポリュビオスも「それ以前に見出されなかった出来事」といっている（『歴史』*Historiae* 第一巻、一(5)――。

このような伝統を承けて、しかも伝記（*vita*）が編まれ、頌詞（*encomium*）が草されるという、古代末期の古典的環境の中で、聖者による事蹟の叙述に特別な意味を見出し、聖者伝叙述に新しい時期を劃したのがヒエロニムスである。彼とて『聖ヒラリオン伝』*Vita s. Hilarionis* 序文に於いて（*pr.* 1）、サルスティウスを引用しつつ、自分の意図が「徳を述べること」にある、とはいう[25]。しかし、彼の企てたことはすぐれたキリスト教徒の伝記であるから、そこで述べられる徳や奇蹟は古典的歴史叙述や古代末期の皇帝伝・ソフィスト伝での偉業とは自ら（おのずから）性質を異にしていなければならない。事実、彼は、奇蹟の中に徳――人間の能力（*virtus*）――のあらわれを見ると共に、その背後にある種の力（δυνάμεις）の働きを認める（ここに古代末期の神秘説の影響の痕がある[26]）。そして、彼による奇蹟の叙述は、「コリント人への手紙　第一」二(4)での「わたしの言葉も、わたしの宣教も、巧みな知恵の言葉によらないで、霊と力との証明によったのである。それは、あなたがたの信仰が知恵によらないで、神の力によるものとなるためであった」という、パウロの言葉に沿うべきものであった。ヒエロニムスのとりあげる奇蹟は神的な徳（*virtus*）であり[27]、そこに彼は神の霊と力の証明を見たのである。ヒエロニムスのほかに、彼とほぼ同時代のスルピキウス・セウェールスの『聖マルティーヌス伝』でも、同じ意味で「徳」（*pr.* 5: tanti viri virtutes）を述べることが意図されていて――死者を蘇らせた聖マルティーヌスの力を *virtutes* と呼んでいるが（七(5)、これはギリシア語でいえば δυνάμεις）に当たる（「ルカによる福音書」八(46)[28]――、その立場では、聖者が自己の力で奇蹟を行うのではなく、彼にあらわれる恩寵は神によって与えられたものである[29]。

右のヒエロニムスやスルピキウス・セウェールスの立場はヒラリウスやエンノディウスの執筆態度と対比すればその特色がより明瞭となる。ヒラリウスは神の恩寵や奇蹟（donum ac mirabile Dei）よりは徳（もとよりキリスト教的な意味でではあるが）を重視しており[30]、エンノディウスもサルスティウスにならって、優れた人の徳の例（exemplum virtutum）を後世に伝えることを意図し、奇

蹟信仰に対しては懐疑的である。[31]『聖エピプハーニウス伝』に於いて彼は奇蹟ではなく、聖人の謙譲という徳こそ称讃に価するものと考える[32]（第一〇五章）。これに対して、徳と奇蹟を区別せず、徳（virtutes）を奇蹟（miracula）、驚くべきこと（res mirabilis）、聖者の事蹟（gesta sanctorum）と同義に扱うのがヒエロニムスやスルピキウス・セウェールスの姿勢であった。[33]そしてエウギッピウスの考えもまたそれに連なるものである。このことは「至福なるセウェリーヌスを通じて、神の働きでなされた、実に偉大な奇蹟が隠されたままになってはならない、と考え始めた」（E(1)）、という言葉に明言されている――同種の信念はそのほか『覚書』の中に随所にあらわれる。尚、エウギッピウスだけでなく、パスカーシウスも同じ考えであったことは、「聖人を通じて神の力でなされた数々の奇蹟」とか、「先人たちの業績が時代と共に忘れ去られるものではない」、という文言（P(2)）から明らかである――。[34]

右に見たような聖者伝叙述の根本的立場についてのみならず、叙述の構成とモティーフの点からみても、エウギッピウスの作品は、ヒエロニムスとスルピキウス・セウェールスを通じて西方ラテン世界で発展した聖者伝の類型に当てはまる。まず聖人の前半生（俗世での生活）の記述が省かれているのが注意を惹く。スルピキウス・セウェールスの『聖マルティーヌス伝』、ポシディウスの『聖アウグスティーヌス伝』、コンスタンティウスの『聖ゲルマーヌス伝』でも各聖人の俗界での生活は極めて簡単にしか言及されていないが、『聖セウェリーヌス伝』ではそれが一層徹底していて、全く触れられていない。その上、個々の記述内容につき、同じ種類のトポスが他の聖者伝の中にもしばしば見出される。「油の奇蹟」（二八(2)、同(5)）、「無血の勝利」（二(2)、四(2)以下、二七(2)、二八(1)）、「捕われ人の解放」（八(4)）、「独裁権力者の残酷・怒りの克服」（八(2)以下）などの話は他の聖者伝にも見え、当時モティーフとして確立していたことを窺わせる。[35]実際、『聖セウェリーヌス伝』に含まれるトポスの中にはオリエントの聖者の事蹟譚さえもがラテン語訳あるいは口伝を通じて流入している。たとえば、戦いでの激励者としての聖者（四(3)、二七(1)）は『エジプト修道士伝』*Historia Monachorum in Aegypto*（四世紀末。著者不詳。四一〇年以前にテュランニウス・ルフィーヌス Tyrannius Rufinus がギリシア語からラテン訳）にみえる。そこでは、兵力の減少のためもはやエチオピア人に対抗する力のないローマ人指揮官を聖人が励まし、勝利を予言している。[36]それらをエウギッピウスが先行の作品から意図的に借りたというより、口

伝の形での無意識の伝達があったのであろう。[37] そして、セウェリーヌスが死を意識する個所（四〇(1)）に先立つ数章で、聖人の献身と禁欲の例が列挙されているのも聖者伝の手法に従った結果である。[38] そのほか、奇蹟の起こる前に不都合な目撃者を去らせたり（一六(1)-(3)）、奇蹟を前にして声を立てることを禁じたり（一六(5)、二八(4)）、奇蹟について沈黙を約束させ（一六(5)、二八(4)）、秘密にさせておくこと（一三(2)、一六(6)）、など、聖者伝の通例に従った個所は枚挙にいとまがない。[39] このことは同時に、『聖セウェリーヌス伝』の内容の中にも、他の聖者伝と同様、厳密な史料批判の対象となるべき部分が数多く含まれていることを意味している。それは以下の四点に要約されるであろう。

第一に、『聖セウェリーヌス伝』は修道士の著した聖者伝であり著者の用いた資料も聖職者や修道士の手を経たものが主であったから、信仰の立場からの潤色のあることは否むべくもない。各所に奇蹟譚がちりばめられている上（特に第一一-一六章に記述された六つの奇蹟には具体的な背景が欠けている）[40]、聖者伝叙述の常套とみなされる記事が数多く見出される。そこでは、聖人の行動の動機が専ら「神の召命」に帰せられる。聖人がノリクムへ来たこと自体そうであるし、そのほか個々の場合の決定も――ファヴィアーニスへの招聘でも（三(1)）、同市へアド・ウィネアス ad Vineas での隠棲から帰る時でも（四(6)、同(7)）――、聖人が神の呼びかけに応じて決心した、という。また、遠方で生じたことの覚知（いわゆる Telepathie）も聖者伝の常套に属する。それは随所に見られるが、中でも聖人はアルプスの山中での熊の行動をさえ見透していた、という。[41]

第二に、記述の多くの部分に聖書の類似の記述からの影響が認められることである。油の奇蹟を例にとれば、その背景に新約のパンの増加の記事や（「マタイによる福音書」一四(15)-(21)、その他）、旧約のサレプタの寡婦の油の奇蹟（「列王記」下、四(1)-(7)）がある。[42] 聖人の行為が繰り返し伝承されるうちに聖書と結びつけられたのを、著者がそのまま採用したものと思われる。[43] また聖人がフェレテウス王の従者の息子を回癒させる条り（三三(1)）は、イエスがカナペウムで王の役人の頻死の子供を助ける、聖書の記述（「ヨハネによる福音書」四(46)以下）を意識して描かれたであろう。[44] そのほか、痛風を病んだルギー族出身の男の話（六(1)）はイエスの治癒行為（「マタイによる福音書」九、その他）や、ナインの若者（ここでも一人息子である）の生き返り（「ルカによる福音書」七(12)-(15)）を連

想させ、ドナウの彼方のルギーの地で生じた回癒者を繞る議論（六(4)）は、盲者がキリストに救われた話（「ヨハネによる福音書」九(8)以下）と無関係ではない[45]。これらの奇蹟を述べた多くの個所については、ちょうど歴史家が旧約・新約の聖書に対するのと同じ態度をもって取扱わねばならないであろう。

第三に、個々の内容自体に事実関係の重複が見られる点にも厳密な批判の光が当てられなければならない。第一一、一三両章に見える蠟燭の点灯は、本来は一つの伝承で、のち、一つはククルリスの教会で、別の一つはユーウァーオーの修道院聖堂で生じた事蹟とされたのであろう[46]。聖遺物の発見に関する二つの記事（第九章と第二三章）についても同じことがいえる[47]。「治癒行為」*sanitatio* についても、ユーウァーオーの農婦の治癒（第一四章）はその内容がルギー族の貴族の若者のそれ（第三三章）に酷似しており、レプラ患者の場合は、三四(1)の治癒（名前のほかには具体性が完全に欠如している）が二六(1)のそれのコピーである可能性が強い。聖遺物の記事（九(3)、二二(1)、二三(1)-(2)）と同様、口伝が既にかなりの程度まで定式化していて、エウギッピウスのテキストにそのまま入り込んだことを示している[48]。

第四に、歴史的因果ではなく、聖者伝特有の因果説明が目立つ。その代表例は、四八八年の退去をローマ領民の「解放」とし、エジプトでの奴隷状態からのイスラエル人の解放に比定している部分であるが、歴史的にいえば、それはオドウァーカルの命令でなされたもので、彼が兄のオノウルフ Onoulfus を多数の兵士と共に河岸ノリクムに派遣し、その実行をまかせた結果にすぎない。ほかの個別例をあげれば、第二章にある地震の発生と守備隊の逃亡との間には一二年ほどの隔たりがあるにも拘らず、『覚書』では直結されている。上パンノニア Pannonia superior のサウァリア Savaria 市の破壊の記事（*Fast. Vindob.* pr. a. 455, S. 304）に伝わる地震は四五五／五六年のことであり、コマーゲーニスからのゲルマン人守備隊の逃亡は四六七年であるのに、この二つの事件が、半世紀のちエウギッピウスが執筆するまでに口伝のうちで結びついたのである[49]。また、第四四章の修道院略奪とルギー戦争（オドウァーカルとルギー族の戦い）も歴史的には因果の関係にはない。エウギッピウスの記述によれば、セウェリーヌスは死の直前、フェルデルクス（ルギー王の弟）を呼んで修道院への攻撃を諫止し、反対されてフェ

ルデルクスへの罰を予言したが（四二(1)）、聖人の死と共に予言が的中し、修道院略奪者フェルデルクスは甥のフレデリクスに殺される。「これが契機となって」（四四(4)）、オドウァーカルがルギー族を攻め、フレデリクスは逃亡し、父のフェーウァ（フェレテウス）王は王妃と共に捕虜となる。のち、オドウァーカルは「フレデリクスが故国に戻ったことを聞き」（四四(4)）、兄のオノウルフを派遣してローマーニーをノリクムから退去させる命令を下した、という。しかし、現実の歴史では聖人の死、修道院の略奪、フェルデルクスの殺害、オドウァーカルの遠征等のそれぞれの間に因果的連関はない。ルギー戦争は聖人の死後五年以上も後のことであり、この戦いはエウギッピウスの記述にあるような文脈からではなく、東ローマのゼーノーン Zenon 帝の発意から生じたものである。(50)

右に述べた如く、『聖セウェリーヌス伝』には合理的説明を拒む記述が多く含まれているが、それは畢竟、聖者伝叙述という、この著作の基本的性格に由来するものである。『聖セウェリーヌス伝』でエウギッピウスは歴史的事実を述べようとする以前に、聖人の教えを受け継ぎ、その後世への伝達を意図したこと、即ち、この作品が信仰の書であったことを忘れてはならない。

（1）H. Baldermann, *a. a. O.* 162.

（2）H. Baldermann, *Wien. Stud.* 74, 153 ff. ――一(3)と同(5)、五(3)と同(4)、一四(2)と同(3)、四〇(4)と同(6)、四四(5)、同(7)――。

（3）H. Baldermann, *Wien. Stud.* 75, 167（この点がエウギッピウスの叙述の特徴といえる）。

（4）H. Baldermann, *a. a. O.* 168 ――聖人たちは輝き照らすシムボルで、エウギッピウスのいうように（四三(4)）、常に信者に援助の手を差しのべているのである。

（5）H. Baldermann, *a. a. O.* 170 ff.（反抗者が蒙る罰については、三、一三、一七(3)、三六、参照。このような叙述は世俗の「皇帝史」が有能な皇帝と無能を皇帝を対照することにより、模倣と排斥の対象を類型化したのと対応している）。

（6）H. Baldermann, *a. a. O.* 172 f.（セウェリーヌスの生涯は聖者伝叙述を通じて、神学的に貢献するはずであった）。

（7）H. Baldermann, *a. a. O.* 166 ――六(3)（domino sanante）、一一(3)（divinitus）、一二(4)（imperio divino）、一五(2)（caelesti iussione）、一八(2)（domini pietate）、二六(1)（deo operante）、二七(2)（dei praesidio）、二九(2)（divino nutu）、三三(1)、三四(2)。

（8）H. Baldermann, *a. a. O.* 167.

（9）H. Baldermann, *a. a. O.* 166.

(10) H. Baldermann, *a. a. O.* 166 f.; 169.
(11) H. Baldermann, *a. a. O.* 164（「神の下僕」、その他の聖人の呼び名について詳しい）。
(12) H. Baldermann, *a. a. O.* 168.
(13) H. Baldermann, *a. a. O.* 164.
(14) H. Baldermann, *a. a. O.* 165.
(15) R. Noll, *a. a. O.* 15.
(16) C. C. Mierow, Eugippius and the Closing Years of the Province of Noricum Ripense, *Cl. Phil.* 10, 1915, 169; F. Lotter, *a. a. O.* 41. この点については右の Mierow が別の論文で一層詳しい考察を施し、エウギッピウスの文章の特徴を明らかにした (Adverbial Usage in Eugippius, *Cl. Phil.* 8, 1913, 436-444; Some Noticable Characteristics of the Style of Eugippius, *Cl. Phil.* 21, 1926, 327-332)。即ち、副詞の豊富な用法（たとえば原級と比較級の互換。本文、五(1)、註、参照）に於いて個人的な特徴がみられるほか、抽象名詞の活用や語句による表現上の工夫などの点で、後期の教父たち（特にアウグスティーヌス）に影響されていること。
(17) 文末律動構成（*Cursus*）や韻律法の面からの原典の校訂については P. v. Winterfeld, Die Handschriften des Eugippius und der rhythmische Satzschluß, *Rhein. Mus.* 58, 1903, 363-370 を、律動を帯びた詩句の例については C. C. Mierow, *Cl. Phil.* 10, 170 f. を参照。W. Bulst もエウギッピウスの文章が *Cursus* の強弱の形式を用いた Kunstprosa であることを指摘 (vgl. H. Baldermann, *Wien. Stud.* 74, 146 f.)。
(18) H. Baldermann, *a. a. O.* 146 ——文体については次の点で学説は一致している。即ち、著者が mit „schlichter Treuherzigkeit“ で語ったこと (E. Norden)、その言葉は「全く単純で飾りがなく」(W. Wattenbach)、「つつましく、誰にでも分かる調子であり」(M. Schuster)、「好ましい単純さと時にはいささか無器用とも思える」(R. Noll) 文章で叙述したこと。
(19) F. Lotter, *a. a. O.* 43: jener Prunkstil spätantiker Rhetorik.
(20) Vgl. F. Lotter, *a. a. O.* 42, 46 ff.
(21) F. Lotter, *a. a. O.* 43.
(22) エンノディウス『聖アントーニウス伝』九には次のような記事がある。即ち、アントーニウスが幼少時に「いと著名なる人、セウェリーヌス」*inlustrissimus vir Severinus* の許にやってきたところ、「(セウェリーヌスは)彼(註。アントーニウス)を抱擁して接吻し、この少年の中に将来の善行を、既にそれまでになされたものの如く、認めた。というのも、(彼、セウェリーヌスの)能力にはいかなるものも隠されてはいなかった〔いかなるものをも見通す能力を備えていた、の意〕からである。彼(註。セウェリーヌス)はこの(少年)が将来いたるところで敬虔な説教を行って、自分と同じ生き方をするだろうと予言したが、私（註。エンノディウス）の信ずるところでは、それは、彼(註。セウェリーヌス)が懐いていると(自ら)告げた希望が、若者の初心を堅めるようにならんがためであった」。
(23) この点に関しては、森洋「聖者伝」(上智大学中世思想研究所編『中世の歴史観と歴史叙述』、一九八四年)、一二九－一四九頁、参照。
(24) この点に関しては、F. Lotter, *a. a. O.* 50 ff. に詳しい。
(25) F. Lotter, *a. a. O.* 50.
(26) F. Lotter, *a. a. O.* 51.
(27) F. Lotter, *a. a. O.* 51.
(28) A. Roberts, The Works of Sulpicius Severus, *The Nicene and Post-Nicene Fathers*, Second Series, XI, 7.
(29) F. Lotter, *a. a. O.* 51.
(30) F. Lotter, *a. a. O.* 55 f.
(31) F. Lotter, *a. a. O.* 44, 57.
(32) F. Lotter, *a. a. O.* 57.
(33) F. Lotter, *a. a. O.* 54.
(34) F. Lotter, *a. a. O.* 51 f.
(35) F. Lotter, *a. a. O.* 111 ff.
(36) F. Lotter, *a. a. O.* 120 ff.
(37) F. Lotter, *a. a. O.* 140.

(38) L. Bieler, *op. cit.* 7.
(39) L. Bieler, *op. cit.* 7 ——そのほか、案内者としての熊（二九）もその例に属する。
(40) L. Bieler, *op. cit.* 36, n. 81.
(41) L. Bieler, op. cit. 33. 千里眼的な感応能力（telepathische Begabung des „Fernsehens“ ——これは予言とは区別される——としては、熊の先導（二九）についてのほかに、九（聖遺物保存者の存在）、一〇（修道院番人の行動）、一一〇（河での兵士の屍体）、一九（盗賊の地での修道士）にその例がある（R. Noll, *a. a. O.* 126）。
(42) R. Noll, *a. a. O.* 11.
(43) R. Noll, *a. a. O.* 11.
(44) R. Noll, *a. a. O.* 139.
(45) R. Noll, *a. a. O.* 125.
(46) F. Lotter, *a. a. O.* 152 ff.
(47) F. Lotter, *a. a. O.* 146 ff.
(48) F. Lotter, *a. a. O.* 149 f.; P. Stockmeier, Severin von Noricum, *Zeitschr. f. Kirchengesch.* 94, 1983, 362, Anm. 16.
(49) F. Lotter, *a. a. O.* 156.
(50) F. Lotter, *a. a. O.* 159 f.

㈣　歴史的資料としての『聖セウェリーヌス伝』

前節に見た通り、『聖セウェリーヌス伝』は史料としてそのまま無批判には用い難いが、それでも同時代の状況を、或るいは間接的なかたちで、或るいは直接的に伝えていて、軽々に看過することを許さない内容を随所に含んでいる。まず、この著作を史料として用いる際に念頭におくべき事項を列挙しておきたい。

㈠第一に、この『聖セウェリーヌス伝』では、その後に発展する中世の聖者伝でのように、奇蹟譚が聖人の行実を蔽って現実味を失わせる、ということがない。セウェリーヌスがコマーゲーニスの町に誰何されることなく入城を許された時（一⑷）、彼が市民たちに語りかけた言葉には奇跡に類するものは見出せない。盗賊たちが、面前に聖人がいるだけで（veneranda praesentia）畏怖の感情に襲われ、捕虜たちを手離したという条り（一〇⑵）や、聖人の毅然とした語りかけがアラマンニー王、ギブルドゥスに与えた人格的効果（一九⑵）についても同じことがいえる。[1] 聖人の「生涯と性向をありのままに描いた」、とパスカーシスウスがその手紙（P⑵）で言う通りである。

(二)次に、文中に見える著者の鋭い現実感覚は類書にその例を見ない。パスカーシウスがいうように、この作品を読んで彼(セウェリーヌス)を知ったすべての人は、「彼が自分と何らかの形でつき合っているかのように感じるのである」(P(2))。このことは特に作中のノリクムの住民について言えるのであって、彼らの不安な気持や困難な生活の様子が生き生きと描かれた結果、聖人の活動の社会的・歴史的背景がくっきりと浮び上がることとなった。著者はセウェリーヌスについて語るのと同じ新鮮さでノリクムのローマ領民を描いており、エウギッピウス自身彼らをよく知っていたことを窺わせる(2)。

(三)さらに、叙述の中に数多く含まれている歴史的事実が、まず何よりも著者自身の直接的体験に基づいていることが注目される。エウギッピウスは聖人と極めて親しい間柄(師弟としてのそれ)にあって、聖人の行動や性格を知悉していた。尤も、この関係は聖人の晩年の二年間にすぎないが、しかし著者は彼と共にルクルラーヌムに落ちついた多くの修道士たちの証言を集めることができたはずである。彼らの多くは著者よりも前から聖人と行動を共にした人々であって、その中には聖人の後継者として修道士団体を率いたルキルルス、エウギッピウスの先任の修道院長であったマルキアーヌス、そして門番のマテルルスMatellusなどが含まれていた。約四〇年間修道院に勤めたというボノーススもその一人である。その上、これらの人々からの聞き取りだけでなく、著者は修道士たちの書きもの(三七)を利用することもできたのである。

(四)このような執筆事情は著者の客観的な視点――たとえば修道士の好ましからざる行動をも記載していること(二二(3)、三六(1)、など)――と共に(3)、『聖セウェリーヌス伝』の記述内容の歴史性を示すものであるが、それ以上にその信憑性を保証するのは、自らの知識の正確・不正確を自覚していたエウギッピウスの執筆姿勢である。著者が情報の不足を自ら感じていたこと(このことは特に彼自身がその「手紙」(E(7))で触れている聖人の出自と経歴についていえる)、また、与えられた情報が必ずしも正確ではない時でも、それを自覚し、明記していたこと(たとえば、聖人が自己の遷化を予言した時点を正確に憶えていないので、「二年またはそれ以前に」と書いてその事実を告白している。四一(1))、などの事実はこの作品が、信仰心の所産であることを越えて、一つの「歴史文書」であることを示している、といわねばならない(4)。

右に於いてこの聖者伝の持ついくつかの特徴を見てきたが、そのようなエウギッピウスの著作の中から如何なるセウェリーヌス像が浮かび出るであろうか。虚心にこの伝記を繙く読者の脳裡には次の四つの姿が印象づけられるであろう。

まず第一の印象は、地上に故郷を持たず、修道院で禁欲生活を営むという修道士の理想[5]がセウェリーヌスの活動の中に貫かれていることである。そこでは「天の出生」*nativitas caelestis* が強調され[6]、聖人の姿勢の背景に荒野の隠修士の生活がおかれる。このことは例えば、粗末な毛製マットの愛用や一枚の衣だけの常時着用など（三九(2)）、聖人の日常の様子に触れた記述に窺うことができる。第二の印象は、聖人の姿が旧約の予言者のそれと重なり合うことである[7]。しかも、旧約が予言者の中に指導者を見たように、聖人は予言者でありながら、同時に、苦しめられた人々の実際の救済者であった。これは古代末期の伝記での聖者（その多くは「証聖者」*confessor* としての司教である）の理想像でもある[8]。第三の印象は、聖セウェリーヌスの信仰が教会による信者の組織化以前の、原始のキリスト教に通じている、ということである。聖人の登場を述べた条り（一(1)）には、「聖書の、及び使徒の教えに従って生活し」、とあり（聖書と使徒の二重の模範をあげることは異例に属する。同上、註、参照）、また、別の個所では（四三(4)）、聖人自身が「我々の神は単純なる者たちの近くにおられる」といって、「心の単純さ」を良しとする、「率直なる（真心からの）信仰」を告白している（同上、註、参照）。執筆者自身は同時代の複雑な政治的・宗教的紛争に巻き込まれていて、その立場からの微妙な言及がその文章の各所に見られるが、彼の描く主人公は著者とはむしろ対照的なキリスト教徒であった、といわねばならない。第四の印象はゲルマン人およびアリウス派との関係についてであって、その点に於いて著者と作品の主人公との間の思想的な乖離は一層大きなものとなる。セウェリーヌス自身はゲルマン人に対して如何なる偏見も懐いてはいず――聖人はルギー王家とも良好な関係にあり（五(1)、六(6)、三一(3)、三三(1)、四〇(1)）、アラマンニー王、ギブルドゥスも彼に好意的であった（一九(1)[9]）――、また、これは他に例のないことであるが、アリウス派の人々からも聖者として崇敬されてさえいるのに――ルギー族だけでなく、ドナウ地方のゲルマン人はイタリアへ向う途次、聖人を訪れて、敬意を表している（六(6)、七）――、著者のエウギッピウスはゲルマン人に敵意を燃やし続け――ゲルマン人の支配を古イスラエル人のエジプトでの奴隷状態になぞらえ、彼らを「略奪者」・「盗族」と呼ぶ[10]（四(1)、同(2)、同(4)、各註、及び八

(1)、註、参照)――、また、信仰的にも熱心な反アリウス主義者[11]であった（四(12)、註、参照)。

それではこの作品はエウギッピウスの宗教活動全体の中で如何なる位置を占めるのであろうか。

エウギッピウスは『聖セウェリーヌス伝』のほかに、修道院長として更に二つの作品を残している。一つは先にも触れた、アウグスティーヌスの著述の抜粋、即ち、『聖アウグスティーヌス作品選集』*Excerpta ex operibus s. Augustini*, *CSEL* 9/1, 1) であり、もう一つは『修道院規則集』(A. de Vogüé / F. Villégas, *Eugippii Regula*, *CSEL* 87, 1976) である。前者は既述の如くレランの修道院長、マリーヌスやその他の仲間たちの勧めによって編まれたもので (*Eugippii Epistula ad Probam virginem*: cohortante domino meo Marino abbate vel ceteris sanctis fratribus [*CSEL* 9/1, 1])、キリストの処女 (virgo in Christo)、プローバに捧げられている――彼女はその蔵書を彼の利用に供した女性である――。内容はアウグスティーヌスの著作・書簡・説教等の約四〇の作品から三四八章を精選したもので（カッシオドールスによれば、「三三八章に編集した」in trecentis triginta octo capitulis collocavit (Cassiod., *op. cit.* I 23) というが、正確ではない)、キリスト教のアルファでありオーメガであるという「愛」*caritas* について言及した書簡 (*Epist.* 167) と説教 (*Sermo* 350) がはじめと終りの章にそれぞれ配されている――エウギッピウスはこの二つの抜粋をのちの読者や筆写人がその名誉ある場所から動かさないようにと願っている――。彼自身、自分が苦心して書物を集めておいたので、他の人々の苦労がそれだけ節約されることを望んでいたが、カッシオドールスによれば、「その書冊は、大きな図書庫でもほとんど見出すことのできないものを、博学者の努力のお陰で一つの作品の中に纏めている故に、有効に読まれている」、というので (Cassiod., *De institutione divinarum litterarum* 23, *PL* 70, 1137)、選者の労苦は十分に報われたようである[12]。いずれにせよ、彼がキリスト教の文献の収集に熱心であったことを窺わせる[13]。その著作と共に、彼の文庫は仲間の修道士に対する大きな遺産となり、その中には福音書をはじめ、教父たちの作品の良質の写本がいくつか含まれていた[14]。因みに、彼のルクルラーヌムの修道院には右の図書庫 (*bibliotheca*) のほか、写本工房 (*scriptorium*) もあり、それは六世紀の後半に入っても南イタリアでの主要な工房の一つであった[15]。

もう一つの作品、即ち、仲間の修道士たちに「あたかも遺言としての如くに」残されたという『修道院規則集』はその浩瀚

さ、史料としての多様さに於いて、同種のものの中で群を抜いた豊かさを誇っている。[16] 彼は独修の生活につきまとう欠陥を克服する点に、修道院の共同生活の価値を認め（Eugip. *Reg.* 42: quia monachus solitarius esse non debet, propter mala quae ei cito subtrepunt）、共同体の中にのみ霊の恩寵が働き、特に隣人愛が実現されることを説く。[17] 大局的にいえば、修道制の二つの系列、即ち、位階的な縦の秩序にもとづく東方・エジプトの伝統と、アウグスティーヌスの主張に見るような、兄弟愛にもとづく水平の秩序とを綜合し、その後の西方での修道制の方向を指示したものと考えられ、その意味では『修道院規則集』の校訂者、A. de Vogüé の言う通り、ヌルシア Nursia の聖ベネディクトゥスの先駆者とみなされよう（*CSEL* 87, S. XV: videatur Eugippius quasi praecursor fuisse celerimi ilius vitae monasticae legislatoris [*scil.* Benedicti]）。[18]

右のようにエウギッピウスは聖者伝の著者としてと同様、修道院の組織者としても注目すべき存在であった。この点に鑑み、また、修道院では「規則」と創設者の「伝記」とが一つに纏められて伝えられる場合も稀ではなかったことを考慮する時、『聖セウェリーヌス伝』は『修道院規則集』と対をなすべき姉妹篇として位置づけることができるであろう。[19] しかし、この『覚書』は単に修道士だけを目当てに編まれたものではなく、彼ら以外の読者をも想定してつくられており、[20] その意味では修道院文献の域を越えた著作であるといわなければならない。この作品の持つ重要性も勿論その点に存するのであり、早くから世俗の歴史記述家の眼に触れていたのもそのことと無関係ではない。[21]

（1） L. Bieler, *op. cit.* 33 f.
（2） L. Bieler, *op. cit.* 8.
（3） R. Noll, *a. a. O.* 26.
（4） M. van Uytfanghe, *op. cit.* 351: la Vita Severini est un document historique. Vgl. R. Noll, *Anz. Akad. Wien*, 1981, 198. ——聖書の影響は叙述の歴史的価値を狭めるものではない。
（5） R. Noll, *a. a. O.* 142.
（6） F. Lotter, *a. a. O.* 79 ——パスカーシウスへの手紙（九）でのほか、死の床の記述（四三(2)-(3)）でも現世からの隠遁を強調している。
（7） F. Lotter, *a. a. O.* 85.
（8） F. Lotter, *a. a. O.* 86.
（9） Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 11, Anm. 27.
（10） Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 11, Anm. 27; 12.
（11） アリウス派に対する敵意はギーソーに関する説明の用語によくあらわ

れている（八(1)、註、参照）。エウギッピウスは当時の熱心な反アリウス主義者のフルゲンティウス（ルスペ司教）やフェルランドゥスと連携して、テオデリヒ王の宗教的な融和政策に反対していた（R. Bratož, *a. a. O.* 12）。

(12) L. Bieler, *op. cit.* 5——尚、この選集は *doctor*（当時すでに教義に関して権威あるものと認められていた）が教育に当る時のことを目的にして編まれた、という。

(13) この点では古典文献の収集に努めたカッシオドールスと対照的である。エウギッピウスについてのカッシオドールスの上述の評——「世俗的な文献にはあまり通暁していないで、聖書の講読に没頭している人」——の中に、前者に対する後者の幾分かの不満の調子を読み取ることができる（L. Bieler, *op. cit.* 4）。

(14) 六世紀末以前にそこからオリゲネス Origenes の著作、聖アウグスティーヌスの書簡、そして福音書の写本が筆写されている。最後のものは聖ヒエロニムスの手許にあった本からの筆写で、それが更に八世紀に再筆写されたのが現存している（*Codex Epternacensis*: Paris, Bibl. nat. Lat. 9389)——cf. L. Bieler, *op. cit.* 4.

(15) R. Bratož, *a. a. O.* 8.

(16) H. Dickerhof, *a. a. O.* 3. この『規則集』の研究はこれまでほとんどなく、わずかにその内容と『聖セウェリーヌス伝』の記事との比較検討が始まったばかりである（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 28 mit Anm. 100）。

(17) H. Dickerhof, *a. a. O.* 4.

(18) H. Dickerhof, *a. a. O.* 4. 修道制の発達という観点からすれば、後の世代の聖ベネディクトゥスへの橋渡し（東方の修道制から西欧のそれへ）を演じた点にセウェリーヌスの歴史的意義が認められる。セウェリーヌスの教えが多くの点でベネディクトゥスのそれを思わせ、またセウェリーヌスがベネディクト派の修道士たちに特に親しまれた聖人（Lieblingsheiliger）であったことも故なしとしない（A. Pfiffig, *a. a. O.* 106 f.）。

(19) H. Dickerhof, *a. a. O.* 5. 仲間の修道士たちは自分たちの修道院の建設者、聖セウェリーヌスに関しては勿論、他の聖人たちの伝記についても関心を持ち続けていた。エウギッピウスがその「手紙」（E(1)）で「修道士バッススの伝記」を含む、或る高貴な俗人の手紙が「何人かの人に筆写されている」、といっているのはその間の消息を伝えるものである。

(20) 『覚書』は多くの人々の注意をひいたが、一番古い例をあげれば、所謂 Anonymus Valesianus（イタリア人の年代記作者。五二六年以降に執筆。Th. Mommsen, *Chronica Minora* I, 314 f., *MGH*, Auc. Ant. 9, 1892）がオドウァーカルへの言及の中で引用しており、ほかに八世紀のパウルス・ディアコーヌス Paulus Diaconus にも知られ、八〇〇年頃の *Gesta Episcoporum Neapolitanorum* にも言及されている（L. Bieler, *op. cit.* 10）。

(21) 『聖アウグスティーヌス作品選集』で修道士たちのための図書を補おうとしたように、『聖セウェリーヌス伝』も仲間の修道士のために、彼らの間で、口頭の伝承に代わる読本として用いられるべく編まれた、という説がある（W. Bulst, Eugippius und die Legende des heiligen Severin, *Die Welt als Geschichte* 10, 1950, 18 ff.; 20 ff.; cf. H. Dickerhof, *a. a. O.* 8）。確かに修道院仲間での読誦（*lectio*）にいろいろなテキストが用いられたことは、バッススの伝記を含む、或る俗人の手紙が修道士たちに読むべく供せられたこと（E(1)）からも分かるが、それでも『聖セウェリーヌス伝』の仕上がりは、それがより広い読者層を念頭においていたことを窺わせる。エウギッピウスが「至福なるセウェリーヌスを通じて、神の働きでなされた、偉大なる奇蹟が隠されたままになってはならない、と考え始め、そして、また、そのことを敬虔な人々に」（即ち、修道士や聖職者だけでなく、聖俗を問わず熱心なキリスト教徒に）「話すようになった」（E(1)）ことや、パスカシウスが「あなたは全教会員が読むことのできる作品」（P(2)）をお書きになりました、といって、教会に属する一般公衆を読者にあげていることなどからみても、著者が修道士のみを読者に想定していたとは考えられない。H. Dickerhof も、修道院の典礼や組織、また経済的な基礎について明白な記述のないことは、この作品が修道院外の読者にも向けられていたことと関係する、という（*a. a. O.* 22）。L. Bieler も右の Bulst の説に疑問を呈し、このテキストが専門的な意味での、修道士

たちの読誦のために意図されたものとは信じがたい、とする（*op. cit.* 8）。

(五)　『聖セウェリーヌス伝』の写本および校本について

エウギッピウスの『聖セウェリーヌス伝』は五一一年に書き上げられて以後、幾世紀もの間の、特に修道院での筆写を経て、今日まで種々のかたちで伝えられているが、その最古の写本としては次の八種があげられる。(1)

L＝Museo Lateranense 79（ローマ。一〇世紀）

T＝Bibliotheca Nazionale F IV 25（トリーノ Torino。一〇世紀）

K＝Codex Sublacensis 2（スビアーコ Subiaco。一一世紀。章題なし）

C＝Archivio e Bibliotheca Abbaziale 145（モンテ・カッシーノ Monte Cassino。一一世紀）

G＝Bibliotheca Vaticana 1197（ローマ。一一世紀）

A＝Bibliotheca Ambrosiana D 525 inf.（ミラノ。一一世紀）

M＝Bibliotheca Ambrosiana I 61 inf.（ミラノ。一一／一二世紀。章題なし）

N＝Bibliotheca Vallicelliana XII（ローマ。一二世紀）

右のうち一番古いもの（L及びT）でも一〇世紀の筆写で、(2) 執筆時点から四〇〇年の間隔があるが、しかし、約五〇の写本をとりあげて、その系統を検討したTh・モムゼンによれば、その期間での誤写はごくわずかの個所に限られ、伝承の状態は異常に良い例に属する、という。(3) このようにローマとその近傍、モンテ・カッシーノ、北イタリアなどに伝わったこの作品は、その後、アルプスを越えて北に広がり、中世にはバイエルン、オーストリアで数多く筆写された。(4) 特に聖人の活躍したオーストリアでは広く流布し、各地の修道院で地名の説明まで附して筆写、伝承されるに到る。(5)

近代に於けるこの書の公刊は一八世紀に溯るが（H. Pez, Vita sancti Severini monachi et Noricorum apostoli auctore Eugippio eius discipulo. *SS. rer. Austr.* I, Wien, 1743――筆者未見）、一九世紀に刊行された校訂本には

A. Kerschbaumer, *Vita s. Severini auctore Eugippio*, Schaffhausen, 1862.（筆者未見）。

H. Sauppe, *Eugippii Vita s. Severini* (*MGH*, Auctores Antiquissimi I 2), Berlin, 1877.

P. Knöll, *Eugippii Vita s. Severini* (*CSEL* IX 2), Wien, 1886.

Th. Mommsen, *Eugippii Vita Severini* (*Scriptores rerum Germanicarum in usum scholarum ex MGH*), Berlin, 1898.――尚、Th. Mommsen, *Eugippii Commemoratorium vitae sancti Severini* (*Editiones Heidelbergenses* 10), 1948 は右の版の W. Bulst による改訂・復刊である（但し、モムゼンの序文と脚註は割愛）――。

がある。

右の諸校本と写本との関係をいえば[6]、H・ザウッペのテキストはLを基礎とし、その系統を底本に据えるのに対し、P・クネルはそれを批判して別の系統を尊重したが[7]、Th・モムゼンは逆にザウッペを支持している[8]。その後、E・フェッターが新たに諸種の写本を検討し、パスカーシウスに送ったエウギッピウスの原稿とそれ以後の稿本とを区別し、ザウッペとモムゼンが重視した系統（第一類。LKCG）は後の稿本で、それ以前にそのもとになった第一稿（第二類。TNAM）が存在し、クネルが尊重した系統がそれであることを示した[9]――因みに第一類と第二類の違いの一例をあげれば、ルギー王、フェレテウスの別名は前者では Feba、後者では Feva である（八、章題、註、参照）――。しかし第二稿にも著者自身による補正の手が加えられている可能性を考慮する限り、強ち第一稿のみを善本とするわけにも行かず、フェッター自身、第一稿を重視しつつも、P・v・ヴィンターフェルトの研究[10]に従って両系統の折衷に傾いている（*Eugippius, Das Leben des heiligen Severin.* Lateinisch und Deutsch. Einführung, Übersetzung und Erläuterungen von R. Noll, 1. Aufl., Linz, 1947 に掲載されたラテン文がその校本である）[11]。本稿で筆者はこのフェッターの校訂を底本に据えたが、右の諸校本およびP・ベッカーによる Aschendorffs Lesehefte 版（*Eugippius, Vita sancti Severini*, hrsg. von P. Becker, 5. Aufl., 1982）との違いを註解の

部分でその都度明示した（最後のベッカー本はモムゼン本を底本とする一九五五年初版のテキストで、ドイツ語圏の高等学校・大学での授業に用いられている）。諸校本相互の間の相異が用語法の単純な違いであることを越えて、意味内容の異同にも及ぶ例が見られるからである。

尚、この書の近代語訳としては、右のR・ノルのドイツ語訳のほか、次のようなものがある。

C. Rodenberg, *Leben des heiligen Severin von Eugippus* (*Die Geschichtsschreiber der deutschen Vorzeit*, Bd. 4), 1912.

G. W. Robinson, *The Life of Saint Severinus by Eugippius*, 1914.

M. Schuster, *Eugippius, Leben des heiligen Severin*, 1946/47, jetzt in: J. Haberl, *Wien ist älter*, 1981, S. 7-72.

Die St.-Severin-Bruderschaft (hrsg.): *Eugippius, Vita sancti Severini* (*Das Leben des heiligen Severin*), 1959; 2. Aufl., 1981 (= *Heilige zwischen Ost und West*, 2. Aufl., 1981).

L. Bieler, *Eugippius, The Life of Saint Severin* (*The Fathers of the Church*, vol. 55), 1965.

R. Bratož, *Evgipij, Zivljenje Svetega Severiga. Uvod, prevod in komentar napisal*, Ljubljana, 1982. (筆者未見)。

邦訳に当って筆者はこれらを参照し——但し最後のものを除く——、それぞれに得るところがあった。

(1) E. Vetter (in: R. Noll), 29 f. 諸種の写本の内容については K. Rehberger, Die Handschriften der Vita s. Severni, in: *Severin* (Ausstellungsketalog), 21-39 が詳しい。

(2) 写本はそれ以上には溯らない。それ以前の他の文献に伝わる断片については Th. Mommsen, *Hermes* 32, 454 参照。

(3) Th. Mommsen, *a. a. O.* 468: Bei dieser Schrift des sechsten Jahrhunderts haben zwischen dem Original und unseren Abschriften vermutlich nur wenige Zwischenglieder gelegen. Vgl. Th. Mommsen, *Eugippii vita Severini* (*MGH* in usum scholarum), praefaratio, p. V-XXXII; K. Rohberger, *a. a. O.* 22.

(4) K. Rohberger, *a. a. O.* 23.

(5) A. Lhotzky, Quellenkunde zur mittelalterlichen Geschichte Österreichs, *MIOG*, Erg.-Bd. 19, 1963, 139, zitiert in: K. Rohberger, *a. a. O.* 23.

(6) Vgl. P. v. Winterfeld, *a. a. O.* 363 f.

(7) P. Knöll, Das Handschriftenverhältnis der Vita s. Severini der Eugippius, *SB* Wien, phil.-hist. Klasse, 95, 1979/80, 445-498.

(8) Th. Mommsen, *Hermes* 32, 1897, 454-488; Eugippiana (II), *Hermes* 33, 1898, 160-167.

(9) E. Vetter (in: R. Noll), 27 ff. 最近の研究では F. Lotter が P. Knoell

の版を基にする（*a. a. O.* 21, 26 ——これが E. Vetter bei R. Noll, *a. a. O.* 27 ff. の解明した第二類，即ち，第一稿に溯るからである）。

(10) P. von Winterfeld は上掲の論文において文末律動の面からこの問題を検討した結論として，予断を排した折衷的批判がこの場合適正な方法だという（*a. a. O.* 370: Die Wahrheit liegt in der Mitte; nur eine eclektische Kritik, die ohne Vorurteil das Gute nimmt, wo sie es findet, kann zum Ziele führen.）。

(11) ここではその増補版（*Schriften und Quellen der Alten Welt*, Bd. 11, 1963. Lizenzausgabe: Universitätsverlag-Passavia, Passau, 1981）を用いた。

第二章　ローマ化・ゲルマン人・キリスト教

——ノリクム及びその隣接属州に於ける——

(一)　ノリクムの属州化とローマ化

ヨーロッパの屋根を形づくるアルプス地域のうち、その東部は、古くは（およそ前一〇〇〇年以降）イリュリア人が、のちには（前四〇〇年頃）ケルト人が移り住み、彼らの居住地となる。[1] 以後、その地のケルト化が進み、前二〇〇年頃にはケルト人の王国（「ノリクム王国」regnum Noricum）が誕生する——ノリクム人（Norici）は中央カリンティア Carinthia の一ケルト人種族で、その名はローマ帝政期まで異邦種族（*civitas peregrina*）の一つとして存続する——。[2] 同王国の住民がローマとはじめて接触した頃（前一八六年）、彼らは多様な種族的構成をもちながらも、お互いにもはやその差を感じないまでに融合していた——ローマの側からは同時代の年代記著作者によって「アルプス以遠のガリア人」Galli Transalpini とよばれ、この呼称はのちの歴史家リウィウス Livius にまで伝わっている（Liv. XXXIX 22, 6; 45, 6; etc.）——。彼らは当初、タウリスキー Taurisci（タウエルン Tauern 山脈に由来）と称していたが、前二-一世紀に、ノリクム王国を中核に諸種族の連合が形成されるに応じて、ノリキーと総称されるようになる。[3] ゲルマン人のキムブリー Cimbri 族がティシア Tisia、ドナウ両河の合流点まで南下してのち西進した際、タウリスキー（ノリキー）の地を通過したが、[4] ノリクム王国は大きな変化を蒙ることもなく、それに続く時期（前一世紀）を比較的平穏に過ごす。[5] その間、ローマとノリクムの接触はますます親密となり、前者は通商上、防衛上の理由からノリクム王国と友好関係を結ぶ。それは同盟の形式をとっていたが、事実上は保護支配（Protektorat）であり、ローマはこの王国を緩衝国として利用した。[6] カエサル Caesar の時代にはノリクム王国はローマを支援

する一方、王女がゲルマン人の首領、アリオウィストゥス Ariovistus に嫁するなど、依然として複雑な地位を維持していた。

オクタウィアーヌス Octavianus はアントーニウス Antonius と戦う一方で、イタリア北東部をヤプーデース Iapudes の攻撃から守るべく、国境をサーウェ Save 川まで（部分的にはそれ以北へも）進める（前三五－三三年）。内乱終結後、アウグストゥス Augustus の時代（前二七－後一四年）に、ローマはイタリアの永続的な安全を確保するために北の国境をドナウ河まで――更に北ではマルヒ March (Marcha) 川、エルベ Elbe (Albis) 川まで――前進させる必要を感じ、東部アルプス地方の征服にのり出す[7]。やがてティベリウス Tiberius 帝（一四－三七年）とドルスス Drusus が西と南から攻め入り（一五年）、アルプスからドナウ河にかけての地域がローマ領に併合される[8]。その結果、アクィレイア Aquileia から、否、ローマからの往来はますます活発となり、通商を営むローマ人が多数移り住み、当時ノリクム王国の中心となっていたマグダレンスベルク丘上の都市では（註(4)、参照）、広場（*forum*）で彼らの集会（*conventus civium Romanorum*）が開催され[9]、会堂ではノリクム諸種族（*civitates*）の代表が構成する集会が持たれた[10]。クラウディウス帝（四一－五四年）の下で、六〇年に亘る占領状態に終止符が打たれ、ラエティア・ウィンデリキア Raetia et Vindelicia 及びノリクムの二属州が設けられる[11]。ノリクムではマグダレンスベルク丘の近郊の地（Zollfeld）に新たに建設された都市、クラウディウム・ウィルーヌム Claudium Virunum に首都が置かれ（丘上の集落の住民もその地へ移住）[12]、軍事・行政・司法の最高の権限はそこに拠を占める皇帝属吏（*procurator Augusti in Norico*）[13]の手に移る。この騎士級の総督がノリクム防備軍（*exercitus Norici*）――当初は属州民の「補助軍」*auxilia* より成る――を指揮しつつ、同属州の統治に当った（一七〇／一七五年頃まで）。同じドナウ沿岸のパンノニア Pannonia やモエシア Moesia で軍団兵が駐屯し、皇帝代理の総督（*legati Augusti pro praetore*）が統治に当ったのとは対照的である。

ドナウ沿岸地方でのローマ化の様態は属州によってさまざまである。ラエティアでは、旧住民の土地を没収して南からの移住者（主に退役兵士）に分与する過程が進んでいた[14]。パンノニアでも、ラエティアでと同様、ユリウス＝クラウディウス Iulius-Claudius 朝（前二七－後六八年）下に、またその後はモエシアでも、ローマ人の植民者の定着によって都市建設が推進された[15]。こ

れらの場合とは異なって、ノリクムでは当面、原住民の事情に大きな変更はない。併合前後にローマ市民権が賦与されたといっても、それは王家のメムバーや有力家族等、少数の者に限られていたし、その後、最初の二皇帝の下でも「個人毎に」viritim に賦与されたにすぎない（*CIL* 5232 = *ILS* 1977 : C. Iulius Vepo donatus civitate Romana viritim et immunitate ab Divo Aug(usto)[16]。それでもローマ人商人の往来が頻繁となり、また、ノリクム人が徴発されて補助軍に加わるなど、ローマとの接触が親密になると、次第に原住民にも自治が認められ、彼らの集落が「自治都市」の資格を獲得する。ここでのローマ化は住民のローマ化であり（ローマ人の移住ではなく）、古ケルトの都市的集落のムーニキピウム（自治都市）化であった[17]。その際、人々は典型的な山岳集落を去り、平地や渓谷に集落を営む（但し、テウルニア Teurnia だけは例外で、ここではケルト人のオピドゥムのあった場所がそのまま受け継がれた）[18]。都市的に組織された中心を持ち、周囲に市域をかかえた城市に都市法が備わり、自治都市となるのである。クラウディウス帝（四一－五四年）下でケレイア Celeia、ウィルーヌム、テウルニア、アグントゥム Aguntum、ユウァーヴム Iuvavum の五市が都市法をもったムーニキピウムとなり（Plin. *N. H.* 3, 146 : oppida eorum [*scil.* Noricorum] Virunum, Celeia, Teurnia, Aguntum, Iuvavum omnia Claudia, Flavium Solvense）[19]、各都市の公職者にはローマ市民権が与えられる（但し内容的にはラテン市民権）[20]。古来の土着の種族は、新設の都市に吸収されたもの（ウィルーヌムに吸収されたノリキーのキーウィタースやテウルニアに吸収されたアムビトラーウィーのそれなど）以外は、ローマ人監視の下に自治的な生活を営んだが[21]、それらも、のち、しだいに隣接のムーニキピウムの領域（「市領」*territorium*）に附加（*attributio*）される[22]。その結果、自治都市は都市とはいいながら、周辺に従属的な種族共同体を抱え（たとえばサェウァーテスとライアンキーのそれぞれのキーウィタースは一つにされてアグントゥムに附加され、その領域はアグントゥムの「市領」になる）、それらの統治には都市の公職者が当ることになった（因みに支配共同体の市民団全体がレース・プブリカ res publica といわれているのはその意味で象徴的である）[23]。併合後、半世紀にして、早くもイタリアの都市文化の受容は完了し、ノリクムは軍団兵や近衛兵の徴募に際して優遇されるなど、ある意味ではイタリアの一部になった[24]。ノリクムの都市が最盛期を迎え、経済面でも文化面でも活潑な市民生活が展開されるのはその頃である[25]（この繁栄はマルクス・アウレーリウス Marcus Aurelius 帝下のドナウ戦争まで続く）。

ノリクムはパンノニアに比して自然条件が防衛に有利であったが、それでも既にティベリウス帝時代に、ドナウの彼方にいるバルバリーに対抗するために、属州の防衛に当る軍隊が内陸部から前進して河岸部へと移される。クラウディウス帝下ではラエティアでドナウ沿岸に要塞が築かれ、次いでフラウィウス Flavius 朝（六九－九六年）のウェスパシアーヌス Vespasianus 帝（六九－七九年）、ドミティアーヌス Domitianus 帝（八一－九六年）の時代には、防衛線は更に北に進み、リーメス、即ち、国境防備施設の建設も本格化する。このころから防衛の重点がライン沿岸からドナウ地方へ移り、ドナウ沿岸のリンツ Linz、マウテルン Mautern、トライスマウエル Traismauer、ツヴェンテンドルフ Zwentendorf、トゥルン Tulln、ツァイゼルマウエル Zeiselmauer などに補助軍の陣営が設けられる。そして、ウェスパシアーヌス帝の登極時にみられたように、ドナウ沿岸、特にパンノニアの軍団の動向が帝国の運命を左右する。ローマは国境外のバルバリーを同盟条約（*foedus*）によって従属的地位に留めつつ防禦を固めようとしたが、マルコマンニー Marcomanni、ヤージュゲース、クァーディー Quadi、ダキー Daci 等の諸部族との激しい戦争を免れず（八五－九一年）、ドナウ沿岸の防備がいよいよ火急の要となる。ノリクムの九部隊のうち八つまでがドナウ流域に駐屯し、更に東のパンノニアでは、カルヌントゥム Carnuntum 以西のせいぜい数十キロの沿岸に、一軍団が陣営（カルヌントゥム）を敷いたほか、少くとも四地点（クロスターノイブルク Klosterneuburg, ヴィーン Wien〔＝ウィンドボナ Vindobona〕、シュヴェヒャート Schwechat〔＝アーラ・ノウァ Ala Nova〕、フィッシャメント Fischamend）に補助軍が駐屯し、世紀が改って以後はウィンドボナにも軍団兵が置かれた[26]。興味をひくのは、ノリクムでボイオドールム Boiodorum、ラウリアークム（註(8)、参照）、ファウィアーナ Faviana（＝ファウィアーニス Faviānis）、コマーゲーナエ Comagenae（＝コマーゲーニス Comagenis）、アストゥーラ（＝アストゥリス）、そしてヨウィアークム Ioviacum（＝ヨウィアーコ Ioviaco）など、『聖セウェリーヌス伝』にあらわれる地点が大部分すでに一世紀に、補助軍部隊（五〇〇人から一、〇〇〇人の大隊――*alae* (vel *cohortes*) *quingenariae* vel *milliariae*）の駐屯地として、防壁で固められたことである[27]――これらの地点がその後、集落史的にも転変を経たことはいうまでもないことで、たとえばボイオドールムは後述の如く放棄され、別にボイオトロー Boiotro が新たに建設される――。

その間にもフラウィウス朝下のノリクムでは新しいムーニキピウムが生れ――奥地のフラウィア・ソルウァ Flavia Solva やパンノニアとの境域のスカルバンティア Scarbantia――、帝国版図がトラヤーヌス Trajanus 帝（九八－一一七年）の下で最大規模に達した頃、ローマ領の各地でも都市化が積極的に推進されて、土着の種族が市域内に吸収される[28]。ドナウ流域についていえば、その後、ハドリアーヌス帝（一一七－一三八年）の下で、同帝のノリクム巡幸に際して、交通の要衝に当るオウィラーウァ Ovilava とケティウム Cetium に自治都市の地位が与えられる[29]（両市はムーニキピウム・アェリウム m. Aelium と称する。少し遅れてパンノニアのウィンドボナも自治都市に）。クラウディウス、ウェスパシアーヌス、ハドリアーヌスの各帝の下で都市法を得た、これらの自治都市では市民は当初から都市景観の整備に努め、その建築活動はマルクス・アウレーリウス帝（一六一―一八〇年）のドナウ戦争まで続く（その期間はノリクム諸都市の経済的繁栄期と正確に一致している）。発掘状況の最も進んでいるウィルーヌムを例にとれば、この市は既にクラウディウス時代に一キロ四方の面積に都市計画が設定され、それに従って、基幹道路（*cardo-decumanus*）を軸とする街路の体系が確立された。公共の場所と居住区域が区分され、広場と市丘（*capitolium*）とを中心とする前者には神殿や市庁舎（*basilica*）が建てられ、市内にはそのほか浴場（*balnea*）、楕円形闘技場（*amphitheatrum*）、競技場（*circus*）などがあった。居住区は四方を道路に仕切られた「島」（「インスラ」*insula*）から成り、その各々に住居が設けられた。ウィルーヌムの大部分の建物はムーニキピウムになってまもなく完成したが、一部はのちにつけ加わったものである（劇場などはハドリアーヌス時代）。そのほか属州総督の政庁と思われる大きな建物も市の東の部分に発掘されている[30]。

市民の共同生活が発達するに応じて、ローマは行政の多くの部分を彼らにまかせることによって、征服地のローマ化をはかった。これはローマ側では行政に伴う負担の軽減をもたらすという利点を生んだが、都市民、特に上層市民としても都市法にもとづく自治を享受できる上、周辺の領域の統治を任されることは歓迎するところであった。ローマは彼ら有産階層を支持することによって属州統治を確実にしたのである。ノリクムでも都市とその領域の行政は、皇帝より許可された都市法に定められているが、帝国の他の地域での場合と特に異なるところはない[31]。ここでも、都市自治の特徴は、都市の公職への就任が有

産市民の名誉と受け取られたことにあった。[32] 市政への発言には最低一〇〇、〇〇〇セステルティウスの財産を必要とし、市公職への就任は少数家族の世襲となった。就任者は一定額（*summa honoraria*）の支出を義務づけられ、或る種の公職、たとえば訓練場長（*gymnasiarchus*）には運営経費を自ら負担する覚悟が必要であった。ローマの元老院議員に相当するのが市参事会員で、普通は一〇〇人で構成される。ローマのコンスルには二人の市長（「判決を下す二人役」*duoviri juris dicundi*）が相応し、その名の通り制限された区域内ではあるが、裁判権を行使した。ほかに彼らは財政を掌握し、集会召集、選挙管理、祭祀挙行を受け持ち、隣接都市との接衝、市有財産の貸出し、使節受入れなどに当たった。その下にローマと同じく二名の按察官（*aediles*）――「按察官権限をもつ二人役」*duoviri aedilicia potestate*――が居り、広場や道路の管理、公共建造物の維持、新たな建築や記念碑の建立を司った。市長と按察官は解放奴隷身分ないし奴隷身分出身の下級役人（*apparitores*／*limocincti*）を使い、通常の公務と並んでしばしば当該市での皇帝崇拝の祭司職（*flamen*）やカピトル丘の国家三神の神官（*pontifex*）の地位についた。按察官より一段下に財務官（*quaestor*）が位置し、市会計を受け持ったが、小さな市では市長の二人役がそれを担当した。これらの公職者は一年交替であったので、行政の一貫性は書記（*scribae*）の保証するところとなる。市の税収としては住民、即ち市民および在留民（*incolae, inquilini, populi attributi*）の納める直接税のほか、市域内での土地や市内での不動産に課される税、輸出入税（市関税）、通商営業税、市場、その他、公共建造物の使用税などがあった。それらから得られた収入は下級役人への給与、公共奴隷（*servi publici*）への住宅・衣服・食料の供与、また公共建造物の新築・維持・改修、祭祀の挙行などに当てられた。

今、祭祀の挙行といったが、宗教面でいえば、土着の神格とローマの神々との同化、そして都市の内外での神域の設定や神殿の建設は文化面でのローマ化を強く推進した。土着の神格のローマの神々への読みかえ（*interpretatio Romana*）の例としては土着の天・天候の神のユーピテル Jupiter への、そしてラトビウス Latobius 神やトウタテス Toutates 神のマールス Mars 神へのそれがあげられ、ノレイア Noreia 女神もイシス Isis、フォルトゥーナ Fortuna、ウィクトーリア Victoria などの神々に同定される。また、ローマの神の名と土着の神の名を併せ持つ神（たとえばマールス・ラトビウス Mars Latobius）もあらわれた。[33]

それらの神々の神殿は主として一世紀半ばから二世紀半ばにかけて、以前の土着の祭祀の各中心地に建設され（たとえばイシス・ノレイア神殿はソルウァ近郊のフラウエンベルク Frauenberg に）、そこでの祭祀用語としてラテン語が一般化したこともローマ化の進行を示す徴標である。[34] 当時ノリクムではケルト語とラテン語の二言語の並存状態で、ガリアやヒスパニアでの如く、学校等の教育機関こそなかったが、住民はラテン語を能くした。[35]

祭祀の挙行や競技の開催の場合、警備は市の責任であったが、運営の費用は富裕市民が受け持つという具合に、市の公的行事を支えていたのは一部の市民の自発的負担である。このような「気前よき施し」*liberalitas* の伝統は東方からイタリア、そしてガリア、ヒスパーニア、アフリカなど、西方属州に広がったものであるが、当時の上層市民の都市に於けるあり方の典型がユーウァーヴム（＝ユーウァーオー Iuvao）出土の二碑文に見られる。その一つには

ルキウス Lucius の息子、ユーウァーヴムの市参事会員（decurio）、市長（duoviri juris dicundi）たるルキウス・ベルリキウス・クァルティオー Lucius Bellicius Quartio（享年五八歳）の為に、そして彼の妻、サプリア・バラトゥマラ Saplia Belatumara（享年六二歳）の為に、ベルリキウス・セッキオー Bellicius Seccio とベルリキウス・アキルレス Bellicius Achilles がそれぞれの妻と共に、遺言にもとづき之を建てさせたり。

とある。妻の名、長男の名、そして家族名がケルト系であることからみて、現地の原住民が都市の貴族層に上昇して行ったことが分かり、また、次男の名にギリシアの英雄の名を附していることも、上層市民の教養の内容を示して興味深い。[36] もう一つの碑文には

マルクス・ハテリウス・スムス Marcus Haterius Summus、ルキウス Lucius の息子、クラウディア Claudia 地区所属、自治都市ユーウァーヴム（municipium Iuvavum）の市参事会員、市長の為に。市民（plebes oppidana）は最良の市民（たる彼）に、穀物価格ひきさげの功の故に、（この顕彰碑を建立せり）。

とある。豊富な食料の確保（*abundantia*）、特に穀物（*annona*）のそれは市参事会員と公職者の大事な役割であった。[37]

属州での都市自治とそれを支えた市民の活動はフラウィウス朝以降、最盛期を迎えるが、しかし既にトラヤーヌス帝下で都市自治は後退に向う。都市には中央から世話役（*curator*）が任ぜられ、市の財政が監督される[38]。帝国全体でみても、属州に指導役（*corrector*）が設けられ、中央の介入が強められる。それに応じてローマの軍隊も都市との結びつきを失う。最良の軍隊は依然、ギリシア、イタリア、ガリアなど都市化の進んだ地方から供給されたが、総体としては非都市部出身の兵士が増える――非都市的な集落（*civitates, pagi, vici*）にも、都市民の組織に類似した自主運営の諸団体（*collegia*）が設けられる――。帝国はそれを支える人員の構成からみても転期にさしかかっていたのである。

（1）歴史的伝承、言語学上の証拠、考古学的な遺物、人名・種族名の分析などから古い層にイリュリア＝ウェネティア系の、次の新しい層にケルト系の住民が区別される（H. Vetters, Die Kontinuität von der Antike zum Mittelalter im Ostalpenraum, *Vortr. und Forsch.* 10, 1965, 29 f.; ders., Das Problem der Kontinuität von der Antike zum Mittelalter im Österreich, *Gymnasium* 76, 1969, 482 f.）。Vgl. G. Alföldy, *Noricum*, 1974, 14-25.

（2）前二世紀のノリクム王国については G. Alföldy, *op. cit.* 28-38; G. Winkler, Noricum und Rom, *ANRW* II 6, 1977, 184-193 参照。

（3）タウリスキーとノリキーの呼称については G. Alföldy, *op. cit.* 25 ff.

（4）前一一三年、キムブリー族はタウリスキーの地、ノリクムに向い、ローマの東北国境に近づく。ローマはコンスルのパピリウス・カルボー Cn. Papirius Carbo 指揮下の軍隊を派遣し、ノレイア Noreia で破るが（同年八／九月）、ノレイアの位置は不明（H. Bengtson, *Grundriß der römischen Geschichte*, 3. Aufl. 1982, 179）。必ずしも王の居城の所在地ではなく、また数からいっても、いくつかのノレイアがあったとも考えられている（J. Fitz, *Der Kl. Pauly* IV, 1979, s. v. Noreia, 158 f.）。この点の議論については、B. Saria, Noricum und Pannonien, *Historia* 1, 1950, 439-441 参照（「ノレイア問題」はノリクム王国の中心地の問題と重なり合うが、両方が同じだとは限らず、むしろ、ノリクム諸種族の中心地は後述のマグダレンスベルク Magdalensberg 丘上の集落）。J. Fitz も王の居城はノレイアではなく、マグダレンスベルク丘上にあった、と考える。

（5）前一世紀のノリクム王国の構造、そして産業・通商については G. Alföldy, *op. cit.* 39-51; G. Winkler, *a. a. O.* 193-197 参照。

（6）R. Noll, *Eugippius, Das Leben des heiligen Severin*, 1947 (1963), 1.

（7）B. Saria, *a. a. O.* 442. 尚、パンノニア人のイストリア Istria 侵入（前一六年）に関連して、P・ネルウァ P. Silius Nerva によるノリクム征服が行われた、という伝え（Diod. LIV 20, 4）は疑問が多い（*ebd.*）。

（8）ローマによる併合については G. Alföldy, *op. cit.* 52-61 参照。前一五年までノリキーの指導下に王国を形成していた諸種族（「異邦種族」）は併合以後、ローマと条約を結び、貢納義務を負った（即ち、「同盟・課税種族」*civitates foederatae et stipendiariae* になった）と思われる。種族名としてはノリキー、アムビリキー Ambilici、アムビドラーウィー Ambidravi、ウペラーキー Uperaci、サェウァテース Saevates、ライアンキー Laianci、アムビソンテース Ambisontes、エルウェティー Elveti が分っているが、そのほかにも若干の種族がいたと考えられている。クラウディウス Claudius 帝下で最初の「自治都市」*municipium* が建設

されるまでの、これら *civitates* の統治については明らかでないが、Alföldy は、ローマ人または土着貴族が監督・代官（*praefectus* または *praepositus*）として統治に当り、その下に土着の「首長たち」*principes* の会議があった、と推定している（p. 66-70, esp. 69）。尚、ローマによる併合の結果、ラウリアークム Lauriacum（のちに重要な都市に成長し、『聖セウェリーヌス伝』にも登場）には、小さな軍事拠点が置かれ、東隣のパンノニアに駐屯していた第一五軍団 legio XV Apollinaris の軍隊の一部がそこにまわされた（G. Winkler, Lorch zur Römerzeit, in: *Severin zwischen Römerzeit und Völkerwanderung*（Ausstellungskatalog）, 1982, 135.）。

(9) G. Alföldy, *op. cit.* 46. ローマ人商人については H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 30 u. 46; ders. *Gymnasium* 76, 483 参照（彼らの目当ては鉛、銅、金、特に「ノリクムの鉄」ferrum Noricum、即ち炭素を多く含む純粋の鉄鉱石である。マグダレンスベルク丘上の都市の発掘については、vgl. B. Saria, *a. a. O.* 440 f. ——ローマ人の定住は一世紀半ばまでの占領時代だけ——。

(10) Vgl. B. Saria, *a. a. O.* 458.（R. Egger/C. Praschniker の研究によれば、マグダレンスベルク丘上の所謂「会堂」Repräsentantenhaus の一三の壁龕のある室はノリクムの一三のキーウィタースの代表の集まる公式の部屋である）。ノリクムの種族地図については E. Polaschek, *RE* XVII 1 s. v. Noricum, 1936, 978 f. 参照。

(11) クラウディウス帝による属州化までの六〇年間は「占領状態」であった、というのが通説である。Vgl. B. Saria, *a. a. O.* 442.（紀元四五年までローマは die Fiktion eines regnum Noricum を維持し、その後はじめて公式の属州化）。文献については G. Alföldy, 302, n. 1 参照。確かに、その間、Noricum regnum が続いていたと思わせる記事がある（Vell. Paterculus II 39, 3; 109, 5 [6 post Chr.]）。しかし、他面では Norica provincia という語も用いられていて（Tac. *Ann.* II 63 [19 post Chr.]）、G. Alföldy はクラウディウス以前の属州化の可能性を否定しない（*op. cit.* 62-64）。

(12) マグダレンスベルク丘上の都市はローマの占領（前一五年）と同時に面目を一新し（たとえばローマ女神 Dea Roma と神君アウグストゥス Divus Augustus の二神のための一神殿がフォールムに建てられ、その神域に接して庁舎があって、占領時代にはそこにローマ政府の代表が居を占める所謂「司令部」*praetorium* があった——vgl. G. Winkler, *a. a. O.* 200）、同集落の黄金時代を迎えるが（G. Alföldy, *op. cit.* 70-74 参照）、空間的に制約があったのと、丘上である故の交通の不便などが理由で、近郊の平地に住民の大部分と共に移転した（*ibid.* 78）。

(13) 公式の名称は *procurator Augusti*（vel *Augustorum*）*provinciae Noricae* ——略して *procurator Augusti*（vel *Augustorum*）——で、俸給別の等級では二〇〇、〇〇〇セステルティウス級（*decenarii*）。彼らは上イタリアまたはノリクムの出身で、隣接のパンノニアやラエティアで補助軍歩兵部隊（*cohors*）の隊長（*praefectus*）や財政プロークラートルを経験した者で、軍隊の指揮のほか、裁判や財政の面でも最高の権限を行使した（G. Winkler, *ANRW* II 6, 203, 206）。一七〇／一七五年頃までに四〇-五〇人が同職を勤め、そのうち二二名の名が判明しているが、中にはローマ化したケルト人もいたことはローマが原住民との関係を顧慮した結果である（G. Alföldy, *op. cit.* 79 f.）。総督の称号はその後 *procurator Augusti Norici*, *procurator provinciae Noricae* 等で呼ばれているが、内容的には変りはない。*procurator Augusti regni Norici* と呼ばれている例（一六〇-一六九年）もえある（G. Alföldy, *op. cit.* 79）。ノリクムの軍隊は六九年には補助軍騎兵部隊（*ala*）一、同歩兵部隊（*cohors*）八（Tac. *Hist.* III 5, 2）、一〇六年には三 *alae* と六 *cohortes*、ハドリアーヌス帝時代には三 *alae* と五 *cohortes*（G. Winkler, *a. a. O.* 207 f.）。

(14) このような過程はアウグスタ・ウィンデリクム Augusta Vindelicum やブリガンティウム Brigantium でみられる。そこでは既にアウグストゥス時代に定住地が与えられていた。ラエティア南部（クーリア Curia を中心とする地方）でも同じである（H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 31 f.; ders., *Gymnasium* 76, 485）。

(15) ドナウ沿岸属州での植民については、さしあたり、A. Lippold/E. Kirsten, *RAC* IV, 1959, s. v. Donauprovinzen, 159 参照。

(16) G. Alföldi, *op. cit.* 76. マグダレンスベルク等の古ケルトの都市（*oppidum*）は帝政期でのローマ化（「自治都市」化）以前に、既にその都市的集落（王・貴族の拠所、種族守護神の祭祀の挙行場所、手工業者の居住地、年市の開催地点）としての成立（前二世紀末以来のこと）を地中海世界からの影響に負っていた（vgl. M. Mitterauer, Von der antiken zur mittelalterlichen Stadt, *Beiträge zur hist. Sozialkunde* 1, 1971, jetzt in: ders., Markt und Stadt, *Monographien zur Geschichte des Mittelalters* 21, 1980, 54)。

(17) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 159; H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 32; ders., *Gymnasium* 76, 485.

(18) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 32; *Gymnasium* 76, 485. 尚、丘上の城塞都市の放棄と平地へのケルト人集落の移動は一般的な現象であるが（たとえば、ビブラクテ Bibracte の住民はアウグストドゥヌム Augustodunum へ移される）、これには、城塞機能の必要性がなくなったこと（「ローマの平和」）、否、ローマ自体が属州都市の城塞拠点化を危惧していたこと、そして交通（道路）体系が整備され、丘上の城塞が往来に不便であったことなどが関係していた（M. Mitterauer, *a. a. O.* 55)。

(19) 五市はそれぞれ municipium Claudium と呼ばれ、クラウディア地区に編入される（G. Alföldy, *op. cit.* 81 f. ——彼女はその時点を通説の四五年ではなく、四八年であろうという。四八年はクラウディウス帝がケーンソルとなり、ガリアの貴族階級に特権を与えた年である)。ソルウァは後述の如く、フラウィウス朝下で自治都市となる。

(20) G. Alföldy, *op. cit.* 84; G. Winkler, *a. a. O.* 206. ラティウム権は当初、ローマとの通商（*commercium*）・通婚（*conubium*）の権利のほか、ローマへ移ればローマ市民権を取得でき、市民簿に登録されてローマの民会（プレブス会）で投票できる権利（*ius suffragii*）を含んでいたが、のち自市での官職就任によってもローマ市民権を取得できるようになった（*ius civitatis per honorem adipiscendae*)。そしてハドリアーヌス Hadrianus 帝時代にはムーニキピウムの公職者だけでなく、市参事会員（*decuriones*）にもローマ市民権が与えられることとなった。

(21) G. Alföldy, *op. cit.* 69, 96; H. Ubl, Österreich in römischer Zeit. Ein Überblick, in: *Severin* (Ausstellungskatalog), 101.——Neusiedler See 湖畔のボイイー族のキーウィタース（civitas Boiorum）がその例である。ローマは各種族の監視のために騎士階級出身の監督（*praefectus*）を置き、その下で各キーウィタースの首長（*princeps*）が代官（*praepositus*）の役を務めた——碑文では M. Cocceius Caupianus pr(inceps) c(ivitatis) B(oiorum) とか、M. Cocceius Matumari f. Florus princeps とかのかたちであらわれている（B. Saria, *a. a. O.* 459)。都市的中心とその周辺にひろがる市域との関係は一様ではない。パンノニアの例であるが、カルヌントゥム Carnuntum では田園部の諸種族は原住民の貴族（ローマ市民権を保有）の指導下にあった。しかし、同じパンノニアでローマ人官職者が原住民の種族を指導していた例もある。即ち、ドナウ沿岸長官（*praefectus ripae Danuvii*）はボイイー族をその軍事的監視下におき、同時に civitas Boiorum の監督でもあった——vgl. H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 33; *Gymnasium* 76, 486.

(22) G. Alföldy, *op. cit.* 97 ff.

(23) G. Alföldy, *op. cit.* 101.

(24) Th. Mommsen, *Römische Geschichte* V, 1885, 181. Vgl. H. Vetters, *Gymnasium* 76, 487; G. Winkler, *a. a. O.* 201.

(25) 最盛期の経済については G. Alföldi, *op. cit.* 106 ff.; M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Roman Empire* I, 2. ed., 1957, 233 参照。文化面、特に建築活動については後述。

(26) H. Ubl, *a. a. O.* 101.

(27) G. Winkler, *a. a. O.* 208 f.

(28) 前出のボイイー族のキーウィタースの首長は（註(23)、参照）、彼自身およびその妻（Cocceia Dagovassa）の名より分かる如く、ネルウァ帝

の下で市民権を得たが（アザリー Azali 族のメムバーにも同様の例があり、ドミティアーヌス期の戦争で忠誠を守って市民権を賦与されている）、ボイイー種族はハドリアーヌス期にカルヌントゥムの市域に吸収された結果、その自治に終止符が打たれた（B. Saria, *a. a. O.* 459）。

(29) H. Ubl, *a. a. O.* 102; G. Winkler, *a. a. O.* 207——ほかにカルヌントゥムの軍団の陣営の西方にある非軍事的な集落（今日のペトロネル Petronell）もハドリアーヌス帝下でムーニキピウムの地位を獲得した。Vgl. H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 33; *Gymnasium* 76, 487.

(30) G. Alföldy, *op. cit.* 88 f. ほぼ同じ時期の帝国全体での都市化の波に関しては、タムグディ Thamgudi の古代遺跡が属州都市の様子を伝えて貴重である。同市の中心部分（本来のコロニー。四〇〇m×四〇〇m）には *cardo maximus*（北門↓広場）と *decumanus maximus*（トラヤーヌス記念門↓東門）が通じており、屋根つきの柱廊（*porticus*）で囲まれた広場のほか、楕円形闘技場、小劇場（*odeum*）、大浴場（*thermae*）、神殿（*aedes*）——ウィクトーリア女神の神殿の前には公職者が演説をしたり、市民に公示する時に用いる演壇がある——、市庁舎、公衆便所（*latrinae*）、図書館（*bibliotheca*）、その他の都市施設がそなわっていた（vgl. M. I. Finley, *Atlas der klassischen Archäologie*, 1977, 73 ff.）。一般的にいって当時の属州都市は右にあげた施設のほか、体育館（*gymnasium*）、競技場、体育練習場（*palaestra*）、墓所（*necropolis*）、水道（*acquaductus*）などを整えていた。

(31) クラウディウス帝下で五市に都市法が許されたが、同種のもので現存するのは、のちにカラカラ Caracalla 帝によりラウリアークム市に与えられたもの（但し一部）である（G. Alföldy, *op. cit.* 101）。帝国全体ではドミティアーヌス帝により与えられた南スペインのサルペンサ Salpensa のものが著名である（*CIL* II 1963）。

(32) 都市の公職とそれへの就任のための財産制限については差し当たり、A. H. M. Jones, The Cities of the Roman Empire, *Recuils de la Société Jean Bodin* 6, 1954, now in: id., *Roman Economy*, 1973, 13 ff.; N. Heger, *Salzburg in römischer Zeit*, 1974, 65. 参照。尚、vgl. G. Winkler, *a. a. O.* 211.——公職に就いた者の息子が市参事会のメムバーに選出されていることからみて、公職のある程度の世襲性が推定され、さらに、異なった都市の公職者家族の間の親縁関係も確認されている——。

(33) G. Alföldy, *op. cit.* 135——ローマ系とケルト系の両神の融合例としてはほかに Jupiter Optimus Maximus Uxellimus など——。パンノニアではローマ人の新到来者が平地に広く入り込んでいたため、ポエトーウィオー Poetovio 以外では土着の神の祭祀の跡は見出せないが、ノリクム（特に内陸部）では多数の異教神域が確認される。詳しくは B. Saria, *a. a. O.* 475 ff. 参照。

(34) G. Alföldy, *op. cit.* 135–139.

(35) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 33; *Gymnasium* 76, 487——ケルト語の名前は三世紀はじめにウィルーヌムの市域から消える（ケルト語が消滅したわけではないが）。

(36) N. Heger, *a. a. O.* 66.

(37) N. Heger, *a. a. O.* 67 f.

(38) A. H. M. Jones, *op. cit.* 9 f.——二世紀はじめになると市の財政の監督のために皇帝により「世話役」*curatores*（*gr.* λογισταί）が任命される。最初は当該市とは無関係の帝国の高位の者（元老院議員、騎士級の人々、或るいは属州の上級祭司）であったが、この職が一般化し、大抵の市で設けられるようになった結果、三世紀末にはその市の長老の一人が任命される。

(二)　ゲルマン人の攻勢

――マルコマンニー戦争以降、三世紀の終りまで――

二世紀前半にはローマはまだマルコマンニーやクァーディー等のゲルマン人諸種族を被護関係に繋ぎ留め、緩衝国家として利用することができたが、同世紀後半に入ると上記二種族をはじめ、ナリスティー Naristi 族、ブーリー Buri 族、ヘルムンドゥーリー Hermunduri 族、それにヤージュゲース族、ヴァンダル族などがドナウ国境に押し寄せ、帝国領内への定住を迫るという事態を迎えた。ローマは正規の軍団兵のほか、属州民の補助軍をも動員し、その上、国境地域の諸種族の部隊（*numeri*――歩兵と騎兵の組み合せより成る――を編成して戦闘に加えた。しかし、マルクス・アウレーリウス帝下で（一六六年）、ゲルマン人・サルマティア人が遂にラエティアからモェシアに到るドナウ境界を突破するに到る。

かくして、エンス川の河口附近でドナウのリーメスが破られ、ドナウ沿いのノリクム東部の諸地点（レンティア Lentia、ラウリアークム、ファウィアーニス、アウグスティアーナ Augustiana、そして、おそらくコマーゲーナとアストゥーラも）が被害をうける。[1] 更にマルコマンニー族、クァーディー族はアルプスを越えて侵出し、オピテルギウム Opitergium を破壊し、アクィレイア市を包囲する。この時、ノリクムでは、サウァリア Savaria、ポェトーウィオー地方から来た侵入民が内陸部を通過して脅威を与えたが（ソルウァなどが破壊される）、ウィルーヌムやテウルニアは破壊を免れた。[2] ローマからは帝自ら出征し、主陣営をカルヌントゥムに据えて反撃する（第一次マルコマンニー戦争。一六九－一七四（一七五）年）。[3] 帝はゲルマン人をドナウ河以北へ追い返し、マルコマンニー族には厳しい条件での講和を強いた（ドナウ北岸、七－一四キロの幅がローマ領となる）。平和の締結後も襲撃が続き、帝は再びドナウ地方での戦役に出陣する（第二次マルコマンニー戦争。一七七－一八〇年）。ノリクムに軍団兵が駐屯し、皇帝代理の総督が据えられるのは、右の二度に亘るマルコマンニー戦争を通じてである。それに先だち、ドナウ沿岸駐屯の兵士がパルティア人との戦争のために

東方に移された結果、マルクス・アウレーリウス帝は新兵（*tirones*）の徴募（*dilectus*）でそれを補うこととなり、一六五／一六六年、上イタリアで二軍団が編成された（legio II Italica pia 及び legio III Italica concors）。そのうち、第二イタリア軍団は第一次マルコマンニー戦争のはじめにパンノニアで戦い、そのあと、ノリクムに移された――一七一年頃 Loïca（ケレイア Celeia）の西に配置、第二次マルコマンニー戦争の開始後、アルビンク Albing（ラウリアークム近郊）に、そして最後に一九〇年以降、ラウリアークムに――[4]。元老院級の指揮官がそれを率い、彼は一属州一軍団の場合の通例に従い、一七五年以降は属州の総督として行政をも担当していた（正式には *legatus Augusti* [vel. *Augustorum*] *pro praetore provinciae Norici* [vel *Noricae*]）――身分は法務官級でノリクムでの官職在任中にコンスルに指名されるのが慣例であった（cf. *CIL* III 15208 = Dessau 9082: leg. Aug. pr. pr. cos. des.）――。かくしてノリクムは騎士級の皇帝属吏ではなく、元老院級の総督が統治することになり[5]、行政の中心も奥地のウィルーヌムから一部が軍団駐屯地のラウリアークムと、ラウリアークムに近いオウィラーウァとへ移った[6]。もう一つの第三イタリア軍団はラェティアのカストラ・レギナ Castra Regina（＝レーゲンスブルク Regensburg）に駐屯したが、ここでも軍団指揮官が属州総督（*legatus Augusti pro praetore*）となった。

マルコマンニー戦争は軍事的のみならず、文化的な面でもノリクムとパンノニアにとって大きく時期を劃することとなった。戦争での兵士の損傷が激しく、軍隊は正規兵の補充が困難となり、またバルバリーの諸種族がローマ領内に移り住む傾向が強まる（*Hist. Aug.* Vita Marci 24, 3: infinitos ex gentibus in Romano solu conlocavit）[7]。一方、軍団兵の駐屯は、陣営近くへの退役兵の定住を結果したが[8]、イタリア徴募の軍団兵のほかに各地の兵士、特に東方の出身者も駐屯したので、ギリシア系・オリエント系（主にシリア人）の定住民が増え（Cilli = Celeia で発見された墓石にはコルネーリウス・ヤントゥマールス Corn. Jantumarus とその妻アフロディシア Aphrodisia の名前が見える）[9]、このことが新しい宗教の伝来する呼び水となり、また、商人の往来や奴隷の購買なども関係して、今やパンノニアやノリクムに異邦の信仰がひろまる。オリエントの密儀や太陽神信仰、そしてミトラ Mithras 教やユーピテル・ドリケーヌス（Jupiter Dolichenus）の崇拝が、マルコマンニー戦争のあとの社会不安の増大と並行して、各地でうけ入れられ[10]、これらの「彼岸宗教」はまもなくこの地にキリスト教が滲透する土壌を準備するのである。

コンモドゥス帝（一八〇-一九二年）の下ではノリクムはまだ平穏であったが、パンノニア、モエシアでは軍事的に厳しい状況が続く。ゲルマン人の滲透を監視し、盗賊（latrunculi）の跳梁を防ぐために、「見張り塔」*burgi* がドナウ河沿いに設けられる。[11] 当時ローマは攻勢にあり、ドナウ北岸を明渡したゲルマン人は、貢税支払い及び兵士提供の義務を負っていた（集会も月一回、而もローマ人の将校の前でだけ許された）。その反面、バルバリーの一部が帝国領土に住みつき、既にマルクス・アウレーリウス帝下で一〇、〇〇〇人のヤージュゲースが防備に当たっていたが、コンモドゥス帝の下でゲルマン人とサルマティア人が移植民（*laeti*）または同盟者（*foederati*）としてあらわれる。バルバリーとの戦争のあとには常に彼らのローマ領内への定住が結果するという、以後くり返し生ずるパターンの始まりである。[12]

一九三年、カルヌントゥム駐屯の軍隊（legio XIV gemina）は上パンノニアの総督、セウェールス Severus を皇帝に推戴する（在位、一九三-二一一年）――このことに感謝して新帝はカルヌントゥム（*municipium*）をローマ植民市の地位に昇格させる[13]――。一方、ノリクムに駐屯した第二イタリア軍団の陣営のそばに、後にドナウ沿岸ノリクム（内陸ノリクムに対する）の中心となるべき都市（ラウリアークム）が同帝の下で新たに建設されはじめる。完成時にそれが他の主な属州都市と同様の施設を擁するものとなったことは考古学的発掘によって判明している。道路で計画的に区切られたいくつもの「区劃」*centuria*（九〇m×九〇m）には家々が建ち並び、市庁舎の立つ広場――近隣から（ドナウの彼岸からも）人々の集まるマーケット広場（*forum venale*）である――には等身大の皇帝の肖像が置かれていた。広場に接続して市丘が位置し、そこには例によってカピトル丘の三神（ユーピテル、ユーノー Iuno、ミネルウァ Minerva）が祀られている。公共の浴場には冷水（*frigidarium*）、温水（*tepidarium*）、蒸し風呂（*caldarium*）の設備が整い、着替室（*apodyterium*）もあった。床に暖房をほどこした三室の建物は青年団（*collegium iuventum*）の集会所で、そこで若者に対して市民としての教育や軍事教練が施された――楕円形闘技場の存在は予想されるが、まだ発堀に成功していない――。そのほか、ユーピテル・ドリケーヌス（前述）の神域もあったことが注目される。[14]

カラカラ帝（二一一-二一七年）の下で、アラマンニー Alamanni 族がはじめてラェティア国境を越えてローマ領に侵入し（二

一三年)、以後、ローマは西でゲルマン人、東でペルシア人との恒常的な戦いを強いられる。パンノニアやモエシアは、その地の駐屯軍から多くの皇帝ないし皇帝僭称者を輩出するが[15]、二三〇年代以降ゲルマン人の襲撃にさらされるところとなり、同世紀半ばにはイタリアの防衛のためにパンノニアの内陸部に要塞が築かれる[16]。ノリクムでも不穏な状況と市民への課税の圧迫が原因となって都市人口が減少しはじめ、ラウリアークム市も二三〇年のゲルマン人(ヘルムンドゥーリー族から派生し、アラマンニー族の一部となったユートゥンギー Juthungi 族)の襲来で、一時完全に破壊される[17]。その結果、多くの人が渓谷の集落を出て、隣接の丘の上の要塞化した居住地に移る——前四〇年にウェルギリウス Vergilius が「ノリクムの丘の上の町」castella Norica in tumulis (*Georg.* 3, 474 sq.) と詠んだ状況が再現[18]——。そのような場所には住まなかったものの、要塞をば動産や家畜を連れて避難する「逃げ城」として利用していたバターウィス Batavis の人々も、その対岸(イン Inn 川沿い)に、既述の如く(一、参照)、それまであったボイオドゥールム市に対置させて、城市、ボイオトローを建設した(三世紀半ば。のち聖人の時代には前者は放棄されていた[19])。ククルリス Cucullis のローマ領民も市の背後の丘陵(Georgenberg)に城塞(*castellum*)を建設し、避難所とした。

実際、帝国危機時代(二三五-二八四年)には都市自治の後退と並行して[20]、既存の都市の城塞化が一層進展した。二六〇年頃、ノリクムはアラマンニー族に襲撃され(ユーウァーヴムの破壊)、その後まもなく、イン川、ボーデン湖 Bodensee、ライン河にはさまれた地域がアラマンニー族の支配下に入った(二七〇年頃)。バターウィスはこの時の攻撃(二五九-二六一年)で被害をうけ、まもなく(二七〇年代に)その東に以前のものより規模の小さい都市が再建される——聖セウェリーヌスが見たのはこの時に建設された都市である[21]——。オウィラーウァ、更に奥のアグントゥムも見張り塔をそなえた城壁で固められる[22]。ちょうどローマでもアウレリアーヌス Aurelianus 帝(二七〇-二七五年)の城壁が築かれた頃である。同帝の時代に上述のラウリアークムをユートゥンギー族が新たに襲い、再建されたばかりの町に甚大なる被害をもたらす。陣営の建物に避難した住民はすぐに住居の再建に着手したが、マーケット広場のまわりの公共建造物や浴場施設は荒廃したまま残された[23]。

(1) G. Alföldy, *op. cit.* 153.

(2) G. Alföldy, *op. cit.* 154.

(3) 第一次・第二次マルコマンニー戦争については H. Bengtson, *a. a. O.* 375 ff. 参照。第一次の戦争の際、クァーディーの地でローマ軍がきびしい暑熱と渇きで苦しんでいた時（一七二、または一七三年）、突然、雷鳴と共に降り出した雨によって救われた（Cass. Dio LXXI 8-10）、という。この伝承はマルクス・アウレーリウス帝の戦勝記念柱（ローマ）にも彫られており、何らかの歴史的事実を核とするのであろう。但し、テルトゥリアーヌス Tertullianus、及び彼以後の著作家がこの「雨の奇跡」を、ローマ軍中のキリスト教徒の祈りに応えて、神が降らせたのだといっていることから敷衍して、その地に投入された軍団（legio XII Fulminata）の中に東方出身の多数の信者がおり、この伝承がドナウ中流域のキリスト教化の最初の証拠だといえるかどうかは議論が分かれる。R. Noll, *Frühes Christentum in Österreich von den Anfängen bis um 600 n. Chr.*, 1954, 22 や A. Lippold/E. Kinsten, *a. a. O.* 166 は肯定的であるが、H. Ubl, Frühchristliches Österreich, *Severin* (Ausstellungskatalog), 295 f. は否定的。ほかに、B. Saria, *a. a. O.* 445 f. 参照――「雨の奇跡」は一七二年、即ち、ドナウ以北での最初の攻撃の年のこと――。

(4) G. Alföldy, *op. cit.* 157 f.; H. Ubl, Österr. in röm. Zeit, *Severin* (Ausstellungskatalog), 102; G. Winkler, *Severin* (Ausstellungskatalog), 137, 139. 尚、ラウリアークムの陣営のそばの集落は、カラカラ帝の下でウィンドボナと共にムーニキピウムの地位を獲得した。

(5) 総督府（*officium*）では第二イタリア軍団に属する、約一〇〇名の軍属が総督を助けた（G. Winkler, *a. a. O.* 141）。当時の総督のタイトルは *legatus Augusti pro praetore provinciae Noricae*、または *legatus Augusti pro praetore Norici*、そして二世紀末以降は *praeses* とも（G. Alföldy, *op. cit.* 159）。この時の行政上の変化については G. Winkler, *ANRW* II 6, 228 参照。

(6) オウィラーウァが新しい属州首都になったと考える説（E. Polaschek, *a. a. O.* 952 f.）は誤りで、行政の大部分は依然ウィルーヌムにあった（G. Alföldy, *op. cit.* 161）。ハドリアーヌス帝下でムーニキピウムとして出発したオウィラーウァはカラカラ帝の下でローマ植民市（*colonia*）の地位を得た（G. Winkler, *Severin* (Ausstellungskatalog), 141）。

(7) B. Saria, *a. a. O.* 446.

(8) 第二イタリア軍団の陣営もその周辺に広い耕地と牧草地を領有して自ら利用するか、或るいは貸出していたが、兵士たちは退役後、しばしば隣接の都市（ラウリアークム）やその近辺に住みついた（G. Winkler, *a. a. O.* 141）。

(9) B. Saria, *a. a. O.* 448 f. ――軍団の駐屯地についていえば、ポェトーウィオーでケルト系の名前が碑文にほとんどあらわれないことが、正規の軍隊の駐屯地ではなかったケレイアの場合と対照的である――。尚、土着のケルト系の名前の残存する例は当然のことながら、国境地帯よりは内陸部の方が多い。ケルンテン Kärnten（ラファント Lavant 渓谷）出土の墓石には Atuco, Glabru, Ruma, Rudscus, Vercilla などケルト系のほか、もっと古い層（イリュリア系）の Darbius, Viaus, Risia などの名があらわれる。三世紀に入るまで土着の、ローマ化されていない名称が残り、三世紀にはそれどころか、美術品の様式で再び土着の諸要素が表面化する（*ebd.* 450 f.: die keltische Renaissance）。

(10) R. Noll, *Eugippius*, 9. 帝国の他の部分でと同様、ノリクムに於いてもコンモドゥス Commodus 帝とセウェールス朝下でユーピテル・ドリケーヌスの信仰が栄えた。ウィルーヌムが南ノリクムでの中心で、そこからユーウァーヴム、オウィラーウァ、ラウリアークムに伝えられる。ミトラ教はユーピテル・ドリケーヌスの信仰以上にひろがる。ウィルーヌムには早くも二世紀にミトラ神殿（*Mithraeum*）が建設され、三世紀に入るとこの教えは急速にひろがる（G. Alföldy, *op. cit.* 195）。カルヌントゥムとアクィンクム Aquincum にはそれぞれ五つの、ポェトーウィオーには四つのミトラ神殿があった（A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 164）。因みに、東方の宗教の伝播は当然のことながら、国境地帯での方が内陸部でよりも

顕著である。パンノニア、ノリクムの両属州のうち、前者はローマ属州中でドリケーヌス祭祀の碑文・記念碑の最も多いところであり（B. Saria, *a. a. O.* 479 f.）、一方、後者ではエジプトの神格の受容（たとえばノレイア Noreia とイシス Isis の同定）が盛んであった（*ebd.* 480 f.）。

(11) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 153.

(12) R. Noll, *a. a. O.* 4.

(13) H. Ubl, *a. a. O.* 103.

(14) ラウリアークムの発掘の概要は G. Winkler, *a. a. O.* 141 f.

(15) 当時のエラガバル Elagabalus 帝（二一八-二二二年）はドナウ沿岸の軍隊により皇帝に推戴されたわけではないが、それでも、自治都市ブリゲティオーの市参事会は同帝の皇妃、アクィリア・セウェーラ Aquilia Severa（「城塞（註。兵士を指す）・元老院・祖国の母」）に祭壇をささげており（Iul(iae) Aquiliae Severae Sanctissimae Aug(ustae) matri castrorum senatus ac patriae. Ordo mun(icipii) B(ri)g(entionis) : vgl. A. Radnóti, *Laurae Aquincenses* 2, 98 ff.）、その地での皇帝崇拝の様子を窺わせて興味深い（B. Saria, *a. a. O.* 479）。

(16) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 153.

(17) G. Alföldy, *op. cit.* 169 ; G. Winkler, *a. a. O.* 142——但し、ユートゥンギー族は第二イタリア軍団に撃退され、ラウリアークム市の建物もすぐにもとの基礎の上に再建される——。

(18) R. Noll, *a. a. O.* 8.

(19) R. Christlein, Die rätische Städte Severins. Quintanis, Batavis und Boiotro und ihr Umland im 5. Jh. aus archäologischer Sicht, in : *Severin* (Ausstellungskalalog), 221.

(20) このような変化の背景にあった一層大きな社会変動（有力家族の衰退、都市の中堅層をなしていた有産都市民の貧窮化、奴隷制の後退）については G. Alföldy, *op. cit.* 171 ff. 参照（通商の衰微については 177 f.）。また帝国危機時代は帝国統治の変動期でもあった。ガリエーヌス Gallienus 帝（二六〇-二六八年）が元老院級を軍事指揮から排除した時、ノリクムも騎士級の総督の下に置かれる。ノリクム駐屯の第二イタリア軍団の指揮官、即ち騎士級の総督は *agentes vices praesidis* として（それ故、元老院級の *praeses*＝*legatus* の代理のかたちで）統治に当った（その位階は *vir perfectissimus*）。ノリクムの元老院級の *legatus*、及び騎士級の *agentes vices praesidis* の表は、それぞれ G. Alföldy, *op. cit.* Appendix VI (pp. 248-250), VII (pp. 251) 参照。

(21) R. Christlein, *a. a. O.* 222-224. 新しい都市は北と東と南をドナウ河・イン川にはさまれ、西は城壁で外敵から遮断されていた。

(22) R. Noll, *a. a. O.* 5. アグントゥムの城壁はそれ以前に既にハドリアーヌス帝下で築かれていたが（長さ一一七・六m）必ずしも防備用のものではなかった（J. Szilágyi, *Der Kleine Pauly* I, 1979, s. v. Aguntum, 149）。

(23) G. Winkler, *a. a. O.* 143.

(三)　四世紀ノリクムのキリスト教

ドナウ流域に於けるキリスト教につき、伝承では既に使徒時代にアクィレイアから派生してラウリアークムにノリクムの司教座が設けられていたとか、使徒のルカとマルコがこの地を訪れたとか、いわれているが、現実にはキリスト教伝播の最初の

痕跡は三世紀後半のことで、この事情はノリクムでも、パンノニアでも、モエシアでも変わりはない。[1] マケドニア Makedonia でも、サローナ Salona でも、アクィレイアでもキリスト教はこの時期に根をおろし、教会を中心に信者の共同体が組織される。パンノニアへの伝道はアクィレイアからとドナウ沿いとの二つの通路を経て進められ、特に前者からはローマ教会のキリスト教（*orthodox*）がドラウ Drau・サーウェ両川の地域にひろがった――ウァレリアーヌス帝（二五三－二六〇年）、またはアウレリアーヌス帝（二七〇－二七五年）の時代にキバラェ Cibalae に司教座[2]――。ノリクムでもアルプス地方へはアクィレイアから[3]（但し、ティロル地方でもラェティアに属する部分はミラノから）[4]布教がすすみ、一方、リーメス沿いにはパンノニアを経て河岸ノリクムに入った。[5]

ディオクレティアーヌス Diocletianus 帝（二八四－三〇五年）の下で帝国は行政・軍政の面でも、キリスト教の面でも新しい時代を迎える。アラマンニー族との戦争（二八九年）、マルコマンニー族との戦争（二九九年）でローマの反撃が功を奏し、ノリクムには平和が訪れる。同時に同帝により、帝国を再編成する抜本的な改革が企てられる。全土が一二の管区（*dioecesis*）に分けられ、ノリクムはパンノニアと共にパンノニア管区を形成し、シルミウム Sirmium に同管区の中心が置かれる。属州も細分化されてその数は全土で一〇〇に増え、その上、属州での軍政（「軍司令官」*dux* が担当）と行政（「知事」*praeses* が担当）が分離された。ラェティアが第一ラェティア Raetia prima（西）と第二ラェティア Raetia secunda（東）に二分されたように、ノリクムも河岸ノリクム Noricum ripense と内陸ノリクム Noricum mediterraneum に分かれ、前者はオウィラーウァ（行政）ないしラウリアークム（軍政）に[6]、後者はウィルーヌムに首都を置いた。[7] このディオクレティアーヌス（及びその後のコンスタンティーヌス）の改革で軍事面でも新機軸が打ち出される。ノリクム駐屯の第二イタリア軍団は騎士級の新しい指揮官を得、彼は行政上の権限は全くもたずに、第一パンノニア・河岸ノリクム司令官（*dux Pannoniae primae et Norici ripensis* と称し、イン川とアッラボー Arrabo〔＝ラープ Raab〕の間の国境防衛を担当）の指揮下に属した。[8] ラウリアークムに司令部を据える、右の第二・イタリア軍団（legio II Italica）のほか新たに第一・ノリクム軍団（legio I Noricorum）が置かれたのもこの時である。ボイオドゥールム（＝Passau-Innstadt）、ヨウィアークム（＝Schlögen）、アド・マウロス Ad Mauros（＝Eferding）、レンティア（＝Linz）、ラクス・フェリックス Lacus Felix（＝Wallsee

od. Ardagger Markt)、アド・ユウェンセ Ad Juvense（= Ybbs —— *Not. Dig.* Occ. XXXIV 40: Praefectus legionis primae Noricorum militum liburnariorum cohortis quintae partis superioris, Adiuvense.)、アレラペ Arelape（= Pöchlarn)、ファウィアーナ (*Not. Dign.* Occ. XXXIV 41: Praefectus legionis liburnariorum primorum Noricorum, Fafianae)、アウグスティアーナ Augustiana (Traismauer)、コマゲーナ、アストゥーラ、カンナビアーカなどに選り抜きの騎兵隊や、軍団の歩兵隊・水兵隊が配備され、その上、上述のラウリアークムを拠点とする艦隊 (classis Lauriacensis) が河川警備に当っていた[9]。更に城塞や見張り塔も整備され、防衛の体制が一層完備された[10]。

ディオクレティアーヌス帝の時代はノリクムのキリスト教の歴史に於いても劃期をなした。帝国内のキリスト教徒の数は既に三世紀半ばにはかなりの数に達し、四世紀はじめのディオクレティアーヌス帝の迫害で (Lac. *De mort. pers.* 9, 14; Euseb. *Hist. eccles.* VIII 2, 4——実際はノリクムは同帝の下で「副帝」*Caesar* をつとめたガレーリウスの支配領域で、三〇三年のディオクレティアーヌス帝の迫害令などもガレーリウスの発意による[11]) この地に最初の殉教者が出る。内陸ノリクムでは、ポエトーウィオーの司教で旧約・黙示録の註釈家のウィクトリーヌス Victorinus (Hieronymus, *De viris illust.* 74)、河岸ノリクムでは、同属州総督府の役人であった聖フロリアーヌスがそれで（註(6)、参照)、特に属州で重要な官職を務めた人物である後者の例は意味深いものがある[12]。同じころ、東隣のパンノニアではシスキア Siscia（サウィア Savia 属州）の司教、聖クィリーヌス Quirinus が殉教しているが、スカラバンティアでの官憲（第一パンノニア総督）への連行、そしてサウァリアでの処刑の際には多数のキリスト教徒が集まり、立ち会った、というのは、キリスト教の信者団体が形成されていた様子を窺わせるであろう[13]。尚、シルミウムでも司教イレナェウス Irenaeus が殉教している[14]。キリスト教が浸透し、キリスト教徒の組織の核ができたのは、ノリクムやパンノニアでも、ムーニキピウムやコロニアの地位を持つ都市で（第一パンノニアではカルヌントゥム、ウィンドボナ、河岸ノリクムではケティウム、ラウリアークム、オウィラーウァ、内陸ノリクムではウィルーヌム、テウルニア、アグントゥム)、それらのうちの若干のものは既に右の迫害の時代に司教座の地位に昇格していたであろう[15]。

コンスタンティーヌス帝（三〇六-三三七年）によるキリスト教公認（三一三年）によりノリクムのキリスト教は新しい時期（第二期。「公認宗教」*religio licita* の時代）を迎えた。教会は厳格な位階秩序をそなえた聖職者の組織をもって自由に且つ公然と活動する

ことができるようになり、国家の行政単位に合わせて司教制度を組み立て、自治都市に司教を置くこととなった（但し、三二五年のニカイア公会議の決議により一市に一人だけ。いずれにせよ、司教の「管区」*dioecesis* は行政上の「管区」*dioecesis* よりはるかに小さい[16]）。続いて、コンスタンティウス Constantius 二世（三三七－三六一年）が異教の供犠を禁止し、神殿の閉鎖を命ずる（三四一年）。その後、まもなく、セルディカ Serdica（ソフィア）で開かれた、アリウス Arius の説をめぐる司教会議（三四四年）ではノリクムの司教も参加して、アタナーシウス Athanasius の立場を支持しているが、ノリクム両属州のどの市の司教かは明らかでない[17]。東隣りのパンノニアについていえば、そこからも右の会議に一人の司教（おそらくシルミウムにいた「首都大司教」*metropolitanus*）が出席したが、ほかに司教座はカルヌントゥム、キバラェ Cibarae、サウァーリア、スカルバンティア、シスキア、アクィンクム、ソピアーナエ Sopianae にもあった[18]。オーストリアで最古のキリスト教の二碑銘（ウィルーヌムのヘロディアーナ Herodiana の石棺、及びオウィラーウァ出土のウルサ Ursa の墓石）はこの時期のものである。一つはこの世紀の前半に属し、ウィルーヌムの廃墟からタンツェンベルク Tanzenberg 城へ移され、そこで発見された石棺で、その銘によれば「いと献身的なる妻、ヘロディアーナの記念に、夫のティティウス Titius が」製作したもので、銘の右側には小羊を肩に負ったキリスト（「良き羊飼い」。「ヨハネによる福音書」一〇(11)以下、及び「ルカによる福音書」一五(4)以下、参照）の像が施されている。この種のモティーフの浮彫としては最古の例に属し、単にローカルな意味を越えた作品といわねばならない[19]。他の一つはローマ時代のオウィラーウァ（ウェルス Wels）の墓地（四世紀後半）から出土した墓石で、一兵士が彼の「信仰篤きキリスト教徒」crestiana fidelis たる妻のために建てたことを伝える一二行の碑銘（一部は六脚韻を踏む）である。即ち、

兵(士)フ(ラウィウス)・ヤヌアーリウス Fl(avius) Ianuarius は生前(これを)建立せり。ここに、墓に護られて、
信仰篤きキリスト教徒、ウルサは休む。享年三八歳。分娩(のさいの病い)で、残忍な運命が働いて、彼女は深い冥界
へと突然つれ去られた。終生契り合った私を突然あとに残して。哀れなる私は彼女の周りをさまよい、彼女を探し求
める。私自身が永遠の土の中に葬った彼女を。愛する夫たちを(妻たちから)引き離した「誕生」Genesis 神は、我々

が一緒に至高の愛を享受できないようにして、一体何を呉れるというのか。(この墓碑を)読む人々に、涙ながらに私は言う。愛し合い結ばれし者たちは称讃し合うべきである、青春期以上に楽しきものはないのであるから、と。

銘文中に「深い冥界へ」tartaris imis という語が出てきて、異教的な用語法の残滓が見られるのは、当時の時代環境を伝えて貴重な内容だといわねばならない[20]。

キリスト教の礼拝所ないし教会があらわれるのも同じ頃のことである。即ち、或る大土地所有者の所領内の荘宅 (*villa rustica*) に設けられた、四世紀半ばの私的な礼拝所が最古のものであるが[21]、教会としてはウァレンティニアーヌス Valentinianus 帝 (一世。三六四-三七五年) の時代のラウリアークムに確認されるのが最も古い。同市はコンスタンティーヌス Constantinus 二世の行幸 (三四一年六月二四日) を機に市街の大改造を企てたのち、大火の被害にあったが (三五〇年)、そのあとウァレンティニアーヌス帝下で早速再建が始まり[22]、キリスト教徒の教区民が陣営の病棟 (*valetudinarium*) の建物にはめ込むかたちで教会を建て、そこで集会を開くようになった[23]。そのほかカルヌントゥムにはキリスト教が国教化する以前の、「公認宗教」の時代の教会があり、そこから洗礼盤が出土していることから見て、司教の司式の下に (praesente episcopo) 洗礼が行われていたことが分かる[24]。

ディオクレティアーヌス帝下のアラマンニー族との戦争いご四世紀の終りまでの期間、ノリクムは比較的平穏で、防備体制もそれほど大がかりではなく、コンスタンティーヌス時代ないしそれ以後に兵站要塞、ウェルディデーナ Veldidena (Wilten bei Innsbruck) が建設されたあと、既設の要塞の間に小城塞 (*centenaria*) や見張り塔が工兵隊によって建設された程度であった[25]。当時、国境防衛に当たったローマーニーの兵士の中で、野戦に耐え得る兵種はそれだけ切り離されて遊撃隊に加えられていたが (コンスタンティーヌスの兵制改革)、これらのうちラウリアークム槍兵隊 (lanciarii Lauriacenses) とコマーゲーニス槍兵隊 (lanciarii Comaginenses) とが知られる (*Not. Dig.* Occ. V 109, 110; 259, 260; VII 58, 59)。前者はラウリアークム駐屯の第二・イタリア軍団から、後者はコマーゲーニス駐屯の一部隊 (第一・ノリクム軍団に属する) から生れたものである。一方、国境に残った兵士、即ち国境防

備兵（*limitanei*）は家族と共に城塞に住み、屯田兵の性格を強めていった。[26]

異民族侵入の被害を暫くの間まぬがれていたノリクムとは対照的に、すぐ東のパンノニアではゲルマン人の圧迫は激しさを増し、四世紀半ば以降もアラマンニー族の侵入が繰り返される。ウァレンティニアーヌス Valentinianus 一世の下で国境防備の最後の大規模な強化事業が展開され（両側面へ翼をひろげた「砦」burgus の建設）、帝自身クァーディー族との戦いのため、三七五年、船橋でドナウ河を渡るが、[27]同年のカルヌントゥムについて歴史家のアムミアーヌス・マルケリーヌス Ammianus Marcellinus は「今や見捨てられ、廃墟の状態にある」desertum quidem nunc et squalens と言っている（XXX 5, 2）。そして、南クリミアにあった東ゴート王国がフン族の襲撃で倒されたのがきっかけとなって、所謂「民族移動」が始まるのも同じ年のことである。ハドリアノポリス Hadrianopolis の戦い（三七八年）の結果、国境が開かれ、ゴート族とアラーニー Alani 族とが同盟部族（*foederati*）として帝国領内（ウァレーリア属州）に定住し（三八一年）、国境防衛をまかされる。[28]帝国の軍隊は盗賊の跳梁をも防ぎ得ず、治安防備はますますバルバリーの兵士の手にゆだねられる。[29]三九五年、マルコマンニー族とクァーディー族が侵入してウィンドボナとカルヌントゥムが彼らの手に帰し、マルコマンニー族には同盟部族として第一パンノニアの一部が割当てられる。[30]かくしてノリクムの東はバルバリーの脅威に直接さらされることとなった。[31]

このような混乱の中でバルバリーに対抗するために、皮肉にも彼らを兵士として自らの中へ抱え込まねばならなかったローマ軍の駐屯部隊にあっては、異教に固執する兵士も稀ではなく、それに加えてユリアーノス Julianos 帝の異教反動（三六一－三六三年）とその余波を蒙ったこともあって――三七五年にはカルヌントゥムで近衛都督の甥が異教信仰の故にウァレンティニアーヌス一世の命で処刑される（Amm. Marc. XXX 5, 11）――、キリスト教の布教は一時停滞した。ノリクムのすぐ近隣での次の諸例は当時に於ける異教の残存の様子を伝えるであろう。[32]第一に、あの著名な、トゥール Tours の聖マルティーヌス Martinus は、ガリアから故郷のサウァリア市（パンノニア）へ赴いた際、まだ異教徒であった両親を改宗させようとし、母とほかの若干の人については成功したが、父を説得することはできなかった、という（Sulp. Sev., *Vita s. Martini* 5, 3; 6, 3）。第二に、皇帝、テオドーシウス一世がエモ

ナ Emona 市（ライバッハ Laibach ― リュブリアーナ Ljubljana）へ来て、有力市民たちに歓迎された時（三八八年）、異教の祭司たちも異教の衣裳で参加することを許された、という（Pacatus 37, 4）。第三に、南ティロル（具体的にはノンスベルク der Nonsberg）で四〇〇年ころ、キリスト教の伝道者、聖シシンニウス Sisinnius とその二人の仲間がサトゥルヌス Saturnus 神の豊年祈願行列に反対して殉教した（*PL* 13, 549 sqq.; 57, 695 sqq.）、というのである。

しかしながら、キリスト教の布教は四世紀終りには着実な前進の歩みを取り戻した。教会の建物址や異教神殿の破壊跡から見て、ノリクムではこの時期以降、キリスト教の教会や信者の数が飛躍的に伸びたことが窺われる。[33] 特に異教神殿の破壊は、皇帝の宗教政策とも関連して、著しいものがあった。テウルニアのマールス・ラトビウス神殿、ウィルーヌムのディオニースス Dionysus 神殿およびユーピテル・ドリケーヌス神殿、レンティアのミトラ神殿など各地の異教神殿が破壊された。[34] かつて異教の祭儀を拒んでキリスト教徒が殉教した場所を記念して教会が建てられたり（ポエトーウィオーのウィクトリーヌス聖堂）[35]、ミラノ司教（当時ノリクムとパンノニアの各司教座はミラノのそれの裁治下にあった）[36]、アムブローシウス Ambrosius（三九七年没）がその死の直前、マルコマンニー族の王妃フリティギル Fritigil と結んでドナウ沿岸のゲルマン人への布教を企てたりしたのもそのころのことに属する。パウリーヌス『聖アムブローシウス伝』Paulinus, *Vita s. Ambrosii* には、「そのころ、マルコマンニー王妃、フリティギルは、イタリアから彼女の許に偶然やってきていた或るキリスト教信者から、キリストのしもべ（servulus）だとして彼女が（以前から）知っていた、その人（註。聖アムブローシウスのこと）の噂を聞き、キリストを信ずるようになった。そして彼女は使者を通じて教会に贈物を送り、いかにして信仰すべきかを彼の書き物によって教えてくれるよう求めた。彼は彼女に対して問答書（catechismus）風の明晰なる書状をしたため、更にその中で、夫に忠告して、ローマ領民に対して平和を保つように説得させようとした。この手紙を受け取ると妻は夫に、彼の部族民（populus）ともども、ローマ領民の味方になるようにと説得した」、と記されている（三六）。中部ドナウ地方でのキリスト教のひろがりを伝えると共に、のちの聖セウェリーヌスとゲルマン人君主たちとの交渉の様子を彷彿させるものがある。[37] 尚、同じころ（四世紀終り - 五世紀はじめ）の、ノリクムの東西両隣りの

属州[38]から出土した墓碑銘にはそれぞれ、「アルプハにしてオーメガなるキリスト。至福なる記念のために。ここに平和に安らぎ、殉教者たちと一体となれるサルマンニーナ Sarmannina に」（カストラ・レギナ出土）[39]、「神に忠実なるサビーニア Sabinia に。第五時に逝った妻にマルキオー Marcio が（献げる）。運命が変えられるものであれば、彼女は死ななくてもよかったのに」（ウィンドボナ出土）とあり[40]、当時の雰囲気を伝えている。教会建築についていえば、アクィレイアを経て南からもたらされた、アプシス *apsis*（後陣）なしの広間教会（Saalkirche）が四〇〇年ころまで存続が確認され（ラファント Lavant、ヘムマベルク Hemmaberg、グラーツェルコーゲル Grazerkogel など）、その後も同種の広間教会がひろがり、この型はノリクム様式と呼ばれるようになる（ほかにノリクムの教会に特徴的なものにはアクィレイアまたはダルマティア Dalmatia から入った半円形の聖職者の坐席がある）[41]。

（1）A. v. Harnack, *Die Mission und Ausbreitung des Christentums in den ersten drei Jahrhunderten*, II, 4. Aufl., 1924, 793 ff.; A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 166――ペテロの弟子のエパイネトス Epainetos、或るいは「使徒行伝」一六(7)に名のあがっているアンドロニコス Andronikos がシルミウムの最初の司教であった、というのも後世の捏造。

（2）E. B. Thomas, Das frühe Christentum in Pannonien im Lichte der archäologischen Funde, in: *Severin*（Ausstellungskatalog）, 260; A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 166.

（3）H. Ubl, Frühchristliches Österreich, *Severin*（Ausstellungskatalog）, 296.

（4）H. Ubl, *a. a. O.* 296.

（5）H. Ubl, *a. a. O.* 296. その場合、シルミウムが中継点として河岸・内陸両ノリクムにとって重要な役割を果したであろう（サーウェ、ドラウ、ムル Mur（＝Murus）の諸渓谷の入口に当たる）。同市はこのあと、後期ローマ帝国の四大中心の一つとなり、政治的にも教会的にも重きをなすに到る（R. Noll, *Frühes Christentum*, 127）。

（6）尤も、河岸ノリクムでは当初、両権はまだ一人の手にあり、*praeses* のアクィリーヌス Aquilinus がラウリアークム（即ち河岸ノリクムの軍隊の司令部）に総督府を構えて両権を握っていた（総督府の官房長 *princeps officii* であったキリスト教徒、フロリアーヌス Florianus を死刑に処したのは彼である。後述）。しかし、ディオクレティアーヌス帝のあと、この属州でも両権は分離し、行政を司る知事（*praeses Norici ripensis*）はオウィラーウァで統治に当り、軍隊は騎士級の指揮官にまかされた（G. Alföldy, *op. cit.* 200）。

（7）四世紀前半の二人の *praeses* の名はソルウァ及びケレイア出土の碑文から分かる。彼らはこれらの市を視察のために訪れ、時の皇帝に対する奉献碑を残している。一つは praeses Fabius Claudius のコンスタンティーヌス Constantinus 帝に対するもの（Solva, A. D. 324-337: *CIL* III 5326）、他の一つは praeses Martinianus のコンスタンス Constans 帝に対するもの（Celeia, A. D. 337: *CIL* III 5209）。都市（内容的には、たとえばソルウァ市の市参事会員の「身分」*ordo* の者たち。cf. *CIL* III 5325）も属州総会（たとえば Norici mediter(ranei): *CIL* III 5207 et

5208）も同様のことを行う義務があり、属州総会はウィルーヌムだけでなく、ケレイアでもしばしば開催された（G. Alföldy, *op. cit.* 201 with n. 25, 26）。

（8）G. Winkler, *a. a. O.* 143.

（9）G. Alföldy, *op. cit.* 201 ff.; L. Bieler, *op. cit.* 17.

（10）R. Noll, *Eugippius*, 6; G. Alföldy, *op. cit.* 201 ff.

（11）A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 167. 尚、ノリクムではなく、下パンノニアでのことであるが、三世紀末または四世紀はじめのキリスト教迫害時に、同属州でドリケーヌス祭祀を営む祭司たちが首都のアクィンクム（「属州総会」*concilium* の開催場所でもあった）に集合して、皇帝への忠誠を表明しているのは（*CIL* III 3343）、異教側の動向を伝えて興味深い（A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 165; B. Saria, *a. a. O.* 479）。

（12）フロリアーヌスについては『いと至福なる、キリストの殉教者、フロリアーヌスの受難』*Passio beatissimi Floriani martyris Christi* に「㈠ディオクレティアーヌス、マクシミアーヌス Maximianus 両帝の下でのかの日々に、キリスト教の迫害が生じた時、……。㈡瀆神の君主たちの命令が知事、アクィリーヌス統治下の河岸ノリクムに届くと、知事はラウリアークムの城塞（castrum）に赴き、熱心にキリスト教徒を探しはじめた。聖人たちのうち四〇人が逮捕されたが、彼らは永い間たたかい、拷問の責めに会い、牢獄に送られた。官房長の至福なるフロリアーヌスはこれらの人々の信仰に喜んで加わった。彼はケティウム市（Cethio civitas）に住んでいたが、ラウリアークムで起こったことを聞き、彼の仲間に言った。『私はラウリアークムへ、総督のところへ行き、そこでキリストの名のために種々の拷問に耐えねばならない』。……」、とある。その後、彼は総督の命令で、橋からエンス Enns 川につき落された、という（「㈧……彼をつれてきた男が……彼を橋からエンス川へつき落し、その時ただちにこの男の両眼が、まわりの者みなの見ている前で見えなくなった」）。『受難』の内容にはその性質上、後世の潤色が施されていることは言うまでもないが、『ヒェロニムス殉教録』*Martyrologium Hieronymianum* の五月四日の記事（この聖者日録は誤って教父ヒェロニムスの筆に帰されているが、この個所は七世紀以降のもの）の中に、「河岸ノリクムでの、ラウリアークムという、総督府のかつての官房長フロリアーヌスの誕生（註。天への誕生、即ち殉教のこと）の地で、彼（フロリアーヌス）は知事の命令でその首に石を結えつけられて、橋からエンス川へ突き落された。その時、まわりの者みなの見ている前で突き落した人の両眼が見えなくなった」、とある。先の伝承と一致する部分がある反面、それとはちがって、聖フロリアーヌスを「総督府のかつての長官」ex principe officii praesidis といっているのが注意をひく。これはローマ行政の専門語で、伝承のこの個所が同時代に溯ることを教えている（『受難』および『殉教録』については R. Noll, *Frühes Christentum*, 25-34 参照）。

（13）R. Noll, *a. a. O.* 116 ——但し、キリスト教徒の絶対数は三〇〇年ころはまだ少く、フロリアーヌスの受難のさいの、ラウリアークムでの精力的な手入れの時でも逮捕者は四〇人であった。四世紀にその数が急増するのは、言うまでもなく、三一三年のミラノ勅令の結果である（*ibid.* 117 f.）。

（14）イレナェウスとクィリーヌスの殉教は水死という点でフロリアーヌスの場合と共通しており、両司教の受難は聖フロリアーヌス伝説が形成される過程（最終的には七九一年にカルル Karl 大帝がアヴァール人との戦いのためにラウリアークムに兵を結集した時に、フロリアーヌスへの崇敬が復活し、この聖人が東方からの危機に対するエンス川地域の守護神となる）に影響を及ぼし続けていた（R. Noll, *a. a. O.* 35 f.）。

（15）H. Ubl, Frühchr. Österr., *Severin*（Ausstellungskatalog）, 296 f.; A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 167.

（16）H. Ubl, *a. a. O.* 297 f. ——もちろん、どの自治都市にも置かれていたわけではなく、一司教の管轄範囲が多くの市域、否、全属州に及ぶこともあった。

（17）H. Ubl, *a. a. O.* 298; A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 173. アタナーシウス自身が彼の著作の中で、反アリウス闘争に於いて彼に友好的であった

教会属州をあげているのであるが（*Apologia contra Arianos*, c. 1 u. c. 36 = *PG* 25, Sp. 249 u. 312; *Historia Arianorum ad monachos*, c. 28 = *PG* 25, Sp. 725）、そこではノリクムとあるだけで、河岸ノリクムか、内陸ノリクムかは不詳。慣用からいえば、単にノリクムとある場合は内陸ノリクムを指すが（『聖セウェリーヌス伝』一七(4)、二一(2)、三七(1)、参照）、ここではアタナーシウスは「河岸」と「内陸」に分かれる前のノリクムを念頭においているのかも知れず、正確な限定は困難である（R. Noll, *a. a. O.* 43 f.）。

(18) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 168. シルミウムの首都大司教の裁治権が四世紀にはノリクムの各司教にまで及んだ、という説が強いが、R. Bratož (Severin von Noricum und seine Zeit, *Denkschr. d. österr. Akad. d. Wiss.*, phil.-hist. Klasse, 165, 1983, 22 mit Anm. 64) は否定的。四世紀末のミラノの裁治権についても同様――理由はノリクムがまだ布教途上の領域であったこと――(*ebd.* Anm. 65)。

(19) R. Noll, *a. a. O.* 44 f.

(20) R. Noll, *a. a. O.* 45 ff.

(21) H. Vetters, *Gymnasium* 76, 489.

(22) G. Winkler, *a. a. O.* 144――当時ドナウ国境域では私的な建築のほか、軍事的な建築も盛んで、同僚帝のクラウディアーヌス Claudianus（三六七-三八三年）の監視の下に第二イタリア軍団（独自のレンガ製造所をもつ）も協力して進められた。

(23) H. Vetters, *a. a. O.* 496; G. Winkler, *a. a. O.* 144 f.

(24) H. Vetters, *a. a. O.* 490.

(25) H. Ubl, Österr. in röm. Zeit, *Severin* (Ausstellungskatalog), 105. ウァレンティニアーヌス帝下で上オーストリアのオーバーランナ Oberranna やヴィルヘーリンク Wilhering、北オーストリアのアウ Au bei St. Pantaleon、バッヒャルンスドルフ Bacharnsdorf、ロッサッツ Rossatz、ホレンブルク Hollenburg に小城塞が築かれ（*ebd.* 105）、ラウリアークム駐屯の補助軍兵士（milites auxiliares Lauriacenses）の手でリーメス沿い（Mautern, Zwentendorf, Schlögen, Ybbs）に見張り塔が設けられる（G. Alföldy, *a. a. O.* 204 f.）。

(26) H. Ubl, *a. a. O.* 105.

(27) B. Saria, *a. a. O.* 456.

(28) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 34; ders., *Gymnasium* 76, 488.

(29) 属州の住民に自力救済の権利を認めた三九一年の勅令（*Cod. Theod.* 9, 14, 2）は当時の混乱した世相をよく伝えている（vgl. R. Noll, Eugippius, 122）。即ち、テオドーシウス Theodosius、ウァレンティニアーヌス（二世）、アルカディオス Arkadios の三帝の名で属州民に対して発せられた布告には、兵士または私人（milites vel privati）が夜陰に乗じて耕地に入って略奪を働いたり、道路で通行者を待伏せて襲ったりした場合に、すべての人に無制限の抵抗権が「復讐権」として与えられるべき旨述べられている。

(30) R. Noll, *a. a. O.* 6.

(31) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch* 10, 34; ders., *Gymnasium* 76, 488.

(32) R. Noll, *Früches Christentum*, 118 f.

(33) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 170.

(34) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 168; H. Vetters, *Gymnasium* 76, 503 f. ほかに内陸ノリクム（ケルンテン）での異教神殿の破壊例としては、マールス・ラトビウス神殿（ザンクト・マルガレーテン St. Margarethen）、ゲニウス・ククルラートゥス Genius cucullatus 神殿（ヴァーベルスドルフ Wabelsdorf）、ノーレイア神殿（ホーエンシュタイン Hohenstein）などがある（R. Noll, *a. a. O.* 49 ff.）。

(35) ノリクムのすぐ東に位置するサウァリア市のカピトル丘にはキリスト教の教会（クィリーヌス聖堂）が建設される（A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 168）。

(36) ミラノの司教座は当時、イタリア（行政管区では IX: Italia annonaria; X: Italia suburbicaria）やその東のイリュリクム（VIII――地域的にはダルマティアのほか、ノリクム、パンノニアを含む）の各首都司教より

も更に上に立つ地位にあり、シルミウム（*caput totius Illyrici*）の司教もその下に属した（A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 173）。但し、ミラノ司教の裁治権がノリクムにまで及んだか否かは不明（上掲、註(18)、参照）。

(37) Vgl. R. Noll, *a. a. O.* 47 f.: das nationalrömische Verantwortungsbewußtsein dieses Kirchenfürsten; 66.

(38) ノリクムとその両隣接属州とを比較すると、キリスト教（ローマ＝カトリック教会）の布教はノリクムでは最も順調であったといえる。ラエティアではローマ化がノリクムほど徹底していなかったので（人口も稠密でなく、都市的中心の発達も十分でない）、それだけキリスト教化も遅れていたし、一方、パンノニアでは（サウァリアやポエトーウィオー）、異教のほか、アリウス派の信者の存在が認められる（R. Noll, *a. a. O.* 123）。

(39) K. Dietz u. a., *Regensburg zur Römerzeit*, 1979, Abb. 147.

(40) *Vindobona. Die Römer im Wiener Raum*（Ausstellungskatalog: Historisches Museum der Stadt Wien）, 1977, 199; H. Vetters, *a. a. O.* 492.

(41) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 180. 四世紀にひろまりつつあった聖遺物崇拝（殉教者の墓を中心とする）の影響で、そのあと（四〇〇年以降）、アプシスがつけ加わり、アプシスの両端に聖器保管室が建て増され、本体も三身廊に発展（R. Noll, *a. a. O.* 130）。

(四)　聖セウェリーヌスの登場する舞台

五世紀はじめにフン族をはじめとする異民族の襲撃が再開し、西ゴート族（アラリヒ Alarich 王）によりパンノニアのリーメスが破られて両パンノニア属州の大部分が失われる。リーメス地域のほとんどの住民は守備隊が明け渡した防備施設の中へ逃げ込む（ヴィーンでも既に四世紀終り頃、非軍事的な集落の住民は放棄された軍団陣営の中へ入り込んだ）[1]。アラリヒ王は内陸ノリクムにまで進み、ホノーリウス Honorius 帝（三九三－四二三年）に対して、帝国防備の見返りに定住地として両ノリクムを要求する（四〇八／九年）[2]――この時、西ゴート王は両ノリクムのことを「ドナウ河の果てに位置し、断えず略奪に悩まされ、国庫へはわずかの貢税しかもたらさない」属州といっており、自分は定住を認められても、そこから「帝がそれで十分とみなすだけの穀物を毎年受け取り、金には手をつけないであろう」、とつけ加えている（Zos. V 50）――。並行してウァンダル族とアラーニー族も侵入し、ノリクムとラエティアにひろがる（ラウリアークム、フラウィア・ソルウァの破壊）[3]。その間、ノリクムでは集落の中心はますます城塞に移る。東ティロルのアグントゥムではこの時、司教座のための逃げ城（*refugium*）が背後の丘上につくられる[4]。リーメスの防衛は一時（四〇九年以降）ゲネリドゥス Generidus の指揮で回復したが（Zos. V

おう[5]――そのころローマではまさに西ゴート王、アラリヒの略奪という事態を迎えていた（四一〇年）――、その後も異民族の侵入は依然として止むことはなかった。四三〇年、ユートゥンギー族がラェティアとノリクムへ進み、ノリクムではそれをきっかけに属州民の不満が爆発して叛乱となった（Sidon. Apollin., *Carm.* 7. 233: nam post Juthungos et Norica bella subacto / victor Vindelico . . .）。この騒乱はアェティウス Aetius により鎮圧されるが（*Hydatii Lemici continuatio chronicorum Hieronymianorum* 93, s. a. 430（*Chronica minora* II 22）: Iuthungi per eum (sc. Aetium) similiter debellantur et Nori; 95, s. a. 431: Aetius dux utriusque militiae Noros edomat rebellantes）[6]、そのあとまもなくフン族がパンノニアに入り、四三三年にはパンノニアの四部分のうち、第二パンノニアとウァレリアがフン族の手中に帰した。そして、ルギー Rugi 族が新たに登場するのもその頃のことである。彼らはフン族と結んで上パンノニアに入り、サーウェ川上流のネーウィオドゥールム Neviodurum 市を占領した――五世紀前半に於けるこのような異民族の攻撃をのがれて、パンノニアのローマ領民が殉教者の聖遺物をマケドニア、ダルマティア、イタリアなどへ移送した例が伝わっているのは、のちの聖セウェリーヌスの場合を予想させて興味深い（上述のシスキア司教、クィリーヌスの聖遺物はアクィレイアを経てローマにもたらされ、アッピア道（via Appia）沿いのサン・セバスティアーノ S. Sebastiano 教会で崇拝される）[7]――。ノリクムやパンノニアでのローマの行政・軍政の秩序（知事・軍司令官の体制）は依然機能していたが、度重なるバルバリーの攻勢で危機に陥る[8]。五世紀半ばにはまたしてもフン族の侵入があり、この時、彼らはノリクムを通過してガリアにまで達した。アッティラの軍勢はカタラウヌムの原 Catalauni campi（トロワ Troyes 近傍）でローマ軍（アェティウス指揮）・西ゴート軍に敗れ（四五一年）、徹退するが、その途次、フン族の兵士は河岸ノリクムに多大の被害をもたらした。ラウリアークムなどは陣営も集落も完全に破壊され、その後の再建でも旧に復することはなかった[9]。四五三年、アッティラはイタリアに入るが、この行軍の際に内陸ノリクムの諸都市（ポェトーウィオーやケレイア）が破壊される[10]。アッティラ（同上年没）の死後、ゲピダェ Gepidae 族を中心とするゲルマン諸部族（ルギー族、スェービー Suebi 族、スキーリー Sciri 族、その他）がフン族の支配に終止符を打ち（四五四年）、彼らはお互いに対立しつつ、一部はローマと「同盟条約」を結び、ローマ軍の部隊（*numeri*）に入り（ルギー族、東ゴート族、一部のスェービー族）、一部はローマと公式には関係を持たず、略奪と侵入を繰り返すことになる（トゥリンギー Thuringi 族、ヘルリー Heruli 族、ア

ラマンニー族、一部のスェービー族[11]。そのころ、アウィトゥス帝がパンノニアに遠征し（Sidon. Apollin., *Carm.* 7, 588 ff.）（四五五年）[12]、またマヨリアーヌス Maiorianus 帝は同盟部族のルギー族と東ゴート族を率いて、スペインのウァンダリー族との戦いに赴いている（四五八年）。ドナウの北にはルギー族が定着し（エンス河口からヴィーン盆地まで。中心はクレムス Krems）、その東南には東ゴート族も定住して、内陸ノリクムのかなりの部分に勢力範囲をひろげていた。

かくして、セウェリーヌスの登場する時点を迎え、ノリクムは聖人の活躍する場面となる。それは政治的には混乱し、軍事的には異民族の侵入に曝された不安定な世界である。その上、ゲルマン人は宗教的にはアリウス派であるか（東・西ゴート族、ルギー族）、或るいは異教徒であった（当時、アラマンニー族、トゥリンギー族、ヘルリー族には伝道は全く及んでいない）。それに対してローマ領民の許ではカトリック信仰の組織は既にしっかりと足場を固めていた。「迫害下の教会」*ecclesia oppressa* のあとをうけて、四世紀に教会組織の拡充の努力がなされ、五世紀にはそれが完成の域に達した[13]。四世紀に少なからざる苦労をして播いた種が今や実りの時期をもたらしたといえる。司教組織についていえば、『聖セウェリーヌス伝』にラウリアークム、ティーブルニアの二つの司教座があがっているが[14]、そのほかの史料からポエトーウィオー（四世紀。但し第一パンノニアに属し、ノリクムとの境域に位置する）、アグントゥム、ケレイア（共に六世紀後半）にも司教座があったことが伝わっており、考古学的にもアグントゥムのほか、ウィルーヌム等の内陸ノリクムの諸都市に司教座の存在が推定されている[15]。それらの司教の管区は五世紀にはそれぞれアクィレイアの首都大司教の裁治権に属していたであろう[16]。そして、その中でも内陸ノリクムのティーブルニアと河岸ノリクムのラウリアークムの司教は、両市の政治的重要性の故に、他の司教たちに対して優位を保持していたであろう[17]。

次に教会について見れば、『聖セウェリーヌス伝』にはアストゥリス、コマーゲーニス、ファウィアーニス、ラウリアークム、ヨウィアークム、ユーウァーヴム、ククルリス、ボイオトロー、バターウィス、クィーンターニス、ティーブルニアの各所で教会（*ecclesia*）への言及がある。これは後述の修道院聖堂（*basilica*）と区別された地区教会、即ち、その地のキリスト教徒の信者共同体の教会（Gemeindekirche ——今日の意味での教区教会）である[18]。『聖セウェリーヌス伝』の随所に登場する教会の様子から推

して、地区教会は都市だけでなく、村々にもあったと考えることができる。[19] 教会の建物の中には木造のもの（ケルト人の建物の転用か）[20]もあり、布教開始時の面影を伝えている。教会の内部組織自体は聖人の時代に既に完成の域に達していた。『聖セウェリーヌス伝』には司祭、助祭、副助祭、守門、読師などの上級・下級の聖品のほか、聖物の納室係や教会歌唱役までが登場し、また、ミサの侍者（*ministri, ministrantes*）への言及もあって、聖職者のヒエラルキーがほぼ完全にできあがっていたことを教えている。[21] そのほか、他の文献や碑文に「教会書記」*ecclesiastici exceptores*（Ennodius, *Vita s. Antonii* 10: Lauriacum）や「教会教師」*scolasticus*（*AH* 63: Celeia）がいたことが伝わっていて、このことからひいては教会学校の存在すら推定される。[22] 聖職者の秩序と共に教会での儀式も整い、そのための聖具（四四(1)）も備わっている。「ミサ聖祭」*missa* も勿論行われており（たとえば一二(4)。但し、この用語は出てこない）、ミサ用の祭壇に聖遺物が求められた。聖務（*sancta opera*）としての三日黙禱（*triduum*）も既に確立していて、司祭（一一(2)）や司教（一二五(2)）により信者にそれが課されている。ローマ人の昼夜時間の区分――昼を四等分して第一－第四「昼哨」*statio* とし、夜を四等分して第一－第四「夜哨」*vigilia* とした――をもとにして、教会・修道院の聖務日課――「朝課」*matutinum*、「讃課」*laudes*、「一時課」*prima*、「三時課」*tertia*、「六時課」*sexta*（正午）、「九時課」*nonae*、「晩課」*vesperae*、「終課」*completorium* ――が区分されていた。[23] 三日間の断食ののちミサが催されるが（一一(3)、一二(2)）、朝だけでなく、夕方のミサ（夕方の聖体拝受をあらわす *vespertinum sacrificium* という語が既に術語となっている）もあった。[24] 夕方のミサの前には（ミサのあと聖体拝受が行われる場合だけでなく、その他の場合にも）、詩篇が朗唱される。[25]「いつも通り順番に詩篇を朗唱した」（一二(3)）とある通り、二つのグループから一人づつが交互に祈り歌う交誦のかたちをとった。以上のように、ノリクム全体としてみれば、一部交通の不便な内陸部での異教儀式の残存例も伝わるが、[26] 教会による布教は完成の域に近づきつつあった（少くとも河岸ノリクムはほとんど完全にキリスト教化していた）[27]、といえる。

それればかりではない。『聖セウェリーヌス伝』の中には、一般の教区（ないし都市）の教会の司祭たち（いわゆる „Weltgeistliche“）が、厳しい禁欲に根ざした信仰を目ざす聖人の忠言に抗して振舞った例が三カ所に亘ってあがっている（一(2)、一三(3)、一四(2)－(3)）。両者の間には既に緊張した関係があったといわねばならない。[28] 聖人の活躍するころのノリクムには、聖セウェリーヌス

のほかにも、「決意」propositum、即ち、誓願を立てて「霊的生活を送る人々」spiritales viri が居り（一三(2)）、同じような性格をもった女性の修道者としては「神に捧げられた娘」virgo consecrata（一六(2)）がいた[29]。そして、ドナウ河の川中には「孤島の隠修士」がおり（四四(2)）、また、教会の司祭でありながら修道士のような霊的生活を続けている者もいる（二四(2)）。東方で始まった修道士制の影響が次第にひろまりつつあった様子が窺えるであろう[30]。但し、右の「霊的生活を送る人々」は修道士ではあっても、聖人の仲間の組織には属していず、おそらくまだ共住生活に入っていなかったのであろう[31]。聖人の登場の背景にはこのような独住修道士のひろがりがみられたのであって、やがて聖人による河岸ノリクムでの修道院建設を通じて、この地にも共住修道制が根づくこととなるのである[32]。

（1）B. Saria, *a. a. O.* 483.

（2）Vgl. R. Noll, *a. a. O.* 51 f.; R. Bratož, *a. a. O.* 31 f. ウェネティア Venetia・ヒストリア Histria やダルマティアに対峙する、ゲルマン人の最前線の境域としてノリクム両属州を要求したアラリヒは、この時、ウィルーヌムに彼の王宮を構えたようである（B. Saria, *a. a. O.* 483）。

（3）R. Noll, *Eugippius*, 6. この時、「ノリクムの田野」Norica rura が一時彼らにより占領される（Claudianus, *De bello Gothico*, 363-365: Iam foedera gentes exuerant Latiique audita clade feroces Vindelicos saltus et Norica rura tenebant.）。Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 31 mit Anm. 122. 内陸ノリクムでは囲壁のないフラウィア・ソルウァが最初に破壊され、ウィルーヌム（これも囲壁を欠く）もやがて属州首都としての地位をティーブルニアに明け渡す（B. Saria, *a. a. O.* 483）。尚、フラウィア・ソルウァの住民はこの時、ローマ以前の丘上集落の地点へと移動した——同市の名は川や山の名（Sulm, Silberberg）として残存——（*ebd.* 484）。

（4）H. Vetters, Gymnasium 76, 508 ff. アグントゥムの南西の丘（Lavanthügel）の逃げ城には、全長八七五メートルの周壁内に二七、〇〇〇平方メートルの空間がある（B. Saria, *a. a. O.* 484）。

（5）Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 32. 尚、ゲネリドゥスの地位は軍事コメス（*comes rei militaris*）、即ち *comes Illyrici*（vel *Pannoniarum*）とも、また軍司令長官（*magister militum*）とも考えられ、確定できない（F. Lotter, Die historischen Daten zur Endphase römischer Präsenz in Ufernorikum, *Vortr. u. Forsch* 25, 1979, 83; ders., *Severinus von Noricum. Legende und historische Wirklichkeit*（Monographien zur Geschichte des Mittelalters 12）, 1976, 241）。

（6）R. Bratož, *a. a. O.* 32 mit Anm. 125; F. Lotter, Antonius von Lérins und der Untergang Ufernorikums, *HZ* 212, 1970, 310.

（7）A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 167; R. Bratož, *a. a. O.* 31. 聖ヘルマゴラス Hermagoras の聖遺物がアクィレイアへ移送されるのも（四〇九／四一〇年）、同じような背景が考えられよう（B. Saria, *a. a. O.* 485——R. Egger の研究によれば、ケルンテンのヘルマゴル Hermagor 市の守護聖人である彼は、伝承では、福音史家マルコの後継者としてアクィレイアの第二代司教になったというが、現実にはシンギドゥーヌム Singidu-

num の教会の読師（*lector*）であった人で、シルミウムで殉教した、という）。

(8) 『帝国顕職録』*Notitia Dignitatum* では河岸ノリクム、上パンノニア両属州で一人の *dux* が、河岸ノリクム、内陸ノリクムのそれぞれの属州では一人づつの *praeses* がその任に当っていたが、フン族の侵入の直前にも状況は同じであったと思われる（F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 82; ders., *Severinus von Noricum*, 266）。

(9) G. Winkler, *a. a. O.* 145.; R. Bratož, *a. a. O.* 32, Anm. 126.

(10) R. Bratož, *a. a. O.* 32 mit Anm. 126.

(11) F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 267.

(12) この軍事行動の評価については議論は一致を見ない。R. Bratož によれば eine Episode（*a. a. O.* 32）、一方 F. Lotter によれば、パンノニアの回復は国境防衛の再編成にまで及ぶ——但し、上述の「軍司令官」-「知事」の体制はこの時もはや再建されず、兵士もほとんど国境地域の住民から補充される——（*Vortr. u. Forsch.* 25, 79, 82 f.; *Severinus von Noricum*, 241 f.）。

(13) R. Noll, *Frühes Christentum*, 120 f. ——聖フロリアーヌスがノリクムでの迫害期の教会（古代教会の第一期）の頂点に位置するとすれば、聖セウェリーヌスは公認ないし国教時代（第二期）の教会（*ecclesia licita*）の活動を代表する。

(14) ラウリアークムとティーブルニアの司教については二一(2)と三一(2)に明白な言及がある。ファウィアーニスについても四(2)の記事（ファウィアーニス駐屯軍の指揮官がのち司教に）からそこに司教座のあったことを結論する向きがあるが、誤りである（本文、四(2)、註、参照）。ほかに、I. Zibermayr, *Noricum, Bayern und Österreich*, 1944, 46-51 は、右の三司教を想定した上で、それらを首都大司教ないし属司教とする異説を唱えている。彼によれば、全ノリクムの「首都大司教」*metropolitanus* の座がティーブルニアに（同地の司教に選ばれたパウリーヌス Paulinus の地位が summi sacerdotii principatus とよばれているのがその証拠）、河岸ノリクムの首座大司教座がラウリアークムにあり（三〇(2)およびエンノディウス『聖アントーニウス伝』Ennodius, *Vita s. Antonii* 一四で同地の司教が *pontifex* とよばれている）、ファウィアーニスには属司教がいた（指揮官のマメルティーヌス Mamertinus が就いたのがこの地位）。そして以上の三つの司教座は内陸ノリクム、河岸ノリクム、河岸ノリクム下流部（*regio inferior*）の三つの首都に対応し、教会組織は行政組織に一致している、というが（cf. L. Bieler, *op. cit.* 43）、ファウィアーニスの司教座の存在が疑わしい以上、にわかには従い難い。

(15) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 174; R. Bratož *a. a. O.* 22-25. 内陸ノリクムでの考古学的発掘の概観は H. Ubl, Frühchr. Österr., *Severin*(Ausstellungskatalog), 304-311 参照。ほかに第一パンノニアではスカラバンティア、第二ラエティアではアウグスタ・ウィンデリクムに司教座の存在が判明している（H. Ubl, *a. a. O.* 298）。河岸ノリクムのような国境沿いの属州にはその危険の故に司教座は少く、奥地の内陸ノリクムには複数の司教座があったことになる。但し、H. Ubl（*a. a. O.* 298）は通説どうり河岸ノリクムには司教座は一つしかなかったというが、H. Vetters は、クロスターノイブルク Klosterneuburg の教会（一四・四五m×五・八七m。アプシスあり）には聖人登場の直前に洗礼堂（*baptisterium*）がつけ加えられているのを理由に、そこにも司教がいた、という（*Vortr. u. Forsch.* 10, 35; *Gymnasium* 76, 494）。一方、内陸ノリクムの一部（北ティロル）にはもともとローマ的な、或いはローマ化した都市（*municipium* や *colonia*）がなく、古来の集落（*pagus*; *civitas*）しかなかった故、そこでは「農村司教」Chorbischof が村落（*vicus*）で司教の役割を果していた（H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 48）。

(16) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 173. この点につき L. Bieler は異説を唱えるが——ノリクムの教会はシルミウムの管内にあって、アクィレイアがノリクムの各司教座の上に立つのは河岸ノリクムの明渡し後（河岸ノリクムがイタリアの属州になった時）である——、暫くは通説に従う。R. Bratož も考古学的知見（教会建築がアルプス・アクィレイア様式である

こと）を理由にアクィレイア説（*a. a. O.* 22 mit Anm. 66）。

(17) ラウリアークムが urbs と呼ばれていること（三〇(4)、三一(2)）はその重要性を教えているが、同市の司教、コンスタンティウス Constantius がローマ教皇、ゲラーシウス Gelasius と同様（四六(2)、'pontifex' とよばれていることは（三〇(2)、必ずしも彼が「首都司教」*metropolitanus* であったという証拠にはならない。コンスタンティウスはエンノディウス『聖アントーニウス伝』では種々の呼び方をされている（10: antistes; sacerdos; 14: pontifex）—— vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 22 mit Anm. 69——。尚、ティーブルニアの司教については、一一(1)、註、参照。

(18) R. Noll, *a. a. O.* 129; A. Pfiffig, Christliches Leben im norischen Österreich zur Zeit des heiligen Severin, *Unsere Heimat* 31, 1960, 103; F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 60: Gemeindekirche; Gemeindepriester. 異説は R. Bratož, *a. a. O.* 25 mit Anm. 81.

(19) A. Pfiffig, *a. a. O.* 103; A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 177——各所での考古学的発見は、五世紀後半（少くともローマの支配下にあった時点）では、比較的小さな集落に於いてさえも教会があったことを明らかにした。そしてこのことは『聖セウェリーヌス伝』の記述（一(2)、(4)、一一(2)、一五(1)、二二(1)、その他）から導き出される結論と一致する——。

(20) P. Becker, *Eugippius, Vita sancti Severini*, 5. Aufl., 1982, 29.

(21) A. Pfiffig, *a. a. O.* 103; R. Bratož, *a. a. O.* 26. 小さな教会での司祭席の大きさが（第四章、(三)、参照）、この事実を裏づけている（R. Noll, *a. a. O.* 121 f.）。

(22) R. Bratož, *a. a. O.* 26 f.

(23) P. Becker, *a. a. O.* 27 f.

(24) L. Bieler, *op. cit.* 41.

(25) L. Bieler, *op. cit.* 41.

(26) たとえば、中世・近代へとうけつがれた、ケルンテン中心部での「四山巡礼」——豊作祈願のため一日に四つの礼拝地点を巡歴する——はローマ時代の慣習に溯ると永く考えられていたが、実はそれ以上に古く、ケルト人の信仰に由来するものであって、R. Egger によれば、もともと四つの種族定住地があって、各々に聖山があり、この四つの聖地の巡礼は四種族の政治的統合の表現である、という（B. Saria, *a. a. O.* 475）。

(27) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 170——尚、両者はノリクムでの教会生活の組織化（聖遺物崇拝、死者のためのミサ、四旬節など）を、R. Noll, *a. a. O.* 122 と共に、セウェリーヌスに帰している。

(28) Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 26.

(29) H. Dickerhof, *a. a. O.* 18.

(30) セウェリーヌスの活動以前のノリクムでの修道制についての史料は全くない。R. Bratož は聖人をもってノリクムでの共住修道制の創始者とし、それ以前の近隣諸属州での動きの若干例をあげて（たとえば、オリエントの修道制が西方へひろがる中継点となったアクィレイアでは三七〇年ころに修道院が建設されている）、ノリクムでも既に四世紀末以来、修道生活を送るものがいたであろう、という（*a. a. O.* 27, Anm. 97; 29, Anm. 109 a）。

(31) H. Dickerhof, De instituto sancti Severini, *Zeitschr. f. bayr. Landesgesch.* 46, 1983, 18. この語の内容については議論が多い。Vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 26, Anm. 84.

(32) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 171.

第三章　歴史の中の聖セウェリーヌス

序　（故国・出自・修業）

回心（*conversio*）以前に聖者が送っていた生活への関心の薄さはどの聖者伝叙述にも共通する特徴であるが[1]、エウギッピウス Eugippius の『聖セウェリーヌス伝』*Vita sancti Severini* はその点で一層徹底していて、主人公の前半生の記述が完全に欠落しているので、その間の消息は諸般の事情から推し測るほかはない。まず生年に関していえば、伝えられるように強壮な体軀と健康に恵まれていたことを勘案して、仮りに七〇過ぎまで生きたとすれば（もとより全く仮の話である）、没年（四八二年）から溯って四一〇年頃の生れとなり、それはちょうど西ゴート王、アラリヒ Alarich がローマを襲った時期に当たる[2]。出身地についても確かなことは伝わらず、エウギッピウスも、「伝記を編む場合には、そこから書き始めるのが慣習になっている」、「彼の出身地たる故国はどこか」と尋ねられても、「これについては、私は明白なる資料を持ちあわせていないことを白状せねばなりません」、という（E(7)）。それは既に同時代人にとっても謎であった。「多くの司祭や修道者、そして、また、高貴で敬虔な俗人たちは、……（聖人が）どこの国の人かについて、しばしば、お互いの間で尋ねあったけれども、わからずにいたが、（かといって）、敢えて立入って彼に尋ねようとする者もいなかった」（E(8)）。聖人の許に留っていた、イタリアの司祭のプリーメーニウス Primenius が聖人に、どの属州の出身かと尋ねた時も、聖人は、「神の下僕にとって、自分の生地や出自を言うことが何の役に立つのか」、と答えた、という（E(9)）。唯、聖人の言葉つきから「ラテン語を話す人であることが分った」（E(10)）、とあるからイタリアの出身である可能性が考えられないでもない（諸説についてはE(10)、註、参照）。

聖人の出自や家系についても同様に史料に記述がない。前述のプリーメーニウスについて、「イタリアの司祭で、全き権威

をそなえた、（プリーメーニウスという）高貴なお方がおられ、その人は、パトリキウスのオレステース Orestes が不当にも殺された時に、（自分が）殺された人（註。オレステース）にとって父のような存在であったといわれていたために、（オレステースの）殺害者たちを恐れて、（聖人の）ところへ逃げて来ていた」（E(8)）、とエウギッピウスによって述べられていることが、聖人の出自や前歴に関係するやに思わせるが、確かなことは不明である。(3)『聖セウェリーヌス伝』の研究に、最近、一波紋を投じたF・ロッター Lotter は、聖人は西ローマの皇帝家とも繋りをもつ、イタリアの高貴な家系の出で、貴族（illustrissimus vir）として、回心以前にはローマ帝国の世俗の高官を勤めていた、と主張するが、大方の研究者の見方はこの説に対して否定的である。(4)そのあとの少・青年期の人間形成については、想像をめぐらすべき手懸りの断片すらない。(5)

回心後、セウェリーヌスは東地中海世界の荒野に赴き、隠修士としての生活を送る。名家の出身者が世俗の世界を去る例はアムブローシウス Ambrosius や、ノラ Nola のパウリーヌス Paulinus、またトゥール Tours のマルティーヌス Martinus など、多くの例があり、当時の上流階級の知識人に典型的な行動であった。この隠修士としての修業で聖人はその後の行為を律する習慣を身につけ、それは粗毛製マットの使用（三九(2)）から素足での活動（四(10)）に至るまで、彼の生活の全体に及ぶ。

（1）それでもスルピキウス・セウェールス『聖マルティーヌス伝』Sulpicius Severus, *Vita s. Martini* では聖者の父の身分（「卑しくない」non infimis）や職業（「軍人」*miles* で、のち「副官」*tribunus militum*）について具体的に述べており（二(1)、同(2)）、また、ポシディウス『聖アウグスティーヌス伝』Possidius, *Vita s. Augustini* でも主人公の出身地や両親のこと、少年時代の教育、そして青年期の体験についての一通りの記述がある（一、一）。

（2）R. Noll, *Eugippius, Das Leben des heiligen Severin*, 1947 (1963), 18.

（3）セウェリーヌスがオレステースと一緒にフン族のアッティラ Attila 王の宮廷に四五四年まで仕えていた、という I. Bóna, Severi(n)ana, *A. Ant. Hung.* 21, 1973, 281-338, bes. 317 ff. の仮説については、三二(1)、および四六(1)の各註、参照。R. Bratož は I. Bóna の説を修正して、セウェリーヌスはアッティラの宮廷でではなく、内陸ノリクム Noricum mediterraneum のポエトーウィオー Poetovio 市の領域か、或いはパンノニア Pannonia でオレステースの一族と親密な関係を結んだ、と考える（R. Bratož, Severinus von Noricum, *Denkschr. d. österr. Akad. d. Wiss.*, phil.-hist. Klasse, 165, 1983, 20）。

（4）F. Lotter, *Severinus von Noricum. Legende und historische Wirklichkeit* (1976) はセウェリーヌスを高貴な生れで、顕職についた人物（「官職歴程」*cursus honorum* でコンスルにまで昇進）、具体的には、アポリ

ナーリス・シドーニウス Apollinaris Sidonius の書簡（*Epist.* I 11, 10）にみえるフラウィウス・セウェリーヌス Flavius Severinus（四五八年にマヨリアーヌス Maiorianus 帝の下で *magister militum*、四六一年にはコンスル）と同一人と考える。その根拠として Lotter は、エンノディウス Ennodius の『聖アントーニウス伝』*Vita s. Antonii*（五〇六年）にアントーニウスが八才のとき聖セウェリーヌスの許へ赴いたこと（四八二年の彼の死の直前に当る）が記されている個所（*Vita s. Anton.* 9）で、セウェリーヌスが 'inlustris vir'（元老院議員身分で帝国＝宮廷官職者たる人への最高の尊称）とよばれていることをあげ、彼は宮廷での高官の地位にあったもの、或るいは事実上の指揮権をまかされていたものとして、そう呼ばれたのだ、という。

F・ロッターは最初 *Deutsches Archiv* 誌に掲載された論文で右の説を唱え（Severinus und die Endzeit römischer Herrschaft in der Donau, *DA* 24, 1968, 309-338. 尚、それへの批判が F. Prinz, Zur Vita Severini, *DA* 25, 1969, 531-536 であり、更にそれへの反批判が F. Lotter, Inlustrissimus vir Severinus, *DA* 26, 1970, 200-207 である）、その後、上掲の著作のかたちで自説を集大成したのであるが、彼によれば、その上、『聖セウェリーヌス伝』に描かれている聖人の活動は、ノリクムでの彼の二度目の滞在時のことで、それ以前にアウィトゥス Avitus 帝（四五五－四五六年）の下で帝国の官職に就いて、パンノニアのリーメスの再編に努め、マヨリアーヌス帝（四五七－四六一年）の下では、同帝がヴァンダル族と戦うべくスペイン遠征を計画した時（四五八年）、ドナウ地方のゲルマン人を集めて遠征隊を組織し（続いて四六一年にはコンスルに就任）、マヨリアーヌスの失脚後は亡命生活に入ったが、そのあと、四六七年頃に再びドナウ地方にあらわれたのだ、という。そして、この二度目の滞在もローマの官職を帯びてのことで（„in einer amtlichen Funktion"）、オドウァーカル Odovacar のクーデターの後もゲルマン人やローマ人（*Romani*）の許での権威で指導的役割を果し続けた、とする。

かくして Lotter によれば vir inlustris から奇蹟実践者への「変態」Mutation は聖者伝による伝説形成の所産となるが、そのような Lotter のセウェリーヌス像はエウギッピウスの記事にみえる「神の人」vir dei と鋭く対立することとなり（P. Stockmeier, Severin von Noricum, *ZfKG* 94, 1983, 362）、多くの研究者の強い批判を招いた（Lotter の著書への諸家の論評は R. Noll, Literatur zur Vita sancti Severini aus den Jahren 1975-1980, *Anz. Akad. Wien*, 1981, 199 ff. に集められているが、概ね否定的である。筆者の目に触れた中であげれば G. Wirth, Anmerkungen zur Vita des Severin von Norikum, *Quaderni Catanesi* 1, 1979, 217-266; R. Bratož, *a. a.* 18 ff. が詳細かつ公平である）。特にコンスルのフラウィウス・セウェリーヌスが四七六－四八二年にローマに居たこと（cf. *CIL* VI 32206）の指摘は（A. Cameron, *AHR* 83, 1978, 139）、Lotter 説への決定的な反証となった。但し、『聖アントーニウス伝』でのセウェリーヌスとの同定までは疑われていない。そして、そこでの vir inlustris は帝国の位階ではなく、「著名な人」という一般的な意味にとる見方が有力である（H. Wolff, Kritische Bemerkungen zum säkularen Severin, *Ostbairische Grenzmarken* 24, 1982, 35）。このような批判的検討によって、セウェリーヌスの「世俗的な」肖像はエウギッピウスの描いた像に戻ったといえる（P. Stockmeier, *a. a. O.* 363）。

(5)　R. Bratož は I. Bóna や F. Lotter と共に、聖人が上流の階層の出自であることを認め、プリーメーニウスとの会話の中での逃亡奴隷に関する発言（E(9)）から、法律の知識を有していたことに注目する（*a. a. O.* 21）。

(1)　ノリウムに於ける初期の活動

東方での修業ののち、聖人は、河岸ノリウムにあらわれる（一(1)）。但し、聖人が「東方の地から」（一(1)）到来した道程（ドナウ河沿いか、或るいは南からか）は必ずしも明らかではなく[1]、またその年代も定かでない。『聖セウェリーヌス伝』では「フン族の王、アッティラが没した頃、両パンノニア Pannonia、及び、その他のドナウ河を国境とする地方は動揺する世情のために混乱に陥っていた。そのような時に」（一(1)）、とあり、歴史の転換期に登場したことだけは適確に証言されている（E(9)には聖人の言葉として「神が、私に対しても、危険な目に会っているこれらの人々の中に身を投ずるように、お命じになった」、とある）[2]。年代としては、四五三－五六年とも（コマーゲーニス Comagenis 市での地震を四五五－五六年と考える。四五三年はアッティラの没年）、四六七年頃とも（一(5)に見えるアストゥリス Asturis 市の破壊をこの年のこととして）、或るいはその中間の四六〇年頃ともいう[3]。

ドナウ沿岸での聖人の活動は、当初、現在のエンス Enns 市より東の部分が舞台である。彼はまずアストゥリス（一(1)－(3)）、次いで隣のコマーゲーニスに滞在する（一(4)－(5)）。重要なことは、アストゥリスのような小都市にも組織化されたキリスト教徒の信者共同体（Gemeinde）があったことで、聖人は教会にあつまった聖職者と民衆の前で発言しており、次のコマーゲーニスについても、全く自明のこととして教会が言及されている[4]。コマーゲーニスの「市内にはローマ領民と同盟を結んだバルバリー（barbari）がいて、彼らのきわめて厳重な監視によって」、同市は外敵（主にゲルマン人）の攻撃から守られていた（一(4)）。バルバリーとは一般に非ローマ人を指すが、コマーゲーニスで「同盟者」*foederati*（国境防衛を担当し、その代わりに年次金を受取る）として守備に当っていたのはゲルマン人のスェービー Suebi 族の者と考えられる。一方、国境内の住民（即ち「属州民」*provinciales*）は、この地に入ってきたローマ人ないしイタリア人と、原住のケルト系ないしイリュリア系の住民とから成るが、『聖セウェリーヌス伝』ではローマーニーと総称されてお互いの間に何の区別もない[5]。聖人はそのあと、コマーゲーニスからファウィ

アーニス Favianis へと移る。同市は既に破壊されていたケティウム Cetium に代わって、河岸ノリウムの東地域の行政の中心であった[6]。以後、彼の活動は多くの場合、この市を軸に展開する。そこにはドナウ国境防備の部隊が、往年の規模よりは縮少されたとはいえ、依然として駐屯しており、その上、対岸にはルギー Rugi 王家の宮廷があったので、彼がこの地に腰を据えたのは政治的には賢明であった[7]。そして、この地で彼は早くも窮民救済の（「慈善的」karitativ な）活動に着手している――即ち、大量の穀物を隠匿する高貴な生れの寡婦を悔悛させて、飢饉の被害に苦しむ住民への施しをさせる（三）――。

世俗面での活動ばかりでなく、それ以上に重要であった宗教面での行動に於いて、聖セウェリーヌスはノリクムでの登場当初からその特異性を発揮していたが、そのことは、「聖書の、及び使徒の教えに従って生活しながら、あらゆる敬虔さと貞潔さとを備えて、カトリック信仰の立場で、彼の敬うべき決意を聖なる勤めによって成就しつつあった」（一(1)）、というエウギッピウスの言葉の中に遺憾なく表現されている。「教会の教えに従って」とはいわずに、「聖書の、及び使徒の教えに従って」といっているのは、「神は単純なる者たちの近くにおられる」（四三(4)）という聖人の遺言の中の言葉と共に、セウェリーヌスの信仰が原始のキリスト教に直結していたことを偲ばせるものがある[8]。聖人がことある毎に信者に向って「断食と祈りと施し」を説くのもそのことと無関係ではなく[9]、また、このような信仰の姿勢は隠修士として出発した彼の生活の自然の結果でもあった。ファウィアーニスで聖人はそこから少し離れたアド・ウィネアス ad Vineas と呼ばれる場所へ退いて、僧庵住いで満足していたところ、神の啓示で右の都市へ戻るよう駆りたてられる（四(6)）。彼は同市に修道院を建設するが、その後も「ファウィアーニスから一マイル離れたところにあって、近隣の人々からブルグム（見張り塔）と呼ばれていた、人里離れた棲家にしばしば引きこもる」ことがあった（四(7)）。但し、そのような生活も、聖人の名声を聞いて相談に訪れる人々の数が増えるにつれ、しばしば妨げられる。修道院の設備が整うに応じて（聖堂ばかりでなく、修道士の就寝のための個室や共同食事のための食堂もつくられる）、聖人の僧庵（*cellula*）もその敷地内に建てられ、彼の生活の拠点となる（のちオドゥァーカル Odovacar が訪れるのもここへである。七、参照）。そこで彼は修道院長としての仕事を執り行ったほか[10]、人々の殺到を避けて静かに読書に耽ることもあった（二〇(2)）。

このような僧庵での生活の中にわれわれは東方の修道制の残滓を見ることができるであろう。[11] 事実、セウェリーヌスには終始、隠修士の姿がつき纏い、『聖セウェリーヌス伝』から受ける聖人の印象は何よりも修道士としてのそれであって、彼が、最小限の衣服と寝具とで暮らし、冬でも履物を用いないでいながら、頑強な身体を保ち得た秘密は規則的で厳しい断食による鍛練にあった。彼は定まった祝祭日以外は毎日、日没まで飲食を控え、特に二週間の断食の場合には、週一度の食事で満足して、祈りに没頭した。その上、深く謙譲の心を持して、心情的にも晴朗さを失わなかった（三九(2)）、という。

ここで目をバルバリー、即ち、当時、国境地域でローマ領民を圧迫していた、ゲルマン人の諸部族に転ずる。ゲルマン人といっても勿論、一様ではなく、(一)既にキリスト教化され（但しアリウス派）、かなり以前からローマと同盟関係をもった東ゲルマン人（ゴート Goti 族、ルギー族）、更に、(二)同様の同盟体系に時々繰り入れられ、おそらく既にキリスト教（同じくアリウス派）に回心していたスエービー族とアラマンニー Alamanni 族、そして、(三)まだ異教で略奪拉致、殺人放火を事としていたトリンギー Thoringi 族、ヘルリー Heruli 族、の三種に分けられる。[12] バルバリーにはこのようにローマの同盟部族もいれば、ローマーニーへの略奪行為を主とするものもいたので、国境でのローマ＝ゲルマン関係は甚だ錯綜していたといわねばならない。事実、聖人が河岸ノリクムに現われた時、ドナウ河はもはや国境線の役割を果してはいない。かつては二軍団が駐屯し、各市で正規の兵士（皇帝直属の騎兵さえも）が守備に当っていたノリクムに、セウェリーヌスの時代に残されていたのは、ファウィアーニスでの一分遣隊（「軍指揮官」*tribunus* が司令）だけで、あとバターウィス Batavis に一部隊（*numerus*）がいるだけである。ファウィアーニスの軍隊も弱体であり、指揮官のマメルティーヌス Mamertinus は「ほんの僅かの兵士を持っているだけで」、盗賊にも対抗できない始末であった[13]（四(2)）――ドナウ流域の盗賊としては「スカマーラ」*scamara* の名があがっている（一〇(2)）――。このように正規のローマの軍隊に頼ることのできない都市の住民は余儀なくバルバリーの兵士と協約を結び、これらをして防衛に当らせた――上述のコマーゲーニスの場合（一(4)）、のちティーブルニア Tiburnia でも同様（一七(4)）――。その結果、ゲルマン人が侵略行為を企てた際、ノリクムのローマーニーはローマの官憲にではなく、聖人に助けを求める（四(1)）。聖人は上述のファウィアーニス駐屯軍指揮

官、マメルティーヌスと話し合って処置を講ずるが、既にここに、ローマ領民の政治的な保護者としての聖人の姿を認めることができるであろう。

(1) H. Ubl, Die archäologische Erforschung der Severinsorte und das Ende der Römerzeit im Donau-Alpen-Raum, in: *Severin zwischen Römerzeit und Völkerwanderung* (Ausstellungskatalog), 1982, 71.

(2) G. Wirth は、聖人は東ローマ（ビザンツ）の立場にもとづいて、ドナウ地域での勢力均衡をはかり、この地での政治的安定を生み出すべく、コンスタンティノープルから派遣された、というが（*a. a. O.* 254）、もとより確実な根拠があるわけではない（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* Anm. 44）。

(3) R. Zinnhobler/E. Widder, *Der heilige Severin. Sein Leben und seine Verehrung*, 1982, 18 はアッティラの死の直後とみ（二(1)の地震を四五六年のこととする）、I. Bóna, *a. a. O.* 281-338 はアッティラの死（四五三年）の直後、又はフン王国の崩壊（四五五年）の直後にノリクムに到着したとする。そして、アストゥリスを去り、第二の滞在地のコマーゲーニスにいた時に地震が生じたが、これは四五六年九月七日のこと（この時、西パンノニアのサヴァリア Savaria 市が破壊される）とされる（H. Ubl, *a. a. O.* 71 参照）。一方、F. Lotter は、彼のいう二度目の滞在が四六七年ころに始まると考える（Die historischen Daten zur Endphase römischer Präsenz in Ufernorikum, *Vortr. u. Forsch.* 25, 65 f.）。尚、一(1)、註、参照。四六七年というのは東ゴート族（四五五年に東帝との間にパンノニアでの土地取得の条約を締結）が帝国住民にとってもはや安定要素ではなく、むしろ危険な存在になりつつあった時点で、事実、その様子は五(1)に窺うことができる。F. Lotter は第五－一〇章を四六七－四七六年、二一－二六章を四七七－四八二年のこととするが、そうだとしても、一－四章の部分と五章以下との繋りが依然として問題である（vgl. G. Wirth, *a. a. O.* 224, Anm. 16）。最後に R. Noll は四六〇年ころはじめてあらわれたとする（*Eugippius*, 17 ff; *Frühes Christentum in Österreich von den Anfängen bis um 600 n. Chr.*, 1954, 54）。

(4) R. Noll, *Frühes Christentum*, 56.

(5) F. Lotter, *a. a. O.* 63.

(6) F. Lotter, *a. a. O.* 60. ケティウムはそのムーニキピウム（*municipium*）としての地位を失い、行政面での重要さに於いてもファヴィアーニスにとって代わられる（L. Bieler, *Eugippius, The Life of Saint Severin*, 1965, 20）。

(7) R. Noll, *a. a. O.* 56 f.

(8) 『聖セウェリーヌス伝』の冒頭の部分での、聖人の活動の意図を述べた個所が原始キリスト教の雰囲気を漂わせ、通常のカトリック教会という観念からは捉えにくい教義を含んでいることは、聖人の信仰内容を考える上で看過できない。セウェリーヌスが「聖書の、及び使徒の教えに従って」生き、その行実を、エウギッピウスが聖人の信仰のみを確固たる基盤にして（habet plane certum fundamentum solius fidei）描こうとした、という（E(5)）、この師弟の姿勢はあたかも宗教改革者のそれを彷彿とさせる。

(9) 「謙譲」*humilitas* がこの伝記の特徴となるまでに強調されているのは修道士の生涯の記録として当然のことであるが、ほかに、「敬虔」と「信心」を重んじているのが目立つ。聖人が「いと敬虔なる教師」doctor piissimus と呼ばれ（一九(3)）、敬虔（*pietas*）という語が頻出する（一七(1)、二七(2)、四〇(6)、四二(2)）。ほかに「敬神への愛」amor pietatis（一六(3)）、「敬虔なる施与」pia largitio（一七(2)）という表現も。*religio* という語も敬虔の意味で用いられている――「敬虔なる供出」religiosa colla-

tio（二九(1)、「敬虔なる献身」devotio religiosa（四六(1)――。*religio* はまた「信心」という意味でもあり、正しい信仰のあり方として謙譲、平穏、慎ましさ、敬虔と並んで列挙されている（四三(5)）。二五(3)には「信心深い断食」fidele ieiunium という語句もある。

(10) 僧庵はのちの院長館のように修道院内と世俗世界をつなぐ架橋であった（H. Dickerhof, De instituto sancti Severini, *Zeitschr. f. bayer. Landesgesch.* 46, 1983, 23）。

(11) H. Dickerhof, *a. a. O.* 23 f.

(12) F. Lotter, *a. a. O.* 76.

(13) L. Bieler, *op. cit.* 17 f.

(2)　ルギー族との関係

四五五年にローマ（東帝）との間に同盟条約（土地取得を伴う）を締結し、ドナウ中流域で安定要素として機能していた東ゴート族が、四六七年以降、帝国領内で動きを開始してのち、上パンノニア・ノリクムでの事態は緊迫の度を加えた。それは同じゲルマン人のルギー族にとってばかりでなく（五(1)）、ローマ領の属州民にとっても新しい危機をもたらすべきものであったが、ローマーニーはルギー王との同盟条約のお陰で、暫くのあいだは（四七二年まで）、平穏さを保証された[1]――但し、両者の間は同盟関係から保護支配に変質――。その間、セウェリーヌスは、ファウィアーニスに根拠地を置いて活動するが（五-一〇）、その対岸のルギー王の宮廷（八(2)）には金細工師の仕事場すらあり（かかるものを抱えていることは王権の象徴でもあった）、王、フラキテウス Flaccitheus の勢力範囲は西はエンス川にまで及んでいた。ルギー族の地に設けられた定期市（*nundinae*）にはドナウ河を越えてローマ領民も往来したが（六(4)、九(1)）、その王家に聖人が影響力を持っていたことは（五(1)、八(1)、三一(3)、四二(2)）、ローマーニーにとって幸運であった。その場合、聖人がアリウス派に対して偏見を持っていなかったことが注目される。エウギッピウスは、東ゴート（アリウス派）の占領を体験した、南イタリアの彼の読者の感情を背景に、『聖セウェリーヌス伝』の中で、アリウス派のゲルマン人を「異端者である、教会の敵」ecclesiae hostes haeretici と呼び（四(12)）、アリウス派への反感をあらわにしているが――ルギーの王妃（ギーソー Giso）を悪逆非道の女性に描いているのもその例に属する――、彼の描く主人公セウェリーヌスはルギー族に対

して何らの宗教的敵対感情をも懐いていない。[2] 一方、フラキテウス王も聖人の教えに忠実で、王は聖人に相談することなく、何事も実行しなかった、という。

ボリア Bolia 川の戦い（四六九年）以後、ドナウ地方のゲルマン諸族は東ゴート族の圧迫に耐える自信がなく、スキリー Sciri 族やスェービー族が新天地への脱出を探っていた時、ルギー王もイタリアへの道を東ゴート族に閉ざされ、聖人の許へ相談に訪れる（五(1)）。それればかりか、若きオドウァーカルでさえセウェリーヌスを訪ねている（六(6)）――ボリア川の戦いで敗れたあと、スキリー族の一部はローマの軍隊に入るが、オドウァーカルも聖人のもとに立寄った（四六九／七〇年）あと、ローマの軍務に加わる――。同じころ、フラキテウスの息子で後継者のフェレテウス Feletheus（フェーウァ Feva）王も聖人を訪れている（八(1)以下）。同王は父（フラキテウス）や妃（ギーソー）と異なり、その時カトリック教徒であった可能性が強い（八(1)、註、参照）。もしそうであるとすれば、聖人の信仰上の感化がルギー王家の宮廷にまで及んでいたことになる。

右のフェレテウス王などゲルマン人支配者の下には、捕虜として奴隷労働を強いられるローマーニーがいたが、彼らの請け戻し（八(2)）、即ち、「バルバリーの支配に苦しむ人たちを本来の自由の身に戻すこと」にもセウェリーヌスは力を尽した（九(1)）。それは貧者の救済と同様、慈悲の行為に相当し、既に聖アムブローシウスもこのことへのキリスト教徒の関心を高めようと努めており、当時の教会の大きな仕事の一つであったが（九(1)、註、参照）、いずれにせよ、その後の聖人の「外政的」な活動の主要な部分を構成することとなる（一〇(1)、その他）。そして、『聖セウェリーヌス伝』には捕虜の請け戻しと関連して、ドナウ彼岸での、殉教者の聖遺物の保管者の発見の記事があるが（九(1)-(3)）、このことも聖人が特に心がけて努めたことであり、同時に当時の教会が熱心に推進したところでもあった――四世紀以来、ミサを執り行う祭壇の下の聖石には、通常、殉教者の聖遺物が保管されていた、という（九(3)、註、参照）――。

(1) F. Lotter, Antonius von Lérins und der Untergang Ufernorikums, *HZ* 212, 1970, 273.　(2) R. Zinnhobler/E. Widder, *a. a. O.* 40.

(3) イン川・ザルツァッハ川地域での伝道と救済

——及び、教会の「慈善的役割」——

セウェリーヌスはローマ領民から司教の地位に就くよう求められたが、それを断り（九(4)）、河岸ノリクムからその後背地へ、或るいはドナウ河を溯って第二ラェティア Raetia へと活動の場をひろげる。かくして彼の足跡はイン Inn 川・ザルツァッハ Salzach 川を溯ってククルリス Cucullis、ユーウァーオー Iuvao などに（一一-一四。但し、それ以南の内陸ノリクムには入っていない）、次いでドナウ河沿いに西（第二ラェティア）へ、クィーンターニス Quintanis にまで及ぶ（一五-一六。四七六年まで）。内陸ノリクムでは異教の祭儀が残っているが（一一(2)）、他方では第二ラェティアのクィーンターニスでの例として、市壁の外での木造の教会への言及があって（一五）、当時すでに到るところでキリスト教徒の信者共同体（Christengemeinde）が根づいていた様子を窺わせる。[1] 特にククルリスの小教会での奇蹟譚（蠟燭の点火）には、聖人が説教と断食の勧めで人々を正しい信仰に向わせる様子のほか、ククルリスのような山間の小都市に於いてさえ、住民がキリスト教徒としての活動形式（悔悛・断食・喜捨、勤行への参加、聖体拝受など）に完全に通暁していたことが伝わっていて興味深いものがある。[2] そして、クィーンターニスに関するエウギッピウスの記述中には種々の位階の聖職者（助祭、副助祭など、更には教会堂番人まで）が登場し（一六(1)以下）、その上、「神に捧げられた娘」への言及もあって（一六(2)）、当時の教会の様子を具体的に窺わせる——因みに「神に捧げられた娘」とは古代キリスト教の「キリストの花嫁」の慣習に従って純潔の誓いをした女性のことで、尼僧ではない。『聖セウェリーヌス伝』にはドナウ地方での修道女や女子修道院に触れた個所はない——。[3] また同じ個所に死者の埋葬につき、遺体を前にして、詩篇を朗唱しながら夜伽をする条りがあるが、当時の葬儀の一般的な習慣を

教えて貴重である。[4]

この時期はセウェリーヌスの活動歴からいえば民衆指導者としての聖人の姿が最もよくあらわれている段階である。その頃、ゲルマン人の侵入でドナウ河沿いだけでなく、河岸ノリクムの奥地も混乱した状態にあった。ローマ帝国はまだ滅んではいなかったが、ドナウ河上流地域の城市も襲撃される（一一）。ルギー族の保護支配下にあったエンス以東と異なり、それより西の部分では混乱はより激しく、『聖セウェリーヌス伝』によれば、城市は一つとしてバルバリーの襲撃を免れなかった、という（一一(1)）。但し、ここでも、エンス以東のルギー影響下の地帯でと同様、農地は耕作され、家畜の放牧も行われていて、城市の外でも人々が住み続けた――一二(1)（ククルリス）、一四(3)（ユーウァーオー）、一八(1)、三〇(1)、同(4)（ラウリアークム Lauriacum）、二〇(4)（バターウィス）――[5]。河岸ノリクムの奥地でも都市は市民たち自らの配慮で守られるほかなかった（二一(1)[6]）。ククルリスの市民も集落の拠点を丘陵の城塞化した城市に移す（同市は『聖セウェリーヌス伝』には、以後「城市」castellum と出て、「都市」oppidum としては出てこない）。同じことはユーウァーオーについても言え（一三）、市民は背後の山へ退いたのであろう。一方、ドナウ沿いの地域では、西方からアラマンニー族とヘルリー族が侵入して、今や河岸ノリクムの西部がイタリアから切り離されるのである。[7]

ここで、当時の教会が果していた「慈善的」役割について触れておきたい。外敵の迫る困難な状況下で住民を支えたのは、ほかでもない教会の秩序であった。教会は貧者への大規模で組織的な救助活動を展開した。混乱による他市からの逃亡者や財産喪失者、或いは飢饉の結果貧窮化した市民など、総じて貧民（*pauperes*）と呼ばれる人々のために、食料や衣服が十分の一税として調達され、彼らに分配される。十分の一税は古く旧約時代にまで溯るが、キリスト教会についてはセウェリーヌスの活動に関する言及（一七(2)）が記録として最も古い。その後、六世紀以降、一般化したようであるが、それだけにこの面での聖人の個人的な功績は大きいといわねばならない。[8] それは本来、聖職者の活動、教会堂の建築、貧者の救済などのために徴収されたもので、それをもとに教会は右のような困窮者への援助（食料・衣服の提供）のほか、種々の隣人愛活動（*caritas*）――教会・修道院での「賓客厚遇」*hospitalitas* もその一例である――を推進した。古代末期には都市（厳密には都市の有産市民）は貧者のための支出を国家から

義務づけられていたが、今や教会が貧者のための課税と徴収を受け持つこととなった。『聖セウェリーヌス伝』に見る限り、その課税は納期も定まった、確固たる制度になっていた（一七(4)）。それればかりではない。聖人は困窮に陥ったドナウ河沿岸の人々のためにイン川上流地方（第二ラエティア属州）からの助けを手配し、生活必需品をとどけさせた（三(3)）。そしてこのような人員の動員、物資の輸送には教会の組織が全面的に活用される。聖人自身は司教でもなく、教会に所属する者でもなかったが、仲間の修道士には勿論、他の聖職者にも種々の指示を繰り返し与えた。実際、セウェリーヌスの「内政的」な働きは飢饉への対応、身体不自由者の救済、病者の治療、貧者の世話等、多方面に亘り、その際、軍政・行政の担当者がいる場合でも、発議をするのはいつもセウェリーヌスの側であった。当時、ラウリアークムが河岸ノリクムの、ティーブルニアが内陸ノリクムの首都の役割を果していたが(9)、聖人は都市防衛につきラウリアークムの司教に指示を与え、またアラマンニー族襲撃の際にはティーブルニアの司教に指示し、住民に三日間の断食を課している。

(1) R. Noll, *a. a. O.* 59.
(2) R. Noll, *a. a. O.* 59.
(3) R. Noll. *a. a. O.* 60.
(4) R. Noll, *a. a. O.* 60.
(5) F. Lotter, *a. a. O.* 273.
(6) F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 79: Bürgerwehr. 河岸ノリクムのバーウィスやラウリアークムについてものちに同様の記述がある。
(7) E. Polaschek, *RE* XVII 1, 1936, s. v. Noricum, 1013.
(8) R. Noll, *Eugippius*, 131; ders., *Frühes Christentum*, 65.
(9) F. Lotter, *a. a. O.* 58.

(4)　東ゴート族の移動（四七二年）以後

四七二年、ノリクムでの事情に大きな変動が生じる。東ゴート族の一部がウィディメル Widimer 王の指導下に、おそらくアンテミウス Anthemius 帝（四六七-四七二年）の救援要請にもとづき西ローマ帝国に仕えるべく、ケルンテン Kärnten を越

えてイタリアへ向う――一七(4)のティーブルニアの攻囲はこの時のもの。彼らは翌年、西帝グリケーリウス Glycerius（四七三－四七四年）によってガリアへ移される。そして他の部分の東ゴート人は逆にバルカン地方へ――。ゴート人が移住し去った結果、それまでローマの同盟部族としてドナウ沿岸都市に防衛軍の兵士を提供してきたルギー族が行動の自由を獲得し、ローマーニーに対しても、宗教的に対立していたこともあって、威圧的に振舞うようになる。(1) 東ゴート族の移動でゲルマン人各種族の動きも活潑となり、特にアラマンニー族の攻撃は激しさを増した。当時、国境防備兵はファウィアーニスとバターウィスの二地点に小部隊が駐屯していただけで、(2) それも中央からは切り離され、兵士への支給も途絶えるという状態にあった。折しもアラマンニー族の襲撃でバターウィスも危険に陥り、住民は聖人に助けを求める。聖人はアラマンニー王、ギブルドゥス Gibuldus と交渉し、ローマ領民の地を荒さないこと、捕虜となった属州住民を返還することを認めさせた（一九）。

右に属州住民といったが、彼らは「都市または城市」（一七(1)）に住み、(3) 生業から言えば、主として農民である。(4) しかも彼らが「自分の手で」農耕に従事するのが「この地方の慣習」であった（一四(3)）。農耕が奴隷や隷属民ではなく、自由民によって営まれたことがこの地域の特徴である。(5) 国境地帯では隷属的なコローヌスや、まして奴隷を使っての農場経営は困難であった。(6) その上、国境防備兵が退役時に土地を賦与されて住みつき、軍事定住者（一種の屯田兵）となった彼らの息子たちがまた国境防備兵として採用され、退役時に土地を分与されて定着するという経緯が積み重ねられていたのである。(7) そして、敵の襲撃に常時さらされながら、城壁の外で農地を耕し、家畜を放牧する住民たちにとって、都市ないし城市は彼らの「逃げ城」であり、要塞であった。事実、『聖セウェリーヌス伝』の記述からみても、農耕（一二、一八(1)、二二(4)）、牧畜（四(1)、三〇(4)）、養蜂（三(5)、一一(2)、一三(2)――蠟燭への言及――）、果実（一〇(1)）・葡萄（四(6)）栽培が行われているのは都市ないし城市の近くだけで、(8) 彼らは危険な時には家畜や財産を城市内へ運び込み、場合によっては住民の一部が自ら武器を取って防戦することさえあった――アポリナーリス・シドーニウスによれば、ノリクム人は四六七年に東ゴートの攻撃を効果的に防いだという（*Carm.* II 377 f.）――。このような状況下にあって、人々はペスト（一二）や錆病（一八(1)）に苦しみ、生活物資（特に穀物）の不足に悩んだ。『聖セウェリーヌス伝』には穀物を隠匿し

て投機で一儲けをたくらんだ寡婦のことが述べられているが（三(2)）、同時に、ラェティア地方からの救援物資がドナウ河を二二〇キロ以上も下ってファウィアーニスまで運ばれたことも記されており（三(3)）、当時、ノリクムの国境地方では飢饉と重なって、穀物自給に困難を来していたことを窺わせる。

（1）R. Bratož, *a. a. O.* 42 f.
（2）R. Noll, *Frühes Christentum*, 60.
（3）一七(1)、註、参照。
（4）F. Lotter, *a. a. O.* 68.
（5）耕地も各農民の持分地に分けられていて、それは明らかに私有財産である（一一(4)）。自由民による農業経営に関しては、一四(3)、註、参照。
（6）F. Lotter, *a. a. O.* 70.
（7）F. Lotter, *a. a. O.* 69.
（8）L. Bieler, *op. cit.* 21.

(5)　西ローマ帝国崩壊（四七六年）以後

やがて西ローマ帝国はその最期を迎える。イタリアではユリウス・ネポス Iulius Nepos 帝がパトリキウス且つ軍司令長官（*magister militum*）のオレステースに追放され、後者は息子のロムルス・アウグストゥルス Romulus Augustulus を皇帝に立てたが、ネポス追放のさいに傭ったゲルマン人兵士たちへの約束（イタリアでの土地の三分の一の割譲）を果せなかった。逆に傭兵たちは、数年前から皇帝に仕えていたオドウァーカルをイタリアの王に推戴する（四七六年八月）。オレステースはオドウァーカルに暗殺され、ロムルスは退位する。東ローマ皇帝、ゼーノーン Zenon（四七四－四九一年）は、ユリウス・ネポスが西帝であるという原則に固執しつつも、オドウァーカルにイタリアの統治を委ねる（四九三年まで）。

四七六年のイタリアでのでき事は西ローマ帝国の崩壊の一指標とされるが、その影響は河岸ノリクムに於いてもいろいろなかたちであらわれる。オドウァーカルがドナウ諸属州を帝国のために確保しておこうと努めたにも拘らず、そこでは公的な面

でのローマとの断絶が露わとなる。オドウァーカルの簒奪の結果、ローマ領の各地で帝国防衛組織が崩壊したが（たとえば下ローヌ河岸[1]、ノリクムでもローマからの補給が停止され、国境防備兵への捧給支払いが不可能になった（二〇(1)。エンスよりも「上流の都市」では国境防備の体制が放棄され、バルバリーの脅威が一層深刻となる。それより下流、即ちエンスの東もルギー王の保護支配下に入る。それ以前に北ガリアがシャグリウス Syagrius の下で、そしてロムルス失脚後はネポスがダルマティア Dalmatia でイタリアからの離脱の姿勢を示したが、今や東アルプス地方も中央権力から分離した[2]。ここでは帝国の行政官・軍政官が姿を消し、代わってローマーニーを保護する役目は教会と聖職者の手に移る。オレステースが殺害されてのち、上述の如くプリーメーニウスがイタリアから脱れて、河岸ノリクムでセウェリーヌスの保護下に入ったが、このことから見て聖人の活動はイタリアの権力機構から自由であったことが分かる[3]。

かくして聖人は以後、教会組織を通じてローマ領民を守るためにますます熱心に処置を講じ、司教以下の聖職者に種々の司令を下すこととなる[4]。このことに関連して、ここで当時の司教と住民の関係について触れておかねばならない。エウギッピウスは一方では聖職者、特に司教を他の住民から区別して（Eug. *ep.* 8; sacerdotes et spiritales viri nec non et laici nobiles atgue religiosi; *Comm.* 1, 2: presbyteris, clero vel civibus; 12, 1: presbyteri ceterique mansores）[5]、彼らが社会的にも特権的な地位を占めていたことを教えている。しかし、その反面で、「ティーブルニアの市民が（パウリーヌスに対して）最高司祭職（即ち司教職）という権威ある地位に就くことを受け入れるように強いた」（二一(2)）といって、当時、司教の選任に当って、信者の共同体が原始キリスト教の慣習通りに、共同決定権を有していたことを示唆している。住民による「同意」*consensus* が教会に於いて必ずしも制度的に認められていたわけではないが、司教の選任に地区の信者の声が関与していたことは間違いない[6]。彼ら住民は世俗の権力が崩壊した結果、ますます教会の秩序に身を寄せることになるが、他面、自らも武器をとって外敵と戦う兵士でもあった。バターウィス駐屯の部隊だけがリーメス防備の体制が崩れたのちも存続し（二〇(1)）、セウェリーヌスの指図に従って同市の防衛に当っていた時には（フヌムンドゥス Hunumundus 王の部下に殺戮された四〇人の兵士もこの部隊のものであろう。二一(4)）、兵士たちは、放棄された都市からの亡

命者で補強され、彼らは一種の民兵に似た性格を帯びていた。(7)

バルバリーの侵入はその間にあっても止むことなく、ノリクムは一層危険な状態に陥る。ヨウィアーコ Ioviaco の住民を退去させるべく、聖人は使者を出して司祭に司令を下す（二四(1)）。しかしこの時の警告は無視され、ヘルリー族によって司祭は殺され、住民の多くは連れ去られる（同(2)、(3)）。続いて聖人はティーブルニア市へのアラマンニー族の襲撃を予告し、同市の司教、パウリーヌスに指示して、管区の全城市に、断食して祈り、避難して災禍に対処すべきことを伝えさせる（二五）。以前は軍事上の指揮官の手にあった任務が今や聖人や司教の権限に帰したことが分かる。聖人は防衛の作戦のみならず、城塞の建築をも指揮する。平地の住民が緊急時に逃げ込む城塞が丘の高みに建てられ、その中心に教会が据えられる。教会組織がこの建築活動に協力し、住民の軍事的防衛に関与していたのである。(8)

（1）　ノリクムで生じたのと同じ事態（河岸国境防備の崩壊）がローヌ河地域でも発生した。オレステースの敗戦の結果、西ゴート族が西方からローヌ河を越えてアルプスにまで進出した（Procop. *Bell. Goth.* I 12, 20——二〇(1)、註、参照）。ここでもノリクムでと同様、権力の空白が生ずると、ゲルマン人がそれを満たしたのである（F. Lotter, *a. a. O.* 76; ders., *Severinus von Noricum*, 208 ff.）。

（2）　F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 261 ff.; 276 ff.; 280 ff.

（3）　F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 81.

（4）　A. Thierryの仮説（第一章、はじめに、註(1)、参照——セウェリーヌスはノリクムで旧約に見られるようなタイプの théocratie を敷く）は誇張だが、その地での政治的・宗教的一体性は否定できない（M. van Uytfanghe, La bible dans la《Vie de saint Séverin》d' Eugippius, *Latomus* 33, 1974, 329; vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 17）。

（5）　L. Bieler, *op. cit.* 44.

（6）　二二(1)、註、参照。

（7）　F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 194.

（8）　F. Lotter, *a. a. O.* 199. ククルリスでと同様、ユーヴァーオーでも丘の高みに集落が移る。このような丘上城塞 Burgkastell は『聖セウェリーヌス伝』では右の二市だけであるが、そのほかにも、ゲオルゲンベルク der Georgenberg im Kremstal や、更に、北テイロルではベルクル der Bergl bei Imst やマルティンスビューケル der Martinsbükel bei Zirl（＝テリオーリス Teriolis）にもあった。これらの城塞の中心は教会であり、古代末期の教会の役割（住民の軍事的保護）を窺わせる（ebd. 195 f.; ders., *Vortr. u. Forsch.* 25, 57, 60）。詳しくは、第四章、(三)、参照。

(6)　東(ドナウ下流方向)への住民の移動

その後、ドナウ沿岸ではいよいよ「上流の都市」からの、ローマ領民の東への移住が始まる。クィーンターニスはもはやアラマンニー族の攻撃に耐えられず、住民はバターウィスに移るが、聖人はその地も危いと見てラウリアークムへの移住を勧め、その結果、人々は更に東へと下る。事実、バターウィスはまもなくトリンギー族に襲撃され(二七(3))、そのほかの、彼らが棄ててきた上流の諸都市もバルバリー諸種族から同様の被害を蒙る(二八(1))。尚、『聖セウェリーヌス伝』には、バターウィス、ボイオトロー Boiotro、クィーンターニスなどの諸都市から全住民が退去したように描かれているが、それらの地名が今日までそれぞれパッサウ Passau、バイデルヴィーヌ Beiderwies、キュンツィンク Künzing として継続していることから、少くとも一部の住民の残留したことが考えられる——そのほか、ドナウ河およびその支流(トラウン Traun 川)の沿岸ではレンティア Lentia(リンツ Linz)、オウィラーウァ Ovilava(ヴェルス Wels)についてもローマーニーの残存が推察される——[1]。また、ザルツァッハ川沿いのユーウァーオーやククルリスからの移住はない。これらのことはキリスト教とその司教座、ひいては古代文化そのものの連続性を考える上で重要である[2](第四章、(四)、参照)。一方、人々が移住した先のラウリアークムでも住民はかつて軍団の陣営が設けられていた地点に移った。そこは堅固な城壁に囲まれていて比較的安全であったとはいえ[3]、物資は不足し、『聖セウェリーヌス伝』によれば、イタリアから運ばれてきた食用油がこの市で聖人の手で貧しい人々に配給された、という(二八(2))。そのような中で市民はバルバリーの攻撃に対して、自ら武装して戦う(二七(1)以下、三〇(1)以下)[4]。彼らは或るいは偵察隊(*exploratores*)を派遣し、或るいは衛兵(*vigiles*)を置いて市を守った。正規のローマ軍の解体後はこの種の武装市民による自衛は一層その必要の度を増したであろう。更に、彼らは教会の組織を頼りに、河岸・内陸両地方の相互の結束を強めることによってこの危機を切り抜けようとする。困窮に頻した河岸ノリクムの住民の所へ内陸ノリクムで集められた援助物資が届けられる(二九(1))[5]。

右に見るような市民による自主的な生活防衛（武装市民による自衛と隣接地住民からの物資供給）は、先に述べた住民による司教選任への関与と共に、当時の都市民の自発的な活動を伝えるものといわねばならない。しかし、右のラウリアークムにも聖人は危険の接近を予言し、司教のコンスタンティウス Constantius を通じて、市民たちに具体的かつ厳格な指図を与える（三〇(2)以下）。当時にあっては住民の日常生活を指導していたのは司教であったが[6]、この状態は、危機的な状況を迎えて、ますます恒常的なものとなる。そのあと、ラウリアークムも襲撃され、人々はファウィアーニスに移住するが（四八〇年頃）、この時もバターウィスからの立退きの場合と同様、本来国家のなすべき決定を聖人が下している[7]。ファウィアーニスに駐屯していた軍団兵がひきあげた後は、同市の領域はルギー王の一種の王領となり、住民は王に貢納義務を負うことになった（三一(1)、同(4)）。エンスよりも東の、ルギー支配下の地域ではローマーニーはファウィアーニスの住民と同じ地位にあったが――エンス以東のローマ領民居住都市としては、エウギッピウスは名を挙げていないが、ほかに、アルラペ Arlape（ペヒラルン Pöchlarn）、アウグスティアーニス Augustianis（トライスマウエル Traismauer）、カンナビアーカ Cannabiaca（ツァイゼルマウエル Zeiselmauer）などがあった[8]――、それでも彼らには、自分たちの安全に関するルギー王への働きかけからも分かるように（三一(2)-(6)）、何ほどかの自治が残されていて、セウェリーヌスがその代弁者であった[9]。

聖人はこれまでにもバターウィスやラウリアークムなどに大小の修道院を建設してきたが、この時期以後の彼の活動の重点は修道士の組織化に置かれる。その頃、ノリクムには聖人の活動と並行して既に独住の修道士がいたようである。『聖セウェリーヌス伝』のユーウァーオーの記事では、聖人とは独立に活動している三人の修道士が登場する（一三(2)）。このような独住修道士も、聖人が教会と協調したように、教会と歩調を合わせて行動し、一部は教会の聖職に就きさえした――一四(2)にみえる「霊的生活を送っている司祭」spiritalis vitae presbyter がそれである――。彼らはやがて聖人の指導下に修道院での共住生活へと結集するのである。一方、セウェリーヌスは、「自らはファウイアーニスにある古い修道院に住み、人々に警告したり、未来を予言したりすることをやめなかった」（三一(6)）。イタリアの支配者となったオドウァーカルが聖人に宛てて、お望みのことがあれば、何

なりとお申しつけ下さい、という好意ある手紙を寄せたのは（三二）、その頃のことである。

（1）F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 163, 170 ff., 278 f.; ders., *Vortr. u. Forsch.* 25, 29; ders., *HZ* 212, 269 ff. また、H. Stiglitz-Thaller の研究によればエンス川より上流では地名・住民の連続性が見られる――但し、エンス以東の河岸ノリクムでは、都市が完全に放棄され、住民の連続性は認められない（cf. L. Bieler, *op. cit.* 27; F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 167-172; ders., *Vortr. u. Forsch.* 25, 53 f.）――。土地所有者、商人、そして若干の残存官吏など、ローマの支配に依存していた者たちは移住したが、下層民はそのまま留まった（L. Bieler, *op. cit.* 27）。五三五年以降、内陸ノリクムにフランク族の勢力が及び、また、六世紀半ばにバイエルン族が侵入して、その居住地が西から東へ、エンス川までひろがった時も旧ローマ領民の生活は継続した（R. Noll, *a. a. O.* 139）。

（2）F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 53. エンス川の西では八世紀に、ザルツブルク Salzburg で、トラウン Traun 川流域で、アッターガウ der Attergau で、「ローマーニー」が確認される（vgl. R. Noll, *a. a. O.* 144）。ドナウ地方での文化の連続性については第四章、㈣、参照。

（3）F. Lotter, *a. a. O.* 57.

（4）自ら武装して戦う住民については vgl. F. Lotter, *a. a. O.* 69: Bürgermiliz. 市の住民は屯田兵的性格をもっていたので、リーメス防衛の体制が崩れ、正規の部隊が消滅しても、市民による自衛の体制が整っていたのである。この点については、第四章、㈠、(2)、参照。

（5）R. Noll, *a. a. O.* 137.

（6）F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 194: der Stadtherr von Lauriacum, Bischof Constantius.

（7）R. Noll, *a. a. O.* 11.

（8）F. Lotter, *Vortr. u. Forsch.* 25, 57.

（9）F. Lotter, *a. a. O.* 79 f.

(7)　晩年の活動

――ファウィアーニスに於ける――

『聖セウェリーヌス伝』の記事は、ここまでは時期を追って述べられているが、そのあと聖人の治療行為（三三-三五、三八）、悪魔払い（三六）、透視能力（三七）について、そして聖人自身の粗末な着衣や献身的な日常に触れて（三九）、これまでの記述を補足している。その外、使いに出された二人の修道士がバルバリーに襲われるなど、不隠な状況を伝えているのが興味をひくが、他面、「ドナウ河を渡って」バルバリーの若者が治療のために聖人の許に運ばれてきたり（三三）、テイオー Teio という

癩病患者（おそらくバルバリーの一人であろう）も聖人の名声にひかれてやってきた（三四）、という記述は、聖人の修道士の中にバルバリー出身の者が居たことを教えている記事（三五(1)）と共に、見逃すことができない。そのような内容と並んで、『聖セウェリーヌス伝』には、以後、聖人を「父」とする修道院内での「兄弟たち」の動静が描かれている（第三五－四三節）。それは同時にセウェリーヌスの生涯の最後の段階であった。

この時期になっても聖人には隠修士の姿勢がつき纏う。僧庵での生活を続け、朝と夕べの祈りにしか出ず、修道士たちとの食事にも出なかった、という（三九(1)）。修道士たちへの世話が行き届かず、彼らの不満を招いたこともある（三五(一)）[1]。しかし、他面では、修道士たちの間に共同生活が着実に形成されつつあった。彼らには従うべき規範（*forma*）が示され、謙譲の規律（*regula*）が説かれた（但し、成文の「規則」はない。四三(3)、註、参照）。修道士たちの勤めるべき儀式も定まりつつあった（「三日黙禱」*triduum* は既に確立）。修道士たちは共同の祈り（朝と夕べだけでなく、昼間にも祈りの勤行が執り行われた）と食事のほか、特徴的な服装をも共通にし、また、「節制」*abstinentia*、「愛」*caritas*、「敬虔」、「謙譲」等の修道士としての徳で武装され、お互いの間に共同体的なあり方をつくりあげて行った。それに応じて、「服従」*oboedientia*、「義への愛」*amor iustitiae*、「兄弟愛」*fraterna dilectio* 等の徳が発達した（その中でも「服従」のそれが修道士たちの間での共同生活の形成に最も重要なものであった[2]。三六(4)、参照）。修道院長を「父」*pater* とし、修道士仲間を「兄弟」*fratres* とする共同体が築かれていたのである[3]。外面的にも修道院には聖堂（*basilica*）は勿論、修道士たちの共同生活のための食堂（*refectorium*）や寝室（*dormitorium*）が設けられた。そこには修道院学校すらあって、授業のほか、筆写の作業も行われていたと推察される。その上、社会的にも修道院は施療、薬剤提供、宿泊の便宜、等の機能を果しており、食料倉庫には修道士たちの収獲した穀物や果実が貯蔵されていて、食料不足に悩む住民の救済にも活用された。東方でパコーミオス Pachomios（三四六年没）によって始められ、カッシアーヌス Cassianus（四三〇年没）によって西方へ拡大された「共住修道制」はセウェリーヌスの活躍によってノリクムにも根づいた、といわねばならない[4]。

聖人はその後もルギー王と交渉を持ち（四〇、四二(1)）、また人々の「ローマの一属州」への移住を予言するが（四〇(4)）、一方、

自分の死をも予感し、次期の修道院長にルキルス Lucillus を指名する（四一）。修道院長の選出は、修道院規則や教会法では通常、地区司教の監督下に置かれていたが、その場合でも修道院内の序列で予め決定されており、セウェリーヌスの修道院の場合も司教による介入なしに、創立者の指名によって決定されたのである。[5] 聖人はルギー王の弟、フェルデルクス Ferderuchus ——彼は兄から「ドナウ河岸に残っていた少数の都市の一つ、ファウィアーニスを受け取り」（四二(1)）、後述の通り、その地に留まっていたローマ軍兵士の一部をもその軍隊の中に吸収していた[6]——に向ってローマーニーに対して自分の死後も間違った振舞い（特に教会・修道院の聖器具の略奪や貧しい人々からの財産没収）のないようにと警告する（四二(1)）。そのあと、聖セウェリーヌスは弟子たちに最後の忠告を与えて没するが——具体的には、四八二年一月八日、真夜中に仲間の修道士たちを死の床に呼び集め、「別離の言葉」（四二(2)-(7)）を与えて各人に接吻を命じ、聖体拝受の秘蹟を受けたのち、両手をひろげて身体全体を十字架の形にして、皆と一緒に詩篇を朗唱しつつ息を引きとる——、その「別離の言葉」の中でも清貧、貞潔、謙譲を中核とする彼の教えが説かれ、特に地上の祖国を捨てて、天上の祖国を求めるべきことが指示されている。

（1）H. Dickethof, *a. a. O.* 22.

（2）H. Dickerhof (*a. a. O.* 20 f.) はセウェリーヌスの中に隠修士的な伝統から修道院での共住修道士の生活への発展を見る。『聖セウェリーヌス伝』での洗礼者ヨハネへの言及（第二二-二三節）や予言者エリシヤ（エリアスの弟子）の言葉の引用（四三(4)）などは前者を指し、「至福なる父たち」beati patres を引き合いに出して（九(4)）、アブラハムを信仰深い従順さの模範としていること（四三(2)）は後者を示唆している (S. 21)。

（3）修道院長という語は本文では四一(1)に「（聖なる長老、ルキルスが）彼の修道院長（聖ウァレンティーヌス Valentinus）に」abbati suo とある。一般に、修道院長と修道士の間の関係は「霊的」から「法的」へと変化し、修道院長の「法的な」権限の強化にはローマの「家父長」*pater familias* の権限が影響していたといわれる（H. Emonds, *RAC* I, 1950, s. v. Abt, 54）。セウェリーヌスの修道院ではまだ霊的な要素が優勢であるが、のちのベネディクトゥス Benedictus の『規則』*Regula* では法的な側面が強まる（ベネディクトゥスは『規則』を法律（*lex*）と呼んだ最初の人——*ebd.* 55）。

（4）A. Pfiffig, Christliches Leben im norischen Österreich zur Zeit des heiligen Severin, *Unsere Heimat* 31, 1960, 106 f. 河岸ノリクムでの修道制の組織化を A. Lippold/E. Kirsten, *RAC* IV, 1959, s. v. Donauprovinzen, 171 は聖遺物崇拝、死者のためのミサ、断食日程などと共に聖セウェリーヌスに帰している。

（5）H. Dickerhof, *a. a. O.* 27.

（6）L. Bieler, *op. cit.* 18——のちにフェルデルクスの部下の一兵士はアウィティアーヌス Avitianus というローマ名をもっている（四四(2)）。

(8)　ルギー戦争、及び修道士団体のイタリアへの移住

その後、聖人の死（四八二年）からローマーニーのイタリアへの移住（四八八年）に到る期間には、聖人の修道士たちもルギー族も歴史の一層大きな転回の中に巻き込まれる。[1]『聖セウェリーヌス伝』四四(2)にフェルデルクスの軍隊中にローマーニー出身の兵士がいたことを示す記述のあることは（前節、註(6)、参照）、激動の時代に於けるゲルマン人とローマーニーとの関係を示して貴重である――ルギー族とローマ領民は同盟条約で結ばれていたとはいえ、後者は前者に貢納義務を負うなど、実際上はルギーによる保護支配であったが、この場合のような、ゲルマン王の下で旧ローマ領民が軍役に就くという例は次の六世紀にブルグンド族、ゴート族、フランク族の許で一般化する――。そして『聖セウェリーヌス伝』では、聖人の没後、修道院を略奪したフェルデルクスに天罰が下り（甥に殺される）、「これが契機となって、オドウァーカル王はルギー族に戦争を仕掛けた」（四四(4)）、というが、オドウァーカルとルギー族の戦い、即ちルギー戦争は実際にはもっと大きな歴史的連関の中にあった。ダルマティアからオドウァーカルを圧迫していたネポスが四八〇年に暗殺され、オドウァーカルがダルマティアを征服（四八一年）した結果、東帝ゼーノーンは東ゴード王のテオデリヒ Theoderich を頼みとしてオドウァーカルに対抗した。一方、ルギー族の中ではオドウァーカル派は、フェルデルクスが右に述べた通り、甥のフレデリクス Fredericus に殺害された結果、首領を失い（四八二年、聖人没後一ケ月足らずのちのこと）、その上、新しいルギー王フェレテウス（フェウァ）は今やテオデリヒに傾いていた。この時、オドウァーカルはゼーノーン帝への叛乱者、将軍イルロス Illos を支持し、四八六年にはこの叛乱で弱体化したビザンツへの遠征の準備にとりかかる。[2]東帝はオドウァーカルの攻撃を阻止すべくルギー族を煽動し、後者はイタリアへ侵入して東帝の許可のもとにその地に定住しようとする（この企ては既に四六八年に東ゴート王が意図したことであったが、その時は不成功に終った）。ビザンツ皇帝が策動し、ルギー王が仕掛けたこの戦争もオドウァーカルの勝利に終り（ドナウ河での戦い。四八七年十一月、または十二月）、フェレテウスは王妃、ギーソーと共に捕虜となる。こ

の間の経緯は史書に「ゼーノーン(帝)は、オドゥァーカルがイルロスとの同盟を準備しているのを知ると、彼、(オドゥァーカル)に対してルギー族を煽り立てた。オドゥァーカルの軍隊が(ルギー族に対して)華やかな勝利を収め、戦利品の中から贈物をゼーノーンに送ると、(帝は)とぼけて、なされた行いを喜んだ」、とある(Johannes Antiochenus, frg. 214, 7, *FHG* IV 621)。その後、フェレテウスとギーソーはイタリアへ送られて殺されるが、難をのがれたフレデリクスはルギーの地に戻る。同年フレデリクスが反抗に転ずると、オドゥァーカルは兄のオノウルフ Onoulfus をノリクムに派遣し、後者はフレデリクスを破って、同王をしてテオデリヒの許(下モェシア Moesia inferior のノウァエ Novae)への逃亡を余儀なくせしめた(四四(4)。四八八年)。しかし、ドナウ流域ではローマの沿岸防備施設が大部分破壊され、国境の防衛がこれ以上は不可能となったので、オドゥァーカルはコメス *comes*(総司令官)のピェリウス Pierius を通じてローマ領民のイタリアへの移住を命じる。[3] 聖人の下で修道院生活を営んでいた修道士たちの会衆(*fratrum congregatio*)ないし団体(*sancta societas*)も住民と共に、聖人の遺体を携えてイタリアへと移住する。[4] 聖人の死、ノリクムからの引揚げという危機に直面しても、聖人の弟子たちの集団は解体することなく、修道士団体としての組織を持ち続けた。それは「規則」*regula* をそなえた修道会(*ordo*)でこそなかったが、それでも「長老」*presbyter* の下に秩序ある共同体を形成していた。彼らはイタリア各地を遍歴し、モンス・フェレテル Mons Feleter に一時留まった後(四四(7))、最終的にはナポリ近郊のルクッルラーヌム Lucullanum に落ち着く。聖者の遺体の移送(*translatio*)はドナウ地方ではほかにも例があり、いずれも新しい故郷での信者の共同体の結束の保証として持ち帰られた場合である。[5] 修道士たちが分散して個々に敬虔なる信仰を保つのではなく、彼らの集団が聖なる共同体として存続し、自分についての思い出がその絆となることは、聖人自身が希望したことでもあった(四〇(6)、四二(3)、四三(3))。[6]

他方、ノウァエ市に拠を占めたテオデリヒは――フレデリクスが逃亡した先も同所である――、ここから、オドゥァーカルを攻めるため、フレデリクスと残りのルギー人と共にイタリアへと出発する。オドゥァーカルはラヴェンナ Ravenna に攻囲され、敗れて、イタリアはテオデリヒの支配に帰する(四九三年)。また、河岸ノリクムの明け渡し後もゲルマン人の手に陥ることのな

かった内陸ノリクムも、この時、テオデリヒの統治下に置かれた。[7] 同じころ、ルクルラーヌムでは、聖セェリーヌスの遺体の安置の手筈が整えられ、或る高貴な婦人（バルバリア Barbaria）の努力の結果、ローマ教皇、聖ゲラーシウス Gelasius（在位、四九二-九六年）の許可の下で、ナポリの民衆も参加して厳粛な葬儀が営まれた後、司教、ヴィクトル Victor の手で、バルバリアの建設した霊廟に移される（四六(1)-(2)）。尚、『聖セウェリーヌス伝』の最後の部分での教皇や司教への言及は、それまでの記述で、聖人の修道院への教会からの介入が、聖遺物の聖別の場合（九(3)、一三(2)）を除いて、ほとんどなかったことと鮮やかな対照をなしている。ナポリでは修道士たちも既に司教の権能に完全に服していたのであって、ここにも、修道院が教会聖職者の権限の下にくり入れられて行くという、その後の時代の趨勢を見て取ることができるであろう。[8]

（1）F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 166.

（2）以下のルギー戦争の経過については R. Noll, *Frühes Christentum*, 67; R. Bratož, *a. a. O.* 44, Anm. 192 参照。

（3）A. Nagl, *RE* XVIII 1, s. v. Onoulf, 1939, 527. 属州民（河岸ノリクム住民）のイタリアへの移住の実態については不明な点が多い。F. Lotter, *a. a. O.* 163 ff. はそれを、ルギーの支配下に逃亡した属州民を捕虜として強制的に連行したものと考えている。しかし、本文の記述から察するに、もっと広い住民をも巻き込んだ移住であったので、別の説明が必要であると思われる。R. Noll, *Eugippius*, 136 は、ルギー族の王国が滅んだのち、その東隣にいたヘルリー族がかつてのルギーの地に入り込み、このヘルリー族の急激な拡大を見て、オドウァーカルが河岸ノリクムの明け渡しを住民に命じたのであろう、という。

（4）H. Baldermann, Die Vita Severini des Eugippius (Fortsetzung), *Wien. Stud.* 75, 1962, 162 によれば、オノウルフがノリクム人を最終的にイタリアに導き、彼らにそこでの居住場所を割り当てた、という。

（5）R. Noll, *a. a. O.* 145. ドナウ河下流域では、モェシアの殉教者、ダシウス Dasius（ドゥーロストールム Durostorum で殺される）の遺骨が六世紀に、おそらくアヴァール人の攻撃からのがれるべく、アンコーナ Ancona に運ばれる（A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 168）。

（6）H. Dickerhof, *a. a. O.* 26.

（7）R. Noll, *a. a. O.* 143. 内陸ノリクムの首都、ティーブルニアにはテオデリヒ王の下で最後の総督（身分は *spectabilis vir*）のウルスス Ursus がいた（後述、第四章、三、及び二一(2)、註、参照）。

（8）H. Dickerhof, *a. a. O.* 27, Anm. 103.

第四章　古代文化の変容と終焉

――ドナウ地方、特にノリクムでの動向を中心に――

はじめに

本章の標題中に用いた古代文化という語は包括的な意味を蔵していて、それだけに概念として何を指すかが曖昧であるが、ここではその内容を都市とその市民のあり方をもって代表させる。古代に於ける都市生活の圧倒的優位を考えれば、強ち無理な設定ではないであろう。歴史的にいっても、ローマによる地中海世界の属州化は、現地の自治的な共同体をグループにまとめてローマの官職者の軍事的監督下に置くことであり[1]、ローマ化とはそのための現地民の集落の都市化であった。その結果、ローマ帝政下で（正確にはその前期に）、古代の都市文化はその規模と内容に於いて最盛期を迎えたのである。その規模に於いて、といったのは、ローマに征服され属州化した地域で種族の集落が次々と都市化され、それらが皇帝による市民権政策（これ自体は税制面での意図にもとづくものであったが）の結果、法的にも、社会構造的にも「キーウィタース」*civitas* として均一化し（この語が「ムーニキピウム」*municipium*、「コロニア」*colonia*、「ポリス」πόλις などの、すべての都市の上位概念となり、同時に属州での最小の政治単位となる）[2]、ローマ帝国がいわば「自治的な都市共同体の連合組織」[3]に化したことを指している。そして内容に於いて、といったのは、都市の施設が整備され、また、市の運営面でも安定した秩序が保たれたことを意味しているのである。即ち、有産市民が「市参事会」*ordo* (*gr.* βουλή)――帝政期には「クーリア」*curia* ――のメムバー（「デークリオーネース」*decuriones*、のちには「クーリアーレース」*curiales*）を構成し、彼らが交代で「公務」*munera* を引き受け、而も負担を伴う公職への就任を名誉とさえ受け取っていた上、都市の造営・修復、例えば浴場、劇場、凱旋門、柱廊、噴水、水道、等の建設も彼らに依存していたのである。帝国行政の見地から

いえば、「都市」*civitas* は「中心市」*urbs* と「市域」*territorium* より成り（Pomponinus, *Digesta* L, 16, 239 § 8 : territorium est universitas agrorum infra fines cuiusque civitatis）――「ウルプス」*urbs* には行政的な意味内容が欠けている――、帝国属州の下属区分を構成した（因みに四世紀のガリア Gallia は一一五のキーウィタースに分かれていた[4]）。ガリアでと同様、ノリクム Noricum でも、ローマ化とは原住民（ケルト人）の集落から「自治都市」*municipium* をつくることであり、そのようにしてでき上がった都市では上層市民が公職者として、或るいは市参事会員として指導的役割を果たし、また、その貢献の故に顕彰されたのである（第二章、㈠、参照）。

（1） A. H. M. Jones, The Cities of the Roman Empire, *Recueils de la Société Jean Bodin* 6, 1954, now in : id., *Roman Economy*, 1973, 1 ――但し、アフリカだけは例外で、ここでは第三次ポェニー Poeni 戦争でローマに協力したポェニーの七市は存続を許されたが、カルターゴーとその貢納諸市はローマ国民の公有地とされる。

（2） F. Prinz, Die bischöfliche Stadtherrschaft im Frankenreich vom 5. bis zum 7. Jahrhundert, *HZ* 217, 1973, 3 ; M. Mitterauer, Von der antiken zur mittelalterlichen Stadt, *Beiträge zur historischen Sozialkunde* 1, 1971, jetzt in : *Monographien zur Geschichte des Mittelalters* 21, 1980, 56. ほかに、弓削達「後期ローマ帝国における都市の構造的変質」『古代史講座』第一〇巻、一九六四年、二八一－二八五頁、参照（古代末期に於ける都市の均質化に詳しい）。

（3） M. Rostovtzeff, *The Social and Economic History of the Roman Empire* I, 2. ed., 1957, 49 : a commonwealth of the self-governing cities ; 51 : an aggregate of city-states.

（4） F. Vercauteren, Die spätantike Civitas im frühen Mittelalter, *Blätter für deutsche Landesgeschichte* 98, 1962, jetzt in : C. Haase (hrsg.), Die Stadt des Mittelalters I (*Wege der Forschung* 243), 1978, 130. キーウィタースという語は帝政初期・中期には属州で一定の範囲内で自治を営む種族を意味していたが、三世紀以降、都市を指す場合が多くなり、四、五世紀にはそれが一般的になる（H. v. Petrikovits, Das Fortleben römischer Städte an Rhein und Donau, *Vortr. u. Forsch.* 4, 1958, 73）。

㈠　城塞都市・国境防備兵・司教座

右に述べたような都市も帝政の進行と共に、景観・機能の両面に亘って大きな変化を経験する。

まず景観についていえば、都市が城塞となる。帝国国境をバルバリーが断続的に侵した結果、上ゲルマニア Germania su-

perior とラエティア Raetia（二三三年）、そして下ゲルマニア Germania inferior で（おそくとも二七六年）、リーメス *limes* が破壊された頃、ノリクムでもローマ領民はアラマンニー Alamanni 族の襲撃にさらされ（但し、レーゲンスブルク Regensburg 以東のドナウ沿岸ではリーメスは五世紀まで持ちこたえる）[1]、特に帝国危機時代（二三四－二八五年）には都市の城塞化――乃至、近くの軍事要塞への市民の転住――が進む（たとえば、三世紀半ばの城市ボイオトロー Boiotro の建設）。ガリアでも三世紀はじめから四世紀にかけて、ほとんどの都市が囲壁でかこまれ、空間的にも縮少する。広場、神殿、公共建造物を擁し、浴場、劇場、楕円形闘技場などを備えたこれまでのような都市（*urbs*）に代わって、今や陰うつな城市（*castellum*）があらわれる。大きな建物の大部分は囲壁の外に取り残されるか、或るいは周壁の支えに利用されるかし、中には取り毀されて城壁の建築に転用されるものもあった[2]。同時に機構面での変化があらわれる。即ち、国家からの監視の強化であり[3]、而も、その背景には最上層市民の市外への流出という事実があった。縮少し、城塞化した都市は居住性よりは防備に重点がおかれたので（実際、国境地帯では市民たちができるだけ正規の国境防備兵（*limitanei*）を城塞にうけ入れようとした結果、市中には兵士が宿営し、軍隊維持のための仕事場も設けられる）、土地所有者の中の最も富裕な層（身分でいえば *viri clarissimi*）が市から脱出し、市の運営や税の取りまとめはその下の層の肩にのしかかった[4]。都市のクーリアーレース層の市外への流出（そして農村部では「コローニー」*coloni* が彼ら有力者の「庇護」*patrocinium* の下に入ろうとする）を阻止しようとして、四世紀はじめ以来、帝国は立法的な努力を重ねるが（三六七年の法は城市から「市域」への住所の移転を禁止）[5]、効果はなかった[6]。但し、「保護役」*defensor civitatis* が新しく設けられて、「プレブス」*plebs* を「有力者」*potentiores*（具体的には納税の重荷を負ったクーリアーレース層）の圧迫・搾取・不正から守る役割を果した。しかし、この「保護役」の設置も結果的には一種の特命官吏の派遣にほかならず（最初は「近衛都督（道長官）」*praefectus praetorio* が任命）、国家が都市の行政に介入し、裁判権を自己に取り上げる第一歩となった[7]。

さて、国境地帯に目を移すと、そこにあっては城塞化した都市に市民と並んで兵士、即ち国境防備兵が宿営していた――彼らはもともと河岸防備兵（*ripenses milites; riparienses; in ripa constituti*）と呼ばれた――。その頃、ローマ軍隊は急速に変化しつつあり、特に国境地帯でその変貌は著しいものがあった。現地徴募の属州民の軍隊が主流になり、遠征の場合には精鋭をすぐって分遣隊

(*vexillationes*) が編成されたので、勢い、守備隊として駐屯している兵士の質が悪化した。[8] この傾向を阻止しようとして執られた対策がアウグストゥス Augustus 以来の、守備隊兵士の屯田兵化を推進する方策であった。[9] 兵士は退役兵 (*veterani*) になっても兵役義務を完全に解かれたわけではなく、軍団兵、補助軍兵士、海兵隊を問わず、四、五年は予備兵として待機していなければならなかったので、[10] 訓練や出征のためにもとの駐屯地にできるだけ近く定住する必要があった。[11] という事情も関係して、帝政初期以来、国境の駐屯地の周囲では屯田兵制が進展しつつあった。そして、陣営の近くには兵士の日常の用に応ずるべく「商店街」*canabae* が生れたが、それは単なる「売店小屋」*canaba* の集積に留まらず、住民 (ローマ市民・非市民、特に退役兵を含む) が「自治的な」生活を営む集落へと発達した。とりわけ、部隊の駐屯が長期化 (ないし恒常化) した国境地帯では、カーナバェが現役・退役を問わず、兵士たちの生活の拠点となった。パンノニアのアクィンクム Aquincum に駐屯した軍団 (legio II adiutrex) の陣営のそばに成立したカーナバェの例に即していえば、[12] そこでは「退役兵とローマ市民」veterani et cives Romani が自治的な団体を形成していて (*CIL* III 3505 〔トラヤーヌス時代〕) ——因みに、二世紀半ば (一五六年) の一碑文に同軍団の退役兵 (qui militaverunt in legione II adiutrice pia fideli) としてパンノニアのボイイー種族 (civitas Boiorum) の出身者 (cives Boii) がいるが、彼らは現地で補充された者である[13]——、二名の長 (*magistri canabarum*) がその代表をつとめた。[14] 帝国は兵士の子供を増やすことを国策としており、カーナバェから再び兵士が生れるように、兵士たちが女性と共に定着することを奨励した結果、カーナバェが次第に彼らの真の故郷となった[15]——モェシア Moesia のトロェスミス Troesmis 出土の一碑文 (*CIL* III 7507 〔一七〇年〕) には、勤務の年期を満たしてカーナバェへ帰る一兵士につき、「彼の家に、そして自らに娶りしマルキア・バシリッサ Marcia Basilissa の許に帰る」、とある[16]——。

その後、セプティミウス・セウェールス Septimius Severus 帝 (一九三-二一一年) の時代に兵士に対して、勤務期間中の同棲関係が法的に有効な結婚と認められて (Herodian. III 8, 5)、その子供たちの権利が確保された。[17] 軍団の駐屯地に限らず、歩兵部隊 (*cohors*) にしろ、騎兵部隊 (*ala*) にしろ、それらが陣営を置いた城塞 (その中に指揮官の官舎がある) には、軍団の管轄区域 (*territorium*) が所属していて、退役兵士たちはそこから土地が割り当てられ、区域内のカーナバェまたは「村落」*vicus* に定住した。[18]

彼らは都市の市民共同体の枠外におかれていたが、お互いの間で独自の共同体（兵士団体）を形成し、指揮者を長とする法主体を構成していて、メムバーに罰金を課することすらあった[19]。その上、セウェールス・アレクサンドルス Severus Alexandrus 帝（二二二-二三五年）の勅令により、国境防備兵に割り当てられた土地はその後継者が同様に兵士となった場合、後者がそれを承け継ぐべきことと定められた（SHA, *Vita Alexandri* 58）[20]。これらのことは国境の守備に良質の兵士を集めることに有利に働いたであろう[21]。尚、同帝はアクィンクムでも陣営城塞の周辺を包含する「軍団管轄区域」territorium legionis II ad. p. f. Severianae に浴場を建設させているが（*CIL* III 10489）、その区域内には上述のカーナバェのほかにも、退役兵が定住を認められた「村落」があり、それには役職者（二人の *magistri* と一人の *aedilis*）、集会、そして共有財産（*publicum*）が備わっていた[22]。

城塞都市（城市）に配置された兵士はその後も市外に割り当てられた「国境防備兵扶養地」*fundi limitotrophi* を耕作し、四世紀以降、ますます農兵的性格を強める[23]。帝国も彼らに対して特別な配慮を払うことを忘れず、三一一年のコンスタンティーヌス Constantinus、リキニウス Licinius 両帝の勅令（それを刻んだ銅板は軍団陣営および都市集落のあった、ウァレリア Valeria 属州のブリゲティオーで発見）はイリュリクム管区の国境防備兵（軍団兵および分遣隊騎兵）の労苦に報いるために、㈠現役兵、㈡退役兵（二四年の満期まで勤務）、㈢同（二〇年間の勤務）、㈣傷病兵（二〇年以内の勤務）、の各種毎に報償のあるべきこと（㈠、㈡には各人五カピタの免除特権、㈢、㈣には二カピタの免除特権）を定め、ほかに「兵役終了証」の交付に関しても今まで以上に各人に有利に取りはからうべき旨を伝えている[24]。コンスタンティーヌス帝の三二〇年の勅令では（*Cod. Theod.* VII 20, 3）、彼らは退役時に現金（一〇〇フォレス）を下賜されて通商を営むか、土地を割り当てられて農業を営むかを選択し、後者の場合、土地のほかに二頭の雄牛、一〇〇モディウスの播種用穀粒、そして当座の費用に二五フォレスの現金を得た。穀粒の量から推して約二〇ユーゲラの耕地となり、しかも免税であったので（後述）、たとえ地味の悪さを考慮に入れても、十分な農民保有地であったといえる[25]。更に、三二五年のコンスタンティーヌス帝の勅令（オリエンス Oriens 道長官（*vicarius*）〔原文には首都都督（*praefectus urbi*）とあるも誤り〕、マクシムス Maximus 宛）でも（*Cod. Theod.* VII 20, 4）、兵士たち（「野戦機動軍」*comitatenses*、「河岸防備兵」など）への同種の配慮が指示されている（免除特権は現役兵は本人、

父、母、妻の計四カピタ、満期の退役兵は本人と妻の二カピタ）。国境に駐屯する兵士としては「河岸防備兵」（既述の如く国境防備兵のこと）のほかに、「騎兵部隊兵士」*alares* および「歩兵部隊兵士」*cohortes* があがっていて、後二者は前者と異なり、現役時も退役後も一カプトの免除だけになっている。[26] さきにあげた三一一年の勅令との比較から、免除特権の内容が後退していることが明らかであり、全体として条件は悪化の傾向にあった、といえる。[27]

視点を再び都市そのものに転ずると、キリスト教の公認と共に都市に新しい機能がつけ加わったことが注意をひく。即ち、司教座としての都市である。ニカイア Nikaia の公会議（三二五年）は教会制度をして国家の地方行政区分に依存せしめたのであって（*cn.* 6）、都市に司教座が置かれ（「ニカイア決議」*Nicenum* では都市でのみ司教は在職）[28]、公会議へ出席した司教の名も「属州」*provincia*（コンスタンティーヌス時代は一二〇）、「管区」*dioecesis*（全帝国で一二）ごとにリストアップされている。その上、コンスタンティーヌス帝が都市司教に対して世俗の事項についての民事裁判権を賦与した結果（*Cod. Theod.* I 27, 1）、既に総督の法廷で裁判が始まっていても、当事者は司教の許でも訴えをおこすことができ、司教の裁判権が総督のそれと競合することとなった。[29] 司教と都市について重要なことは、使徒時代いらい、司教の地位が少くとも形式的には教区民（即ち都市民）の意志に依存していた事実である。当時の事情に即していえば、首都司教や属州同僚司教による聖別（「叙品」*ordinatio* または「叙階」*consecratio*）の前に教区の聖職者と民衆による「選挙」*electio* があった、ということである。[30] アルル Arles（アレラーテ Arelate）の司教会議（三一四年）では属州同僚司教に聖別の権利だけでなく、選挙を承認する権利も与えられ、特にニカイア公会議では叙品担当者（*ordinatores*）の数（三名）を定め、その上、すべての属州同僚司教が少くとも書面で彼らの了承の意を宣明すべきこと、そして、最後に首都司教がその司教任命の有効性を認定すべきことが定められた――教区民の関与が言及されていないが、それは当然のことであったからで、事実、四世紀の多くの証言は聖職者と民衆による選挙を通常の手続きとしている――。[31] しかし、現職の司教が生前に自分の後継者を指名し、できれば、叙品しておこうとし始めるのも同じ頃（四世紀はじめ）からのことである。勿論、司教会議はこれを禁止しており、選挙の実行を監視し、正規に選ばれた者に叙品する役割は属州同僚司教に課されていた。[32]

一方、都市の新しい傾向としての「城塞」*castellum* 化は更に進んで、近接の丘上での要砦（*castrum*）の建設に向う（後者も *castellum* と呼ばれ、それに応じて平地の城塞都市も *castrum* と呼ばれる）。そしてノリクムなど、バルバリーと直接に対峙した部分では「逃げ城」*refugium* の建設が盛んとなった。この点、ガリア、スペイン、イタリアでローマ都市がそのままの位置を保ったのとは対照的である。特に注意をひくのは、アルプス地方で司教座の避難のために、丘上の城塞に教会建築群（Kirchenfamilie）がつくられたことである。これは考古学的な発掘では南ノリクム（ケルンテン Kärnten）のヘムマベルク Hemmaberg（即ちユエンナ Iuenna 市）の城塞教会で最初に確認されたもので、教区教会堂、洗礼堂（*baptisterium*）、「カテクメネウム」*Katechumeneum*（洗礼志願者のための部屋で、堅振のための場所、即ち「受堅所」*consignatorium* としても用いられた）より成る[33]。西アルプス地方についていえば、アウグスタ・ラウリカ Augusta Raurica の近くの城塞、castrum Rauracense（ディオクレティアーヌス Diocletianus の建設）にはバシリア Basilia 市の司教の逃げ城があり、そこでは三三七年以来、四期に亘って教会建築群が建てられるが、どの時期にあっても教会堂と洗礼堂とが結びついている——尚、三四三／四四年のセルディカ Serdica の司教会議では同市の司教（episcopus Rauracorum）の名があがっている[34]——。また、ツルツァッハ Zurzach（古代のテネドー Tenedo）にはアウェンティクム Aventicum の司教の城塞があるが、そこには教会堂（後陣。四〇〇年ころ）と四角形の洗礼盤（五世紀）、長方形の建物（壁で仕切られて二つの部屋に分かれ、一つは聖餅の製造所、他の一つはカテクメネウム）があった——アウェンティクムの司教はほかにウインドニッサ Vindonissa にも逃げ城を持ち、危険時にはそこに居を移してウインドニッサ司教 episcopus Vindonessensis と署名している[35]——。特に三九一年にテオドーシウス Theodosius 帝（一世）が勅令を発して（*Cod. Theod.* IX 14, 2）、属州民が「略奪者たち」に対抗して自力で防衛し、武器を所持することを許した結果、アルプス地方では逃げ城の建設が本格化する[36]。西ゴート族が内陸ノリクムに入り込み、ウィルーヌム Virunum にアラリヒ Alarich 王が陣営を設けた時（四〇八年）、ティーブルニア Tiburnia が城壁でかためられ[37]、これまでの如く河岸ノリクム Noricum ripense だけではなく、内陸ノリクム Noricum mediterraneum（ケルンテン）でも逃げ城の建設が進められる（ほかにノリクムではないが、ティロル Tirol やフォアアルルベルク Vorarlberg でも）。ここでは後背地がドナウ沿いの場合よりも安全であったので、避難の対策が遅れていた

が、今や緊急事態への備えが急務となったのである。[38] 城塞には教会はもちろん、指導的市民たちの家々、家畜をつれて入ってくる農民たちのための空間（広場）などがあった。[39] 当時、公けの機構を代表した司教のこのような逃げ城は多くの城塞の中でも特別の地位を占めていたであろう。[40]

（1）H. von Petrikovits, a. a. O. 64 f.
（2）F. Vercauteren, *a. a. O.* 132.
（3）二世紀はじめ以来、都市の財政の監視のために任命された *curatores* (*gr. λογισταί*) については、第二章、㈠、註(38)、参照。
（4）F. Vercauteren, *a. a. O.* 132.
（5）F. Vercauteren, *a. a. O.* 132 f.
（6）F. Vercauteren, *a. a. O.* 133; F. Prinz, *a. a. O.* 3. 尚、*defensor civitatis* の設置を伝える最初の言及は *Cod. Theod.* I 29, 1 であるが、それは、ウァレンティニアーヌス Valentinianus、ウァレンス Valens、両帝によるイリュリクム Illyricum への同職の導入を命じたもの。但し、この職は既に四世紀はじめに成立しており（A. H. M. Jones, *op. cit.* 10 f.; D. Medicus, *Der Kl. Pauly* I, 1975, s. v. Defensor, 1423）、また、それ以前にも、トラヤーヌス Trajanus 期に同種の「補佐役」*curator rei publicae* があった。
（7）Th. Mommsen, Das römische Heerwesen seit Diocletian, *Hermes* 24, 1889, jetzt in: *Ges. Schr.* VI, 209 ff. 三六三年の勅令（*Cod. Theod.* XII 1, 56）にはじめて「国境防備兵」*limitanei* という名称があらわれる。B. Isaac (The Meaning of the terms *limes* and *limitanei*, *JRS* 78, 1988, 142) は国境防備兵ないし河岸防備兵に関するモムゼン以来の定説を批判するが、この点については、註(26)、参照。
（8）J. Kromayer / G. Veith, *Heerwesen und Kriegführung der Griechen und Römer*, 1928, 480; A. R. Neumann, *RE* Suppl. XI, 1968, s. v. Limitanei, 878.
（9）A. R. Neumann, *a. a. O.* 879: röm. Bauernmilitär.
（10）A. R. Neumann, *RE* Suppl. IX, 1962, s. v. veterani, 1599.
（11）A. R. Neumann, *RE* Suppl. XI, 879.
（12）リーメスの陣営の周辺には空間的に三つの居住区劃ないし集落が区別される。即ち、㈠陣営の近くにあった昔からの土着の集落（陣営はこれに接続してつくられ、陣営の名もこれに因んでつけられる）、㈡陣営の兵士の軍事的居住施設、と並んで、今や、㈢退役兵の非軍事的な集落がカーナバエから発達した。それは次に述べるアクィンクムのほか、カルヌントゥム Carnuntum やブリゲティオー Brigetio にもあった（B. Saria, Noricum und Pannonia, *Historia* 1, 1950, 459）。リーメス沿いではなく内陸部ではあるが、ポェトーウィオー Poetovio についても同じことがいえる。ここには前ローマ集落（及びローマ集落の核）がドラウ Drau 左岸に、アウグストゥス期以来の陣営が同右岸にあり、後者から右岸に二次的な集落が発達して、それが更にハドリアーヌス Hadrianus 帝時代にカーナバェ（これはおそらくローマ以前の「村落」*vicus* に接してつくられる）をそなえて拡大した（*ebd.* 468 f.）。
（13）R. Egger, Bemerkungen zum Territorium pannonischer Festungen, *Anz. Akad. Wein*, 1951, 209.
（14）アクィンクムの陣営のそばのカーナバェについては R. Egger, *a. a. O.* 206 ff. に詳しい。尚、下パンノニア Pannonia inferior 総督のために「カーナバェの成員」canabenses が「共有財産から支出して」publice 記念碑を建てているが（一四三年）、ダキア Dacia のアプルム Apulum でも守備隊（legio XIII）の指揮官をカーナバェの評議会と市民団

(*conscripti et cives Romani*: Gemeinderat und Bürgerschaft) が共同の資金 (*pecunia publica*) で顕彰している——共有財産 (*publicum*) があったのと同様、カーナバェの領域内には「共有地」*solum publicum* vel *locus publicus* があった——(*ebd.* 216)。

(15) アクィンクムのカーナバェには下ゲルマニアのコローニア・アグリッピーネーンシス colonia Agrippinensis (ケルン Köln) の市民 (Agrippinenses) の一団が商人として住みつき、その家族の女性が陣営兵士と結ばれて子供を設けている (二世紀前半)——尚、ケルンの商人団はお互いの間で葬祭互助組合 (*collegium funeraticium*) や「アウグストゥスの安寧」女神の崇拝者組合 (*collegium cultorum Salutis Augustae*) を結成していた——(R. Egger, *a. a. O.* 209 ff.)。アクィンクム近郊にはそのほか皇帝のラーティフンディウムもあり、征服された土着住民の土地を奪ってつくられた所領にも退役兵が住みついた。パンノニアに多いこの種の所領の荘宅はローマ化の点で都市よりも大きな意味を持っている (B. Saria, *a. a. O.* 472)。

(16) R. Egger, *a. a. O.* 230.

(17) A. R. Neumann, *a. a. O.* 878. 尚、H. Nesselhauf, Das Bürgerrecht der Soldatenkinder, *Historia* 8, 1959, 434 ff. 参照——十人隊長、百人隊長の子供への市民権賦与を一四〇年に溯らせる。そして、それは兵役期中に延期していた結婚とか、退役兵の故郷での同棲とかで生れた子供についてではない——。

(18) R. Egger, *a. a. O.* 214 ff. ——大隊駐屯地のカーナバェや「村落」の住民について、下パンノニアのウェトゥス・サリナェ Vetus Salina(e) を例にあげて述べれば (そこには一一七／八年以来、「補助軍歩兵・騎兵混合大隊」cohors III Batavorum equitata が駐屯)、同駐屯地は下パンノニアの全国境地域がそうであったように、アクィンクムの軍団の司令下にあったが、それでも、大隊の「管轄区域」内に土地を与えられてカーナバェや「村落」に住みついた人たちは大隊指揮官の監督下にあった (ウェトゥス・サリナェの場合、大隊陣営の南に *canabae Aeliae*、二キロ北に *vicus*)。尚、軍団駐屯地での「軍団管轄地」については後述するが、セプティミウス・セウェールス帝時代にその土地が兵士に貸し出された、という説 (古くは J. Kromayer/G. Veith, *a. a. O.* 481) は誤り (vgl. A. R. Neumann, *a. a. O.* 878 f.)。

(19) Th. Mommsen, *a. a. O.* 211: Militärgemeinde.

(20) J. Kromayer/G. Veith, *a. a. O.* 481.

(21) 右にあげたウェトゥス・サリナェでの様子を例示すれば、この城塞の周囲でもローマ市民がカーナバェに住みつき (彼らのために神域もつくられる)、その上、カーナバェの住民の子供が新たに兵役に就いている——そのうちの一人は軍団兵として百人隊長にまで昇進し、退役後はアクィンクム市民として、同市の市参事会員を務め、最後には属州祭司になる——(R. Egger, *a. a. O.* 214 f.)。

(22) R. Egger, *a. a. O.* 213; 215. カルヌントゥムの軍団の管轄区域を例に述べれば、そこには会堂 (広間を擁し、「広場」*forum* とよばれる)、見張り塔、住居、仕事場、墓地 (兵士とカーナバェ住民が共同利用)、浴場、楕円形闘技場があった。軍団の管轄区域といっても、その本来の所有者は、アウグストゥスが退役兵への支給のために創設した「軍事金庫」*aerarium militare* であって、その領域内にカーナバェの住民団体が「共有財産」を持っていたのである (*ebd.* 231 f.)。

(23) A. R. Neumann, *a. a. O.* 880. 尚、B. Isaac の異説 (a 'peasant militia' や farmer-soldiers としての国境防備兵を否定) については、(1)、(2)、註(4)、参照。

(24) R. Egger, Aus dem Leben der donauländischen Wehrbauern, *Anz. Akad. Wien*, 1949, 1 ff.

(25) A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire*, I, 1964, 636.

(26) R. Egger, *a. a. O.* 18 ff. 同勅令に見える *ripenses* につき、B. Isaac, *op. cit.* 142 は異説を唱えるが、ここでは「河岸防備兵」は騎兵部隊や歩兵部隊とは区別され、「野戦機動軍」と並列してあがっているので、遊撃的な軍隊に対する駐屯軍を総括した名称であり、それ故、やはり「国境防

備軍」（河岸国境に駐屯）のことでなければならない。

(27) R. Egger, *a. a. O.* 23 f. ——三六四年にも三一〇年の勅令と類似の内容の勅令が出され（*Cod Theod.* VII 20, 8）、退役兵は「無主地」*vacantia* を所有することを許され、中央から牝牛と播種用穀粒が与えられた。

(28) セルディカ Serdica の司教会議（三四四年）では、一人の司祭で十分であるような、比較的小さな集落での司教の叙任を禁じている（*cn.* 6: Licentia vero danda non est ordinandi episcopum aut in loco aliquo aut in modica civitate, cui sufficit unus presbyter, quia non est necesse ibi episcopum fieri, ne vilescat nomen episcopi aut auctoritas.）。司教区は当初、通俗的に（公式にではなく）*parochia*（または *paroecia*）といわれたが、この語は最初、都市の個々の教区民団体を指し、四世紀後半からは都市に拠点を置く司教の裁治権の範囲を指すようになった（A. Scheuermann, *RAC* III, 1957, s. v. Diözese, 1059——東方でも個々の司教の管区は *παροικία* である）。同じようなことは *dioecesis* という語についてもいえる。この語も当初は個々の教区民団体を指していたが（司教区は上の *parochia*／*paroecia* のほか、*ecclesia, territorium, dicio episcopatus, fines episcopatus* などであらわされる）、のち、カロリンガー時代になってはじめて司教区（または首都司教区）の意味になる（*ebd.* 1060）。

(29) F. Prinz, *a. a. O.* 4.

(30) F. Lotter, Designation und angebliches Kooptationsrecht bei Bischofserhebungen, *ZfRG* 90 (Kan. Abt.), 1973, 112 ff. ——先任司教による「指名」*designatio* や属州同僚司教たちによる「選出」*cooptatio* は正規には存在しない。尚、vgl. *ebd.* 126: das „demokratische" Element der frühchristlichen Gemeindeverfassung.

(31) F. Lotter, *a. a. O.* 126 f.

(32) F. Lotter, *a. a. O.* 124, 128.

(33) H. Vetters, Zum ‚episcopus in castellis', *Anz. Akad. Wien*, 1969, 77 f.

(34) 以上のカイザー・アウグスト Kaiser-August の遺跡については H. Vetters, *a. a. O.* 75 f., 93 参照。

(35) H. Vetters, *a. a. O.* 76 f., 93. ライン源流地方での *civitas*（即ち、自治権と司教座のある都市）と *castrum*（逃げ城）との他の例については、*ebd.* 83, 89 f. に詳しい。

(36) H. Vetters, *a. a. O.* 82.

(37) H. Vetters, Die Kontinuität von der Antike zum Mittelalter im Ostalpenraum, *Vortr. u. Forsch.* 10, 1965, 41; ders., Das Problem der Kontinuität von der Antike zum Mittelalter in Österreich, *Gymnasium* 76, 1969, 506.

(38) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 37; ders., *Gymnasium* 76, 501.

(39) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 37; ders., *Gymnasium* 76, 501.

(40) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 37; ders., *Gymnasium* 76, 501.

(二)　聖職者と国境住民

(1)　聖職者による都市民の指導

帝国国境のうち、ライン地方では四〇二年に、スティリコ Stilicho が正規の駐屯兵を引き揚げさせ、一方、ドナウ流域では、第一ラエティア Raetia prima と河岸ノリウムとの帝国行政が四三三年に停止した――但し、軍政は継続し、河岸ノリクムのローマ軍は四七六年まで維持される（二〇(1)、参照）――。そのような中で、最初クーリアーレスが担当し、次いで帝国の役人の手に移った都市の運営・管理[1]は最後に教会の司教・聖職者の手に帰する[2]。地域の住民を保護する役割も彼らに委ねられる――「内政面に於ける『命令権の移転』*translatio imperii*」――[3]。都市内での司教・聖職者の地位の上昇は「保護役」の選任手続の変更（四〇九年）にも窺うことができる（既述の如く当初は近衛都督（道長官）が任命したが、今や土地所有者やクーリアーレスと並んで、司教・聖職者も選出に関与[4]）。都市を代表する司教の活躍は特にガリアで多くの例が伝わっている[5]。アルル司教、ヒラリウス Hilarius（四四七年没）は捕虜の請け戻しのために教会財産を費消し[6]、オルレアン Orléans（アウレリアーニー Aureliani）司教、アニアーヌス Anianus は四五一年に同市をアッティラ Attila の侵入から守った（Greg. Tur. *Hist. Fr.* II 7）。このような司教による都市民の指導、ないし、司教に対する都市民の信頼の背景には、司教が都市民によって選ばれたという事実があった[7]。ウィエンナ Vienna 管区での司教の昇格に際して、他管区の司教（ほかでもない上述のヒラリウスであるが）が不法なる干渉をした結果生じた紛争で、レオ Leo 一世（在位。四四〇-四六一年）は「すべての人の上に立つべき者は、すべての人によって選ばれねばならない」qui praeponendus est omnibus, ab omnibus deligatur という原則を述べ、また具体的に「市民たちの意見、民衆の証言が期待され、名望層（*honorati*）の意志、聖職者たちによる選出が求められるのがよい」といっている（*Ep.* 10, 4）。上層市民（「名望層」）と下層市民（別の個所では「平民」*plebs* とある）

を区別しようとしたり、「選挙」*electio* という語を聖職者についてだけ用いたりしているが、それでも民衆と聖職者による選挙の原則は守られている。[8] そして教皇ヒラルス Hilarus（在位。四六一－四六八年）は、現存の司教たちが後継者の選任に影響を与えること（属州同僚司教たちによる「選出」*cooptatio*）についてタラコー Tarraco の司教に書簡を発し（四六五年）、司教の選出が「正規の選挙」*legitima electio* によらなかったり、「民衆の賛意」*populi assensus* の代わりに、亡くなった司教の意向が決定的となることを司教会議の決議で禁止させた。[9] 尚、その後のガリアでの司教の活動についていえば、クレルモン司教、アポリナーリス・シドーニウス Apollinaris Sidonius（四七〇年、司教就任）は、同市が西ゴート人に攻囲されると、義兄弟のエクディキウス Ecdicius と共に防衛に当っており、[10] リヨン Lyon（ルグドゥーヌム Lugdunum）司教のパティエンス Patiens も、四七二／七五年に、西ゴート戦争の結果、ローヌ河下流渓谷とオーヴェルニュ Auvergne とで生じた飢餓から住民を救助すべく、食料供給の手配に努力した。[11] ちょうどそれはノリクムで聖セウェリーヌスが司教や聖職者を通じて都市の住民の保護に努めていた時期に当り、後者もまた捕虜の請け戻しや異民族の侵入からの防衛、さらには困窮住民のための食料の調達に腐心していたのである。

他の諸属州でと同様、ノリクムでも都市はキーウィタースと呼ばれ、事実、エウギッピウスはファウィアーニス Favianis（三(1)、四(6)）とラウリアークム Lauriacum（三〇(3)、同(4)）につき、その語を用いて言及している――ほかにノウァエ Novae のことをモェシア Moesia 属州のキーウィタースといっている（四四(4)）――。しかし、当時のノリクムでも「中心市」と「市域」から成る有機的な都市共同体は崩壊し、都市は城壁で固められた「城塞」となっている――ククルリス Cucullis（一一(2)、一二(1)）、クィーンターニス Quintanis（一五(1)、一六(1)）の場合を参照。コマーゲーニス Comagenis（二(1)）、ファウィアーニス（四(1)）、ラウリアークム（三〇(1)）についても『聖セウェリーヌス伝』に城壁に関する言及がある。ほかにイタリアのモンス・フェレテル Mons Feleter（四四(7)）やルクルラーヌム Lucullanum（四六(2)）も「城塞」――。住民は多くは城外に住み、緊急時に家畜や動産を伴って城内へ移ったのである。エウギッピウスの記述では「町」*oppidum* とか「地点」*locus* とかいう語が「都市」の意味で多用されており、[12] また、そこでは都市住民（2, 1: habitatores oppidi; 22, 2: mansores op-

pidi Quintanensis）や市民（22, 4：cives oppidi＝mansores in messe delentes）だけでなく、非都市的な集落の住民（27, 1 f.：in proximo a Favianis vico）も「ローマーニー」Romani と呼ばれている。[13] 都市の行政に目を転ずれば、『聖セウェリーヌス伝』では、古代ローマ帝国の地方統治の仕組み（中央からの指令と上層市民による都市運営との連結）は姿を消し、都市行政を担うべき公職者も出てこない。政治上の重要な決定は教会に集まった司祭などの聖職者と市民たちによって下される（一(2)、(4)、参照）。都市の指導者はもはや「保護役」ではなく、司教であり、それと並んで住民たちがある程度の発言力を留保していた。聖人も重要な決定を下した時には、司教と市民たちに伝えている（三〇(2)）。一市の市民全体[14]がセウェリーヌスの相手として何度も姿を見せるが（三、一五(2)、一七(4)、二二(2)、三三(1)）、その場合でも、主な役割は司教や司祭が演ずる。このように、かつて市の公職者や「保護役」が担当した仕事を司教やセウェリーヌスが引き受けたのであるが[15]、この点の変化を示す恰好の例はかつて世俗の権力機構が行っていた食料分配（ローマ市をはじめとするイタリア諸都市でいえば「ディアコーニア」*diaconia* 制[16]）の慣行で、『聖セウェリーヌス伝』には「あらゆる都市または城市でほとんどすべての貧しい人たちが彼（註。聖セウェリーヌス）の努力で日々の糧を得ていた」、とある（一七(1)）。聖人は教会に属していたわけではなかったが、司教たちを督励して貧民の救済に当たったのである。教会が国家の或る種の機能を引き継ぐという経緯は、政治的連続のみられる東方でではなく、帝国が崩壊する西方に於いてこそ顕著な事実であった。

（1）北ガリアの例でいえばクーリアーレスは「保護役」や「補佐役」のお陰でその全機能を失う（F. Vercauteren, *a. a. O.* 133）。五世紀以来、少なからざる都市にもはや「クーリア」*curia* はなく、帝国末期にそれがもっていた機能（たとえば私文書を「市簿」*gesta municipalia* の中に記載し、記録にとどめること）も *defensor civitatis* の手に移る（*ebd.* 142）。*defensor*、そして *curator rei publicae* のあと、五世紀後半になると、一部の都市（マルセーユ Marseille、オータン Autun、トリーア Trier）には都市コメス *comes civitatis* という官職があらわれ、これまでの *curiales, defensor, curator* が持っていた権限を掌握して、都市と市域の指導に当たる。この職は、F. Vercauteren（*ebd.* 133）の興味ある仮説によれば（D. Claude, Untersuchungen zum frühfränkischen Comitat, *ZfRG* 81 (Germ. Abt.), 1964, 8 f. もこれに従う）、皇帝によって軍事的に危険な領域に対して任命された Kommissare であって、おそらく将校であろう、という（vgl. F. Prinz, *a. a. O.* 5 f.）。

（2）Vgl. F. Prinz, *a. a. O.* 5. ——教会はその頃、経済的にも基礎を固めつつあった。既に三七〇年に国家は教会への贈与や寄附に制限を加えねばならなかった（*Cod. Theod.* XVI 2, 20）。教会は地租から免れてはいなかったが、労役への臨時の徴発から保護されており、その上、聖職者は人

頭税（*capitatio*）から解放されていた。

(3) F. Prinz, *a. a. O.* 2.

(4) A. H. M. Jones, *Roman Economy*, 11, 18――㈠帝国元老院の議員になったり、或るいは他の方法を講じてクーリアーレスとしての義務を免れた有力な土地所有者、㈡残りの中小の土地所有市民（今や彼らだけが市参事会を構成）に加えて、㈢司教や聖職者も加わって「保護役」を選び、それを「道長官（近衛都督）」*praefectus praetorio* が承認することとなった（それまでは道長官が属州総治の経験者、宮廷役人、道法廷の法律家などから選んでいた）――。Vgl. F. Prinz, *a. a. O.* 4. 他面、この変革は、都市の行政への司教・聖職者の発言力の増加をもたらした点で重要であるばかりでなく、都市の住民の一部が帝国官職者の選出にさえ関与するようになったことの故に（vgl. L. Sprandel, Dux und Comes in der Merowingerzeit, *ZfRG* 74 (Germ. Abt.), 1957, 64, Anm. 128: Mitspracherecht）、我々の問題関心からしても軽々には看過できない。

(5) 都市ではなく、村や町での司教座の設置を禁じた、上述のセルディカ司教会議の規定はラオディケイア Laodikeia の司教会議（四世紀後半）でも（*cn.* 57）、またレオ Leo 一世（在位、四四〇-四六一年）によっても繰り返され、その結果、比較的大きな都市（*civitas*）が司教都市となった（A. Scheuermann, *a. a. O.* 1061）、司教の裁治権の範囲が都市の行政区劃と重なり合って、*civitas*（その *territorium* を含む）が用語の上でも司教区となったのである（*ebd.* 1061）。折しも五世紀の混乱（帝国中央権力の衰微と在地行政機関の崩壊）で司教はキーウィタースの事実上の首長となる（M. Mitterauer, *a. a. O.* 58: der tatsächliche Herr der *civitas*）。実際、司教ないし司教座こそ、国家的権威の前後の残滓であり、ローマ的文化伝統の継承者であった（*ebd.* 59）。

(6) K. F. Stroheker, *Der senatorische Adel im spätantiken Gallien*, 1948, 182 f. (Nr. 193). ヒラリウス（K. F. Stroheker, *a. a. O.* Nr. 193）、及び同時代の教皇、レオ一世については F. Prinz, *a. a. O.* 14-16 参照。

(7) 教皇コェレスティーヌス Coelestinus 一世は四二八年に西ガリアの司教たちに、同僚市民に尊敬されている人よりも、他市の人を優先することがあってはならない、選挙には聖職者（*clerus*）、平民（*plebs*）、クーリアーレス（*curiales*）の同意と意志表示が必要であって、司教が教区民に上から課されるようなことがあってはならない、と厳命している（F. Lotter, *a. a. O.* 141）。クレルモン Clermont（アルウェルニー Arverni）でルスティクス Rusticus が司教になった時の事情――「（いくつもの派に分かれていた民衆は）皆、争いを止め、彼が（司教に）ふさわしく、正しい、と叫んだ」omnis populus…clamavit dignum et iustum esse、というGreg. Tur. *Hist. Franc.* II 13）――は全教区民に選挙権が属していたことの証拠である（*ebd.* 144-146）。

(8) F. Lotter, *a. a. O.* 141 f.

(9) F. Lotter, *a. a. O.* 134. 尚、クリスピーヌス Crispinus（四六六年没）の後を継いでパウィア Pavia 司教となったエピファニウス Epiphanius の選挙（パウィアで）と「叙階」*consecratio* については、*ebd.* 133. 参照。

(10) K. F. Stroheker, *a. a. O.* 217 (Nr. 358).

(11) K. F. Stroheker, *a. a. O.* 200 (Nr. 285).

(12) その例は R. Bratož, *a. a. O.* 36, Anm. 141 に列挙。ほかに *urbs*（ラウリアークム。三〇四、三一(2) とか *metropolis*（ティーブルニア。二一(2) とかいう語が用いられているが、この点については、第一部（当該個所の註解）、参照。元首政期に都市の代表的なあり方であった「自治都市」*municipium* という呼称は一度だけ（クィーンターニス。一五(1)。

(13) F. Lotter, Antonius von Lérins und der Untergang Ufernorikums, *HZ* 212, 1970, 271 f.

(14) F. Lotter, Die historischen Daten zur Endphase römischer Präsenz in Ufernorikum, *Vortr. u. Forsch.* 25, 1979, 77 f.: die Gesamtheit der Bürger. ラウリアークムの住民は都市支配者（Stadtherr）、即ち司教と並んで、明らかにある程度の共同発言権（Mitspracherecht）をもっていた（*ebd.*）。

(15) R. Noll, *Frühes Christentum in Österreich von den Anfängen bis um*

600 n. Chr., 1954, 65 f.; F. Lotter, *a. a. O.* 77.

(16) ローマやイタリアにはローマ帝政期に教会による貧者救済の事業としてディアコーニア制があったが、ローマ帝国の官憲が崩壊してのち、司教の世俗面での活動がその比重を増し、東ゴート王は穀物庫（*res frumentaria*）の管理に司教たちを利用した（Cassiod. *Var.* 9, 5; 12, 27）。ユスティニアーヌス Justinianus 帝以後はローマ教皇が「穀物管理長官」*praefectus annonae* の仕事を受け継いだ（A. Kalsbach, *RAC* III, 1957, s. v. Diakonie, 910; J. Dummer, Eugippius über die Rolle der Kirche in der Übergangsepoche, *Klio* 62, 1981, 640）。

(2)　ドナウ国境の農民＝兵士

ノリクムのような国境地域ではローマの同盟部族（*foederati*）がローマーニーを外敵から守るべく、都市の防衛に当たっていたが（四七二年にゴート人が去ってのち、ローマ領民に威圧的に振舞うようになったルギー族もそのようなバルバリーの一部族であった）、属州住民からの徴発というローマ兵制の原則は最後まで守られていて、それがバルバリーによる防衛体制にすっかり取って代わられることはなかった。国境防備兵の正規の部隊も依然として駐屯しており、彼らは、『聖セウェリーヌス伝』にある通り（二〇(1)）、「公けの捧給で養われていた」。但し、ライン・ドナウ国境が破られた結果、部隊の重心はもはや河岸沿いにはなく、背後に退いたので、四〇〇年以降、「国境防備兵」*limitanei* という呼び方は影をひそめて、主に「城塞防備兵」*castellani*／*castriciani*（*castriani*; *castresiani*）とよばれるようになる[1]。それでも彼らが退役後に土地を与えられ、免税の特権を享受していたことに変りはない——退役兵は本人と妻の両者につき「人頭税」*capitatio* を免除された上（*Cod. Theod.* VII 20, 4）、賦役労働（都市の公共事業への奉仕、即ち *munus civile* など）、市場税（商品売却に伴う取引税、即ち *proponenda*）・通関税も免除されていた[2]——。退役兵に貸し出され、免除特権で保護された土地は本来、兵士団体に帰属し、譲渡を許されない性質のもので、事故ある場合は兵士団体に返還されたが——もし私的な地位（privata conditio）の者や城塞防備兵（*castellanus miles*）でない者が土地を保有していた場合には財産を没収された上、死刑に処せられることになっていた（ホノーリウス Honorius、テオドーシウス両帝の勅令。*Cod. Theod.* VII 15, 2）——、多くの場合、そのまま兵役義務と一緒に退役兵の息子たちに引き継が

れた[3]。かくして、城塞に駐屯する兵士は正規の部隊に属しながら、半ば民兵的な性格を帯びることとなったのである[4]。

西ローマ帝国が崩壊して（四七六年）、国境防衛の体制が解体すると、西からのアラマンニー族、トリンギー Thoringi 族の圧迫を受けて、河岸ノリクムの都市の住民は東への移動（クィーンターニスやバターウィスからラウリアークムへ、そしてファウィアーニスへ）を開始し（二七・三二）、ラウリアークムよりも西の諸都市がゲルマン人の手に帰した[5]。但し、その場合でも、東への移住に加わったのは住民の一部で、事実、ヨウィアーコ Ioviaco では移住に参加しなかった市民がのちにバルバリーに襲撃されるという事件が生じている（二四）。旧ローマ軍の兵士は、一部はルギー王に仕え（アウィティアーヌス Avitianus がその一人である。四四(2)）、他は現地住民と融合した[6]。残った住民は主に農耕を営む人々である。バターウィスも純粋な農業都市で、その市壁の外に農耕地が広がっており、収穫にはほとんど全市民が総出で当たった、という（二二(4)）。当時のノリクムは飢えと飢饉に苦しむ貧しい人々（*pauperes*）が多くいたが（三(1)、(2)、註、参照）、また一方では中小の農民層が広範に存在していたことも事実である[7]。実際、『聖セウェリーヌス伝』の中でこの地方の農民は「自分の手で」耕作する習慣があった、といわれているように（14(3)）、ノリクムでの農業はイタリアでと異なり、小経営の農民を軸としていて、コローヌスによる領主経営は主流ではなかった（このことは蝗の襲来で被害をうけた一農民の姿にヴィヴィッドに描かれている。一二(3)以下）[8]。

右に見るような広範な農民層の健在には帝国がそれまで執ってきた、退役兵に土地を割り当てて定住させる、あの政策が貢献していたであろう[9]（既述の如く彼らには農耕用の家畜も播種用の穀粒も配給された。四〇(5)、註、参照）。そして、ラエティアからノリクムにかけてのドナウ沿岸地方がバルバリーの攻撃に対抗して、例外的に永く国境を安全に持ちこたえたことも、このことと無関係ではないであろう。異民族の攻撃を防ぐ必要から農民兵が生れるという事情は帝国の他の地帯でも見られ、既にセプティミウス・セウェールス帝の下でのことであるが（二〇二年）、マウレターニア Mauretania のシティフィス Sitifis からローマの軍隊が退いた時、おそらく軍事的な理由から農民が城塞に結集し（皇帝もまたこれを促進）、農民＝兵士が半都市的な組織を維持しつつ、広範な自治を許されることになった[10]。事情はノリクムでも同じで、農民が自ら武装し、民兵として自市の防衛に当たったとい

う消息はラウリアークムについて比較的よく伝えられている（三〇）。この市も農業都市で（一八(1)）、市民と上流の都市からの逃亡者から成る民兵はセウェリーヌスの命令下に市を守った（四七八／八〇年）。ローマ軍団兵の駐屯する城塞の外側に、それと連結してラウリアークム市（municipium Lauriacum）があり、聖ラウレンティウス Laurentius 教会を中心とするこの非軍事的居住地（Zivilstadt）は城壁で固められることはなく、そこに住む、もともとの市民と新しく加わった亡命者とは城塞を逃げ城として利用していた(11)。バルバリーの攻撃が始まると彼らは財産と家畜を城塞の中へ移し、自らもその中へ避難する。聖人は城門の前で、城内にいる司教、コンスタンティウス Constantius と使者を通じて交渉する(12)。塔と城壁を備えた城市に拠りつつ、断乎たる決意で防衛に当たった市民団の都市がこの時代にもあったのであり、事実、ゲルマン人も長期に亘る攻囲を続けることができないで、成果をあげずにひき上げている(13)。その後のバルバリーの襲撃の時にもラウリアークムの市民は司教の下に結束して危機を乗り越えようとした。その際、上流からの亡命者たちは市から去ったが、市民たちの圧倒的多数は聖職者たちの指導の下に、市の明け渡しも行わず、ルギー王保護地域へ移住することもなかった(14)。もちろん、住民大衆と共に、彼らを支持した司教や聖職者もそこに留まる。城壁の前の聖ラウレンティウス教会の存続は市民団とその信仰生活が継続したことの何よりの証しである(15)。セウェリーヌスがバターウィス、ボイオトロー、ヨウィアーコー、ファウィアーニスなどの場合と異なり、ラウリアークムについては将来の破滅を予言していないこともその間の事情を暗示している(16)。そしてコンスタンティウスが「聖なる」sanctus という尊称で呼ばれていることも、彼が都市指導者として被保護民（＝市民）のところに留まっていたことに関係しているであろう(17)。その上、同市の殉教者たちの聖遺物を収めた箱が礼拝堂（四世紀に建てられ、五世紀半ばにその上に所謂「第二バシリカ」が建設される）に安置されていた、という考古学的知見からも居住の連続性が結論されるであろう(18)。

国境防備兵が民兵部隊の性格を帯びたことは上に述べたが、帝国崩壊後、正規の軍団兵が消えて、直接バルバリーの攻撃にさらされることとなった河岸ノリクム西部でも、同じような民兵の部隊が登場する。アラマンニー族の襲撃を退けたバターウィスのローマーニー兵士がそれである（二七(2)）。その中核はかつて正規兵としてバターウィス駐屯の部隊（*numerus*）に属して

いた兵士であって（二〇(1)）、帝国軍隊解体後、彼らは民兵としてバターウィスの守備に当たっていたのである――そのうち四〇名が、スエービー Suebi 族の王、フヌムンドゥス Hunumundus がバルバリーの兵士を率いて攻めて来た時、殺された、という（二二(4)）――[19]。

さて、イタリアに誕生したオドウァーカル Odovacar の政権は内陸ノリクムのみならず、河岸ノリクムをもその国家内に含んでいたと思われるが（このことは四八八年のオドウァーカルの河岸ノリクムに対する命令（後述）から推察される）[20]、四七六年に国境防衛の体制が崩れてローマの同盟政策（同盟部族に防備を依存する体制）がその基礎を失って以後[21]、同じドナウ沿いの地域でもラウリアークム以東は、事実上、ルギー王国の支配下に入った[22]。そこでは旧ローマ領民はルギー王への従属（31, 3: subditi; 31, 5; 40, 2: subiecti）・貢納（31, 3; 31, 4: tributaria oppida）を強いられ、後者は前者の都市を支配していたが（42, 1: Ferderuchus . . acceperat Favianis）、しかしルギー族は数も少く、またイタリアへ移る積りでもあったので（実際、彼らは、ローマ領に定着した他のゲルマン人のように、領民の土地の三分の一を割譲させていない）[23]、ローマーニーとはむしろ「友好的な同盟関係にあった」（三一(6)）。それ故、旧ローマ領民はその個人的な「自由」までは制限されていない[24]。『聖セウェリーヌス伝』は、ラウリアークムの市民たちが聖人のお陰で「自由のまま居れるように」守られた、と伝えており（三〇(5)）、ほかにも当時の住民が「自由な」地位にあったことを示す記述が見出される。捕虜となった属州民を「本来の自由の身に戻す」努力がそれ以前からも払われていたし（九(1)）、また、たとえばククルリス Cucullis で蝗の被害に会った農夫の場合を見ても、彼は仲間の住民に（パトロンにではなく）救済方を訴えており、このことは、彼がコローヌスではなく、「自由な」身分の農民であったことの証拠となるであろう[25]（ほかに八(5)、三〇(5)、参照）。

当時の都市は既述の如く、もはや市の公職者によってではなく、司教によって指導されていたが、その場合の司教の活動を背景で支えていたのは右に見たような「自由な」ポプルス層であったといわねばならない。否、司教への選任自体が民衆の同意（*consensus*）に依存していた。『聖セウェリーヌス伝』によれば、セウェリーヌスの許を訪れていた、テイーブルニア市の一司祭、パウリーヌス Paulinus は「人々の願いに逆らって」、「司教職という名誉ある地位」を断り続けたが、故郷に帰ると、聖人の予言通り、同市の「市民が彼に最高司祭職という権威ある地位（註。司教職のこと）に就くことを受け入れるよう強請し

た」、という（二一）。司教と教区民団体（教区の信者の総体より成るので、近代語では端的に「共同体」Gemeinde と呼ばれている）との間のこのような関係の中に、古代の都市共同体の最後のあり方を見てとることができるであろう。そこでは、政治上の重要な決定が教会に集まった司祭などの聖職者と市民たちとによって下されている（一(2)、(4)。聖職者と並んで市民たちもある程度の発言権を保持しており、一市の市民全体がセウェリーヌスの相手として何度も登場し、聖人も重要な知らせをする時には、司教と市民たちに伝えているのである（三〇(2)[26]。

（1）A. R. Neumann, *a. a. O.* 877.
（2）A. H. M. Jones, *The Later Roman Empire*, I, 635.
（3）Th. Mommsen, *a. a. O.* 211; F. Lotter, *HZ* 212, 275.
（4）B. Isaac, *op. cit.* 139 ff. はモムゼン以来の定説を疑い、a peasant militia の存続を否定するが、以下で述べるラウリアークム（そしてバターウィス）での事情からみても、駐屯軍の民兵的性格は疑えないと思う。
（5）ラウリアークムより西では都市名に土着の（ゲルマン人到来以前の）ローマーニーの時代の）名が残っているが、それよりも東ではわずかに河川や耕区に残っているだけである（ヴィーンは例外）。Vgl. H. Vetters, *Gymnasium* 76, 497.
（6）R. Bratož, *a. a. O.* 35. 同じような例はほかにも見られる。ヴイエ Vouié での、フランク王、クローウィス Clovis と西ゴート王、アラリヒ Alarich 二世との会戦（五〇七年）では、アルウェルニー（クレルモン）の「アポリナーリス Apollinaris に率いられて民衆（populus）が（西ゴート側に）はせ参じた」（Greg. Tur. *Hist. Franc.* II 37）というが、アルウェルニーの民衆とは同市での徴兵軍で、その中には旧ローマ軍の兵士、乃至、その息子も含まれていた、と考えられ――尚、右のアポリナーリスは同名の著名な司教の息子で、のちにやはりアルウェルニーの司教になるが、一説（G. Kurth）によれば、当時、同市のコメスであった、という（vgl. K. F. Stroheker, *a. a. O.* 145 f., Nr. 22）――、また、東ゴートの軍隊にも旧ローマ軍からの脱走兵が含まれていた（F. Lotter, *a. a. O.* 290）。
（7）R. Bratož, *a. a. O.* 39, Anm. 158.
（8）F. Lotter, *a. a. O.* 309――社会構造は freier Kleinbauer が中心（*ebd.* 310）。
（9）F. Lotter, *a. a. O.* 310.
（10）農民の都市への結集とその兵士化はほかにトラキア、エジプト、シリアなどでも見られる（M. Rostovtzeff, *op. cit.* II, 137 f.）。Vgl. A. R. Neumann, *a. a. O.* 880.
（11）H. Vetters, *a. a. O.* 496 f.
（12）F. Lotter, *a. a. O.* 280 f.
（13）F. Lotter, *a. a. O.* 281. その場合、上述の如く、旧ローマ軍の兵士たちが市民に混じっていたことが防衛力を強化したであろう――事実、四七六年以降、アストゥリス以外はどの都市も陥落していない（R. Bratož, *a. a. O.* 35）――。
（14）F. Lotter, *a. a. O.* 284.「略奪者の度重なる却掠から救われた」人々とか（三一(5)）、セウェリーヌスの「保護下に」入り、「ラウリアークムから退去したローマ領民」（三一(6)）とかいわれているのはラウリアークム市民ではなく、ドナウ上流から移って来た亡命者たちのことである（*ebd.* 283）。
（15）その後もラウリアークムの住民はかつての駐屯軍団の陣営城塞を

castrum として利用しており、のちの文献ではラウレンティウス教会は九〇一年にもその城壁の前に立っていた（F. Lotter, *a. a. O.* 314）。このラウレンティウス教会を通じての「祭祀連続性」Kultkontinuität から見て、守護聖人、聖ラウレンティウスの「保護」*patrocinium* は古代に溯るであろう（N. Vetters, *a. a. O.* 498）。

(16) F. Lotter, *a. a. O.* 283.

(17) F. Lotter, *a. a. O.* 283.

(18) F. Lotter, *a. a. O.* 267, 269 f.

(19) F. Lotter, *a. a. O.* 277.

(20) R. Bratož, *a. a. O.* 17, Anm. 49; 40.

(21) F. Lotter, *a. a. O.* 281 f.

(22) R. Bratož, *a. a. O.* 43. Vgl. F. Lotter, *a. a. O.* 278, 313——貢納を伴う保護・依存関係。

(23) R. Bratož, *a. a. O.* 44.

(24) ローマーニー出身の代官（44, 2: vilicus）がルギー王家の名で治めている。ルギー王とローマーニーとの間は feudal な関係（R. Bratož, *a. a. O.* 43 f.: Feudalherrschaft）。

(25) R. Bratož, *a. a. O.* 41.

(26) 「自由な」市民層の健在には、他の西方属州でよりはこの地方で貴族層（*honestiores*）の勢力が弱体であったという事実が関係していたであろう（vgl. R. Bratož, *a. a. O.* 37.——この階層はノリクムでは五世紀半ばにほとんど消滅した、という）。しかし、それでも、『聖セウェリーヌス伝』には貴族層への若干の言及がある（たとえばファウィアーニスでのプロクラ Procura という名の「非常に高貴な生れの婦人」。三(2)）。聖人の周辺には土着の、或るいは外来の貴族が多くいて（E(8)）、彼らも激動する時代の波に巻き込まれていた——ノリクムにはオドウァーカルを支持する「多くの貴族」がいたし（三一(3)）、一方、ノリクムへはオドウァーカルの政敵が追放されてきた（三一(1)——。司教のコンスタンティウスとその甥、アントーニウス Antonius も社会的上層の出自であると思われ（Ennodius, *Vita s. Ant.* 7 sq.）、ファウィアーニスの国境部隊の指揮官、マメルティーヌス Mamertinus ものちには司教となっているが（四(2)）、これらのことは、貴族層が聖職者に転じて新しい時代に対応する例としても貴重である。

(三)　要砦教会に於ける司教座の存続

四八〇年以降、聖人を取り巻くローマーニーの活動はその中心をルギー支配下の地域に移す。即ちファウィアーニスの周辺であって、その対岸にはルギー王が居城を構えていた。ファウィアーニスのほかにラウリアークムも独立した都市として存続し、自己の力でゲルマン人に対抗した。聖人の死（四八二年）の後、弟子たちの集団はイタリアへ移ったが（四八八年）、この時も、原住の旧ローマ領民は大部分その地に留まった。しかし、都市の富裕な層が一緒に退去したために集落の性格が一変し、都市

的な相貌がいよいよ稀薄となった。その上、同じ国境でもドナウ沿岸はライン地帯に比してバルバリーの襲撃がより激しかったので、それだけ後世への都市の連続性が明瞭ではない。行政拠点や司教座所在地としての都市の連続性についても両地域に差が認められる。ライン（及びモーゼル）地帯ではケルン Köln (Germania II)、トリーア Trier (Belgica I)、マインツ Mainz (Germania I) など主要な属州都市がのちにも行政の中心であるが（ローマ末期の城塞からフランク期の王やコメスの宮廷へ）、ドナウ沿岸ではラウリアークムにその例が考えられるだけである。[1] 教会についても、ライン（及びモーゼル）地帯の右の三市と、クール Chur (Raetia II) とで古代末期の司教座が中世まで存続したが、同じことがラウリアークムで言えるかどうかは疑問である。[2]

但し、当時の住民が城市に拠ったことはライン地方でも、ドナウ地帯でも、また、河岸ノリクムでも、内陸ノリクムでも変わりはない。河岸ノリクムではドナウ沿いばかりでなく、それから離れてザルツァッハ Salzach 川沿いにも、そして、それより遅れてではあるが、内陸ノリクムにも城塞が築かれる。但し、ドナウ沿岸では国境防備兵の陣営に手を加えるかたちでつくられた（ファウィアーニス、ラウリアークム、アストゥリスなど）のに対し、ザルツァッハ川沿岸や内陸ノリクムではケルト人の「逃げ城」のあったところに再び要砦が設けられた（ゲオルゲンベルク Georgenberg im Kremstal やドゥエル der Duel in Kärnten など）。[3] それらの要砦（＝逃げ城）は都市建設の原則に従って建てられたものではない。それは街道から逸れた、容易には接近しがたい丘上に生まれた施設であって、城塞で固められたその場所には、丘上で指揮を取る者たちの陣取る館や、教会、そして、危急時に周辺の住民たちが家畜や動産と一緒に逃げ込める空間があった。[4] ユーウァーオーでは古代の国道（東へ、オウィラーウァ Ovilava に向う）沿いに三身廊のバシリカの教会が発掘されているが（これが『聖セウリェーヌス伝』一三(1)のバシリカか）、のちに背後のホーエンザルツブルク Hohensalzburg に要砦が整えられる。[5] ククルリス（一一(2)）でもゲオルゲンベルク丘の要砦化がすすめられた（既にそれ以前にアラマンニー族の侵入時にも、テオドーシウス帝の時代にも同じ企てがあった）。この逃げ城の中にも教会が建てられたが、それは丘の下に住む人々のためのものである（平地には耕地区劃の跡が残っている）。[6]

河岸ノリクムの明け渡し後も、内陸ノリクム（東ティロル Tirol とケルンテン）はそのままイタリアの勢力範囲に留まった。この

「ノリクム残部属州（die norische Rumpfprovinz）」ともいうべき地域は、オドウァーカルの死（四九三年）ののちも、東ゴート王テオデリヒ Theoderich の下で、河岸ノリクムに代わって境界属州の機能を果たし、アペニン半島を守るための要砦となった[7]。その間、住民はオドウァーカルとルギー族の戦争に巻き込まれ（四八七／八八年）、苦難を強いられるが、それでも河岸ノリクムに比して住民の被害は少く、彼らの多くは東ゴートの支配下を生き延びる[8]。ザルツァッハ川沿岸でと同様、この地方のローマーニーも市の背後の丘上に逃げ城をつくり、しかもそれらは例外なく中心に教会をもっていた[9]。まずウィルーヌムについていえば、この市の司教のための逃げ城と教会がグラーツェルコーゲル Grazerkogel 丘とマリア・ザール Maria Saal 丘（古代のソリウム Solium）に、そしてカルンベルク Karnberg（カランタニウム Carantanium）丘にあった（これらの *castellum* ないし *castrum* は五世紀はじめのもの）[10]。ウィルーヌムの近郊ではウルリヒスベルク Ulrichsberg にも逃げ城がつくられ（五〇〇年以後。それまであったノレイア Noreia 女神の神殿は破壊）、教会とそのまわりの家々の遺構が残っている。但し、この要砦はウィルーヌムの市民のためのものではなく、ウルリヒスベルク丘の下の平地を耕す農民のためのもので、彼らは要砦に住み、毎日、下の畑まで長い道のりを往復した[11]。いずれにせよ、危機の時代の住民のあり方を示して我々の注意をひくものがある。ほかにユエンナ（これは「都市」*civitas* ではなく、都市類似の「村落」*vicus* であったが、司教をもっていた）の管内のヘムマベルクにも司教の逃げ城があった[12]。

続いてウィルーヌム周辺からドラウ川を溯ってティーブルニアへと考察の方向を進める。この渓谷地帯にはその頃、東ゴートの勢力が及んでいた。ティーブルニアの教区民団体に属する墓地教会（五世紀はじめの建築）はその床に、四段・三列の図柄（合計二一。そのうちの一つは銘文）のモザイク（五〇〇年前後のもの）が施されているが、その中の二つ（Ⅱ2、Ⅲ2）はゲルマン人の世界観をあらわしており、銘文中のウルスス Ursus（「熊」）というゲルマン風（この場合は東ゴート）の名前と共に（前出、註(8)、参照）、アリウス派の東ゲルマン人の表象世界を伝えて興味深い[13]。『聖セウェリーヌス伝』には、この市の司教が「彼の管区の全ての城市に対して」聖人からの指示を伝えた、という（二五(2)）。この記述は、ローマ帝国の地方行政機構が姿を消し、且つ、都市公職者に代わって司教がその機能をうけついだことを明示する史料の一つであるが、指示を受けた城市の中には、ティーブルニ

アの司教がその管区内に有していた逃げ城が含まれていた。ドゥエルとマクラリア Maclaria の要砦がそれで、特に、前者の地に設けられた、司教のための建築群（五世紀）は重要である。その丘の要砦は城壁で固められ、それには防禦設備がしつらえられている。内部は危急の場合に周辺住民が彼らの財産と一緒に逃げ込むための場所で、そこには指揮に当るものの宿舎、浴室、小教会が別々に建てられており、教会の向いに司教館（*episcopium*）、礼拝堂（その床には四角の洗礼盤）があった。丘の最上部には三身廊の教会（二一m×一四・五m）があり（のち祭具室がつけ加わる）、内陣には半円形の司祭席（*sedia episcopalis*）、そしてその前には祭壇が置かれていたが、聖遺物箱を狙う盗賊の手で完全に破壊されている。[14] ティーブルニアの逃げ城はほかにラウベンドルフ Laubendorf にも確認されているが、[15] これらの要砦は平地の城市、ティーブルニアと一緒にアヴァール人の到来時（六〇〇年頃）に破壊された（それでもティーブルニアの地名は今日まで連続。Tiburnia→Lurnia→Lurnfeld）。ドラウ川を更に溯るとラファント Lavant（東ティロル）、即ちアグントゥム司教の要砦があり、地名も連続している（Aguntum→Avontum（L'Avontum）→Lavant）。[16] それは、バルバリーの侵入でアグントゥム市が破壊された時（四〇〇年ころ）、同市の司教のための逃げ城として背後の丘を要砦化したものである。斜面のキリスト教会が建て直され（教会址は一〇m×四一m。内陣が仕切られ、司教席ができる）、洗礼池が堀られる。そのあと、東の部分が建て増しされて、第二の司教席・司祭席がつくられ、更に受堅所や、洗礼志願者のための部屋、そして洗礼盤も設けられた。その後、もう一度破壊されて、六世紀に三たび建設される。[17] 司教のための、この逃げ城のお陰で、ここでは平地の集落が放棄されたあとでも、司教座の教区民共同体の連続性が保たれたのであったが、[18] アグントゥム司教の逃げ城はほかにもう一つ、リーンツ Lienz にもあり、中世ではこの要砦の集落（パトリアルヒェスドルフ Patriarchesdorf＝villa Patriarcha）の方が有力で、ラファントの地位を凌ぐものがあった。[19] このように、内陸ノリクムにあっては、都市が破壊されても、住民が離散したり教区共同体が消滅したりすることは稀で、旧市民は自分達の住まいに変動があったにもかかわらず、司教座の移転・護持によって、お互いの結びつきを維持し続けたのである。[20] 尚、これまで述べてきた内陸ノリクムでの場合と同じ逃げ城はライン上流地方（セクァーニー Sequani 族やヘルウェティイー Helvetii 族の居住地域）でも見出される（既述のバシリア市司教のためのカストラ・ラウラカ、そしてアウェ

ンティクム市司教のためのテネドー、及びウィンドネッサなどの城塞)。それらの要砦は、勿論、司教に必要な教会建築群を擁していて[21]、そこではローマーニーが司教と共に要砦を守りぬいたため、侵入したアラマンニー族は当面、その下の平地を占領するにとどまった[22]。

司教による都市民の指導、及び要砦教会の建設は西方属州に於いてばかりでなく、六世紀の東方に於いても認められる。まず、前者についていえば、司教による都市民の「保護」*tuitio*、即ち、総督と市民との間で紛争が生じた時、司教が調停者として働いたことがあげられよう。司教は彼の都市または属州でのすべての不満を皇帝に伝えるべき義務を負っていた[23]。また、イタリアやアフリカの都市で教会の聖職者がその市の有力者と共に東ローマ軍の将軍と交渉した事例も伝わっている(具体的にはミラノ市の大司教やスルレクトゥム Surrectum 市の司教とベリサリオス Belisarios との交渉[24])。そのほか司教が外敵を相手とする降伏交渉に加わったり、緊急時に外敵の攻撃を防ぐための民兵部隊を編成したり、公共建築物の造営や道路・塔の建設に関係したりする場合もあった[25]。このように司教は東ローマ当局に対して、或るいは外敵に対して、都市の「保護支配者」としてあらわれるが、しかし、司教が都市内で制度的に裏づけられた地位を占めていたわけではない。司教が世俗の仕事に介入した場合でも、彼はそれを都市官職の公式の担当者として行ったのではない。司教はその時、全くの私人として振舞ったのであり、このことは、ノリクムで聖セウェリーヌスが帝国秩序崩壊時に、国家あるいは都市の官職担当者であることなしに、ローマーニーの防衛組織を指揮し、ゲルマン人君主との外交を推進した事実に照応している。国家機構の存続した東方でと異なり、帝国秩序の解体した西方にあっては、司教による都市住民の指導が既にある程度まで制度化されつつあったのであるが(「保護役」*defensor* という称号が司教にもつけられたことはその方向を指し示している[26])、セウェリーヌスは正確に言えば司教であったわけではないので、それだけに彼の活動のユニークな性格が一層きわ立ってわれわれの目に映るのである。

後者、即ち、「要砦教会」の建設の例はボウーズ・アルハンジール Bouž al-Hanžīr(この場所にアナサルタ Anasartha の司教が五〇五／六年にペルシアに対抗して逃げ城を建てさせた)の要砦の建築碑文に見られる[27]。曰く、「神の避難所。おお、キリストよ、あなたの救い

を！　この場所に司教ステプハノス Stephanos の指令にもとづき、司祭のテオドーロス Theodoros 及びセルギオス Sergios によって、奉読者ヨーアンノス Ioannos の監督の下に、第八一八年〔セレウコス朝の年代〕、第一三インディクティオに建設せり」。外部の敵（この場合はペルシア人）に対する守りのために司教の要砦が建てられたのであって、「神の避難所」とある通り、この城塞にも教会が据えられたことはいうまでもない。ボウーズ・アルハンジールは、西方の例でいえばアラマンニー族の侵入を避けて住民がその中に安全と平穏とを求めた、あのティーブルニア司教の逃げ城に対応するものといえよう。(28)

（1）H. v. Petrokovits, *a. a. O.* 69 f. 但し、四〇二年による引き揚げでライン属州での行政の断絶があるので、行政の拠点として中断なく連続していたかどうかは問題である。ラウリアークムの軍団陣営の「本営」*principia* はのちにアギロルフィンガー Agilolfinger の、そして七八八年にはカロリンガーの宮廷になったが、ここでも先に本文で触れた如く四三三年にローマの行政が一たん引き揚げている（*ebd.*）。

（2）H. v. Petrokovits, *a. a. O.* 68 f. 河岸ノリクムでは四八八年の明け渡しは、二期に亘って展開してきた、その地での初期キリスト教の終焉をもたらした（R. Noll, *a. a. O.* 124）。

（3）H. Vetters, *Anz. Akad. Wien*, 1969, 81 f. ——ほかにローマ皇帝領の監督官（軍隊を指揮し、警察権もまかされていた）の管轄区域の拠点が要砦化したものもある。たとえば、第二ラェティアのテリオーリス Teriolis や内陸ノリクムのメクラリア Meclaria（テルル・マクレルン Thörl Maglern）などがそれである。尚、両ノリクムでの逃げ城は G. Alföldy, *a. a. O.* 217 f.; R. Bratož, *a. a. O.* 41, Anm. 173 に列挙されている。

（4）R. Bratož, *a. a. O.* 41, Anm. 173.

（5）H. Vetters, *Gymnasium* 76, 499 f.

（6）ククルリスについては、H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 36 f.; ders., *Gymnasium* 76, 500 参照。

（7）R. Noll, *a. a. O.* 68 f. 東方からの圧迫の故に「属州」の中心はウィルームではなく、聖セウェリーヌス時代と同様、ティーブルニアにあった。

（8）碑文での貴族（*honestiores*）の名の残存例でも内陸ノリクムの場合の方が多い。ティーブルニア墓地教会のモザイク中の銘（註(13)、及びE(8)、註、参照）に名のあがっているウルスス Ursus（*vir spectabilis*）——東ゴート王、テオデリヒの下で内陸ノリクムの統治に当たっていたと思われる——もその一人である（R. Bratož, *a. a. O.* 23, Anm. 71）。

（9）R. Bratož, *a. a. O.* 41, Anm. 173.

（10）H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 37; der., *Gymnasium* 76, 502; ders., *Anz. Akad. Wien*, 1969, 82.

（11）H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 38 f.; ders., *Gymnasium* 76, 503.

（12）H. Vetter, *Anz. Akad. Wien*, 1969, 82.

（13）R. Noll, *a. a. O.* 97 ff. ——モザイクの最上段(Ⅰ)には、(1)わし、(2)雌鹿（子鹿に乳をふくませる）、(3)蛇を口にくわえた鷺、次の段(Ⅱ)には、(1)銘文、(2)把手つきの杯に描かれた、蛇に襲われ、救いを求める二羽の鳩、(3)雄鹿、第三段(Ⅲ)には、(1)雄牛、(2)木と三組(六羽)の鳥、(3)あひる（と四羽の子）、そして最下段(Ⅳ)には、(1)二匹の兎、(2)こうのとり、(3)碁盤縞の模様、が配されている。

（14）R. Noll, *a. a. O.* 100; H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 40; ders., *Gymnasium* 76, 505. この丘の発掘（一九二八-三一年）は、(一)『聖セウェリーヌス伝』で述べられているティーブルニアの管区の「城市」*cas-*

tellum を実見させるほか、(二)古代末期の要塞と中世初期のブルクとの連続性（ドゥエルの初期教会は中世の Burgkirche ないし Burgkapelle の先駆）を示す点で重要である（R. Noll, *ebd.*）。教会建築群はウィディメル Widimer 指揮下のゴート人がティーブルニアを攻囲した時（四七三年。一七(4)、参照）、破壊（第一次）され、再建後、六〇〇年ころにもう一度アヴァール人に破壊（第二次）される（H. Vetters, *ebd.*）。

(15) そこでは、司教席をもった教会、受堅所、等を包含する教会建築群が発掘されている（洗礼堂の遺構はまだ未発見）。最初の建築時期は六世紀半ば（H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 42; ders., *Gymnasium* 76, 507 f.）。

(16) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 45; der., *Gymnasium* 76, 512. 尚、vgl. R. Noll, *a. a. O.* 95.——Lavant とは「向う側の（即ち、ドラウ川を越えて南側にある）Agunt」の意。

(17) R. Noll, *a. a. O.* 92 ff.; H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 43 f.; ders., *Gymnasium* 76, 509-511.

(18) A. Lippold/E. Kirsten, *RAC* IV, 1959, s. v. Donauprovinzen, 186.

(19) H. Vetters, *Gymnasium* 76, 512.

(20) H. von Petrokovits, *a. a. O.* 74.

(21) H. Vetters, *Anz. Akad. Wien*, 1969, 90, 93.

(22) H. Vetters, *a. a. O.* 90.

(23) A. Hohlweg, Bischof und Stadtherr im frühen Byzanz, *JÖB* 20, 1971, 55.

(24) A. Hohlweg, *a. a. O.* 55-57.

(25) A. Hohlweg, *a. a. O.* 57-59.

(26) F. Prinz, *a. a. O.* 3, 18——彼らは五／六世紀に貧者と弱者の保護につとめ、六世紀には *defensores civium* と呼ばれる。たとえば、アンジェ Angers 司教、アルビーヌスは「貧者の扶養、市民守護、病者の訪問に」in alimoniis pauperum, in defensione civium, in visitatione languentium 熱心であった（Venantius, *Vita Albini*, *MGH*, Auct. ant. IV, 2, 127 ff.）。

(27) H. Vetters, *a. a. O.* 92.

(28) H. Vetters, *a. a. O.* 93.

(四)　バイエルン族・アヴァール人の到来

フランク族の東への拡大は既に五世紀にはじまっていたが（クローウィス王は四九六年アラマンニー族を破り、これを中部マイン地方から駆逐）、五三二年、チューリンゲン王国を倒し、次いでその勢力はドナウ河以南にまで及ぶ（五四二年）。一方、北ボヘミアから発したゲルマン人の一隊はルギー、スキーリー、ゴート、アラマンニーなどの諸部族出身の成員をかかえて、ノリクム・ラエティア（レッヒ Lech 川とエンス Enns 川の間）に移り（五三一－五四〇年）、更にその地方（特にザルツブルク Salzburg とロルヒ Lorch（ラウリアークムの周辺）に留まっていた少なからざる残存ローマーニーをも吸収して、新しい部族、即ちバイエルン（バユヴァーレン Bajuwa-

ren）族を形成しつつあった。彼らの上にフランク族の勢力が及んだ結果、アギロルフィンガーのガリバルド Garibald（一世。五五〇－五九〇年）が公（*dux*）としてフランク王に仕えることとなるが、彼の時代にバイエルン族の部族形成が完成する。同公の息子、タッシロ Tassilo（一世）はフランク王に従軍の義務を負い（フランク王はその代わりバイエルン族をアヴァール人から守る）、メロヴィンガーはこの地にフランク人貴族を移植して王国の拡張をはかった。[1]

アギロルフィング家のバイエルン公は旧ラェティア・ノリクムの地に支配をかため、拠点をかつてのローマ人都市、レーゲンスブルク（Regenspurc；*kelt.* Radaspona = *röm.* Castra Regina）に定めた。そこには既にローマ時代に司教座（アクィレイア Aquileia の裁治権に下属）があり、ローマ軍の陣営が設けられていたが、その「本営」*praetorium*（旧穀物マルクト附近）はバイエルン公の宮城にかえられ、公の宮廷や行政の建物、宮廷礼拝堂などが一纏まりの区域をなしていた。墓地の発掘状況からみる限り、その間に居住者の断絶が認められる。[2] レーゲンスブルクではキリスト教徒の墓地は四世紀半ばに中断し、一方、新来のバイエルン族の最古の墓地は溯ってもせいぜい六世紀前半のものである。その中間期の埋葬は副葬品なしの方法に依っており、当時、富裕な人々が退去し、貧しい農民が残って簡素な葬儀しか営むことができなかったことを教えている。これには、男性を副葬品なしで埋葬するという、東ゲルマン人のもたらした習慣も関係していたであろう。尚、バイエルン族のすぐ西にはフランク族が進出していて、彼らは、東ゴート族が東帝ユスティニアーヌスとの戦争（五五五年）に敗れて解体した隙に、東南方向へ（フォアアルルベルクとティロルへ）前進した。ノリクムに迫るフランク族はまもなく東ローマの勢力によりアルプス地方から追われるが、しかし、その間、彼らが「ノリクム残部属州」のいくつかの司教座（六世紀には、レーゲンスブルクの場合と同様、アクィレイア大司教座の裁治権の下にあった）をして南との結びつきを断ち切らせ、それらを西へ向けさせようとしたことは、部族教会制の形成の意図を窺わせて看過できない。[3]

河岸ノリクムのうちバイエルン族に帰した地域――五四〇年の時点ではドナウを下ってエンス川に到る地帯（ザルツァッハ流域を含む）――では、住民の存続の跡が地名などに残っていて、集落としての連続性が認められる。[4] ノリキー（Norici）という呼称が一時期、バ

イエルン人を指して用いられたことも、旧ローマ領民が数多くこの地に居続けた証拠である。[5] 墓地の発掘状況も同じことを教えている。エンス Enns 市（ロルヒ市に隣接）の周囲に点在する墓地には古代末期のローマーニーの墓、新しく到来したゲルマン人の墓、そしてカロリンガー期の墓が整然と並んでいて、旧ローマ領民とバイエルン人の共存を伝えている（その上、アラマンニー風の副葬品も出土しているので、西隣のバイエルン地方でと同様に、ここでもバイエルン人の来る前にアラマンニー族が一時期、留まっていたことが分かる）。同じことはツィスラウ Zislau（リンツ市近郊）の墓地についてもいえ、バイエルン風陶器の出土から、バイエルン人の居住地が設けられていたことが判明する。そして、ここにも（ロルヒ、エンス両市地域でと同じように）、旧ローマ領民が残存しており、出土陶器から見て、彼らがバイエルン人に日常の必需品を提供する役割をひきうけていたと思われる。[6] 実際、右に述べた種類のバイエルン人墓地はすべて古代に集落のあったところ、乃至、バイエルン人定着時に旧ローマ領民がいたところに設けられている——古代の耕区（河岸ノリクムの正方形耕区）の跡から見ても耕地の大部分は中断なく、新来のバイエルン人の手に帰した——。[7] 更にドナウを下った地帯についていえば、そこでは、バイエルン人の土地取得はエンス以西よりは時期的に遅れることとなる。それに到る連続と断絶（旧ローマ領民の存続と消滅）の過程はクロスターノイブルク Klosterneuburg に窺い知ることができる。その地点は、かつて（四八〇年ころ）上流から移ってきたローマーニーが結集した地帯（中心はファウィアーニス）の東端に当たり、旧ローマ領民のうち、その後も南（イタリア）へ移住せずそのまま留まった人々がそこでバルバリーに囲まれた「包領（飛び地）」の中に生き続けたのであって、そののち彼らの上に侵入してきたアヴァール人も緩い統治体制で満足し、薄い支配層を形成したにとどまった。そして、最後に到来したバイエルン人によってはじめて、上述のエンス市での場合と同じ過程で、土地取得が行われたのである。[8]

右に言った如く、ラウリアークム以東の地帯へは、バイエルン族の東進に先立ってアヴァール人の勢力が拡大していた。彼らは五六六年にはランゴバルド族（アルボイン Alboin 王）と結んでゲピダエ Gepidae 族の王国を倒し、ランゴバルト族のイタリア移住後、その勢力をノリクムにひろげる——スラヴ人と共にドラウ Drau とムル Mur の両渓谷を西へ、プスター渓谷 Pustertal まで進み、その際、内陸ノリクムのみならず、並行して河岸ノリクムをも荒掠——。ウィルーヌム市の背後の丘（マグダレンスベルク Magdalensberg）の上の集落

が消滅したのもこの六世紀の動乱期のことで、当時のキリスト教徒の落書（壁の引っ掻き傷）に「我が主」dominus noster とあり、彼らが殉死（migrare）に際して神の恩寵を求めて熱心に祈り続けた、その息吹きを伝えている。[9] そしてこのような時期にあっても、司教が都市に足場を置くという、古代教会の体制は維持されていた。六世紀の最後の四半期に属する、教会の公式文書（教会会議記録、その他）では司教はアグントゥム、ティーブルニア、ウィルーヌム、ケレイアなど、主要な都市の名で（要砦の名ではなく）あげられている[10]――このことからみて、丘上の要砦の教会はあくまで司教の一時的な滞在のための施設であったことが分かる――[11]。しかし、その頃、古代の都市共同体が既に消滅に頻し、内容的に変化を遂げていたことに注意せねばならない。たとえば、ウィルーヌム市では六世紀半ばにフランク王、テウデベルト Theudebert（五三三－五四八年）の支配下にあった時にも教会が建てられ、同世紀末の東ローマ皇帝、マウリキオス Maurikios への前出の嘆願書（註(10)、参照）にもウィルーヌム司教（episcopus Beronensis）が登場するが、司教自身はウィルーヌム市にいたわけではなく（同市は既に荒廃）、既述の逃げ城のグラーツェルコーゲルまたはマリア・ザールに移っていた。[12] 教会が旧市からそれに隣接する丘の要砦に移ることによって司教座が維持され、教区民集団の存続が可能となったにしても、旧市自体が破壊され集落としての連続性が失われたので、都市民による司教座の維持という古代的秩序は既に不可能になっていたといわねばならない。

折しも東からのアヴァール人・スラヴ人の侵入はその最後の局面を迎え、遂に五九五年、彼らはバイエルン族と衝突する。この時、アグントゥムをはじめとするローマーニーのいくつかの都市が最終的に破壊される。[13] ティーブルニアは五七七年に司教がグラードの教会会議に参加し（註(10)、参照）、五九一年にもまだ司教座があったが、この市でも六〇〇年にはアヴァール人により要砦のふもとの墓地教会が灰燼に帰した。[14] そして、同市の司教の逃げ城であったドゥエル丘やラウベンドルフ要砦も同じころアヴァール人に破壊され（そのほか、上述のウルリヒスベルクの要砦も）、更にユエンナ要砦の教会群も同じ運命を免れなかった。[15] アヴァール人・スラヴ人の襲来の結果、南との結びつきが断ち切られ、残存ローマーニーの教会秩序も消滅を余儀なくされる。以後、この地域では南および西との連絡を欠き、政治的にも、教会的にも古代の終焉を迎えるのである。[16]

かくして、ノリクムにあってはこの時点に、一部の例外を除いて司教座ないし教区民共同体の非連続が確認される。とはいえ、ローマーニーが根絶したわけではないから、キリスト教化の第二の波が、今回は政治的中心の移動に対応して、西方面からアルプス東部へと押し寄せた時（それは既に六世紀にフランク王国が内陸ノリクムの司教座をその影響範囲に併合しようとした時に溯る）、ここかしこに旧ローマ領民がいて、彼らはキリスト教に新たに改宗して洗礼を受け、キリスト教社会に復帰した。七世紀に入ってまもなくブリガンティア Brigantia で（聖コルムバーヌス Columbanus）、またボーデン湖 Bodensee 地方で（聖ガルルス Gallus）、アイルランドからの伝道者が布教を始めた時に、彼らはそこに小教会を見出したし[17]、七〇〇年ころバイエルン公（テオドー Theodo）に呼ばれて聖ルペルトゥス Rupertus（ヴォルムス Worms 司教）がユーヴァーヴムで活躍した時も、そこにはローマーニーが生き続けていた[18]——但し、ザルツブルクの所謂「殉教者のカタコンベ」は古代末期に溯らないし[19]、同地のモンス・ペテーヌス Mons Petenus の教会もユーヴァーヴムからの司教の移動（アグントゥムからラーファントへのそれのような）によって設けられたものではない——。内陸ノリクム（ケルンテン）でも、アヴァール人・スラヴ人が到来してのち、これらに取り囲こまれながら、キリスト教徒のローマーニーが「包領（飛び地）」の住民として生き続けた[20]。彼らは古代末期のキリスト教文化を後世に伝えると共に、八・九世紀に再キリスト教化の波を受けとめるのである[21]。一方、ドナウ沿岸はその位置の関係からして司教座の断絶が著しいところであったが（オウィラーウァでもその継続は確認されない）、しかし、そこでもローマーニーのキリスト教が絶滅したわけではない。バイエルン人と共にキリスト教の伝道者がその地に到来した時、ローマ時代のキリスト教が異教的環境の中に閉じ込められたかたちで存続していた。七九六年、ドナウ沿い地域の教会組織再建のため司教会議がもたれた時、出席者の中に同地方の一聖職者（彼は勿論読み書きはできなかった）がいたというが、この事実はキリスト教の信仰団体が古代から中世へ継続したことを伝える数少い事例に属する[22]。

（1）バイエルン族の部族構成については H. Löwe, Deutschland im fränkischen Reich, in: B. Gebhardt, *HdDG* I, 9. Aufl., 1970, 116.

（2）レーゲンスブルクに於ける墓制の断絶については K. Spindler u. a., *Regensburg zur Römerzeit*, 2. Aufl., 1979, 376 参照

(3) R. Noll, *a. a. O.* 69.

(4) バイエルン人はそれ以前の城市ないし城塞（それはオウィラーウァ〔ヴェルス Wels〕での如く、当時すでに逃げ城として利用されていた）をうけつぎ、集落内に、或るいは旧来の施設に附属させて教会を建てた。ヴェルスのほか、リンツ Linz でも、エンス Enns でも古代名が今日まで続いている（H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 36; ders., *Gymnasium* 76, 499.

(5) R. Bratož, *a. a. O.* 47——そのほか、ローマ的な法観念や音楽・絵画にも連続が認められている。

(6) H. Vetters, *Gymnasium* 76, 499.

(7) H. Vetters, *a. a. O.* 498.

(8) アストゥリスの事情については、H. Vetters, *a. a. O.* 494 f. 参照。ここには殉教者を記念してローマ末期に建てられた小聖堂（*cella memoriae*）にまで溯る一教会が現存するのが注目される。『聖セウェリーヌス伝』ではアストゥリスが完全に破壊されたように書かれているが、この教会は四世紀から中世に到る混乱期にも中断なく利用されたようである（H. v. Petrikovits, *a. a. O.* 67）。殉教者の墓（*coemeterium*）の上に建てられたこの種の教会はライン地方ではクサンテン Xanten、ボン Bonn、ノイス Neuß、ネイメーヘン Nijmegen、ヴォルムス Worms に見出されるが、ドナウ沿岸では Klosterneuburg でのこの例だけ（*ebd.* 72）。

(9) A. Lippold / E. Kirsten, *a. a. O.* 186.

(10) グラード Grado の教会会議（五七二／七七年）にはケレイア司教（ヨハンネス Johannes）、ティーブルニア司教（レオニアーヌス Leonianus）、アグントゥム司教（アアロン Aaron）が出席し、マウリキオス帝への嘆願書（五九一年）にはアクィレイア大司教区に属するウィルーヌム、ティーブルニア、アグントゥムの各司教が名を連らねている（R. Noll, *a. a. O.* 69 f.）。

(11) R. Bratož, *a. a. O.* 41 [42], Anm. 173.

(12) ウィルーヌムについては、vgl. H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 37; ders., *Gymnasium* 76, 501. 尚、古代末期のユエンナの逃げ城とそこに残る二つの教会址および一つの洗礼堂（八角形。中に六角形の洗礼盤）については R. Noll, *a. a. O.* 108 ff. 参照。

(13) ウィルーヌム近郊のウルリヒスベルクの遺跡がこの間の事情を物語っている。Vgl. R. Noll, *a. a. O.* 106 f.——ここには異教時代の神殿（イシス女神と同定された、ノリクム人の守護神、ノレイア・イシス Noreia Isis の神殿）の遺跡のほかに、もう一つ、五世紀の教会址（二五・五 m × 一六・三 m）があり（半円形の司祭席を備えていて、その前の祭壇の部分に略奪の痕）、そのまわりに古代末期の小集落の跡がある。これは農耕地帯よりは一、〇〇〇 m も高い位置にあるが、逃げ城ではなく、アルプス地方に多く見られる牧人集落（'Almdorf'）で、城壁がなく、アヴァール人の侵入で六〇〇年ころ破壊された。

(14) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 42; ders., *Gymnasium* 76, 507.

(15) H. Vetters, *Vortr. u. Forsch.* 10, 42; *Gymnasium* 76, 503, 505, 507 f. 参照。

(16) R. Noll, *a. a. O.* 70. 尚、K・F・シュトローヘーカーは古代と中世の境界についての諸説を検討したのち、自らの立場を次のように宣明している。即ち、「（政治的統一が七世紀半ばまで続いた東方でと異なって）、西方では、実際上、古代末期と中世初期の間に幅広い移行期間を考えねばならない。地中海から離れて、ここゲルマン人の住民で満ちた地域は既に五世紀の経過中にその古代末期的相貌を失った。それにも拘らず西方にとっては、地中海諸地方で依然活動を続けている古代末期（的諸事象）はまだ当面は決定的であった——その時代の最も歴史的な動きもそこ〔地中海諸地方〕で演じられていた——。東ゲルマン人諸国家は広い意味で古代末期に属し、メロヴィンガー王国でさえ、まだ七世紀半ばには主としてその〔古代末期の〕枠内にあった」と述べ、続いて、「しかし、ユスティニアーヌス帝の死後、まもなく、地中海周辺の古代末期の世界で最初の大きな割れ目がつくられた。ランゴバルド族が上イタリアにあらわれ、スラヴ人がアドリア海にまで進出し、そしてこの動きの背後にアヴァール人のドナウ平

原への前進があったのである。（それに対してピレネー半島では、終息期に入った古代末期が八世紀のはじめのアラヴ人の侵入まで続く）」、という（*a. a. O.* 307 f.）。

(17) R. Noll, *a. a. O.* 126; 131.

(18) R. Noll, *a. a. O.* 132; R. Bratož, *a. a. O.* 47, Anm. 202.

(19) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 187.

(20) 具体的には R. Bratož, *a. a. O.* 30 参照。

(21) R. Bratož, *a. a. O.* 30.

(22) R. Noll, *a. a. O.* 132. ほかに継続性を窺わせる例として、パンノニア（Fünfkirchen = *ungar.* Pecs）でのことであるが、古代キリスト教の墓地礼拝堂の中に、カロリンガー期の絵画が描かれている事実がある（*ebd.* 133）。尚、七・八・九世紀の文化の古代からの連続性については F. Lotter, *Severinus von Noricum*, 167 ff. 参照。

おわりに

以上の如く、ノリクムでの古代都市とその市民のあり方を司教座と教区共同体を中心に最後まで辿ったが、それらの痕跡は、当面これ以上さぐることができない。ここに於いてわれわれは、以後の歴史の展開の中心となるガリア地方に最後の一瞥を投じて、結びとしたい。

帝国各地に於けると同様、ガリアに於いても都市と教会との密接な結びつきは明瞭な事実であった。都市の異教的遺産の上にキリスト教が接続したのであって、市内の異教神殿の建物を利用してキリスト教の聖堂がつくられたり、都市の「周域」（「中心市」のすぐ外側、即ち、狭義の *suburbium* で、「市域」とは区別されるべきもの）にある古代異教徒の墓地がキリスト教徒の埋葬地となって、そこに墓地教会が建てられたり、また、市壁外の道路の交差点にあった異教神の祠の代わりに、聖者の聖遺物を蔵する礼拝堂が置かれたりしたことの中に、異教文化からキリスト教信仰への変容をはっきりと見てとることができる(1)——司教座聖堂に対して市壁外に墓地教会が生れたのは市内での埋葬が禁止されたことに起因するが、その墓地教会は五世紀以後、修道士団体にまかされ、かくして、司教座聖堂と墓地教会と修道院とが一組の施設群を構成して、他の中小の教会や礼拝堂から区別され、都市のキリスト教信仰の中核となった(2)——。当時、司教の地位はますます重みを増して威厳をそなえつつあり、司教座の有る無しがその都市の存亡と直接に結びついた(3)。アルル司教の

カエサリウス Caesarius（在位。五〇二－五四二年）は五〇八／九年に市がフランク族とブルグンド族に攻囲された時、防衛の先頭に立った[4]――尚、カエサリウスも聖セウェリーヌスと同様、捕虜の請け戻しに努め、その上、多くの修道院を建てて、二つの修道院規則をつくっている――[5]。

教会をめぐる事情は、フランク人の勢力の拡大と共に、新しい展開を見せる。司教による都市住民の指導というこれまでの教会のあり方に、今やゲルマン人の王・貴族による司教職への介入という事態がつけ加わる。既にガリアでも西ローマ帝国崩壊後、司教がゲルマン人に対して旧ローマ領民を代表する唯一の権威であったが（それは書簡の送達や使者の派遣というかたちで発揮された）[6]、ゲルマン諸種族の国王・貴族は教会を彼らの支配機構の中に取り込むために、キリスト教会に深く関与することとなった。教義・信条・布教についての争いを調停する属州司教会議や諸属州に亘る教会会議が王の指導下で開催され[7]、その結果、教会もゲルマン人の各部族王国ごとの纏まりを持つ方向に傾く――たとえばフランク王、クローウィス（四八一―五一一年）は五一一年にオルレアン Orléans にフランクの王国教会会議を召集した――[8]。この部族教会制（Landeskirchentum）こそゲルマン人の王・貴族が積極的に働きかけて生み出した新しい秩序であり、教会史の面での古代からの非連続の一契機となるものである[9]。

目を都市内の市民に向けると、ガリアでも都市がその司教と住民（主体は「貧民」*pauperes* の上に位置する上、中層の「市民」*cives*）の手で守られていたことはこれまで繰り返し述べた通りである。そして、市民はここでも市の主要な聖職者たちと一緒に司教選挙に関与した。古代都市の最後の段階に入ると、当初は皇帝により、のちにはゲルマン人の王によって任命された「都市コメス」[10] *comes civitatis* がキーウィタースの市域を統治し[11]、その結果、コメスと司教のそれぞれの管轄区域が一致して、両者の間に緊張ないし相補の関係が生じたが[12]、その時でも、市民は司教の選任にかかわる一方、コメスの法廷に陪席者として参加し、この王の代官とも関係を保ちつつ、市の動勢を決定する立場にあった[13]。実際、ガリアの教会会議は繰り返し聖職者と民衆による選挙という、教会法上の手続きの遵守を求め、選挙に際して「有力者たち」*potentes* が影響力を発揮することを非難している（Conc. Arverni a. 535, *cn.* 2; Conc. Aurel. a. 549, *cn.* 11）[14]。リヨン司教の選任の経緯がこの間の事情を窺わせるであろう。即ち、同市司教サケルドス Sacerdos（五二二年没）は死の床でヒルデベルト Hildebert 一世に、自分の甥のニケティウス Nicetius を後継者

に据えるべく働きかけてほしいと頼み込み、首尾よく後者が「王と民衆の全面的賛同により」司教に叙階されたのである(Greg. Tur. *Liber v. Patrum* 8, 3: pleno regis et populi suffragio)。ここでも少くとも形式的には、叙階の前提として、民衆による選挙があったと考えられる[15]。しかしその反面、司教への昇格については、王に「承認権」ないし「任命権」のあったことも右の経過から読み取れる事実であって[16]、フランク王国では司教座・教区民団体のあり方は政治的過程に強く影響されていた、といわなければならない。

その後、ガリアに於いては、司教座・教区民団体を擁する都市自体の政治的比重が、王権の伸長と共に、低下の一途を辿る。王国の西部と南部では依然として城市がキーウイタースの中核として機能し、そこでの都市生活が継続する一方[17]、王の意を受けて「都市のコメス」が引き続き市域の統治に当たったが[18]、しかし、コメスは平時には大部分の時を農村部ですごし、都市は城塞としての性格をますます強める[19]。やがてガリアの多くの都市でコメスが姿を消し[20]、それに代わっていよいよ司教がキーウィタース内で名実ともに権力を行使するという段階を迎えるが[21]、しかし、司教の権力自体がその時すでに領主支配権に化し[22]、その基盤を非都市部の所領に移していた。ここに於いてキーウィタースの市民（ないし教区民団体）と司教との関係に残っていた、古代の都市文化の伝統は終止符を打つこととなる[23]。その後の経過は、これまでに述べ来った「古代文化の変容と終焉」とは次元を異にする、別のサイクルの歴史に属し、本稿の対象の枠外に位置するものである。

（1）古代末期からメロヴィンガー期に到る司教座とキーウィタースとの間の密接な関係（die wurzelhafte Verbindung von Bistum und *civitas*）については E. Ewig, Kirche und Civitas in der Merowingerzeit, *Le chiese nei regni dall' Europa occidentale*, 1960, jetzt in: *Spätantikes und fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften (1952-1973)* II, 1 f. 参照――H. Hublert, M. Robin, L. Musset 等のトポグラフィッシュな視点に言及。

（2）E. Ewig, *a. a. O.* 2 f.

（3）司教座をもたなかった少数の都市が民族移動期に滅んだ例の存することは、司教による都市指導がその市の生き残りと直接に結びついていたことを示している（vgl. F. Prinz, *a. a. O.* 6）

（4）K. F. Stroheker, *a. a. O.* 158 (Nr. 80).

（5）カエサリウスのアルル司教就任の事情はその伝記によれば次の通りである。即ち、先任司教のアェオニウス Aeonius が死の直前（五〇三年ころ）、彼の教区の聖職者と民衆に自分の後継者に関する希望を伝え、特に

「統治者たち自身」ipsi domini rerum（彼の教区を管轄範囲とする西ゴートの指揮官）に頼んだ、というもの（*Vita Caesarii ep. Arel.* I 13）——vgl. F. Lotter, *ZfRG* 90 (Kan. Abt.), 136.

(6) K. Schäferdiek, *RAC* X, 1978, s. v. Germanenmission, 544.

(7) É. Demougeot, *RAC* VIII, 1972, s. v. Gallia I, 907 f.

(8) K. Schäferdiek, *a. a. O.* 544.

(9) K. Schäferdiek, *a. a. O.* 546 : ein Moment der Diskontinuität.

(10) ローマ時代の都市コメスとフランク時代のコメス（「伯」Gaufürst）との関係については議論が多いが（R. Sprandel, Dux und Comes in der Merovingerzeit, *ZfRG* 74 (Germ. Abt.), 1969, 58 ff. 参照）、しばらくは D. Claude, *a. a. O.* 4 ff. に従う。彼によれば、㈠コメスはもともと皇帝の扈従のことで、個別の任務を帯びた種々のコメス職があったが、民政・軍政両権を一手にまかされた例はない（ディオクレティアーヌス＝コンスタンティーヌス改革の原則に即応）。㈡この「古い」種類のコメスと並んで、皇帝によって任命された都市コメスがおり、その権限（裁判権・軍政権）はキーウィタースの範囲に限定されている（四七〇年のトリーアのコメス、アプロガスト Abrogast の場合など）。ローマ帝国の属州統治が崩壊するに応じて、属州総督の果していた任務をコメスがキーウィタースの範囲で引き継いだのである——コメスの任務はキーウィタースの *defensor* や *curator* のそれに由来するのではない——。㈢ローマ時代のコメスとフランク初期のコメスは両方ともキーウィタースを管轄領域とし、かつ裁判権・軍政権を行使していることから推して、前者から後者への連続が考えられる。㈣キーウィタースは属州とは対照的に五世紀の民族移動の嵐を耐えぬき、教会と共に安定要素として、フランク王国の形成に貢献した。その間、キーウィタースでの司教の権力は次第に増大し、やがてそれまでのコメスの地位にとって代わる（司教管区内のコメス職が消滅するところも出る）。

(11) Vgl. M. Claude, *a. a. O.* 12-15. コメスはその管轄区域（*comitatus*: Amtsgebiet）を統治（Greg. Tur. *Hist. Franc.* VI 45 : maior domus autem Waddo, qui olim Sanctonicum rexerat comitatum）。権限の内容は裁判（平和の維持）、裁判の執行、監獄の管理、税の取り立て、キーウィタース召集軍の指揮など（古代末期のローマ帝国の機構と対照的に、メロヴィンガー期には軍政と民政の分離がなかった、ということ）。任期は王の交代と共に終り、その間に罷免もあり得た（absetzbar）。

(12) A. Scheuermann, *a. a. O.* 1062 ; M. Claude, *a. a. O.* 12. ガリアのローマ＝ニーの貴族の間では司教とコメスの両職は密接に結びついていて、一方から他方への乗りかえもあった。Vgl. F. Prinz, *a. a. O.* 24.——既にトゥール Tours のグレゴーリウス Gregorius の祖父は最初オータンのコメス（四六六／六七年以後）であったが、のちラングル Langres の司教職に就いている。またダクス Dax 市のコメス、ニケティウス Nicetius は同市の司教が死んでのち、後継の司教になるべく準備していた（Greg. Tur. *Hist. Franc.* VII 31）。

(13) F. Prinz, *a. a. O.* 6——結局、彼らの司教への支援が、六世紀末に司教が各市で優位を占めることに本質的に貢献した。

(14) F. Lotter, *a. a. O.* 138 f.

(15) F. Lotter, *a. a. O.* 137.

(16) F. Lotter, *a. a. O.* 138 f.

(17) 政治的後退にも拘らず都市の人口は六世紀には減少していない（R. Sprandel, *a. a. O.* 64）。「市簿」*gesta municipalia* も同世紀にはまだアンジェ Angers、ル・マン Le Mans、その他の都市で書かれていたし、市の参事会も機能していたであろう（*ebd.* 63）。

(18) 六世紀にはまだクレルモン＝フェラン Clermont-Ferrand、トゥール、アングーレーム Angoulême、ボルドー Bordeaux、ブールジュ Bourges、ダクス、ジャヴォ Javols、リモージュ Limoges、オルレアン、ポアティエ Poitiers、サント Saintes、トゥールーズ Toulouse、オータン、オーセール Auxerre、シャロン＝シュル＝ソーヌ Chalon-sur-Saône、リヨン、アンジェで（北部ではモー Meaux、カムブレー Cambrai、パリで）コメスが確認される（R. Sprandel, *a. a. O.* 67）。

(19) M. Claude, *a. a. O.* 22 ff.; F. Prinz, *a. a. O.* 23 mit Anm. 62.

(20) 「都市のコメス」の消滅に関する諸説については R. Sprandel, *a. a. O.* 66; M. Claude, *a. a. O.* 23 f. 参照。全王国で「都市のコメス」が完全に消滅したのではなく、司教がコメスを配下に置いた例も若干ながら見出される（*ebd.* 26: eine Mediatisierung des comes-Amtes durch den Bischof）。

(21) M. Claude (*a. a. O.* 26 f., 29) は、ガリアの多くの都市からコメスが消滅したのは、キーウィタースの衰退によるのではなく、司教の権力の興隆の結果だと考える。F. Prinz はこれに同意し、司教は各地でコメスを任命する権利を手に入れ、また別の市ではコメスを市から完全に追い出し、市を公的にも彼の「領地」*dominium* とした、という（*a. a. O.* 23 f.）。そして彼は、六世紀にまだ存続したローマ的都市制度の残滓はもはや政治的意義をもたなかったが、それでも、都市は城塞としての機能（ないし魅力）を持ち続け、キーウィタース（都市と農村部の結合体）はカロリンガー期に入っても（九世紀の「封建アナーキー」に到るまで）存続する、という見通しを述べると共に（*ebd.* 24）、地域的に見た場合、王国の縁辺地方と中心部の中間に位置する諸都市（トゥール、オルレアン、オーセール、オータン、シャロン、リヨンなど）に於いて司教の支配権の行使が特徴的で、そこではその後、カロリンガーの宮宰の抬頭に応じて、これらの "Civitasrepublik" が消滅した、という（*ebd.* 29 f.）。

(22) 司教はイムニテート特権の獲得と都市内での土地取得の拡大をきっかけに（F. Vercauteren, *a. a. O.* 143）、次第に都市君主的な地歩をかためる（その具体例については F. Prinz, *a. a. O.* 18 f. 参照——トリーア司教、ニケティウス Nicetius はモーゼル河畔の市から遠く離れた地点に城塞を建設し、この司教都市とその周辺の軍事的防衛につとめた）。既にグレゴーリウス『フランク史』の中にヒルペリヒ Chilperich 王（一世。五六一－八四年）の言葉として、「（今や）全く司教たちだけが統治している。余の勢威は衰え、それは都市の司教たちの手に渡った」nulli penitus nisi soli episcopi regnant; periet honor noster et translatus est ad episcopatus civitatum (VI 46) とある（vgl. F. Prinz, *a. a. O.* 1 f.: die faktische bischöfliche Stadtherrschaft）。司教の都市支配（政治的・軍事的全権）を示す用語としては、'dominium' のほかに、'principatus' という語も用いられている（F. Prinz, *a. a. O.* 27 mit Anm. 75）。

(23) Vgl. R. Sprandel, *a. a. O.* 67. ——地中海通商に規定されていた都市生活が七世紀に急速に縮少したのであって、その結果、ローマーニーの文化に色濃く刻印され、その生活が都市と密接に結びついていたメロヴィンガー期の貴族社会も七世紀後半に消滅する。尚、古代都市の辿った運命、即ち、「キーウィタースの変容」については、増田四郎「フランク時代における都市および農村の変容」（一九六二年初出、のち『西洋中世社会史研究』、一九七四年、に所収）、二七三－二八一頁、参照——該テーマを中世的集落の形成に到る一層広い見通しの下に展望している。

結　語

最後に、聖俗両面に亘る聖セウェリーヌス Severinus の活動の意味をヨーロッパ文化の連続性という視点より考察して結語としたい。連続性というのはブルクハルトの説く意味に於いてであって、具体的にいえば、ギリシア文化（ひいては古代の都市文化）の後世への連続をローマ帝国が保証し、そのローマ帝国の統治機構を全体として相続したローマ教会が古代文化の遺産を成立期のヨーロッパ（そこではまだ「国家」も、「宗教」も、「文化」も支配的ではなかった）に伝達する使命を担って登場するという、あの連続性である。(1)

もとより文化の「没落」や「断絶」の痕がないわけではない。古代文化の断ち切られた例は『聖セウェリーヌス伝』*Vita s. Severini* の中にも容易に見出し得るであろう。そこでは既に都市行政を担うべき公職者が姿を消し、代わりに聖職者が市民と共に政治的な決定を下しており、司教が、或るいはセウェリーヌスが都市民の指導に当たっている。民族移動の混乱期に於けるこのような司教の活躍はノリクム Noricum に限らず、既述の如くガリア Gallia でも見られることであり、パンノニア Pannonia やモェシア Moesia でもその例を欠かない。(2) ほかに教皇レオ Leo 一世（四四〇－四六一年）とアッティラ Attila やガイゼリヒ Geiserich（四二八－四七七年）との交渉も、聖セウェリーヌスの活動に先立って、而も一層大きなスケールで、聖職者が世俗的（国家的）な政策に手を染めた例としてあげることができるであろう。(3)

それればかりではない。『聖セウェリーヌス伝』には軍隊の一指揮官が司教に転身したことが伝えられているが（四(2)）、ここにも我々は旧秩序の解体を読み取ることができる。但し、その場合、この種の個人レヴェルでの変身（帝国の軍役から教会の聖務へ）の背景にそれと同種の変容が普遍帝国から普遍教会へという規模で進行しつつあったことを見落してはならない。ローマ帝国の枠組がローマ教会の秩序へと変容しつつあったのである。そして、このような発展の背後には、普遍教会が普遍帝国に

即応しつつ生成したという事情があった。皇帝主宰の下に帝国公会議が催され（その最初はコンスタンティーヌス大帝の時代に溯る）、帝国属州がそのまま教会属州（*eparchia*）となり、その首都（*metropolis*）の司教が首都大司教（*metropolitanus*）となった。その上、司教区は都市を単位としていたのであって、それは、普遍帝国内の都市が東のポリスも西のムーニキピウムもキーウィタースという概念で均等視された経緯に対応して、司教という普遍的・均質的な聖職者が都市を単位に置かれた、という事実に由来している。ローマ帝国は「都市共同体の連合組織」と見られるが（第四章、はじめに、参照）、まことに、その構造はそのままローマ教会の骨組みとして生き続けることとなった。世俗の帝国が崩壊しても、その機構は司教制度の中に生き延びた、といってよいであろう。

実際、司教座の継続は司教選挙への民衆（*populus*）の関与と共に都市共同体の遺産継承の目安とされ得たのであって、このことはそれまで都市共同体という基盤の上に一種の「上部構造」として立っていた司教座が既に古代末期にそれだけで自立し得る存在になっていたということであり、そのような推移は、教区民の居住地が或るいは縮少し、或るいは分散しても、司教座が要砦の中に移されたり、司教だけがその地に留まったりすることによって可能となったのである――ポシディウス Possidius の『聖アウグスティーヌス伝』*Vita sancti Augustini*（三〇）には、異民族（ヴァンダル族）の侵入の際に司教が教会（及びその信者たち）を見捨てて立ち去ってもよいか、ということについてのアウグスティーヌスの書簡が長々と引用されていて、民族移動の混乱期に於ける文化連続の消息（都市住民の分散後も司教の残留のお陰で教会が連続したこと）を伝えている――[4]。ローマ領民の残した文化要素はバルバリーの到来後も、「教会という構造物」die kirchliche Struktur の中に取り込まれて、次の時代へと受け渡されたのである[5]。

もとより、中世に於ける司教のあり方が古代の司教（彼らは聖職者と市民によって選ばれた）の場合とは性格を異にしたことは事実であり、また、それ故にこそ中世という時代に固有の意味があるわけであるが、それでも、既出の「すべての人の上に立つべき者は、すべての人によって選ばれるべきである」、という古代の司教に関する原理一つを取り上げてみても（第四章、㈠、(1)、参照）、それが後世に理念のかたちで受け継がれ、時代を超えて影響を残したことを看過してはならないであろう。それは古代

教会の遺産としてフランク時代・オットー朝・ザリアー朝を経て永く生き続け、叙任権闘争時代に国王が司教職への支配の拡大を図った時、人々に教会的自治の理念を想起させ、それを守る有効な武器となったのである。(6)

右のような見通しの上に立って、たとえば、上述の一軍隊指揮官の司教への転身（それは具体的にいえば、ファウィアーニス Faviānis の国境部隊指揮官、マメルティーヌス Mamertinus が軍隊解体後に司教になったことであるが）を考える時、それは旧秩序の解体を意味する以上に、旧ローマ領民の上層が教会のヒエラルキーの枠内に入り込み、指導性を発揮していた事実を伝えるものといわねばならない。このような指導層の変身の中に我々は古代文化のメタモルフォーゼを見るであろう。そして、古代文化の同種の変容はいくつもの他の例に即して指摘できるであろう。都市のパトロンが異教の守護神からキリスト教の守護聖人に代わったのも――トミス Tomis やマルキアノポリス Markianopolis では城門の守護者として神が呼び出され、シルミウム Sirmium ではキリストがアヴァール人からの保護者とされてさえいる(7)――、弁論が市民による広場（*forum*）での演説から聖職者による教会（*ecclesia*）内での説教に姿を変えたのも、戦勝者の凱旋式の行列が聖遺物の都市への入城式のそれに受け継がれたのも、すべてその例に属するのである。古代の都市文化の様式はローマ教会の中に保存され、継承された、といわねばならない。

翻って、古代末期を取扱った比較的近時の歴史叙述を顧みるとき、右に見た如き、古代ローマ人の遺産のゲルマン人による継受、その際の文化伝達者としてのカトリック教会の役割という、文化連続の視点は、既に緒論でもあげたJ・フォークト Vogt の叙述（『ローマの衰退―古代文化のメタモルフォーゼ―』、一九六五年(8)）に認められるであろう。同書で著者は、ローマ的生活様式の上部構造が崩れ落ちたにしても、日常の多くの生活慣習などのように地面の中に根づいたものは民族移動期を通じて存続し、その影響は新到来のゲルマン人の上にまで及んだという、あのH・オーバン Aubin の表現（緒論、参照）を引き、或るいは「ローマが古ガリアの地に建てた家の屋根は崩れ落ちたにしても、その土台と壁は残った」、というE・サラン Salin の言葉を援用して、ローマーニーとゲルマン民族との融合がフランク王国に於いて達成されたことを説き、この綜合（「文化綜合」Kultursynthese のこと）がその後のいかなる侵入によっても壊されなかった（ランゴバルド族もイスラムもそれを乱すことはなかった）ことを強調

する。[9] そしてフランク人とガロ＝ロマン人との融合から成る「帝国」の統一性・普遍性を保証していたのがカトリック教会であり（それは「統一思想の担い手」die Trägerin des Einheitsgedankens であった）、而もその統一性・普遍性はいくつかの民族と国家の並存（das Nebeneinander mehrerer Völker und Staaten）を許す種類のものであった、という。[10] 我々はここに、セウェリーヌスがバルバリーに対して何らの偏見をも懐くことなく、彼らに治癒を施こし、また彼らを自らの修道院にうけ入れた事実を意味深く想い起こすであろう。この姿勢はその後のローマ教会の方向と一致し、他の著名な聖人たち（ランス Reims のレミギウス Remigius、ヴィエンナ Vienna のアウィトゥス Avitus、ルスパェ Ruspae のフルゲンティウス Fulgentius など）の態度と照応する。[11] まことに、ヨーロッパはローマーニーとゲルマン人との接触の中から「多様の統一」として生れたのであって、『聖セウェリーヌス伝』の中でのローマーニーとゲルマン人との交渉、ひいては、キリスト教会や聖職者による古代秩序の継受も、実は一層大きな文化変容の過程の中で捉えられるべきものである、といわねばならない。[12]

(1) J. Burckhardt, *Weltgeschichtliche Betrachtungen*, jetzt in: *Gesammelte Werke* IV, 1978, 65, 94.

(2) パンノニアやモェシアでも都市防衛の指導に当ったのはいつも司教であり、それ故、司教座の存続は都市共同体存続の目安でもある（A. Lippold/E. Kirsten, *RAC* IV, 1959, s. v. Donauprovinzen, 182 f.）。東方でいえば、アンティオケイア市での司教、フラウィアーヌス Flavianus（三八一年いらい司教職。四〇四年没）の活躍がその代表例にあげられる（A. Lippold, *Theodosius der Große und seine Zeit*, 2. Aufl., 1980, 92）。

(3) Vgl. J. Vogt, *Niedergang Roms*, 1965, 488.

(4) Vgl. J. Dummer, Eugippius über die Rolle der Kirche in der Übergangszeit, *Klio* 63, 1981, 642.——キプリアーヌス Cyprianus（トゥーロン Toulon の）の著した、アルル Arles（Arelate）司教カェサリウス Caesarius（四七〇－五四二年）の伝記にも文化の連続性を可能にした教会の役割が描かれている。

(5) J. Dummer, *a. a. O.* 641. ローマ教会を通じて文化の連続性が保たれたことにつき、種々の契機が指摘されるが、本論考との関連でいえば、ローマーニー *Romani* の貴族層の中から司教職に転ずる者が輩出した事実が注意をひく。ローマ教会の発展と密接に結びついていた（K. Schäferdiek, *RAC* X, 1978, s. v. Germanenmission, 541）、この過程を解明したのがK・F・シュトロートヘーカーの研究であるが（K. F. Stroheker, *Der senatorische Adel im spätantiken Gallien*, 1949）、彼によれば、かって元老院議員の自負心を掻き立てた「帝国への奉仕」に代わって、今や「教会への奉仕が重んぜられ、司教職への昇進が古代末期以来、特別な名誉となる——トゥール Tours のグレゴーリウス Gregorius もガリアの司教職についた近縁者（クレルモン Clermont のガルルス Gallus、ラングル Langres のグレゴーリウス Gregorius、リヨン Lyon のニケタース Ni-

cetas) を誇っている――(vgl. *ebd.* 129)。そして、貴族層（ゲルマーニー *Germani*・ローマーニーの上層）の中でもセナトール貴族の家系は早くから聖職者に転ずる者が多く、その結果、結婚・相続を放棄してきたので、世代を追うごとに後退し、後期メロヴィンガー期には消滅するに到る (*ebd.* 135)。因みにシュトローヘーカーはこのような貴族層の演じた歴史的役割について次のように結論している。「このセナトール貴族はその社会的地位や精神的姿勢からいえば、古代末期の地中海世界に属するものであったが、それは、西欧でのローマの継承者となった、フランク人の新しいゲルマーニー・ローマーニー王国 das germanisch-romanische Reich der Franken と、歴史的発展の経過の中で癒着したのである。……この貴族社会はそれが消滅する以前に、自らの中に生きている古代末期の遺産を十分に（後世に）取り継いだので、ガリアでは古い時代と新しい時代のいかなる断絶も生じなかった」。そして、続いて、「なるほど、七、八世紀のフランク王国に於ける諸動力はかつてのローマ的な中部・南部ガリアでのセナトール貴族とはもはや何ものをも共有せず、政治的な新形成は北部・北東部のゲルマン人貴族から発し、古代的教養の再生とフランク教会の新秩序に働きかけたのはアイルランド人とアングロ・サクソン人であった。しかし、カルル Karl 大帝の帝国で頂点に達する、フランク王国の発展も、おそらく、それに先行せる、ガリアのセナトール貴族の歴史の中に顕著にみられる古代末期との邂逅とそれによってつくられた諸前提なしには考えられないであろう」、というのである (*ebd.* 136)。

(6) F. Lotter, Designation und angebliches Kooptationsrecht bei Bischofserhebungen, *ZfRG* 90 (Kan. Abt.), 1973, 147-150.

(7) A. Lippold/E. Kirsten, *a. a. O.* 182 f.

(8) J. Vogt, *Der Niedergang Roms. Metamorphose der antiken Kultur*, 1965.

(9) J. Vogt, *a. a. O.* 529. J・ブルクハルトは『コンスタンティン大帝の時代』（一八五三年）で、「高度の歴史的必然がキリスト教をこの世に導入した。それは古代世界の終焉、それとの訣別としてであったが、それでも、古代世界を部分的に救済し、それを新しい諸民族のところへ移しかえるためであった」、といっているが (J. Burckhardt, *Die Zeit Constantins d. Gr.*, 1853, jetzt in: *Gesammelte Werke* I, 1978, 105)、J・フォークトも『コンスタンティン大帝とその世紀』*Constantin d. Gr. und sein Jahrhundert*, 1949; 2. Aufl., 1960) の序文で右の書を称揚してのち、本文で、巨視的に見てゲルマン人にキリスト教への道を開いたことにコンスタンティーヌス帝の歴史的位置を認めている (2. Aufl., S. 262)。フォークトが、古代文化は「没落」するのではなく、「変容」して西欧の文化となるのである、という時、彼の視点はランケ＝ブルクハルトのローマ帝国・キリスト教会・ゲルマン諸民族の三連星で西欧のはじまりを説く立場のわく内にある、といわねばならない (K. Christ, Jacob Burckhardt und die römische Geschichte, *Saeculum* 21, 1972, 132; ders., *Römische Geschichte*, 1980, 311)。尚、本文中にE・トレルチュ風の「文化綜合」という語が出たが、これについては J. Vogt, *Wege zum historischen Universum*, 1961, 132 ff. 参照。

(10) J. Vogt, *Der Niedergang Roms*, 530. ローマ帝国は「諸都市の連合体」であると共に、「諸民族の連合体」でもあって（属州は東方では ἔθνος とも呼ばれる）、後者の側面は属州総会の動きの中にあらわれている（属州総会については、拙著『ギリシア・ポリスの国家理念』、一九八六年、創文社、参照）。帝国属州をもとに教会属州がつくられ、属州総会に倣って、教会属州を単位とする司教会議がもたれたのであるが、司教会議はゲルマン人によるカトリック受容ののちも、西ゴート王国やフランク王国で部族毎の公会議として開かれている。それは、本文でも述べた通り、確かに「非連続の一契機」でもあったが、しかし、それはあくまでローマ・カトリック教会の枠内でのことで、しかも司教会議のかたちをとっていたことを見落してはならない。ここにも古代の秩序（帝国教会と属州司教会議）の変容が見られるであろう。本文で、カトリック教会の統一性・普遍性はいくつかの民族と国家の並存を許すものである、というのはその謂であった。次にいう通り、西欧はその生成に於いても「多様の統一」を特徴とし

ているのであって、その伝統をうけて、のち中世末期に教皇独裁に制限を加えるべく、個々の司教の権限の強化を求めて、「公会議主義」Konziliarismus ないし「司教団首位説」Episkopalismus を生むのは周知の通りである。

(11) M. van Uytfanghe, La bible dans la《Vie de Saint Séverin》d'Eugippius, *Latomus* 33, 1974, 339.

(12) このような文化変容の中に聖セウェリーヌスを置いて考える時、彼の果した役割は自ら明らかとなるであろう。それは巨視的にはモェシアでのニケタース Niketas のバルバリー布教や聖パトリック Patric のアイルランドでの伝道、のちの例ではボニファティウス Bonifatius の活動に比較して位置づけられるものであるが、微細に検討すれば、たとえば、聖パトリックとの間にも重大な差異が見出される。セウェリーヌスのノリクムは少くとも名目上はキリスト教化されていたが、パトリックのアイルランドは概むね異教で、而もローマ文明の境域外にあった。古代と中世の裂け目を橋渡しした両者ではあるが、更に立ち入って論ずる時、セウェリーヌスと共にヨーロッパ史の一章が閉じ、パトリックと共に新しい一章が始まる、といわねばならない(L. Bieler, St. Severin and St. Patric: a Parallel, *Irish Ecclesiastical Record* 83, 1955, 165 f.)。

あとがき

ここにエウギッピウス『聖セウェリーヌス伝』の研究を公刊するに当たり、その成立の由来を述べておきたい。

有体にいえば、筆者はこれまで古代末期をそれとして論究したことはなく、この分野での見透しの無さが古代史の全体像の描出を困難にし、研究の上でも教育の上でも前進を阻む障害となっていた。勿論、この方面に関心がなかったわけではなく、同時代を写す貴重な史料に当時のドナウ地方を描いたエウギッピウスの作品のあることもH・ベンクトゾン先生の『古代史入門』の記述から夙に承知していた。しかし本格的に論ずる勇気もなく、この時代についての定見を欠いたまま打ち過ごしていたところ、偶々、二度目のドイツ留学の際、ミュンヘンで同教授の古代末期の講義に出席して興味を覚えたのを潮に、帰国後、後述の、研究室の講読会でこの作品を通読し、その後も研究を続けて纏め上げたのがこの著作である。出来上りは見られる通りで、甚だ乏しい成果であるが、それでも筆者にとっては、限られた史料を通して時代全体を洞察せねばならぬ歴史家の仕事の難しさを確認するという収獲があった。そして、個人的なことに亘るが、この論考の展開が、かつて学生時代に親しく御指導を賜ったJ・フォークト、K・F・シュトローヘーカー両教授の著作と連結する結果を得たことは筆者にとってことのほか嬉しく、両先生が最近相ついで鬼籍に移られたこともあって、その感慨一入のものがある。

この作品の成立は右のような個人的関心に由来するばかりでなく、筆者の所属する西洋史研究室のメムバーの日頃の研鑽とも関係しているので、そのことにも触れておかねばならない。筆者が現在の勤務部署に転じてまもなく、宮松浩憲氏を相手に始めた、ラテン語原典の講読会は、その後、江川溫氏、大黒俊二氏、指昭博氏、中谷功治氏など、歴代の助手も参加して、古代・中世の文献を読み進んだが、既述の如く、エウギッピウスの著書もそこで取り上げた作品である。講読会はその後も幾篇かの聖者伝をテキストに用いて現在も継続しており（因みに参加者を列挙すれば、三成美保、森岡亮、指珠恵、佐藤九穂江、塚本栄美子の諸氏である）、本稿を草するに当たって筆者はメムバーの諸氏から多くの刺激と示唆を得ることができた（中でも指珠恵氏は『聖セウェリーヌス伝』につき、或るいは学会にて、或るいは学術誌上で研究成果を発表するところがあり、また、筆者は同氏から文献供与の益に浴した）。

右の通り、この論考が大阪大学文学部での筆者の研究と指導の両面に関係するので、『文学部紀要』に掲載するに当たり、一言、そのことを附記した次第である。

一九九〇年二月

合阪學識す

聖セウェリーヌス関係地図

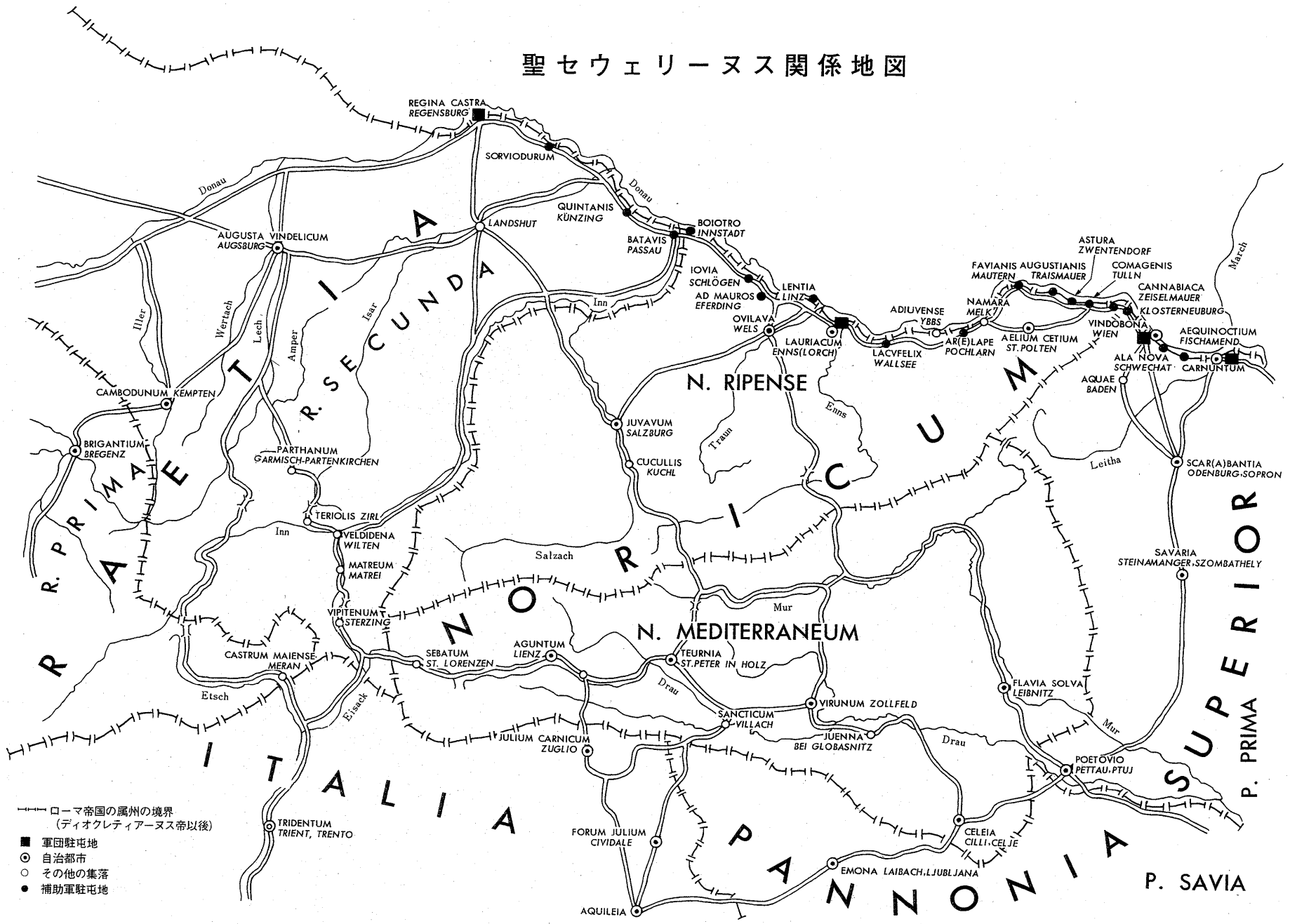

Die *Vita Severini* des Eugippius

von

Satoru AISAKA

Die vorliegende Arbeit über die *Vita Severini* des Eugippius besteht aus zwei Teilen. Der erste Teil stellt die Übersetzung des lateinischen Textes ins Japanische und die philologischen und historischen Erklärungen der Beschreibung des Eugippius dar. Im zweiten Teil behandelt der Verfasser als Historiker den Inhalt der *Vita Severini* in geschichtlicher Sicht und beschreibt die Probleme des heiligen Severin bzw. der antiken Kultur in folgenden Kapiteln:

Kap. I : Eugippius und seine kirchliche Stellung.

Kap. II : Die Geschichte Norikums bis zum Auftreten des Severin.

Kap. III: Der heilige Severin in seiner Zeit.

Kap. IV: Die Verwandlung der antiken Kultur in Norikum und seinen Nachbarländern.